「事務局たより」全記録

＜2016年9月16日 第1号～2024年2月25日 号外＞

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

事務局

春闘勝利・共謀罪反対・安倍内閣打倒 3.16
千代田総行動
（2017 年 3 月 16 日、JR お茶の水駅前）

守ろう平和といのちとくらし
2023 憲法大集会
（2023 年 5 月 3 日、東京臨海広域防災公園）

2024.1.26 国会開会日行動＝国会議員会館前

≪表紙掲載写真≫

上左＝クラーク像と宮澤弘幸

上右＝「ソシエテ・ドュ・クール（心の会）」発足記念写真。国際色豊かに談論風発して語学と文化交流の実践研鑽の場となり、戦争前夜まで続けられた。前列右端が宮澤弘幸、その左がレーン夫妻。後列中央背広姿がフォスコ・マライーニ（1939<昭和 14>年 6 月 8 日、太黒マチルド夫人宅にて）

下左＝戦争法廃止！　憲法改悪 STOP!　10.19 国会前行動
（2016 年 10 月 19 日　会報第 3 号掲載）

下右＝話し合う事が罪になる―共謀罪法案の廃案を求める 4.6 大集会
（2017 年 4 月 6 日、日比谷公園野外音楽堂、「会報」号外掲載）

国民弾圧・戦争への凶器

秘密保護法
戦争法
共謀罪法

即刻廃止せよ！

千代田区労働組合協議会
北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

「事務局たより」発行記録　目次

２０１６年

第１号　９月 16 日　憲法改悪阻止・戦争法廃止！　9.19 総がかり行動へ／
　≪冤罪忘れるな！①≫「心の会・発祥の地―札幌市北区北 11 条 3-1 太黒胃腸内科病院あたり」
第２号　９月 22 日　戦争法廃止を！　国会前に 23000 人／
　≪冤罪忘れるな！②≫「冤獄・札幌拘置所跡―札幌市中央区大通西 14 丁目あたり」
第３号　10 月 21 日　安部政権の暴走、断固阻止へ！　10.19 国会前行動に 6000 人結集／
　≪冤罪忘れるな！③≫「冤秘・根室海軍飛行場―北海道根室町・JR 根室駅南ワッタラウスあたり」
第４号　11 月 21 日　南スーダンへの自衛隊派遣反対！　11.19 国会前行動／
　≪冤罪忘れるな！④≫「冤源・内務省一斉検挙―旧内務省・地下鉄丸ノ内線霞が関駅前あたり」
第５号　12 月８日　12 月８日を忘れない！／1941 年 12 月８日のこと
　≪冤罪忘れるな！⑤≫「冤犠・天使病院（修道会）札幌市東区北 12 条 3-1-1」
第６号　12 月 12 日　宮澤弘幸墓参　新宿常圓寺／12 月８日を忘れまい！／12.10 北大 OBOG のつどい／
　≪冤罪忘れるな！⑥≫「冤圧・マライー二在日墓―愛知県豊田市東広瀬大根坂 21・廣済寺
第７号　12 月 21 日　植村隆さんへの「捏造記者」攻撃を許さない！　口頭弁論報告集会／
　≪冤罪忘れるな！⑦≫「冤裁・師走に一審判決―地裁跡・札幌市中央区大通西 13 丁目あたり」

２０１７年

第８号　１月 22 日　共謀罪は国民弾圧凶暴装置だ！　1.20 国会開会日行動／宮澤弘幸墓参案内／
　≪冤罪忘れるな！⑧≫「冤宿・北大生として一札幌市中央区南８条西８丁目藤田方」
◇号外　２月 16 日　有楽町マリオン前で「共謀罪」反対宣伝行動
◇訴え　２月 22 日　宮澤弘幸顕彰・追悼墓参のみなさまへ
第９号　２月 24 日　「共謀罪・戦争法」と「格差・貧困」は同根！　野党と市民の共闘、今こそ！
　≪冤罪忘れるな！⑨≫「冤弾・札幌北光協会―札幌市中央区大通西１丁目 14」
第 10 号　３月 25 日　安部政権「共謀罪」法案を国会提出　成立阻止へ　決意新たに行動を！
　≪冤罪忘れるな！⑩≫「冤狙・開かれた北星学園―札幌市中央区南４条西 11 丁目」
◇号外　４月７日　共謀罪法案、断固廃案！
第 11 号　４月 22 日　辺野古の米軍基地建設許すな！／韓国管見レポート・水久保文明／
　≪冤罪忘れるな！⑪≫「起訴・解約・除籍の春―1942 年３月 31 日、４月１日、４月９日」
◇号外　５月 17 日　〝共謀罪〟緊迫！　強行採決許すな！
第 12 号　５月 24 日　〝共謀罪〟断固廃案！　参院は根性を！／＜横浜事件＞弾圧の怖さ伝える一枚／

≪冤罪忘れるな！⑫≫「冤罪仕上げた大審院判決―1943 年 5 月 5 日、21 日、6 月 11 日」
◇号外　6 月 6 日　　〝共謀罪〟参院法務委の採決強行阻止！
◇号外　6 月 11 日　6.10 国会大包囲　止めよう！辺野古埋立て　共謀罪法案は廃案に！
◇号外　6 月 14 日　共謀罪廃案！　安部改憲 NO！―6.13 市民集会、日比谷野音に 5200 人
第 13 号　6 月 20 日　国民弾圧・冤罪捏造凶器の〝共謀罪〟適用させず、本質暴露し、断固廃止！／
≪冤罪忘れるな！⑬≫「幼な子別離の送還―1942 年 6 月出帆の日米交換船」
◇号外 7 月 11 日　　〝共謀罪〟施行抗議　安倍内閣退陣！　7.11 国会議員会館前行動
第 14 号　7 月 20 日　共謀罪廃止・安部政権打倒へ力強く　伊藤陽一／
≪冤罪忘れるな！⑭≫「夏休み労働実習に穽―1939 年 7 月 21 日～8 月 9 日」
第 15 号　8 月 20 日　安部政権打倒へ声を！行動を！／核兵器禁止条約を批准する政府を一水久保文明
≪冤罪忘れるな！⑮≫「連々と生き、逝った青春―大正 8 年 8 月 8 日～昭和 22 年 2 月 2 日」
◇リーフレット　9 月 4 日　秘密保護法、戦争法、共謀罪法　即刻廃止せよ！
第 16 号　9 月 24 日　断固、安部暴走政権打倒！／「捏造記者」攻撃と対決続く植村裁判／
≪冤罪忘れるな！⑯≫「弄ばれた交換船の救出―1942 年 9 月 2 日～21 日」
第 17 号　11 月 4 日　憲法改悪“発議”断固阻止！　11.3 国会包囲大行動／
≪冤罪忘れるな！⑰≫「ＧＨＱ超法規令で釈放―1945 年 10 月 10 日」
第 18 号　12 月 8 日　76 年前、開戦と弾圧の嵐が襲った―12 月 8 日を忘れない／
≪冤罪忘れるな！⑱≫「米大使館の帰国勧告を忌避―1941 年 11 月
第 19 号　12 月 21 日　安部９条改憲 NO!　安部内閣は退陣を！　意気高く 2018 へ／
≪冤罪忘れるな！⑲≫「日米開戦で一斉検挙―1941 年 12 月 8 日」

２０１８年

第 20 号　1 月 22 日　安部壊憲阻止へ　総行動だ！／植村裁判支援新春トークコンサート／
≪冤罪忘れるな！⑳≫「好奇・活発の日々、暗転―北大生・宮澤弘幸」
◇墓参案内と号外　2 月 22 日　宮澤弘幸顕彰・追悼墓参のみなさまへ
第 21 号　3 月 1 日　宮澤・レーンスパイ冤罪事件「総資料総目録」完成／
≪冤罪忘れるな！㉑≫「国家権力冤罪の主犯―内相兼務の首相・東条英機」
◇号外　3 月 28 日　嘘・隠蔽・改竄…安倍首相の責任追及を！
第 22 号　4 月 1 日　櫻井よしこ氏の「捏造攻撃」が捏造だった―植村隆名誉棄損札幌裁判傍聴記／
≪冤罪忘れるな！㉒≫「上告趣意書を著した一元判事で下獄した福田力之助
◇号外　4 月 15 日　　安倍暴走政権退陣！　4.14 国会前大行動
第 23 号　5 月 8 日　5.3 憲法集会 2018　6 万人が結集！　臨海広域防災公園／
≪冤罪忘れるな！㉓≫「軍機保護法の罠解明―元新聞記者で作家・千田夏光
第 24 号　6 月 1 日　辺野古米軍基地建設を許してはならない！／追悼　岸井成格さん／
≪冤罪忘れるな！㉔≫「軍機保護法付帯決議―貴族院勅選議員・織田萬
第 25 号　7 月 1 日　「二度と過去を未来にしないこと」／「対米従属」は国家破綻への道／
≪冤罪忘れるな！㉕≫「軍機保護法の拡大強化―陸軍書記官・日高巳雄
第 26 号　8 月 1 日　オウム死刑執行は国民への恫喝ではないか／
≪冤罪忘れるな！㉖≫「道連れで検挙・有罪―北大卒業生・黒岩喜久雄」
第 27 号　10 月 1 日　玉城デニー知事は沖縄県民の勝利／9.5 植村裁判東京訴訟第 13 回口頭弁論／
≪冤罪忘れるな！㉗≫「応召・服役・消息不明―元夜学性・丸山護」
第 28 号　12 月 1 日　止めよう！憲法発議　11.3 国会前大行動 18000 人が結集／
≪冤罪忘れるな！㉘≫「消息埋もれたいま一人―北大工学部助手・渡邊勝平」

２０１９年

第 29 号　1 月 1 日　総がかり行動、断固継続／宮澤弘幸顕彰・追悼墓参ご案内／

≪冤罪忘れるな！㉙≫「火を点けた手紙の主―宮澤弘幸の義弟・秋間浩」
第 30 号　2 月 1 日　ウソだらけの安倍政治を変えよう―1.28 国会開会日行動／
≪冤罪忘れるな！㉚≫「北海道大学夢風景―自費出版した北大 OB の３人」
◇号外　2 月 22 日　宮澤弘幸墓参と「宮澤・レーン事件を考える集い」
第 31 号　3 月 1 日“曲がり角越えた日本”に警鐘／
≪冤罪忘れるな！㉛≫「没後 72 年生譚 100 年 4－宮澤弘幸は過去の人、ではない」
◇号外　3 月 10 日　東海道五十三次いっせいアピール行動・東京京橋
第 32 号　4 月 1 日　国家権力犯罪は許すな！―山本宣治終焉の地記念プレート除幕・つどい／
≪冤罪忘れるな！㉜≫「国家総動員法 81 年―権力の理不尽を正当化する始原」
第 33 号　5 月 13 日　安倍政権退陣！　5.3 憲法集会／「草加事件」に見る冤罪の悲劇／
≪冤罪忘れるな！㉝≫「見るな、聞くな、言うな―３悪法・国防保安法施行から 78 年」
第 34 号　7 月 1 日　植村裁判東京訴訟「不当判決」／国家権力犯罪に賠償要求／
≪冤罪忘れるな！㉞≫「狭く、動けず、寒くー6 月から 6 月、まる 2 年の網走独房」
第 35 号　8 月 1 日　戦後最大の人権侵害／「レッド・パージ」／
≪冤罪忘れるな！㉟≫「授業は教師の義務だ―日米開戦前夜、帰国勧告を無視」
第 36 号　9 月 1 日　治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟／
≪冤罪忘れるな！㊱≫「僕がスパイ？冗談でしょ！―日米開戦の秋口、尾行がついた」
◇パネル展示　9 月 6～8 日　平和を目指す戦争展 in 立川（第 17 回）
第 37 回　10 月 1 日　人権と民主主義をまもる日本国民救援会／
≪冤罪忘れるな！㊲≫「激動の 1945 年 10 月―占領軍（GHQ）覚書の威力」
第 38 回　11 月 8 日　安倍首相に憲法を変える資格はない！　11.3 憲法集会 in 国会正門前／
≪冤罪忘れるな！㊳≫「無責任極みの御前会議―1941 年 11 月 5 日
第 39 号　12 月 1 日　青春と人生を引き裂いた“戦争”―「戦争と一橋生展」／
≪冤罪忘れるな！㊴≫「国家犯罪に“時効”はない」
◇号外　12 月 8 日　忘れてはならない 12 月 8 日／「はげしく抵抗しなければならぬ」千田夏光

２０２０年

第 40 号　1 月 1 日　憲法敵視・腐臭極まる安倍政権、即時退陣！／
≪冤罪忘れるな！㊵≫「冤罪証明の逆転証拠―大審院刑事判決原本簿冊」
第 41 号　2 月 7 日　安倍内閣打倒へ　断固行動を！／戦争は昔話ではない　栗原俊雄／
≪冤罪忘れるな！㊶≫「焼却逃れた冤罪の記録―内務省冊子『外事警察概況』」
第 42 号　3 月 6 日　植村裁判　東京控訴審も不当判決　最高裁で逆転判決目指す　植村隆／
≪冤罪忘れるな！㊷≫「“特高の底意”を白日に―荻野富士夫著『北の特高警察』」
第 43 号　4 月 6 日　“内閣情報室”の監視体制に徹底警戒を！／
≪冤罪忘れるな！㊸≫「最初の大きな活字―朝日新聞連載『スパイ防止法ってなんだ』」
第 44 号　5 月 1 日　現代政治につながる謀略事件「スパイ関三次郎事件」佐藤哲朗／
≪冤罪忘れるな！㊹≫「少女たちが体で伝えたーアメリカ・ベリー記者の特集記事」
◇号外　5 月 20 日　検察庁法改正は廃案に！　5.19 緊急国会議員会館前行動
第 45 号　6 月 1 日　≪冤罪忘れるな！㊺≫番外編「スパイ冤罪被害者の証言があったーポーリン・レーンの手記が母校の News Letter に」
第 46 号　7 月 6 日　小池都知事の歴史認識を糺す　関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への追悼文拒否問題
≪冤罪忘れるな！㊻≫「『心の会』を伝える原典―『武田弘道追悼集』寄稿二篇」
第 47 号　7 月 28 日　新聞通信放送レッドパージ 70 年　マスコミ関係労働者は沈黙したままでよいか？／
≪冤罪忘れるな！㊼≫「国境超えて悼む自由人―『随筆日本―イタリア人の見た昭和の日本』」
第 48 号　9 月 1 日　徹底取材した慰安婦問題「資料集」／JAL 争議に注目と支援を／

≪冤罪忘れるな！㊽≫「極寒、１年目は酷かった―『博物館　網走監獄』」
第 49 号　10 月 1 日　弾圧体制構築した安倍政治を忘れるな！／
≪冤罪忘れるな！㊾≫「出獄　だが 1 年に余にして―『朝日新聞　政治犯の即時釈放』」
第 50 号　11 月 4 日　憲法は民主主義の原点だ　11.3 大行動／秋間美江子さん死去／
≪冤罪忘れるな！㊿≫「公知を国の秘に、重罪に―『戦争と国家秘密法』」
第 51 号　12 月 8 日　“12 月 8 日の弾圧”を忘れるな！／「ファシズムへの道」を許すな！／
≪冤罪忘れるな！51≫「79 回目の 12 月 8 日―『白亜館の人たち』」

２０２１年

第 52 号　1 月 25 日　「核兵器禁止条約発効」に思う　水久保文明／再びレッド・パージの動きに警鐘
≪冤罪忘れるな！52≫「75 回目の 2 月 22 日」
◇号外　2 月 22 日　宮澤弘幸さん七十五回忌、追悼・顕彰を　秋間美江子さんの遺志も継いで／
◇号外　2 月 23 日　宮澤弘幸さん七十五回忌墓参
第 53 号　3 月 5 日　国家権力犯罪に“時効”はないー「検証 レッド・パージ 70 年」を読んで／
≪冤罪忘れるな！53≫「アメリカ人家族の目『日本を写す小さな鏡』」
第 54 号　5 月 7 日　デジタル関連法案・重要土地等調査規制法案・入管法改悪法案―国民監視・弾圧法案を許すな！／≪冤罪忘れるな！54≫「年度がわりに風化防止を提起『北大大学文書館年報』」
第 55 号　6 月 25 日　重要土地等調査規制法・デジタル関連６法―国民監視・弾圧法成立を糾弾する！
≪冤罪忘れるな！55≫「規制から拡大強化へ『防衛研究所紀要』」
第 56 号　10 月 30 日　「冤罪・松川事件」の構図を解く／「土地利用法」は断固廃止を！／
≪冤罪忘れるな！56≫「人を人と思わぬ番人『ダーチャと日本の強制主要所』」
◇号外　11 月 3 日　平和と命と人権を！　11.3 憲法大行動
第 57 号　12 月 12 日　宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から 80 年“憲法改悪⇒戦争”への道を許すな
≪冤罪忘れるな！57≫「拘置所における暗と明『バビロン女囚の記』」

２０２２年

第 58 号　3 月 10 日　「サイバー警察局」新設の警察法改悪は大問題！／
≪冤罪忘れるな！58≫「排除の強圧に抗す『スキャンダラスな人びと』」
第 59 号　4 月 1 日　「憲法改悪・国民弾圧⇒戦争への道」許すな！／「松川事件と『諏訪メモ』」感想特集／ヒロシマ連続講座「治安維持法」の過去と現在／
≪冤罪忘れるな！59≫「本件冤罪検証の原点『ある北大生の受難―国家機密法の爪痕』」
◇号外　5 月 18 日　　映画「わが青春つきるとも　伊藤千代子の生涯」／2022 憲法大集会
第 60 号　12 月 8 日　今こそ「憲法九条」を世界にー12.8 宮澤弘幸墓参で誓う／
≪冤罪忘れるな！60≫「絶筆となった復学願　北大文書館『退学休学・入学卒業』」
◇号外　12 月 23 日　　宮澤弘幸墓参と北大 OB の集い　ご案内」

２０２３年

◇号外　4 月 12 日　　宮澤家遺骨　供養塔への移動法要―2023 年 4 月 12 日・常圓寺
◇号外　12 月 8 日　　「戦争反対」を叫び続ける／新聞とジャーナリストは立ち上がれ！
◇号外　12 月 24 日　　宮澤弘幸墓参と北大 OB「宮澤・レーン事件から考えるつどい」ご案内

２０２４年

◇号外　2 月 22 日　　「事務局たより」発行記録
◇号外　2 月 25 日　　宮澤弘幸追悼・顕彰墓参／北大ＯＢＯＧのつどい

本会発行の主な書籍・冊子紹介（はじめに、目次、あとがき）
編集後記

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第１号　2016 年 9 月 16 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp

◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「真相を広める会」は、「会報号外⑥」で報告しましたように、結成以来３年半の活動実績を踏まえて、組織体制を組み直し、引き続き力量に応じて運動の一翼を担っていく方針です。

安倍政権の暴走に対しては、会員のみなさまも、「負けてたまるか！」の思いは同じだと考えます。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相をさらに多くのみなさんに知らせることを中心にして、関連するさまざまな活動をお知らせするために、「事務局たより」を発行します。

ご意見や情報をお寄せください。（宛先は上記事務局へ、FAX または e メールでお願いします）

憲法改悪阻止・戦争法廃止！
9.19 総がかり行動へ

９月 19 日は、安倍政権が「戦争法」を強行可決させて、ちょうど１年。これに抗議し廃止を求めて、国会を包囲し尽す行動とともに、いま全国各地で最大級の抗議行動が組織され、参加を呼びかけています。

安倍政権と戦争法に反対する声は日を追って強まり、この１年、毎月 19 日には全国各地で抗議行動が展開されてきました。８月 19 日には、「戦争させない千代田の会・第 12 次行動」が神田・神保町交差点（写真右上）で行われ、「真相を広める会」からも「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を訴える幟を立てて参加しています。（写真右下）

この日は引き続き、18：30 から国会包囲行動が取り組まれ、小雨がぱらつく中、3000 人が参加し、「戦争法廃止」「憲法改悪阻止」「沖縄高江のヘリパット工事反対」「南スーダンへの自衛隊派遣反対」等々のシュプレヒコールを国会議事堂へ響かせました。「真相を広める会」の幟は、これにも参加しています。

千代田区の行動は、日本共産党、民進党など超党派の千代田区議会議員６人が呼びかけて、毎月実行しているものです。宣伝だけでなく、区内でパレードを２回行い、沖縄の映画会なども開いています。

【事務局から】―「会報別冊」発行―

「会報号外⑥」で報告の「会報別冊」を８月 15 日付で発行しました。「真相を広める会」の活動総括と今後の活動体制、全ての活動経過の記録、新聞・ＴＶなどの報道記事目録、花伝社刊「引き裂かれた青春」索引などの総まとめとなっています。諸般の都合で限定部数となりますが、「真相を広める会」ホームページではそのまま公開となりますので、ご活用ください。関係団体等には寄贈の予定です。（福島　清）

植村氏長女の写真と名前さらす投稿男性に賠償命令

日本軍「慰安婦」問題を書いた元朝日新聞記者・植村隆氏の当時 17 歳の高校生だった長女がツイッターに写真や名前をさらされ「反日」などと書かれ名誉を傷つけられたとして、投稿した男性に慰謝料などの損害賠償を求めた訴訟の判決で東京地裁は８月３日、請求を満額認め 170 万円の支払いを男性に命じた。ネット書き込みの損害賠償額では異例の高さ。長女側は「こうした匿名の攻撃は民主主義社会で許されないという判断だ」（阪口徳雄弁護士）と評価した。

朝倉佳秀裁判長は、プライバシーと肖像権の侵害を認め「父親の仕事上した行為への反感から未成 年の娘に人格攻撃をした。悪質で違法性が高い。原告の恐怖、不安は耐え難いものであった」と認定。投稿は削除されたが、転載されネット上に残っていることを「権利侵害の状態が継続している」と認め、慰謝料は請求の２倍、200 万円が相当と異例の判断をした。

長女は 15 年３月、米ツイッター社に投稿者のＩＰアドレスなどを開示させる仮処分命令の申し立てを、同 12 月にはプロバイダー（接続業者）のビツグローブ社に投稿者の氏名住所などの開示請求訴訟を、それぞれ東京地裁に起こし、１年かけて男性の所在を突き止めた。現在 19 歳の長女は判決後、コメントを出して訴えた。「不特定多数からの誹謗中傷は、計り知れない『 間』のようなもの。こんな酷いことが行なえる社会はおかしい。判決が不当な攻撃をやめさせる契機になってほしい。（「週刊金曜日　2016. 8. 19 号＝長谷川綾・新聞記者」から一部を転載）

◇会員からのおたより

「会報号外⑥」、読ませていただきました。どうもありがとうございます。一つの組織を立ち上げ、会員一人一人を尊重しつつ、会の目的を違えることなく前に進んでいくのは、とても大変なことだと思います。

時には、繊細な配慮が必要とされるでしょうし、大胆な決断を求められる局面もあることでしょう。会の皆さまが、たくさんの山や谷を乗り越えて、ここまで歩んでこられましたことに心より敬意を表します。

私は、この度の都知事選をめぐって、いろいろな思いがあり、運動を進めていくことは、これはほんとに難しいことだなぁ、と思っておりました。

もちろん、都知事選をめぐる運動と、真相を広める会の運動を、同列に論じることは、乱暴だとは思っておりますが。ひとこと書かせていただきました。どうぞ、ご自愛の内にお過ごし下さい。（会員・渡辺眞知子）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！ ①

心の会・発祥の地

札幌市北区北 11 条西３丁目１番
太黒胃腸内科病院あたり

1939 年６月８日、太黒診療所の院長宅応接間で、院長夫人・マチルドさん、レーン夫妻、宮澤弘幸さんら 16 人の教師と学生の心がつながり「心の会」が発足した。（写真＝前列右端が宮澤弘幸さん、その左がレーン夫妻、同中央は太黒マチルドさん）

発祥の地と北大キャンパスは歩５分ほどの距離。旧外国人教師官舎（現・環境科学院の北側雑木林）に面した北大構内道路・新渡戸通りから公道・西５丁目通りを越え、斜め右手の北 11 条通りに入り、東へ最初の十字路。北東角の一画が現病院敷地＝写真（下）

同病院ホームページによると、創立・太黒診療所は戦後、医療法人社団・太黒胃腸内科病院となり、2010 年３月、旧診療所に隣接の現在地に新築移転した。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第２号　2016 年 9 月 22 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp

◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

戦争法廃止を！　国会前に23000人

昨年 9 月、戦争法を強行可決した安倍政権はこの１年、さらに暴走を重ねています。沖縄高江では力づくでヘリパット工事を開始し、辺野古への米軍基地建設工事も福岡高裁那覇支部の不当判決をテコに再開しようとしています。それでも、沖縄のみなさんは「阻止」の旗を高々とかかげ、闘っています。その姿に私たちは、励まされる思いです。

安倍政権はオール沖縄の意思を受け止め、一度でもアメリカに再交渉を求めたことがあるでしょうか。

首都圏はじめ全国各地に治外法権の米軍基地を許し、オスプレイはじめ米軍機の勝手気ままな飛行を許しているという現実は、独立国の主権が奪われ、「アメリカの占領下にある」と言っても過言ではありません。

9 月 19 日、台風 16 号による風雨の中、国会前は 23000 人の傘の花が咲きました。千代田区労協、新聞ＯＢ、北大ＯＢの会員のみなさんと一緒に参加しました。この日、大阪の 5000 人をはじめ、青森から熊本まで全国各地で「戦争法廃止！」の集会・デモが行われたと報道されています。

「秘密保護法廃止！」「戦争法廃止！」「憲法改悪阻止！」「安倍政権打倒！」のために、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相をさらに広める活動を力強く、地道に、確実に続けていきましょう。　（水久保文明）

植村隆さん裁判傍聴を訴える

新聞ＯＢ会第 35 回総会で

9 月 17 日、文京区民センターで開かれた新聞ＯＢ会第 35 回総会は約 60 人が参加。最高齢 90 歳をはじめとするＯＢのみなさん、メーデー参加、新聞研究活動から、そぞろ歩き、囲碁、健康麻雀、カラオケなどなど活発に活動し、元気そのものでした。

討議の際、従軍慰安婦報道で「捏造記者」と攻撃されている植村隆・元朝日新聞記者が東京と札幌で起こしている名誉回復裁判の傍聴支援を訴えました。

植村さんは朝日新聞北海道支社在職時代、「真相を広める会」発足以降の活動を朝日新聞紙上で報道してくれました。また「週刊文春」でバッシング記事が掲載される直前の2014年1月、常圓寺で山野井さんを取材。その際、「取材経費があるから」と新宿で、山野井さんと一緒に豪華な天丼をご馳走になりました。そんな「一宿一飯」の恩義とともに、同じ新聞労働者として看過すべきではないと考え、訴えたものです。

次回口頭弁論は 12 月 14 日午後３時。東京地裁 103 号法廷です。なお札幌地裁では、11 月 4 日、12 月 16 日に予定されています。　（福島　清）

◇会員からのおたより

８月初旬、こんな体験をしました。所用で、東京・高田馬場の駅前を歩いていたら、ビラ配りの大学生に声をかけられました。ビラには「反安倍政権」「憲法改悪反対」とありましたが、気の弱そうな学生で、口ごもりながら「あの～」という感じで、「戦時中北大で冤罪事件があったのを知ってますか」「宮澤・レーン事件を知ってますか」と聞くのです。どうやら、その学生はゼミの先輩に花伝社刊『引き裂かれた青春』を読まされ、ノンポリながらビラ撒きの手伝いに参加したとのことです。もう少し話していたかったのですが、仲間が呼びにきて彼は去っていきました。作り話のような本当の話です。「真相を広める会」の運動は伝わっている。そう、感じました。（会員・寺沢玲子）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！ ②

冤獄・札幌拘置所跡

札幌市中央区大通西１４丁目あたり

1941 年 12 月８日、内務省指揮の特高（特別高等警察）による全国一斉検挙で嵌められた宮澤弘幸とレーン夫妻らは、警察署留置場をたらい回しされた後、札幌拘置所に拘禁された。逮捕状抜きの検挙に始まり、大審院（現・最高裁）での公判抜き判決に至るまで拘禁は１年半前後の長期に及んでいる。

拘置所跡には、大手通信企業のビル（写真・中央奥）が建つなど様変わりしているが、当時は札幌地裁、同控訴院（現・高裁）などが建ち並ぶ司法ムラだった。戦後、全て移転したが、控訴院の建物だけは当時のまま遺され、「札幌市資料館」になっている（写真・左側）。当スパイ冤罪事件は当時の戦争法で控訴院抜きの大審院直送となったが、同資料館には当時の刑事法廷の一部が復元され、見学できる。入館無料。

【事務局から】「会報別冊」をホームページでご覧になった会員から、「花伝社刊『引き裂かれた青春』の索引は驚き感謝している」「小さくても『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相は伝えていくべきだ」など、ご意見いただきました。花伝社刊『引き裂かれて青春』は在庫もあります。ご注文は事務局へ。（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第３号　2016 年 10 月 21 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp

◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

安倍政権の暴走、断固阻止へ！

10.19国会前行動に6000人結集

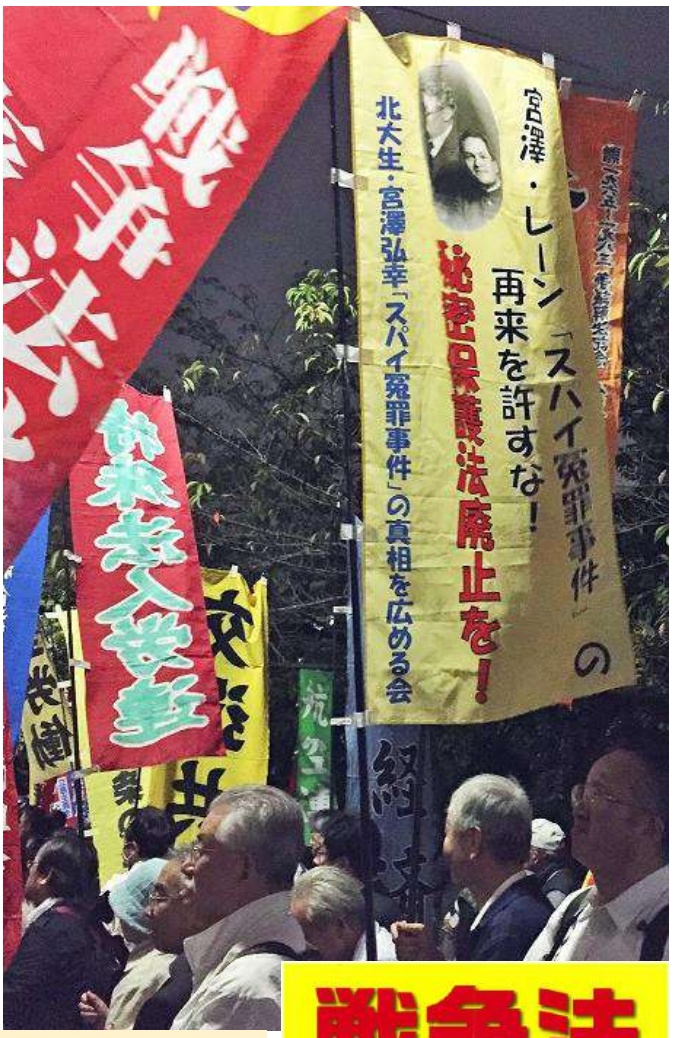

戦争法強行可決から１年１カ月たった 10 月 19 日、国会議員会館前で開かれた総がかり行動に、千代田区労協のみなさんと一緒に参加しました。安倍政権は暴走をさらに一歩進め、自衛隊員を紛争下の南スーダンに派遣しようとしています。沖縄・高江では、機動隊員が抗議する住民に「ぼけ、土人」などと暴言を吐く始末です。そして開会中の臨時国会で焦点になってきたのがＴＰＰです。一貫してＴＰＰに反対している元農水相で弁護士の山田正彦さんは、「ＴＰＰ批准は日本の独立の危機だ」と強調。総がかり行動実行委員会代表の高田健さん（写真左下）は「市民と野党４党の共闘を」と力強く訴えました。

新潟知事選で統一候補が勝利したように、安倍政権の暴走に対峙する国民の怒りは、間違いなく高まってきています。「負けてたまるか！」の思いをたぎらせ、引き続き行動に結集していきましょう。　（福島　清）

戦争法廃止 NO WAR

憲法改悪 STOP!

「テロ等組織犯罪準備罪」策動を許すな！

「共謀罪」から「計画罪」へと弾圧強化

10 月 12 日、衆議院第 2 議員会館で開かれた「『テロ等組織犯罪準備罪』に騙されるな！　院内集会」に参加した。政府はこれまで、2003, 2004, 2005 年の 3 回にわたって国会に提出されたが日弁連などの強い反対で廃案とされた「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を変えて上程しようとしている。

足立昌勝・関東学院大名誉教授は、「政府案は、①重大な犯罪の実行を目的とする組織的犯罪集団の活動として、②組織により重大が犯罪を実行することを、③二人以上で計画し、④計画した犯罪の準備行為が行われると『組織犯罪準備罪』になる」という。

「共謀」が「計画」に代わっていることが大問題だ。「共謀」だと謀議をした証拠が必要になるが「計画」だとどこまでも広がってしまう。日弁連は、犯罪が実際に発生する前に関係者が犯罪を起こすことを合意した段階から処罰できるということは、日本の刑法体系を根本から覆すことになる。合意による犯罪については未遂前の段階で取り締まることができる処罰規定がすでに整備されているから不要だと指摘している。

安倍政権は、2013 年に秘密保護法、2015 年に集団的自衛権行使の戦争法、さらに今年 5 月には刑訴法を大改悪した。すでに監視カメラは日本国中いたるところに設置され、国民の日常生活は監視されている。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を広める活動に関わってみて、国民弾圧法規はいったん成立すると猛威を振るうことを痛感した。2020 年東京五輪を前に、テロの恐怖を煽って成立させようとしている「計画罪」。上程される前に、この危険性を暴露して、上程させない行動が必要だ。日弁連をはじめ民進党も反対している。野党共闘の大切な課題だ。

この日、国会周辺は、国賓として来日中のベルギー国王夫妻歓迎の国旗が飾られ、華やいでいたが、その陰で画策されている国民弾圧の「共謀罪」策動を許してはならない。

（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！ ③

冤秘・根室海軍飛行場

北海道根室町・ＪＲ根室駅南ワッタラウスあたり

旧海軍が 1932 年 11 月に開設。当初は不時着用だったとされ、敗戦時の米軍資料では約 853 メートルと 945 メートルの 2 本の滑走路が交差する構造だった。1933 年根室町発行の『根室要覧』や 1934 年根室日報社発行の絵葉書（下図）で紹介されるなど、その存在は広く知られ、1934 年 8 月にはアメリカ海軍の士官（在東京大使館付武官）が公式見学している。

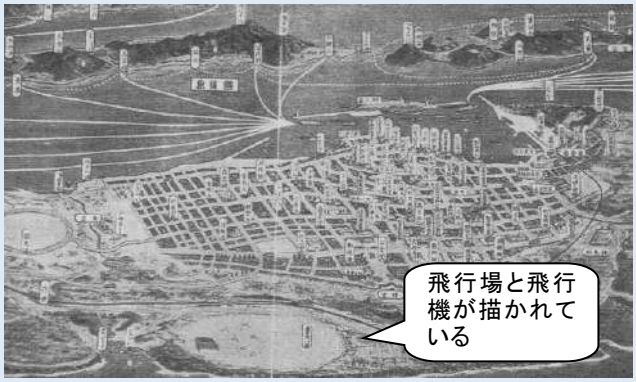

ところが、北大生・宮澤弘幸と同英語教師・レーン夫妻を検挙した特高警察は、軍飛行場の存在は軍事機密だったと決めつけ、裁判所（札幌地裁・大審院）も事実調べ抜きで「軍機保護法違反」と断じ、有罪とした。一審判決に示された罪状（軍事機密）は 16 項に及ぶが、いずれも被告の否認・反証に一切耳を貸さない決めつけであり、中でも根室の件がその典型で、国家権力による冤罪構造が如実に現れている。

♦　　♦　　♦

真相に迫る決定版（本会編）

『**引き裂かれた青春**―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部・冤罪の真相　第 2 部・冤罪事実の条条検証　資料編・判決全文　軍機保護法全文　年表　特別添付・重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】2013 年 1 月に結成した「真相を広める会」の 2016 年 8 月までの活動をまとめて製本した「活動記録・資料集」を、国立国会図書館、札幌市資料館、札幌市文書館、北海道大学大学文書館に寄贈しました。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相究明と北海道大学の謝罪と責任追及を求めるために、一人でも多くのみなさんに知っていただく一資料にして欲しいと考えています。この記録は「真相を広める会」のホームページに全文を PDF にして掲載してあります。

http://miyazawa-lane.com/　ご活用ください。

（根岸正和、水久保文明）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第４号　2016 年 11 月 21 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp

◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

戦争させない・9条壊すな！
総がかり行動実行委員会
11.19 国会前行動

南スーダンへの自衛隊派遣反対

寒空が広がる 11 月 19 日 14：00～15：30、衆議院第２議員会館前で開かれた集会には 3800 人が参加。この日は、アメリカ退役軍人平和会（ＶＦＰ）メンバーの元陸軍兵士ロリー・ファニングさん（39）がアフガン戦争従軍経験から、南スーダンへの自衛隊派遣に警鐘を鳴らしました＝写真右上。

政府は 11 月 15 日、南スーダンＰＫＯ参加の自衛隊員に「駆けつけ警護」任務付与を閣議決定しました。自衛隊派遣の前提であるＰＫＯ参加５原則は維持されていると強弁しますが、事実上の内戦状態にある以上、「警護」は戦闘行動にならざるを得ません。

憲法を踏みにじり、言葉でごまかして、国民を戦争への道に引きずり込む、安倍政権の暴走を阻止するために、さらに行動を続けましょう。

12 月 8 日を忘れない！

12 月８日は、軍国日本が世界平和に背を向けて戦争に突っ走った日であり、返す刀を国民に向け、国家権力による冤罪の牙を剥いた日です。今年は 75 年目です。私たちは、宮澤弘幸・レーン夫妻ら一斉検挙の日を忘れません。２面に＜コラム＞「冤罪を忘れるな！」を連載しています。　（水久保文明）

「捏造記者」攻撃を許さない！

「メディアバッシングと報道の自由を考えるつどい」開く

11 月 18 日、文京区男女共同センターで、「元朝日新聞記者・植村隆さんをまねいて　メディアバッシングと報道の自由を考えるつどい」が行われました。主催は千代田区労協、ＪＣＪ、ＭＩＣ三者ですが、実質は水久保文明さんが、一手に引き受け、ビラ作成からオルグまで実施。区労協からは、小林秀治議長はじめほとんどの常幹が参加し、出席者は 40 人でした。

小林議長が主催者挨拶の後、植村さんが約 1 時間にわたって講演しました。最初に 1982 年に朝日新聞入社後の経歴と活動を自己紹介。会社派遣で韓国での語学研修後、1987 年朝日新聞外報部。そして大阪本社社会部時代の 1991 年 8 月 11 日付朝日新聞大阪本社版にバッシングの対象となった元朝鮮人従軍慰安婦に関する記事のコピーをはじめ、たくさんの資料とパワーポイントを活用して現在までの経過を詳しく話し、「捏造記者」攻撃がいかに事実に基づかない卑劣なものであるかを明らかにしました。

そして最後に、ソウル市内には「記憶されない歴史はくり返される」とのスローガンが街路樹などに貼られている写真を紹介して、いまこそ歴史研究・教育を通じて将来にわたり記憶にとどめる決意も表明した 1993 年 8 月の河野談話の核心を伝え発展させていくべきだと強調しました。

終わって地下鉄本郷三丁目近くの居酒屋で二次会。植村さんはじめ 20 人が参加。意気盛んでした。次の行動は、12 月 14 日の口頭弁論とその後参議院会館で行う報告集会です。　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！④

冤源・内務省一斉検挙

旧内務省・地下鉄丸ノ内線霞ヶ関駅前あたり

真珠湾奇襲攻撃の 1941 年 12 月 8 日早朝、内務省警保局は、全国の特高警察を総動員、「外諜容疑者」一斉検挙を発令。「外諜」とはスパイ。北大生の宮澤弘幸とレーン夫妻を含む全国 111 人（月内追加 15 と憲兵扱 52 の総計 178 人）を逮捕状抜きで検挙。1 年後時点の刑事処分は、懲役 18 人禁固 5 人罰金 14 人。戦争強行のために罪なき人を捕らえた国家冤罪の震源地だ。

旧内務省の開庁は、内閣制度発足以前の 1874 年。警察機構と地方機関の掌握を軸に、運輸、建設、殖産、民生等にわたる広範な国家権力を統轄した。特高部門は敗戦の 1945 年 10 月に占領軍の超法規覚書で廃止。47 年 12 月に全省解体。現在、桜田通りに面した跡地には中央合同庁舎第 2 号館が建ち、警察庁と総務省（自治省等統合）が大看板を掲げ大部分を占めている。内務官僚ＯＢ「大霞会」編『内務省史』が詳しい。

♦　　♦　　♦

真相に迫る決定版（本会編）

『**引き裂かれた青春**―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部・冤罪の真相　第 2 部・冤罪事実の条条検証　資料編・判決全文　軍機保護法全文　年表　特別添付・重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】10 月 25 日付『北海道新聞』朝刊に「エルムに寄せて」と題し、12 月 11 日に、北大構内で、スパイ冤罪事件の被害者・宮澤弘幸さんの生涯を辿る劇を上演し事件の真相を訴えると呼びかける記事が掲載され、目にとまりました。「宮澤・レーン事件を考える会」と北大 OB 有志の護憲団体「ビー・アンビシャス 9 条の会」の共催。1941 年 12 月 8 日、日米開戦の日に軍機保護法違反との決めつけで検挙され、27 歳で亡くなるまでに、何を夢見、何を奪われ、何を伝え残そうとしていたのか、思うと胸が痛みます。わたしたち真相を広める会は、この日を決して忘れません。なにはあれ集会に参加し、改めて報告します。　（根岸正和）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第５号　2016 年 12 月 8 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

12月8日を忘れない！

スパイ網一擧に覆滅

きのふ拂曉一齊檢擧

内閣情報局發表

1941 年 12 月 9 日付「北海タイムス」の紙面

帝國、米英に戰宣を布告

畏し大詔渙發さる

東京日日新聞

近代海戰

1941 年 12 月 8 日、軍国日本は世界平和に背を向けて戦争に突入し、同時に国民に対しては問答無用の弾圧の牙を剥きだしで襲いかかったのです。

北海道帝国大学では、宮澤弘幸（工学部学生）、ハロルド・レーン（予科英語教師）、ポーリン・レーン（同）、渡邊勝平（工学部助手）、石上茂子（レーン方女中）が、特高に検挙され、続いて 12 月 27 日には丸山護（会社員）、黒岩喜久雄（無職、レーン夫妻の知己）が同様に検挙されました。

＊

「いったん強力な情報統制法が出来てしまえば、特高警察や刑事司法という権力が、戦争遂行のため、立法時の歯止めをいかに簡単にかなぐり捨てて不条理な適用を市民の身に加えるか、最悪の実例の一つがこの事件である。…統制法規というものは、人権に配慮するかのような美しい装いをまとって成立するが、成立した途端に臆面もなく装いを脱ぎ棄てて独り歩きをし始めることが、この事件ではっきりとわかる」（『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』序文から）藤森研さんが的確に指摘しています。

＊

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が引き起こされてから 75 年を経た現在、安倍政権は再び国民を戦争への道に引きずり込もうと暴走を続けています。特定秘密法、集団的自衛権行使をごり押しした末、南スーダンＰＫＯ派遣自衛隊員には「駆けつけ警護」任務を付与。殺し殺される戦争に巻き込まれる危険性が日一日と高まってきています。

＊

75 年前の 12 月 8 日を忘れてはなりません。宮澤弘幸とレーン夫妻らに対する冤罪事件を忘れてはなりません。特定秘密保護法廃止！の声をさらに高く、強く、上げ続けていきましょう。　（福島　清）

１９４１年１２月８日のこと

（「会報」別冊「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 真相を究め広める取組み　軌跡と展望」から）

宮澤弘幸とレーン夫妻らが検挙された「1941 年 12 月 8 日」は本件冤罪の原点であり、その真相は一点の曇りもなく明かされなければならない。それはただ単に事実関係を明らかにするに止まらず、冤罪によって事実上獄死した宮澤弘幸の無念に寄り添う大事な解明であるからだ。

この点に関しては、本件冤罪事件の解明に尽くした弁護士・上田誠吉の著書『ある北大生の受難』（1987 年朝日新聞社刊）では、独自の調査に基づく状況描写が織り込まれているが、同書でも、その裏付けとなる史実、出典等の明示はなされていない。

「真相を広める会」としては、本会発足と同時に一連の真相発掘に努め、その成果を逐次冊子等にまとめ、集大成といえる花伝社刊『引き裂かれた青春』の公刊（2014 年 9 月）に至っているが、その過程で「12 月 8 日」についても再検討した。

その結果、『ある北大生の受難』の記述や宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんによる同様の「証言」を、そのまま歴史事実として認めるべきだという意見と、それを裏付ける史実が見つからない以上は、明示すべきでないとの意見に分かれた。

精魂こめて調査・分析した上で書かれた上田著書での描写と秋間証言は尊重されるべきであることは当然である。しかしながら著書と証言を信じるか信じないかになると、これは当事者間の信頼関係にかかわることとなり、相互に覆しえない。

以来、本会としての見解は本別冊冒頭の「活動総括」にある通りであり、北大生向けに制作したリーフレット（2015. 3. 30）でも「（宮澤）弘幸の正確なその日の行動や検挙の状況などは不明」としている。宮澤弘幸が検挙された場所・時刻は現時点では不明という客観事実に重きを置いているのである。

繰り返すが、12. 8 について、上田著書での記述、秋間美江子さんの証言を「真相」として位置付けることをしなかったことについては、それを否定する立場からでは決してない。あるいはその通りであったかも知れない。問題の核心は裏付けである。

先に紹介の先達・上田誠吉弁護士は、件の著『ある北大生の受難』の「あとがき」で、

「とくに『思い込み』がいけません。間違いは、多くの場合『思い込み』の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は『思い込み』がないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです」

とも述懐している。同著において、敢えて裏付けとなる史実、出典等の明示をすることなく 12. 8 の状況に言及しているのも、この文脈で重ね読むと改めて蘊蓄の深いものが感じとれる。

既に歴史的事実となった事柄の真相解明に拙速はふさわしくない。半面、可能な限りの仮設をたて、それが物証、および合理的な説明によって立証されるか否か検証していく努力も大事と思われる。今回、一本の論考にまとめるには至らなかったが、方向性は出てきており、労作、試作の続くことに期待する。

それを一番待っているのが当の宮澤弘幸その人に違いない。そう思って本別冊一番の宿題としておく。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑤

冤犠・天使病院（修道会）

札幌市東区北 12 条東 3 丁目 1 番 1 号

特高警察がレーン夫妻とお手伝いの石上茂子を検挙したとき、夫妻の自宅（北大構内・外国人教師官舎）には、双子の末娘（小学生）と、ほとんど寝たきりの老父が同居していた。検挙時に娘 2 人が居合わせたかは不明だが、老父が臥せっていたのは間違いない。

特高の引き上げた後には、病床の老人と幼子が放置され、冤罪の犠牲は容赦なく家族に及んでいる。

これを知って見かねたのが天使病院と、母体であるフランシスコ修道会。老幼 3 人を引き取り、拘禁中の夫妻へは必需品の差し入れを続け、家財保全の代行をも引き受けている。これで少しは安堵したのか、老父は天使病院で看取られながら昇天。共にキリスト教徒ではあったが、病院と修道会はカソリックで夫妻と家族はプロテスタント。宗派は違っても、神に背く弾圧を前に違和感介在の余地はなかったのだろう。

♦　　♦　　♦

真相に迫る決定版（本会編）

『**引き裂かれた青春**―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部・冤罪の真相　第 2 部・冤罪事実の条条検証　資料編・判決全文　軍機保護法全文　年表　特別添付・重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第６号　2016 年 12 月 12 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

12月8日を忘れまい！

75年前の１９４１年12月８日、北海道帝国大学工学部学生・宮澤弘幸は、同大予科英語教師のハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻らとともに特高に検挙された。暗黒裁判で、宮澤弘幸は懲役15年とされ網走刑務所に収監された。敗戦後、占領軍により釈放されたが獄中生活で体が破壊され、１９４７年２月22日、27歳でこの世を去った。裁判で一貫「冤罪である」と主張し闘い抜いた宮澤弘幸の無念を忘れてはならない。宮澤弘幸らを陥れた国家権力の無法・弾圧を許してはならない。

宮澤弘幸が眠る新宿・常圓寺の墓前で、その思いを噛み締めた。　（福島清、水久保文明）

12 月８日
宮澤弘幸墓参
新宿・常圓寺

外人スパイ一齊檢擧

1941 年 12 月 9 日付・北海タイムス（現・北海道新聞）の紙面

内務省の省内記録『外事警察概況』（以下＝内務省記録＝当時は厳秘文書）によれば、「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し綿密なる内偵を遂げつつありたるが、十二月八日午前七時以降司法及憲兵当局と緊密なる連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」とある。

12月8日当日は１１１人だったが、同月中に15人の追加検挙があり、計１２６人が一斉検挙され、他に憲兵隊が52人を拘束した。

この数字は、明るみに出ない冤罪事件がまだ全国各地にあることを示唆する。

冤罪事件の告発に終わりはないのだ！

宮澤・レーン事件を忘れない！
太平洋戦争開戦 75 周年につどう

12. 10 北大ＯＢＯＧの会

12 月 10 日、東京・四谷の主婦会館で開催された標記のつどいに招かれ、「真相を広める会」の現状を報告し、今後の課題を問題提起させてもらいました。

つどいは約 30 人が参加。第二部の懇親会を含め、宮澤・レーン事件と共に、北大ＯＢＯＧとして取り組むべき課題について意見交換し、中で伊藤陽一さんは詳細な資料を基に「軍学共同に反対して―特に北大への防衛装備庁資金の給付を危惧して」と訴えました。

つどい参加者は、今後、世話人会を発足させ、メーリングリストで情報や意見交換を行うと共に、毎年つどいを開催することなどを確認し、最後は腕を組んでの「都ぞ弥生」合唱となりました。

安倍暴走政権下で大学管理が強化され、軍事研究強要の動きが強まる中、北大ＯＢＯＧのみなさんが強く連帯し、現・学生や教職員を激励しつつ逆流に立ち向かう行動を起こしてほしい、切にそう思いました。以下、報告した「現状と問題提起」の抜粋です。なお２人の参加者が『引き裂かれた青春』（花伝社刊）を購入してくださいました。　　（福島　清）

＜現状報告と問題提起（抜粋）＞

１「真相を広める会」の現状と課題

現在、組織活動は停止しているが、個々会員による手弁当活動を展開、対外的な窓口としての事務局も引き続き千代田区労協に置き、原則月１回の「事務局たより」発行と、ホームページ更新を行っている。花伝社版書籍等の販売も継続している。

この間の活動については、細大漏らさず記録して残すべく努めている。その一環として、これまで発行した「会報」、全活動記録、マスコミ報道などを『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件　活動記録・資料集』として若干部数を印刷製本し、北海道大学大学文書館、国立国会図書館などに寄贈した。また主要資料は、本会ホームページにＰＤＦで公開している。今後さらに北大生はじめ有為の青年たちが受け継いでくれることを期待したい。

２「真相を広める会」の目的と活動経過

３北大に申し入れた処置と北大の果たすべき責任

２、３略（2016・8・15 会報別冊から要約した内容）

４北大 OB・OG のみなさまへ

以上踏まえ北大の対応を一言でまとめるなら、北大は事件発生から 60 年間無視し続けてきた宮澤・レーン・スパイ冤罪事件について、本会の活動と、秘密保護法策動に反対する世論の高まりなどによって、一時は正面から向き合い、冤罪であることを認め、それを風化させない取り組みをすることを表明した。しかしながら、その後一転して、謝罪と責任明確化、建碑敷地提供など教訓を後世に伝える核心的な行動については全く後ろ向きに戻った――と言わざるを得ない。

2004 年４月１日に発足した「国立大学法人法」の下で、北大も文科省支配体制が強化されている。その現状は、神沼公三郎氏の『国立大学法人北海道大学の本質―人を粗末にする「選択と集中の競争体」』（「蒼空に梢つらねて―イールズ闘争 60 周年・安保闘争 50 周年に年に北大の自由・自治の歴史を考える」2011. 2. 22 刊）が詳細に告発している。

報道によれば、安倍政権下で、国立大学教員の人件費削減が加速している。北大では人件費 55 億円、教授 205 人分の削減が提案（16. 11. 24 朝日新聞）。また大学や研究機関を軍事研究に動員する「軍学共同」が急速に進められ、2015 年度安全保障技術研究推進制度に旧帝大では唯一北大が応募し採択されている。また学術会議は軍事研究否定見直しを検討している。

世界的な歴史逆戻り傾向が強まる中、安倍政権の暴走も残念ながらまだ続くと考えざるを得ない。その下で大学の研究・教育体制が大きく捻じ曲げられてきている。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件のような冤罪・弾圧を引き起こさせないために、同時に大学をめぐる危機的な状況に対して、北大ＯＢＯＧのみなさんが、声を上げ、現役の教職員・学生を励まして反対する運動を起こしていくことが重要だと考える。

関西大学では、「安全保障技術研究推進制度」について、学内の研究者が申請することを禁止する方針を決めたと報道されている（2016. 12. 8 毎日新聞）。「真理に倚って立つ自主独立の自修心」を掲げる北大こそ、本来ならその先頭に立つべきではないだろうか。北大ＯＢＯＧのみなさんが、体力・気力に応じて、励まし合いながら「無理のない活動」で、立ち上がることを期待する。

「1941 年 12 月 8 日検証」
＜論考紹介＞

「真相を広める会」会員の大住広人さんから「1941 年 12 月 8 日―スパイ冤罪・宮澤弘幸検挙時の検証」と題した論考が、以下の報告に添付され事務局に寄せられました。全文は本会ホームページに掲載してありますので、ご一読ご活用ください。

真相を広める会事務局、ならびに
元幹事会のみなさま

12・8 検挙時検証にかかる小論考をまとめましたので添付し、2015・12・5 幹事会決定（Ⅰ-3-⑤）に準じ報告致します。本検証はもともと本会活動の課題として取り組まれたものであり、今回小論考も当活動にかかる中で得た資料・知見が基になっています。

本会組織活動を停止して 1 年、一会員の論考となりますが、本会活動で得た資料・知見を還元する思いからも、本会のみなさま、就中元幹事会のみなさまに閲読願えればありがたく、報告の次第です。

（大住広人・会員、元幹事）

◇会員からのおたより

大住さんの 12・8 論考を読み、記者・ドキュメント作家としてのシツコサに敬意を表します。私は軽く考えることしか出来ませんが二点申し述べます。

①最近月に 1 度北 12 条駅で降りて、北大博物館まで山スキー部の年史編集に通っています。外国人教師の官舎跡を通るのですが、成長の遅い楡の大木は、今でも人間がすっぽりと隠れるほど太くありません。それより官舎を監視しているなら道路側から丸見えだし、通路を監視しているなら官舎側から丸見えです。さらに検挙命令が出ている時間に楡の木に隠れて監視するというのは命令違反ではないかと思います。

②秋間さんの証言は「兄からの伝聞」ですので、聞いた話が事実でも日付を間違えたりするのは責められません。例えば「カニ刑」の話を聞いて、取調べ中の拷問を連想するのは自然な感情でしょうが、実際には刑が確定してからの刑務所内で、脱走を企てた者などを拘束する器具なので「自白しろ」とのカニ刑拷問はありえません。

（刈谷純一・会員、元幹事）

****

構成劇と講演のつどい
宮澤弘幸に何がおきたのか？

12 月 11 日、札幌・北大構内で、「宮澤・レーン事件を考える会」（代表幹事・山本玉樹）「ビー・アンビシャス 9 条の会・北海道」（共同代表・梅津徹郎）共催による「構成劇と講演のつどい」があった。アメリカ在住の秋間美江子さん、本会から山野井孝有さんらが参加、主催者から計 380 人と報告されました。

構成劇は「エルムに寄せて」と題し、北海道合唱団員 25 人をバックに、宮澤弘幸を演じる佐藤駿輔さん（北大生）を中心に配置し、キャスト全員が前列に並んだ演出でした。事件を演劇にして表現するのは、おそらく初めての試みであり、舞台を食い入るように見る観客の目が印象に残りました。それだけに脚色された劇とはいえ、いかに史実を再現するかが大きな課題だなと痛感もしました。

講演は「戦前の日本と『宮澤・レーン冤罪事件』」と題して、唐渡興宣・北大名誉教授。「宮澤弘幸はどうして逮捕されたのか」「自律的人格の抹殺体制」「宮澤弘幸の人格性の陶冶はどこでなされたのか」など柱を立てて述べたが、全体的には抽象的表現で構成され、冤罪事件の本質から逸脱しているようにも思えました。既に『引き裂かれた青春』（花伝社刊）によって具体的状況が明らかになっており、それで喰い足りなく感じたのかもしれません。

この間、秋間さんが立ち、「兄が囚われてから 75 周年になるこの 12 月 8 日に、北大のどこでもいい、でも真ん中に立ってみたいと思い、やっとの思いで参りました。そして、この劇があることを知ったのです。兄も父も母も、もう一人の兄もさぞかし喜んでいると思います。皆様本当にありがとうございました」とあいさつしました。

また最後に発言を求められた山野井さんが「宮澤・レーン事件を忘れないということは、私たちが命を懸けて戦争に反対するということだと思います」と述べ、大きな拍手に包まれました。

（根岸正和）

【事務局から】

凶暴化する安倍内閣との対決つづく

師が走るほど忙しい月――。私は師ではありませんが、12 月にしてはこんなに忙しい年は初めてです。安倍暴走政治が年末に入ってますます凶暴化しているからです。

戦争で殺されるより、戦争反対の運動で死にたい――これは決して気負いではなく、私が高校生の頃から言い続けている〝座右の銘〟です。人は必ず死を迎えるもの。それを戦争という外からのベクトルではなく、内なる生き方として断固貫きたいという一種の信念みたいなものです。

以下は、千代田区労協専従と同時に「真相を広める会」事務局としての 12 月の行動報告です。

◆２日＝衆院東京１区の野党共闘めざす会議
◆４、５日＝千代田の平和と民主主義運動を進める泊まり込み会議
◆６日＝千代田九条の会事務局会議
◆７日＝新聞ＯＢ九条の会講演と忘年の夕べ。「週刊金曜日」代表の北村肇さん（毎日新聞社会部ＯＢ）が「新聞は憲法を守れるか？」と題して、新聞がまともに報じない「壊憲」の事実を告発し、あるべき新聞への提言を訴えました。

◆８日＝午前は宮澤弘幸の墓参（1 面参照）、夜は区内の大衆運動各分野の懇談会
◆９日＝６９行動
◆10 日＝午前は戦争法廃止を求める千代田超党派議員による宣伝行動、午後は「沖縄新基地建設ノー」日比谷野外音楽堂集会。3900 人が集まりました。沖縄・高江のオスプレイパッド、辺野古の新基地建設を許すなの熱気は、寒さを吹き飛ばすようでした。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑥

冤圧・マライーニ在日墓

愛知県豊田市東広瀬大根坂 21・廣済寺

「心の会」同人フォスコ・マライーニは、イタリア・フィレンツェの生まれで、同地に葬られているが、廣済寺にも墓がある。同寺が戦時中「敵性外国人」の強制収容所にされ、悲喜を超えた縁。墓石にはフォスコの造語 CITLUVIT（常在啓示）と共に「私の天体　月に帰ります　そして争いのないメッセージを地球に贈ります」と刻まれている。今も山あいに空抜ける禅寺。

フォスコは国際学友会の奨学金によって 26 歳で来日し「心の会」では兄貴格。学問・趣味・運動の万端に多彩で自由な発想と行動力を発揮し、若い仲間の身近な範となったが、国家による冤罪はそんな世界を圧殺した。フォスコ自身は 12・8 前に京大での教職を得て札幌を離れていたが、母国のファシズム政権が敗退し敵国となったことで強制収容所送りとなった。戦後も度々来日し、その心は在日墓に顕れている。

♦　　♦　　♦

真相に迫る決定版（本会編）

『**引き裂かれた青春**―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部・冤罪の真相　第２部・冤罪事実の条条検証　資料編・判決全文　軍機保護法全文　年表　特別添付・重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

植村隆さん名誉回復裁判傍聴を

韓国慰安婦報道攻撃に対して名誉回復を求めて、札幌と東京で裁判を起こしている植村隆・元朝日新聞記者の口頭弁論が、12 月 14 日東京、同 16 日札幌で行われます。この裁判は植村さんの名誉回復にとどまらず、歴史修正主義者たちの野望を打ち砕く闘いでもあります。同時に、いつか来た道に戻ることを許さない、戦争を許さない闘いであると考えています。私は東京・札幌ともに参加します。ぜひ、多くのみなさんの傍聴をお願いするものです。　（水久保文明）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 7 号　2016 年 12 月 21 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

植村隆さんへの「捏造記者」攻撃を許さない！

12.14東京、12.16札幌　口頭弁論と報告集会

本会は、朝日新聞紙上で「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を報道してきた植村隆・元朝日新聞記者が、東京と札幌で起こした「捏造記者」攻撃に対する名誉棄損・名誉回復を求める裁判に注目・支援しています。事実に反する「捏造」攻撃は、それ自体が捏造であり、冤罪を作り出す歪んだ権力構造とも通底する怖さを持っており見逃せません。東京では 12 月 14 日に第 7 回、札幌では同 16 日に第 5 回の口頭弁論が開かれました。

東京・第 7 回口頭弁論、報告集会

東京訴訟第 7 回口頭弁論は 12 月 14 日午後 3 時から東京地裁 103 号法廷で開かれました。

神原元・弁護士が第 5 準備書面に基づき、①文春の害意ある記事掲載によって、バッシングが集中した結果、原告の平穏な生活を営む利益が侵害され、それが受忍限度を超えることから損害賠償の対象になる②文春記事とネットやブログによる大学への攻撃は、サラ金取り立て手口と似ていて、平穏な生活を侵害する共同不法行為が成立する――と主張しました。

引き続き、参院議員会館講堂での報告集会では、同弁護士が「捏造記者でないとの論証は尽きている。平穏な生活侵害の主張も完成しつつある。共同不法行為論は専門の大学教授にも意見書を求めている」と、到達点と今後の焦点を明らかにしました。共同不法行為とは、記事（文春）とバッシング行為との間の因果関係が不鮮明であっても、生じた被害に対しては双方に負うべき責任があるという法理です。

最後に植村さんから近況報告があり、韓国カトリック大学での講義を来年度も継続するよう要請されたとのことでした。次回は 4 月 12 日午後 3 時、東京地裁 103 号法廷。この日の傍聴者は約 50 人。卑劣な捏造で毀損された名誉の回復だけでなく、歴史修正主義者集団の不当な主張と行動への批判行動です。引き続き多くの傍聴を呼びかけていきます。　（福島　清）

札幌・第 5 回口頭弁論、報告集会

14 日の「東京訴訟」につづいて、16 日の「札幌訴訟」第 5 回口頭弁論を傍聴しました。こちらは櫻井よしこ氏、新潮社、ダイヤモンド社、ワックが相手です。

午後 3 時 30 分開廷。在札幌の根岸正和さん、山本玉樹さん、かつて毎日新聞労組北海道支部の書記長を務めた清野博さん、そして東京の野田恵子さんらと入廷。手弁当の植村弁護団は 23 人がずらり。対する被告側は 7 人。まずもって数でも圧倒し、原告弁護団の気合の入れ方が伝わってきます。

この日は、前回、被告側が「櫻井よしこ氏の表現は名誉棄損にあたらない」と主張したことに対し、具体例を挙げ明確に反論。これを受け、岡田忠広裁判長から「論点を整理し直し土俵をきちんと作って審理の速度を早めよう」という趣旨の提案がありました。

写真＝左は東京、右は札幌の集会　（2 面へ続く）

（1面から続く）閉廷後の原告弁護団の解説によると、被告側の主張が不明解で裁判所も業を煮やした、ということのようです。そのせいか、被告側から審理遅滞の原因が原告にあるかのような発言があり、30 分余にわたって激しい応酬があり、血が騒ぎました。

閉廷後は「12. 16 植村裁判第５回口頭弁論 報告と講演会」。参加者は 120 人に膨らみました。

ここでも顔見知りの顔に驚き。元毎日新聞労組北海道支部長の山田寿彦さんです。植村裁判を支える「市民の会」の事務局を担当しているとのこと。彼は 2000 年 11 月「旧石器ねつ造事件」をスクープして、新聞協会賞を受賞した取材チームの一人。毎日新聞退社後に新たな道を歩んでいたのです。

集会は、弁護団による裁判の経過報告、植村隆さんの最近の様子を交えた報告のあと、慰安婦問題に取り組んでいる「女たちの戦争と平和資料館」事務局長・渡辺美奈さんの講演でした。

渡辺さんは、慰安婦問題は韓国や中国だけでなく台湾、フィリピン、タイ、インドネシアにも存在することを明らかにし、日本政府を厳しく批判。現在でも日本からの〝キーセン観光〟が横行していることにも怒りをにじませました。

終わって、さらに交流会場へ。東京での「美味しい魚の店を予約してある」という情報どおり、堪能させていただきました。清野さんとは 15 年ぶりくらいだろうか、酒を酌み交わした。

交流会では「どうして東京からわざわざ来てくれたのですか」との質問を受け、「私は植村さんの追っかけではない」と断りを入れましたが、この事件、彼の名誉回復だけではありません。まさに歴史の姿をそのままに伝える闘いであり、「日本会議」なる集団の指導的立場にある人たちとの〝ガチ勝負〟であると思っています。共に必ず勝ち抜きましょう。　（水久保文明）

◇会員からのおたより

第５号ありがとうございます。12 月８日に発行したのはよかったですね、あの日に、宮澤さんたちの検挙がおこなわれたということ、その意味を改めて考えさせ、よかったです。ただ、書き出しの「……軍国日本は…戦争に突入し」は少し誤解を与えています。この戦争は「15 年戦争」でして、1931 年の満州事変から始まり「シナ事変」(日中戦争)を経てここに至るわけで、日本は中国への侵略戦争から「米、英、蘭等との戦争――太平洋戦争に突入」とでもいうべきでしょうか、中国への侵略(戦争)のことをすっかり忘れてしまい、1941 年 12 月８日以前は平和だったと思い違いをしている人が多いので、ひっかかります。ただし、日本は中国に対して宣戦布告せず、「事変」扱いしていますからそこのところ微妙なのですが。　（関千枝子）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑦

冤裁・師走に一審判決

地裁跡・札幌市中央区大通西 13 丁目あたり

12 月８日に一斉検挙された宮澤弘幸とレーン夫妻ら北大関係６人（27 日追加の２人含む）は、翌 1942 年４月９日（2 人は 10 日）に起訴され、暮れ押し詰まった師走の 14～24 日に札幌地裁で有罪判決を受けた。判決文は、起訴状にあったであろう断罪項目が羅列されているだけで、断罪を裏付ける証拠も、合理的理由も示されていない、冤罪を逆証明する証文だった。

控訴院正面と「法の女神」像

写真は、地裁跡に隣接して、当時の建物が現存する旧控訴院（高裁相当＝現・札幌市資料館）正面玄関の造形。左右に公平・正義の天秤と剣を配し、中央の法の女神テミスは目隠しをしている。目先惑わす肉眼を塞ぎ心の目で真実を見るの意だ。戦時法下で上訴は控訴院を飛ばし、いきなり大審院（最高裁相当）で有罪確定となったが、目隠し女神はなんと見ただろう。俗人には、真実に目を隠した鉢巻きに見えてくる。

♦　　♦　　♦

真相に迫る決定版（本会編）

『**引き裂かれた青春**―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部・冤罪の真相　第２部・冤罪事実の条条検証　資料編・判決全文　軍機保護法全文　年表　特別添付・重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】高校の頃、社会というのは原始共産の時代から封建社会、資本主義社会を経て社会主義、共産主義へと発展していくのだと聞き、なるほどと思ったものです。ところが現実は、資本主義が行き詰ったら封建主義に逆戻りしているようです。金持ちはより金持ちに、非正規労働者がそこから抜け出すことは至難です。◆この一年、世界も日本も歴史が逆戻りするようでした。矛盾が深まるということは、闘いのマグマが爆発寸前だと考えます。しかしそれを真の改革へと爆発させるためには、より大きな連帯と団結が必要です。「たより」はその一翼を担いたいなと思っています。みなさま良い新年をお迎えください。（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 8 号　2017 年 1 月 22 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

共謀罪は国民弾圧凶暴装置だ！

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を繰り返させてはならない

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」ーー。

憲法前文を読み直してみると、秘密保護法、戦争法を強行成立させ、いままた、共謀罪なるものを企図している安倍政権と与党は、いかに憲法を敵視しているかが浮き彫りになってくる。

彼らには、国民を信頼するという思考はまったくない。国民とともに、国民のための政治を進めていこうとする姿勢はゼロだ。そして制定から 70 年を経たいま、戦争放棄こそが真の世界平和への道であることを指し示している憲法こそを根底から壊そうとしている。共謀罪は憲法の下で平和に生きることを願っている国民弾圧のための凶器だ。かつて北海道で引き起こされた「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を知ったわれわれは、再び国民を無残な弾圧に晒すことになる共謀罪を、断固粉砕しなければならないと思う。

（福島　清）

写真は、第 193 回通常国会が開会した 1 月 20 日、寒風の中、国会議員会館前で開催された「安倍政権の暴走を止めよう！　国会開会日行動」。「安倍政権打倒」の決意を胸に 600 人が結集した。

国会開会日行動に続いて、参議院議員会館講堂で「秘密保護法、戦争法と一体・話し合うことが罪になる－共謀罪の国会提出を許さない１・20 院内集会」が開かれ、満員の参加者で、熱気が溢れた。「秘密保護法」廃止へ！実行委員会／解釈で憲法９条を壊すな！実行委員会／日本マスコミ文化情報労組会議（ＭＩＣ）／盗聴法廃止ネットワークが共催した。

主催者代表の高田健さんは、「日本は明治以来 150 年というが、その前半の 70～80 年は戦争の連続だった。しかし平和憲法制定以来の 70 年間、日本は戦争をしていない。安倍は戦争法をフルスペックにするために必要な法整備をごり押ししようとしている。韓国を見よ。昨年韓国の民主勢力は選挙で多数をとり、朴政権を追い詰めている。韓国の民衆に連帯して安倍を倒すこと以外に解決の道はない。そのためには、①選挙で勝つこと。②勝つためには安倍打倒の運動を作ること。それは立憲野党４党と市民の共闘しかないのだ」と気迫を込めて訴えた。

政府はここにきて、共謀罪は「一般の方々が対象になることはあり得ない」などと言い始めている。「安倍さんは『下品』だ『嘘つき』だ『思い上がり』だ」（牧太郎・青い空白い雲、1. 22 サンデー毎日）とまで言われている安倍政権の言、信用できるわけがない。

かつて宮澤弘幸をスパイに陥れた軍機保護法制定時、政府・軍部は「故意犯だけを罰する」といい、議会は「（軍事秘密を）侵害する者のみに適用」と付帯決議した。しかしそれらはいとも簡単に踏みにじられたという厳然とした事実がある。戦争への道に狂奔する安倍政権がその道を歩まないという保障はない。

秘密保護法、戦争法、そして共謀罪ーー。憲法が保障している平和に生きる権利、誠実に生きようとする願いが、残酷に踏みにじられようとしている。

声を上げたい。できる行動を積み重ねていきたい。

（福島　清）

首都東京の中心・千代田区では、民進党、共産党、千代田区労協などが「戦争させない千代田の会」を結成して、戦争法反対行動を継続している。2017 年初の第 17 次行動は、1 月 19 日夕刻、神田・神保町交差点に 40 人が結集して、「憲法違反の安保法制（戦争法）は廃止しかありません」と訴えた。「真相を広める会」ものぼりをたてて、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を訴えるリーフを宣伝した。（水久保文明）

「戦争させない・９条壊すな！総がかり行動委員会」主催「毎月 19 日行動」の 2017 年最初の行動は、19 日国会議員会館前で開かれ、3000 人が結集した。「安倍政権の暴走止めよう！」「南スーダンへの自衛隊派遣反対！」のコールが寒風の空へ響き渡った。（福島　清）

宮澤弘幸 顕彰･追悼墓参のご案内

1947 年 2 月 22 日、スパイ冤罪と闘い抜いた宮澤弘幸が 27 年の生涯を閉じました。70 年になります。安倍政権が画策している、治安維持法下でもなかった平穏な日常生活を送っている人々の内心の自由にまで踏み込み、無限・無制限の冤罪を生み出す共謀罪を阻止するために、宮澤弘幸の墓前で誓い合いましょう。

日時＝２月２２日（水）午後２時～３時、新宿・常圓寺。

（事務局員が「真相を広める会」の幟を立ててお待ちし、ご案内します）

◇会員からのおたより

感じたこと等、少し書かせていただきます。「事務局たより」第 4 号の送信文で、青森空港を出発し南スーダンに向かう自衛隊員を涙で見送る家族の表情を伝えた報道について、「胸締め付けられます」とありましたが、私も同じ気持ちでした。為政者は、よもや、自分或いは自分の身内・親しい人が南スーダンに派遣されるとは考えていないと思います。だから、新任務付与を閣議決定できるのでしょう。

「事務局たより」第 5 号では、＜コラム＞冤罪忘れるな！⑤の天使病院とフランシスコ修道会の記事が心に残りました。この＜コラム＞は、私のお気に入りです。舞台の場面転換のようで、気持が切り替わり、なぜか心が落ち着きます。そして第 6 号。水久保さん、迫力ある〝座右の銘〟ですね。12 月の行動報告、読ませていただくだけで元気になりました。

私は日本友和会の会員なのですが、その機関誌（キリスト教非戦平和誌「友和」2016 年 9・10 月号）に山本玉樹さんの投稿が載って、宮澤・レーン事件について書いておられます。友和会の皆さまに宮澤・レーン事件を知っていただくことで、平和な社会を希求する力が強められることを願っています。私も日本友和会への近況報告に、「戦争中に起こった、北大生宮澤弘幸さんとレーン夫妻（クリスチャン）『スパイ冤罪事件』の真相を広める会の活動に参加しています」と書かせていただきました。

日本友和会の理念は、一切の暴力行使と、その準備への協力を拒否し、互いの思想・信条の違いを認めあい、非暴力で平和な社会を実現する――です。

（渡辺眞知子）

【事務局から】◆1 月 26 日(木)18 時 30 分からエルプラザ 4 階大研修室で「韓国市民と慰安婦問題・植村隆さん韓国報告」。2 月 10 日の裁判にむけさらに支援の輪を広げる運動に発展しています。◆2 月 9 日(木)北海道クリスチャンセンターで午後1時から8時まで「辺野古・高江・沖縄映画上映会、中曽根和成船長さんたちと語らう夕べ」会費 1000 円があります。(根岸正和)

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑧

冤宿・北大生として

札幌市（中央区）南８条西８丁目藤田方

大審院判決は、宮澤弘幸が北大生として断罪されたことを明記し、被告住居（下宿）を「藤田方」と記している。起訴前に北大から解雇され官舎を追われた相被告のレーン夫妻が「元教師　住居不定」と記されているのと、ここが大きく違う。北大生であることに強い誇りを持ち、長期にわたった拘置所での勾留の間も帰るべき下宿を持ち続けた意志を裏づけている。

半面、なぜ「藤田方」だったのか？　縁にかかる消息は残されていない。宮澤弘幸の検挙は北 2 条西 22 丁目に下宿していたときであり、以後、勾留のまま懲役 15 年の刑が確定し、拘置所から網走刑務所に収監されている。したがって「藤田方」には一歩も足を踏み入れておらず、幻の下宿だったことになる。いまは中小のビルが建ち並ぶ街区となっていて、「藤田方」に託した思いも縁もたどりうる痕跡を消している。

♦　　♦　　♦

真相に迫る決定版（本会編）

『**引き裂かれた青春**―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部・冤罪の真相　第 2 部・冤罪事実の条条検証　資料編・判決全文　軍機保護法全文　年表　特別添付・重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

事務局たより　速報　2017.2.16　北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

有楽町マリオン前で「共謀罪」反対宣伝行動

２月１５日、正午から１３時まで、「ストップ秘密保護法共同行動」（ＭＩＣ、ＪＣＪ、自由法曹団、全労連、千代田区労協、婦人有権者同盟、国民救援会などで結成）参加団体有志が、有楽町マリオン前で、「共謀罪」の危険を訴え、国会上程を阻止しようと宣伝行動を行った。本会も参加して一緒にリーフレットを手渡しし、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を繰り返させないために、「共謀罪断固粉砕！」と訴えた。

ここはかつて、国民を戦争へと駆り立てた「撃ちてし止まむ」の大看板を掲げた日劇と朝日新聞社跡地。今、安倍暴走政権は、再び国民を戦争への道に引きずり込もうとしている。「共謀罪」はそれに不安を持ち、抗おうとする人々を弾圧する凶暴な武器だ。断固粉砕しよう。　（水久保文明、福島　清）

宮澤弘幸 顕彰・追悼墓参のみなさまへ

「共謀罪」に断固反対しよう

７０年前の１９４７年２月２２日、スパイ冤罪と闘い抜いて 27 年の生涯を閉じた宮澤弘幸を顕彰・追悼するために命日墓参されたみなさま、ご苦労さまです。

私たちは、宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」の真相を糺す運動を継続していますが、今、安倍政権が再び宮澤弘幸が陥れられたような冤罪事件を作り出す「共謀罪」を制定すべく画策していることに、強い危機感を持っています。

かつての戦争前夜、北海道帝国大学の外国人教員と学生たちが結成した「心の会」などは、真っ先に共謀罪の対象にされることは間違いありません。

「共謀罪」は、宮澤弘幸らが陥れられた軍機保護法を上回る無限・無制限の国民弾圧の凶器です。すでにこれまでの国会審議において、その危険性が暴露されています。

声を上げ、断固、反対しましょう。

日中戦争下の 1939 年 6 月 8 日に発足した「ソシエ・ドゥ・クール（心の会）」＝札幌・太黒マチルド夫人宅にて

北海道大学こそ「軍学共同反対」の先頭に立つべきだ！

「共謀罪」に加えて、安倍政権の一連の「戦争への道」政策の中で、さらに見逃せないのは「安全保障技術研究推進制度」の強行です。2016 年度 6 億円を 2017 年度は 110 億円にも増額し、大学や研究機関を引きずり込もうとしています。北海道大学は、2016 年度に旧帝国大学の中で唯一、同制度に応募し採択されたという異常事態に陥っています。それに引き替え、私学の関西大学、明治大学、法政大学が、参加しない姿勢を明確に打ち出しています。「学の独立」が使命である大学のとるべき態度です。

日本の教育において民主主義の源流を作った札幌農学校の精神を受け継ぐ北海道大学こそ、戦争への道につながる「ひも付き研究制度」を真っ先に徹底批判し、反対すべきではないでしょうか。

墓参された北海道大学ＯＢＯＧをはじめとするみなさん。

宮澤弘幸命日にあたり、安倍政権の「戦争への道」政策を徹底批判し、秘密保護法、戦争法を廃止させ、今国会で成立を画策している「共謀罪」を断じて許さない決意を固め合いましょう。

２０１７年２月２２日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労働組合協議会　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
T:03-3264-2908　F:03-6272-5263

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 9 号　2017 年 2 月 24 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「共謀罪・戦争法」と「格差・貧困」は同根！

野党と市民の共闘、今こそ

プラカードを掲げて野党共闘を訴える民進党・共産党・社民党・自由党の各代表と拍手で応える参加者

「戦争から『いのち』をとらえてきた総がかり行動実行委員会は、生活の場から『いのち』をとらえていくことも重要であると考えます。格差の拡大と貧困の広がりは、世界各地で紛争の火種となり多くの人々の命を削っています。戦争に反対することは貧困に反対すること、平和をめざすことは平等を目指すこと」（集会プログラムから）ーー。2 月 19 日、日比谷野外音楽堂で開催された「戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会」主催の集会は「格差・貧困ノー 2. 19 総がかり行動　みんなで豊かに！みんな大切にされる社会を！」が集会の中心テーマでした。

本田由紀・東大大学院教授は、具体的事例を上げて日本の格差と貧困の現状を説明し、国民生活に関する悪い値は世界最高、良い値は世界最低と訴えました。

政党代表の民進党の山尾志桜里さん、共産党の小池晃さん、社民党の福島瑞穂さん、自由党の渡辺浩一郎さんは、安倍暴走政権を打倒するために野党と市民の共闘をと熱く訴えました。

雇用と労働者、奨学金、シングルマザー、災害の各現場からの告発と怒りは、安倍政治がいかに国民の生活を破壊しているかを浮き彫りにしました。

総がかり行動が、戦争法・共謀罪策動を糾弾すると同時に、格差と貧困問題を一体としてとらえて、その悪政打破のために野党と市民の共闘をと呼びかけたことは、運動がさらに広がる可能性を示唆していると感じることができる集会でした。　（福島　清）

宮澤弘幸顕彰・追悼墓参と北大OBOGのつどい開く

宮澤・レーン事件を忘れない！
強権国家づくりノー！

2月22日午後、新宿・常圓寺で宮澤弘幸顕彰・追悼墓参が行われ、約30人が参列しました。引き続き3時から同寺内で「北大ＯＢＯＧの集い」が行われ約40人が参加。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を引き起こさせないために、今後毎年、2.22命日につどいを開くなどの活動方針を決めました。「真相を広める会」事務局は、北大ＯＢＯＧの活動に積極的に協力します。　福島　清）

旬刊　2017
自由法曹団通信　1587号　2/11
発行・自由法曹団本部
東京都文京区関口1－8－6　メゾン文京関口Ⅱ202号
電話 03-5227-8255　FAX 03-5227-8257
URL＝ http://www.jlaf.jp/

上記通信に、宮澤弘幸顕彰・追悼にふさわしい記事が掲載されました。川上さんの了承を得て、全文を紹介します。

あや子さんへ

川上麻里江・自由法曹団北海道支部

高橋あや子様

弘幸さんの命日、2月22日を前にして、私はまた、弘幸さんとあなたのことを思い出しています。

昨年、2016年の12月11日、北海道大学で『1941年12月8日　北大生宮澤弘幸に何が起きたのか？―構成劇＆講演のつどい』という集会が開かれました。宮澤弘幸さん、あなたの夫になるはずだった弘幸さんが、「スパイ」の容疑で検挙され、27歳の若さで命を奪われたあの「宮澤・レーン事件」を、北大ＯＢによる「ビー・アンビシャス９条の会」会員を中心とするメンバーが、構成劇にして演じました。私は、この会のメンバーに、演劇の心得があるらしい弁護士ということで（？）出演を依頼されました。

この劇で、私があなたの役を演じたことは、私にとってとても切ない、しかし大切な経験となりました。

この劇に出演するまで、私は、弘幸さんの事件について、さほど真剣に知ろうとしていませんでした。もちろん、特定秘密保護法について考えるとき、弘幸さんの事件を知ることは必要不可欠であると知ってはいました。しかし、無知だった私は、弘幸さんが、帝国主義それ自体に疑問を持った形跡がなかったこと、むしろそれが世界を良くするものであると信じていたらしいことをもって、「このエリート青年は、事件さえなければ、きっと侵略者の利害に立っていい暮らしをするつもりだったんだろう」と、彼のことを実に冷ややかに見ていたのです。

しかし、弘幸さんの心、戦争は国と国との戦いであって、人と人との間に本当に結ばれた信頼を揺るがすに値しないと見抜いていたこと、自ら主体的に考え、正しいと信じる行動を貫く心を知って、それまでの自分の了見がどんなに狭かったかを知らされたのでした。それどころか、私はあなたの役を演じると決まってから演じ終わるまでの数か月間、本当に、弘幸さんのことが好きで好きで仕方がなかったのです…弘幸さんが信じたもの、考えていたことをもっと知りたいと願いました。

弘幸さんは、少し気取っていて、少し危なっかしくて、関心事が多いものだから、いつの間にかどこかに行ってしまいそうな……確かに忘れがたい人だったに違いない、と思いました。弘幸さんが貴重な夏休みを殆ど旅行に費やしてしまうなんて、いったいどうやって寂しさに耐えたものだろうかとか、書籍『ある北大生の受難』に登場する黒田しづという女性に嫉妬をしたりとか、そんなことを考えながら、国家の行為によって弘幸さんを奪われてから、ほかの誰とも結婚する

有楽町で「共謀罪」反対宣伝行動

2月15日、正午から13時まで、「ストップ秘密保護法共同行動」（ＭＩＣ、ＪＣＪ、自由法曹団、全労連、千代田区労協、婦人有権者同盟、国民救援会などで結成）参加団体有志が、有楽町マリオン前で、「共謀罪」の危険を訴え、国会上程を阻止しようと宣伝行動を行いました。訴えと同時に、千代田区労協と本会の連名で制作した「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件は訴える“共謀罪”断固粉砕」のリーフレットをティッシュペーパーに挟んで、約300枚宣伝しました。

丸山重威・ＪＣＪ代表委員の司会で、岩崎貞明・ＭＩＣ事務局長、今村幸次郎・自由法曹団、福島清・真相広める会、木瀬慶子・９条フェスタ、三枝和仁・ＪＣＪ、水久保文明・千代田区労協、田中隆・自由法曹団、仲築間卓三・マスコミ九条の会のみなさんが、それぞれの立場から共謀罪の危険性を訴えました。

ここはかつて、国民を戦争へと駆り立てた「撃ちてし止まむ」の大看板を掲げた日劇と朝日新聞社の跡地前です。今、安倍暴走政権は、再び国民を戦争への道に引きずり込もうとしています。「共謀罪」はそれに不安を持ち、抗おうとする人々を弾圧する凶暴な武器です。声をあげ、行動を起こし、断固粉砕しましょう。　（水久保文明）

ことなく９０年ほどの生涯を過ごしたあなたの気持ちに、少しでも近づこうとしていました。

客席から聞こえたすすり泣きのうちのいくらかは、間違いなくあなたに向けられたものだったと思います。歴史の中の大切な出来事を誰かに伝えたいとき、自分の問題として身近に捉えてほしいとき、演劇は非常に役に立つのだということを、私は実感したのでした。

あや子さん。特高が弘幸さんに目をつけていると知ったとき、あなたはどうしたいと思いましたか。弘幸さんが検挙される可能性が高いとわかっていたら、レーン夫妻を慕って訪ねて行くのを止めようと思いましたか。あなたを演じた私の答えは…それでもやはり、弘幸さんには、己の信じるところに従って行動してほしいと望んだだろう、というものでした。

あなたは弘幸さんの、広い視野と行動力、そして流されず信念を貫く生き方を、愛していたのではないですか。そういう弘幸さんに、憧れと尊敬の気持ちをもって、生涯この人と暮らしていきたいと、願ったのではないですか。

平和憲法ができて７０年が経ちました。弘幸さんのような人たちが、少しは生きやすい世の中になっただろうか、と思いを巡らせています。平和と人権の憲法が、喜びをもって受け入れられてから何十年かが経つうちに、この国の人たちは、平和にも人権にも慣れてしまって、そういったものを、かえって胡散臭いと思ってしまっているような気がします。

弘幸さんも信じ、愛していたはずの国家が、時に国民に牙を剝き、命や絆を奪ってしまう場合があることを、忘れつつあるような気がします。ほんとうに、弘幸さんには戦後を生きてほしかった。帝国のエリート青年から、国家に裏切られた経験を土台に、さらに知見を広げて、本当の民主主義国家に日本を作り変える力をもった大人へと変貌する姿を見てみたかったと、心から思います。そしてあなたが、戦後の時代を、どんなに弘幸さんと一緒に生きたかっただろうと思うと、今でも時々涙が出そうになるのです。

2017年の今、特定秘密保護法はできてしまっているし、政府はさらに「共謀罪」なるものを作って、市民への監視を強めようとしています。一人の国民に「スパイ」の容疑が、人々の間に疑心をもたらし、絆を破壊し、多くの人の人生を変えてしまうものだということが、弘幸さんの事件を通じてよくわかりました。最も悲しかったのは、解放された弘幸さんが、監獄で失った健康を回復できずそのような世の中を再び作りだすことがないように、私たちの努力が問われているのだと思います。

これからも、特定秘密保護法の廃止に向け、そして政府が戦争の教訓を忘れて突き進もうとしている諸悪法の成立阻止・廃止のための運動を続けることを、約束します。第二の弘幸さんを生まないために、そして、第二のあや子さんを生まないために。

【事務局注・高橋あや子＝宮澤弘幸の５歳年下。父方同士が遠縁。父は警察官で若く病死。医師志望だったが断念。父共々クリスチャン。急性腎盂炎で入院し、見舞いにきた宮澤弘幸がその翌日に検挙された。会計事務で生計たてる。

櫻井よしこの悪質性を追及

植村裁判・札幌 第６回口頭弁論

元朝日新聞記者の植村隆さんがジャーナリスト櫻井よしこと新潮社などを訴えた名誉毀損訴訟第６回口頭弁論は、2 月 10 日、札幌地裁 803 号法廷で午後３時 30 分開廷しました。傍聴者は定員 71 人を超える 73 人にのぼり抽選となりました。次回は 4 月 14 日です。

札幌地裁ではこれまで５回の口頭弁論が開かれていますが、被告側は「捏造決めつけ=名誉棄損」を認めようとしないため双方の主張は対立したままになっています。この日は、植村弁護団 21 人が櫻井よしこ氏代理弁護士側 7 人と対峙。弁護団は、第９準備書面要旨①で、被告櫻井による名誉毀損の悪質性を追及し、名誉毀損行為が極めて悪質であること。同要旨②では、被告櫻井の摘示事実の真実性が認められないこと等々について詳細に指摘した準備書面を提出すると同時にその内容を陳述しました。

今回は非常にわかりやすい弁論で、終了後の報告集会でも傍聴参加者から「具体的な指摘でよく分った」と拍手が会場を包んでいました。

報告集会は 110 人が参加して、午後 4 時 30 分から札幌市教育文化会館で開かれ、小野寺信勝弁護士(植村氏裁判事務局長)から上記要旨の報告がありました。

植村隆さんは沖縄ツアー『目覚めへの旅』と題して、2 月 1 日～6 日の旅行報告をしました。高里鈴代さんと 36 年ぶりに再会し、「沖縄の日本軍慰安所 146 か所と米軍の性暴力」などの資料をいただいたことや、沖縄が現在おかれている政府の攻撃等々を肌で感じたこと、素晴らしい人々と出会い、『目覚めへの旅』の始まりとして沖縄の人々と連帯していきたいと語ってくれました＝写真。

このあと「トランプ現象とメディア」(日本の状況は)と題して外岡秀俊氏(ジャーナリスト・作家＝1953 年札幌市生まれ、東大法学部卒、朝日新聞社ニューヨーク特派員、東京本社編集局長などを務め 2011 年退社)の講演がありました。米国大統領のトランプ現象は全世界に物議をかもしていますが、パネルを使っての種々の問題点提起は大変勉強になりました。

最後に斎藤耕弁護士が、「共謀罪」阻止は喫緊の取り組みであり、国会に上程させない行動を起こそうと訴えました。　　(根岸正和)

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑨

冤弾・札幌北光教会

札幌市中央区大通西１丁目１４

戦前・戦中のキリスト教徒は、信徒であるが故に弾圧された。戦争権力へ迎合を強いられ、教会報国団を組織、戦闘機増産の献金にまで尽したが、遂には教会堂を敷地ごと軍に接収されている。そんな不条理を背負う北光教会はレーン夫人の父・ローランドが草創期の宣教師として半生を奉仕（1896～1929）した縁でも篤く、この地に在るだけで歴史の襞をなしている。

元々の名は congregational church 訳して札幌組合教会と呼んだ。会衆相互の自由な意思に拠って契約の意とされる。第一次大戦の兵役を忌避、戦後の北大に赴任したハロルドと、大戦で夫を奪われたポーリンがこの教会で結ばれている。いまも聖歌奏でる古いオルガンはポーリンが戦死した先夫への思いを込め寄進した遺品でもある。大通の西の端・円山にはレーン夫妻の墓があり、この教会の会衆たちが護りしている。

♦　　♦　　♦

真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部・冤罪の真相　第２部・冤罪事実の条条検証　資料編・判決全文　軍機保護法全文　年表　特別添付・重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】２月 14 日、千代田区内で、小原隆治さん（早稲田大学・政経学術院教授）、中川雄一郎さん（明治大学・政経学部教授）などの呼びかけで『東京１区市民連合（仮称）』準備会が結成されました。千代田・新宿・港の各区から 17 団体・35 人が参加して、熱心な討論が行われました。集会は『東京一区のみなさんへ！　共同アピール』を満場一致で確認し、奮闘する決意を固め合いました。首都東京の中心地・東京１区で市民と野党の共闘を広げ、野党統一候補・国会議員の実現をめざします。　　(水久保文明)

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 10 号　2017 年 3 月 25 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

安倍政権「共謀罪」法案を国会提出

成立阻止へ　決意新たに行動を！

安倍暴走政権は 3 月 21 日、「共謀罪」法案を閣議決定し、衆議院へ提出しました。これまでの国会審議、学者・弁護士、そして市民・野党の徹底批判によって、政権意図が完全に崩壊しているにもかかわらずです。

この暴挙を阻止するために、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相をさらに広く訴えていきましょう。国民を欺いて悪政を強行する安倍政権を打倒するために、さらなる行動を継続していきましょう。

3.19 国会議員会館前集会に 4800 人

「戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会」主催の「自衛隊は南スーダンから即時撤退！共謀罪反対！3. 19 国会議員会館前行動」は、3 月 19 日、4800 人参加で実行。安倍政権に対し「戦争法は今すぐ廃止」「自衛隊は直ちに撤退」「共謀罪の新設反対」「安倍内閣退陣」のコールを突きつけました。　（福島　清）

春闘勝利・共謀罪反対・安倍内閣打倒！

3.16千代田総行動

3月16日は終日、千代田春闘共闘委員会主催「3.16総行動」でした。総行動のメインスローガンは「大幅賃上げ実現、安倍内閣打倒、共謀罪阻止、戦争法（安保法制）廃止、特定秘密保護法廃止、消費税増税反対、原発再稼働反対・すべての原発即時廃止、東日本大震災復興支援、格差と貧困をなくし内需拡大で景気回復、くらしと雇用、いのちと平和を守り、17春闘勝利を目指す」――。

この日は、朝、神田、九段下、市ヶ谷、霞ヶ関、虎ノ門の各駅で宣伝行動、昼は丸の内から経団連までのデモ、午後はお茶の水駅頭、神田神保町交差点での宣伝行動、夜は東京春闘共闘と共同で、虎ノ門から国会までのデモを実行しました。

宣伝行動では、千代田区労協と真相を広める会連名の「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』は訴える〝共謀罪〟断固反対！」のリーフレット3800枚を配布して市民にアピールしました。

日本の首都東京、そのまた中心の千代田区内の労働組合とＭＩＣなどが結集しての総行動は、意気盛んです。その中核である千代田区労協には、千代田区職労、全農林、全労働など公務員労組と新聞、出版、通信、ＩＴ、全国一般加盟労組など60組合・分会、約5400人が結集しています。総行動メインスローガンにあるように、戦争に反対して、平和・いのち・くらしを守るための諸課題を高くかかげて活動しています。

共謀罪断固反対！リーフ　4600枚宣伝

千代田区労協と「真相を広める会」連名で発行した「共謀罪断固反対！」リーフレットは、大和市秘密保護法反対特別委員会、東京地評評議員会、毎日新聞労組、マリオン前宣伝行動、千代田総行動などで、これまでに4600枚宣伝しています。共謀罪粉砕まで引き続き宣伝を継続していく方針です。（水久保文明）

植村裁判　東京訴訟第8回口頭弁論　**4月12日(水)15:00～15:30　東京地裁103号法廷**
＜報告集会＞　植村バッシングとメディアへの攻撃　参議院議員会館講堂　16:00～17:30　500円

「2.22北大OB・OGのつどい」今後の方針を確認

「宮澤・レーン事件」世代を超えて継承へ

戦前、北海道帝国大学の英語教師だったレーン夫妻とともにスパイ冤罪に陥れられた宮澤弘幸さんの命日である２月22日、首都圏在住の北大 OB・OG 有志は、新宿・常圓寺で墓参後、「強権国家ＮＯ！ 宮澤先輩の命日に集う北大 OB･OG の会」を開催した。ＤＶＤ鑑賞、問題提起、近況報告などの後、宮澤・レーン事件については今後も考え、発信を継続していくとともに、若い世代に働きかけを継続すること、さらに毎年２月22日の命日には常圓寺で墓参とつどいを開くこと等を確認し合った＝写真右。

組織的な墓参と会合は、2013 年以来「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（以下「広める会」）が呼びかけて始まった。今年も「広める会」が主催し、午後１時過ぎから三々五々墓参した。午後２時からは、同寺地下ホールで北大 OB･OG 有志主催のつどいを開催した。札幌から 2016 年１月に結成された「宮沢・レーン事件を考える会（北海道）」（以下「考える会」）代表の山本玉樹さん、「広める会」の山野井孝有さんら 36 人が参加した。翌日 23 日付毎日新聞と北海道新聞が墓参とつどいについて報道した。

つどいを呼びかけた世話人としては、①宮澤弘幸とレーン夫妻の追悼と「宮澤・レーン事件」の現代につながる課題について、北大関係者が当事者意識を持って事件のより深い究明を行い、大学内外で記憶の継続を求め、実行していくこと、②学内で普通の営みを行っていた教師と学生に対する拘束であるにもかかわらず、抗議及び冤罪被害者を擁護出来なかった大学自治のあり様の反省を求めていくこと、③再び冤罪が起こさせぬよう活動を継続する態勢をつくりたい――との問題意識からであった。

最初に「考える会」が昨年 12 月 11 日に札幌で企画・上演した「構成劇：エルムに寄せて」のＤＶＤを上映した。この構成劇は「宮澤・レーン事件」の経緯と権力の横暴を告発するもので、「考える会」と「ビー・アンビシャス９条の会・北海道」が中心となり、脚本・演出・出演を両団体のメンバーや北大の学生たちが、専門家の支援を得て、総勢 60 人超で行われたもの。会場の北大工学部ホールは 360 人の参加者であふれた。つどい参加者は熱心に見入っていた。

第一部では、①報告②研究発表③活動の継続と拡大のための提案が行われた。「報告」は、「広める会」事務局の福島清さんが、「広める会」のこれまでの活動報告の後、組織的な活動は停止しているが、会員が自覚的・自主的に引き続き宮澤・レーン・スパイ冤罪事件

の真相を広め、関連する活動を継続するために事務局をおき「事務局たより」を発行している。現在は、再び「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を引き起こす共謀罪阻止のために活動していると報告した。

「研究発表」は２件。昭和女子大名誉教授の伊藤セツさんは「山川菊栄研究からみる戦前の運動・言論取締」というテーマで、強権権力による自由の抑圧事例と、時代とともに取締りが強化される状況を、詳細な資料に基づき明らかにした。法政大学名誉教授の伊藤陽一さんは、旧帝大で唯一防衛庁予算研究に応募した北大への警告を念頭に「軍事研究の現状（防衛省・米軍）と学術会議の検討」の説明を行った。

世話人から「活動の継続と拡大のための提案」として、①世代を超えて「宮澤・レーン事件」を継承するため若い世代への働きかけを行う。②毎年宮澤の命日の２月22日に常圓寺にて墓参・会合を持つ。事件発生日の 12 月８日には、「会報」を出すほか必要に応じ会合を行う。③事件に関する大学当局への働きかけ、大学関係者との関係作り、在校生への参加働きかけ等の活動は札幌が主となるので、「考える会」の活動を支援していく。④「広める会」は「事務局たより」と同会ホームページで北大 OB･OG への情報提供や投稿掲載等に協力するとしているので、これを活用していく。⑤在京 OB･OG 等との連絡は、当面は今回の世話人２人（村瀬、泉）が担当する。連絡先を世話人まで連絡されたい（取扱は厳重管理）――ことを提案した。

続いて参加者全員が今後の活動についての意見と近況を報告。最後に活動活性化を再確認して閉会した。二次会では旧交を温め合った。二次会残金２万余円は、今後の活動資金とすることにした。

世話人　村瀬喜之　090-4947-5393
同　　泉　定明　090-4534-1375

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」
朝日新聞がコラムで紹介

３月９日付朝日新聞は、「ザ・コラム」で駒野剛・編集委員の「自由・人権と国家　不都合な真実に牙むく権力」と題した記事を掲載しました。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の発端から、宮澤弘幸が事実上獄死されられた経過を簡潔に紹介した後、国家権力がいままた画策している共謀罪の危険性とマスコミの責任について、次のように指摘しています。

ザ・コラム
The column
駒野 剛（編集委員）
不都合な真実に牙むく権力

自由や人権を否定した暗黒事件だが、宮沢の死と、戦後、北大に復帰したレーン夫妻が口をつぐんだことに加え、事件が秘密のベールに包まれて容疑をかけられた人が分断されてしまい長く知られなかった。

摘発当時も詳しく報じられなかった。朝日新聞は宮沢らが逮捕された翌日、他の事件とまとめて「外人スパイ一斉検挙」とだけ掲載した。新聞が真実追究の力をなくし、権力の言いなりだった証拠だ。

◇

……日本国憲法で、私たちには基本的人権、思想信教や言論出版の自由が与えられた。しかし権力の行使に不都合な真実の公開に、今も国家は牙をむく。

72 年 5 月の沖縄返還の際、日米協定では米側が「自発的に支払う」となっていた返還される土地の原状回復費 400 万ドルを日本が「確保する」とする密約を結んだのに、政府は密約の存在を否定し続けた。

「米国の情報公開がなかったら、半永久的に表沙汰にならなかった。権力はウソをつくんだぞ、ということを密約事件は今も警告しています」と西山さんは話す。

14 年 12 月に防衛機密などの漏洩を防ぐ特定秘密保護法が施行され、いま、犯罪を計画した段階で処罰できる共謀罪の趣旨を盛り込んだ法律が導入されようとしている。自由や人権への牙を強める道具の賛否で新聞界は割れ、逆に肩入れする人さえいる。

宮沢の妹、秋間美江子さん（90）は訴える。「私たちのような家族をまた作ってはいけない。あなた方これからの時代の人たち、頑張って下さい」。この言葉が今ほど新聞人に突き刺さる時代はない。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑩

冤狙・開かれた北星学園

札幌市中央区南 4 条西 17 丁目

創設は 1887 年に遡る。アメリカ・長老教会婦人伝道局の派遣で来日したサラ・クララ・スミスが開学、「スミスさんの女学校」で親しまれた。敬虔ながら家族的な校風で知られ、戦前は毎週金曜日の午後を、いまでいう園長主催のホームパーティーの日とし、札幌圏に働く外国人教職者をはじめ、学内外の人たちが自由に出入りして、親睦と文化交流の場となっていた。

ここに卑劣な狙いをつけたのが特高警察で、スパイの溜まり場と決めつけた。宮澤・レーン夫妻への判決でもアメリカ大使館への繋ぎは全て同学園で行われたことにされているが、証拠は全く示されていない。ここで雑談交じりに話せばアメリカ当局に「通報されると予想して」漏泄したなどと、非条理極まる予断を振り回し、漏泄罪を適用している。この一点だけでも裁判にも値しない冤罪だったこと明らかといえる。

♦　♦　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】昨年秋から国会議員会館前行動に参加する日が増えた。地下鉄永田町駅を降りるとリュックに「アベ政治を許さない」の小さなタグを付けた高齢者や、手製のスローガンを持った夫婦たちと出会う。「安倍暴走政治にじっとしていられない」という静かな怒りを感じる。1 時間程度の行動だが、主催者は「歩道の通行人には道を譲り整然と行動しよう」と呼びかける。警備の警官も強面ではない。一人ひとりが行動を積み重ねていくことだ。陽春。全部はムリだが、悪政打倒へ、幟を立てて集会参加を続ける。（福島　清）

安倍政権が共謀罪国会審議を強行開始した 2017 年 4 月 6 日夜、日比谷野音で「話し合う事が罪になる共謀罪法案の廃案を求める 4.6 大集会」。北海道大学ＯＢ・伊藤陽一さん、山口幸夫さん、泉定明さんと参加。3700 人が集まった。日比谷公園内のさくらは満開。

民進・共産・社民・自由・沖縄の風の各党代表の決意表明、吉岡忍さん、青木初子さん、佐藤学さん、山口二郎さん、高山佳奈子さんらの発言は、共謀罪が国民弾圧の凶器になる危険性を鋭く指摘した。

「安倍さんは『下品』だ、『嘘つき』だ『思い上がり』だ」（牧太郎・青い空白い雲、1.22 サンデー毎日）とまで言われている安倍首相。加えて法務大臣、防衛大臣、それに復興大臣の言動。何をか言わんや。

春。共謀罪廃案を要求する行動が続く。可能な限り参加して、反対・抵抗の意思を貫きたい。　（福島　清）

★4 月 19 日（水）18：30～・日比谷野音「辺野古の海の埋立工事強行を許さない！4.19 集会」

★5 月 3 日（水）13：00～・有明臨海防災公園「施行 70 年　いいね！日本国憲法　5.3 憲法集会」

話し合うことが罪になる?!

共謀罪

NO!!

2017年4月19日　日比谷野外音楽堂

今こそ立ち上がろう

作詞：山城　博治

沖縄の未来は　沖縄が開く
戦さ世を拒み　平和に生きるため
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

辺野古の海を　守り抜くために
圧政迫るが　立ち止まりはしない
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

高江の森を　守り抜くために
力を合わせて　スクラム固めよう
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

島々の暮らしを　守り抜くために
思いを巡らせてスクラム固めよう
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

輝く明日は　今こそが拓く
閉ざされた歴史を　解き放つために
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

歌え自由の歌を　届け空の彼方へ
この青空の下に　人は生きて行く
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

「美しい5月のパリ」のメロディーで

この笑顔、この声、このこぶし――。
何と力強いことか。
3 月 18 日、保釈で 5 ヶ月ぶりに再び闘いの場に戻った沖縄平和運動センター議長・山城博治さんがステージに立ち、「今こそ立ち上がろう」「沖縄を返せ」と熱唱した。
この闘志、この気迫！
腹の底から力が出る！

民進党、共産党、自由党、社民党、沖縄の風各党代表が力強く決意表明。続いて、警視庁機動隊沖縄派遣違法住民訴訟代表と辺野古埋立て土砂採掘に反対する各地の市民団体が現状報告と決意。

辺野古基地建設は本土の警察・大企業も加害者だ。埋立て用土砂採掘跡地は、産廃物・原発廃棄物処理場にされる危険性があるという。辺野古基地建設強行は、日本全土の環境を破壊する暴挙だ。

阻止の展望は、「あきらめない」「負けてたまるか」の決意から生まれる。声を上げよう！　行動に参加しよう！

（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 11 号　2017 年 4 月 22 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

共謀罪、断固廃案！

辺野古の米軍基地建設許すな！

若葉の季節。共謀罪成立阻止と辺野古埋立て工事強行阻止が、最重要課題となってきました。衆議院法務委員会で共謀罪審議が強行開始された 4 月 19 日は、昼間、国会議員会館前で、共謀罪阻止行動が行われ、夕刻には、日比谷野外音楽堂で、3500 人が結集して「辺野古の海の埋立て工事強行を許さない！4. 19 大集会」が開催されました。不当逮捕から釈放を勝ち取った沖縄平和運動センター議長の大城博治さんが参加。笑顔で、ハリのある声で、こぶしを振りあげ、「今こそ立ち上がろう」「沖縄を返せ」と熱唱しました。この闘志と気迫は、参加者の心に確かな力を植え付けたと思います。「負けてたまるか！」です。　（福島　清）

「平穏な生活権」侵害を論述

植村裁判・東京　第8回口頭弁論

植村裁判東京訴訟（被告＝西岡力氏、文藝春秋社）の第８回高等弁論が 4 月 12 日午後３時から東京地裁 103 号法廷で開かれました。傍聴者はちょっと少なく定員 90 人に 70 人ほどでした。

この日は弁護団が第６準備書面を提出し、梓沢和幸弁護士が、気迫を込めてその要旨を読み上げました。被告文藝春秋の報道は「故意があり、被害が原告の家族にまで及ぶことを欲していたとさえ言える」「植村さんに加えられた人格攻撃は、平穏な生活を営む権利、プライバシー権への侵害でもある」「被告（文春）の報道によって侵害される原告の私生活の平穏は、被告を含むマスメディアの表現の自由ないし報道の自由に優越する」と厳しく主張しました。

続いて、神原元弁護士が、被告側主張に説明を求める 14 項目の「求釈明」について説明し、被告側弁護士に回答を求めました。次回は７月 12 日（水）午後３時、103 号法廷です。

報告集会で勝ち抜く決意を確認

終了後、参議院議員会館講堂で、報告集会が開かれました。神原元弁護士は、第６準備書面で植村裁判は名誉毀損だけでなく、平穏な生活が侵害されている広義のプライバシーを守る裁判であることを主張したと説明し、梓沢弁護士（写真右上）は、文春記事の不当性主張で勝ち筋が見えてきたと力強く発言しました。

渡邊知行・成蹊大大学院教授は、「週刊文春記事が誘発した＜平穏な生活を営む権利＞への侵害について」と題して、判例などを詳しく紹介して、原告の平穏生活権は、マスメディアの表現の自由ないし報道の自由に優越することを紹介しました。

植村裁判を支援している精神科医で立教大学教授の香山リカさんは、香山さんに対して「医師法違反が疑われて監査が入った」などのデマを報道したチャンネル桜と番組「沖縄の声」のキャスターを提訴したことを報告し、注目と支援を訴えました。

ジャーナリストのデイヴィット・マクニールさん（写真下左）は、日本のメディアの報道姿勢の問題点を客観的に解説して、植村裁判の重要性を強調しました。

最後に植村さん（写真下右）が、韓国カトリック大学で担当している授業内容と生活の日々、そして朴大統領退陣を求める韓国の人々の大規模な集会の模様を臨場感ある資料で説明し、この裁判で勝ち抜く決意を表明しました。　（福島　清）

****

櫻井よしこの悪質性を再度追及

植村裁判・札幌　第7回口頭弁論

植村裁判札幌訴訟（被告＝櫻井よしこ、新潮社、ダイヤモンド社、ワック）の第７回口頭弁論は、4 月 14 日、札幌地裁 805 号法廷で開かれ、傍聴者は、定員 71 人を超える 83 人となり、抽選となりました。

この日、弁護団は第 10，11 準備書面を提出し、櫻井氏の記事がネット上で伝わったことが、二つの大学（神戸松蔭女子学院、北星学園）に寄せられたメール、電話、ファックスと密接に関係していることを時系列的に指摘しました。

その上で、櫻井氏の言動は、①現代のインターネット社会では一部のマスメディアの名誉毀損行為であっても、その情報に敏感に反応する者たちによって、爆発的に伝播し、攻撃的な情報に転換されることによって著しく拡大される②被告櫻井は現代ネット社会の特性を知っていた。反韓・嫌韓感情に触れる情報にネトウヨが敏感に反応することや、それが膨大な数のメールや電話によって峻烈な攻撃となることを知っていた。被告櫻井による本件名誉毀損行為は、このような被告櫻井の認識の下で行われている――と批判しました。

裁判の後、札幌北光教会で、250 人ほどが参加して報告集会が開かれ、弁護団、植村さんの報告の後、「支える会」共同代表でもあるピアニスト・崔善愛三のトークコンサートが行われました。（「支える会」ホームページ http://sasaerukai.blogspot.jp/ から）

韓国管見レポート――植村隆さんのガイドで

「記憶されない歴史は繰り返される」――ソウルタワーの麓にあたる小公園で、従軍慰安婦問題のレリーフなどが設置された石碑に、韓国語、日本語、英語、中国語で刻まれた言葉です＝写真下。

３月 23 日から３日間、初めて韓国を訪ねました。昨年の暮れ、「韓国に一緒に行きませんか」と知人弁護士に誘われて、気軽に応じたことから始まりました。周りに声をかけたものの、応募者はおらず私も含めて４人旅となりました。

この旅行、強力な〝助っ人〟がいました。「私は捏造記者ではない」として週刊文春などを相手に、名誉毀損損害賠償請求をして闘っている元朝日新聞記者の植村隆さんがソウルに住んでいるからです。

植村さんは今、ソウルの韓国カソリック大学の客員教授として教鞭を執っています。その植村さんに市内を案内してもらいました。

ナヌムの家とハルモニの像

元従軍慰安婦の皆さんが集団で暮らす「ナヌムの家」に行きました。ナヌムというのは「分かち合い」という意味だそうです。ハルモニ（おばあちゃん）と呼ばれ、大事にされているその様子に安堵感を覚えました。90 歳を超える高齢となり、認知症や寝たきりになった人も少なくないといいます。

不用意なことにハルモニに、「私たち日本人にしてほしいことがありますか」と質問をしてしまいました。なんと「アベさんを辞めさせて欲しい」という言葉が返ってきたのです。従軍慰安婦の歴史を消し去ろうとしている安倍晋三という男が、日本の総理大臣であることを彼女たちは知っているのです。もしかしたら、現在も悪行・暴走の限りを尽くしていることを知っているのかも知れません。

朝鮮半島は 1910 年から 1945 年までの 35 年間、日本の植民地として扱われました。考えてみれば、日本は従軍慰安婦だけでなく韓国の人々を長期間抑圧してきたのです。それ故に日本に対する怒りは根強いものがある、そんなことを感じました。

日本大使館前の平和の碑

紙数の関係で、詳細は報告できませんが、大統領の弾劾を求めて 100 万人が集まったところや、少女像、慰安婦問題などを告発した人権博物館、市場なども訪ねました。そういえば、少女像のことを韓国の人たちは「平和の碑」と呼んでいることを初めて知りました。

日本のメディアもこれに倣って呼称を変えるべきではないか、そんなことを考えていました。

植村さんの案内で、市場の屋台で食べたギョウザとマッコリが美味しかった。（水久保文明）

今こそ立ち上がろう

作詞：山城　博治

沖縄の未来は　沖縄が開く
戦さ世を拒み　平和に生きるため
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

辺野古の海を　守り抜くために
圧政迫るが　立ち止まりはしない
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

高江の森を　守り抜くために
力を合わせて　スクラム固めよう
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

島々の暮らしを　守り抜くために
思いを巡らせてスクラム固めよう
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

輝く明日は　今こそが拓く
閉ざされた歴史を　解き放つために
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう

歌え自由の歌を　届け空の彼方へ
この青空の下に　人は生きて行く
今こそ立ち上がろう　今こそ奮い立とう
（「美しい５月のパリ」のメロディーで）

沖縄を返せ

作詞：全司法福岡支部、作曲：荒木栄

かたき土を破りて
県民（民族）のいかりにもゆる島
沖縄よ
我らと我らの祖先が
血と汗をもって
守りそだてた沖縄よ
我らは叫ぶ　沖縄よ
我らのものだ　沖縄は
沖縄を返せ　沖縄を返せ

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑪

起訴・解約・除籍の春

1942 年 3 月 31 日、4 月 1 日、4 月 9 日

春４月は、多く旅立ちの日で記憶される。だが、冤罪で投獄された宮澤弘幸とレーン夫妻らにとっては無惨で屈辱の日以外のなにものでもない。夫妻は前年度末の３月 31 日付で北大教師の身分･雇用契約をいきなり解約され、宮澤弘幸は４月１日付で書かされた退学願によって北大学籍から除籍された。引き金は無法・理不尽に科された４月９日付の起訴に他ならない。

太平洋戦争開戦の 1941 年 12 月８日に、逮捕状抜きで検挙された３人は、４か月に及ぶ勾留下で酷薄極まる取調べを受けた。それは特高・検察が描いた「自白調書」に唯々署名捺印を強いられる残虐であり、おそらくは意識朦朧のうちに屈したと思われる。加えて北大当局は、自らの保身のために自らの教師・学生を非情にも捨て、解約と除籍に追い込んだ。二度と起こさせてはならない春４月の寒すぎる風景である。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）
『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊
第１部＝冤罪の真相、第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】共謀罪審議が始まった４月 19 日の衆院法務委員会。傍聴した前田能成さん（出版労連）の報告によると、民進党の山尾志桜里、共産党の藤野保史議員らが質問に立ったが、「与党の委員は、傍聴席やＴＶの向こうにいる市民に向けて、場面場面を印象付けるような合いの手を入れながら、舞台の進行を助けているように思えました。一方、野党の委員は政府や与党の演出に巻き込まれて、引き立て役に追いやられているようでした」そうです。がんばれ、負けるな野党！そしてそれを支える大運動を！　　（福島　清）

〝共謀罪〟緊迫！ 強行採決許すな！

安倍暴走政権は、憲法破壊広言に加えて〝共謀罪〟法案を強行採決しようと画策しています。5 月 16 日夕刻、日比谷野外音楽堂には、この暴挙糾弾の怒りを全身に抱いた 4200 人が結集しました。民進、自由、共産、社民、沖縄の風各党は、所属国会議員が総動員参加。集会の最後には。宗教者たちが壇上に。創価学会の三色旗が力強く振られていました。実行委員会の高田健さんは、「17 日から連日国会包囲行動を展開する。国会内の議員を激励し、世論をさらにさらに喚起して、何としても共謀罪成立を阻止しよう」と力強くアピールしました。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を知った私たちは、共謀罪が残酷な冤罪事件に道を開く弾圧法規であることを、引き続き訴え続け、葬り去る運動の一翼を担っていきます。引き続き行動に参加します。

（福島　清）

戦争させない

9条壊すな！

共謀罪廃案！

安倍改憲NO！

ストップ!!

安倍改憲

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 12 号　2017 年 5 月 24 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

衆院法務委採決抗議の国会議事堂前行動（5 月 19 日 18:46）＝水久保文明

衆議院本会議開会直前、「共謀罪」法案可決反対のこぶしを振り上げた国会議員会館前行動（5 月 23 日 12:02）＝福島清

「ここまで堕落し、暴走政権に追従しようとは！」　政権与党は数を凶器に変え、衆議院を蹂躙しました。怒りで震えが止まりません。自公と維新は５月 23 日の衆議院本会議で、反対する声を押し潰し、共謀罪法案を強行可決しました。生煮えの審議を打ち切って採決を強行した 5. 19 法務委員会につぐ暴挙です。

審議はまるで尽されていません。尽すどころか入口にも入っていません。政権を握る安倍晋三は、口では丁寧な説明をといいながら、議場では質問をはぐらかし、すりかえ、相手を小ばかにして憚りません。多くの国民の疑念、不安、反論に何も答えていないのです。半面、ここまで堕落と理不尽と居直りがあらわになりながら、なお安倍政権を支持する有権者が多々いるという現実をみれば、絶対にくじけるわけにはいきません。

参議院では根性を見せてもらいましょう。良識の府と称され続けた根性を、いまこそ存分に見せてもらいましょう。沖縄では米軍基地建設に体を張って「絶対に諦めない」と頑張る人たちがいます。勇ましいことは言えません。しかしやるべきこと、出来得ることはまだまだあります。熱い夏になりますが、存分に頑張りましょう。酷寒の網走で冤罪を闘い抜いた宮澤弘幸の抵抗精神に思いをはせ、「いま、これからだ！」です。　（福島　清）

“共謀罪”断固廃案！参院は根性を！

＜横浜事件＞
弾圧の怖さ伝える一枚
事件追う元ディレクター
「共謀罪」考えるきっかけに

＜毎日新聞 2017 年 5 月 2 日　東京夕刊＞

細川嘉六（後列中央）らが旅館「紋左」で撮った記念写真を手に「横浜事件を知ってほしい」と話す金沢敏子さん＝富山県朝日町で 2017 年 4 月 24 日、鶴見泰寿撮影

戦時下最大の言論弾圧とされる「横浜事件」。その発端となった富山県朝日町の旅館で撮影された一枚の写真を手に、地元民放の元ディレクターが事件を語り継いでいる。「共謀罪」の成立要件を改めた「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が国会で審議される中、「権力による弾圧がいかに恐ろしいか。事件を知らない人に伝えるため全国で講演したい」と訴える。【鶴見泰寿】

元北日本放送ディレクターの金沢敏子さん（65）。横浜事件の中心人物で朝日町出身のジャーナリスト、細川嘉六（1888～1962 年）研究会の代表者を務める。

金沢さんは、旅館の隣町、入善町在住だが 2005 年の再審開始決定まで、横浜事件発端の地だと知らなかった。取材を始め、2007 年にドキュメンタリーを制作する中で出合った一枚の写真から冤罪（えんざい）の恐ろしさを学んだ。

1942 年 7 月、細川が出版編集者や研究者ら 7 人とともに旅館「紋左（もんざ）」で開いた慰労会で撮影された記念写真。特高警察はこれを「共産党再建準備会」の会合の証拠とした。金沢さんによると、船遊びなど旅行の様子が複数枚撮られていたが、警察はこの一枚を問題にした。「浴衣姿の写真を見て、危険を企てる秘密会議に見えますか」と金沢さん。料理旅館として営業を続ける紋左には今も事件を知ろうと訪れる人がおり、依頼を受ければ、写真を見せながら事件を語る。

治安維持法は２５年の成立後、改正で取り締まりの対象が広がり、思想や言論弾圧の手段となった。拷問が使われ、歯止めがきかなくなった歴史がある。

国会で審議中の「テロ等準備罪」について金沢さんは「お墨付きを一度与えてしまえば、治安維持法のように取り締まりの範囲が拡大される恐れがある」と強く反対する。フェイスブックやツイッターなどＳＮＳが普及した今の社会を踏まえ、「写真の後ろに写った人物が共犯者と考えられるかもしれないし、何気なくつぶやいた中傷が拡大解釈されるかもしれない。冤罪によって日常生活がどう変わってしまうかを考えるきっかけとして横浜事件を語りたい。写真一枚を持ってどこへでも行きます」と語気を強めた。

問い合わせは金沢さん（0765・72・1565）。

■ ことば　【横浜事件】

ジャーナリスト、細川嘉六が、1942 年に雑誌「改造」で発表した論文が共産主義の宣伝とされ、神奈川県警特高課などが出版社社員ら約 60 人を治安維持法違反容疑で逮捕した。４人が獄死し、重体で仮出所した１人も直後に死亡した。横浜地裁は 45 年８～９月、約 30 人に有罪判決を出した。元被告と遺族らが再審請求を繰り返し、再審が認められた第３、４次請求では有罪か無罪かを判断せずに裁判を打ち切る免訴が確定。しかし、横浜地裁は 2010 年２月、元被告５人の遺族に事実上の無罪判決となる刑事補償決定を出した。決定で地裁は「拷問による自白は信用できない」とし、（治安維持法の廃止など）免訴の理由がなければ無罪だったと判断した。

プライバシー権に関する国連特別報告者・ケナタッチ氏

安倍首相に「共謀罪は恣意的」と書簡送付

国連プライバシー権に関する特別報告者 ジョセ･ケナタッチ氏が、5 月 18 日、共謀罪（テロ等準備罪）に関する法案はプライバシーや表現の自由を制約するおそれがあると懸念を示す書簡を安倍首相宛てに送付しました。

書簡では、法案の「計画」や「準備行為」の文言が抽象的であり恣意的な適用のおそれがあること、対象となる犯罪が幅広く、テロリズムや組織犯罪と無関係のものを含んでいることを指摘し、いかなる行為が処罰の対象となるかが不明確であり刑罰法規の明確性の原則に照らして問題があるとしています。

さらに、プライバシーを守るための仕組みが欠けているとして、次の５つの懸念事項を挙げています。

１ 創設される共謀罪を立証するためには監視を強めることが必要となるが、プライバシーを守るための適切な仕組みを設けることは想定されていない。

２ 監視活動に対する令状主義の強化も予定されていないようである。

３ ナショナル・セキュリティのために行われる監視活動を事前に許可するための独立した機関を設置することが想定されていない。

４ 法執行機関や諜報機関の活動がプライバシーを不当に制約しないことの監督について懸念がある。例えば、警察がＧＰＳ捜査や電子機器の使用のモニタリングをするために裁判所の許可を求める際の司法の監督の質について懸念がある。

５ 特に日本では、裁判所が令状発付請求を認める件数が圧倒的に多いとのことであり、新しい法案が、警察が情報収集のために令状を得る機会を広げることにより、プライバシーに与える影響を懸念する。

＊

藤田早苗さん（英国エセックス大学人権センターフェロー）のメールから。

共謀罪法案ー私の見方

奈良本英佑
法政大学名誉教授･毎日新聞 OB

先月お昼過ぎ、国会前の歩道を歩いていると、若い制服警官に呼び止められました。

「どこへ行きますか？」「憲政記念館へ」

「何しに行きますか？」「何しにって、ひとに会いに」

「何のためですか？」「言う必要があるのですか」

「誰に会うのですか？」「言う必要ないでしょう」

警官は、次の信号までついてきて、同じ質問。私は「ノーコメント」と繰り返しました。

私がナップザックにぶら下げていたタグ「原発やめよう」を見とがめたようです。

今度は、10 日ほど前の午後、やはり国会前。朝鮮半島危機の平和的解決を求める 100 人ばかりの集会の後、私が歩道を歩いていると、「今、茶色のバッグを背負った人が、そちらへ行きました」と警備の警官が無線連絡していました。通りがかりの人が「あなたのことらしいですよ」と教えてくれました。私が、「米朝講和条約で戦争を終わらせることこそ必要」と短いスピーチをしたので、眼をつけられたのでしょうか。

75 歳の退職教員の私までマークされている？　あまり気持ちのいいものではありません。

問題の「共謀罪」（テロ等組織犯罪準備罪）法案が、もし可決成立したら、どうなるのでしょうか。

私服警官が、国会前ではなく、自宅に訪ねてきて、「誰に会いましたか」「どこで会いましたか」「何を話しましたか」などと訊いてくるでしょう。「そんなことをいう必要ないでしょう」と返せば、「いや、先日の会合で、集団座り込みをしようという話が出たという情報があります。これは組織的威力業務妨害の共謀の疑いがあります」と言って、「ここではお邪魔でしょうから、本署まで来てください。そんなに時間はかかりませんから」と「任意同行」を求めてきます。

警察署へ行ったが最後、とことん油を搾られ、ふらふらになって帰宅する。こんなことがいつか日常化する。そんな気がします。

例えばーー。原発被害の補償を求めて、電力会社や政府官庁に集団で交渉を申し込む。相手が門前払いを食らわせるなら、「責任者が出てくるまで玄関前に座り込もう」と相談。あるいは、どこかで、近隣の住民の反対を無視して違法、または迷惑工事が始まる。ダンプカーが土埃をあげ、掘削機械の音がうるさくて寝られない。「よし、工事道路にピケを張ろう」と相談する。などなど。こうしたことが、組織的威力業務妨害の「共謀」になるかもしれません。工事道路を見に行けば、「準備行為」と見なされ、地域住民の主だった人たちが警察に呼ばれるでしょう。

ここで、そのうち２～3 人が逮捕されれば、その人たちの自宅、会合が持たれた人の自宅が家宅捜索され、個人の手帳や日記、ファイル、パソコンなどが押収さ

れ、その情報は、警察署に長期保管されるわけです。

建前は、東京五輪に備えての「テロ」防止。「テロ」と聞けば、殺人、傷害、爆破などを連想しますが、「共謀罪法案」で取り締まりの対象としているのは、277もの「犯罪」なのです。組織的強要とか、組織的虚偽風説流布、公正証書原本不実記載など、これらがどのように、どの人々に適用されるか、素人にはおよそ想像もつかない「犯罪」の「共謀」と「準備行為」の疑いで、捜査官が私たちのプライバシーを侵し、場合によっては、逮捕や家宅捜索が行われるのです。

逆説にように聞こえますが、恐ろしいのは、「共謀」の事実を立証するのが難しいことです。議事録や録音テープといった物証がなければどうするか。①盗聴器を仕掛ける②捜査官が市民運動のメンバーを装って会合に潜入し、こっそり録音③運動グループの中に内通者をつくり、情報を取る。警察では＜協力者＞とか＜S＞と呼んでいました（40年も前の話ですが）。「Sづくり」にはさまざまな方法があります。例えば、異性関係、多額の借金などを調べあげて弱みを握るとか。あるいは、④嘘の自白を強要すること。多くの冤罪事件はこうしてつくられました。

①～④のようなことは、これまでにも「内偵」として、密かに行われていました。それが、「共謀罪」の捜査の名目で大手を振ってまかり通るようになる。「盗聴」や「密告奨励」、「自白強要」がまかり通る、まさに「警察国家」です。こんなことが横行すれば、暗い世の中になること、間違いありません。いつからそうなるか、これは分かりませんが、権力者は、いつでも必要だと思うときに、この手を使うことができます。

繰り返しになりますが、捜査当局は、疑いをかけた市民を必ずしも、逮捕、起訴、有罪にする必要はないのです。「ちょっと本署まで来てください」を断ったとき、何が待っているか、それを想像するだけで、普通の市民の多くは、「やっかいな運動にかかわりたくない」と思うでしょう。それこそ、民主主義の「死」だと思います。

わが国でも、その他「民主主義国家」を名乗る世界の諸国でも、「犯罪」は、実行されて初めて処罰の対象となります。実行行為以前に罪に問うことのできる、殺人予備罪、爆発物取締罰則などは、あくまで例外です。「共謀罪法案」は、例外を一般化してしまうもの、法体系を根底から掘り崩すもの。「民主主義」の基礎を破壊するものだと思います。

週明けには、衆議院本会議がひらかれます。あらゆる手段をつくして、手遅れにならないうちに葬り去るほかないと思います。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑫

冤罪仕上げた大審院判決

１９４３年５月５日、27日、６月11日

大審院判決は、５日ポーリン、27日宮澤弘幸、11日ハロルドと続き、いずれも上告棄却による有罪確定とされた。適用法令は戦時刑事特別法第29条（上告の理由なきこと明白なりと認むるときは検事の意見を聴き弁論を経ずして判決を以て上告を棄却することを得）で、公判を開かず、いわば門前で「理由なき」と断じ、問答無用で打ち払う強権判決だった。

戦前の大審院（wikipedia から）

逆からいえば「理由なき」と断じなければ適用できない条文であり、同時に、この条文の適用以外に上告を棄却できる根拠もなかった。中でも宮澤弘幸の上告理由は挙証力においても論理性においても一審を覆すに十分であり、それは即、戦争遂行の妨げとなる。これは到底、国家権力の一翼を担う大審院として受け入れられる展開ではない。戦時法を盾に、冤罪となるのを承知で門前払いにしたのが司法の真相といえる。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相、第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

【事務局から】漫画家・小林よしのりさんの言動に注目し、「ゴーマニズム戦歴」（ベスト新書）「ザ・激論！」（毎日新聞出版）などを読みました。大東亜戦争肯定、東京裁判否定、天皇制・靖国神社護持、軍事力保持など、違和感もつ主張もありますが、TPP, 原発等々を推進する安倍政権は従米ポチと徹底批判し、新自由主義・グローバリズムもクソミソ。４月27日には、岸井成格さんらジャーナリスト達と一緒に共謀罪反対記者会見にも出ました。右でも左でもなく純粋保守本流を自認する主張は、説得力があります。　（福島　清）

“共謀罪”参院法務委の採決強行阻止！

「国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」（憲法 41 条）国会をここまで舐め、ウソをつき、その背後にいる国民を無視した首相、「治安維持法は適法である」と答弁する法相、加えて「モリ」「カケ」疑惑――。

この事態はもう政治ではありません。誠実にまっとうに生きて行きたいと願うすべての人々の願いを否定する暴挙です。人間の尊厳を否定する暴挙です。

6月6日正午。“共謀罪”断固阻止の国会議員会館前行動に参加しました。この日開催予定の法務委は野党の法務委員長解任決議案提出で開会できませんでした。参院法務委は、火曜・木曜開催のため、今会期中はあと3回しかありません。

総掛かり行動実行委員会は、何としても“共謀罪”成立を阻止するために、総行動を呼びかけています。声を上げましょう。行動に参加しましょう！！　　（福島　清）

朝日新聞　2017年(平成29年)6月6日(火)

怒りの抗議 重なるリットン調査団

問う「共謀罪」

学問の世界から

政府の怒りの裏にあるものを歴史は教えてくれる。

歴史学者 加藤陽子さん(56)

かとう・ようこ　1960年生まれ。東京大教授で専門は日本近代史。「それでも、日本人は『戦争』を選んだ」(09年)で小林秀雄賞を受賞。「戦争まで」(16年)で「リットン調査団」と日本政府の対応を論じるなど、明治以降の戦争に関する著作で知られる。

国連特別報告者のカナタチ氏が日本に示した「共謀罪」を巡る文書は、プライバシー監視について国際人権法と整合しているか教えてほしいというものです。これに対する日本政府の見解は、文面から怒りの湯気が立つようでした。

「『共謀罪』は国際組織犯罪防止条約を結ぶため必要だ」と前提を述べ、「なぜ187の締結国にも懸念を表明しないのか」とカナタチ氏をなじったのです。

国連の委嘱を受けた人物の要求に対しての開き直りの抗議。既視感がある。1931年の満州事変後、リットン卿が国際連盟の委嘱で報告書を発表した「リットン調査団」。その時の抗議と似ています。

日本は「事変の発端となった鉄道爆破は中国の仕業」という虚偽を前提にしていた。そして「満州国」建設の裏に日本軍がいたと非難されると「他の列強もやったこと」と開き直る。

「共謀罪」も、実は条約に加わるために不可欠ではないとガイドラインからは読み取れる。前提に虚偽があるから、外からの干渉にあれだけ神経質になる。

歴史は単純には繰り返さないが、やはり類似点を見いだせる。一連の応酬は「共謀罪」の本質をあぶり出すように見えます。共通するのは「偽りの夢」と、国民の「人気」です。

満州事変当時は世界不況。日本の農村も苦しんでいたが、政党内閣には農民を救えなかった。ビジョンを掲げたのが軍部でした。「満州が手に入れば好景気になる」とあおり、国民人気を獲得します。いざ戦争になれば、搾取され徴兵されるのは農民でしたが。

「見果てぬ夢」を掲げて後戻りできなくなったところで、国際連盟の指摘に過剰反応。今と似ていませんか。「五輪で景気が良くなる」と「見果てぬ夢」で国民を期待させ「『共謀罪』でテロを防がなければ開催できない」とあおる。法案成立直前までこぎ着けたのに、国連特別報告者からの「待った」に怒り狂ってしまった。

「戦前より民主政治は成熟している。心配は杞憂だ」と言われるけど、思い出してください。1925年に治安維持法を成立させたのは、リベラルな加藤高明内閣でした。

法制局が当初出した案は、条文で「憲法上の統治組織、納税義務、兵役義務、私有財産制を変革する行為」と、犯罪になる行為を限定していた。護憲内閣には「弾圧なんか絶対しない」と自信があり、結局「国体(天皇を中心とした国のあり方)の変革」というあいまいな処罰対象で成立させてしまう。ツケは10~15年後に回ってきます。

極めて脆弱な法律を、安定した力を持つ政党内閣が自信満々に作ってしまったという怖さ。このおごりを忘れてはいけません。

(聞き手・後藤遼太)

国際ペン会長が共謀罪法案に反対声明　浅田次郎氏「異例」

2017 年 6 月 6 日

5日、日本ペンクラブ(中央区)で、共謀罪反対声明の発表記者会見があった。声明を出したのは、国際ペン(本部・ロンドン)のジェニファー・クレメント会長(57)。世界102カ国、144センターを組織する文学団体のトップだ。

会見には日本ペンクラブ会長で作家の浅田次郎氏らが出席。「共謀罪は日本の表現の自由とプライバシーの権利を侵害する」と題した声明を読み上げた。

「国際ペンは、『共謀罪』という法律を制定しようという日本政府の意図を厳しい目で注視している。(中略)私たちは、日本国民の基本的な自由を深く侵害することとなる立法に反対するよう、国会に対し強く求める」

先週ノルウェーで行われた国際ペンの理事会で共謀罪が議題となり、日本への声明が了承された。

「過去に国際ペンの会長が日本政府に対して声明を出したのは、特定秘密保護法制定のときだけ。前回も今回も安倍政権下とは極めて異例です。日本から発表を要請したわけではなく、クレメント会長自身が共謀罪を問題視し、自発的に行いました。国際的な第三者から、反対声明が出された意義は大きい」(浅田次郎氏)

安倍政権の異常さに世界も懸念している。

止めよう！辺野古埋立て 共謀罪法案は廃案に！

共謀罪NO！実行委員会の
海渡雄一弁護士

6.10国会大包囲

稲嶺進・沖縄名護市長

「辺野古埋立て阻止・共謀罪廃案へ、いまこそ、気持ちをひとつに集まりましょう」――。6月 10 日 14:00～15:30。暑い夏の日差しの下、国会議事堂は、18000 人の「共謀罪・沖縄辺野古基地ノー！」の怒りの声に包まれました。これまでの国会審議で、政府の「オリンピック開催に不可欠、テロ対策」などの「共謀罪」新設理由は、完全に論破されました。加えて、国連人権理事会の特別報告者の「共謀罪はプライバシーを侵害する恐れがある」との書簡に対して、誠実に回答するのではなく、抗議するという暴挙です。さらに、「そもそも」について辞書を引いて調べたと答弁したが、「首相が自ら辞書を引いて意味を調べたものではない」との答弁書を閣議決定したというのです。こんなデタラメな態度で、法律が決められてはたまったものではありません。12 日からの週、緊迫です。何としても安倍暴走政権を打倒するために、怒りを込めて発言し、行動しましょう。　（水久保文明）

東京新聞　2017 年 6 月 10 日

「共謀罪」プライバシー保障措置を　国連報告者

「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案が国民のプライバシー権を侵害する恐れがあると指摘した国連特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏が九日、東京都内で日弁連が開いたシンポジウムに、インターネット電話「スカイプ」を通じて参加した。法案について「市民のプライバシーを守るための保障措置が必要不可欠だ」と強調した。

ケナタッチ氏は国連人権理事会から任命され、プライバシー権をテーマに各国の状況を調査し報告している。シンポには共謀罪に反対する約三百七十人が参加。ケナタッチ氏は、五月十八日付で安倍晋三首相に宛てた書簡の概要を説明し、参加者からの質問に答えた。

ケナタッチ氏は、法案が処罰しようとする「共謀」は、捜査機関が市民を監視下に置いていなければ把握できないとし、「法の成立は監視に法的根拠を与えてしまう。警察などが勝手に監視を行えないよう措置を講ずるべきだ」と訴えた。

具体的な措置として、警察などから独立した機関が発行する令状がなければ監視できないよう規定したり、監視の内容を監督する機関を設けたりすることを提言。政府案にこれらの措置は見当たらず「一連のパッケージとして手当てすることで、民主国家としてきちんとやっていると、国内外に示せる」と話した。

書簡では保障措置に関する回答を求めたが、政府はまともに回答していない。ケナタッチ氏はこのまま法が成立した場合、「国連人権理事会に日本政府の対応を報告することになる」と述べた。（石井紀代美）

「スカイプ」を通じ意見を述べる国連特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏＝9日、東京・霞が関で

日弁連シンポ 電話参加

余録

人を説き伏せようという弁論の一つに「すべりやすい坂」論法というのがある。もしも最初の歯止めを失えば、事態は坂をすべり落ちるように極端な行動を次々に誘発し、重大な破綻を招くという論法である▲抑止を怠れば相手は歯止めなく勢力を拡大するというドミノ理論もその一つだが、その多くは詭弁である。「共謀罪」改め「テロ等準備罪」新設の推進論者は、捜査当局による乱用を心配する反対論もその一種とみなしているようだ▲これに対して実際に坂のすべりやすいことを、戦前の経験から主張してきた反対論である。制定時の内相が「最も極端なる者を取り締まる」と答弁した治安維持法の言論一般への抑圧を振り返れば、急坂に油が流れる図も思い浮かぶ▲テロ等準備罪を設ける組織犯罪処罰法改正案が衆院を通過し、来週から参院の審議に入る。それならば衆院の審議で野党のいうすべりやすい坂論は詭弁だと論破されたのか。むしろ明らかになったのは政府の説明のあいまいさだろう▲対象を「組織的犯罪集団」に限定し、重大犯罪の「計画」と「実行準備行為」を要件とすることで危ない坂を否定した政府である。だがそのどれもが事実上は捜査権乱用を防ぐ歯止めにならない可能性を示した衆院の政府答弁だった▲戦前のような権力乱用はそう容易に国民が許すまい今日だが、すべりやすい坂は階段にしてすべり止めをつけるぐらいの算段はいつの世も必要である。第2院としての存在意義が試されている参院の熟議だ。

2017・5・25

毎日新聞「余録」　2017 年 5 月 25 日

共謀罪廃案！ 安倍改憲NO！

6.13 市民集会、日比谷野音に 5200 人

梅雨空の下、民進・共産・社民・自由各党の党首らが、「野党は結集して“共謀罪”は断固廃案に」と力強く決意表明。「真相を広める会」会員の伊藤陽一さんら北大ＯＢのみなさんものぼりを掲げて参加しました。安倍政権の暴走を阻止する道は、野党と市民の団結と世論を結集した大行動あるのみです。千代田区区労協と「真相を広める会」連名の「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件は訴える―“共謀罪”断固反対！」リーフレットは、8000 枚を超えました。東京は都議会議員選挙が重なり、暑い夏がますます熱くなります。暑さを友にがんばりましょう。（水久保文明）

連日、国会議員会館前行動！

「強行採決阻止！」へ。6 月 14 日正午から行われた国会議員会館前行動（900 人参加）です。参院で廃案にさせるため、連日行動が続きます。“共謀罪”廃案！、安倍改憲許すな！の声を上げ続けましょう。（福島　清）

共謀罪「テロ防止、条約の目的に含まず」

政府説明否定

国連「立法ガイド」執筆・米大教授

【ロサンゼルス長野宏美】国際組織犯罪防止条約（ＴＯＣ条約）締結に不可欠と政府が位置づけ、テロ対策と強調する「共謀罪」法案（組織犯罪処罰法改正案）を巡り、国内法整備の指針となる国連の「立法ガイド」を執筆した米ノースイースタン大のニコス・パッサス教授（５８）は１２日、毎日新聞の電話取材に応じた。「条約はイデオロギー的、宗教的、政治的な動機からくる犯罪を除外している」と語り、テロ防止は条約の目的に含まないことを強調した。

パッサス氏は条約について「金銭的、物理的利益が目的の国際的犯罪集団に対し、各国が協力して戦うため立案された」と指摘。「テロは利益目的ではなくイデオロギーに由来している」と述べた上で、「テロが何かを正確に定義する全体的な合意ができていない」と条約からテロを除外した理由を説明した。

条約は２００１年の米同時多発テロ前に起草され、その後、世界情勢が変化したが、パッサス氏は「他に多くのテロ関連の条約や国連安保理決議がある」として目的がテロ防止にまで拡大されなかった背景を語った。

条約締結を巡り、政府与党は共謀罪法案が必要だとし、不要だとする野党と対立。パッサス氏は条約参加の条件として、利益目的での「組織的犯罪集団への参加」か「組織的犯罪集団の重大な犯罪行為への合意」のどちらかを罰する法律が必要だとした。また「当局の権力乱用でプライバシー侵害が起きた事例が多くある」と語り、捜査の権限強化に対する明確な基準や監督する仕組みが重要だと助言した。

ニコス・パッサス＝Nikos Passas 教授
1959 年 2 月、ギリシャ・アテネ生まれ。米ノースイースタン大犯罪学・刑事司法学科教授。国際組織犯罪防止条約の締結に向けた国内法整備などの指針となる国連の「立法ガイド」を執筆。

毎日新聞 2017 年 6 月 14 日　東京朝刊

東京新聞　2017 年 6 月 14 日

国連報告者ケイ氏 日本に提案

放送法改善し報道の独立を

国連人権理事会で報告

【ジュネーブ＝垣見洋樹】スイスのジュネーブで開かれている国連人権理事会で十二日、言論と表現の自由に関するデービッド・ケイ特別報告者が報告し、日本政府がメディアに対して圧力を行使できる状況に懸念を表明した上で、報道の独立確保のため放送法の改善などを提案した＝写真、共同。ケイ氏の報告に対し、日本の駐ジュネーブ国際機関政府代表部の伊原純一大使は「わが国の立場に正確な理解がなく、遺憾だ」と反論した。

ケイ氏は昨年四月に訪日して政府職員や報道関係者、人権活動家らと面会し、報告書をまとめた。

ケイ氏は十二日、放送事業者に政治的公平を求め、違反した場合に総務省が免許の一時停止を命じることができる放送法の見直しを提案。報道規制につながることに懸念を示した。

一方で、報道機関の側にもプロフェッショナルな立場で、社を超えた連帯を強めるよう求めた。

ケイ氏は報告書で、二〇一四年に施行された特定秘密保護法に関し、秘密の漏洩に対する罰則によってジャーナリストや通報者を萎縮させかねないとの指摘があることを紹介し、萎縮させないことを保障するための法改正を求めていた。

日本の歴史教育をめぐって、慰安婦問題など教科書に記載される歴史解釈に、政府が介入することを慎むよう求めた。米軍普天間飛行場移設に対する抗議活動をした沖縄平和運動センターの山城博治議長の長期勾留も不適切と指摘した。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 13 号　2017 年 6 月 20 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

国民弾圧・冤罪捏造凶器の“共謀罪”

適用させず、本質暴露し、断固廃止！

問答無用剥き出しで“共謀罪”の採決強行――。安倍政権は、2012 年暮以降わずか 5 年間で、秘密保護法（13. 12）、武器輸出解禁（14. 4）、集団的自衛権行使決定（14. 7）、戦争法（15. 9）、盗聴法刑訴法改悪（16. 5）、そして共謀罪（17. 6）を強行してきました。さらに法務大臣が「治安維持法は適法であった」と答弁する事態です。安倍政権はまた、“共謀罪”画策にいたる裏で、政治を私物化し、ウソをつき通して恬として恥じない人倫に悖る悪政を続けていることが次々と明るみに出てきました。一方、権力を監視すべき新聞も、首相が「読め」と推奨する御用新聞が出現する始末です。これはもう民主主義に基づく政府ではありません。「多数絶対問答無用政府」とでも言わざるを得ません。安倍政権はこの地ならしの先に憲法改悪を画策しています。

秘密保護法から共謀罪策動に対して、全国各地でこの暴走に反対する人々の声が高まっています。沖縄の山城博治さんは、150 余日にわたる不当勾留にも断固耐え抜いて「今こそ立ち上がろう！」とこぶしを振り上げて叫んでいます。寒い日も、暑い日も、国会を包囲する高齢者は「アベ政治を許さない！」と怒りを行動で突きつけています。若ものたちは、デモで、集会で、力いっぱい叫んでいます。私たちは、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を知るほどに、再び国民弾圧・冤罪捏造社会にしてはならないとの思いを新たにして、訴えてきました。共謀罪は成立しました。しかし、決してあきらめません。この悪法を適用させないために、さらに国民弾圧・冤罪捏造の本質を暴露し、断固廃止させるために、引き続き、訴え、行動に参加していく決意です。「負けてたまるか！」です。　　「真相を広める会」事務局　福島清、根岸正和、水久保文明

「治安維持法」これでも適法と言うのか！

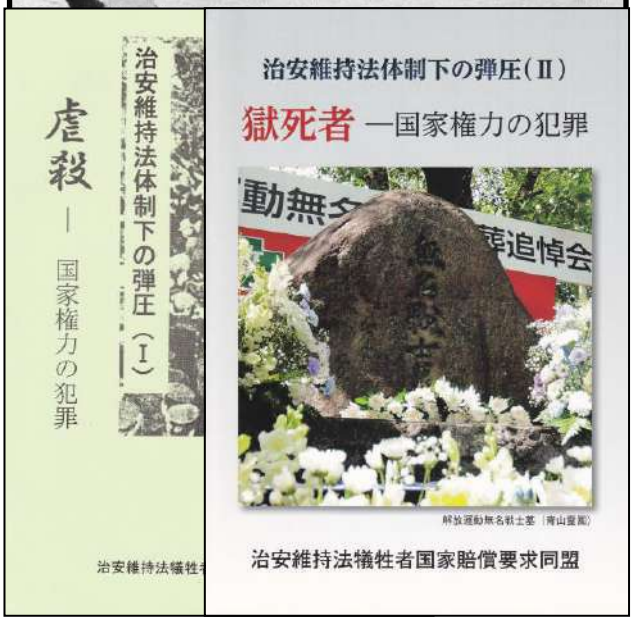

６月２日の参院法務委員会で、治安維持法犠牲者救済と名誉回復を求めた畑野君枝議員の質問に対して、金田法相は「（同法は）適法に制定され、勾留・拘禁、刑の執行も適法だった」とし「損害を賠償すべき理由はなく、謝罪・実態調査も不要だ」と答弁したのです。

小林多喜二は 1933 年 2 月 20 日午後、特高に逮捕され、東京築地警察署で、拷問によって数時間後に虐殺されました。拷問の跡が歴然としているのに、当局は「心臓麻痺」だと新聞発表しました。

治安維持法下、特高により送検された人 68, 274 人、うち起訴 5, 550 人、警察で虐殺された人 93 人、獄死した人 400 余人（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟資料から）。

金田法相は、これらすべてが適法だったというのでしょうか。この言い分が通れば、軍機保護法違反で懲役 15 年とされた宮澤弘幸も適法だったということになります。こんな認識が、今国会の場で公然と答弁されていることに、底知れぬ恐怖を感じ、怒りを駆り立てられます。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」によってスパイとされた宮澤弘幸、レーン夫妻と、治安維持法により虐殺された人々、獄死させられた人々の苦難と無念は同じです。

ここに思いをはせて、今後治安維持法の犠牲者を紹介するとともに、安倍政権を打倒するための宣伝と行動をさらに積み上げていきたいと思います。　　（福島　清）

シンポジウム「大学と戦争」に参加して

5 月 28 日・北海道クリスチャンセンター　　刈谷純一

日本ジャーナリスト会議北海道支部主宰のシンポジウム「大学と戦争」が 5 月 28 日、北大近くの北海道クリスチャンセンターで約 100 人の聴衆を集めて開かれた。野田正彰氏（作家・精神病理学者）の基調報告のあと藤田正一元北大副学長ら 4 氏のパネリストを交えての報告があった。

野田氏は「大学が戦時中したことを総括しないまま被害者顔で民主教育に移行したことに現在の諸問題がある。レーン宮澤事件で宮澤君の妹が北大に来たときも、まず学長は、戦時中の処置を謝るべきだ。

ドイツのミュンヘン大学はナチスに抵抗する白バラ運動で殺された兄妹の大きな記念室を大学の中心に作り、学生に伝えている。北大は何をし何をしなかったのか。しなかった総括が必要である。そのため現代の我々が出来るかぎりの証言や実態を掘り起こし記録する必要がある。九州大学や長崎大学では軍部に協力して中国人の生体解剖を行いながら反省もしていない」と述べた。

レーン宮澤事件に関して藤田氏は「私が副学長だったとき、記念碑を建てるのを許可しましょう、と言ったが学長は受け入れなかった。宮澤君の学生時代のアルバムを妹さんが北大に寄贈した。何とすばらしい学生時代だったかと思わせる。私はこれを遺すため資料室にわかりやすく展示した」と述べたのが注目された。

干場信司・前酪農学園大学長は「文科省の大学支配が強まっているが、何でも言えるのは大学とマスコミだ」と激励、小野有五・北星学園大教授は「植村氏の雇用問題は、学園が戦時中の総括をしていない弱点もあった」と語った。河野民雄氏は著書の「治安維持法下の北大生の抵抗運動」について述べ、野田氏から「この本を読みあって、北大の総括に取り組もう」との発言があった。

身近にいた治安維持法の犠牲者

同じ苦難を繰り返させてはならない

福島清さんから「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」に関する資料と映画「種まく人びと」のＤＶＤを頂きました。読むにつれ、怒りが増幅します。実は私の連れ合いの父親（義父）は、治安維持法の犠牲者でした。その義父のことと、義父の母親（義理の祖母）について触れたいと思います。

■検挙理由は共産党幹部を匿（かくま）った

義父は戦前、治安維持法で検挙されたことがあると言います。「と言います」という言い方にしたのはなぜかというと、いつかこのことの詳細を聞こうと思っていましたが、果たせぬまま他界してしまったからです。義父は 1900（明治 33）年生まれで、書生をやりながら立教大学を卒業した苦学生の一人でした。

温厚な人柄で本好きが昂じて、戦前は貸本屋を営み、ほそぼそと暮らしていました。検挙の理由は、共産党の幹部を匿ったことだといいます。おそらく本人も共産党員だったと思われます。もともと小柄な人でしたが、下獄によって健康を損ない兵役を免れています。これは喜ぶべきことかどうか、評価の分かれるところです。

戦前のことを義父はあまり話したがりませんでした。家族も同じようで、〝触れてはならない〟領域になっていたようです。しかし戦後になって、選挙のときなどは公然と共産党の活動をしていたと言います。

戦後は、貸本屋をやめたあと和菓子屋を営み、朝から夜まで働き続けでした。火事で焼け出されたあと、こんどはお菓子屋さんを経営。〝甘いもの屋〟に育ったうちのカミさんは、虫歯の女王となり、今でもその痕跡を残しています（笑）。

義父は 78 歳で他界しましたが、この義父を自分の養子として迎えた女性がいました。この女性はのちに歌人となり、プロレタリア文学の「多喜二・百合子賞」（現在では休止）を 1986 年に受賞しています。

■八坂スミ（本名・石塚ルイ）さん

その人は八坂スミ（本名・石塚ルイ）さん。「這うことも　できなくなったが　手にはまだ　平和を守る一票がある」という歌は今でも引用されることがあります。ルイさんは自分の息子の活動に刺激され、自らも共産党員となったということを歌集に記しています。

嫁姑の折り合いが悪く、ルイさんは独り暮らしをすることになります。家族と断絶状態になり、その影響で（彼女にとっては孫の連れ合いとなる）私は電話で何度か話したことはありますが、ルイさんに会うことができないまま、永久の別れとなっています。八坂というペンネームは、かつて住んでいた新宿区落合に「八の坂」という地名があり、そこから取ったものだといいます。

「戦争は　命かけても阻むべし　母　祖母　おみな牢にみつるとも」という歌も、心揺さぶられます。戦前、義父はいのちをかけて戦争に反対したのです。その義父の思いをルイさんはどう受けて止めていたのでしょうか。この歌のなかに、その片鱗を伺い知ることが出来ます。

■「共謀罪は廃止」しかない

治安維持法時代、この母と息子は特高警察の監視下で、息をひそめて暮らしていたことでしょう。強行採決によって成立した共謀罪は、このようないつか来た道につながっている、そう断言していいと思います。もしこの母子が生きていたら、連日、国会に押しかけていたかもしれません。

法案は成立しました。が、私たちは諦めません。日弁連は成立した翌日に「廃止せよ」という談話を発表しています。戦争法（安保法制）や秘密保護法も含めて、堂々と廃止することができる政府を生み出す目標に向かって力を寄せ合いたいものです。

我が家の本棚には、ルイさんからいただいた「新陳代謝」「わたしは生きる」という 2 冊の歌集が収納されています。

■まず、都議選で審判を

19 日付毎日新聞は、安倍内閣の支持率が 10 ポイント減り、36％になったことを伝えています。当然の帰結です。暴走政治にストップをかける当面のチャンスが、都議選です。

公明党の小池都知事にすり寄る〝カメレオンぶり〟に辟易ですが、都議選で、自・公ブロックを打ちのめす必要があります。そのために、東京千代田区の超党派候補・須賀かずおさんの当選のために全力を挙げています。　（水久保文明）

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
第 38 回全国大会に参加して

2012 年師走の準備段階から 13 年 1 月の「真相を広める会」結成時、そして以後現在まで、治安維持法犠牲者国賠要求同盟のみなさんには、ご支援いただき、私も同盟の一員となりました。そんな関係から、東京で開催された大会に評議員として出席しました。

同盟は来年結成 50 年を迎えます。この間、一貫して国家権力が隠蔽・廃棄して不明になっていた治安維持法犠牲者の徹底調査を進め、犠牲者に対して国家賠償を要求する運動を進めてきました。

同盟の調査によれば、ドイツではナチスの犠牲者には年金支給が行われ、ナチス時代の「国家反逆者」として裁かれた人たちの名誉回復を行う「包括的名誉回復法」が 2009 年に新たに制定されました。イタリアでは、ファシズム体制下で実刑を受けた反ファシスト政治犯に終身年金が支給されています。アメリカ・カナダでは、1990 年にそれぞれ第二次世界大戦中強制収容した日系市民に対して、アメリカでは一人 1 万ドル、カナダは 1 万 1 千ドルの補償が行われました。

それにひきかえ、日本では政府が公然と「治安維持法は適法であり、損害賠償も謝罪もしない」と答弁するという事態です。ここでも日本の戦争に向き合う姿勢が問われています。

同盟は、結成 50 年を前に、戦時下、苦難の闘いとその中で闘いの炎を受け継ぐ努力を重ねた人々の記録をまとめた映画「種まく人びと」ＤＶＤを制作しました。

現在よりも遥かに厳しい弾圧下、先人たちがどのような思いで、そして弾圧に抵抗して運動を進めてきたかを知ることは、意義あることと思います。ご希望の方、事務局までご連絡ください。1000 円＋送料です。　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑬

幼な子別離の送還

１９４２年６月出帆の日米交換船

レーン夫妻の双子の末娘 12 歳が、６月４日に札幌を発ち、26 日横浜港から日米交換船でアメリカへと送還された。前年 12 月夫妻が検挙されたとき、自宅官舎には姉妹と病身の老祖父（ハロルドの父 83 歳）が取り残され、宗派を異にするカトリック修道会が面倒をみてくれたが、年明け 1 月 19 日祖父は亡くなった。冤罪の惨禍は一番弱いところへ折り重なっていく。

白い船が停泊しているところが大桟橋

レーン家は日本語で生活し、姉妹は日本語の学校で日本人の子と泥まみれで遊び学んでいた。だから英語は覚束なく、長旅の船上でも「祖国」に着いてからも幼い異邦人だった。いつも二人で固く手を繋ぎ、逆境に耐え、「敵地」に囚われた父母を祈った。逆に姉妹の父母は家族を分断する詐計の底で、絶望と絶望を選択する思いで幼き二人だけの旅を決断し、見たこともない「祖国」へと避難させる道に祈ったのだろう。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）
『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】戦争法強行可決から一年後の昨年 9 月 19 日の総がかり行動時はまだ暑さが残っていました。国会開会日の 1 月 20 日、議員会館前の街路樹は寒風に揺れていました。そして安保闘争下、樺美智子さんが圧殺された日でもある 6 月 15 日、共謀罪成立が強行されました。月日の早さと悪政ごり押しのスピードが重なっているようです。事務局を置かせてもらっている千代田区労協のみなさん、北大ＯＢで会員の伊藤陽一、セツさん夫妻らと一緒に、「真相を広める会」の幟を立てて、安倍政権打倒へ行動を続けます。（福島　清）

“共謀罪” 施行抗議

7.11国会議員会館前行動

決意表明する海渡雄一・共謀罪NO！実行委員会代表（左）
小池晃・日本共産党参議院議員、森裕子・自由党参議院議員（右）

安倍内閣退陣!

「憲法第 19 条、第 21 条、第 31 条違反の共謀罪が今日、施行された。だが闘いで適用を阻止できる。現に破防法、盗聴法は成立しても使えていない。共謀罪廃止署名運動を起こそう！　安倍暴走内閣を退陣させ、市民と野党共闘で共謀罪を廃止させる政府をつくろう！」――。

　共謀罪が施行された 7 月 11 日正午、国会議員会館前行動に集まった 800 人は、猛暑の中で、決意を固め合った。民進、社民、共産、自由各党代表と市民団体代表、そして「こんな人たち」は、汗びっしょりになって、「安倍内閣退陣！」と力強くコールした。暑い夏。闘いは続く。　　（福島　清）

言論の自由は？　監視社会の恐れは―11日施行の「共謀罪」

＜2017年7月7日　毎日新聞＞

大きな転換点に

作家、半藤一利さん

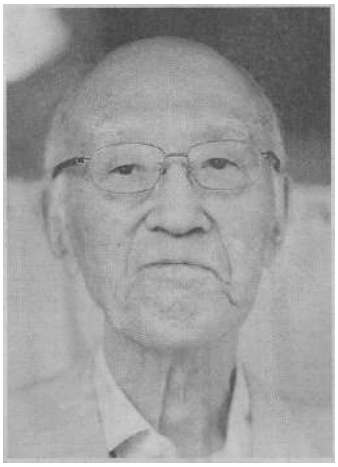

「共謀罪」法を一つの「点」と捉えず、特定秘密保護法（2013年成立）や安全保障関連法（15年成立）、改正通信傍受法（16年成立）と続いた一連の法律とともに「線」として見ると、安倍政権が4年間で成し遂げたことの意味が分かる。

安倍政権は短期間で「戦争ができる」体制を整えた。憲法の平和主義を改憲論議前に骨抜きにした。戦前の日本は陸軍の参謀本部が外部の情報を遮断して戦争に突き進んだが、安倍晋三首相は身近な人間を寄せ集めた〝参謀本部〟を作り、官邸主導の政治でナショナリズムを進めている。

「共謀罪」の277の対象犯罪を見ても、何をしたら犯罪になるのか、どのようにしたらテロを防ぐことができるのかが分からない。客観的基準がないから、時の権力が主観的に基準を変えて運用する怖さがある。有事には言論の自由さえ抑えつけられてしまうだろう。

もちろん、施行後すぐ戦争への道を歩み出すことはない。戦前の治安維持法だって、施行された25年には革命を目指す共産主義者を取り締まるという限定した目的だった。だが大戦直前の41年の2度目の改正で一般人も取り締まりの対象になった。私の父も3回警察に引っ張られた。近所の人たちで作る隣組によって密告されたのだ。「共謀罪」も時間とともに私たちを縛るだろう。

時代背景や条件が異なるから、先の大戦と同じ形で「歴史が繰り返す」ことはないだろう。だが人間はそれほど進歩しない。変わらないから、同じ過ちを犯す。皮肉だが日本人の順法精神は高い。法律に反する行動をしたとなれば国賊扱いされるだろう。公安警察の役割が増し、世の中の監視体制も強まって社会は萎縮する。この国は大きな転換点を越えた。一連の法律の施行は、安倍政権による上からの革命だったのかもしれない。【聞き手・川名壮志】

国の活力を失う

漫画家、小林よしのりさん

日本はイスラム過激派に「負けた」。彼らは一度も日本でテロを起こすことなく、恐怖心だけ波及させた。安倍政権はこの心理を利用し「共謀罪」法を成立させた。今後は捜査機関による市民の監視が強まり、国全体の活力がどんどん失われるだろう。

政府がどう言いつくろっても、「共謀罪」はテロ対策に役立たない。マイナンバー、特定秘密保護法、通信傍受の強化と、国による国民監視を強めていく流れの一環だ。既に「共謀罪」がある国でもテロを防げていない。テロ対策には限界がある。

国会審議はひどかった。わしが衆院法務委員会の参考人になった時、熱心に耳を傾けてくれた与党議員も最後は強引そのものだった。「何が何でも会期内成立」の結論ありきだったとしか思えない。

とはいえ「共謀罪」への疑問や怒りは、いずれ世間から忘れられるだろう。安全保障関連法の時も内閣支持率は落ちたが、やがて戻った。安倍政権もそう考えている節がある。それどころか悪のりして「テロ等準備通信傍受法案」を出して、テロ対策を口実に捜査機関が電話やメールを傍受できる範囲を大幅に広げるようなことをしかねない。

政権を自由に批判することも含めて、表現は人間の活力だと思う。わしは90年代、薬害エイズの被害者とともに国への抗議運動に取り組んだ。市民運動は「こんな不条理を許していいのか」と憤る人たちの集まりだ。物言わぬ市民がやむにやまれず発言し世の中を動かすこともある。でも「共謀罪」は、そうした行動もためらわせるのではないか。

表現の萎縮は、安倍政権以前から起きている。言論人も文化人もジャーナリズムも、政権への追及が甘いと感じる。権力になびくより闘う方がかっこいい。「共謀罪」で闘いづらくなっても、なにくそ、という気持ちは持ち続けたい。【聞き手・遠藤拓】

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 14 号　2017 年 7 月 20 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「宮澤・レーン冤罪事件の再来を許すな」の幟をかかげ

共謀罪廃止・安倍政権打倒へ力強く

「えんれい草」グループの活動報告……伊藤 陽一

「えんれい草」グループの結成と活動

「えんれい草」グループは、2012 年の日比谷野外音楽堂の反原発集会で顔をあわせた北大経済学部の同じゼミの同学年 2 人(1961 年卒)と 5 年、10 年の差のある 2 人の 4 人で結成した。以後、首都圏反原発連合（反原連）主催の毎週金曜日夜の官邸前抗議運動、代々木公園その他での大規模集会に参加してきた。金曜行動はこの 7 月 14 日で、255 回目となり、私たち(全員あるいは分担)の参加は 225 回目になった。脱・反原発の大集会には知人・友人に参加を呼びかけている。

4 人は、2013 年 7 月から「仮題・原子力発電所問題検討ニュースレター」を、2～3 か月間隔で発行をはじめ、2015 年 4 月 11 日の号外でタイトルを「えんれい草」と変え、2017 年 5 月 16 日に No. 16 を発行した(2015 年には号外を 5 号まで出した)。この編集者 4 人を「えんれい草」グループと自称しているのである。

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件との出合い

2013 年 1 月、札幌で結成された「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」(以下「真相を広める会」）が、2 月 23 日に新宿・常圓寺で開催した「宮澤弘幸追悼・顕彰　秘密保全法を考えるつどい」に参加した。グループのうち 3 人はレーン先生の英会話授業を受けながら、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、つゆ知らずにいたし、残り 1 人も知らないでいた。

「つどい」に参加して、この事件の真相を知り、折りから高まっていた秘密保護法策動阻止のためにも、北大ＯＢとして、脱原発運動と同様に重要なテーマだと受け止め、早速会員になると同時に、同会発行のパンフレットの宣伝・販売に協力してきた。

「真相を広める会」は、2015 年 8 月、宮澤弘幸・レーン先生の写真を掲載して「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』の再来を許すな！　戦争への道を許さない！」と書いた幟を作成し、札幌と東京に各 2 本配置した。東京では 1 本を事務局の千代田区労協におき、もう 1 本は、「真相を広める会」会員でもある北大ＯＢの私たちグループが譲り受けた。

主要な集会・行動に幟をたてて……

私たちグループは、2015 年から幟をたてて各種集会に参加してきた。宮澤弘幸を犠牲にした一妹の秋間美江子さんがその阻止を私たちに望んだ一戦時体制や機密・治安立法。この再来を許さない闘いに、宮澤弘幸と共に参加しようという思いを抱いてである。

この半年をふりかえっても、代々木公園の No. Nuke, 集会、東京有明の憲法記念集会、日比谷野外音楽堂での沖縄連帯集会、そしてそれぞれでのデモ(パレード)、共謀罪法反対の国会包囲集会や国会正門前集会、共謀罪法強行採決の可能性が高まった中での日比谷野音集会とデモ、議員会館前抗議等々である。

このうち代々木公園からのデモは渋谷駅を経て宮下公園に至るコース、日比谷野音後のデモは、外堀通りを、数寄屋橋を経て西銀座に至るコースなど東京の繁華街の一角を進んだ。これらには北海道からの知人も参加することがあった。（2 面へつづく）

（１面から）

「真相を広める会」の千代田区労協メンバーは、関連労組や地元の九条の会グループとともに参加していることが多かった。「えんれい草」グループの幟ともう１本の幟とは憲法記念集会や議員会館前行動、日比谷野音で一緒したこともあった。

この幟は、そこに盛り込まれた写真とストーリー性と配色の妙によって、林立する多くの旗・幟の中で、夜でも昼でもひときわ目立つ。この幟を多くの集会参加者はみつめて通り過ぎる。話しかけ、質問してくる若い女性や年配者もいて、リーフレットを渡しあるいは、口頭で説明することもあった。

憲法記念集会では「真相を広める会」事務局に用意していただいたリーフを昨年と今年、大量に配布した。特に、5月28日の「しんぶん赤旗」に、北海道の「考える会」の代表理事・山本玉樹氏の談話「戦前・軍機保護法　無実の罪で学生逮捕ー『宮澤・レーン事件』の教訓をいまー『共謀罪』重なるねじ曲げ」が掲載されたこともあり、「新聞で読みました」と声をかけてくる人もいた。

事件の周知度が一定程度進んだかとも思うが、なお大海の中の数滴でないかとも思う。

北大ＯＢ・ＯＧのつどいで今後の方針を確認

今年2月22日、宮澤弘幸墓参の後、「北大ＯＢ・ＯＧのつどい」を開催し、世話人が「活動の継続と拡大のための提案」として、①世代を超えて「宮澤・レーン事件」を継承するため若い世代への働きかけを行う。②毎年宮澤の命日の2月22日に常圓寺にて墓参・会合を持つ。事件発生日の12月8日には、「会報」を出すほか必要に応じ会合を行う。③事件に関する大学当局への働きかけ、大学関係者との関係作り、在校生への参加働きかけ等の活動は札幌が主となるので、「考える会」の活動を支援していく。④「広める会」は「事務局たより」と同会ホームページで北大OB・OGへの情報提供や投稿掲載等に協力するとしているので、これを活用していく。⑤在京OB・OG等との連絡は、当面は今回の世話人2人（村瀬、泉）が担当する。連絡先を世話人まで連絡されたい（取扱は厳重管理）――ことを提案し承認された。　（「事務局たより」第10号参照）

共謀罪廃止・安倍政権打倒へ一幟を高く掲げて

「共謀罪法」は、6月14日深夜、参院法務委員会審議を一方的に打ち切り、本会議採決に「中間報告」として持ち込み採決するという、議会での慎重論議を無視・封殺する「安倍・自公政権」の暴挙、内容的には警察・治安当局による監視・密告社会の促進で戦時体制への歩みを可能にするものとして、「成立」した。

都議会選挙を前にして、担当の法務大臣ですら法案の中身を説明できない（アイマイ点・不明点・疑問が余あまりにも多いので理解できず、説明できないのは正直な話だ）法案であった。それだけに警察に委ねられると勝手な法解釈・適用がまかり通る危険がある。安倍政治への怒りとともに、「共謀罪」法の適用の監視・阻止、廃止への闘いが高まるのは必至である。

「市民＋野党共闘」の模索・実現続く

都議選での自民の敗北とその後の内閣不支持の拡大は、共謀法「成立」への暴挙、モリ・カケ問題をふくむ安倍首相とそのお友達による傲慢と行政の私物化、国民世論の敵視への都民の判断と傲慢への対応である。マスメディアは小池・都民ファーストと自民の対立を伝えるが、都民ファーストの新代表・野田数（小池百合子の秘書）氏が大日本帝国憲法を称揚し、国民主権を敵視する人物であることを伝えてない。都民ファーストの都議全員、そして都民ファーストに票を投じた都民が、これらをしっかり知っているとは思われない。国政進出となれば、公明をはさんで安倍自民と融合して憲法改悪をめざすこともありうる。

一方で、都議選での北区や北多摩2区での部分的野党共闘の成功に注目すべきだろう。北多摩２区（定員２）では生活者ネットの山内玲子氏を共産・民進・都フが押して自民を落とし、北区（定員１減で３）では、宮澤事件の集まりにも参加している曽根肇（北大・理）が、自由党の山本太郎氏の支援をえて、都議会自民党幹事長を落としたのであった。総選挙に向けて「市民＋野党共闘」の模索・実現をめざす努力は、紆余曲折をはらみながら、各地で粘り強く進められている。

共謀罪適用阻止・廃止、安倍内閣打倒に向けて、宮澤弘幸の幟を掲げての闘いはなお続く――。

7.19 安倍内閣退陣要求国会議員会館前集会

安倍内閣退陣!

安倍内閣は、依然として衆参両院３分の２議席確保をテコにして、暴走総仕上げとも言える憲法改悪意図を剥き出しにしている。都議選逆風、支持率低下があっても来年 12 月までは政権を維持し続けて国民に牙を向けてくる。

安倍内閣を退陣させる運動は正念場だ。ウソと奢りの政治を変えよう。憲法前文がうたう「人類普遍の原理」「政治道徳の法則」を再確認しよう。そこから「崇高な理想と目的を達成」しよう。

暑い夏。がんばろう！

（福島　清）

7.11 共謀罪法施行抗議国会議員会館前集会

千代田区から「戦争法反対」を訴え続ける

安保法制（戦争法）に反対する、民進・共産・無所属の千代田区議会議員６人の呼びかけによってつくられた「戦争させない千代田の会」の 24 回目の宣伝行動が、７月 12 日夕方、神保町の交差点で行われました。

先の都議会議員選挙では、この議員を中心に、超党派候補者を擁立してたたかいました。選挙戦では敗れましたが、今回は共謀罪廃止を訴えました。学生を含め交代でマイクを握り、戦争につながる戦争法と共謀罪を廃止させようと訴えました。真夏日の暑さにもかかわらず 48 人が集まり元気よく訴えました。これからも訴え続けます。　（水久保文明）

植村裁判・札幌　第8回口頭弁論

植村裁判札幌訴訟の第８回口頭弁論は、七夕の７月７日 15 時 30 分開廷しましたが、今回は、裁判長が双方の弁護士と今後の進め方について書類上の確認を行い、双方了承のもと次回日程を９月８日と決め、10 分程度で閉廷しました。この日の札幌は 30 度を超え暑い一日でしたが、傍聴席 71 に対して 78 人が参加、抽選となりました。

この後、時間を少し繰り上げて教育文化会館で裁判報告会が開かれ、事務局長の小野寺弁護士から「これまで８回の口頭弁論で主張整理を行ってきた。今後は証人尋問から判決となる。第１の双方の主張は整理段階にきているので、今後は第２段階の証人尋問となる。年度内判決へと持っていきたい」と報告がありました。

引き続き裁判を注目していきます。　（根岸正和）

植村裁判・東京　第9回口頭弁論

植村裁判東京訴訟の第９回口頭弁論は、７月 12 日 15 時から東京地裁 103 号法廷で開かれ、96 の傍聴席は少し空席でしたが、新聞ＯＢ約 10 人が傍聴しました。

神原元・弁護士が第７準備書面に基づいて、「植村記者は記事を捏造したと批判しているが、西岡氏は慰安婦であることを訴えた金学順さんを一度も取材していない」と、捏造攻撃の不当性を具体的に指摘しました。次回は 10 月 11 日 15 時です。

参院議員会館での報告集会で、神原弁護士は「主張はほぼ出尽くした。来年早々に証人申請を行い、春以降証人尋問となるだろう」と見通しを説明しました。

この後、菱木一美・元共同通信論説副委員長が「緊迫する朝鮮半島と植村裁判の意味」と講演。韓国の原爆被爆者の惨状を報道した平岡敬・元中国新聞記者（後に広島市長）の活動を紹介し、「植村さんの慰安婦報道は、平岡さんと共通する確かな歴史意識に裏付けられている。文在寅・韓国新大統領の誕生は、朝鮮半島が歴史的な転換期を迎えている」と提起しました。

植村さんは、韓国カトリック大学で教鞭をとると同時に、ジャーナリストとしても活躍しています。1987 年の民主化以降の韓国の動向を踏まえて取材している最新の韓国情報は、「植村裁判を支える市民の会」のブログ（http://sasaerukai.blogspot.jp/）の「植村隆のソウル通信」をご覧ください。　（福島　清）

「北星学園大学バッシング―市民はかく闘った」

2014―2016「負けるな北星！の会」記録が、パンフレットになりました。

植村さんと北星学園に対する脅迫と嫌がらせを繰り返した不当な攻撃に対して「私たちも北星だ」と立ち上がって闘った記録です。

１冊 500 円。事務局までお申し込みください。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑭

夏休み労働実習に窪

1939 年７月 21 日～8 月９日

宮澤弘幸は北大予科３年次の夏休み、学生課の斡旋で数人の学友と共に旧樺太大泊町（現ロシア領サハリン）の旧海軍工事現場（要港整備）で労働実習（勤労奉仕）に入った。写真はそのときの記念だが、この間の見聞や体験をレーン夫妻に話したとされ、軍事機密の探知・漏泄だと断じられた。狙われたが最後、何でも口実（罪）とされる国家冤罪の陥穽が見える。

宮澤弘幸は、この夏に限らず、講義以外の時間を努めて課外活動に充てていた。山に登り、アイヌの集落を訪ね、灯台船に便乗して海に学び、感性と知性と体力に磨きをいれている。目指すは電気技師ながら人間の礎は広く深くと心がけた。上告趣意書は「将来大二為スアル二足ル者ナリ」と述べ、情状酌量を求めているが、国家権力は、その将来を陥穽によってことごとく潰し、27 歳を一期に事実上の獄死にまで強いた。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相、第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】労働者教育協会編集の「学習の友」８月号の「特集・自由と民主主義を求める不断の努力―戦前日本社会の教訓と監視社会化とのたたかい」に「青春を引き裂いた弾圧―北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件」と題して寄稿しました。「学習の友」とは毎日新聞社が有楽町にあった 1960 年代以来の久しぶりの出合いです。「学ぶことは生きる力」を掲げて、憲法の平和・人権・民主主義を守り発展させるために、困難を乗り越えて、誠実に愚直に発行を続けていることに、清々しさを感じました。大拍手です。　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 15 号　2017 年 8 月 20 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

安倍政権打倒へ 声を！ 行動を！

激しい雷雨に負けず、総がかり行動実行委員会主催 8.19 国会議員会館前行動に 2400 人が結集。高まる怒り！

監視社会とメディア：共謀罪後の言論の自由とは

日本ジャーナリスト会議（ＪＣＪ）8 月集会（8 月 19 日・プレスセンター）で、小笠原みどりさん（元朝日新聞記者）は、監視社会の現状について、具体例を紹介して警鐘を鳴らしました。共謀罪を手にした安倍政権がやっていることは、全ての国民を宮澤弘幸と同様な監視下におき、いつでも直ちに弾圧できるシステムを構築することであり、それはもうほぼ完成しつつあると言っても過言ではありません。

エドワード・スノーデンは、2013 年 6 月、アメリカ国家安全保障局（NSA）が、世界中の電子通信網に監視装置を張り巡らせ、個人の通信データ（メール、チャット、通話、インターネット閲覧履歴、携帯電話位置情報）などを大量かつ無差別に収集している機密文書を暴露し、世界に衝撃を与えました。

小笠原さんによると、「日本政府は既に秘密裏に NSA 監視システムの構築に拒費を投入しているほか、日本のスパイを NSA で養成し、収集された個人情報を使ってジャーナリスト、平和運動、市民活動の妨害、個人

攻撃などに使っている。そして日米政府は NSA 化して民主主義を操り、インターネットで消費と不満解消（ポルノ、ゲーム、ゴシップ）情報をこれでもかと流し続け、他者との無関心を助長している」とのこと。

「真実を知らせ、権力に反論することへの努力、自由な言論領域を押し広げ、批判の水準を高めることが、共謀罪への最大の防御だ」と提起しています。

安倍政権が作る監視体制への闘いがますます重要になっていると痛感しました。　（福島　清）

核兵器禁止条約を批准する政府を

新聞労連フォーラムと平和祈念式典に参加して

私が生まれて初めて街頭署名に立ったのは高校生のときで、千代田区の御茶ノ水駅前でした。内容は原水爆禁止署名と、クラスメートを原水禁広島集会に派遣するためのカンパの訴えでした。以来、53 年間、今でも同じテーマで「６９行動」時に同駅に立っています。

原水爆禁止運動は私の原点

17 歳の青年は一途でした。「原爆はダメだ、人類を滅ぼす。原爆は廃棄させなければならない。広島の惨禍を繰り返してはならない」――。実はこのときの平和への思いが、労働運動にかかわるきっかけとなり、現在に至っているのが偽らざるところです。原水禁運動は私にとって〝恩師〟みたいなものです。

今年、核のない世界づくりの闘いが一歩前進しました。国連における核兵器禁止条約の決議（122 ヶ国が賛成）がそれです。この条約は原水禁運動のある意味節目であり、その確認のためにもヒロシマを訪ねてみようと思い立ったのです。そこで、新聞労連が「8.6」に合わせて行っている「平和フォーラム」と、平和祈念式典に参加することにしました。

新聞労連のフォーラムは５日の午後から開かれることになっていましたので、余裕をもって前日に広島入り。到着した日、改めて原爆ドームを訪ねることにし、平和大橋から「元安川」左岸の土手沿いに上流へ。途中、夾竹桃を見つけました。愛らしいこの花、広島が焦土化した翌年も花を咲かせ、生命力の強さは広島市民を元気づけたといいます。

原爆ドームを一周しました。改めて怒りがこみ上げてきます。ドームのすぐ近くに相生橋が架かっています。この橋は歩いてきた「元安川」と本流である「本川」が分岐する位置にあり、二つの川をまたいでいます。そのため、平和公園のある中洲を結ぶ橋がもう１本あり、ちょうどＴ字形になっています。

このＴ字型が上空からも分かりやすく、エノラゲイが原爆投下する際の目印になったのです。実際の爆心地は、ここから 400 メートルほど東側になりますが、かなり正確に落されたことになります。原爆ドームはまさに、原爆投下の〝生き証人〟なのです。

中国新聞労組が「不戦の碑」建立

２日目。早朝に「不戦の碑」（原爆犠牲新聞労働者の碑）を訪ねました。この碑は広島の県紙「中国新聞」の労働組合が呼びかけて被爆 40 年を記念して 1985 年８月に建立されたもの。それまでは、新聞人の原爆犠牲者の全容は分かっておらず、慰霊碑もありませんでした。そこで、中国新聞労組の人たちが動き始めて作ったのです。

分かっている犠牲者は 133 人にのぼっています。中国新聞だけでなく、同盟通信（現共同通信・時事通信）

８人、毎日４人、読売２人、西日本２人、朝日２人、合同（現山陽）１人も碑銘盤に刻まれています。「戦争のためにペンを、カメラをとらない、輪転機を回さない」という新聞労働者の誓いを新たにするものとなりました。

原爆被害の実相を伝えた人たちがいた

午後、フォーラムが始まりました。テーマは「伝えにくさに抗らう～焦土の広島から現在へ～」。
講演は、武蔵大学教授の永田浩三さん。永田さんはＮＨＫの記者として、ヒロシマを伝える報道にも携わってきました。

永田さんはパワーポイントを駆使しながら、原爆投下当時のメディア、政府、占領軍の動きなどを紹介。讀賣報知新聞（現在の読売新聞）は８月９日から 15日にかけて「原子爆弾」という用語を使い連載。この報道はほかに見当たらず、当局から発禁処分を受けたといいます。今の読売新聞とは大違いです。

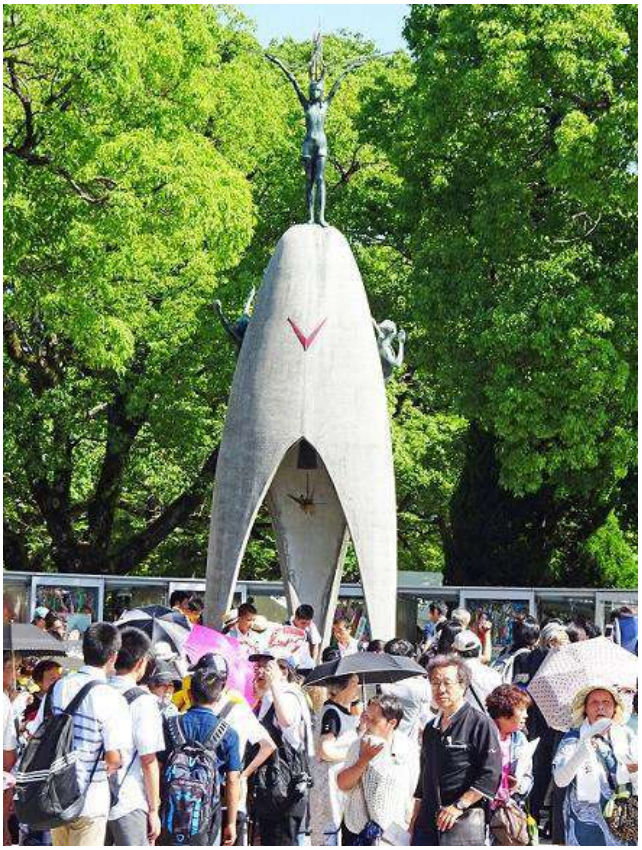

永田さんは、原爆の実相を広げるために活躍した人々を紹介。太田洋子、原民喜、栗原貞子、詩人・正田篠枝、峠三吉、画家・赤松俊子、四國五郎――などの業績を説明しながら、被爆した人たち自らが、ペンや絵筆をとったことにより、ヒロシマの実相がはっきりしたことを高く評価。伝えにくさに抗して、文章だけでなく詩や絵で表現した人々がいたことに学ぶ必要がある、と強調しました。

講演のあとは、大牟田聡さん（毎日放送コンプライアンス室長）、安田浩一さん（フリージャーナリスト）を交え、パネルディスカッションが行われました。討論では、①ヘイトスピーチなど取り上げにくいテーマがあるが、それでも無視することなく取り上げるべき②フェイクがネットで広がることがあるが、これも放置すべきではない③少数派（マイノリティー）の考えや意見を報道することが大切――などが出されました。

討論では、参加した若い記者たちがそれぞれの持ち場で頑張っていることが報告され、それを聞きながらほっとしている自分に気づいたものです。

若い人たちが多い平和祈念式典

３日目。平和祈念式典の会場・平和公園は大勢の人たちで埋まりました。暑い。それでも核兵器をなくそうという人々の思いは、それを吹き飛ばします。公園入口で女子高校生たちが、「使ってください」とおしぼりを配布していました。私もそれを１本いただきましたが、なんと凍らせてありました。冷たいそれは、一瞬ですが心和むものがありました。

会場内には若い人たちが多いことに安ど感を覚えました。戦争法や共謀罪反対運動は、年齢の高い人たちが中心でした。しかし、ここヒロシマは夏休みということを差し引いたとしても、若者がしっかり（裏方も含めて）根付いていました。

式典終了後、フォーラム参加者は、公園内に建立されている平和像など、地元の人の案内で「慰霊碑めぐり」を行い、冒頭紹介した新聞労働者の「不戦の碑」で碑前祭を行い、散会しました。

国連の核兵器禁止条約に日本は参加しませんでした。この国の政府は『核依存症』という病気に罹っているとしか思えません。アメリカべったりの国連決議への対応といい、世界の趨勢が原発廃止に動いているにもかかわらず推進に回り、あまつさえ原発を輸出しようとするなど、目を覆いたくなる末期的症状です。

戦争する国づくりだけでなく、〝核政策〟の分野でも政府を変える闘いが必要だ、そんな思いを強くして帰路につきました。ヒロシマを訪ねたマイカーの走行距離は、1,771㎞を記録していました。

（報告・水久保文明）

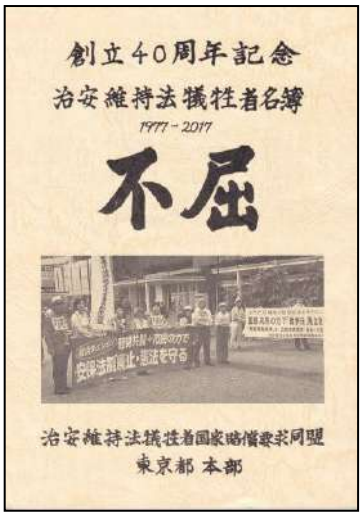

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟東京都本部発行の「創立 40 周年記念治安維持法犠牲者名簿 1977～2017 不屈」(2017 年 4 月 16 日発行）が届きました。

同盟東京都本部が 40 周年記念事業として東京における治安維持法犠牲者名簿の発行に取組み、可能な限りの資料にあたり 246 人分を収録して第 1 集としたものです。名簿（五十音順）の 221 番目に宮澤弘幸、次の 222 番目は宮本顕治が掲載されています。

同盟本部はすでに、『治安維持法体制下の弾圧（Ⅰ）虐殺―国家権力の犯罪』(2011 年 11 月 1 日初刷）と『治安維持法体制下の弾圧（Ⅱ）獄死者―国家権力の犯罪』(2014 年 5 月 15 日発行）の 2 つのパンフレットを発行（「事務局たより」第 13 号で一部紹介）。後者の 42 ページには宮澤弘幸の氏名があります。

治安維持法は、1945 年 10 月 4 日、ＧＨＱが廃止を指令しましたが、東久邇内閣は拒否して総辞職。後継の幣原内閣が 10 月 15 日、勅令第 575 号で廃止を決定しました。治安維持法違反の判決を受けていた者に対しては「刑の言い渡しを受けざりしものと見做す」と、判決が取り消され、治安維持法と関連する弾圧法規は戦後、正式に否定されたのです。

弾圧体制の中枢にいた当時の司法官僚や虐殺・拷問・虐待の陣頭指揮にあたった特高警察官らは追放されましたが、不徹底であったため、戦犯と合わせて復活しました。小林多喜二虐殺の先頭に立った警視庁特高課長の中川成夫は戦後、東京北区の教育委員長になったとのことです。

こうした不徹底な戦後処理のもとで、安倍政権は、秘密保護法から盗聴法・刑訴法改悪、戦争法制、そして共謀罪へと国民弾圧体制を完全復活させました。加えて金田法相は「（治安維持法は）適法に制定され、勾留・拘禁、刑の執行も適法だった。損害を賠償する理由はなく、謝罪・実態調査も不要だ」と広言する事態です。

国賠同盟は、「国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること」「国は、治安維持法犠牲者に謝罪し賠償を行うこと」「国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること」を政府に迫っています。安倍政権が憲法改悪を前に国民弾圧を強行しようとしているいま、かつての治安維持法体制下の犠牲者を発掘し、国に謝罪させ、賠償させる活動はますます重要になってきています。

「不屈」誌は、「この記録集が、戦前命がけで反戦平和を求め、天皇専制政治に抵抗して犠牲になった歴史の上に、今日の自由と平和が築かれている認識を新たにし、犠牲者の方々に敬意をはらい、顕彰して国民の中に永く記憶され、新たな治安維持法の立法化を許さない国民運動に寄与されることを念願します」と書いています。弾圧犠牲者の名簿に、粛然とさせられます。　　（事務局から）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑮

連々と生き、逝った青春

8 年 8 月 8 日～22 年 2 月 22 日

宮澤弘幸は、大正 8 年 8 月 8 日、東京府豊多摩郡代々幡町で生まれた。西暦では 1919 年。意味があるわけではないが、不思議と数字が並んでいる。釈放されたのが敗戦の年の 10 月 10 日、亡くなったのが翌々年の昭和 22 年 2 月 22 日午後 2 時だった。父は時代の先端にある電気技師、母は成功した実業家の娘。末広がりが３つも連なった阻むものなき順風が見えていた。

これを前触れなく一転させるのが冤罪の惨。22 歳 4 か月の青年は、1941 年 12 月 8 日、誕生日と同じ日に検挙され、余生わずか 5 年 2 か月の運命へと陥れられた。うち 3 年 10 か月は拘置所を含む獄にあって、拷問・制裁の責苦を受け、心身共ぼろぼろに蝕まれている。釈放後、衰弱の体に小康を得、「（冤罪の）一切を書く」と執念の炎を立てたが、果たせなかった。享年 27。思いは無限の反冤罪運動が継いでいる。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

国民弾圧・戦争への凶器

秘密保護法
戦争法
共謀罪法

即刻廃止せよ！

千代田区労働組合協議会

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

秘密保護法 NO！

2013.12. 6 成立・2014.12.10 施行

秘密保護法施行から３年半余。政府は、約束した法律の前提を完全無視した運用を強行し、憲法違反、「知る権利」侵害、権力の乱用、国会無視等々、当初の危惧に加え、アメリカ言いなりの事態が続々と明らかになっている。

＜情報監視は機能せず＞ 政府は施行にあたり、内閣府に「独立公文書管理監」「情報保全監視委員会」、衆参両院に「情報監視審査会」を置いた。しかし政府は全ての運用実態公表を意図的にサボっている。「秘密指定書類は会計検査院に提供せず」（2015 年）、「特定秘密の運用をチェック出来る情報を提供せず」（2016 衆参審査会報告）。さらに秘密保護法制定以前の 2006 年から、警察庁は令状なしの GPS 捜査を秘密裏に通達し実行していた（2017 年）。そして森友学園への国有地売却経過を全て破棄した財務省。“秘密”がでかい面をしてまかり通っている。

＜米国がデザインした秘密保護法＞ 「秘密保護法は、実はアメリカがデザインしたものです」。エドワード・スノーデンの証言である（小笠原みどり著「スノーデン、監視社会の恐怖を語る」毎日新聞出版）。対米従属から脱却しようとしない安倍政権は、アメリカの世界的な監視網にからめとられていることに抗議一つしようとしない。

秘密保護法を廃止し、情報公開の徹底要求を！

戦争法 NO！

2015.9.19 成立・2016.3.29 施行

「安保法制―戦争法」は、「日米同盟」の名のもとで自衛隊海外派遣を行うだけでなく、「日本列島をアメリカの軍事占領下に差し出す」ことが真の目的なのだ。

憲法９条を踏みにじる戦争法が強行されてから２年。その発動である南スーダンへの自衛隊員の駆けつけ警護に対しては、大きな批判が高まったが、その裏で、アメリカへの従属極まる売国・亡国の事態が進行している。

＜辺野古・高江・オスプレイ＞ 翁長知事を先頭に沖縄県民が頑強に反対している辺野古・高江の米軍基地建設に対して、一度としてアメリカに 1996 年の SACO 合意なるものの見直しを要求したことがあるか。日本全土をオスプレイ基地化する米軍のごり押しになぜ抵抗しないのか。

＜日米合同委員会―闇の取り決めが支配＞ 『日米合同委員会の研究』（吉田敏浩著・創元社刊）は、アメリカ軍人が米軍優位の地位協定をもとに全土基地化を要求し、日本側がそれに唯々諾々と従っている現状を暴露している。

＜憲法９条で戦争法粉砕！＞ 売国・亡国極まる安倍政権の暴走を阻止できるのは、憲法９条である。アメリカへの従属を断ち切り、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」、今こそ真の独立・平和への道を進もう！

安倍政権の暴走は“売国・亡国”の道だ！

共謀罪法 NO！

2017.6.15 成立・2017.7.11 施行

秘密保護法（2013.12）、防衛装備移転（武器輸出）三原則閣議決定（2014.4）、集団的自衛権行使閣議決定（2014.7）、戦争法（2015.9）、盗聴法・刑訴法改悪（2016.5）、南スーダン派遣自衛隊員に駆けつけ警護任務付与閣議決定（2016.11）、そして共謀罪法（2017.6）である。

＜“ウソ”を前提にした共謀罪法＞ これほどデタラメな法律制定があるか。オリンピックのためのテロ対策、国連越境組織犯罪防止条約批准のためという理由はすべてウソである。その証拠に、「計画は役割など具体的合意が必要→詳細決定は必要ない」「組織的犯罪集団に限定→限定されない」等々、答弁がくるくる変わったのだ。

277 とされる共謀罪対象犯罪は、何をしたら犯罪になり、テロ対策になるのかが全く不明だ。戦後完全廃止された治安維持法を「適法に制定された」と答弁する政府、「こんな人たち」と罵倒する首相の下では、再び「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」が繰り返されることになるのだ。

＜憲法・国際人権法・国会法に違反＞ プライバシー権利侵害、日本の刑法体系変容は憲法違反。委員会審議一方的打ち切りは国会法違反。そして国連人権理事会特別報告者は「民主的社会では認められない」と警告している。

徹底監視で施行阻止！ 法廃止の世論を！

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件とは

【事件の発端】1941 年 12 月 8 日、内務省は特別高等警察（特高）を総動員して、「開戦時に於ける外諜容疑者一斉検挙」の名のもと、全国でかねて内偵の対象者 111 人をこの日に、その後 15 人、さらに別途憲兵隊が 52 人を有無言わさず検挙した。その中に、北海道帝国大学工学部学生・宮澤弘幸と、同大予科英語教師・ハロルド・レーン、同ポーリン・レーン夫妻がいた。

【暗黒裁判で重刑に】 宮澤弘幸とレーン夫妻は一審から大審院（現・最高裁判所）を通し「スパイ」の容疑を否定し続けたが、宮澤弘幸とハロルドは懲役 15 年、ポーリンは同 12 年の刑が確定し、宮澤弘幸は極寒の網走刑務所に収監され、レーン夫妻は収監後、アメリカへ送還された。

宮澤弘幸は過酷な制裁を伴う独房で、極度に衰弱、敗戦後、占領軍による超法規措置で釈放されたものの、1947 年 2 月 22 日、27 歳で病死。事実上の獄死だった。

【北海道帝国大学は守らず】 北海道帝国大学は、冤罪に陥れられた宮澤弘幸とレーン夫妻に対し、特高に抵抗することも、支援の手を伸べることも一切しなかった。

【権力が描いた“冤罪事件”の構図】宮澤弘幸とレーン夫妻は、なぜ検挙されたのか――。1939(昭和 14)年 6 月、レーン夫妻ら外国人教師を囲む学生有志たちは「ソシエテ・ドュ・クール」(心の会)を結成した。日中戦争泥沼化の下でも、国際色豊かに語学研修と文化交換を実践した。

クラーク博士像の横に立つ宮澤弘幸（1938 年)と、北大生たちと心を通わせたハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻(1939 年、北大官舎にて)

だが、権力は国民を戦争に駆り立てるために、平和を愛する「心の会」はその絶好の標的とされた。

「あいつはスパイだ！」「裏切者だ！国賊だ！」「追い出せ！」「スパイの子と遊ぶな！」……。

【理不尽は裁判でも一貫した】 宮澤弘幸に対する大審院判決では、北大夏季労働実習、海軍軍事思想普及講習会、千葉戦車学校での機械化訓練講習会等で見聞したこと等をレーン夫妻に話したことが軍機保護法違反だとされた。

ところがこれら実習や講習会は、すべて公知の事実であり、軍機保護法に照らしても軍事秘密とは言えない。国家権力は、法の適用さえ弾圧のための口実とし、裁判権力も物証を求めることなく検察権力の言い分を通したのだ。

「共謀罪法」は軍機保護法以上だ！

1937 年の軍機保護法改正時、政府・軍部は――

「軍機保護法が対象とする『軍事上の秘密』とは、統帥事項または統帥と密接な関係のある事項に関する高度の秘密で、尋常一様の手段では探知収集できない秘密であり、『探知罪』とは、『軍事上の秘密』であると知っていて、故意に不正な手段を以って探知または収集した故意犯だけを罰する」（要約）と答弁した。

議会は「政府は本法の運用に当たりては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」等との付帯決議を付け、満場一致で可決した。

だが、国家権力は、法律が議会で成立した途端、一連の答弁も付帯決議も完全に踏みにじり、軍部言いなりの「軍事秘密」をテコに、国民に襲いかかったのだ。

＊

弾圧法規は、いったん成立すれば、国家権力によって付則・付帯決議など簡単に蹴散らされ、暴走するのだ。

共謀罪は必ず廃止！

安倍内閣退陣！

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を知ろう

……戦時中や戦争へ向かうとき、権力はその本性を現し、国策（戦争）に反対する市民に対して牙を剥く。圧倒的な組織力と金、強制権限を用い〝合法的に〟市民を牢に閉じ込め、〝合法的に〟市民を殺す。そうした権力の暴走の一手段が情報に対する統制である。

「序文―権力の暴走を阻むために　藤森研」から

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」の真相決定版――。

◆お申込みは下記千代田区労協事務局まで。ＦＡＸ、メールで。

送料・税込み 2300 円。代金は、ゆうちょ銀行払込票で後払い。

千代田区労働組合協議会 chyda-kr@f8.dion.ne.jp/

101-0061 東京都千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル2階

TEL:03-3264-2905　FAX:03-6272-5263

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

http://miyazawa-lane.com/

2017 年 9 月 4 日発行

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 16 号　2017 年 9 月 24 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

断固、安倍暴走政権打倒！

戦争法強行採決から2年
9.19 国会前大集会

「安保法制＝戦争法」は、自衛隊を米軍の戦争支援の名の下で、海外派兵することを可能にしました。今まで憲法９条をテコして、辛くも拒否できた自衛隊の海外派兵阻止のタガまでも、安倍政権は外してしまったのです。沖縄辺野古・高江への基地建設もオスプレイ配備もアメリカ言いなりで、一度として拒否の姿勢を示したことがない以上、米軍指揮下にある自衛隊は、自動的に戦争に組み込まれることになります。

安倍政権がいう「日米同盟」って一体何なのでしょうか。アメリカ側から言わせれば、日本は、日米安保条約とそれに基づく日米地位協定と密約によって、日本国内のどこにでも米軍基地を置くことを認めているではないかとなります。そうであるならば、「安保法制＝戦争法」を廃止させる闘いは、根っこにある日米安保条約・日米地位協定こそ廃止させる闘いへと発展させていくべきです。　（福島　清）

9 月 15 日・日比谷野外音楽堂。3000 人が結集した

警察国家へ向かう権力が共謀罪をどう使うか。私たちはもう兆候以上のものを目撃している。内部告発者を黙らせ、報道機関を脅しながら懐柔し、抵抗する者を孤立させる手段として使われる。米軍の新基地建設に反対する山城博治・沖縄平和運動センター議長を継続的に監視して、逮捕したような弾圧は、共謀罪の成立によって容易になった。共謀罪は、山城氏のように政府と意見の異なる人間を先制攻撃する武器になるだろう。山城氏の逮捕は他の反対者への脅しでもある。共謀罪が使われなくても、政権に批判的な人々を慎重にさせ、行動や発言を控えさせる効果を発揮する。

スノーデン氏の言葉どおり、このまま進めば「未来への扉は閉じられる」だろう。監視の権力に共謀罪を使わせてはならない。（小笠原みどり「スノーデン証言が暴く共謀罪時代、2017. 8. 24 サンデー毎日」）

＊

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が再び引き起こされる事態はすぐそこまできています。かつて好奇心旺盛で、北大工学部卒業後は海軍技術者になろうとしていた宮澤弘幸が特高に検挙された時、周囲はこの愛国青年を救おうとはしませんでした。北大当局も周囲の関係者もみな口をつぐみました。権力は反戦活動家よりも愛国青年を検挙する方が、国民に不安、疑心暗鬼をもたらすことを知っていたのです。

今、関東大震災時に朝鮮人虐殺はなかったといわんばかりの都知事がいます。植村隆さんを捏造記者だと貶めている“ジャーナリスト”が大手を振っています。

秘密保護法・戦争法・共謀罪法は、即刻まとめて廃止させなければなりません。「真相を広める会」は、千代田区労協と協力して、右のリーフレットを作成しました。本会ホームページからダウンロードできます。
http://miyazawa-lane.com/doc/20170904_leaflet.pdf
ご活用ください。　（事務局）

「捏造記者」攻撃と対決続く植村裁判

植村裁判・札幌　第8回口頭弁論

2017 年９月８日午後３時 30 分から札幌地裁 803 号法廷で開かれました。傍聴を求める支援者や市民が大勢詰めかけほぼ満員となりました。原告弁護団は植村さんを含め 16 人、櫻井よしこ・新潮社の被告弁護団７人が向かい合いました。

今回は、これまでの裁判で論点がほぼ整理されていることから今後の進め方について意見交換がなされ、裁判長は「次回弁論を平成 30 年２月 16 日とし、証人尋問を行う」ことを決めました。

この結果、次回は終日の証人尋問となる予定で、緊迫してくると思います。「捏造記者」という汚名を晴らさせるために、引き続き裁判傍聴を継続していくつもりです。　　（根岸正和）

東京訴訟第 10 回口頭弁論傍聴を

上記のように 10 月 11 日午後３時から東京地裁 103 号法廷です。報告集会も今日的テーマです。

傍聴席をいっぱいにして、植村さんを支援していきたいと思います。　　（福島　清）

植村さん、産経新聞に調停の申し立て
櫻井よしこ氏こそ“捏造”

植村さんは９月１日、産経新聞に対して“捏造”記事の訂正記事を出すことを求める調停を東京簡裁に申し立てました。“捏造”記事とは、2014 年 3 月３日付産経１面に掲載の櫻井よしこ氏の「美しき勁き国へ　真実ゆがめる朝日報道」と題したコラムの内容です。櫻井氏は次のように書きました。

「91 年８月 11 日、大阪朝日の社会面一面で、植村隆氏が『女子挺身隊』の名で連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』を報じた。

この女性、金学順氏は後に東京地裁に裁判を起こし、訴状で、14 歳で継父に 40 円で売られ、３年後、17 歳のとき再び継父に売られたと書いている。植村氏は彼女が人身売買の犠牲者であるという重要な点を報じず、慰安婦とは無関係の「女子挺身隊」と慰安婦が同じであるかのように報じた。それを朝日は訂正もせず、大々的に紙面化、社説でも取り上げた。捏造を朝日は全社挙げて広げたのである。」

ここに「訴状で」とありますが、金さんが東京地裁に提出した訴状には、櫻井氏が「書いている」としている記載が一切ありません。これこそ「捏造」ではないでしょうか。

植村さんは「訴状に書いてあるのか、ないのか、というきわめて客観的な事実確認の問題だ」と指摘して産経新聞に「速やかに確認し『訴状にはそうした情報はありませんでした』という趣旨の訂正をしてほしいだけ」と言っています。

植村さんはさらに、櫻井氏が 2016 年４月 22 日に札幌地裁で植村裁判の第１回口頭弁論があった当日の記者会見で「訴状にそれが書かれていなかったことということについては率直に私は改めたい」と話していることを指摘して、産経に訂正を求めているが、いまだに訂正していないと説明しています。

訴状に書かれていないことを書き、櫻井氏自身がそれを認めて改めたいと答えているのに、何故産経新聞は訂正しないのでしょうか。櫻井氏と産経新聞の姿勢が問われています。（「調停申立書」と 2017. 9. 8 付週刊金曜日の「事実を『捏造』した櫻井よしこ氏」の記事から）

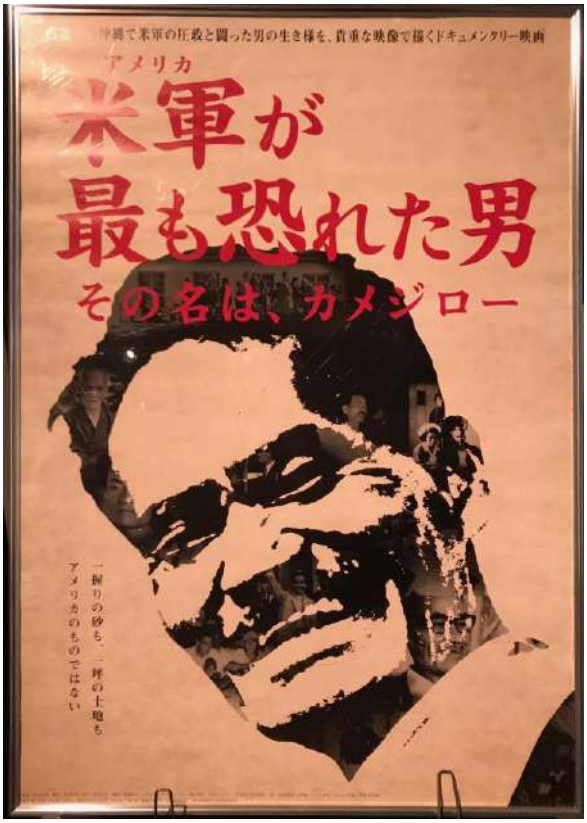

映画『米軍が最も恐れた男ーその名は、カメジロー』を観ました。カメジローと一緒に闘った人々の証言、闘いの現場を記録したモノクロ写真、そしてカメジローの日記などが次々と紹介されていきます。淡々としていますが、そのーコマひとこまの何と重いことでしょうか。

1952 年、「サンフランシスコ講和条約」で日本から切り離され、1972 年に本土復帰するまで続いたアメリカの占領＝直接支配に対する 27 年間もの沖縄県民の闘いは、今につながっています。

沖縄県民は、アメリカの占領を跳ね返し、自らの手で独立を回復したのです。その沖縄県民を迎え入れた日本はどうでしょうか。「日米同盟」の名のもとに、日本全土をアメリカ軍の占領下に差し出しているのです。そして、辺野古・高江にアメリカ軍向けの永久基地まで作ろうとしています。

翁長知事を先頭にして、米軍基地建設反対を掲げている沖縄県民の側に立たず、アメリカに「基地建設は再検討せよ」のひとことも言わず、本土を蹂躙して勝手に飛び回る欠陥機オスプレイを阻止しようともしない日本政府って、一体何なのでしょうか。

カメジローは「沖縄県民は不屈だ」と言い続けました。沖縄県民はいまも「不屈」です。それを実感することができる映画です。

東京では、渋谷のユーロスペースで上映しています。終了日は未定とのこと。毎日大勢のみなさんが観ているからでしょう。定員は 144 人。私が観た日は平日のためか、高齢者でいっぱいでした。

（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑯

弄ばれた交換船の救出

１９４２年９月２日～２１日

異国の獄に繋がれて９か月のレーン夫妻に一条の光が射した。９月２日に横浜出帆の交換船でアメリカへ送還するという。交換船のことは、６月 26 日出帆の第一船に双子の娘が乗ったから、知っている。何はあれ出獄はありがたい。娘たちに会える。不潔な環境から抜けられる。着の身着のまま夜汽車に堪え横浜に着いた。さあどの船？　だが、桟橋に船はなかった。

北大外国人官舎時代のレーン夫妻一家

説明はない。遅れているらしい。似た格好の 19 人と共に岸壁のホテルに入った。戦時とはいえ、ベッドも食事も獄とは比べものにならない。不安ながらもそんなホテル暮らしに慣れ始めた 21 日、一転、獄に帰れとの断が出た。何が何んなんだ。会いたい人に会えない不潔で狭い獄に閉じ込め直された。全ては国家と軍の勝手な都合の故だったが、つかの間の天国に浴したあとの地獄は、いっそう辛すぎる日々となった。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相、第２部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】　富士国際旅行社（東京新宿区）から同社が企画した「北大　宮澤・レーン事件を考える旅」参加者向けに宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の概要説明を要請されましたので、大住広人さんと９月 14 日、同社会議室に行ってきました。「旅」ですので、事件の概要に加えて、事件に関係した北大や拘置所跡などをパワーポイントにまとめて説明しました。観光旅行企画が主流である旅行社がこの事件に関心を持って企画されたことは、真相を広めるために意義あることです。ご努力に敬意を表したいと思います。　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 17 号　2017 年 11 月 4 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

憲法改悪“発議”断固阻止！

「立憲主義と日本国憲法の危機を同じ思いでいる国民は必ずしも多くない。気づいていない人達にしっかり気づいていただいて、より幅広く、より大きな輪を広げていく第一歩に」（枝野幸男・立憲民主党代表）、「闘いの目標は『９条改憲の国会発議を絶対に許さない』ことだ」（志位和夫・日本共産党委員長）。問題は、「９条改憲ＮＯ！」の圧倒的な世論をいかに作り出すかにかかっています。「真相を広める会」も、その運動の一翼を担っていきたいと思います。　（福島　清）

11 月 1 日、「安倍9条改憲を許さない！森友・加計学園疑惑徹底追及　安倍政権の退陣を要求する 11.1 国会開会日行動」1000 人が結集した。

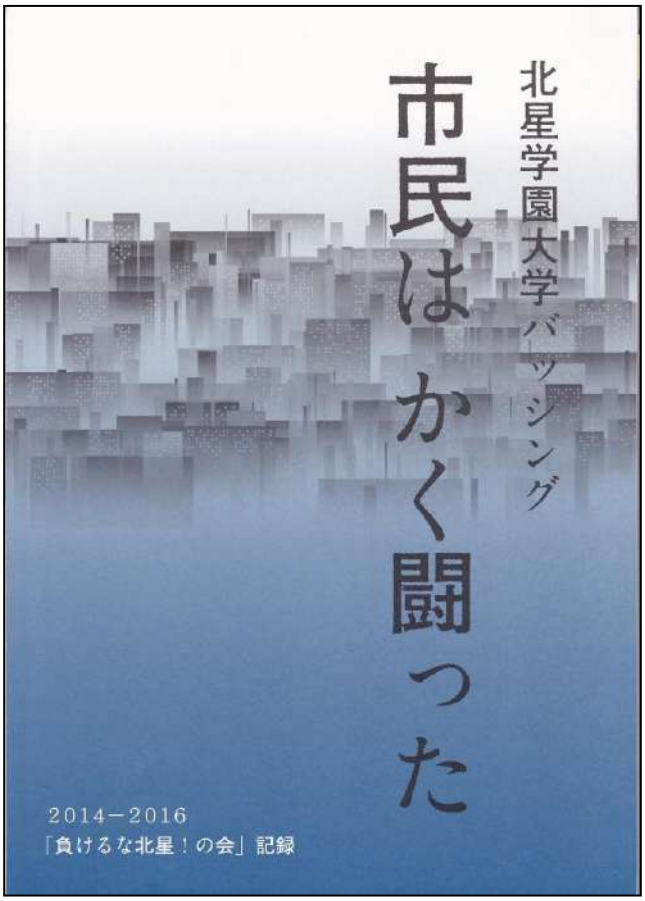

「北星学園大学バッシング――市民はかく闘った 2014-2016『負けるな北星！の会』記録」（2017 年 7 月 6 日発行）は、A4 版 249 ㌻、23 ミリもの報告書です。「負けるな北星！の会」（マケルナ会）は、2014 年 10 月 6 日に結成し、「北星学園大学と市民をつなぎ、民主主義を根元のところで支える貴重な実践だった」と宣言して、２年後の 2016 年 10 月 31 日、解散しました。北星学園大学と植村さんにかけられた理不尽・残酷な攻撃に対して、当事者とそれに怒りを抱いた人々が立ち上がった記録です。

北星学園大学の理事会と教職員の苦悩と闘い、それを知って立ち上がった市民たちの行動、そして「マケルナ会」の結成から解散までの２年半の活動は、必然であったし、さまざまな視点から支援に関わった方々が書いている思いは、さまざまな問題を提起していて感動的でもあります。

「はじめに」で、呼びかけ人の神沼公三郎さんは、「…最終的に大学の自治を支え、言論の自由を守り通した行動の軌跡である。……だが、事件と運動に対する見方は必ずしも一つではないだろう。読者各位がそれぞれの立場と発想から独自に総括すべきであり、本書はそのための素材を提供する書でもある」。

往住嘉文さん（ＪＣＪ北海道支部事務局長、北海道新聞記者）は冒頭の「闘いの軌跡」で、「……自由とノーブレスオブリージュの体現者のごとく振る舞ってきた大学、マスコミという組織が、哀れなほどにひ弱な正体をさらけ出したとき、内部の個々人がどこまで自己の良心に従って行動できるかが問われた法廷でもあった。エピローグには、韓国の大学が救いの手を差し伸べるが、それがリベラルムラの自己解決能力の限界なのか、グローバルな連帯なのか、評価は割れる」と書いています。

現に、厳しい見方も記されています。韓国からの留学生・姜明錫さんは「植村さんを守りきることも、解雇して理屈を挙げることもできずに完全に大学の自治の自由を奪われ、学生に向けてどんな自由を得させてほしいのかよくわかりません。見損ないました北星」

往住さんは「総括シンポというが、我々、新聞・テレビには総括の資格もない。北星事件の原稿をことごとくボツにした。理由はこうだ。『朝日が火だるまになっている時、全身に油を塗って飛び込むのか』」。

闘いの到達点と今後の課題を考えた時、スッキリとはしないのです。つまり何も解決していないという現実があることも事実です。「なぜこれほどまでに執拗な中傷・誹謗攻撃がなされたのか」「それは誰が、何の目的でやっているのか」、そして「誰に対して、どうやって闘っていけばよいのか」「マスコミは何をなすべきか」といった疑問が依然として解けないのです。

植村裁判勝利で「歴史修正主義」反撃へ

1457 の個人・団体の一人として賛同人になっただけですので、偉そうなことは言えません。しかしこの報告書を読んで思うことは、攻撃の出発点が植村さんの慰安婦報道であった以上、真っ正面から慰安婦問題について解明し、提起していくことだと思います。

シカゴ大学名誉教授のノーマ・フィールドさんは、小林多喜二の作品をヒントに今回の北星学園大学への攻撃の隠された問題点を提起した上で、「これ（慰安婦問題）は、日本だけの問題ではない。各地の大学で、軍隊と戦争と性の問題を教室で論じて欲しい。いまからでも遅くはない」と書いています。

北大 2 年の時、イールズ闘争に参加したという 87 歳の新西孝司さんは、北星が攻撃を受けたとき、田村信一学長に真っ先に支援の電話をかけたとのこと。そして「植村さんはよく耐え抜いた。そして変わった。『捏造記者ではない』一本やりの訴えから、『私への攻撃は、元慰安婦への攻撃だ。歴史の暗部から目を背ける行為だ』と歴史修正主義との闘いを前面に出すようになった。『東アジアの平和のために闘う』と堂々と宣言し、韓国の大学へと大きく羽ばたいた」と。

「マケルナ会」は解散しましたが、未解明の課題に挑戦していく上で直面している当面の最大のテーマは、東京と札幌で、「捏造記者」攻撃に対して闘っている植村さんの名誉回復裁判に勝つことです。それが植村さん攻撃への反撃の第一歩であり、さらには、いま跋扈している「歴史修正主義」を糺していく闘いの大きな力になると思います。　　（福島　清）

フェイクニュースにどう向き合うか

楊井人文（やない・ひとふみ）弁護士・日本報道検証機構代表理事

トランプ米大統領のマスコミに対する“フェイクニュース”攻撃と、安倍首相が国会で平然と述べるウソ答弁に対して、「ファクトチェック＝事実検証」の重要性がクローズアップされています。

「フェイクニュース」とは「事実ではない、虚偽・デタラメな内容の情報・報道の総称」（Weblio 辞書）とされています。植村隆さんに対する「捏造記者」攻撃も全く同じだと言えますので、この活動に注目していく必要があると言えます。

植村東京裁判第10回口頭弁論報告集会（10月11日、参院議員会館講堂）で行われた標記テーマの講演で、楊井さんは次のように提起しました。

ファクトチェックの取り組みは、日本は世界で最も遅れている。2016年にファクトチェックに関する国際組織が結成され、行動規範が提起されている。すでに126にのぼるサイトがあり、韓国では24ものメディアが参加して取り組んでいる。

「フェイク」と言う言葉は建設的ではない。社会を分断する罵りあいになる。「ファクトチェック」は、公開性・透明性が大前提で、対話を恐れないことと、地道に対処することだ。センテンス単位のファクトチェックだけでなく、記事全体のチェックが必要だが、まだその体制ができていない。

ファクトチェックの結果をどのようにして社会に届けるかが課題だが、基本は一つひとつを事実に基づいてチェックしていくことだ。小さな真実を積み重ねていくことだ。「ファクトチェックせずして〝フェイクニュース〟を語ることなかれ」だ。

＊

今年6月、楊井さんらによって「ファクトチェック・イニシアティブ」設立の記者会見が行われた。その趣旨・活動方針の概要は以下の通りです。

【趣旨】

近年、ニュースや情報の環境は大きく変化している一方で、デマや真偽不明の情報が拡散することへの懸念も高まっている。新聞やテレビなど従来のメデイアにも事実と異なる報道が散見され、透明性をもって是正する取り組みが十分になされてきたとは言えない。こうした課題にメディアやジャーナリズムはどう応えていくのか、その存在意義や役割が問われている。

メディアやジャーナリズムに携わる人々が、社会に影響を与える様々な報道・言説のファクトチェック（真偽検証）に真剣に取り組むべきときに来ていると考える。すでに海外では、メディアとプラットフォーム事

業者が協働して問題に対処する取組みも始まっている。他方、わが国では一部に取組みはあるもののごく限定的であり、本格的に担うだけの組織やメデイアも存在していない。

事実と異なる言説・情報に惑わされ、分断や拒絶が深まるような社会を望んでいない。そうならないためにも、ファクトチェックをジャーナリズムの重要な役割の一つと位置づけて推進し、社会に誤った情報が拡がるのを防ぐ仕組みを作っていく必要がある。

もちろん、ファクトチエツクも言論の枠内で行われるものであり、特定の言説・情報に対する検閲や排除を志向するものであってはならない。ファクトチェックに基づく言説自体が他者からの再検証や批判に耐えるものでなければならないことは当然であり、真実の最終裁定は言論社会に生きる人々に委ねられている。志向するのは、人々が正確な事実認識を共有できるよう、判断材料を提供することだ。こうした真偽を検証する活動の量的・質的な向上が、誤った情報に対する人々や社会の免疫力を高め、ひいては言論の自由を守り、民主主義を強くすることにつながると信じる。

【活動方針】

①日本国内のファクトチェック（事実に関する言明の真偽・正確性を検証する活動）の推進・普及を目的とした協議体（任意団体）②国内のファクトチェックの事例を集積し、ファクトチェックのガイトライン及びその評価方法、効果的な情報提供の方策について検討③国内外のメディア、教育・研究機関、関連団体とも連携を図りつつ、ファクトチェックの量的・質的向上の施策や、ファクトチェックに貢献する団体・個人を支援する仕組みを検討し、近い将来の法人化を目指す（10月8日、ＮＰＯファクトチェック・イニシアティブが設立された）。

【事務局から】激動の 10 月でした。総選挙結果をどうみるか。毎日新聞客員編集委員の牧太郎さんは、10 月 31 日のブログで、次のように書いています。

この一週間、安倍圧勝の衆院選を分析していたが、この圧勝劇は「1933 年のナチス選挙」に瓜二つ、という結論に辿り着いた。1933 年は、ドイツにヒトラー内閣が成立した年。

ヒトラーは政権基盤を固めるために議会を解散。3 月 5 日に総選挙を行うことを決めた。投票日の約 10 日前、正確には 2 月 27 日午後 9 時 30 分頃、国会議事堂に火の手があがった。消防車は 10 時少し前に到着したが、火はかなり燃え広がっていた。

放火である。焼け残った建物の陰でちぢこまっていた半裸の人物マリヌス・ファン・デア・ルッベが発見された。ルッベはオランダ人でオランダ共産党員だった。ルッベは放火の動機は「資本主義に対する抗議」と主張したが、どうみても狂人。プロイセン内務省のディールス政治警察部長も「一人の狂人の単独犯行」と推定した。

しかし、ヒトラーは「共産主義者による反乱計画の一端」と言い張る。「コミュニストの幹部は一人残らず銃殺だ。共産党議員は全員今夜中に吊し首にしてやる。コミュニストの仲間は一人残らず牢にぶち込め。社会民主党員も同じだ!」と叫び、単独犯行説を一蹴した。

騒然となった。共産党員、社会民主党員が次々に逮捕され、一部は殺された。選挙の結果、100 議席を持っていた共産党は 81 議席へ後退。一方ナチス党は 199 議席から 288 議席へと躍進した。それでも、全体の 647 議席の過半数獲得には至らなかった。

しかし、3 月 23 日の議会召集日、出席したのは 535 人。多くの共産党、社会民主党の議員は逮捕→死刑を恐れ欠席した。ヒトラーは「法的考慮に左右されず、反対勢力と決着をつける」ためと主張して「国民と国家の保護のための大統領令」と「ドイツ国民への裏切りと反逆的策動に対する大統領令」を提案した。出席した社会民主党議員は全員が反対したが、ナチス党はドイツ国家人民党と中央党の協力を得て 3 分の 2 の賛成を確保し、この全権委任法を成立させた。これが、ナチスドイツの独裁政治のスタートだった。

安倍政権はナチスドイツと似ている。真似している。北朝鮮の脅威と憎悪を煽った。Ｊアラートを徹底的に利用した。北のミサイルは上空で落下しても、燃え尽きる。落雷より小さい「影響」だ。Ｊアラートなんて必要ない。それなのに、安倍さんは必要もないＪアラートを徹底的に利用した。わざわざ、電車を止めたりして、国民を脅し、共産党を始めとする「反安倍勢力」を牽制し、安保法制の正当性をアピールした。

ハッキリ言おう！

一部の、ホンの一部だが、日本人は馬鹿だった。「安倍の策謀」に騙された。その策謀に、極右の小池さんが加担した。そして、リベラルを排除して、野党を分断した。

「排除」とはナチスの「得意技」である。これが、僕の分析である。

このままでは、日本はナチスになるだろう。

31 日は、木枯らし一番。確かに、寒くなった。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑰

ＧＨＱ超法規令で釈放

１９４５年１０月１０日

宮澤弘幸は極寒の網走監獄で 2 冬を耐え、敗戦から 2 か月目の 10 月 10 日、占領軍（連合国軍総司令部＝ＧＨＱ）の「政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」（同月 4 日付）に基づき、思想犯として 500 人余と共に一斉釈放された。拘置所を含む 3 年 10 か月に及ぶ獄中からの青天になる。この間に敗戦処理内閣は、自らは何の責任も果たさなかった。

官報

「国防保安法」「軍機保護法」を廃止する勅令を報じた「官報」（昭和二十年十月十三日付）

一斉釈放から 3 日後の 13 日、冤罪の元凶だった軍機保護法、国防保安法などの戦争 6 法が、さらに 2 日後の 15 日には治安維持法が廃止された。戦争権力の手先だった特高と内務省は覚書そのものによって最初に廃されている。しかし、ここで留意されるべきは、これら普遍の人権の回復が全て占領軍の指令に拠ったことだ。戦後の混乱、茫然自失をもって弁明できる失態ではない。この意味でも戦後はなお終わっていない。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 18 号　2017 年 12 月 8 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

76年前、開戦と弾圧の嵐が襲った 12月8日を忘れない！

76 年前、1941 年のこの日。日本は米英に宣戦を布告した。同日、特高は宮澤弘幸らをスパイだとして検挙した。

これに先立ち、政府は 1928 年治安維持法改正、1931 年 9 月 18 日柳条湖事件、1933 年国際連盟脱退、1937 年 7 月 7 日盧溝橋事件、同年 7 月 25 日軍機保護法改正を強行した。戦争と弾圧は常に一体であり、同時進行だった。

今。安倍首相は秘密保護法、戦争法、共謀罪法を強行成立させ、９条第３項に自衛隊明記を追加するとの憲法改悪を画策している。アメリカに従属し、米軍の「軍事的占領」に抵抗しない安倍政権が企む憲法改悪の先には、再び「12 月 8 日」が繰り返されることは間違いない。

12 月 8 日朝、弾圧と闘い抜いた宮澤弘幸の墓前で、「12 月 8 日を忘れない！」と決意を固め合った。

前列左から渡辺眞知子、山口泰司。後列同、赤羽勲、水久保文明、福島清

共謀罪法・秘密保護法廃止！ 9条改憲反対！

12 月 6 日午前、共産、立憲民主、自由、社民、無所属の会は、憲法違反の共謀罪法を廃止する法案（組織犯罪処罰法改正案）を衆議院に提出しました。国民弾圧の凶器を廃止させる重要な第一歩です。

同日、正午から午後 1 時まで、国会議員会館前で、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会・共謀罪ＮＯ！実行委員会共催で、「12.6、4.6 を忘れない６日行動」が行われ、「共謀罪法廃止！秘密保護方廃止！９条改憲反対！」の決意を固めあいました。　（福島　清）

「はげしく抵抗しなければならぬ」

日本軍国主義時代における検閲の思想と流れ

千田夏光（元毎日新聞記者・作家）

「軍機保護法」は、宮澤弘幸を「スパイ」に陥れただけではありません。徹底して国民の目と耳をふさぐため、発行部数とそれがもたらす影響力が大きかった新聞を徹底的に監視・検閲・統制しました。

千田夏光さん（毎日新聞記者出身の作家）は、「一億人の昭和史⑩不許可写真史」（1977 年毎日新聞社刊）の「日本軍国主義時代における検閲の思想と流れ」と題した記事の最後で、「**そして抵抗すべきなのは最初の、まだ萌芽の段階でなければならぬということで、今日でもそのきざしが見えたとき、はげしく抵抗しなければならぬことだ。15 年戦争中の検閲は、決して過去のものでないということである**」と、40 年前に警鐘を鳴らしています。千田さんの記事を要約して紹介します。（福島　清）

軍機保護法のねらい

日本軍国主義時代における
検閲の思想と流れ
千田夏光

言論統制、報道規制は怪物である。それは具体的に、〝検閲〟という行為でせまってくる。それが、常に時の権力者と体制によって行われることも言うまでもない。

さらに一国が独裁体制と絶対的なファシズムによごされたとき、この統制と検閲はより強力な罰則を武器に想像を絶する嵐となって吹きあれる。昭和 12（1937）年 7 月 25 日にはじまった第 71 特別国会で成立した「軍機保護法」改正など、まさにそれであった

わずか旬日の審議で成文化したこの法律の第 3 条はこううたっていた。新聞記事を含め「業務に因り軍事上の秘密を知得し又は領有したる者」が「之を公にし」たら、その内容により「死刑又は無期若は 4 年以上の懲役に処す」。国民の目と耳をおおい、外国におのれの侵略意図をかくすためであった。

事実を隠した関東軍

軍部ファシズムが冒険的侵略戦争へなだれこもうとするとき、検閲はより厳しく、より具体的に細部にわたって迫ってくるということであろう。それらのことは検閲の推移をみていくと、よりよく理解できる。

では 15 年戦争期間中における言論統制、報道統制、検閲の流れはどのようなものであったのか。

統制といい、検閲といい、この期間中最大の対象にされるのが新聞であったことはいうまでもない。日本における言論統制は明治 6 年 10 月施行の「新聞条例」に始まるが、そこではもっぱら自由民権主義者を対象としていた。戦争とはまだ結びつかない。

軍意図、軍事力、戦況が対象となるのは明治 32 年の「軍機保護法」の成立からである。対露戦を意図したときだ。日露戦争は防衛主義と帝国主義が共存するめずらしい形態の戦争だったが、この「軍機保護法」はその双方に作用していた。そしてその法律の効力は、昭和 6 年の〝満州事変〟まで生きていて〝満州事変〟になるとその帝国主義的部分がとつぜんクローズアップする。

昭和 6 年 9 月 18 日以降、「中央（陸軍省、参謀本部）への反乱」とまでいわれる軍事姿勢で、関東軍は〝満州〟に戦火をぐんぐん拡大していくが、ここで関東軍は現時へとんだ新聞記者へ「関東軍の戦闘行為につき記事制限をする」と伝え、「その根拠は？」と問う記者たちに「軍機保護法違反である」としたのである。昭和 6 年 9 月 22 日、事変がおこってわずか 4 日後である。

防諜の名のもとに

一方、昭和 8 年 12 月 28 日に海軍軍部は「海軍省令」をもって、「海軍工廠及び民間会社における海軍関係作業の状況並に工事の種類に関する」報道の禁止を通達してくる。

「陸軍省通達」もこれに追い打ちをかけてくる。記事も写真も発表してはならぬといってくるのである。取材まで制限するというのである。

考えるまでもなく、一国の姿勢はその軍備力と配備図をみれば、それがものさしとなってすべてを推測できる。当時の軍部がおそれたのもそのことだったのだ。

それはそれとして、日本のジャーナリズムのもつあやまちの一つは、この時代にこの言論統制、検閲政策にあえて抗しきれなかったこと、侵略戦争をそのために防ぎきれなかったことだが、その困難さは、「治安維持法」と裏腹にせまってくるファシズムの恐ろしさを

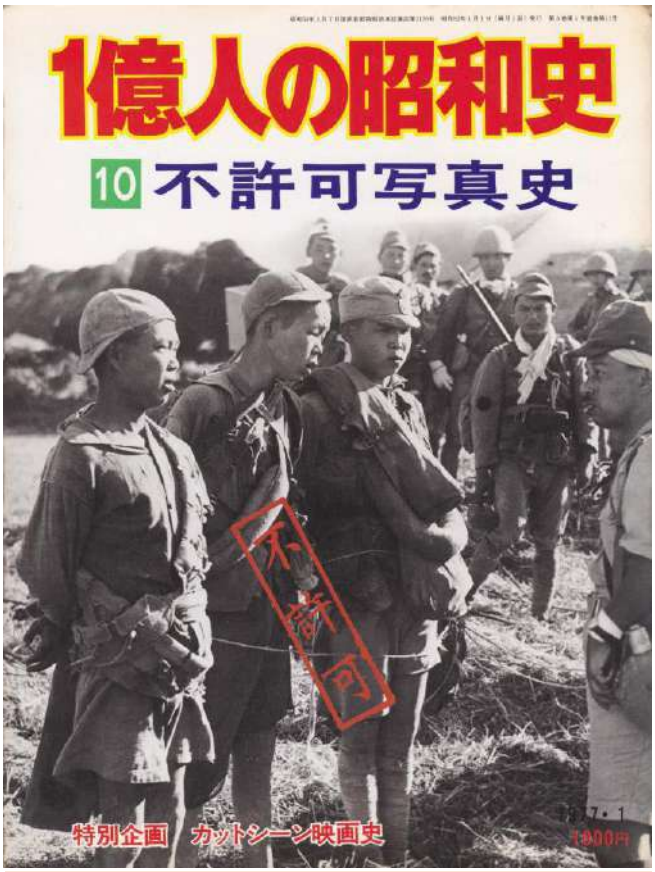

戦争は子どもまで戦場に駆り立てる。表紙の写真は1939年 9 月、岳州対岸の掃討戦で捕らえられた少年たち。第116師の兵士だったという。

「不許可写真史」は、陸海軍によって「不許可」とされた写真、不許可になると〝自主検閲〟して秘匿した写真の特集であり歴史の証言だ。今、「不許可」の朱印は見えない。だが、政府は新聞とテレビを分断し、国民を再び戦争へと引きずり込もうとしている。見えない「不許可」の実態を徹底して暴露することが必要ではないだろうか。

体験したことのない者にはわかってもらえないことかも知れない。死を覚悟せぬかぎりそれができなかったし「軍機保護法」はそれを前面に押し出していた。

予期された長期戦争

〝支那事変〟段階になると、盧溝橋事件から 6 日め、早くも陸軍省はつぎのような「通達」を新聞各社へつきつけるのである。「今回の事変に関する動員、派兵及びこれに伴ふ部隊人馬器材等の移動並にこれを推知せしむるが如き記事、写真は陸軍省発表以外一切これを新聞紙に掲載せざる様」にせよというのである。これでは新聞記事の必要条件である「いつ、どこで、誰が、どうして、どうなった」のすべてがみたされないことになる。

出来あがるのは「恩賜の煙草に兵隊が涙にくれた」「○○占領、城頭で万歳斉唱する○○部隊勇士」といった記事と写真ぐらいしかない。

海軍の場合は、「わが軍に不利なる記事、写真は掲載せざること」としていた。ただし、その記事や写真が海軍にとって不利であるか否かは海軍側が判断するとされた。いささか語るに落ちた感じである。

「国家総動員法」が出現

一方、考えていくと、こうした言論統制とか検閲には裏腹に国の内外へむけての軍部の宣伝意図が存在していることも想像される。いやむしろ統制と検閲は、国民の目を軍に向け、軍の意図する方向に国民をしばりあげていくこと、軍自体の宣伝に作用させていったのが事実である。

昭和 13 年 3 月に第 73 議会で成立し、あの明治憲法をも死文化させたと言われる「国家総動員法」がここに生まれてくるのである。

国家総動員とは、戦争および戦争に準ずる事変に際し、「国防目的達成ノ為国の全力ヲ最モ有効二発揮セシムル様人的物的資源ヲ統制運用スル」ことであり、国防すなわち戦争のため、すべて国家権力に従属せよというものだった。昭和 16 年 1 月 14 日には、〝勅令第37 号〟として、この「総動員法」をうけた「新聞紙等掲載制限令」が公布された。

軍機保護法の規定した軍事上の秘密、軍用資源秘密保護法の規定による軍用資源秘密、外交に関し重大なる支障を生ずるおそれがある事項、外国に対し秘匿することを要する事項、国策の遂行に重大なる支障を生ずるおそれある事項、これらは掲載してはならないと、そこにはうたわれていた。今日の新聞にこれをあてはめると、紙面の 8 割までが禁止事項にあたる。政治、掲載記事はすべて政府発表以外は許さないし、社会部記事も同じである。

軍属にされた報道マン

新聞記者もカメラマンも〝大東亜戦争〟段階になると、もう新聞社独自の特派員として戦場へ出ることは許されず、それぞれ陸軍報道班員、海軍報道班員として軍属にされ、軍の命令により取材に赴くことになった。形としては陸海軍へ「総動員令」により徴用され、各編集局長の命令でなく。軍の命令で動くことになった。

そして敗戦となり、すべての軍部検閲はなくなり、わずかに内務省によるものだけが残ったが、これもやがて連合軍の命令で消えた。もっともこれで検閲というものがすべてなくなったのではなかった。連合軍による検閲が新たに生まれたのである。次第に形式をゆるめながら続いたのだが、そこでは、日本軍部と内務省の検閲が「写真は○○部隊の○○入城」いったように、検閲を国民に意識させたのに対し、まったく検閲の形跡を見せない形で検閲が行われていた。

検閲でも先進国であることを見せつけたのだった。それにしても自主検閲を意識させる時代を含め、検閲時代というものが国民をいかに不幸にするかということが、以上をかえり見ての結論ではないだろうか。

世界は9条を欲している

コスタリカの平和主義に学べ

毎日新聞夕刊「特集ワイド」（2017 年 11 月 27 日）は、国際ジャーナリスト・伊藤千尋さん（元朝日新聞記者）へのインタビュー記事を掲載した。「西アフリカ沖のスペイン領カナリア諸島には、憲法９条の碑がある。９条の碑はトルコにもある。日本では改憲が語られているが、世界には憲法９条を欲している人たちがいる」というのだ。「安倍壊憲」の動きが高まる中、「９条まもれ」ではなく、「９条生かせ」と積極的に問題提起していくことが必要だ。「なるほど」と思うところを紹介する。（福島　清）

1980 年代、中米はニカラグア、グアテマラなどが内戦を続け、コスタリカの安全保障関係は悪化していた。特に隣国のニカラグア政府は、米国の支援を受けた右派ゲリラ「コントラ」と内戦を繰り広げて、コスタリカも巻き込まれる恐れがあった。どちらも敵に回したくないコスタリカは「積極的永世非武装中立宣言」を行い、難局を乗り切った。

「コスタリカの警察組織は軍並みに武装しているという話が日本で語られますが、とんでもありません。沿岸警備隊だってボートのような哨戒艇１隻があるだけ。もちろん戦車１両もなく、とても軍と呼べるレベルではありません」。

コスタリカは人口 500 万人に満たない国だ。ニカラグアとは今も国境問題を抱えるが、国内に 100 万人ともいわれるニカラグア難民への排斥運動は起きない。

伊藤さんには、コスタリカで強く印象に残る出来事があった。地方の町で道を歩いていた女子高生に「平和憲法では、侵略されたらあなたは殺されるかもしれない」と質問した時のことだ。女子高生は、自分の国が世界平和のために何をしてきたかを具体的に語り、「この国を攻めるような国があれば世界が放っておかない。私は歴代の政府が世界の平和に貢献してきた努力や、自分がコスタリカ人であることを誇りに思う」と答えた。

伊藤さんの解説が続く。

「かつて国家予算の３割を占めた軍事費を国民の教育へと回した結果、コスタリカは中米の教育大国になりました。周辺国に対話の重要性を訴え『平和の輸出』を行い、エルサルバドルなど３国の紛争を終結に導きました。その貢献に対して 87 年に当時のアリアス大統領がノーベル平和賞を受賞した。これが本当の『積極的平和主義』なのです」。

どうすれば憲法を活用できるのか。

「国民の過半数は必要ありません。15%の人が変われば、世の中動きます」。

確かに今回の衆院選で自民党の比例代表での絶対得票率（有権者総数に占める得票の割合）は 18%に満たない。

「コスタリカのあいさつで掛け合う言葉は『プーラ・ビーダ』。スペイン語で『純粋な人生』『清らかな生き方』という意味です。真の積極的平和主義を哲学とし、ラテン系の明るいノリで行けば、私はこの国も変われると楽観しています」。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑱

米大使館の帰国勧告を忌避

１９４１年１１月

アメリカ大使館は 1940 年秋以来、在日アメリカ人に対し、たびたび本国引揚げを勧告していたが、41 年 11 月、個々人宛に「日本在留のアメリカ国民へ」との書状を送付、事実上の本国引揚げを指令した。11 月 5 日御前会議での対米英戦実質決定を察知しての措置に他ならない。これには、多くのアメリカ人が従っているが、レーン夫妻らは一貫して忌避を通している。

理由は、ポーリンの上告趣意書によると、北大との教師契約を自らの都合で破棄するのは信義に反すること、ハロルドの老父が病床から立てないこと、そして何より、学生、生徒、友人との信頼を裏切ることは決して出来ないと訴えている。『外事警察概況』によれば 41 年 1 月 1 日現在の白人系米国人 1302 人が同年 12 月 8 日現在には 530 人になっている。内訳の大半は宣教師、伝道師、そして、その他一般教師だった。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第19号　2017年12月21日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

12月19日、寒風の中、「安倍９条改憲 NO!全国市民アクション実行委員会」「戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会」主催の「安倍９条改憲を許さない、安倍内閣の退陣を要求する 12.19 国会議員会館前行動」が行われ、2500 人が参加して、「安倍改憲 NO!」「安倍政権は退陣を！」「3000 万全国統一署名の達成を！」と力強く確認しあった。

2015 年 9 月 19 日、自公安倍政権は、「安保関連法＝戦争法」を参議院で強行採決して成立させた。以来、「19 日を忘れない！」と、毎月 19 日に国会議員会館前を中心に、戦争法廃止を求める大行動を積み重ねてきた。この日はその 27 回目。

2018 年を前にした今、「安倍９条改憲 NO!全国市民アクション」は、「安倍９条改憲 NO!憲法を生かす全国統一署名」の達成を呼びかけている。今年、国連は「交渉会議」で、核実験禁止条約を加盟国 3 分の 2 の 122 カ国の賛成で採択。国際 NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン＝ICAN がノーベル平和賞を受賞した。

世界は、戦争に反対する人々が多数だ。来る新年、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を広める活動を継続し、憲法改悪阻止運動の一翼を担っていきたい。　（水久保文明、福島　清）

憲法9条を守り、生かすために何が必要か

2018 年、憲法問題が焦点になる。今マスコミの世論調査では、「憲法９条改正は必要ない」が多数だ。しかし安倍政権のこれまでの問答無用かつマスコミ弾圧の政治姿勢と、国民投票になった場合、巨額の資金を使って行うであろう大宣伝は、軽視できない。それに立ち向かうための論理と行動が求められていると思う。安倍政権の改憲発議を阻止するために「憲法９条を守り、生かすために何が必要か」を考えていきたい。

【憲法の受け止め方】　10 月衆院選では 18～19 歳の 47％、20 代の 49％が比例で自民党に投票した（ANN 調べ）。12 月 16 日付毎日新聞「浜矩子の危機の真相」は、15 年 10 月の朝日新聞世論調査で、20～29 歳の安倍政権支持率が 62％に達していたことを紹介している。

澤藤統一郎さんのブログ「憲法日記」では、中学 3 年の男子が「共産党や民進党は政権批判ばかりしていて、共産主義も過去の時代遅れの思想で古いイメージが強い。自民党は新しい経済政策で株高などを実現させており、憲法改正も含めて改革的なものを感じる」と言っていることを紹介している。

【“９条守れ”を圧倒的な世論にするために】　矢部宏治著「知ってはいけない－隠された日本支配の構造」は、「日本の空はすべて米軍に支配されている」「日本の国土はすべて米軍の治外法権下にある」「日本に国境はない」「国のトップは『米軍＋官僚』である」「国家は密約と裏マニュアルで運営する」「政府は憲法に縛られない」「自衛隊は米軍の指揮のもとで戦う」等々の現実を、詳細な調査によって暴き出している。

吉田敏浩著「日米合同委員会の研究」は、米軍人と日本の高級官僚が、軍事に関することをすべて秘密裏に決定し、その合意は国会への報告を必要とせず、日米両政府を拘束することを暴露している。

日本は、軍事上は、「アメリカ軍の占領下にある」のだ。この現状、つまり日米安保体制を廃止しない限り、憲法９条は、無条件で維持しようが改正しようが、守りぬくことは不可能ということになっているのだ。

一方、「９条守れ」は、本紙前号で、「コスタリカの平和主義に学べ」と紹介したように、世界が進むべき方向だ。1999 年にオランダ・ハーグで開催された「ハーグ平和市民会議」が採択した「公正な世界秩序のための 10 の基本原則」の第１項は、「各国議会は日本国憲法９条のような政府が戦争をすることを禁止する決議を採択するべきである」である。

そして今年７月、国連「交渉会議」は、国連加盟 193 カ国中 122 カ国の賛成で「核兵器禁止条約」を採択した。12 月には「核兵器廃絶国際キャンペーン＝ICAN」がノーベル平和賞を受賞した。同じく文学賞を受賞したカズオ・イシグロさんは「共同体が分裂して敵対し合っている今、ノーベル賞は、壁を越えてものを考えることと、人間として共闘できることは何かを思い起こさせてくれる」とスピーチした。

今こそ、「日米安保条約を廃止」し、「９条を守り、生かす道」にこそ、日本と世界の未来があることを、アピールすべきだと考える。　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑲

日米開戦で一斉検挙

１９４１年１２月８日

この日、日本海軍によるアメリカ・真珠湾攻撃で日米開戦。同日同時に国内にあっては、「スパイ網一挙に覆滅」を口実に内務省指揮による暴虐・一斉検挙が荒れ狂った。宮澤弘幸、レーン夫妻らが容疑・理由さえ示されることなく特高警察に連行され、「スパイ冤罪事件」の被害者となったのも、この一環だった。暗闇の恐怖をもって戦争にかりたてる国家犯罪である。

検挙者は、この日だけで 111 人、この日漏れた 15 人を加え計 126 人。内務省の内部文書「外事警察概況」によれば「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し…略…左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」とある。「非常事態」とは日米開戦、「外諜」とはスパイのこと。一斉検挙の実施策は４か月前から練られ、対象者を特定し、開戦の合図だけを待っていた。開戦と一斉検挙は内外・表裏一体をなす国家謀略だった。

♦　♦　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相、第２部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

安倍壊憲阻止へ！総行動を

1.22 国会開会日行動に参加しよう！

１月 22 日、通常国会開会です。

今年最大の課題は「安倍壊憲」策動粉砕です。

同日、左記のように国会開会日行動が行われます。

「真相を広める会・事務局」は、右下の「のぼり」を立てて、参議院議員会館前あたりにいる予定です。

１月 19 日 18：30～19：30，国会議員会館前で、「安倍９条改憲ＮＯ！全国市民アクション実行委員会」「戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会」主催の「**安倍９条改憲ＮＯ！　森友・加計疑惑徹底追及！　戦争煽るな！　安倍内閣退陣！　1.19 国会議員会館前行動**」が行われ、2000 人が参加しました。ちょっと寒かったのですが、多くの高齢者が、怒りを込めて参加していました。

2018 年 1 月 20 日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局

福島　清（新聞 OB） misuzuya@jcom.zaq.ne.jp

9条
壊すな！

戦争
させない

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 20 号　2018 年 1 月 22 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

安倍壊憲阻止へ総行動だ！

1 月 22 日、通常国会が開会した。この国会は、日本の平和憲法破壊策動に加えて、誠実に生き、働いている労働者の基本的人権が、その根底から崩されるような法案が一大争点になってきた。

戦後史上、初の“逆流「憲法改定」”がその一つ。沖縄に加えて、日本全土がアメリカ軍の占領状態におかれていることを覆い隠して、自衛隊を合憲化したらどうなるか。安倍政権が隠し続けている対米従属の現実を徹底的に暴露して、憲法９条の精神を今こそ、全世界に広げていく道へこそ進むべき時ではないか。

そして企業に心身を捧げさせるための「働き方改革」と称する関連法案だ。残業代ゼロ法案、裁量労働制、過労死レベルの残業時間の容認――。財界のいいなりになって、労働者と家族を、極限まで働かせることを合法化する法案を断固として粉砕することだ。

そんな決意を込めて、1 月 19 日の「19 日行動」（写真下左）に続いて、通常国会開会日の 1 月 22 日には、国会議員会館前で、国会開会日行動が行われ、小雪ちらつく中、「安倍９条改憲ＮＯ！」はじめ安倍政権退陣を目指して闘う決意を固めあった。　（福島　清）

宮澤弘幸　顕彰・追悼墓参のご案内

２月２２日は、宮澤弘幸の命日、七十二回忌です。宮澤弘幸は国家権力の弾圧と闘い抜き、敗戦後釈放されたものの網走収監中に体力を奪われ、1947年のこの日、27 歳で憤死しました。
今、暴走を続ける安倍政権は、秘密保護法、戦争法、共謀罪法を強行成立させ、憲法９条を否定する憲法改悪を策動しています。宮澤弘幸の無念を再び繰り返させてはなりません。命日にあたり、憲法９条を守り生かす決意を固め合うために、顕彰・追悼墓参を行います。

２月２２日（木）午後１時～２時　新宿・常圓寺

＊真相を広める会事務局員が、のぼりを持って待機し、ご案内します。

「強権国家NO！宮澤・レーン事件から学ぶ集い」

参加よびかけ　主催:北大・戦後世代をつなぐOBOG会

戦前から戦中にかけて北海道では人権・自由が奪われていくことに抵抗した多くの学生が逮捕されていたことをご存知ですか？その最後ともいえるのが、太平洋戦争開戦日に軍機保護法違反で検挙された北大工学部学生、宮澤弘幸さんの事件です。２月 22 日（木）は、27 歳の若さで命を奪われた宮沢さんの命日にあたり、ことしもまた菩提寺の常圓寺の墓前でつどいをもちます。
特定秘密保護法・共謀罪法・安保諸法制が成立し、憲法も改悪されようとしています。今回は、北大と北海道で起きた弾圧の歴史を学び、かつ現在、非常勤講師の雇い止め、リニア新幹線、豊洲などの課題に第一線でとりくんでいる北大 OB たちの発言を聴き、学びあい、何をしたらよいかを考える機会にしていければと考えています。
北大ＯＢＯＧを中心にした集まりですが、一般の方の参加も大歓迎です。お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

▼とき　２月 22 日（木）
▼会場／新宿・常圓寺地下ホール（新宿区西新宿 7-12-5Tel03-3371-1797）
第一部　講演会　13 時 30 分～16 時　　参加費 1000 円
1,　ＤＶＤ上映「種まく人々」（旭川師範の生活絵画事件や横浜事件などをえがいている）
2,　挨拶　山本玉樹さん（札幌、宮澤・レーン事件を考える会代表）
3,　基調講演：「治安維持法による道内・北大における諸事件を振り返る」　宮田 汎 氏（略歴下記）
4,　特別発言「非常勤講師雇い止め問題」志田晃さん（非常勤講師組合書記長）その他参加者発言
第二部　懇親交流会 16 時～19 時　会費 3000 円　同場所で

宮田汎（ひろし）さんの略歴　1937 年樺太豊原市生まれ。1945 年 8 月緊急引きあげで小笠原丸に乗船、ソ連の潜水艦に砲撃され（三船遭難事件）、同級生の多くが死亡。立命館大学卒業。道内高校教諭、大学非常勤講師を経て、現在治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部副会長、江別市在住。

主催:北大・戦後世代をつなぐＯＢＯＧ会　問合せ　村瀬 090-4947-5393。泉 090-4534-1375、向山 090-4675-5483

植村裁判支援　新春トークコンサート

「忖度を笑う　自由を奏でる」と題して、１月６日成城ホール（東京世田谷区）で開催された 2018 新春トークコンサートは、400 人の参加者で満員。安倍政権の暴走を笑い飛ばす風刺とショパン名曲のピアノ演奏を楽しみ、植村裁判をともに闘い抜こうと確認した。

最初は松元ヒロさん。聞くのは二回目だったが、井上ひさし、永六輔、立川談志らが絶賛したという政治を鋭く笑い飛ばす内容は相変わらず小気味よい。最初にマルセ太郎さんの「記憶は弱者にあり」との言葉を紹介して、従軍慰安婦問題に関する安倍政権の姿勢をあてこすった。さらに昨年、映画「ザ・思いやり」のリラン・バクレー監督とトランプ大統領下のアメリカ訪問で知った問題を紹介。これは映画になるとのことです。最後に自著「憲法くん」の一節を語り、憲法前文を朗々と暗唱した。前文の言葉一つひとつの内容が上質の舞台台詞のように響いてきた。

ピアニストの崔善愛さんは、幻想即興曲などショパンの４作品を独奏。合間に「文春の吊り広告で植村さんの事を知った。私は 21 歳の時、指紋押捺を拒否して右翼から攻撃された。朝日新聞の小尻知博記者（植村さんと朝日新聞入社同期生）は、指紋押捺問題を朝日新聞トップで報道し、1987 年銃で撃たれた。だから植村裁判支援に関わっている」と語った。

最後に植村隆記者が立ち、1991 年 8 月 11 日の朝日新聞大阪版に掲載した記事をはじめ関連記事を紹介して、「捏造記者」との攻撃がいかに不当な言いがかりであるかを指摘した。その上で 2018 年は「植村裁判勝利」「河野談話継承」「ヘイトスピーチのない社会づくりに尽力」の３つのテーマに取り組むと力強く決意表明し、大きな拍手が送られた。

「安倍壊憲」との対決が最大テーマとなる今年、歴史を逆戻りさせる動きを一つひとつストップさせることが重要だ。植村裁判勝利を勝ち取ろう。

植村裁判・東京　第 11 回口頭弁論

【日時】１月 31 日（水）15 時 30 分から。
東京地裁 103 号法廷
【報告集会】同日 16 時から参議院議員会館 101 会議室。望月衣塑子・東京新聞社会部記者が「記者への攻撃と報道の自由」と題して講演する。　（福島　清）

****

植村裁判・札幌訴訟最大のヤマ場

2 月 16 日・第 10 回口頭弁論＝証人尋問
3 月 23 日・第 11 回口頭弁論＝原告・被告尋問

11 日夕刻に開かれた「植村裁判を支える 2018 年新春の集い＆裁判報告」は、約 70 人の関係者・支持者が集まり明るく、笑いが絶えぬ中で、植村裁判を勝利させる決意を固め合う集会となった。

裁判報告で弁護士は、上記のように２月、３月と連続して口頭弁論が行われると報告。この意義について、つぎのように解説した。

2 月 16 日には喜多義憲・元北海道新聞ソウル特派員

が植村さん側の証人として尋問にのぞむ。札幌地裁が証人尋問を認めたのは本人以外では原告側の喜多氏だけ。被告側の証人申請を認めなかったのは、証人の話を聞かなくても判断できるとしたことを意味する。植村さんの主張が裁判所に受け入れられていると感じる。

続いて３月 23 日には、植村さんと被告・櫻井よしこ氏への審問が行われる。植村さんと不当攻撃の張本人の対決だ。最大のヤマ場になるだろう。（根岸正和）

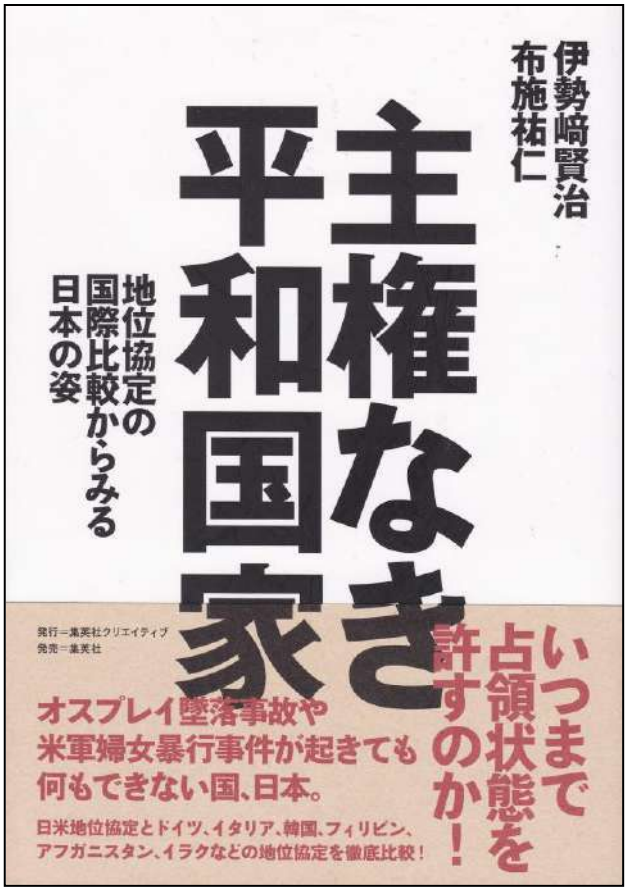

本書の帯にあるように、「いつまで占領状態を許すのか！　オスプレイ墜落事故や米軍婦女暴行事件が起きても何もできない国、日本」が現実だ。何が原因でそうなったのか、どうすれば良いのかが問題意識だ。

伊勢崎さんは「はじめに」で次のように書いている。

「地位協定とは、ある主権国家の中になんらかの事情で異国の軍隊が駐留するという〝異常事態〟を制度化するものです。どんな主権国家にも、その規模に相違はあれ、自らを護る軍事力とよべるものがあるはずですから、なぜ異国の軍の駐留が必要なのかという根源的な問題が常につきまといます。つまり、異国の軍隊と、それを受け入れる主権国家の軍事力との関係です。日本の場合は、米軍と自衛隊です。

自衛隊はどうあるべきか。もしくは、その〝地位〟に関して物議のもととなる日本国憲法第９条をどうするのかということについて、布施氏と僕とは、必ずしも意見が一致しているわけではありません。

ただ、日米地位協定の議論なしには何もはじまりません。この一点の思いは共著を企画する当初の動機であり、そして、それは執筆を進めるにつれてさらに大きくなり、本書が成就することとなりました。」

そして、「第５章日米地位協定改定案」では。

憲法とは、国家の骨格を決めるものです。しかし、今の日本は、日米地位協定によって、国家から主権が骨抜きにされている状態です。主権を回復せずに改憲を論じても仕方がありません。国論を二分する改憲論議をする前に、まずは政府と国民が一つになって、地位協定の根本的な改定に取組み、主権国家としてアメリカと『対等』な関係を作り直すべきではないでしょうかーーと提起している。同感だ。

アメリカ占領下にあることを脱しないで、９条を変え自衛隊を認めたらどうなるか。日本独自の判断などできるわけがない。憲法改正については国民を二分する可能性大だ。しかし「アメリカ占領下にある屈辱をこれ以上許すまい」では、世論は一致できるのではないか。そういう運動を起こすべきだ。　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑳

好奇・活発の日々、暗転

北大生・宮澤弘幸

旅が好きで、山に登り、先住民族の集落健在と聞けば自転車を駈って訪ね、灯台船が出ると知れば便乗して北の海を巡る。もちろん勉強もした。進路は理系と決め、予科では逆に文系の講義に身を入れた。さらには軍事講習にも進んで参加し、国策会社・満鉄の公募論文では「大陸一貫鉄道論」をものにしていた。こんな学徒が一転、牢獄に陥れられたのである。

宮澤は 1919（大正８）年８月８日、豊多摩郡当時の東京・代々木で生まれた。1937 年、北大予科工類に合格して北海道にわたり、英語教師レーン夫妻らの薫陶をうけ「心の会」の創立に加わった。暗転は 1941 年 12 月８日の太平洋戦争開戦の日。軍機保護法違反の濡れ衣を科されて獄に入れられ、敗戦後の 1945 年 10 月 10 日に占領軍の超法規指令で出獄したが、47 年２月 22 日午後２時、病没。事実上の獄死だった。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相、第２部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

宮澤弘幸 顕彰・追悼墓参のみなさまへ

国家権力犯罪を糺し、次なる展開へ

スパイ冤罪弾圧と闘い抜いて、７１年前の１９４７年２月２２日、２７年の生涯を閉じた宮澤弘幸を顕彰・追悼するために命日墓参されたみなさま、ご苦労さまです。

いま、安倍政権は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」との崇高な前文を持つ憲法を真っ向から否定し、すべての国民に犠牲を強いる戦争への道を強制すべく、憲法９条を完全骨抜きにしようと露骨に策しています。かつその政治姿勢は、どこまでも傲慢で、卑怯きわまりません。

われわれは、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を究め、広める活動を通じて、国民弾圧と隠蔽をセットにして暴走する政治の堕ち行く先が「戦争」であり、罠に嵌められた宮澤弘幸ら犠牲者の累々無念の死であることを思い知らされました。

同時に、誇り高き建学の精神を持ちながら、宮澤弘幸・レーン夫妻らを守り、戦争への道に抗うこと微塵もなく、さらに戦後もその解明と総括を怠ってきた北海道大学当局の責任追及をも迫ってきました。

しかしながら、特定秘密保護法（2013 年）、集団的自衛権行使の閣議決定（2014 年）、戦争法（2015 年）、共謀罪法（2017 年）等々の成立を許してしまいました。北大当局は、言葉の上では、学徒・宮澤弘幸へのスパイ弾圧が冤罪であったことを認めたものの、再び冤罪を引き起こさせない決意は伝わってきません。

その上、戦後７３年を経た今なお、日本は安保条約・地位協定・日米合同委員会によって「アメリカ軍の占領下」にあり、軍事的にはアメリカに従属しているという現実に組み敷かれています。

「戦争への道」を進む勢力にとって、最大の壁が「憲法９条」であるならば、その現憲法をこそ高々と掲げ、平和・いのち・暮らしを守り、世界平和実現へのカギである核兵器禁止条約への参加・批准を為す政府を樹立する道へと強い気概をもって進むべき時です。

『総資料総目録』編纂・刊行→国家権力犯罪を糺すために活用を！

この時に当たり、「真相を広める会・事務局」は、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件にかかる『総資料総目録』を編纂・刊行しました。これは今回墓参がそうであるように、糺すべき過去をただ顧みるのではなく、国家権力犯罪をとことん糺し、次なる展開への烽火となる熱き戦略の書です。どうぞ、活用願えるならば自ずから必携の書になると自負します。共に、「戦争への道」を絶対に許さない決意を固め合うために――。

問い合わせは、下記事務局まで。近日中に「真相を広める会」ホームページにもアップします。

２０１８年2月２２日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局

101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F

千代田区労働組合協議会気付　chyda-kr@f8.dion.ne.jp　T:03-3264-2905　F:03-6272-5263

宮澤弘幸 追悼･顕彰墓参

2018年2月22日
新宿・常圓寺

墓参後、常圓寺・祖師堂で「宮澤・レーン事件を忘れない！北大・戦後世代をつなぐＯＢ・ＯＧの会」が宮澤先輩の命日に集う会を開催した。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 21 号　2018 年 3 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件『総資料総目録』完成

冤罪再発阻止！　次なる展開へ　活用を

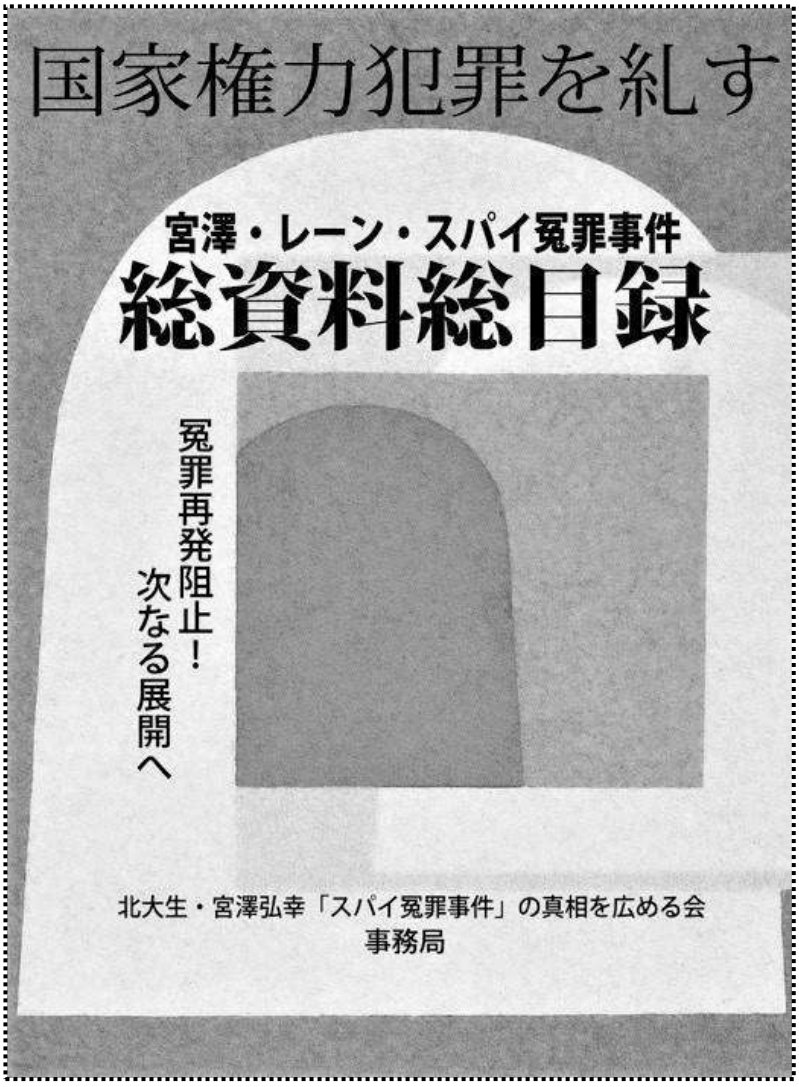

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」にかかる『総資料総目録』の編纂がなり、刊行のはこびとなりました。運動の次なる展開にむけ、ご活用を願っております。

本件の真相を究め、また編纂の過程で改めて思い知らされたのは、国家権力はその犯罪行為のみならず、その痕跡までも徹底して隠蔽し破棄したという事実です。社会の進歩・発展には、そこに至る正と負の要因があり、二つながら究めることの大事は世界の歴史において自明であるにも関わらず、です。

時あたかも、安倍政権の暴走が、平和を否定し、すべての国民を谷底にまで落とし込む憲法９条の完全否定に至る局面へと向かっています。同時にその悪性の姿勢は卑怯極まりません。平然と嘘をつき、傲慢に満ち、責任を他になすりつけ、さらに自らの悪行を徹底隠蔽しようとしています。

そこには、国民の信託を受けた政府として、政治・行政の活動すべてを記録し、歴史の審判に付すという態度は微塵もありません。そうした現実への危機感から、本書は、本会発足以来５年間で知り得た事実の全てを記録すべく努めました。

本書は、全て事務局の責任において発行しました。ご一読の上、私どもの未だ知るに至っていない事実、また誤認、誤解、半解があるならば、誠にお手数おかけしますが、上記題字横記載の事務局宛に、手紙・ＦＡＸ・メールで、ご指摘頂きたくお願い致します。

本書が、「冤罪再発阻止！　次なる展開へ」、そして安倍政権暴走阻止の闘いに、寄与することができればと切に願っています。そこで全文を本会ホームページにＰＤＦでアップしています。全文とともに目次の項目別ファイルもあります。そこでご覧いただくか、コピーしてご活用ください。http://miyazawa-lane.com/

本書は限定出版のため、広く販売できませんが、まだ少し在庫があります。ご希望の方は、事務局までＦＡＸかメールでお問い合わせください。　（事務局）

宮澤弘幸顕彰・追悼墓参のみなさまへの呼びかけ

スパイ冤罪弾圧と闘い抜いて、71 年前の 1947 年 2 月 22 日、27 年の生涯を閉じた宮澤弘幸を顕彰・追悼するために墓参されたみなさま、ご苦労さまです。

いま、安倍政権は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」との崇高な前文を持つ憲法を真っ向から否定し、すべての国民に犠牲を強いる戦争への道を強制すべく、憲法９条を完全骨抜きにしようと露骨に策しています。かつその政治姿勢は、どこまでも傲慢で、卑怯きわまりません。

われわれは、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を究め、広める活動を通じて、国民弾圧と隠蔽をセットにして暴走する政治の堕ち行く先が「戦争」であり、罠に嵌められた宮澤弘幸ら犠牲者の累々無念の死であることを思い知らされました。

同時に、誇り高き建学の精神を持ちながら、宮澤弘幸・レーン夫妻らを守り、戦争への道に抗うこと微塵もなく、さらに戦後もその解明と総括を怠ってきた北海道大学当局の責任追及をも迫ってきました。

しかしながら、特定秘密保護法（2013 年）、集団的自衛権行使の閣議決定（2014 年）、戦争法（2015 年）、共謀罪法（2017 年）等々の成立を許してしまいました。北大当局は、言葉の上では、学徒・宮澤弘幸へのスパイ弾圧が冤罪であったことを認めたものの、再び冤罪を引き起こさせない決意は伝わってきません。

その上、戦後 73 年を経た今なお、日本は安保条約・地位協定・日米合同委員会によって「アメリカ軍の占領下」にあり、軍事的にはアメリカに従属しているという現実に組み敷かれています。

「戦争への道」を進む勢力にとって、最大の壁が「憲法９条」であるならば、その現憲法をこそ高々と掲げ、平和・いのち・暮らしを守り、世界平和実現へのカギである核兵器禁止条約への参加・批准を為す政府を樹立する道へと強い気概をもって進むべき時です。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局

宮澤弘幸顕彰・追悼墓参と北大OB・OGのつどい開く

氷雨ぱらつく 2 月 22 日、新宿・常圓寺で宮澤弘幸顕彰・追悼墓参を行いました。その後、同寺内にて「宮澤・レーン事件を忘れない！北大・戦後世代をつなぐＯＢ・ＯＧのつどい」が開かれ約 60 人が参加しました。

札幌の「宮澤・レーン事件を考える会」代表・山本玉樹さんが開会挨拶、続いて山野井孝有さんが、コロラド州ボルダーで健在の宮澤弘幸の妹・秋間美江子さん（91 歳）から寄せられたメッセージを紹介しました。

基調講演は、宮田汎・治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟北海道本部会長の「治安維持法などによる北大等道内学生への弾圧諸事件」。徹底調査によって明らかにされた北海道での弾圧事件は、1928 年から 1944 年にかけて宮澤・レーン事件を含めて 14 件もあります。

北大社研解散、北大中国留学生事件、北大朝鮮人学生社研事件、小樽高商社会科学研究会事件等は、当時の治安維持法下で多くの北海道の学生たちが、思想言論の自由と反戦平和のために活動していた証しです。

治安維持法犠牲者国賠同盟が、こうした弾圧事件を掘り起こして広く知らせ、国家権力による犯罪を徹底糾弾し、国家による賠償責任を果たすよう求めていることは極めて意義あることだと思います。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件もその一環であることを再確認させられた講演でした。

在京の北大ＯＢ・ＯＧのみなさんが、毎年この日に集いを開催していることは意義ある行動だと思います。事務局も連帯していきます。　　（福島　清）

櫻井よしこ氏らの「捏造、事実のねじ曲げ」糾弾

喜多義憲・「北海道新聞」元ソウル特派員が証言　植村裁判札幌訴訟・第 10 回口頭弁論

2 月 16 日、札幌訴訟第 10 回口頭弁論は札幌地裁 805 号法廷で午後 1 時 30 分、開廷されました。この日は裁判所がただ一人認めた本人以外の証人として原告側の喜多義憲氏が立つとあって、傍聴席 71 に対し希望者は 110 人が抽選に臨み、かつてない緊張感が漂う開廷前の混雑となっていました。

法廷でも弁護団席は 30 人を超す熱気と緊張感が漂い、その中でも喜多証人が冷静さを保っているのが際立っていました。被告代理人席には弁護士ら 6 人が反対尋問を構えていました。

審理は植村弁護団の秀嶋ゆかり、伊藤絢子両弁護士による主尋問から始まり、陳述書にある金学順さんへの取材と記事内容について、確認する質問が軸となりました。喜多氏は、植村氏と同時期にソウル支局に特派員として駐在していたこと。91 年 8 月慰安婦問題取材の中で、初めて名乗り出た金学順さんから単独インタビューし、それが「北海道新聞」に大きく報道されたこと。当時は植村さんと面識なく、朝日新聞大阪版に同様の記事が掲載されていたことも知らなかったこと。しかし、数日の違いで慰安婦問題にかかる記事が朝日と道新で同時進行していたのは紛れもない事実であること。にもかかわらず、朝日の記事が捏造記事だと攻撃をうけ、道新のスクープ記事は不問になっている――などと証言、被告側の対応の矛盾、植村さんへの狙い撃ちの様相が強いことを明らかにしました。

また「この状況に、私は違うよと言いたかった」「つい最近、記憶を呼び戻そうと思い韓国に行ってきましたが、金学順さんが私に、ちゃんと本当のことを言うんだよ、と言っているような気がした」と心境を語っていたのも印象に残りました。

喜多氏が法廷に出した陳述書でも、自身の取材体験と慰安婦問題をめぐる当時の韓国の状況を詳細に説明し、植村氏の記事について「捏造した」「故意にねじまげた」などと断じるのは、偏見のかかった言いがかりに過ぎないと被告側の対応を強く指弾しています。

また、被告・櫻井よしこ氏に対しては、理不尽な糾弾を続けた結果、ネット右翼らによって中世の魔女狩りのような攻撃が植村氏と家族に加えられた。その責任は重大と批判しています。

櫻井氏側弁護団の反対尋問は延々50 分に及びましたが、取材の経緯、記事の微細な部分にこだわる質問が多く、また人名の取り違えもあり喜多氏が語気を強めて応答したり、植村弁護団から急遽、異議が差しはさまれる場面もありました。

報告集会で決意表明する植村隆さん

次いでワック代理人は喜多氏とは関係のない「吉田清治証言」について質問、原告弁護団に質問を封じられたり、元・日本軍慰安婦を侮蔑する差別表現までもありました。「挺身隊」の意味や捉え方が日本と韓国では違っていることについても「日本ではトラなのに韓国ではライオンという」などと珍妙な比喩を繰り返し、傍聴席の怒りと失笑をかっていました。

結果、喜多氏の新聞記者としての姿勢と植村弁護団の援護が鮮明となり、胸のすく法廷となり、午後 3 時 40 分閉廷しました。次回は 3 月 23 日で、植村隆、櫻井よしこ両氏への本人尋問が行われます。

「慰安婦」問題はなぜタブーにされたのか

元ＮＨＫディレクター「女たちの戦争と平和資料館」館長・池田恵理子さんが講演

植村隆さん第 10 回口頭弁論報告会は午後 6 時 30 分からエルプラザ 4 階大研修室で開かれました。会場には植村裁判傍聴券抽選で不運にも傍聴できなかった支持者や、東京で活躍中の池田恵理子さんの講演を聞く参加者で超満員の混みようで、立って聴く参加者も多数いました。

講演時間は 1 時間 30 分。以下 5 点のテーマで小分けしたプリントが配布され、これに基づいての講演は非常にわかりやすく「慰安婦」のもつ問題点が明らかになりました。

○半世紀以上隠されてきた「慰安婦問題」
○「慰安婦」問題は 1991 年、被害者の名乗りから始まった

○1997 年から「慰安婦」報道への規制強化
○安倍首相が進めてきた報道支配と世論誘導
○「日韓合意」では「慰安婦」問題の解決にはならない。

以上のテーマをもとに「権力に対する人間の闘いとは、忘却に対する記憶の戦いに他ならない」（ミラン・クンデラ）といわれるが、日本軍「慰安婦」問題をめぐっては、敗戦後 70 年が経っても“記憶をめぐる闘い”が続いている。被害者が名乗り出て四半世紀も経ち、2015 年末に日韓両政府は「合意」が成立したとして「慰安婦」問題の「最終的・不可逆的解決」を宣言したが被害者を無視した解決策は世論も強く反発、「少女像」は韓国国内 65 ヵ所、海外 15 ヵ所と広がりを見せ「慰安婦」問題はますますこじれているのが実態だと提起しました。

さらに、「慰安婦」は性奴隷であり、女性への人権侵害で重大な戦争犯罪であることは世界中が知っている。ところが権力を監視するメディアには委縮し自己規制がはびこり、政権の後追いと同調に明け暮れている。とりわけ安倍首相による人事介入まで受けたＮＨＫの「政府の広報機関」化は目を覆うばかりであるとし、歴史を紐解きながら「慰安婦」問題に真正面から取り組んでいくと結びました。　（根岸正和）

植村裁判東京訴訟　第 11 回口頭弁論

1 月 31 日午後 3 時 30 分から東京地裁 103 号法廷で開かれ、植村弁護団の穂積剛弁護士が第 10 準備書面の骨子を朗読した。植村弁護団はこれまで、西岡力氏が植村さんの記事を捏造だと攻撃してきた根拠がないことを繰り返し主張してきた。

この日も、西岡氏捏造だとする根拠はすべて真実ではないことを具体的に指摘した。その上で西岡氏はそれを知りながら何としても植村さんを捏造記者として攻撃することだけが目的であるとしか考えられないと主張した。次回は 4 月 25 日午後 3 時 30 分から。

参院議員会館で開かれた報告集会では、望月衣塑子・東京新聞社会部記者が「記者への攻撃と報道の自由」について講演した。　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉑

国家権力冤罪の主犯

内相兼務の首相・東條英機

1941 年 10 月、戦争内閣の首班となった東條英機は陸相と併せ国内治安重視の持論から内相も兼務、独裁の基盤を敷いた。対米英蘭開戦を決めた同年 12 月 1 日の御前会議（天皇臨席の政府・軍首脳会議）では内相として所管事項を報告、この中には当然ながら外諜容疑者（スパイ）一斉検挙を含む「戦時特別措置」があり、よって国家権力冤罪の引き金を引いた。

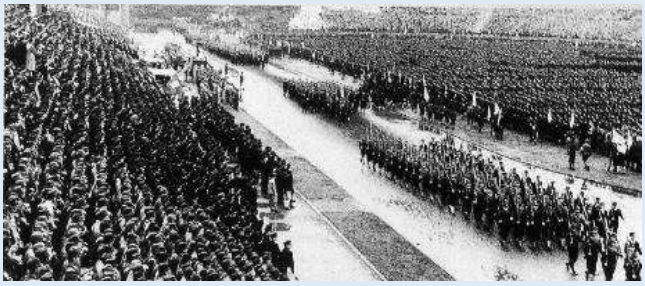

1943 年 10 月 21 日、雨降る神宮外苑競技場での出陣学徒壮行会。敗色濃くなる中、東条英機は首相として学生たちに出陣＝死を強要した

東條は、陸軍中将・英教の長男として生まれ、士官学校から陸軍大学を出た生粋の職業軍人。というより軍官僚として頭角を現し、1940 年 7 月中将で陸相となり、一貫して対米英蘭開戦を主張して近衛内閣を潰し戦争内閣を組織した。しかし戦況暗転と共に求心力を失い敗戦前年の 7 月に失墜。戦後、戦勝国による裁判に引き出され「侵略戦争の謀議と実行」の罪で処刑された。だが冤罪・弾圧の罪は今も裁かれていない。

♦　♦　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】 1 面で紹介した「総資料総目録」は、本会結成以来５年間の活動のすべてを網羅しています。資料としての正確さを徹底的に追究した大住広人さんの執念です。同時に運動のきっかけと展開のダイナミズム、運動の限界の自己分析も率直に提起しています。本書で紹介した上田誠吉弁護士、秋間浩さん、山野井孝有さんの問題意識と行動は、戦争の拒否へと行き着きます。その意味で、安倍壊憲阻止のために、活用して欲しいと思います。　（福島　清）

3.27 緊急行動
国会議員会館前

嘘・隠蔽・改竄…安倍首相の責任追及を！

知らなかったというのは、知っていた以上に責任を問われる問題である。「部下の不正行為はトップの責任」「情報が上がってこないトップは監督者として怠慢」

「時代の風」　藻谷浩介・日本総合研究所主席研究員　毎日新聞　2018年3月25日

「森友学園」国会審議

土俵の外から俯瞰せよ

国会で再び燃え盛る、森友学園問題の火。一部の与党議員や評論家が繰り返す「首相は知らなかったし、指示も出していないので、責任はない」という議論のおかしさを、改めて指摘しておきたい。

行政府の長でありながら、自分の配偶者の名前を振りかざす怪しげな相手と行政機関の取引について知らなかったというのは、知っていた以上に責任を問われる問題である。「部下の不正行為はトップの責任」「情報が上がってこないトップは監督者として怠慢」というのが、世界に共通する常識だ。「悪いのは勝手にそんたくした部下だ」と唱えるほど、「そんな部下にやめろと指示を出すことこそトップの仕事」と世界は思うわけで、政権の開き直りは日本の国家ブランドをどんどん毀損している。

「野党など消えろ」「反政府の新聞はつぶせ」と唱えてきた一部論者にも問いたい。日本がもしオール与党の議会で、政権に異を唱えるマスコミも存在しない国になっていたら、この問題は闇に葬られていた。官僚組織の内部規律は更に崩壊の一途をたどっただろうが、それでいいのか。戦前のではない他国に移民でもされてはどうだろうか。

とはいえ筆者は、国会での議論の偏りにもあきれている。「知らなかった」「知らなかったはずはない」の応酬をいつまで続けるのか。「仮に知らなかったのであれば、むしろそちらの方が問題だ」という俯瞰した視点から指摘する声がなぜ出ないのだろう。持久消耗戦の覚悟を固めた政権側の仕掛けに乗って、永遠の水掛け論に終わるポイントに誘い込まれてしまっているのではないか。

土俵自体がゆがめられて設定された結果、議論が政局の範囲内に矮小化されてしまう例は、これに限らない。辺野古問題でいえば、前回本欄で指摘したとおり「津波危険地帯の辺野古海岸に海上滑走路を設けるのは良くない」という論点がすっぽり抜け落ちている。青森県大間町の原発建設に関する議論でも、予定地は外国船舶が自由に通航できる津軽海峡に突き出しており、万が一テロリストが不審船から攻撃すればひとたまりもないのだが、関係者はどう考えているのか。これらは国防論議に熱心な「保守」の政治家にこそ直視してほしい問題である。

＝西本勝撮影

大本営よろしく、都合の悪い情報がトップに上がらない体制の下で、適切に外国に対峙できるとお考えか。挙国一致はむしろ国を弱くする。反対勢力がいてこそ社会は健全化するというのが民主主義の基本原理であり、全員一致の大政翼賛がお好きな方々は、民主主義ボケている。総務省の労働力調査で、野田内閣当時の2012年と17年の平均を比較すると、増えた250万人（正規・非正規合計）の、6分の5に当たる21万人は65歳以上だ。残り40万人が64歳以下の就業者の増加だが、性別では女性が109万人増で、男性は70万人減となっている（四捨五入の関係で端数が一致しない）。景気回復で雇用増というのであれば、64歳以下の男性の雇用も増えているのが筋ではないだろうか。また「若者の雇用増」というイメージに反して、39歳以下の就業者も116万人減っている。

「アベノミクスによる景気回復で、5年間に就業者数は250万人増えた」「いや増えたのは主に非正規雇用だ」という応酬も、年齢を見ていない点でピントがである。そんな中でも「1億総活躍」の掛け声の下、出産で退職した女性の再雇用と高齢者の延長雇用が進んだ点は、素直に政権を評価すべきだ。さりとて就業者の増加の中身が圧倒的に高齢者である以上、非正規雇用が多いのは当然で、個人消費を増やす効果も乏しい。年代別人口の増減の影響を無視して設けられた既存マクロ経済学の土俵設定の外側から俯瞰せねば、事実は見えないのである。

これらは別に政権が悪いのではない。日本では64歳以下の人口、特に39歳以下の人口が減っているので、上記のような流れは景気に無関係に止めようがないの

土俵の外に出て事実を俯瞰する能力。これは、入試の出題傾向や学会での慣例といった狭い枠の呪縛を脱して、真の学びを深める能力と共通する。お受験に背を向け自分の頭で考える習慣を身に着けた若者が、これから一人でも増えていくことに、筆者はそれでも希望を持っている。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 22 号　2018 年 4 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「捏造攻撃」が捏造だった

櫻井よしこ氏の　植村隆・名誉棄損札幌訴訟傍聴記

「為（ため）にする」という言葉があります。①ある別の目的をもって、また、自分の利益にしようとする下心があって、事を行う。「ー・するところあっての議論」（大辞林 第三版）　②ある目的に役立てようとする下心をもって事を行う。「我輩固（もと）より一する所ありて私立を主張するに非ず」〈福沢・学問のすゝめ〉（デジタル大辞泉）　③ある目的を達しようとする下心があって事をおこなうのにいう（広辞苑）――ということになります。

元朝日新聞記者・植村隆さんの書いた原稿への〝捏造記事〟攻撃は、まさにこの「為にするもの」であった――と明らかになりました。

3 月 23 日、昼休憩をはさんで午前 10 時 30 分から午後 4 時 50 分まで、札幌地裁において植村さんが提起した「私は捏造記者ではない」という名誉棄損訴訟は山場を迎え、原告・植村さんと、被告・櫻井よしこ氏双方への証人尋問（本人尋問）が行われました。前日札幌入りした私は、傍聴席でその一部始終を見てきました。以下、その報告です。

「差別問題は新聞記者の原点」と植村さん

まず原告の植村さんから証言席へ。植村さんは「高知県で母子家庭の子として育ったとき、朝鮮人がいじめられる様子は耐えられなかった。人は平等であるべきだと思ったし、差別問題は新聞記者としての原点になった」「慰安婦問題はその延長で、人権問題として位置づけ取材を重ねてきた」と、慰安婦問題と自分のかかわりについて明かしました。

事件のきっかけにされたのは植村さんが執筆した 1991 年 8 月の朝日新聞記事。はるか昔の記事を引き合いに出して、2014 年 1 月からから 2 月にかけて、「週刊文春」「ＷｉＬＬ」が西岡力氏、櫻井よしこ氏のコメントや論文を載せ「植村氏の記事は意図的にねじまげたねつ造である」と誹謗したのが発端です。櫻井氏はニュースキャスターだったこともあり、テレビでも同様の発言を繰り返してきました。

3 月 23 日、札幌地裁に向かう植村隆さん（中央）と弁護団＝植村裁判を支える会 HP から

これによって札幌に住んでいた植村さん一家は、右翼などから攻撃を受けるようになったのです。「1 週間に 250 通もの手紙やはがきが届いた」といいます。それればかりか娘さんの顔写真がネットに流され、家族が危険な状況に落し込まれたのです。

植村さんへの被告側からの反対尋問は、「連行と強制連行はどう違うのか」、「挺身隊と慰安婦は違うものではないか」など、すでに決着がついている問題に終始した感がありました。また本件とは直接関係ない従軍慰安婦問題で虚偽の著作を出した吉田清治氏について執拗に質問が繰り返されました。

なぜだろうと疑問に思ったのですが、吉田氏の著作と植村さんの記事を同列視することによって「捏造」であることを印象づけようとしたフシがあります。あの、どこかの首相が大好きな〝印象操作〟です。しかし、植村さんの的確な反論によってそれらは粉砕されました。

15 分間の休憩のあと、被告である証人・櫻井よしこ氏への尋問が始まりました。被告弁護人による主尋問のなかでも、吉田清治という名前が、（2 面へつづく）

（１面からつづく）　何回か出てきました。

櫻井氏は植村さんが書いた記事の中の、「売春行為を強いられた」という部分について、「これは吉田清治氏の発言をもとにしている。暴力的に連れて行ったということも吉田氏も書いており、女子挺身隊はそんなことはなかった」と主張しました。

さらに、（私は思わず笑っちゃいましたが）従軍慰安婦に関する報道は、朝日新聞が他紙より多かったことを力説し、「朝日がこの問題の（新聞全体の）報道の４分の３を占めたことがある。90 年は 77%だった。その後は各新聞も書くようになり減っていった」と述べました。そこには〝朝日憎し〟が漂っているだけだったと言っても過言ではないでしょう。

被告の「虚偽」を法廷で認めさせた

原告側による反対尋問は厳しく行われました。植村さんの記事を「捏造」と批判した根拠について、逐一、問い詰めていきました。その中心となったのは元従軍慰安婦の金学順（キム・ハクスン）さんらが日本政府に対して謝罪と損害賠償補求めた裁判でした。

櫻井氏らは、金さんがその訴状で「養父から 40 円で売られた」と述べているが、売られたということは人身売買であり、したがって強制的に慰安婦にされたものではない、などと主張したのです。そのうえに立って、「植村さんは金さんらが慰安婦にされたと捏造した」という論理に飛躍させたのです。

だが、これは虚偽です。反対尋問は、訴状に「40 円で売られた」という記述がないことを櫻井氏に確認させたうえで、週刊誌やテレビで［虚偽］を主張したことを書証をもとに指摘し、遂に「出典が間違っていた」と櫻井氏は言わざるを得ませんでした。［虚偽］については、訂正することを法廷で約束しました。

この裁判が始まった直後、植村さんは私に「櫻井さんは金さんの訴状を読んでいない可能性がありますよ」と明かしたことがありました。この証人尋問はまさにそのことを証明したのです。ということは、もうお分かりでしょう。「捏造だ」と主張したその人が、実は捏造していたことになるのです。

これを週刊新潮風に見出しを立てるとすると、主見出しは「捏造と指摘した　それが捏造だった」であり、脇見出しは「裏取りもせず、捏造呼ばわり　その責任をどうするのか櫻井よしこ氏」ということになるのでしょう。勝負あった、です。

証人・櫻井よしこ氏が法廷で発した最後の一言もまた印象に残りました。「朝日（新聞）が書いたものはウソだ。私は間違っていたら反省する。朝日も反省してほしい」――と。

朝日新聞はこの問題の検証で、吉田清治発言の記事をすべて撤回することを表明し、併せて当時の植村記者の記事に間違いはなかったと表明しています。櫻井氏の最後のこの一言は、私には犬の遠吠えにしか聞こえませんでした。

ところで、最初に指摘した「為にする」その下心はなんだったのでしょう。それはズバリ、南京大虐殺はなかった、従軍慰安婦はなかったという歴史改ざんの押しつけだった、と言えます。その恰好の〝餌食〟として植村さんの記事を持ち出してきたのです。

なぜ植村さんだったのか、それは次のステップのために朝日新聞社を退職していたからです。「言論は言論で応えるべき」と櫻井氏は主張しました。が、言論の場を去った植村さんには市民的言論、すなわち訴訟しか術は残っていなかったのです。

もう一点、強調しておきたいことがあります。「思い込み」の恐ろしさです。櫻井氏は歴史修正（実は改ざん）を主張する〝お友達〟の論文だけを頼って、植村さんの書いたものを「捏造」と批判しました。法廷でその出典が間違いだったことを認めはしましたが、もうジャーナリストとしては失格です。

その誤った思い込みがネトウヨを興奮・増長させ、植村さんが北星学園や朝日新聞退職後に予定していた職場、そして家族に理不尽な脅迫を行ったのです。これは見方を変えると「そそのかし」と言えます。誤った情報にそそのかされたネトウヨもネトウヨですが、誤った情報を提供した方はもっと悪い。裏の取れていない事柄は、思い込みだけで報道してはいけない鉄則をこの事件は改めて教えてくれています。

“負けられない闘い”にさらなる支援を

それにつけても家族を守るために、言論の自由を守るために立ち上がった植村隆さんに改めて敬意を表するとともに、このたたかいは負けられない闘いとしてさらなる支援を強めたいものです。

（水久保文明・事務局＝東京）

※詳細は「植村裁判を支える市民の会」ホームページを参照。　http://sasaerukai.blogspot.jp/

歴史修正主義（Wikipedia から抜粋）

従来の一般的な歴史観・歴史認識とは異なる解釈を主張する者の言動に対して「客観的な歴史学の成果によって確立した事実全体を無視し、過去の出来事を都合よく誇張、捏造、解釈して“歴史”として主張したり、都合の悪い過去は過小評価や抹消したりして、自らのイデオロギーに従うように過去に関する記述を修正するものである」として批判する場合に用いられる否定的な言葉。支持する歴史研究と違う研究結果を出した者にレッテルとしてこの用語を用いて批判する場合もあり、戦勝国でさえ容認していた研究でなく、批判されていた側の正しい歴史叙述をしていた場合もある。

真実の報道守る意義を確認

報告集会・講演会
200人が結集

植村名誉毀損札幌訴訟第 11 回口頭弁論報告集会・講演会は、3 月 23 日午後 18 時 30 分から自治労会館 4 階ホールで開かれ、200 人を超える参加者で満員になりました。

会場内では、いち早くこの日の口頭弁論の情報を得た支援者の皆さんが笑顔で語り合う姿が見られ明るいムード漂う開始となりました。

冒頭、開会挨拶に立った植村裁判を支える市民の会共同代表の上田文雄・元札幌市長が「前回の口頭弁論で北海道新聞社元記者・喜多義憲氏の証人尋問がなされたが『重い元慰安婦の告発』記事は、真実を報道する記者魂で貫かれており、その姿勢は微塵の揺らぎもなかった。ジャーナリズムは市民にとって目、耳であり、そして頭脳でもある。私たちは日常生活で活用し民主主義の基盤を維持しているものと確信してまいりましたが、さらに本日の裁判でも誰が真実の報道をしてきたのか。誰が捏造に仕立て上げようとしているのか明確になった。さらに完全な勝訴に向かって一層のご支援をお願いしたい」と力強く述べました。

植村弁護団からは「本人尋問とあって、報道の真実性、訴訟に踏み切った経緯など質したほか、櫻井よしこ氏尋問については具体的な事例をもとに反対尋問をした結果、櫻井よしこ氏自身がウソを認めるなど捏造決めつけ記述についても重大な誤りを指摘し、核心に触れる裁判であった」（要旨）と報告がありました。

次回裁判日程は 7 月 6 日（金曜日）午後 2 時に決まったことも報告されました。

歴史修正主義との戦いでもある

このあと、植村隆氏が演壇に立ち、この裁判にかける熱い思いと勝利判決を勝ち取る決意を大要次のように語りました。

これまでの裁判にあたり、強力な弁護団や裁判を支える市民の会の皆様に支えられ闘ってきましたのも皆様のお蔭であり心から感謝申し上げます。

さらにもう一人、私の内ポケットには常に入れている故金学順さんの写真があります。金学順さんは陳述書で「私は日本軍により連行され『慰安婦』にされ人生そのものを奪われたのです」と述べています。金学順さんの尊厳を冒涜し名誉を棄損するものです。この言葉を改めて胸に刻んでいます。

また、櫻井氏の言質の誤りを明らかにするだけではなくジャーナリズムのあり方を問う裁判であり、慰安婦問題を否定する歴史修正主義との戦いとして対峙していきます。

＜＜＜ 対談 ＞＞＞

『ネット右翼はいま……』

能川元一さん・安田浩一さん

植村隆さんの報告・決意表明の後、哲学者とジャーナリストによる問題提起が行われました。

能川元一（のがわもとかず）さん＝哲学者。1965 年東京生まれ。大阪大学大学院人間科学研究科後記博士課程・単位習得退学。哲学者。『憎悪の広告―右派系オピニオン誌「愛国」「嫌中・嫌韓」の系譜（早川タダノリとの共著、合同出版 2015）他。

安田浩一（やすだこういち）さん＝ジャーナリスト。1964 年生まれ。『週刊宝石』（光文社）、『サンデー毎日』（毎日新聞社）記者を経て 2001 年フリーに。『ルポ　差別と貧困の外国人労働者』（光文社新書 2010）

＊

対談形式で無駄な語句はなく小気味よく始まりました。メディアの右傾化が進行、様々なメディアで流され、私たちの生活の中で「日常化」し、「慣らされてきた」「愛国」＆「嫌中・嫌韓」イデオロギー。1993 年の「朝鮮半島危機」を出発点とし、これまで 20 年以上に渡って繰り出されてきた憎悪と妄言の数々を新聞広告を通じて浮き彫りにしてきました。

2000 年半ばから誰でもホームページが作れるようになり考えを流せるようになった。2011 年ころ安倍第 1 次内閣誕生から「慰安婦」問題などネット上で植村攻撃が激しくなるなど日本会議を中心に右派論壇の台頭が激しくなりヘイト活動家、ネットによる動員に注視する必要がある。　　（根岸正和・事務局＝札幌）

「総資料総目録」制作費カンパ

ご協力、ありがとうございます

田場武勝、伊藤陽一、中原章雄、松永光司、藤田修二、田中重仁、永井靖二、寺沢玲子、坂本　和昭・友子、神保大地、川島金次、斉藤道俊、畔柳光輝、古川俊実、内田隆、宮坂浩、中野貞彦、久保博夫、松江勇、松島和幸、小林寛志、西山公雄、林田英明、植島幹四郎、渡辺眞知子、吉田栄一、佐々木南夫、三宅信一、大島幸夫、武田泉、石戸谷滋、刈谷純一、沢田治、滝沢香、田原恒男、篠原省三、茶原正士、林秀起、山口幸夫、亀山久雄、松田宏一、芳尾孝治、久保田正子、前田次郎、秋間達男、皆川真知子、岩渕雅樹、関千枝子、佐藤和雄、吉田隆、島田修一、清水忠、村瀬喜之、和孝雄、川村好正、小川忠男、江守信正、森杲、石塚勝、泉定明、宮地さか枝、鈴木真理、金谷貞夫、大住広人、根岸正和、水久保文明、福島清

（2018 年 3 月 31 日現在・順不同・敬称略）

****

【コラム 「冤罪忘れるな! ㉒」 注】

司法官赤化事件とは

1933 年（昭和８）２月から３月にかけ、共産主義にかかわったとされる裁判官ら全国各地の司法官 10 数人が治安維持法違反容疑で検挙され、うち９人が起訴され、「結社の目的遂行の為にする行為」で有罪とされた事件を、当時のマスコミが「司法官赤化事件」と呼んだ。

治安維持法（1925 年公布）は、もともと「国体の変革、私有財産制度の否認を目的とする結社活動・個人的行為に対する処罰」を目的に作られた法律だが、1941 年の全面改定を経て、実質、一切の「反政府活動」とみなされた行為が処罰の対象となった。言論・思想の自由を蹂躙する弾圧法とされたゆえんである。

1933 年２月といえば、小林多喜二が特高に虐殺された月（20 日）であり、戦争前夜の地ならし弾圧に向け、まず裁判官を締め上げる意図が込められていたといえる。服役した福田力之助らの回想（季刊『現代と思想』通巻７号＝1972 年３月）によると、左翼雑誌を購読していたのは事実で、そこを特高に付け込まれた。

取調べ、公判を通じ、双方互いに手の内を知りあっているだけに、検事もやり難かったようで、既に検事調書のひな型が作られていて、これに合わせての「自供」、そして「判決」が作られた。福田の場合は、これによって司法、国家権力の暗部を知り、また刑務所の実態を身をもって体感し、出所後は権力犯罪を究明する立場を強めた。　　（おおすみひろんど）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉒

上告趣意書を著した

元判事で下獄した・福田力之助

宮澤弘幸の上告で、大審院への上告趣意書を書いたとされる元・判事。1933 年の「司法官赤化事件」で有罪・下獄となって判事資格を剥奪され、出所後、札幌の鈴木義男法律事務所に勤務、多くの訴訟実務に携わり、上告趣意書の作成などを担った。宮澤上告に関った明文記録はないが、論旨展開、法文解釈、裏付実証の鋭敏、重厚な筆致から福田の労作との見方が強い。

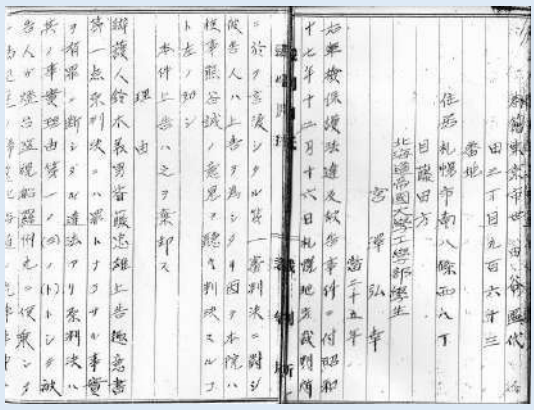

宮澤弘幸に対する大審院判決書冒頭部分。鈴木義男、斎藤忠雄弁護士名で上告理由が詳述されている

福田は、1897 年、金物屋に生まれ、家業倒産で商家の小僧となり、苦学して師範学校を卒業し東京・葛飾で小学校教師となった。さらに苦学して夜間大学の法科に学び司法官試験に合格して判事補から判事。だが山形地裁鶴岡支部・予審判事のとき治安維持法に嵌められ「司法官赤化事件」連座で懲役２年（上告棄却）中野刑務所で服役した。戦後、弁護士資格を得て松川事件などに関与。日本民主法律家協会理事も務めた。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相、第２部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】財務省公文書改竄問題での 3. 27 佐川証人喚問はひどい内容でした。安倍官邸の官僚に対する恫喝・脅迫人事の結果であることは間違いないのですが、より根源的にはそんな安倍政権を支えているいわゆる「世論」が問題だと思います。移ろいやすい「世論」を結集するためには、安倍政権の嘘・隠蔽・改竄・卑怯を暴き、責任を問い続けることが必要だと思います。国会議員会館前行動に参加するたびに、「負けてたまるか！」の思いが募ります。　　（福島　清）

安倍暴走政権退陣！

「嘘・隠蔽・改竄・捏造」
加えて“卑怯”“恥知らず”の政治姿勢。
こんな日本語が声高に叫ばれ、報道されるのは、何とも情けない限りだ。

皆さまがお健やかに
お暮らしなされますようお祈りします
公平で、自由で、仲良く
平穏な生活ができる国
海外の戦争に介入せず
国のどこにも原発と外国の部隊がいない
賢明強靭な外交で平和を維持する国
サウイフ国デ　ワタシハ死ニタイ　です

高畑勲監督が 2017 年年賀状に書いたというこの文章。もう一度かみしめたい。
政治はこういう目標と言葉で語り合いたい。

第2弾

森友スクープにお礼を言おう！

朝日新聞本社前　集合

日時：2018年4月20日（金）18：00～　約1時間程度
雨天中止（小雨でも中止）　振替日：4月23日（月）18：00～
*天候が微妙な場合に開催するかどうかは当日の13時までにtwitterでお知らせします。

場所：朝日新聞東京本社（築地5－3－2）正面玄関口
地下鉄大江戸線築地市場駅A2出口下車すぐ、東銀座駅・築地駅から徒歩15分
都バス　新橋駅前（市01）から築地中央市場／国立がん研究センター行き
国立がん研究センター前 または 築地市場正門前 下車

朝日新聞のジャーナリズム精神が、やりたい放題の安倍政権に大打撃を与えました。
安倍政権はすっかり信用を失いました。大変な功績です。
この勇敢さに感動し、先月23日に朝日新聞社前で激励を行うと、喜んでもらえました。
励みになったそうです。さらに闘志をかき立ててもらうため、一緒にエールを送りませんか？
世界的な名著・カーネギー「人を動かす」に褒める大事さが書いてあります。
相手に気持ちよく動いてもらえるように努力しましょう。

〔私が直接聞いたジャーナリストの発言〕
①元TBSキャスター・下村健一さん（現在：白鴎大学客員教授）
「講演で『私達がメディアのためにできることは何ですか？』と訊かれて『褒めること。』と言っている。
褒められたら嬉しくて、その言葉を宝物にして数か月も大事に持ち歩いている。」
②ジャーナリスト・青木理さん「たいていの人はメディアに対して憤怒（クレーム）で動くけれど、
いいと思っても動かない。いいと思ったら、褒めてほしい。これがすごく効果がある。」
③元NHK社会部記者　立岩陽一郎さん（現在：「ニュースのタネ」編集長）
「人の心を動かすのは怒りや恨みでなく、感情の共有、共感。批判はむしろ相手の心を閉ざす。
（NHKを励ましたデモについて）励ますデモなんて前代未聞で素晴らしいこと。大絶賛だよ。」

注意点：
・安倍政権と闘っている勇敢な朝日新聞社に対する尊敬の念を、「服装」で示しましょう。
　髪を整え、きちんとした服装でお願いします。
・拡声器を使わない、コールをしないサイレントな集まりです。自分で気持ちを伝えましょう。
・プラカード持参お願いします。大きく見やすい字で、励ましや感謝の言葉をお願いします。
人間の心はアナログなので手書きの方が伝わります。好きな記事欄があれば、書くのもいいです。
趣旨とは違うプラカードは参加不可です。
・主催者の指示に従わない場合は参加できません。
・朝日新聞社敷地内には入らないでください。付近を利用する歩行者に配慮をお願いします。

＊ツイッターやFacebookで多くの方に　呼びかけお願いします。

主催：NHK包囲デモ（呼びかけ人　大福　30代女性）　連絡先：nhkhouidemo2015@yahoo.co.jp
Facebook:NHK包囲デモ（公開ページなので、誰でも見られます）　Twitter:NHK包囲デモ

4・14国会議事堂前行動でこんな呼びかけ！

次は、植村さん名誉毀損訴訟勝利！

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 23 号　2018 年 5 月 8 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

5.3憲法集会 2018　6万人が結集！

時折メイストーム突風が襲う海辺の臨海広域防災公園。「９条改憲 NO！平和といのちと人権を－5.３憲法集会」には６万人が結集。北大 OB の伊藤陽一・セツさん夫妻、山口幸夫さん一行と新聞 OB と合流した事務局の 2 本の幟を立てて参加しました（写真下）。

今、何よりも問われなければならないのは、安倍首相に憲法を語る、ましては改正を提案する資格があるのかーーです。安倍首相は一度として、「国政は国民の厳粛な信託によるもの」（憲法前文）との自覚・態度を示したことがあったでしょうか。嘘・隠蔽・改竄・卑怯の安倍首相とそれに無批判に従う与党と政権幹部、忖度する官僚に、絶対に国政を託してはならないと考えます。

集会では、主催者代表に続いて、落合恵子さんらが安倍政権を倒す出発点にと訴え、各政党代表が決意表明しました。「安倍９条改憲ＮＯ！　憲法を生かす全国統一署名」が、1350 万を突破したと報告されました。連休明け、安倍暴走政権との対決が正念場です。「負けてたまるか！」の思いを新たにしました。　（福島　清）

＊写真は、河合良一さん（日経 OB）提供です。

植村隆さん名誉回復裁判(東京)9月5日に証人尋問

植村隆・元朝日新聞記者が西岡力氏と文藝春秋社を名誉毀損で訴えた東京訴訟の第 12 回口頭弁論は 4 月 25 日 15:30 から東京地裁 103 号法廷で開かれました。植村弁護団は、金学順さんが「強制的に連行された」と語った証拠を探し出して提出し、被告側が「捏造だ」と主張している根拠が崩れていると指摘しました。

この日は吉村功志弁護士が、準備書面をもとに金学順さんの発言を裏付ける証拠として以下の 4 点の骨子を読み上げました。

❶1991 年 8 月 14 日にソウル市で行った記者会見を報じた韓国ＫＢＳテレビのニュース映像で、金さんが「強制的に」「逃げ出したら捕まって離してくれない」などと語っている,

❷その記者会見に出席した韓国紙ハンギョレの元記者金ミギョン氏は「金学順さんは会見で自己の経歴を示す言葉として『挺身隊』という言葉を使用しました」と述べている.

❸同じく韓国紙東亜日報の元記者李英伊氏は「当時、金学順さんが記者会見で『挺身隊』という言葉を使ったのは間違いない」と証言している。また当時の韓国では「挺身隊」と「慰安婦」は一般的には同じ意味の言葉として使われており、自らも「挺身隊」という言葉は「従軍慰安婦」の意味だと思って使っていたと証言している,

❹北海道新聞元記者の喜多義憲氏は、1991 年 8 月 15 日付北海道新聞朝刊社会面記事で、金学順さんのことを「戦前、女子挺（てい）身隊の美名のもとに従軍慰安婦として戦地で日本軍将兵たちに凌辱されたソウルに住む韓国人女性」と紹介している。

以上の指摘から、当時、金学順さんが自分自身のことを指して、従軍慰安婦という意味で「挺身隊」であったと述べていたこと、また金学順さん自身が、当時、強制連行されたとの事実を述べていたことも明らかになりました。この結果、植村さんが 1991 年 8 月 11 日付の記事で「『女子挺（てい）身隊』の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』」との記述は、金学順さん自身が述べた経歴を記事の前文として簡潔にまとめた記述ということになります。

植村さんが、「金学順さんの述べていない経歴を付加したこと」、との被告らの抗弁は成り立たないことが明白となりました。

次回９月５日は、10：30 から正午まで竹中明洋・週刊文春記者の証人尋問、13：30 から 16：30 まで植村隆、西岡両氏の順で本人尋問が行われる予定。

櫻井よしこ氏の「捏造」明らかに　札幌訴訟報告

裁判の後、参議院議員会館で報告集会が開かれました＝写真。最初に神原元弁護士が、東京訴訟は「年内には結審し、来春には判決か」と見通しを語りました。

続いて３月 23 日の札幌訴訟第 11 回口頭弁論を傍聴したジャーナリストの安田浩一氏と札幌弁護団事務局長の小野寺信勝弁護士が「櫻井よしこ氏が認めた自らの謝り」と題して、対談形式で報告しました。

小野寺弁護士は「この日の裁判ではふたつの大きな成果があった。ひとつは櫻井よしこ氏に間違った記事の訂正を約束させたこと。もうひとつは、ネット世論が変わったこと。ネットで植村、櫻井のキーワード検索をすると、その９割が櫻井氏がウソを書いていた、などと出るようになった」と報告しました。札幌訴訟は７月６日結審し、９月から 11 月に判決となる見通しとのことです。（「事務局たより」第 22 号の札幌訴訟傍聴記・報告集会記事参照）

フリージャーナリストの安田浩一氏は、「差別する側には立たない」ことを記者としての原点として、外国人実習生に対する不当差別告発などの報道に当たってきた立場から、植村さんに対する攻撃や、韓国・朝鮮人に対するヘイトデモを許容する社会であってはならないと早口で迫力ある問題提起をしました。

最後に植村さんは、「緊張したけれど、金学順さんの言葉と思いを胸に刻んで臨んだ。相手側弁護士は悪意に満ちていて私のことをズサンなどと言ったが、きちんと反論し、抗議した。裁判長も私の発言を制止しなかったことが印象的だった」と語りました。

札幌・東京とも、植村さんに対する名誉毀損攻撃の不当性がますます明らかになってきています。引き続き完全勝訴まで裁判傍聴と事件の真相を広める活動を継続していきたいと思います。　　（福島　清）

「権力が隠すことを明るみに出すこと」がジャーナリストの使命

望月衣塑子・東京新聞記者講演会

市民がつくる、市民のための場　NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」2018 年前期講座・記者たちへの熱教室が、4 月 30 日、道新プラザで開かれ、望月衣塑子東京新聞社会部記者が「進む政治への私物化　瓦解する官僚たちーーなぜ、菅長官の会見に臨み続けるのか」と題して講演しました。会場には大学生のほか一般市民が多数詰めかけ、立ち見で聴き入る聴衆で熱気ある講演会でした。

望月さんは「記者として私のテーマは、権力側が隠そうとすることを明るみに出すこと」であり、取材で感じていることは「記者会見の発表は、当局に都合のいい事実」「不都合な真実は隠したい」「キーマンをみつけ何度も聞く」「嘘をつかれて当たり前」「隠すことにすべての関係者が納得しているわけではない」「だんだんと嘘と真実の見分けがつくように」なると述べていました。講演主旨は以下の通りです。

２人の子どもの産休・育休を経たのち、武器輸出をテーマに取り組んだ。妨害やプレッシャーにさらされながらも取材し 2016 年には『武器輸出と日本企業』『武器輸出大国ニッポンでいいのか』と題した武器輸出問題を提起する本を２冊刊行した。

朝日新聞の２月９日地朝刊のスクープから始まった「森友学園への国有地売却問題」では、朝日に続けと各社が一斉に報道。東京新聞の反応は薄く、共同通信の記事を配信するのみであった。そこで編集局長に「東京新聞でも追うべきです」と直接メール。その甲斐あってか東京新聞の政治部記者を中心に結成された森友問題取材チームの一員に加わった。「森友 14 文書改ざん」「首相・昭恵氏削除」「民主主義の根幹ゆらぐ」と１面で大々的に報道するにいたった。

森友・加計問題の矛盾拡大で推移し、証人喚問された佐川元理財局長の 55 回にわたる「答弁を控える」などは真相を隠蔽する最たるものであった。

６月６日、初めて官房長官会見に出た。会見に出席できるのは政治部だが、部長に出席要請したところ「良いよ。キャップだけには言っておいてな」ということで様子見のつもりだったが、黙っていられず「東京新聞の望月です。前川さんの行動確認をしているのか。官房長官もそういうところ（出会い系バー）に足を運んでみてはどうか」と夢中で手をあげていた。２回目の会見は６月８日。準強姦事件での質疑応答。数度のやりとりの結果、翌日に文書「再調査」が決定した。

メディアは権力とどう向き合うべきか。読売新聞５月３日朝刊一面の「９条加憲」首相の私見、初報道。「釜山総領事の森本康敬氏、記者メモで更迭」「メディアトップと安倍首相との会食」などは大問題だ。

小柄な身体ながら、早口で次々と話し続ける迫力に圧倒される感じでしたが、メディアの役割を正し、会社に来た脅迫電話に臆することなくジャーナリストの本道を歩んでいくとの姿勢を、ぜひ持ち続けて欲しいと思いました。　　（根岸正和）

****

５月１日、東京代々木公園で開かれた第 89 回中央メーデーに、新聞ＯＢのみなさんと一緒に参加しました。「しんぶん赤旗」は、全国 307 個所で 15 万人が参加し、中央メーデー参加者は 28000 人と報じています。東京では全労協が日比谷で別のメーデー集会を開催しました。一方、連合は４月 28 日にメーデー集会を開き４万人が参加したと報道されています。

政府が開会中の国会で「働かせ方改悪」法案を成立させようとしている今、メーデーはこれでよいのかと

考えざるを得ません。なぜ労働組合とナショナルセンターは団結できないのでしょうか。

中央メーデー実行委員会・全労協のメーデースローガンは「８時間働けば暮らせる社会を」、連合は「平和・人権を守り、あらゆる差別をなくそう　働く者のための働き方改革をすすめ、すべての仲間と結集しよう」とあります。すくなくとも政府の「働かせ方改悪」には反対できる一致点があると思います。

千代田区労協事務局長の水久保文明さんに聞くと、全労連と連合との間には、なかなか難しい問題があるとのこと。それでも一点共闘が模索されたが、それも持続していないとのことです。

「働かせ方改悪」が強行されようとしている今、労働組合とナショナルセンターは何としても団結してこの悪法成立を阻止すべきです。メーデーの青空の下でそんなこと考えていました。　　（福島　清）

「総資料総目録」制作費カンパ

ご協力、ありがとうございます

（第 22 号つづき）吉田万三、梁田政方、古里洋聿、上野祥子、福島徳二、国吉昌晴、金子勝、田村徳章、戸塚章介、赤川博敏、佐藤稔明、梶田博昭、石崎博志、木村武晴、斉藤哲成、宍戸迪武、林田英明

（2018 年 5 月 5 日現在・順不同・敬称略）

＜会員からのおたより＞

憲法が分からない櫻井よしこ氏

「事務局たより」第 22 号、送信して頂き有難うございます。配信メールにあった週刊金曜日（3 月 30 日）の記事（注＝朝日新聞ＯＢの田岡俊次さんが「野党とメディアは犯罪性を追及すべきだ　公文書偽造と行使は騒乱首謀者並みの犯罪である」と指摘している記事）、全く同じ思いです。

櫻井よしこ氏のようなデタラメを言い触らす人を、なぜ一部テレビ局が、解説番組にゲストとして招くのか。なぜ「評論家」と称して色々尤もらしい事を人に教えるような口調で話すのか。前々より疑問に思っていました。

改憲論についても、「近代憲法とは何か」という憲法学のイロハが分かっていない。櫻井氏は、まともな憲法学の本を読んだことがないのだと思っていましたが、22 号の植村隆・名誉毀損札幌訴訟の記事によって、歴史についてもムチャクチャを言う人であることが、今回、分かりました。

私は 80 歳の筋無力の難病で寝たきり生活ですが、（幸いパソコンは人差し指で辛うじて叩くことが出来ます）こんなデタラメや無責任が罷り通る世の中が、是正されるのを見届ける迄は死んでもしにきれません。いつも、「事務局たより」を拝見して、仲間の皆さんのご活動に敬意を表し、且つ励まされています。有難うございます。先ずはお礼まで。　　坂東行和

（坂東さんは、元四日市大学教授。「ハンガリー手帳―ドナウ川牧歌紀行」「イギリス議会主権―その法的思考」などの著書がある。現在、軽井沢町で闘病中）

【事務局から】2014 年 4 月 30 日、本会のホームページを開設しました。2015 年 1 月から 2018 年 3 月までの月別アクセスデータは右表の通り月平均 200 件です。アクセスしてどこを見たかを示すページビューデータは 2 倍以上です。戦争法反対闘争が展開された 2015 年は 400 件にのぼっています。今後も宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める立場から「事務局たより」をはじめ情報発信を継続する予定です。（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉓

軍機保護法の罠解明

元新聞記者で作家・千田夏光

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件に直接かかわってはいないが、冤罪の元凶・軍機保護法に鋭い洞察と解明を加え、罠を暴く論考を著している。軍・国家の意図と実際の適用、そして検閲という凶器を用いて新聞をいかに戦争遂行の媒体に組み敷いたかなど、極めて分かりよい。収録は『一億人の昭和史⑩』（毎日新聞社刊）。この分野で他に例のない古典文献となっている。

「一億人の昭和史⑩不許可写真史」（１９７７年・毎日新聞社刊）に掲載された「日本軍国主義時代における検閲の思想と流れ」と題した千田夏光さんの論考

千田は 1924 年 8 月、旧満州（中国東北部）の生まれで本名・貞晴。日本大学・社会学科中退、毎日新聞記者。一貫して弱者、被害者の視座から戦争、暴力、貧困をとらえ加害者を告発。『従軍慰安婦悲史』『禁じられた戦記』『未婚の母』『死者の告発』『性的非行』『死肉兵の告白』『皇軍“阿片”謀略』『精薄児の書いたラブレター』『天皇と勅語と昭和史』『オンナたちの慟哭』など。著作の数々に、その深さ広さが現れている。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

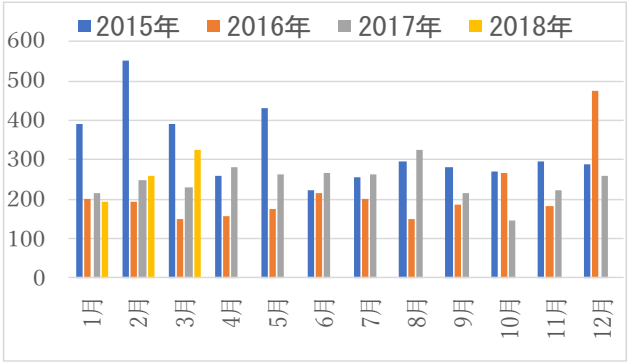

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 24 号　2018 年 6 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

辺野古米軍基地建設を許してはならない！

5 月 27 日。「美ら海壊すな　土砂で埋めるな　5. 27 国会包囲行動」には、1 万人が参加し、「辺野古新基地建設反対！」に加えて「９条改憲絶対反対！」「戦争法はいますぐ廃止」「共謀罪法はいますぐ廃止」の声を上げました。

沖縄の代表は、政府は辺野古新基地建設工事を強行しているが、大変な問題が起こっていると報告。大浦湾側の海底には活断層があり地盤はマヨネーズのように軟弱だというのです。

「世界」３月号で、沖縄の土木技術者が「辺野古新基地建設はいずれ頓挫する」と冷静に分析しています。埋立て工事は５年で完了としていたが、３年半経た今でも沿岸の浅い部分で護岸工事に着手した段階で工事は大幅に遅れていると指摘しています。3500 億円（当初予算）もの税金で軍事基地を作って、アメリカに差し出すという政府方針はどう考えてもおかしい。

翁長知事を先頭に沖縄あげて反対の声を上げているにも関わらず、アメリカに対して米軍基地の縮小から撤去を一言も要求せず、名護市長選をはじめ沖縄県内自治体選挙に札びらで介入している政府をこれ以上許していいのでしょうか。

作家の浅田次郎さんは 1995 年に「週刊現代」連載の「勇気凛凛ルリの色」で「御高配について」と題して書いています（全文は２面）。あの戦争での沖縄県民の闘いと辛苦を讃えて、大田実少将が後世の政府に求めた「特別の御高配」は、今本土の私達に、辺野古米軍基地を許していいのかと問いかけているのではないかと思います。　（福島清・水久保文明＝写真も）

御高配について

昭和二十年六月六日夜、大本営の海軍次官あてに一通の電報が届いた。

激戦の続く沖縄で孤立無援の小禄地区（現在の那覇空港周辺）を守備する、海軍根拠地隊司令官・大田実少将からの緊急電である。

以下、長文につき一部を抜粋する。

左ノ電文ヲ次官ニ御通報方取計ヲ得度

沖縄県民ノ実情ニ関シテハ県知事ヨリ報告セラルヘキモ　県ニハ既ニ通信力ナク　三二軍司令部又通信ノ余力ナシト認メラルニ付　本職県知事ノ依頼ヲ受ケタルニ非サレトモ 現状ヲ看過スルニ忍ヒス　之ニ代ツテ緊急御通知申シ上クーー

文面はいきなり、「沖縄県民ノ実情」から始まる。陸軍主力も行政府ももはや通信の機能を持たないであろうから、自分がかわって報告をする、というのである。以下、いわゆる「訣別電」の成句である勇ましい戦闘経過や将兵の敢闘ぶりについて、この電文は一行一句も触れない。ただ綿々と、沖縄県民が祖国の防衛に身を捧げ、家屋財産を失い、大変な辛酸をなめたと書きつづる。

ーー若キ婦人ハ率先軍二身ヲ捧ケ　看護婦烹飯婦ハモトヨリ　砲弾運ヒ　挺身斬込隊スラ申出ルモノアリ所詮　敵来リナハ老人子供ハ殺サレルヘク　婦女子ハ後方二運ヒ去ラレテ 毒牙二供セラルヘシトテ　親子生別レ　娘ヲ軍衛門二捨ツル親アリ　看護婦二至リテハ軍移動二際シ　衛生兵既二出発シ身寄リ無キ重傷者ヲ助ケテーー

男子は老人から少年まで軍とともに戦い、若い女性は斬込隊を志願し、看護婦となった女学生は軍が残置した重傷者を介抱した。しかもこうした県民の活躍と困難は米軍上陸のはるか以前、日本軍守備隊が進駐してから終始一貫して続けられてきたものである、と大田少将は述べる。依然として作戦経過や戦闘の美辞麗句は一言も記されない。そして、本戦闘はすでに末期であり、沖縄は一木一草もない焦土と化してしまったと述べた後で、大田海軍少将は万感をこめて、電文をこうしめくくる.

ー沖縄県民斯ク戦ヘリ　県民二対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲーー

電文には「天皇陛下万歳」も、「皇国ノ弥栄ヲ祈ル」もない。自分が指揮官としてどういう作戦をとったのかも、陸に上った一万の部下たちが、どのようにして圧倒的な米軍を相手に戦ったのかも、全く記されてはいない。ただひたすら、沖縄の惨状と県民の労吉を述べ、 軍はそれらを顧みる余裕がなかった、と悔いる。沖縄県民はこのように戦ったのだから、後世決しておろそかにはせず、格別の処遇をして欲しい――大田海軍少将はこの電報を玉砕の訣別電として、六月十三日、豊見城村の司令部壕で自決した。

陸軍の主力が牛島軍司令官の自決によって組織的戦闘を終えたのは、その六日後のことであった.

沖縄戦は本土決戦の時間を一刻でも引き延ばすための、いわば捨て石の戦であった。だから軍は、それまでの島嶼戦の定石であった水際での迎撃戦法を用いず、来軍を無血上陸させたのち縦深陣地での防御戦と狙撃や斬込みを主としたゲリラ戦に持ちこんだ。

折からの雨期と重なり、彼我入り乱れた混戦となったこの戦は、戦略的な使命こそ十分に果たしたものの、すべての県民を巻きこんでしまったのである。

勝利の予定はなく、何日持ちこたえるかという戦であった。軍と県民とはこの絶望的な戦を九十日にわたって戦った。

この戦闘にあたって米軍は陸軍と海兵隊の最精鋭七個師団、十八万三千を投入し、後方支援部隊を含めればその総数は五十四万八千にのぼる。史上最大の作戦である。

これを迎え撃つ日本軍は、牛島満中将麾下の第三十二軍二個師団半、しかもその装備も練度もおよそ精強とは言いがたかった。援護といえば、九州と台湾から飛来する特攻機のみであった。

三ヵ月におよぶ戦闘の結果、十二万二千二百二十八名の沖縄県民と、六万五千九百八名の県外出身日本兵が死んだ。この数字は沖縄県援護課資料によるが、むろん正確ではあるまい。

米軍上陸前の空爆や疎開途上の艦船沈没による犠牲、餓死、戦病死等を合わせれば、県民の犠牲者は十五万人とも、二十万人ともいわれ、この数字は当時の県民人口の三分の一を上回る。

どうか読者の周囲を見渡していただきたい。家族の二人に一人、職場の人々の二人に一人が死んだのである。沖縄の戦闘とは、実にそういうものであった。

小禄の海軍根拠地隊司令官・大田実少将は、陣地構築に当たって荒らされて行くサトウキビ畑を歩き、「ご迷惑をおかけして申し訳ありません、緊急事態をどうかご理解下さい」と農民に詫び続けたという。そうして県民の実情を余すところなく見つめ続けた結果、彼は「天皇陛下万歳」も「皇国ノ弥栄」も「神州ノ不滅」もない訣別の電報を、大本営に向けて打電したのである。

ところで、大田海軍少将が死に臨んでただひとつ国家に願った「特別ノ御高配」は、その後どうなったの

であろうか。

「後世」とは、戦がすんで平和が来たら、というほどの謂である。少くとも、遅ればせながら本土復帰を果たし、海洋博のお祭り騒ぎを挙行することが「特別ノ御高配」ではあるまい。それどころか不平等条約の許に、夥しい異国の兵と涯てもない進駐基地を背負わされ、騒音に悩まされ暴行を受け続けてきたのである。本土の防波堤として斯く戦い、その三分の一を失った沖縄県民が、である。

五十年間、県民はこの不条理を耐え忍んだ。そしてひとりの少女の勇気によって、問題は提起されたのである。言うに尽くせぬ怒りを携えて上京した県知事を、首相と閣僚はまるで腫れ物にさわるような微笑をもって迎えた。何ら合理的な回答も与えはしなかった。むし ろ、黙殺に近い。

村山首相はおそらく、軍人としてあの戦を戦った最後の総理大臣となるであろう。もしかしたら彼は、何はさておきこの問題を解決するために政権を執ったのではないかと私は思う。それが天命であると思う。

五十年前の沖縄で二十万人の人が死ななければ、かわりに二十万人の誰かが死んだのだという明らかな予測を、われわれは肝に銘じなければならない。だからわれわれは人間たる信義において、沖縄県民の納得する回答を用意しなければならないと思う。その結果どのような国際的摩擦が生じようと、経済的な打撃を蒙ろうと、われわれは甘んじて受けねばならならない。

日本国民の多くが、このたびの事件をまるで他国の災厄のように感ずるのは、半世紀の施政者が沖縄県民の正当な怒りをことごとく黙殺し続けてきた結果である。沖縄戦を外地の戦と認識し続けてきた結果なのである。

大田海軍少将が沖縄県民の敢闘ぶりだけを打電して小禄の洞窟に命を断ったそのころ、摩文仁の海岸を満身創痍で徨うひとりの少年がいた。奇しくも少将と同じ姓を持つ鉄血勤皇隊員である。

ただひとり生き残った少年は、友人たちの血で染まった海に、あてもなく泳ぎ出した。彼は後にこう述懐する。

「何時間かたって目ざめると、なぎさに打ち上げられていた。『お母さん』と呼んだら涙が流れた。涙がほほを伝って口に入った。そのしょっぱさを噛みしめながら、岩の上に指で『敗戦』と書いた」、と。

五十年ののち、沖縄県知事となって国家の不実に立ち向かうことになった大田昌秀氏は、公人としての立場上こうした体験はもう語るまい。だがわれわれは、その穏やかな怒りに鎧われた言いつくせぬ真実を、すべて知らねばならない。

摩文仁の海に血も涙も流しつくしてしまった少年の体には、鉄の血が流れている。

沖縄県民は斯く戦い、そして五十年間、斯く戦ってきたのである。

（浅田次郎「勇気凛凛ルリの色　四十肩と恋愛」講談社文庫）

****

「在日朝鮮人への不当弾圧」を許すな！

4月27日の南北朝鮮首脳の板門店会談ライブ中継を見ていて、1979年6月、総評民間単産代表団の一員として、板門店の軍事境界線に行った時のことを思い浮かべました。北朝鮮側の建物は当時と変わっていませんが、韓国側は北朝鮮側を監視する望楼のようなものがあっただけでした＝写真。

北朝鮮問題について、安倍首相はこれまで、「最大限の圧力」だけを声高に叫び続けていますが、国連の制裁決議に加えて行っている「日本独自の制裁」なるものの実態が知られていません。「圧力やむなし」との風潮の中で、実は在日朝鮮人に対するとんでもない弾圧が行われていることを、「世界」5月号で李春熙弁護士が次のように告発しています。

日本政府の北朝鮮制裁は、2004年制定の「経済制裁二法」で発動され、その対象範囲を拡大し、とりわけ在日朝鮮人への渡航禁止措置などの人権侵害の弾圧を拡大している。現在では、日本と北朝鮮との間のヒト・モノ・カネの流れが全面的に遮断されている。国内の朝鮮学校は、拉致や国連制裁を理由に高校無償化法の支給から除外されているーーと言うのです。

かつて第二次世界大戦中、アメリカ政府は、日系アメリカ人約12万人を強制収容所に収容しました。しかし1988年8月10日、レーガン大統領は「市民自由法」に署名し、公式謝罪と強制収容所の存命者全員へ2万ドルの支払いを承認しました。

戦争中であっても、自国に住む敵国の一般市民の人権は守らなければならないというのは、国際的な大原則になっているのです。

安倍政権の北朝鮮に対する「最大限の圧力」広言の裏で強行している卑怯極まる在日朝鮮人への不当弾圧を止めさせ、それを許すような風潮こそ変えて行かなければならないと考えます。　　（福島　清）

毎日新聞特別編集委員でテレビニュース番組のコメンテーターだった岸井成格さんが、5 月 15 日未明、亡くなられました。まだ 73 歳。本当に残念です。現場労働者だった私は政治記者の岸井さんとは、仕事上の接点はありませんでしたが、1975 年からの毎日新聞再建闘争では、労働組合役員として一緒でした。その時、岸井さんは再建されるべき毎日新聞の骨格となる「毎日新聞編集綱領」制定協議の組合側委員でした。

再建闘争が一段落したある日、岸井さんは私の職場にきて「親父は昔、東京日日新聞の印刷部長だった。参考になるかもしれないから読んでくれ」と言って、父・岸井寿郎さんの追悼集をくださいました。岸井寿郎さんの家の近くに、東条英機が住んでいましたが、徹底的に嫌っていたとも書かれています。

後年、政治記者となった岸井さんが、安倍晋太郎を取材した時、秘書としてちょろちょろしていたのが、今の安倍晋三首相。その頃から資質と姿勢を見抜いていたのでしょう。安倍内閣の姿勢を徹底批判してきました。安倍晋三首相はホッとしているかも知れません。親子二代、反骨の新聞記者でした。

安倍政権が 2013 年 12 月に秘密保護法を強行成立させた後の 2014 年 2 月 22 日の宮澤弘幸追悼・顕彰のつどいで、講演をお願いしたところ、二つ返事で承諾いただき「秘密保護法の危険性と安倍政権の暴走」と題して、「理不尽かつ残酷に殺された宮澤さんのような事件は二度とあってはならないし、その背景にある戦争は絶対に起こしてはなりません。そのために日本は戦後、営々と憲法九条を先頭に平和国家として、平和外交をしてきた歴史があります。それを守って行かなければなりません。そういう中で成立した特定秘密保護法は何としても廃止させなければ、宮澤さんにも秋間さんにも顔向けできないという気持ちを新たにしています」と、気迫をこめて講演してくださいました＝写真。

昨年暮に届いた喪中ハガキには、弟が 71 歳、甥が 62 歳で永眠したとありました。父・寿郎さんは 80 歳だったそうです。岸井さんにはそれ以上生き抜いて欲しかったと心底から思っています。　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉔

軍機保護法付帯決議

貴族院勅選議員・織田　萬

軍機保護法を戦争推進法に抜本改定する帝国議会審議において、立憲主義の立場から政府・軍当局を鋭く問い質し、臣民の権利を不当に侵さないよう歯止めをかける答弁を引き出し、「付帯決議」を成立させる原動力となった。付帯決議は、法成立後、軍・特高・裁判所によって空文化されたが、翼賛政治体制下にあって尽くした最大限の良識・良心として顕彰に価する。

織田は 1868 年、東京の生まれ、帝国大学（東大）仏法科を出て、京都帝大教授、同法科大学長、国際司法裁判所判事（在ベルギー）など歴任。立命館大創立に参画して名誉総長。行政法が専門で著書に『日本行政法論』など。勅選（天皇の任命）の貴族院議員をうけて、当時の議事録を繙くと、秘密保護法審議を遥かに凌ぐ気迫と論理の追及をしているとわかる。学士院会員。1945 年 5 月、戦災の中で死去。享年 78。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 25 号　2018 年 7 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

2015 年 9 月 19 日に強行成立させられた「戦争法」を忘れず葬り去ろうと継続している「19 日行動」。この日は 33 回目。2200 人が結集した。

「二度と過去を未来にしないこと」

摩文仁の丘。
眼下に広がる穏やかな海。
悲しくて、忘れることのできない、この島の全て。
私は手を強く握り、誓う。
奪われた命に想いを馳せて、
心から、誓う。
私が生きている限り、
こんなにもたくさんの命を犠牲にした戦争を、絶対に許さないことを。
もう二度と過去を未来にしないこと。
全ての人間が、国境を越え、人種を越え、宗教を越え、
あらゆる利害を越えて、平和である世界を目指すこと。
生きる事、命を大切にできることを、
誰からも侵されない世界を創ること。
平和を創造する努力を、厭わないことを。

＊

6 月 23 日、沖縄慰霊の日。浦添市立港川中学校 3 年・相良倫子さんが朗読した詩「生きる」の一節です。

今、過去に目をつぶるどころが、なかったことにしようとする政治、いや人間が「生きる」ことそのものを否定する政治がまかり通っています。

特定秘密保護法、戦争法、共謀罪法。そして 6 月 29 日、与党は、娘を家族を過労死で奪われた遺族が、参議院傍聴席で遺影を掲げて抗議する中で、「働き方改悪法」成立を強行しました。安倍内閣の暴走は、労働者を過労死に追い込む法律までごり押ししたのです。

「二度と過去を未来にしないこと」と訴えた中学生・相良さん、病いとの闘いでやつれた身体をさらして、辺野古基地建設断固阻止と訴えた翁長雄志知事。その“沖縄の叫び”を眼前にして平然している安倍首相。

暑い夏になりますが、「負けてたまるか！」です。国家権力犯罪を糺す闘いをさらに継続し、安倍暴走政権打倒の戦列に立ち続けましょう。　（福島　清）

「対米従属」は国家破綻への道

『国体論―菊と星条旗』著者・白井聡インタビュー（2018.6.26, 27 ニューズウィークから抜粋）

アメリカと米同盟諸国との対立が目立ってきている。6月のG7ではその対立が際立っていた。一方、日本は、6月12日の米朝首脳会談で非核化費用の負担ばかり求められ、北朝鮮をめぐる外交において「蚊帳の外」かと騒がれた。そんななか、『国体論――菊と星条旗』（集英社新書）が注目を集めている。1945 年の敗戦を境に、天皇（菊）を頂点とする日本の統治体制であった「国体」が、アメリカ（星条旗）への従属にとって代わられた、と歴史的に分析。この特殊な従属体制から脱却しなければ、日本は敗戦に続く二度目の破綻に向かうと警告する。

――ドナルド・トランプ大統領は従来の米政権とは異質だ。その点で、戦後史の考察から日米関係を論じた本書の視点は通用しにくいのではないか。

いや、米大統領が誰になろうとも、日本の側は何にも変わらないということが、この間証明された。大統領がどんな人であろうが、何を言おうが、安倍晋三は迎合するだけだ。しかも、必死に媚びを売る安倍の姿が日本国民を憤激させることもない。むしろ、「よくやっている」などと喧伝されている。だから、『国体論』に書いたことは、より一層明白になったと言える。つまり、トランプ政権の登場によって「戦後の国体」の矛盾は、いよいよ隠せなくなってきている。「戦後の国体」の頂点たるアメリカに、恭順し、媚を売れば売るほど、日本が収奪の対象とみなされていく構図がはっきりしたからだ。

トランプの言動には、「われわれアメリカは公明正大なのに、その善意に同盟諸国は付け込んでいる」といった被害者意識が感じられる。日本のような、アメリカ頼みの同盟国の付け込みを止めさせれば、「アメリカを再び偉大に」できるというわけなのだろう。

「アメリカを再び偉大に」という、このスローガンの元祖はベトナム戦争後の暗い世相を打ち破ったレーガン大統領だと思う。レーガノミクスは製造業復活を唱えながらドル安誘導をせず、「強いドル」を支持。ブードゥー（いんちき）経済と呼ばれるほど矛盾だらけだったのに、レーガンの颯爽とした姿に米国民は「偉大なアメリカの復活」を見て熱狂した。

その後の大統領も皆、「偉大なアメリカ」を演出しようとした。次のジョージ・ブッシュは宿敵ソ連を崩壊に追い込み、湾岸戦争で「世界の警察官」になったが経済運営に失敗。ビル・クリントンは製造業復活を目論見ながらも、レーガン同様の金融資本主義化でしのいだ。ブッシュ・ジュニアはネオコンのイデオロギーに基づいて対テロ戦争にのめり込む一方、金融資本主義化のツケがリーマンショックによって爆発的に露呈してきた。

ここでいよいよ行き詰まりが酷くなり、バラク・オバマが登場した。オバマはインテリで弁舌さわやかな黒人大統領。人種融和という「アメリカの夢」を象徴する存在だった。彼の姿に世界中が「偉大なアメリカの復活」を期待した。しかしながら、何もできなかった。格差は広がり、荒廃している。つまり、歴代大統領が皆「偉大なアメリカ」を演じながら、繰り返し失敗してきたということだ。

そこで、「偉大なアメリカ」をスローガンとして直接打ち出すことで政権を取ったのがトランプだ。アメリカが衰退局面にあるなか、他国よりも自国中心に、という姿勢で、日本に厳しくあたる。

日本では、特にリベラル派に「トランプ当選にがっかりした」との論調がある。だがアメリカはずっと「アメリカ・ファースト」だったし、「偉大なアメリカの復活」というプロジェクトを繰り返してきただけだ。日本がそんな物語を共有する必要はない。米大統領は偉大でなければ、と期待することこそ、日本が「魂の従属」下にある証拠だ。

――米軍基地問題に関して、トランプの撤退論に期待する声もあった。

対米従属を自己目的化した支配体制を取り除かない限り、日本にはそれをチャンスにできる主体性がない。政官財学メディア全てに言えるが、その主流派は従来の対米従属システムを維持することで自分の権益を守るのが行動原理になっている。「原子力ムラ」という言葉があるが、「安保ムラ」はもっと巨大で、政官財学メディアの主要部分全体が安保ムラだと言えるくらいだ。

「アメリカの一の子分」として戦後復興に邁進した時代には、その問題性が表面化しにくかったし、単なる子分でよいというメンタリティーもなかったはずだ。むしろ復興を支えた日本のエートス（社会規範）は、アメリカに従属しながらも「（経済戦争で）今度こそアメリカに勝つ」という、戦前の教育を受けたリーダ

一層の複雑な感情にあったと思う。アメリカに反発しながらも、自国の繁栄がアメリカのパワーによって保障されているという矛盾や葛藤がそこにはあった。ところが世代交代でそうしたエートスが失われ、親米スタンスは、日本の支配層の階段を上る単なるパスポートのようなものになった。そして、復興の成功体験があまりに強烈で、何のための従属が分からなくなってしまった。だから、無条件に従属のための従属をしている。そこには以前のような葛藤がない。葛藤のない人間は成熟せず、幼児化する。

冷戦以降、アメリカが日本を保護する理由がなくなる一方、東アジアは激動の時代に入った。中国の国力の大幅な増進が第一のファクターだが、それに加えて朝鮮戦争の終結が視野に入ってきた。東アジアにおける冷戦構造の残滓の一大要因がなくなる。これが実現すれば、在韓米軍は不要となり、今度は在日米軍の問題に議論は移行するだろう。一方で中国共産党政権は、台湾を版図に治めないと国家が完成しないという神話を持ち、それを長年国民にプロパガンダしてきた。台湾問題は朝鮮半島問題よりも難しい課題だ。

――まずは対米従属を脱してから合理的に日中同盟や日ロ同盟の可能性を。

あらゆる可能性を吟味したうえで日米同盟が最も合理的な選択肢として選ばれるのならば、それは理解できる。しかし、現実はそうではない。弁護士・猿田佐世氏が「ワシントン拡声器」という概念によって明らかにしていることだが、日本の政官メディアがやっていることは、言うなれば「アメリカの神社化」だ。

対米従属エリートたちは、渡米してアメリカの政財界やシンクタンクなどに、日本国民の血税を原資とする「賽銭」をばらまいて拝む。そうすると、「神のお告げ」、つまり日本の親米派に都合のいいことが書かれたレポートが出て来るので、日本に持ち帰って、「神様はこう言っておられる！」と言って触れ回る。公金を何億円も使って命令してもらっているのだ。

――対米従属からの自立はこれまでも反米保守派からも唱えられてきた。

石原慎太郎なんかが典型だが、威勢のいい発言は全て日本国内向けで、ワシントンに行けば対中脅威論をあおって、日米同盟を称賛する。かつて占領憲法はけしからんといいながら、政権を握ったら「ロン・ヤス」「不沈空母」と言いだした中曽根康弘首相も同じだ。当世流行のネトウヨの諸君もそうだが、戦後日本では、「愛国的」「右翼的」であればあるほど対米従属的であるというのが常識となっている。だから、この国の右側にはナショナリズムなど存在しない。愛国ごっこに姿を借りた奴隷根性があるだけだ。

冷戦構造が厳しかった時代でさえ、アジアの親米国家の指導者でアメリカと軋轢を生じさせて暗殺された人物は、その疑惑を含め複数いる。日本の親米保守派は面従腹背を気取ってきたかもしれないが、誰も暗殺されたことがない。

あらためて 2010 年に沖縄米軍基地問題のために退陣した鳩山政権の挫折の異様さを肝に銘じるべきだ。普天間基地の沖縄県外移転という方針に、アメリカが直接怒ったのではなく、「アメリカの言いそうなこと」を日本のメディアや官僚、民主党政権の閣僚までが先回りして騒いで倒閣した。アメリカに対していささかなりとも主体性を見せることが、「反国体」的なのだ。

――日本の野党はどうか。

民進党の解体は見苦しかった。自民党と根本的に対決しようとするのなら、真の争点になるのは「対米自立」のはずだ。彼らが日本共産党との共闘から逃げ出した、あるいは及び腰である理由は、煎じ詰めればこの問題なのだ。共産党こそ、対米自立を一貫して唱えてきた勢力だからだ。だから、共産党と本格的に連携するとこの課題に取り組まざるを得なくなるのであり、それが怖いから、クラゲのように浮遊する国民民主党が生まれた。

立憲民主党はと言えば、腹を決めるしかないのに、選挙では共産党の候補に推薦を出そうとしない。対米自立という野党共闘の真の意味を理解しているのは、共産党の志位和夫委員長と自由党の小沢一郎共同代表だけだ。

――結局、日本は対米従属を脱せるのか。それとも破綻に向かうのか。

破綻はこれから起こるのではなく、すでに起こっている。安倍政権が腐敗と失政にもかかわらず長期本格化している、つまりこんな政権が相対的にであれ国民から支持されているという事実は、まさにこの国の破綻を物語っている。国民、とりわけエリート層の立て直しにしか、本当の解決はないだろう。日本の対米従属はきわめて異様であるという認識が広がることが大事だ。

皆、対米従属を批判したらおこぼれにあずかれないと恐れているのかもしれない。けれども、『国体論』は売れており、印税も入って来る（笑）。私は「そんなことを言ったら干されるぞ」と言われそうなことを遠慮なく発言してきたが、それでも食っていけることを証明している。

全文は、https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20180626-00010003-newsweek-int
https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20180627-00010002-newsweek-int&p=1

勝訴の旗を高く掲げるために！

4年になる裁判支援に感謝します

韓国カトリック大学客員教授・植村　隆

「真相を広める会」のみなさん、いつも私のことを、注目してくださり、感謝しております。また裁判支援もありがとうございます。

東京訴訟で、傍聴席の方をみると、いつも「真相を広める会」はじめ「新聞ＯＢ」の仲間の皆さんの顔があり、そのたびに勇気をいただいています。

韓国での大学の授業、日本での裁判や様々な講演会など日韓を行ったりきたりして、いつもばたばたしており、なかなか皆様に、ご挨拶できなくていつも申し訳なく思っています。

植村バッシングが激烈を極めていた 2014 年からもう４年になります。2015 年に私の記事を「捏造」と言いふらしている西岡力氏と櫻井よしこ氏をそれぞれ名誉毀損で東京地裁と札幌地裁に訴えました。

最初は大変厳しく、つらい日々が続きました。しかし、みなさまの応援のおかげで、いまは勝利に向けて、徐々に前進しているのを実感しています。

最近では、櫻井よしこ氏が、その記事の中の間違いを認め、産経新聞や月刊 WiLL に書いた自分の文章を相次いで訂正しました。私の記事を「捏造」としてきた根拠が大きく崩れています。

札幌地裁は、７月６日に結審し、秋にも判決の見通しとなりました。東京地裁では９月５日に私と西岡氏の本人尋問があります。

いよいよ植村裁判も大詰めの時期に来ています。

勝訴の旗を裁判所前に掲げるべく、頑張りたいと思います。みなさま、ぜひさらなる支援をお願いします。

****

異常はここまで…「９」はダメだと！

京都の紫野明日香さんという方が、ツイッターで写真をつけて次のように書いています。

先日国会傍聴に行ったら、「9がついている物はダメです」と係員に止められました。ネックレスもタグも９は外せと言われます。結局カーディガンで隠して入るように言われました。「NO WAR」もダメなんだって。９はダメで他の数字は OK なんだって。変だよ。

＊

これを見た東海林智・毎日新聞新潟支局長がフェイスブックで以下のように書いています。

【これはやばいだろう…】この方は存じ上げないが、これは相当ヤバイ話だなぁ。〝安倍殺す〟とかじゃないんだよ、９という数字なんだよ。それがダメなんだって。もう、この国はファシズムの国になってしまっているんだね。そのうち、日の丸のデザインが入っている服を着ないと傍聴できませんとかにすんだろね。取材メモの表紙に９の数字を書いたの持っていたら退出させられるのか。非暴力・不服従で闘うまでだ。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉕

軍機保護法の拡大強化

陸軍書記官・日高巳雄

1899 年制定の軍機保護法を戦争推進法に抜本改定するにあたって、法案作成の中枢に参画した。公刊された著作に『軍機保護法』（1937 年・羽田書店）および『軍機保護法　改訂』（1942 年・同）があり、それぞれ逐条解説がなされて詳しい。個人の著作の形ながら、陸軍大臣の序文があり、事実上、軍の公式見解（解釈）となって、運用にあたっても重きをなした。

日高の肩書は陸軍書記官とあるだけで、著作にも著者紹介がなく、経歴も知れないが、発行人である羽田武嗣郎の書いた「後記」（初版）では「本法令立案者たる日高」と紹介されている。「後記」では議会審議での論点整理も織り込まれ、付帯決議の全文も記載、発刊の意図に触れて「謬って法を殺して使ふが如き事の無い様」と釘を差してもいる。だが、なぜか改訂版ではこの「後記」も大臣の序文も外されている。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相、第２部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 26 号　2018 年 8 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

オウム死刑執行は国民への恫喝ではないか！

1 月 22 日、小雪ちらつく中で開会された第 196 回通常国会は、自公与党が会期を延長して悪法成立を強行し尽くした半年後の 7 月 22 日、西日本豪雨被害が日ごと深刻化しているなかで、閉会となりました。

この国会開会中の 7 月 3 日、上川陽子法相はオウム死刑囚 13 人の死刑執行を決裁し、7 月 6 日に 7 人、26 日に 6 人の死刑を執行しました。執行といえばもっともらしく聞こえますが、「法務大臣が殺害を命じた」のです。死刑は国家権力による殺人です。これを聞いた時、戦慄が頭の中を走り抜けました。「多数さえ握れば嘘をつきとおし、腕力のふるい放題になるのだ」と。

死刑執行を直接命令するのは法務大臣でしょう。しかし安倍首相が事前に知らないはずはありません。官邸主導で言論・異論を封じている安倍内閣です。死刑執行の結果が国民にどのような心理的な影響を与えるか、今後の政治運営にどう関係するかを検討した上の執行であったことは間違いありません。

オウム死刑囚 13 人のうち 10 人は再審請求中です。再審請求は国民の権利です。13 人は 50 歳代から 60 歳代です。再審を通じて狂気の真相を突き止めるべきだったのです。また死刑制度の是非については議論がありますが、国際的には廃止が主流です。安倍内閣はこれらを無視しました。“政権にとって不都合な者は生かしてはおかない”という恫喝ではないでしょうか。

５年半となる安倍政治は、秘密保護法、戦争法、共謀罪法という弾圧と戦争への道を強行し、“森友・加計汚職”では公文書隠蔽・改竄と行政を私物化し、嘘と卑怯極まる政治姿勢を押し通し、ついに国家権力による殺人を公然と実行するまでになったのです。

加えて、杉田某自民党衆議院議員は、ＬＧＢＴなどは生産性がないので税金で支援するのはおかしいと書き、大問題になっています。安倍首相は、この議員を擁護していると報道され、二階自民党幹事長もこの発言を問題視していません。安倍首相は本音を代弁させているのです。二枚舌極まると言うべきでしょう。

今、安倍首相は 9 月の自民党大会で三選を得るべく、豪雨被害者救済そっちのけで多数派工作に狂奔しています。こんな安倍政治を許してはなりません。「安倍内閣をぶっ倒す」一点で、声を上げ、行動しようではありませんか。　（福島　清）

「私は捏造記者ではありません！」

植村裁判札幌訴訟が結審 11月9日に判決

捏造記者攻撃と闘う植村隆さん札幌訴訟第 12 回高等弁論は、7 月 6 日午後、札幌地裁で行われました。傍聴席 65 席に 113 人で抽選となり、私は運良く当選しました。植村弁護団は、これまでの主張をまとめた膨大な最終準備書面を提出し、伊藤整一弁護士が 3 点にわたって陳述しました。最後に植村さんの事実に基づいた感動的な涙声の陳述を聞くことができました。この日で結審となり、判決は 11 月 9 日午後 3 時 30 分に出されることになりました。（根岸正和）

植村隆さんの最終陳述（要旨）

私は高知の田舎町で、母一人子一人の家で育ちました。豊かな暮らしではありませんでした。小さな町でも、在日朝鮮人や被差別部落の人びとへの理不尽な差別がありました。そんな中で、「自分は立場の弱い人々の側に立とう。決して差別する側に立たない」と決意しました。そして、その延長線上に、慰安婦問題の取材があったと説明していました。

新聞記者となり、差別のない社会、人権が守られる社会をつくりたいと思って、記事を書いてきました。それがなぜ、こんな理不尽なバッシングにあい、日本での大学教員の道を奪われたのでしょうか。なぜ、娘を殺すという脅迫状まで、送られて来なければならなかったのでしょうか。なぜ、私へのバッシングに北星学園大学の教職員や学生が巻き込まれ、爆破や殺害の予告まで受けなければならなかったのでしょうか。

私は、慰安婦としての被害を訴えた金学順さんの思いを伝えただけなのです。そして「日本の加害の歴史を、日本人として、忘れないようにしよう」と訴えただけなのです。韓国で慰安婦を意味し、日本の新聞報道でも普通に使われていた「挺身隊」という言葉を使って、記事を書いただけです。

北海道新聞のソウル特派員だった喜多義憲さんは私の記事が出た 4 日後、私と同じように「挺身隊」という言葉を使って、ほぼ同じ内容の記事を書きました。いま産経新聞や読売新聞は、慰安婦の強制連行はなかったと主張する立場にありますが、1990 年代の初めに金学順さんのことを書いたこの両新聞の記者たちは、金さんの被害体験をきちんと伝えようと、ジャーナリストとして当たり前のことをしたのだと思います。

しかし、私だけがバッシングを受けました。娘は、「『国賊』植村隆の娘」として名指しされ、「地の果てまで追い詰めて殺す」とまで脅されました。あのひどいバッシングに巻き込まれた時、娘は 17 歳でした。それから 4 年。『殺す』とまで脅迫を受けたのに、娘は、心折れなかった。そのおかげで、私も心折れず、闘い続けられました。私は娘に「ありがとう」と言いたい。娘を誇りに思っています。

札幌地裁に向かう植村隆さん（左から 2 人目）と弁護団＝植村裁判を支える市民の会ホームページから

被告・櫻井よしこさんは、明らかに朝日新聞記者だった私だけをターゲットに攻撃しています。私への憎悪を掻き立てるような文章を書き続け、それに煽られた無数の人びとがいます。櫻井さんは、事実に基づかない形で、私を誹謗中傷していることが、この裁判を通じて明らかになりました。そして誤った事実に基づいた、櫻井さんの言説が広がり、ネット世界で私への憎悪が増幅されたことも判明しました。

しかし、櫻井さんは、私の指摘を無視できず、2 年以上経っていましたが、「WiLL」と産経新聞で訂正を出すまでに追い込まれました。実は、訂正文には新たな間違いが付け加えられていました。金さんが強制連行の被害者でないというのです。日本軍による強制連行という結論をもつ記事に依拠しながらも、その結論の部分を再び無視していました。極めて問題の大きい訂正でしたが、櫻井さんの取材のいい加減さが、白日のもとに晒されたという点では大きな前進だったと思います。

櫻井よしこさんをはじめとする被告の皆さん、被告の代理人の皆さん。長い審理でしたが、皆様方はいまだに、ご理解されていないことがあると思われます。大事なことなので、ここで、皆様方に、もう一度、大きな声で、訴えたいと思います。

「私は捏造記者ではありません」

裁判所におかれては、公正な判決が下されることを期待しております。

＜第 52 回　ヒロシマ　連続講座＞

原水禁運動が果たした歴史的役割

～岩垂弘さん（ジャーナリスト）講演～

7 月 7 日、駒込で開かれた＜第 52 回ヒロシマ連続講座＞で、岩垂弘さん（朝日新聞ＯＢ、平和・協同ジャーナリスト基金代表運営委員）の「原水禁運動が果たしてきた歴史的役割」を聞きました。岩垂さんは最初に「7 月 7 日は七夕だが、1937 年には日中戦争がおこり、昨年は核兵器禁止条約が国連会議で採択された歴史的な日だ」として、詳細なレジュメと核問題関連年表をもとに講演しました。

原水禁運動は、被曝の実相を知らせ、世界の世論を高め、部分的核実験禁止条約、核不拡散条約、包括的核実験禁止条約、核兵器禁止条約などの制定に貢献した一方、運動の分裂、国際連帯に必要な人材の乏しさなど弱点と限界もあると指摘しました。特に「矛盾に対する鈍感さ、“核の傘”の下で反核を叫ぶおかしさ」を強調しました。

しかし国際的にみると、1990 年代以降、「国際平和ビューロー」「核戦争防止国際医師会議」「国際反核法律家協会」「世界保健機構」などが核兵器問題について、さまざまな活動を継続発展させていること、2006 年には「アジア非核地帯条約」が調印されたことなどが、昨年の「核兵器禁止条約採択」につながっていること、そして 12 月には「核兵器廃絶国際キャンペーン（アイキャン）」がノーベル平和賞を受賞するなど、世界の流れは、前進していると紹介しました。

岩垂さんの核問題関連年表に沿って日本における原水禁運動の簡単な経過を整理してみます。

1945～1952　原爆による被害状況は、講和発効まではＧＨＱが報道を規制したが、1950 年、丸木夫妻の「原爆の図」が全国 170 個所で展示された。

1952. 8. 6　対日講和条約発効後のこの日「アサヒグラフ」が原爆被爆者写真特集を初めて発行。

1954. 3. 1　米国がビキニ環礁で水爆実験／5. 9　水爆禁止署名運動杉並協議会発足

1955. 8. 6　第 1 回原水爆禁止世界大会（広島）／9. 19　原水爆禁止日本協議会（原水協）結成

1963. 8. 5　原水協の第 9 回世界大会が「いかなる国の核実験にも反対」「部分的核実験禁止条約の評価」をめぐって分裂。社会党・総評系が不参加

1977. 5. 19　原水協、原水禁のトップが「77 年大会は統一大会とする」「年内をめどに国民的大統一の組織を実現する」ことで合意／8. 3　「協」「禁」、市民団体が加わる統一世界大会が、分裂から 14 年ぶりに広島で開会

1986. 7. 17　原水爆禁止世界大会が開催不能に（運動は再分裂）→現在に至る。

＊

私にとっての原水禁運動は、1963 年に毎日新聞労組東京支部青年部長になってからでした。当時、原水禁運動は、岩垂さんの年表にあるように「いかなる国の核実験にも反対」と「部分的核実験停止条約」支持を運動の基本路線とすることの是非について混乱し、新聞労連も影響を受けて大もめしていました。当時の毎日新聞労組委員長は新聞労連の方針に反対し「青年部は日共的だ」と批判する林卓男さん。「委員長と青年部は天敵だ」と冷やかされたことを思い出します。毎日新聞では社会部の飯泉栄次郎さんが原水禁運動の報道に関わっていたと思います。

＊

岩垂さんは、1958 年に朝日新聞入社し、1995 年退社。1967 年から平和運動を取材。現場に行き、自分の目で見た事以外は書かない姿勢を貫き、「ヒロシマ取材には今年も行く。49 回になるが、毎年新しい発見がある」と語りました。

岩垂さんは諏訪清陵高校の 3 年先輩。1954 年に入学したとき、卒業する先輩として激励してくれました。講座開会前、雑談でそんなことを伝えましたが、岩垂さんは覚えていないと。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件について関わっていることを話し、後日資料を送ったところ、お礼メールをいただきました。

＜ヒロシマ連続講座＞は、立川市に住む竹内良男さんが中心になって企画・実行しています。関千枝子さんから「竹内さんも長野県出身ですよ」と誘われ、参加しました。この日も参加していた関さんは「今年もヒロシマに行く」と言っていました。

平和運動はこうした地道な努力が支えていることを実感した一日でした。　　（福島　清）

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件『総資料総目録』

制作費カンパ 848,820 円
ご協力に感謝します

『国家権力犯罪を糺す　宮澤・レーン・スパイ冤罪事件　総資料総目録』（2018 年 1 月 29 日発行、404 ページ、300 冊）の制作発行に際して、90 人のみなさまから 84 万 8820 円の制作費カンパをいただきました。誠にありがとうございました。制作費・郵送費等は、64 万 8, 177 円でしたので、残金 182, 211 円は、真相を広める会事務局経費として活用させていただきます。

本書は、カンパをいただいたみなさまをはじめ、北大ＯＢ，弁護士、研究者、マスコミ関係者、平和・人権擁護に取り組む団体、主要公立・国公立大学図書館等に贈呈しました。また、全文は連続データと目次順に個別データにしたＰＤＦの二種類にして、本会ホームページで公開しています。

http://miyazawa-lane.com/library.html#title07

◇制作費カンパをいただいたみなさま

赤川博敏、秋間達男、石戸谷滋、石塚勝、石崎博志、泉定明、伊藤陽一、岩渕雅樹、植島幹四郎、上野祥子、内田隆、江守信正、大住広人、大島幸夫、小川忠男、梶田博昭、金谷貞夫、金子勝、亀山久雄、刈谷純一、川島金次、川村好正、木村武晴、国吉昌晴、久保博夫、久保田正子、畔柳光輝、小林寛志、斉藤道俊、斉藤哲成、坂本和昭、坂本友子、佐々木南夫、佐藤和雄、佐藤稔明、澤田治、宍戸迪武、篠原省三、島田修一、清水忠、神保大地、鈴木真理、関千枝子、滝沢香、武田泉、田中重仁、田場武勝、田村徳章、田原恒男、茶原正士、寺沢玲子、寺澤佳昭、戸塚章介、中原章雄、中野貞彦、永井靖二、名取善子、和孝雄、西山公雄、根岸正和、林秀起、林田英明、福島清、福島徳二、藤田修二、藤本佳男、古川俊実、古里洋聿、本間照光、前田次郎、松永光司、松江勇、松島和幸、松田宏一、水久保文明、皆川真知子、宮坂浩、三宅信一、宮地さか枝、宮田汎、村瀬喜之、森杲、梁田政方、山口幸夫、山田博之、吉田隆、吉田万三、吉田栄一、芳尾孝治、渡辺眞知子（敬称略・五十音順）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉖

道連れで検挙・有罪

北大卒業生・黒岩喜久雄

1941 年 12 月 27 日、北大繰り上げ卒業の日に、軍機保護法違反の一斉検挙・追加で検挙され、懲役 2 年・執行猶予 5 年の刑に処せられた。学術旅行で見聞したサイパン島などの海軍飛行場の状況を「探知」し、知人であるレーン夫妻に「漏泄」したというのが、判決上の罪。実際には、レーン夫妻をスパイに陥れるために、夫妻の言動を引き出そうと、長期拘留された。

訪日したレーン夫妻の娘・ドロシー（左）キャサリンと黒岩喜久雄（1987.9.30、東京で）

黒岩は、長野県に生まれ育ち、北大農学部で学び戦時繰り上げで卒業した。在学中、レーン夫妻の双子の娘たちの遊び相手となり、家族同然の知遇を得た。そこを特高に狙われ、夫妻の日常生活での言動を微に入り細に渡って問い質された。公判は 1 回開かれただけで即決、罪状も判決理由も示されず、判決文も見せられていない。何が何だか全く不明のまま暗黒拘置され暗黒裁判で突き落とされた、のが実相だった。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相、第 2 部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みは FAX・メールで本会事務局まで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】北大内海ゼミ OB の石井明典、伊藤陽一、泉定明、山口幸夫の 4 氏が発行している「えんれい草」が、2018 年 7 月 5 日発行の第 20 号で休刊となりました。原発問題を出発点に、政治から文化、そして宮澤・レーン・スパイ冤罪事件についてもページを割いてくださいました。またみなさんは、「真相を広める会」の幟を立てて、官邸前行動参加を続けました。これまでのご努力を讃えるとともに、何らかの形で再刊されることを楽しみにしています。　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 27 号　2018 年 10 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

玉城デニー知事は沖縄県民の勝利

報告＝松島　和幸・真相を広める会会員、元千代田区労協副議長（日本テレビ出身）

沖縄県知事選、翁長前知事の遺志を引き継いだ玉城デニーさんが見事勝利しました。これ以上、新基地を沖縄に作らせないという沖縄県民の勝利です。

＊

千代田区労協から私も含めて３人が、沖縄県知事選挙応援のため９月 17 日から４日間、現地に派遣されました（実際に活動したのは 18，19 の 2 日間）。ホテルに着くと同時に、かつて私と同じ民放労連で活躍した元沖縄ラジオの工藤幸雄氏に連絡し、現地の生の状況、活動時の心得など教えてもらいました。

18 日、９時「オール沖縄統一連」事務所に集合。参加者は 50 名ほどで名簿を見ると、全国各地からの名前が連なっており、神奈川からの参加者が目立ちました。行動の指示をするのは瀬長カズオさん。この人は瀬長亀次郎のお孫さんでした。瀬長亀次郎さんは「一握りの砂、一坪の土地もアメリカのものでない」と発言し、「米軍が最も恐れた男その名は、カメジロー」と言われる米軍と戦った伝説の人です。

18 日はビラ入れ。わたしたちの担当地域は宜野湾市の「大謝名５丁目」ほか。わたしのビラ入れの作法は店など戸が開くところは開ける、ビラの意図を伝えお願いする。出会う人にもなるべく声を掛ける。反応は良い「ご苦労様」「デニーさんよく知っている」などなど。行動時間は 10 時～12 時、14 時～16 時「暑い、特に直射日光が強いので無理しない」の指示。参加者は高齢者が多いので心遣いがうれしい。

19 日はノボリ旗、プラカードをかざしてスタンディング＆ウオーキング。那覇市の「おもろ町」一帯を練り歩く。この辺りは返還された元米軍基地だといいます。「デニーさんをよろしく」と声を張り上げる（写真）。

若者がわたしに声を掛けてきました。「デニーさんに入れますが、基地の事ばかりでなく、経済の事、子育てのことなど訴えたら」と言う。わたしは沖縄に来て、米軍基地の広大さ（車での移動時、渋滞にイライラ、その横の米軍基地のなんと広いことか）に驚き、米軍の特権的な存在を改めて目の当たりにし、これらが大きく沖縄の経済に影を落としていると感じました。沖縄の若者にそのことを教えられました。

好評だったのは、事前に千代田区労協から送ってもらった（山梨県の）ブドウ。持参した事務所で、応援に駆け付けた全国からの仲間に振る舞われました。これは美味しかった。最後に、この応援のためにカンパに協力くださった多くの皆様に改めてお礼申し上げ、その一人一人の顔を浮かべながら厚く感謝し「18 沖縄県知事選挙勝利」を喜び合いたいと思います。

（真相を広める会・事務局は、松島さんら３人の沖縄知事選応援派遣に、カンパで協力しました）

西岡力氏の植村記者「記事捏造」攻撃の言い分崩壊

9.5植村裁判東京訴訟第13回口頭弁論

植村さんを「捏造記者」と攻撃する方が捏造をしていた――。植村隆・元朝日新聞記者が西岡力氏と文藝春秋社を名誉毀損で訴えた東京訴訟第 13 回口頭弁論は、9 月 5 日 10 時 20 から 17 時まで、東京地裁 103 号法廷で開かれた。傍聴席は抽選かなと思ったがなし。札幌訴訟が毎回抽選になるというのに、ちょっと気になった。午前は被告側の竹中明洋・元週刊文春契約記者、午後は植村隆・元朝日新聞記者と被告側の西岡力・麗澤大学客員教授のそれぞれ尋問が行われた。

原告側の吉村功志弁護士は、竹中証人に対して、週刊文春掲載の「“慰安婦報道” 朝日新聞記者がお嬢様女子大教授に」記事で、「朝日新聞関係者の談話」として、植村さんが言っていないことを書いたことの矛盾などを追及した。竹中証人は、答弁に詰まると「記憶にない」を連発し、傍聴席から失笑を買った。

午後の尋問の最初は植村隆さん。主尋問では、永田亮弁護士の質問に答えて、不当な捏造攻撃を受けた後、本人、家族、大学への脅迫やいやがらせの実態を証言し、「私の生活はずたずたにされ、私の夢は断たれたままだ」と強調した。

最後に裁判官席に向かって「私は捏造記者ではありません。私は当時、被害者やその支援者団体の人々から聞き取った話を正確に記事にしたに過ぎません。裁判所に提出した証拠資料を精査していただければ、私が捏造記者ではない、ということは明らかだろうと思います。私にかけられた不当なレッテルをはがしてください。そのような判決を望みます」と主張した。

注目したのは、植村さんに対して「捏造」攻撃をしている中心人物の西岡力氏の証言だ。反対尋問した穂積剛弁護士は、西岡氏がこれまで著書や雑誌に書いたコメントを徹底調査した上で、その矛盾を質した。

植村さんが 1991 年に韓国で初めて元慰安婦として名乗り出た金学順さんについて書いた記事で、西岡氏は①「女子挺身隊の名で戦場に連行され」という本人が述べていない経歴を加えた②本人が述べた「親に 40 円でキーセンに売られた」という経歴を書かなかった、などを理由に「ねつ造」と主張。論拠として、同年 8 月の韓国紙ハンギョレ新聞の記事や同 12 月に日本政府を提訴した際の訴状で、金さん本人が「親に身売りされて慰安婦になった」と述べていると指摘していた。

ところが法廷の尋問で、金さんの訴状にも、韓国紙の記事にも、西岡氏が書いたような記述はないことが明らかになった。それどころか、金さんの記者会見を報じた韓国各紙によると、金さんは自らを「挺身隊」

報告集会で決意を表明した植村隆さん。下は植村裁判勝利の意義を語った右から新崎盛吾さん、崔善愛さん、香山リカさん

だったと話していた。また、会見を伝えたニュース映像で、本人が「強制的に引っ張っていかれた」と述べていたことが確認された。

さらに、証人の著書「よくわかる慰安婦問題」で、韓国のハンギョレ新聞記事が書いていないことを追加して引用した事実を指摘したが、西岡氏の答弁はしどろもどろ。植村さんを「捏造記者」と攻撃している方が「捏造していた」のだ。（一部、植村裁判を支える市民の会ホームページから引用）

「勝利までさらに支援を」報告集会で確認

口頭弁論後、日本プレスセンターで開かれた報告集会では、精神科医の香山リカさん、ピアニストの崔善愛さん、共同通信記者の新崎盛吾さんが、「慰安婦報道の真実とは」と題して問題提起。さらに神原元、永田亮、穂積剛の各弁護士が、全力をあげて今日の証人尋問に臨んだことを述べ、札幌訴訟弁護団の小野寺信勝、渡辺達生両弁護士が、植村裁判に勝利することの大切さを訴えた。

原告弁護団は、さらに 2 人の証人を申請したが却下され、11 月 28 日 14 時からの口頭弁論で結審となる予定。これに先立ち、札幌訴訟は 11 月 9 日に判決が言い渡される。

札幌・東京訴訟とも勝利を目指して引き続き注目し、支援していきたい。　　（水久保文明）

「安保条約・地位協定ある限り事故は再発する！」

館野鉄工所米軍機墜落事故から 54 年　オスプレイ配備を許すな

1964 年の東京オリンピック開催直前の 9 月 8 日、米海軍厚木基地を飛び立った米軍機が厚木基地北端右側の大和市にあった館野鉄工所に墜落した。館野正盛さんの長男、次男、三男、甥、従業員のうち 3 人が即死、2 人は救出されたが、病院で亡くなった。

事故から 54 年後の 9 月 8 日、10 時から神奈川県大和市の墜落跡地で行われた「館野鉄工所米軍機墜落事故慰霊祭」に参加した。

葬儀にきた基地司令官に泣いて訴える四男・義雄さんと館野さん（左から 2 人目）

事故当時の神奈川新聞の報道記事（上写真）を見直してみると、いかに残酷な事故であったかが分かる。基地司令官に抗議する館野正盛さんと、泣いて訴える四男・義雄さんは当時 12 歳。この日も参加した義雄さんは「兄たち 5 人の無残な死を繰り返させないために語り継いでいく」と声を詰まらせて訴えた＝写真。

館野正盛さんは 2004 年 6 月 17 日、88 歳で亡くなったが、この事故を風化させない行動が続けられている。2014 年には「館野鉄工所墜落事故 50 周年慰霊実行委員会」が結成され、同年 9 月 13 日に慰霊祭を開催。以後、「館野鉄工所墜落事故慰霊実行委員会」主催で墜落事故現地での慰霊祭を継続している。

上＝1989 年 9 月 3 日、墜落事故 25 周年で行った大和市内デモ。先頭右から二人目が館野正盛さん。下＝館野鉄工所跡にある慰霊碑を囲んで行われた 54 年目の慰霊祭。

墜落現場は現在、国有地となっているため、慰霊碑の土地代を国に支払っているが、同実行委員会は 50 周年を機に、同現場を記念公園にする運動を起こしている。国側は「大和市から使用をもとめられれば前向きに検討する」と表明しているので、大木哲大和市長に 14000 人の署名を提出して運動を継続している。

安倍政権はいま、5 兆円を超える防衛予算の下で、米国製高額武器を買い、石垣島等へ自衛隊を配備し、さらには、米軍のオスプレイ配備を容認し、沖縄辺野古への米軍基地建設を強行している。54 年前と何も変わっていない。いや安倍政権はもっと質が悪い。

館野さんは亡くなるまで「安保条約・地位協定をなくさない限り事故は必ず起こる」と言い続け、防衛庁への抗議では怒りを込めて対決した。一方、交流会などでは、中小企業の親父そのものだった。慰霊碑の前でそんな温顔を思い浮かべた。　　（福島　清）

従属・屈辱の根源〝日米地位協定〟

全面改定を要求すべきだ！

9月28日毎日新聞夕刊ワイドは、「『米軍の特権』いつまで」「全国知事会が抜本的見直し提言『主権』なき日米地位協定」を特集し、日米地位協定の問題点を的確に指摘している。10月1日、米軍は首都圏の横田基地に本土で初めてオスプレイ配備を強行する。立川市民の一人として、無関心ではいられない。

特集はこう指摘している。

「日本は米軍機の訓練を制限する権限がなく、事故を捜索する権利も行使しないという。なぜなら日米安保条約に基づいて在日米軍の特権を認めた日米地位協定があるからだ」、「今年8月、全国知事会が政府や在日米国大使館に、日米地位協定の抜本的見直し求める提言を提出したのだ。……知事会を動かしたのは、当時の翁長雄志沖縄県知事の下で行った第二次世界大戦敗戦国のドイツとイタリアが、米軍と結んだ地位協定の現状をまとめた報告だった」

として「日本、ドイツ、イタリア3国の地位協定関連条文の比較調査」結果を一覧表にしている。そこには、駐留米軍に対して日本は国内法が原則不適用だが、ドイツとイタリアは原則適用されているとある。ドイツとイタリアも日本と同様だったが、冷戦終了後、ドイツは93年、イタリアは95年に大幅な改定を実現しているのだ。日本だって、国内法を適用させれば、オスプレイ飛行は即座に阻止できるのだ。

国土も空もアメリカ軍に奪われていることを屈辱と感じない安倍自公政府って、いったい何なんだ。植村さんに対して、日本を貶める記事を捏造したと攻撃しているいわゆる右翼と呼ばれる連中は、これだけ日本の主権が踏みにじられているのに、一言も言わないのは何故なのか。攻撃する相手を間違えていないか。

オスプレイ配備強行に断固抗議すること、そのために行動することは極めて当然だ。しかし同時に夕刊ワイドが指摘するように、さらに日弁連が2014年に「日米地位協定の改定を求めて」と題した提言にあるように、翁長沖縄県知事の調査報告にあるように、大手を振ってのさばる米軍基地とオスプレイ配備強行の根底にある対米従属、いや屈辱の根源にある日米地位協定の全面的改定を、いまこそ日本政府に断固要求する行動が必要ではないか。　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉗

応召・服役・消息不明

元夜学生・丸山　護

丸山は、日中戦争による徴兵で、1939年8月に札幌近郊に駐屯の連隊（陸軍）に入隊し、中国北部で転戦のあと、41年5月に除隊。この間、面会に来た友人や休暇中に訪ねたレーン夫妻に応召時の経緯や入隊先の様子、隊の移動などを話したことが軍機保護法違反だとされ、41年12月27日に検挙、翌42年12月に懲役2年の有罪判決を受け、控訴せず服役した。

夜学生だった丸山護は、戦時下であってもレーン夫妻に英語を学ぼうとしたのだ

丸山は、判決時29歳。レーン夫妻とは、夜学生だった21歳の頃、中学（旧制）への編入を目指し、英語の手ほどきを受けたのが機縁だった。だが分っているのはこれだけで、服役した刑務所、出所後の所在、戦後の動静、一切の消息が不明となっている。夫妻に話したとされる内容は、判決によっても応召の外形に止まっており、高度の軍事機密からは程遠い。その実態と共に、一人の人生が闇に封じ込められている。

♦　♦　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部＝冤罪の真相、第2部＝冤罪事実の条条検証　資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引（別冊）

申し込みはFAX・メールで本会事務局まで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 28 号　2018 年 12 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

止めよう！憲法発議

11.3 国会前大行動
18,000 人が結集

「愚公、山を動かす」――中国の故事です。自宅の前にある邪魔な山を何とか動かそうと、削り始めた様子をみて笑った人がいました。愚公は「わが代より始めて、子の代にも孫の代にも続けてやれば、いつか山を動かすことができる」と語ったと言います。

「困難に見えても粘り強く動けば、いつかは目標を達することができる」の譬えです。

＊

憲法が危機に瀕し、暴走政治が止まらない安倍内閣に抗議する「11.3 国会前行動」に 18,000 人が集まりました。

改憲発議を止めることと安倍内閣を倒すことは同意語です。愚公が山を動かしたように、私たちも安倍内閣を倒すまで、断じて諦めません。　（水久保文明）

北大ＯＢ・会員の山口幸夫さんと伊藤陽一さん（左）。撮影は泉定明さん

東京訴訟結審、判決は3月20日11:00

植村隆さん、気迫をこめて「正義が実現する判決を」と最終陳述（2.3 面に全文）

植村裁判札幌訴訟、不当判決！

植村裁判を支える市民会の声明は3面

植村隆さん、気迫を込めて最終陳述

11 月 28 日
第 14 回口頭弁論

1　断たれた夢

「私の書いた慰安婦問題の記事が、捏造でないことを説明させてください」――。いまから、4 年 10 カ月ほど前の 2014 年 2 月 5 日、神戸松蔭女子学院大学の当局者 3 人に向かって、私はこう訴えました。

場所は神戸のホテルでした。

私は同大学に公募で採用され、その年の春から、専任教授として、マスメディア論などを担当することになっていました。テーブルの向かいに座った 3 人の前に、説明用の資料を置きました。しかし、誰も資料を手に取ろうとしませんでした。「説明はいらない。記事が正しいか、どうか問題ではない」というのです。

緊張した表情の 3 人は、こんなことを言いました。

「週刊文春の記事を見た人たちから『なぜ捏造記者を雇用するのか』 などという抗議が多数来ている」

「このまま4月に植村さんを受け入れられる状況でない」

要するに大学に就職するのを辞退してくれないか、という相談でした。採用した教員である私の話をなぜ聞いてくれないのか。怒りと悲しみが、交錯しました。面接の後、「70 歳まで働けますよ」と言っていた大学側が、180 度態度を変えていました。

その週刊文春の記事とは、1 月 30 日に発売された同誌 2014 年 2 月 6 日号の「“慰安婦捏造”朝日新聞記者がお嬢様女子大教授に」のことです。その記事が出てから、大学側に抗議電話、抗議メールなどが毎日数十本来ているという説明でした。私は、この週刊文春の記事が出たことで、大学当局者に呼び出されたのです。当局者によれば、産経新聞にもこの文春の記事が紹介され、さらに拡散しているとのことでした。私の記事が真実かどうかも確かめず、教授職の辞退を求める大学側に、失望しました。結局、私は同大学への転職をあきらめるしかありませんでした。

この週刊文春の記事で、日本の大学教授として若者たちを教育したいという私の夢は実現を目前にして、打ち砕かれました。そして、激しい「植村捏造バッシング」が巻きおこったのです。「慰安婦捏造の元朝日記者」「反日捏造工作員」「売国奴」「日本の敵　植村家　死ね」など、ネットに無数の誹謗中傷、脅し文句を書き込まれました。自宅の電話や携帯電話にかかってくる嫌がらせの電話に怯え、週刊誌記者たちによるプライバシー侵害にもさらされました。私自身への殺害予告だけでなく、「娘を殺す」という脅迫状まで送られてきました。殺害予告をした犯人は捕まっておらず、恐怖は続いています。いまでも札幌の自宅に戻ると、郵便配達のピンポンの音にもビクビクしてしまいます。週刊文春の記事によって、私たち家族が自由に平和に暮らす権利を奪われたのです。そして、家族はバラバラの生活を余儀なくされました。私は日本の大学での職を失い、一年契約の客員教授として韓国で働いています。

2　激しいバッシングの中で

神戸松蔭との契約が解消になった後、週刊文春は、私が札幌の北星学園大学の非常勤講師をしていることについても、書き立てました。このため、北星にも、植村をやめさせないなら爆破するとか学生を殺すなどという脅迫状が来たり、抗議の電話やメールが殺到したりしました。このため、北星は 2 年間で約 5 千万円の警備関連費用を使うことを強いられました。学生たちや教職員も深い精神的な苦痛を受けました。北星も「植村捏造バッシング」の被害者になったのです。

私を「捏造記者」と決めつけた週刊文春記者の竹中明洋氏、そして週刊文春の記事に「捏造記事と言っても過言ではありません」とのコメントを出した西岡力氏の 2 人が今年 9 月 5 日の尋問に出廷しました。神戸松蔭に対し電話で、私の「捏造」を強調した竹中氏は、「記憶にありません」と詳細な回答を避けました。本人尋問では、西岡氏が私の記事を「捏造」とした、その根拠の記述に間違いがあったことが明らかになりました。 また、西岡氏自身が自著の中で、証拠を改ざんしていたことも判明しました。それこそ、 捏造ではありませんか。

「捏造」と言われることは、ジャーナリストにとって「死刑判決」を意味します。人に「死刑判決」を言い渡しておいて、その責任を回避する 2 人の姿勢には強い憤りを感じています。

「植村捏造バッシング」には、当時高校 2 年生だった私の娘も巻き込まれました。ネットに名前や高校名、顔写真がさらされました。「売国奴の血が入った汚れた女。生きる価値もない」「こいつの父親のせいでどれだけの日本人が苦労したことか。(中略)自殺するまで追い込むしかない」などと書き込まれました。娘への人権侵害を調査するため、女性弁護士が娘から聞き取りをした時、私に心配かけまいと我慢していた娘がポロポロと大粒の涙を流し、しばらく止まりませんでした。私は胸が張り裂ける思いでした。

3　裁判官の皆様へ

「植村程造バッシング」の扇動者である西岡力氏と週刊文春に対する裁判がきょう、結審します。慰安婦

問題の専門家を自称して様々な媒体で、「捏造記事」だと繰り返し決め付けてきた西岡氏と、週刊誌として日本最大の発行部数を誇る週刊文春がもし、免責されるなら、「植村捏造パッシング」はなぜ起きたのかわからなくなります。「植村捏造パッシング」は幻だった、ということになります。しかし「植村捏造バッシング」は幻ではなく、様々な被害をもたらした巨大な言論弾圧・人権侵害事件なのです。

私は 1991 年に当時のほかの日本の新聞記者が書いた記事と同じような記事を書いただけです。それなのに、二十数年後に私だけ、「捏造記者」とバッシングされるのは、明らかにおかしいことです。こんな「植村捏造バッシング」 が許されるなら、記者たちは萎縮し、自由に記事を書くことができなくなります。こんな目にあう記者は私で終わりにして欲しい。そんな思いで私は、「捏造記者」でないことを訴え続けてきました。「植村捏造バッシング」を見過ごしたら、日本の言論の自由は守られないと立ち上がってくれた弁護団の皆さん、市民の皆さん、ジャーナリストの皆さんたちの支えがあって、ここまで裁判を続けて来られました。

裁判長におかれては、弁護団が積み重ねてきた「植村が捏造記事を書いていない」という事実の一つ一つを詳細に見ていただき、私の名誉が回復し、言論の自由が守られ、正義が実現するような判決を出していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上

不当判決に断固抗議！

植村裁判札幌訴訟不当判決に対する「植村裁判を支える市民の会」声明

植村隆氏が名誉回復を求めた今回の訴訟に対する、札幌地裁の判決は、櫻井氏がジャーナリストとして果たすべき取材活動の杜撰さを考慮しておらず、まったく不当である。

植村氏ばかりか私たち市民を深く深く失望させた。執拗な攻撃にひるまず声をあげた植村氏の勇気と、全力で応えた弁護団の周到かつ緻密な弁論、それらを見守り続けた市民の支援を理解しなかった裁判官諸氏は真実を誤ったばかりか、良識ある市民を裏切った。

植村氏に対するいわれのないバッシングが始まって５年、提訴から３年余が過ぎた。結審まで１２回を数えた口頭弁論は傍聴の希望者が多く、わずか１回をのぞいて抽選となり、時には４倍近い倍率になった。市民の関心の大きさと深まりを、裁判官たちはどのように理解していたのだろうか。

植村氏支援を通じて市民が示したことは、二つに集約される。一つは市民の健全な良識だ。日本軍は戦時中、朝鮮などの女性たちを慰安婦にして繰り返し凌辱する、非人道的な行為を行った。この歴史的事実を直視し、日本がまずなすべきことは被害者に届く謝罪ではないか、という人間としての良識に立つ正義感である。歴史的事実をゆがめようとする櫻井よしこ氏らの歴史修正主義が、実際は誤った事実認識にもとづくものであることを市民は明確に認識し、「ノー」をつきつけていたのだ。歴史教科書から慰安婦記述を除外し、「あるものをなかったこと」にしようとする昨今の流れに対する憤りが渦巻いていた。

いま一つは、民主主義への希求である。正確な事実の報道と、それに基づいた人々の健全な判断があってこそ民主主義はよりよく機能する。事実を伝えてきた報道を、櫻井氏のように確たる裏付けもなく「捏造」呼ばわりし、記者を社会から葬ろうとする動きを、市民は“論評”に名を借りた無法と捉えた。それは森友・加計問題を「嘘とごまかし」で乗り切ろうとする安倍政権に対する市民の危機感とも通じるものがある。

こうした植村訴訟支援に込めた市民の正当な願いを、札幌地裁の裁判官は認識できなかったというわけだ。今回の判決は、植村氏が求めた名誉回復の希望を打ち砕いたばかりでない。家族の生命の安全をも脅かすネット世界の無法者たちを認めたことになる。日本軍の慰安婦にされた被害者をあらためて冒涜してしまった。民主主義における正当な報道のあり方をも著しくゆがめかねないと危惧する。

あらためて今回の不当判決を満腔の怒りを込めて糾弾する。そして、来る控訴審では、市民の良識に立つ正義の旗のもとに、植村氏、弁護団とともにこれまで以上の力を結集して闘うことを誓う。

2018 年 11 月９日

植村裁判を支える市民の会　共同代表

上田文雄（前札幌市長、弁護士）小野有五(北海道大学名誉教授)）神沼公三郎(北海道大学名誉教授) 香山リカ(精神科医、立教大学教授) 北岡和義(ジャーナリスト) 崔善愛(ピアニスト) 結城洋一郎(小樽商科大学名誉教授)

勝利まで断固支援を続ける！

本会は植村裁判東京・札幌の両訴訟を支援してきた。この日の判決言い渡しは傍聴はできなかったが、報告集会で弁護団と植村さんの決意を聞いた。

控訴審での勝利を目指して、支援する仲間たちとともに、植村さんに対する「捏造記者」攻撃を跳ね返すために支援を継続していく決意を固めている。

（根岸正和）

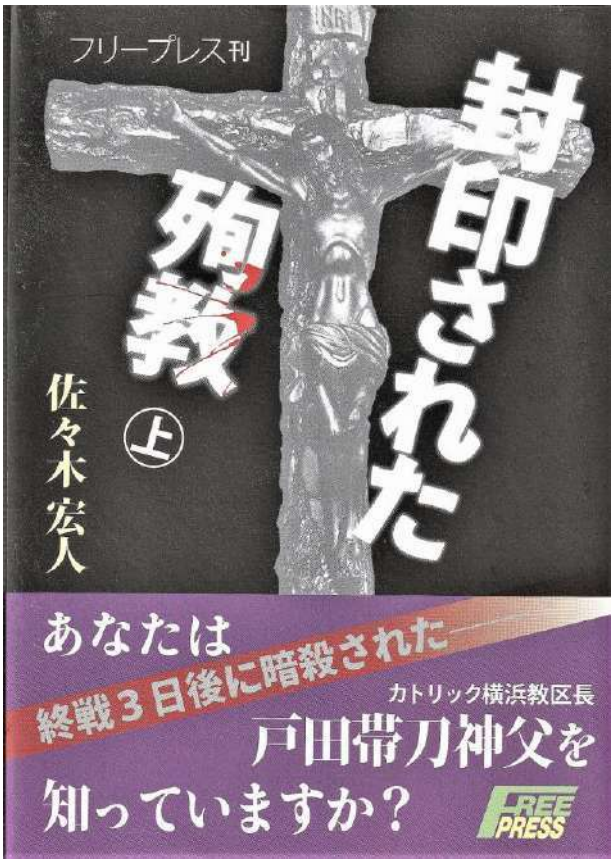

佐々木宏人さん（北海道釧路市 1941 年生、毎日新聞 OB）が、上記の著書を上梓しました。上下２巻、約 900 ㌻に佐々木さんの執念が込められています。佐々木さんは「真相を広める会」発足時から、集会などに参加して宮澤・レーンスパイ冤罪事件との関連について徹底取材されてきました。次のような本書紹介メールをいただきました。（福島　清）

＊

この事件は、レーン宮沢事件とも関係性があるといわれております。その事件後の３ヵ月後に戸田師は当時、カトリック札幌教区長で、軍刑法違反で逮捕されました。その背景には当時のカトリック札幌教区が、残されたレーン夫妻の双子の子供、病気の父親の面倒を見たことが特高、憲兵隊の忌諱に触れたことがあるといわれています。この辺についてかなり書き込んでいます。

戦前の治安維持法の共産党などの弾圧はよく知られているのですが、宗教関係のことについては、ほとんど知られていません。自民党の憲法改正草案などには、戦前の帝国憲法と同じ様な信教の自由を脅かす条文があります。その辺の危機感が取材、連載の原動力になったと思います。

上巻の第３章の札幌での戸田教区長の逮捕事件の所を読んで欲しいと思います。あの暗い時代を再現しかねない、現在の政治状況に危機感を持っています。

★発行／フリープレス、発売／星雲社
　上下とも 2000 円（＋税）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉘

消息埋もれたいま一人

北大工学部助手・渡邊勝平

渡邊は、判決文によると、偶然知得した軍の動静８件をレーン夫妻に漏泄したとして、軍機保護法の漏泄罪に問われ懲役２年の宣告を受け（1942 年 12 月 18 日）、上訴権放棄して服役している。動静といっても丸山護の場合と同じく移動の外形をなぞる程度のもので、法が罰則をもって禁じる「軍事上の秘密」には当たらない。うち２件は丸山護の件と裏表で重なっている。

渡邊勝平に対する判決文

渡邊は、本籍山口県で東京育ち。判決時 26 歳。旧制私立中学を卒業後、実兄を頼って札幌に転じ、かねて実母の知合いでもあったレーン夫妻宅に一時寄留もしている。この縁で就職の面倒もみてもらい、北大工学部で助手の仕事を得た。人当たり優しく、丸山らの出征見送りや面会にいったことが特高の狙い目となり仇となった。丸山同様、服役した刑務所、出所後の所在、戦後の動静、一切の消息が不明になっている。

◆　　◆　　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】11 月 21 日、「平和・くらし・環境　八王子学術文化の会」主催の「近代社会運動の歴史を訪ねる～南多摩秋の旅」に参加。法政大学大原社会問題研究所には今年生誕 200 年となるマルクスの日本にはたった４冊しかないサインつき「資本論」初版があり、その写しが展示されていた。伊藤陽一さんが 10 年所長を務めた日本統計研究所には国勢調査資料などがいっぱい。公文書や障がい者雇用データなどを平気で改竄する安倍政権と忖度官僚たちは、歴史とデータの大切さを真剣に学び直せと言いたい。（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 29 号　2019 年 1 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

総がかり行動、断固継続

12 月 19 日、国会議員会館前行動には、2800 人が結集した

昨年末、藝大の「芸術と憲法を考える連続講座」で DVD「レーン・宮澤事件　もう一つの 12 月 8 日」を見た。何度も見たが、最後のシーンに改めて慄然とした。

防衛大学生が行進するカラー映像と 1943 年 10 月 21 日の明治神宮外苑競技場でぬかるみの中を行使する出陣学徒の分列行進のモノクロ映像が重なる中、「いま日本は大きな曲がり角にきている」との文字が浮かび上がる。この DVD が制作されたのは 1993 年。「曲がり角」に立ち続けて 25 年が経過したいま、空母を持ち今後５年間で 27 兆 4700 億円となる「防衛計画の大綱」が現出した。

秘密保護法（2013）集団的自衛権行使閣議決定(2014)戦争法（2015）共謀罪法(2017)と弾圧体制も強行された。曲がり角どころではない。中国・北朝鮮の脅威を声高に煽り正当化しようとする安倍政権は、間違いなく〝かつて辿った道〟へ国民を引きずり込もうとしている。

だが、昨年 6 月 23 日、沖縄慰霊の日。中学生・相良倫子さんは「もう二度と過去を未来にしないこと」と澄んだ声で宣言した。沖縄県民は玉城デニー知事を闘い取った。

2019 年、「あきらめない！」を再確認し、安倍政権打倒へと、さらに声を上げ、行動を続けたい。　（福島　清）

宮澤弘幸　顕彰・追悼墓参ご案内

２月２２日は、宮澤弘幸の命日、七十三回忌です。再び国民を〝戦争への道〟へと引きずり込もうとしている安倍政権の暴走を阻止する決意を新たにしましょう。

２月２２日（金）午後１時～２時　新宿・常圓寺

＊真相を広める会事務局員が、のぼりを持って待機し、ご案内します。

****

「宮澤・レーン事件から学ぶ集まり」

主宰者:
北大・戦後世代をつなぐ卒業生の会

毎年宮澤弘幸さんの命日に、菩提寺・西新宿常圓寺に集まり集いをしています。自由が冤罪で奪われた事件の事実と背景を学び、「自由と平和」を求め続ける運動だということを話し合いましょう。
お誘いあわせの上ぜひご参加ください。

▼とき　２月 22 日（木）１３：３０～
▼会場／新宿・常圓寺祖師堂地下ホール（新宿区西新宿 7-12-5　Tel 03-3371-1797）
＜講演会の部＞　13 時 30 分より　　参加費 1000 円
（１）荻野富士夫氏（元小樽商大教授）
日本近代史著書に「特高警察」「思想検事」等人権・自由侵害に関する著書多い）
（２）ＤＶＤ上映「レーン・宮澤事件　もうひとつの 12 月 8 日」（予定）
（３）出席者有志発言
＜懇親情報交流会＞　会費 3000 円　同会場で

問い合わせ　村瀬 090-4947-5393、泉 090-4534-1375、向山 090-4675-5483

東京藝大「芸術と憲法を考える連続講座」 第 12 回

山と語学を愛した大学生はなぜ逮捕され命を奪われねばならなかったのか？

「自由と平和のための東京藝術大学有志の会」主催の「芸術と憲法を考える連続講座・第 12 回」は、「山と語学を愛した大学生はなぜ逮捕され命を奪われねばならなかったのか？」のテーマで、12 月６日、上野キャンパス内教室で開催され、芸大学生らを含む約 160 人が参加して行われた。

DVD「レーン・宮澤事件　もうひとつの 12 月 8 日」を見た後、山野井孝有・本会元代表に、川嶋均さん（東京藝大非常勤講師・「有志の会」代表）が質問する形で進行。山野井さんは、宮澤さんがスパイ冤罪事件で弾圧されたことを知った経過から、現在もなお「スパイの妹」としてアメリカに住む秋間美江子さんが抱いている苦しみを紹介した。最後に山田健太さん（専修大学教授）は「かつてはメディアと市民とが連帯していた。しかし 2000 年代になって、メディアと市民が敵対する事態になっている。だがメディアと市民が真に連帯すれば事態を変えることができる」と警鐘を鳴らし、今後の課題を提起した。

主催者の川嶋さんは、東京藝大学生を含むこの事件を知らない人を前提に、詳細な資料と写真などをスライドにして説明した。ともすれば風化する弾圧事件に対して、被害者が学生であったことに注目して、こうした講座を開催した視点と努力を讃えたいと思う。

（福島　清）

反原発官邸前行動に参加しながら思う

伊藤　陽一（法政大学名誉教授）

■反原発コールと国会審議の空洞化

「原発なくても電気は足りてる」、「地震の国に原発いらない」、「すべての原発再稼働反対」、「大間原発建設反対」、「老朽原発もう動かすな」、「東海第二再稼働反対」、「原発やめて被災者守れ」、「原発やめてふるさと返せ」、「原発売るな、どこにも売るな」、「原発輸出はもうアキラメロ」、「すべての原発直ちに廃炉」、「核燃サイクルもうあきらめろ」、「小型原発開発反対」、「再生エネで原発ゼロに」……。

毎週金曜日夜、ぐみ(茱萸)坂の首相官邸前と歩道、国会正門前の反原発抗議集会、斜め向いの「希望のエリア」でのコールである。

安倍政治の下では、戦争法「強行」成立をはじめ、国会での野党の質疑時間を制限し、関係資料があるのに無いといい、資料が「発見」されても公開せず議員に筆写させ、捏造・偽造が横行している。具体的内容を示さない「法案」を成立させて、内容は内閣・関係省庁が後に定める、という。国会で「ご飯論法」でまともには答弁しない。

民主主義の基本をなす三権のうちの「立法」府の機能制限・空洞化である。従来ありえなかった事態が進み、憲法改悪が狙われている。

■危険な原発への膨大な国費の投入・浪費にストップを―原発ゼロを

これと並行して、エネルギーでの原発固執が継続している。今や、日本の政策は世界に比べて「周回遅れ」になり、この分野の革新がサボられ、何兆、何十兆円という巨額の国費が空しく浪費されている。原発ゼロが望ましいことは、今や多くの国民に明らかになっている。

●原発が無くても電気は足りている。●地震・火山等自然災害が多発する地理・地層を持つ日本での原発稼働は危険である。●原発システムの安全は電力会社も原子力規制委員会も保証できない。●「安全神話」を流布・宣伝されて福島事故が起きた。東電幹部や原発推進者たちは自分に責任はなかったという。そして再び「安全神話」が学校教科書他で広められている。

●原発建設から稼働、そして廃炉に至る過程全体のコストは巨額極まりない。●安倍首相は原発輸出を成長戦略の１つにしたが、危険とコスト高で失敗・総崩れ状態だ。●東電福島事故と放射線物質の散布による経

夜空の下、ライトでアピール（12 月 14 日）

済社会・国民生活への打撃、特に被災住民・労働者の精神的・身体的・経済的労苦は果てしない。しかも補償が不十分な中、東京オリンピックでの「復興」宣伝をめざし被災者・被害者の「切り捨て」を進めている。

●環境-山林・住宅地、河川、海洋、動植物の汚染も限りない。●使用済み核燃料、プルトニウム、高濃度核汚染廃棄物、除染廃棄物等の中間・最終処分は未解決のままだ。万年、数十万年かかる大作業である。●原発をストップさせても、自然(再生)エネルギーで十分代替・転換できること、コスト低下になることは、世界と日本の現実の動向が明らかにしている。

●原発推進勢力は原発をベースにおいて、自然エネルギーの拡大を抑制・妨害している。●危険で、将来的に展望のない原発をゼロにすべきである。●ごく少数の原発推進勢力（政府・電力会社・原発メーカー・原発関連「有識者」）は、自らの狭い利益に固執して、日本をエネルギー後進国に陥れている。

●与党は、原発推進の是非に関する国会での論議を避けようとして、野党４党と無所属の会が 2018 年３月９日に提出した「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」（略称：原発ゼロ法案）に関する委員会開催に応じていない。　（4面へつづく）

12 月 28 日の今年最後の金曜日行動には、350 人が結集し、官邸前と国会議事堂前で「原発いらない」と訴えた。(4，5面の写真も同じ)

（3面からつづく）

●原発ゼロ法案は前文でいう。「……原発廃止・エネルギー転換の実現は、未来への希望である。原発廃止・エネルギー転換を実現することにより、環境と調和のとれた新しい経済社会を創造するとともに、そのために創出される新技術を通じて原子力発電所のない世界の実現に貢献することができる。さらに、原発廃止・エネルギー転換の実現による脱炭素化の促進は、地球規模の緊要な課題である気候変動の問題の解決に資するものとなる」

■首都圏反原発連合（反原連）の官邸前抗議の継続を願って

毎金曜夜の官邸前行動を主催している反原連によれば、2017 年、金曜日行動の人数減と運営費不足に対応して、献金募集キャンペーンをしたところ、4 か月間で 1000 万円の献金があり 2019 年いっぱい、あるいは 2020 年 3 月までは現在の形態を継続することにした。

2020 年 4 月以降について、継続、縮小、停止の検討に入るので、18 年 11 月末締め切りでアンケートを募ったという。12 月に反原連のサイトには、386 人からの解答があったこと、これらを考慮しながら 2019 年 1 月を目途に、方針を考える旨が掲示されている。

私は、大学の経済学部ゼミの同期の友人と 2 人で 2012 年の日比谷野音での反原発集会に参加して、同じゼミの6期下と 9 期下の 2 人と出会い、以後 4 人グループで、官邸前抗議や様々の国会正門前・議員会館前・日比谷野音・代々木公園等の集会に参加してきた。官邸前抗議では 12 月 28 日の主催者 320 回目に、グループの誰かの参加は 293 回目、私個人は、224 回目（その他八王子に 10 回、道庁横に 2 回）を数えている。

反原連のアンケートに際して、官邸前抗議の意義を以下のように記し提出した。

①官邸前あるいは国会議事堂周囲に、市民・労働者による抗議と自由な発言の空間を作った。反原連の行動が弱まると、都の迷惑条例の発動等が危ぶまれる。

②官邸・議員会館の議員・秘書たちに、市民たちは勝つまで、少人数になっても、抗議し続ける姿勢を示し続けて、悪法の採択・施行を許さず、反・脱原発の議員たちを激励している。

③毎週の官邸前抗議は、日本と世界の反原発・脱原発の「聖地」の意味を持つ。

⑴コールの内容が、全国および他国の反原発をアピールしている。

⑵毎金曜日夜の抗議行動は、例えば八王子（金八デモ）や北海道庁横など全国各地で行われて、また月 1

回等の行動もある。官邸前抗議は、これら全国の運動と相互に連携し、激励しあい心の拠りどころにもなっている。

⑶全国の原発関連地域の活動者・住民、福島の住民・避難者が現状や意見をアピールする場になっている。

⑷関係・関心を持つ他国の反原発市民が、来日して気軽に参加し意見を語れる場である。

⑸経産省、規制委員会、東電、原電前や再稼働や建設現場等での抗議活動や、代々木公園・日比谷野音、国会正門前集会、そして裁判闘争がともに重要であるが、官邸前・国会正門前抗議が継続されていることで、反原発運動の強さを世の中に示すことになる。官邸前抗議の継続を欠いてしまうと諸抗議行動が弱く映りかねない。

④規制委員会と特に司法の堕落で、再稼働原発数が増え、原発推進勢力による「再・安全神話」宣伝はますます強化されている。しかし、国民・市民は、電力不足・安全神話・コスト安・クリーンなどのデマを見破り、再生エネの推奨・育成を当然視するようになった。反・脱原発運動が手をぬかない限り、この世論は変わらず拡大するだろう。この世論形成の一角を反原連の熱心で執拗な官邸前抗議活動が担ってきたと自負するべきである。

人数が少なくなっても、しつこく抗議行動を継続しよう。沖縄にならって勝つまで継続しよう。大義は反・脱原発にある。毎週継続してきたこの行動は、反・脱原発運動の中でも、そして市民の抵抗運動としても、世界的にそして日本でも特筆されるものなのだ。

アンケートに答えた後に、さらに以下をつけ加えたいと考えた。『②⑹退庁する国家公務員や訪問者、そして必ず通過する観光バスのお客さんへアピールしている。観光バスからは手を振って返してくれる人がいる。⑥反原連は、2020 年 3 月までは現在の抗議形態を続けることが可能だと書いている。それなら 2020 年東京オリンピック時に、外国からのお客さんに対して、安倍首相によるオリンピック招請時の　“under control”　のウソ、「福島復興」の欺瞞をあばき、2 度の原爆投下と重大原発事故を経験した日本の市民は「世界のどこにも原発いらない」と考えていることをアピールすることにしてはどうか。』

もとより、主催者の官邸前と国会正門前の 2 カ所での設営（警視庁への毎回の届け出、舞台・マイク・拡声器・幟等の設営、警備（自己規制・反対団体からの危害の危険）・医療、文書配布・献金受付け）等々、寒さ、雨、酷暑の中で反原連のスタッフの職場後のご苦労は大変だし、オリンピック開催にかけて圧力は増すだろう。

「希望のエリア」の毎金曜の集会は 2018 年 12 月 28 日に終了した。この集会には多くの人が参加し多くの感謝が語られていた。反原連にもこれまでの活動の継続を感謝しなければならない。

私たち 4 人グループも 7 年を経て、60～70 歳がから 70～80 歳初めになり、常時 4 人参加は厳しくなった。しかし、私は、少なくとも東京オリンピック開催時に、そして原発ゼロ法案が国会で真摯に論議されて原発ゼロへの手がかりが見通されるまで、この反原連がこの抗議活動を継続することを期待し、できるだけの参加をめざしたいと考えている。

寒風吹く今年最後の 12 月 28 日金曜日行動。伊藤陽一さん（左）と千代田区労協代表として参加した水久保文明さん

本書発行の目的は、本書名にすべて顕れ、込められている。99 歳の日々を老人施設に暮らすノブさんは、著者の聞き取りに「戦争はしてはいけません―テレビを見ていると、今も外国では戦争をしています。ああ、何と言ったらいいのか……戦争は絶対にしてはいけません」と答え、締めくくっている。静かで、しかし已むに已まれぬ現状への不安が込められている。読む者は、このいのちの訴えにしっかりと応え、決して、このまま遺言にさせてはならない。

構成は、聞き取りに応じて、子供心にナイチンゲールに共感し戦場の看護婦になろうと決心した生立ち、理想を打ち砕く戦場看護の悲惨な現場、そして戦後の苦難までをまとめた前半と、ノブさんの現場証言に触発された著者が、従軍看護婦問題の全体像にまで目を広げ、埋もれた真実の掘起こしに努めた後半の二本立てになっている。

正直言って、読むのはきつい。傷病看護というよりは、死とまみれ、死後を処置する修羅、さらには従軍看護婦が従軍慰安婦にされ、従軍慰安婦が従軍看護婦にされる非条理、そして生死の戦場にあってなお存在する差別の理不尽。息を止め、目を開き直して読む覚悟が迫られる。

もの知らずして、「陸軍看護婦」という存在を初めて知った。日赤（日本赤十字社）の看護婦を対象とした従軍看護婦は知られているが、これとは別に陸軍が直接、個々の看護婦を引き込んで戦場の病院に配置していた。日赤看護婦を日看、軍直接を陸看と呼んで分け、同じ病院内でも病棟ごとに分け、仕事も待遇も分けていた。本書によると陸看に関する一切の公文書・記録が敗戦と共に破棄されているが、現場感覚では明らかに日看上位の格差があり、陸看はどさくさ紛れに数だけ揃え、消耗品の如く酷使されるの感があった。なにやら現代のなんとか法案の源流を見る思いがする。

重ねてノブさん、こうも言う。「戦争は二度としてはいけない。本当に何と言っていいか。人と人は国が違っても争いはない。国と国が戦争をするから大変な悲惨になる」――同じ言、たしか宮澤・レーン冤罪事件でも聞いた。普遍の警句として心しなければならない。＝自費出版　2018・12・10 刊

（おおすみひろんど）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉙

火を点けた手紙の主

宮澤弘幸の義弟・秋間浩

手紙は、問うた。なぜ宮澤だったのか？なぜ懲役 15 年だったのか？罠に嵌めたのは誰で何のため？――要約すれば、この３点が手紙の受け手・上田誠吉弁護士の潜在意欲に火を点けた。冤罪の標的選び、重罰の狙い、冤罪の動機と犯益。これは冤罪掘起こしの原点であると同時に、冤罪の本質を衝いている。結果からみても冤罪告発運動に欠かせない人、手紙だった。

ビデオ「レーン・宮澤事件　もうひとつの12月8日」から

秋間は、1925 年東京の生れ、47 年に旧制帝大時代の東大工学部を卒業し、文部省・郵政省での研究職を経て渡米、国境を超える研究者としての生涯を送っている。この間、縁あって宮澤弘幸の実妹と結婚、冤罪被害の苛酷を知るに及び、広く深く知ってもらうことによって「真の世界平和」に導く志を強くした。秋間の問うた３点は、いまなお完全に解明されたとは言えない。平和に生きる命の炎となって厳存している。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】亥年の今年は、暗黒時代に戻りかねない危険水域を越えようとしています。それは安倍改憲です。現在とは「過ぎ去った過去と来るべき未来の接点」を言います。その「現在」に生きる私たちは、未来の人たちへ「過った歴史を繰り返させてはならない」という大きな責任を負っています。青臭い高校生の頃、「戦争で殺されるより、戦争反対の運動で死にたい」と真剣に考えていました。それは今なお、私の思想となっています◆統一地方選挙と参議院選挙、いや、ダブル選挙が行われるかもしれない今年。沖縄県民の「諦めない」精神に学び、たたかい続けたい、そんな思いを強くしています。　　（水久保文明）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 30 号　2019 年 2 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

第 198 回通常国会が開会日の 1 月 28 日、正午から 13 時まで「1.28 国会開会日行動」が行われた。高田健・総がかり行動実行委共同代表は「私たちの闘いで安倍政権最後の国会にしよう。そのため今国会中は、連日行動も提起する」と決意と行動を提起した。参加者は 450 人と発表された。国民の怒りが反映しているとは言えないかもしれない。しかし怒りを行動へと断固継続する意志がある限り、闘いは終わらない。

「真相を広める会」事務局は、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』を引き起こした加害者と安倍政権が重なってきている事態を告発し、警鐘を鳴らす行動を今年も継続していく。

宮澤弘幸　顕彰・追悼墓参ご案内

2月22日（金）12：30～13：30

＊真相を広める会事務局員が、のぼりを持って待機し、ご案内します。

****

「宮澤・レーン事件を考える集い」

主催:北大・戦後世代をつなぐ卒業生の会

▼とき／2 月 22 日（金）13：30～　▼会場／新宿・常圓寺祖師堂地下ホール

＜講演会の部＞　13 時 30 分より。参加費 1000 円　①ＤＶＤ上映「レーン・宮澤事件　もうひとつの 12 月 8 日」②挨拶・報告③講演・荻野富士夫氏（元小樽商大教授）

＜懇親交流会＞　会費 3000 円　同会場で

問い合わせ　村瀬 090-4947-5393、泉 090-4534-1375、向山 090-4675-5483

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を訴える新たな資料を作成

2012 年暮発足の第二次安倍政権は、国民弾圧法制と憲法無視の戦争への道を強行してきた。そして今、憲法９条を完全否定する改悪への意図を隠していない。この時にあたり、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は国家権力による犯罪であることを再度明らかにして、秘密保護法から共謀罪法にいたる国民弾圧法制がいかに危険であるか、その廃止が憲法改悪阻止の一環であることを訴えていきたい。

この立場から、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の加害者が誰か、そして国家犯罪はどのようにして遂行されてきたかを明らかにするため、上記のタイトルで、パワーポイントによる資料を作成中である。2.22 墓参後、本会ホームページに全文を掲載する。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の加害者は、国家権力の総元締・旧内務省に集約される国家権力そのものである。その下で弾圧の猛威を振るったのが特高警察だった。そして組織的には独立の存在だった裁判所は、軍機保護法、国防保安法、戦時刑事特別法、戦時特別措置によって奪われた被告を、裁判の名において断罪する国家権力そのものに組み込まれたのである。

軍部隷従・国民弾圧に狂奔した道順はこうだった。

1930 年代に入り、「国益」「生命線（満蒙生命線）」という言葉が権力、及び御用知識人によって多用され、国民意識を軍部隷従・戦意高揚に誘導した。

1936 年ロンドン軍縮会議から脱退し無制限軍拡へ。2・26 事件を経て、軍・国家にとって不快な言動を反軍・反国家思潮と決めつけ国賊化へ誘導した。

1937 年、遂に日中戦争に引き込み、軍機保護法を全面改定して検挙対象を一般国民に拡大・重罰化。さらに国家総動員法（1938 年）、国防保安法（1941 年）など戦時新法を量産すると共に治安維持法を全面改悪して無差別かつ治安権力の恣意のままに検束を可能にした。

1941 年、御前会議で帝国国策遂行要領（対米英開戦準備）を策定すると同時に、内務省指令で全国特高が「外諜」（スパイ）名目で拘束すべき不穏人物（生贄）のリストを作成し、一斉検挙に備える。

第二次安倍政権が現在まで強行してきた国民弾圧、戦争への道強要の企みは、かつての道と違うと言えるだろうか。加えてアメリカ従属の下で、沖縄県民に敵対して、沖縄辺野古に米軍基地を建設して差し出すという屈辱的売国行動をとって恥じないのた。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を引き起こした国家権力の犯罪をさらに徹底的に広めていくことが急務だと言える。　　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉚

『北海道大学　夢風景』

自費出版した北大OBの3人

副題に「北大生の見た 1950 年代の札幌の原風景」とある写真集。めくると、27 枚目に、口もとに静かな笑みを含んだハロルド・レーン先生の肖像が現れた。見るからに自然体の、得難い一瞬の記録だ。「はしがき」では冤罪に言及した来歴も紹介され「戦中の忌まわしい想い出を忘れたかのようなくつろいだ風貌はＭさんの写真でしか見られない」と結ばれている。

写真集「北海道大学夢風景」（上）に掲載されているハロルド・レーン先生（1954 年 10 月）

Ｍさんが撮影者で、３人の連携軸は北大・恵迪寮の住人だったこと。Ｍさんと同室の内藤裕史さんが出版を買ってで、後輩の川原幸則さんが編著者を引き受けた。原風景とあるとおり、いまは大きく景観を変えた札幌、そして北大構内の戦前・戦中の面影を残した 94 枚からは、今昔の感傷を超え、冤罪の加害者、被害者の足跡、息づかいまでが伝わってくる。ともすれば埋もれ、散逸する貴重な記録、３人の功と労は大きい。

◆　　◆　　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

宮澤弘幸墓参と「宮澤・レーン事件を考える集い」

上＝講演する荻野富士夫・小樽商科大学名誉教授。
右＝30 数年前から宮澤弘幸スパイ冤罪事件に取り組んできた経過を報告する山野井孝有さん

78 年前の 1941 年 12 月８日、スパイ冤罪事件で特高に検挙され、暗黒裁判で懲役 15 年とされた北大生・宮澤弘幸は網走刑務所に収監された。戦後に釈放されたが 1947 年２月 22 日、27 歳で事実上獄死した。その命日の２月 22 日午後、新宿・常圓寺で、顕彰追悼墓参と「宮澤・レーン事件を考える集い」が開かれ、北大ＯＢを中心に約 60 人が参加した。

安倍政権の国民を再び戦争への道へ引きずり込もうとする暴走が続く中、墓前で宮澤弘幸に対する国家権力による弾圧・犯罪を許さぬ思いを新たにした。

集いでは、荻野富士夫・小樽商大名誉教授が「よみがえる戦時体制―大学と教育をめぐって」と題して講演した。荻野さんは、Ａ４13 ㌻にわたる詳細なレジュメをもとに、戦前の教育の思想統制が戦争への道とセットになって強行された経過を詳しく説明した。そして宮澤・レーン事件を戦時下の北大の中に置いてみると、理系の帝国大学ゆえに国家の総力戦遂行体制を大学自らが自覚的に推進した。だからスパイ冤罪事件に対しても冷厳が対応をしたのではないかと提起した。

続いて、30 数年前から宮澤弘幸スパイ冤罪事件の残酷さを訴えてきた山野井孝有さん（毎日新聞ＯＢ、真相を広める会元代表）が、この事件を告発してきた上田誠吉弁護士、宮澤弘幸の義弟・秋間浩さん、藪下彰治朗朝日新聞記者（いずれも故人）を回想して発言した。伊藤陽一さん（北大ＯＢ、法政大学統計研究所元所長）は、今大問題となっている統計不正問題について、「統計不正問題をどうとらえるか」について専門的見地から報告した。

安倍政権の暴走の先には、国家権力による弾圧と一体となった戦争体制が待ち構えていることは間違いない。北大ＯＢのみなさんが「宮澤・レーン事件を忘れない！」と墓参と集いを継続している努力を讃えたい。

2019年2月25日　毎日新聞都内版

思想統制の犠牲者悼む

スパイ冤罪・宮沢さん 50人墓参り

宮沢弘幸さんの墓を訪れた関係者ら＝東京都新宿区で

戦時中にいわれのないスパイ容疑で逮捕された元北海道帝国大学生、宮沢弘幸さんが釈放後に27歳で死去してから22日で72年。北大の卒業生やゆかりの人たち約50人が同日、新宿区西新宿7の常円寺にある墓を訪れ「受難を忘れない」と誓い合った。

宮沢さんは日米開戦当日の1941年12月8日、英語講師だったレーン夫妻の官舎を訪ねた際に、札幌市で特高警察に逮捕された。旅行中に見た海軍飛行場の様子を夫妻に話したことがスパイ行為とみなされたとされる。だが、飛行場の様子は当時すでに広く知られており、逮捕は軍機保護法の拡大解釈だった。宮沢さんは懲役15年の判決を受け、戦後に釈放されたが、服役中にかかった結核の影響で、47年2月22日に早世した。

参加者は墓参後に「事件を考える集い」を開催。治安維持法に詳しい荻野富士夫・小樽商科大名誉教授が戦前の思想統制や教育統制の流れを語り、スパイ冤罪事件が起きた時代背景を解説した。【伊藤直孝】

2019年2月25日　しんぶん赤旗

思想統制の歴史学ぶ集い

北大スパイえん罪 繰り返させない

戦前のスパイえん罪事件の「宮沢・レーン事件」で弾圧された北大生・宮沢弘幸さんの七十三回忌にあたる22日、事件を通じて思想・教育統制の歴史を学ぶ集いが、東京都内でありました。

宮沢さんは太平洋戦争開戦の1941年12月8日、軍事機密を米国人教官に漏らしたとして検挙され、出獄後病死しました。集いは北大卒業生らが宮沢家の菩提寺・常圓寺で開き、約60人が参加しました。

墓参し、同事件のDVD視聴の後、荻野富士夫・小樽商大名誉教授が講演。教育勅語までさかのぼり、戦時体制下での教育・思想統制の強化について詳しく紹介しました。安倍政権の教育基本法改悪、秘密保護法制定など、戦前回帰の動きにふれ、「いま時代の危険な曲がり角を越えている」と強調しました。

参加者の懇談では、宮沢さんのような犠牲を繰り返さないように、事件の真相をさらにひろげたい、との決意が出されました。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 31 号　2019 年 3 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

“曲がり角越えた日本”に警鐘

宮澤弘幸墓参と「宮澤・レーン事件を考える集い」

「現在は曲がり角を曲がって最終コーナーに来ている状況ではないか」――。荻野富士夫・小樽商科大学名誉教授は、1993 年に制作されたビデオ「レーン・宮澤事件―もうひとつの 12 月８日」を改めて見た感想を語って講演を始めた（2、３面参照）。

２月 22 日、新宿・常圓寺に眠る宮澤弘幸顕彰追悼墓参と「宮澤・レーン事件を忘れない！北大・戦後世代をつなぐ卒業生の会」主催の「宮澤・レーン事件を考える集い」が行われ、宮澤弘幸後輩の北大ＯＢのみなさんはじめ約 60 人が参加した。

続いて、30 数年前から宮澤弘幸スパイ冤罪事件の残酷さを訴えてきた山野井孝有さん（真相を広める会元代表）が、この事件を告発してきた上田誠吉弁護士、宮澤弘幸の義弟・秋間浩さん、藪下彰治朗朝日新聞記者（いずれも故人）を紹介して発言した。伊藤陽一さん（北大ＯＢ、法政大学統計研究所元所長）が、今大問題となっている統計不正問題について、統計研究の専門家として報告した。

安倍政権の暴走の先には、国家権力による弾圧と一体となった戦争体制が待ち構えていることは間違いない。北海道大学は 2014 年５月に「宮澤事件は冤罪であった。歴史的な出来事を風化させない」と表明したが、最近「宮澤・レーン事件は終了済み」との態度だと報告された。ここにも歴史否定の動きがあると言わざるを得ない。それだけに北大ＯＢのみなさんが「宮澤・レーン事件を忘れない！」と墓参と集いを継続している努力を讃えたい。（福島　清）

よみがえる戦時体制 ―大学と教育をめぐって

荻野富士夫　小樽商科大学名誉教授

荻野さんは、Ａ４判 13 枚の詳細なレジュメに基づいて、大学と教育について講演した。「教育勅語」に始まる戦前の思想統制と北海道帝国大学での具体例、そして戦後、教育基本法が成立（1947 年）し「教育勅語」失効が衆参両院で確認されたにもかかわらず、底流では敗戦直後から戦前の思想統制につながる動きがあったことを提起した。「はじめに」と思想統制の事実、北大の動向を中心にまとめた。（文責・福島　清）

●はじめに

今日、しばらくぶりに映像「レーン・宮沢事件―もうひとつの 12 月８日」を見た。この最後に「いま日本は大きな曲がり角にきている」との提起があった。1993 年に制作されたビデオだが、その時は「曲がり角にきている」と言っていたが、現在は曲がりつつある、曲がってしまって最終コーナーにまできているのではないかと改めて思う。

宮澤・レーン事件は、1985 年中曽根内閣時代の「国家秘密法」反対運動の中での発掘だった。国家秘密法はしばらく鳴りを潜めていたが、安倍内閣になって突如として復活して「特定秘密保護法」として 2013 年に成立し、施行されている。国家秘密法は、1985 年以前にも何度も繰り返し画策されてきた。1955 年頃は、読売新聞も現代の軍機保護法だと批判していた。

治安維持法については、その弾圧の本質が繰り返し知らされてきた。軍機保護法は、戦後 10 年くらいまでは、スパイにおびえるという感覚で関心があったため、復活する危険として訴える力があったが、その後人々の関心は薄くなっていった。

特定秘密保護法反対の声が最終段階で高まったのは、現代の治安維持法だというアピールが要因だったが、厳密にいえば軍機保護法の復活だった。その後 2017 年成立の共謀罪法の方が現代の治安維持法に相当するものだと言える。

今日は、大学教育の有り様の面から「宮澤・レーン事件」を考え、戦争と大学・北大について話したい。奥井登代さん（「宮澤・レーン事件を考える会」事務局長）の報告によると、北大は、言葉は悪いがアリバイ的に「宮澤賞」を作ったが、その意義を知らせないで「宮澤・レーン事件は終わった」と言う立場に立っている。宮澤さんが拘束されて拷問を受けている時に、宮澤さんの両親が札幌に行き、北大の今総長に「何とかして欲しい」と依頼したのに、冷たく突き放してしまった事実は、現在の北大の姿勢に通じるものがある。それが戦時下の北大の有り様、広く言えば大学の有り様と言う視点から考えてみたら何が言えるかということが今日のテーマということになる。

第一次安倍政権の大きなステップになったのが、「教育基本法」の改悪だ。そこに盛り込まれていた「公共の精神の尊重」「伝統と文化の尊重」などが、10 年経ってじわじわと定着してきている。

安倍政権はピンチに陥りながら 40%前後の支持を持ち続けている。その要因の一つに若い人達の保守化傾向がある。九条の会事務局長の小森陽一さんは、「10 代後半から 20 歳前半の彼らは、道徳教育こそ始まっていないが、改悪された教育基本法（2006 年末）の下で、保守的な小中学校教育の空気の中で育ってきた。そうであれば当然保守化傾向をたどるのは理の当然だ」と解釈している。確かにそう言えると思う。

教育改革は憲法改正と同じように自民党の党是だった。それが突出したのが、第二次小泉政権の中山成彬・文科大臣が 2005 年 4 月に行った「先の大戦の敗戦ショックが大きかったということと、戦後のマルキシズム、共産主義の影響で、日本の戦前は非常に悪かったという歴史観がはびこった。……戦後、国民をいじめるのが国家だといわんばかりの風潮もあった。だが、皆国に守られているのですよね。自分のことだけでなく、国、人のために貢献できる人になることを目標にして生きていくことが大事だと、教えていくべきではないかな」（朝日新聞）との発言だった。こうした発言で土壌が作られ、その延長線上に安倍内閣による教育基本法の改悪があったと思う。

そして、曲がり角を曲がってしまったと言えるのが、北星学園大学非常勤講師・植村隆さんへのバッシングだ。これは現在が 1931 年の満洲事変から 1937 年の日中戦争本格化の段階にまできていることを示す事件ではないか。この発端は文科省ではなく、週刊誌、ネットによる民間の下からの攻撃だった。戦前の同じような事件が、1935 年の民間から起きた天皇機関説事件であり、矢内原忠雄、河合栄次郎の学説に対する民間からの攻撃だった。

民間から火の手があがるということは、2010 年代の日本は 1930 年代後半の日本に差し掛かっているのではないかと考える。

戦前は、農民運動、労働運動とともに学生運動があった。それを躍起となって潰したのが、文部省、大学・

高校当局であり、1930 年代半ばまでに学生運動を封じ込めてしまった。その後、子供や学生たちを戦争に動員していくための思想動員が本格化した。当時のキーワードで言えば「教育錬成」だ。

戦後、こうした教育への反省の中から、教育基本法ができた。これに大きな力を果たしたのが、南原繁東大総長らが結成した「教育刷新審議会」だ。1950 年にまとめた本の序論に次の指摘がある。「教育勅語の基調をなすものは、皇室を中心とする日本国体観と、これに基づく忠君愛国の国民の養成にあった。……わが国の教育は、まったく極端な国家主義と軍国主義的色彩に塗りつぶされるに至った」。

とりわけ 1935 年から 1945 年の 10 年間に強要された教育の過誤に対する痛烈な自覚から、「教育の根本改革と新たな再建」が図られ、６３制、教育基本法、学校教育法ができたのである。

（以下はレジュメからの抜粋）

●「思想統制」から「教学錬成」へ

1890 年の「教育勅語」を筆頭に、戦前教育はすべて「天皇」の名のもとに行われた。1928 年の全国で 1600 人が検挙された 3.15 事件を機に治安体制全般の確立強化が強行された。文部省に学生課設置、大学に学生主事、高校などに生徒主事を配置（「教育警察」）、1933 年の長野県教員赤化事件（2.4 事件）、滝川事件、1934 年学生部を思想局に拡充、1935 年の天皇機関説事件、大学から憲法学説の追放、「国体学」「日本学」講座の開設。そして 1937 年に文部省は「国体の本義」を刊行。1939 年には東京で「錬成教育」が展開され、1941 年には教学局が「臣民の道」を刊行した。「国体の本義」では忠孝は一体化されていたが、「臣民の道」では、忠が大本、つまりすべて天皇に仕えることが前面に出た。大学に対しては思想統制・動員が強制され、1938 年、荒木貞夫文相は、学生思想事件の潜在的脅威を強調。1939 年には集団勤労作業の恒久化・通年化、1940 年には学校軍事教練が強化された。

●戦後教育への連続と断絶

敗戦直後、太田耕造文相、前田多門文相らは「国体護持」教育に固執していた。その後次第に「軍国主義的又は極端なる国家主義的傾向」は排除された。ＧＨＱの教育指令の後、教育刷新委員会の建議を経て、1947 年に教育基本法が制定された。

しかし文部省はこの民主化をサボタージュし、公職追放された旧教学局関係者たちは 50 年代に復活した。田中耕太郎学校教育局長は「教育勅語は今後も道徳的権威を保持している」と発言。学生運動・教職員組合運動の抑圧を基軸に新たな教育統制が進展した。

教員や学生の政治関与に当初「何等制限を加える意図はありません」という姿勢をとったが、早くも 46 年には「学園内に於いて実際運動をなすことは充分之を戒め、教育の使命を逸脱しない様」に規制を加えるようになった。

内務・特高官僚の復活と同様に旧教学局官僚の延命と復活が進んだ。劔木享弘（教学局思想課長→文部次官、日教組と対決）、田中義男（思想局思想課長→公職追放→初等中等教育長→文部次官）がその代表格である。

●戦争と北海道大学

『北大の 125 年』には北大の戦争との関わりが記載されている。「軍事研究と研究体制の再編」では、1939 年医学専門部開校、40 年・44 年工学部の臨時学生定員増、43 年大学院の特別研究生制度、中谷宇吉郎の「航空機への着氷防除に関する研究」（海軍からの研究費）など。

『北海道帝国大学新聞』は「今後なお各自の研究を行い得る者は、その研究が銃であり弾丸であるとの自覚と多くの同胞の血と肉をもって守られつつ為される研究であり、自己個人のものに非ずして国家の研究であることの責任と覚悟を以って一途に皇国学術のために尽くすべきであろう」と書いた。

「戦時下の受難」では、38 年新文化運動事件、41 年レーン・宮澤事件。「戦争への動員」では、41 年樺太における飛行場建設、44,45 年全学部通年動員、43 年学徒出陣、農学部 127 人に入営。

アジア太平洋開戦日、今裕総長は「国家の危急存亡の場合には学者と雖も剣を執って起たねばならぬ」「世界平和の美名にかくれて我が聖戦の妨害を加えんとする彼れ等に対しましては、国を賭しても膺懲せねばなりません」と訓示した。

北大の戦争に関する大学史研究は乏しい。宮澤・レーン事件を戦時下の教育、当時の北大の中に置いてみることが必要だ。北大は理系の帝大であるため、国家の総力戦遂行体制を自覚的に推進した。「教学錬成」の密度が濃かったと言える。これが「スパイ事件」への冷厳な姿勢となったのではないか。

「記憶されない歴史は繰り返される」

「3.1 朝鮮独立運動」100 年に立って

３月２日の毎日新聞社説は、朝鮮半島の抗日闘争に触れて「3.1 運動から 100 年」の見出しを立てている。ムン・ジェイン韓国大統領が記念講演で演説した日本との関係について「過去は変えられないが未来は変えられる」という言葉を引用し、日韓が相互尊重し新たな歴史を作ることを提起している。

私は２年前（2017 年）の３月に友人たちとソウルを訪ねた。案内をソウル大学の招聘教授・植村隆さん（元朝日新聞記者、植村裁判原告、現週刊金曜日社長）にお願いした。通訳はいま早稲田大学の大学院生として勉強している、カン・ミョンソクさん。豪華メンバーである。

初日に、カソリックのメッカとも言えるミョンドン（明洞）大聖堂のあと、ソウルタワーが建つ小高い丘のふもとに連れて行かれた。そこには従軍慰安婦の記念碑があった。大理石に慰安婦にされた人の名前が刻んであり、痛々しさを誘った。傍らの「ヘソ」と呼ばれている大きな碑に、ハングル・日・英・中の４カ国語で「記憶されない歴史は繰り返される」と書かれたものが横たわっていた。

慰安婦問題を忘れないという意味合いと、日本に対する批判とも読み取れる。冒頭に紹介したムン大統領の「過去は変えられないが未来は変えられる」という言葉が、この一節とオーバラップした。日本の歴史修正主義者たちは、朝鮮半島を侵略したことを〝なかった〟ことにしようと、躍起になっている。この二つの言葉は、あの人たちへの批判とも受け取れる。

元従軍慰安婦の皆さんが、共同生活をしている「ナヌムの家」（注・ナヌム＝分かち合い）にも案内してもらった＝写真。そこで私はハルモニに迂闊な質問をしてしまった。「私たち日本人にやってほしいことは何ですか」と。即答だった。「アベさんを辞めさせてほしい」だった。一瞬、絶句した。そう、日本人より日本の政情を知っているのだ。

朝鮮半島の抗日運動 100 年の節目を迎えて、ソウルに行った時のことを思い出した。かつて日本は、隣国・韓国にとんでもないことをしでかした。誤解を恐れずに言うならば、日本は今あの忌まわしい歴史を繰り返そうとしている。　　（水久保文明）

<コラム>　冤罪忘れるな！㉛

没後 72 年生誕 100 年

宮澤弘幸は過去の人、ではない

獄中で弱り切った体に結核菌が入り、事実上の獄死となった北大生・宮澤弘幸が亡くなって、この２月 22 日は 72 回目の命日となった。干支の巡りでいえば還暦後一回りとなる。もう、か、まだ、か。1919 年の生れだから８月８日の誕生日がくれば生誕 100 年。いまどき 100 歳は珍しくないから、冤罪に遭わなければ既に白寿を越えていた可能性は十二分にある。

マライー二一家が帰国する直前、東京・丸の内ホテルで撮影。前列中央が宮澤弘幸。右に弟と父。後列にマライー二一。その前に夫人と子供たち。

写真は、占領軍の超法規指令によって出獄して３か月余の 1946 年２月 16 日、信頼し合うマライー二と家族ぐるみで撮った、おそらくは最後の記念写真。この和顔も１年ともたず、この年の暮れに大量喀血して２月後に命奪われた。天寿 100 年の可能性の中わずか 27 年。過去の人としてはならず、本会発足の 2013 年以来、毎年命日には、常圓寺墓前に本会の幟を立て、花を供え冤罪絶滅の誓いを新たにしている。

◆　　◆　　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

****

【事務局から】植村裁判東京訴訟は、すでに結審し、３月 20 日に判決となっていた。ところが原克也裁判長は２月８日、新たな証拠の提出を求め、３月 22 日に弁論を再開すると通告してきた。植村裁判弁護団は、この異例の対応に対して、３人の裁判官忌避を申し立てた。植村裁判東京訴訟の新たな事態に注目するとともに、さらに支援を続けていく。　　（福島　清）

３月９日、東京は日本橋で

東海道五十三次いっせいアピール行動

「戦争する国」ゴメン　政治を、変えようぜ！

快晴の３月９日正午から午後１時、東海道五十三次出発点の東京・日本橋「日本国道路元標」真ん前で、マスコミ九条の会、ＪＣＪ，新聞ＯＢ会等々のメンバー約 50 人が、「かんにん袋の緒がきれた！」とアピール行動をおこなった。

丸山重威さん（共同通信ＯＢ）の司会でスタート。呼びかけ人の仲築間卓蔵さんをトップに、戸塚章介さんが「ごまめの歯ぎしり」と題した詩を読み上げ、弁護士、千代田区労協、マスコミ九条の会代表ら 10 人が次々と訴えた。ノボリ旗を立てて参加した「真相を広める会」も、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が再び引き起こされる危険性を訴えた。

＊

呼びかけ人の仲築間卓蔵さんはＦＢで「参加された皆さん、ご苦労さまでした。天気も味方してくれましたね。最終報告。愛知の東海市から『呼応して行動しました』というメールがきました。これで街道筋５０ヶ所でとりくまれたことになります。国道一号線を移動してアピールしたところ（静岡の島田宿、愛知の豊明）、駅の両側で行動した川崎宿を入れると５３ヶ所ということになります。点から線になるとりくみでした。正念場のことし。さらに気を引き締めて進みましょう」と書いている。

井上ひさしが言うように「むずかしいことをやさしく、……まじめなことをゆかいに」、安倍暴走強権政治に立ち向かい、**「戦争する国」ゴメン、政治をかえようぜ！**　（福島　清）

東海道五十三次 改憲許さねえぜ

ビラを配って宣伝する弥次さん（左端）と喜多さん（左から4人目）＝9日、京都市・三条大橋

東海道五十三次の各宿場で「安倍9条改憲NO！　3000万人署名」をいっせいアピール―。新聞、放送などの関係者でつくる「マスコミ九条の会」が呼びかけ、東海道筋の東京都、神奈川、静岡、愛知、三重、滋賀の各県と京都府の各九条の会などが協賛した取り組みです。9日、48宿場53カ所以上で実施されました。

安倍9条改憲NO!
3000万人
署名

弥次さん喜多さん訴え

マスコミ九条の会など

リレートークで「安倍内閣の退陣」などを訴える人たち＝9日、東京都中央区

日本橋～三条大橋 48宿場

東西の起点、「お江戸日本橋」（東京都中央区）と「京都三条大橋」（京都市）では、家族連れや外国人観光客らにビラが配られ署名を訴える声が響きました。

日本橋では「マスコミ九条の会」や「九条の会東京連絡会」など50人が参加。労組の幹部や弁護士ら10人が、憲法9条1項、2項を残し、自衛隊を明記することの危険性などを力説しました。

「京都まで～。面白い」とビラを受け取った40代の夫妻は「安倍さんは信用していない。すっかり日本はアメリカの言いなりだから」。上野から買いものに来た女性（60）は「平和憲法を守ってほしい。母の時代は戦争で相当苦労したと聞いている」と話しました。

京都市の三条大橋ではちょんまげ旅姿の弥次さん喜多さんが登場し、かけあいで「この通常国会を、安倍政権最後の国会にしなければ、この国の明日は切り開かれねえぜ」とアピールしました。主催は「憲法9条京都の会　三条大橋共同アクション」。

弥次さん喜多さんに扮（ふん）したのは「京都映画人9条の会」に参加する俳優さん。2人は「街頭インタビュー」も行い、マイクを向けられた女性は「沖縄の県民投票で米軍基地建設に反対多数と民意は決まっているのに、政府が無視しているのは許せない」と答えていました。

日本橋で訴えたマスコミ九条の会の仲築間卓蔵氏は「『面白い行動を提起してくれた』と反響があった。改憲発議を許さないたたかいを続け、安倍内閣を退陣に追い込もう」と力を込めました。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 32 号　2019 年 4 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

除幕前のプレートと遺影の左右に座る赤いバラを持った遺族と関係者。右から山本勇治さん（山宣次男・浩治氏の長男＝民医連京都九条診療所長）、井出美代さん（山宣次女、96歳）、永島梓さん（山宣の曾孫＝井出美代さん次女・史子さんと結婚した永島民男・全国私教連委員長の長女、高校教師）、上野正博さん（旧千代田山宣会事務局長、93 歳）

国家権力犯罪を許すな！

『山本宣治終焉の地（光榮館跡）ー軍国主義の時代、国民弾圧の治安維持法に反対した唯一の代議士。1929 年（昭和 4）年３月５日夜、定宿の光榮館があったこの地で右翼暴漢の凶刃により、39 歳の生涯を閉じる』――。

神田神保町の一角に千代田区が設置した山本宣治終焉の地記念プレートにはこう記されている。山本宣治没後 90 年・生誕 130 年となった３月 17 日、180 人が参加して東京山宣会主催の除幕・献花式が行われた。

東京山宣会作成の資料によると、暗殺された 1929 年３月５日、山宣は国会で治安維持法の死刑追加に反対する予定の演説を封じられたあと、西神田尋常小学校（現在は西神田コスモス館）で開かれた東京市議会議員候補・中村高一の応援演説を行った。しかし５分後、警察官に「弁士中止」とさえぎられ、やむなく中断、あとを大山郁夫に託して、そこから歩いて 10 分ほどの定宿・光榮館に向かった。夕食中に訪ねてきた右翼、七生義団の黒田保久二と話し合いの中で突如、頚部を刺されほぼ即死状態になりながら、なお暗殺者の襟を離さず追いすがり心臓を刺され、二人して２階から階段を転げ落ち、山宣は絶命、39 年９カ月の生涯を閉じた。黒田は逃走した。

京都府宇治にある山宣の墓碑には、刺殺される前日、大阪農民組合の演説で最後に言った**「山宣ひとり孤塁を守る　だが私は淋しくない　背後には大衆が支持しているから」**の一節が、大山郁夫の揮毫で刻まれている。（2、3面に「戦争に反対した人々を圧殺した治安維持法と山宣」）

山本宣治の闘い抜いた生涯と時代背景は、安倍政権の暴走が国家権力犯罪となって現出している現在への警鐘であると受け止めた。　（福島　清）

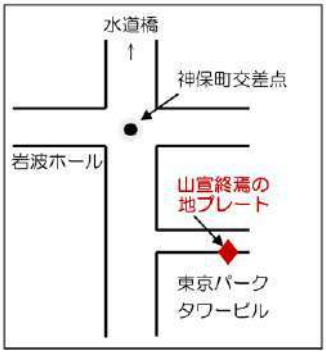

千代田区神田神保町１の１０３
東京パークタワービル北側

戦争に反対した人々を圧殺した治安維持法と山宣

（パンフ『山本宣治―反戦平和を貫いた生涯』東京山宣会編から）

治安維持法制定とその目的

明治時代の自由民権運動や大正デモクラシー運動など進歩と革新を求める国民の運動を引き継いだ労働者と勤労市民は、天皇制警察の激しい弾圧に抗して、自由と平和、民主主義と選挙権を要求してたたかい、1925(大正 14)年 3 月 、普通選挙法を制定させました。しかし被選挙権 は 30 歳以上、選挙権は 25 歳以上の男性だけで、女性の参政権は認めず、大資本家や特権官僚、不在地主だけが選挙権と被選挙権を有していた時にはなかった「戸別訪問禁止規定」が導入されるなど、極めて不十分なものでした。

治安維持法は、普通選挙法が制定されたその年の 4 月、普通選挙法が制定されたことにより財産も地位もない国民が選挙権を得ることになり社会不安が増大する、したがって国民をよりきびしく取り締まる必要がある、という理由で作られた凶悪な法律です。

第一条

① 国体モシクハ政体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ、10 年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

② ②前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

という規定が主要な柱で、天皇制批判と大企業や大地主など特権階級に反対する言論を含むいっさいの活動を監視し弾圧することにありました。制定当初は全文 7 条でしたが、改悪に改悪をかさね、敗戦の 1945(昭 20)年 10 月に廃止された時には、3 章 65 条に膨れあがり、最高刑は死刑に引き上げられ、予防拘禁の規定が盛り込まれていました。この法律の第6条(改悪後の 15 条)は、「前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減軽又ハ免除ス」という自首減免規定です。これはスパイや密告を奨励する規定で、特高警察はこれを乱用して日本共産党の中にスパイを潜入させ、 スパイの手引きで多くの幹部と党員や支持者の弾圧をほしいままにしました。

治安維持法による日本共産党への大弾圧と山宣

治安維持法による最初の弾圧は、1926(大正 15)年 1 月の京都学連事件です。京都で、38 人の全日本学生社会科学連合会(学連)の学生が逮捕されました。山宣はこのとき家宅捜索を受け、同志社大学の教師を追われます。山宣は治安維持法による最初の犠牲者のひとりだったのです。

京都学連事件から 2 年後の 1928(昭和 3)年 3 月 15 日、日本共産党に治安維持法による大弾圧が加えられ、全国で約 1600 人が検挙、484 人が起訴されました。有名な「3.15 事件」です。この年の 2 月におこなわれた普通選挙法による最初の総選挙で、労農党は 19 万票を獲得し京都 2 区から立候補した山宣ら 2 名が、その他の無産政党も 6 名が当選しました。支配層はこの選挙結果に驚き、日本共産党壊滅を謀り 、逮捕した犠牲者に言語に絶する拷問を加えました。この年の治安維持法による弾圧犠牲者は、3426 人にのぼりました。

山宣、天皇制警察の拷問の実態をきびしく追及

天皇制警察の残忍な拷問を、小林多喜二は小説『一九二八年三月十五日』で告発しました。山宣は、警察の惨酷な拷問の実態を克明に調査し、1929(昭 4)年 2 月 8 日に開かれた帝国議会衆議院予算委員会第二分科会で厳しく追及しました。その一部を紹介します。

「……更に重大なる問題に関して当局の御注意を喚起したいと思うのであります。それは彼の共産党事件に連座いたしまして、所々の警察署において取調べを受けた被告あるいは被疑者の受けた待遇であ ります。これは地方的には私が今具体的に持っております実例は、福岡県、あるいは大阪府、兵庫県、京都府、あるいは北海道函館、札幌あるいは東京という風な所で殆ど全国にわたっておる例でありますが、無責 任な讒誣(ザンブ=他人を陥れるため事実をまげて悪く言うこと)でないという証拠に、二、三の例を申します。

函館におきまして被告となりました福津正雄という人間は、函館警察署におきまして混凝土（コンクリート）建の洗面所か浴室のような所に、冬の寒空に真裸で四つ這いにさせられて、そうして取り調べに従事した刑事は、お前は労働者だから北海道の労働運動をするんだというので四つ這いにならせて、竹刀で殴って混凝土の上を這い廻させた。そうして『もう』と言えと言うて『もう』と言わせ、あるいは其床を舐めろと言って床を舐めさせた。それで、三、四十回もつまり混迷に陥るまで竹刀で哀れなる青年の尻を叩いて、走り回らせたという例が函館の裁判で現れて参りました。

それから静秀雄という被告は、これは又竹刀で繰り返し殴られて、そうして自分はすでに悶絶した。不図、眼が覚めたら枕許に茶碗に線香が立ててあった。即ち責め殺したものと思った人間が、流石に死んだ者の怨みが怖いか冥福を弔う為に、その死体と見られた者の枕辺に線香を立てて置いた、そういう風な実例が多くあります。用いられた道具は、例えば鉛筆を指の間に挟み、あるいはこの三角型の柱の上に座らせて、そう

京都府宇治市にある山本宣治墓碑の裏に刻まれたこの一節を官憲は許さずセメントで塗りつぶした。そのたびに心ある人々の手で掘り返された。それは七たびにもわたったという。長野県には上小農民組合連合会建立の山本宣治記念碑がある。山宣は今なお生き続けている。

してその膝の上に石を置く、あるいは足を縛って、逆さまに天井からぶら下げて、顔に血液が逆流して、そうして悶絶するまでうっちゃらかして置く、あるいは頭に座布団を縛り付けて、竹刀で殴る。あるいは、胸に手を当てて肋骨の上を擦って混迷に陥れる。あるいは又生爪を剥がして苦痛を与える、というような実例がいたる所にある。

福岡においてあるいは大阪におきまして、あるいは北海道において、被告が口を揃えていうたことが偶然暗合している。 どう暗合しているかと云うと、取調べの任に当たった人間はいつも顔見知りの高等係ではなくして泥棒や掏摸を相手にしている司法係や治安係という腕節の強い人間がそこのところに来て言うには、この取調べに当たってお前方三、四人殺したところで上司は引き受けてくれる。昭和の甘粕だからうんとやるというようなことを言うてやった。

これが偶然の暗合であるならば甚だ奇妙なことでありまするが、もしそういう風な事例が全国的に出たとするならばこれは由々しき大事でありまして、政府それ自身が、行政警察規則何条でありますか、親切丁寧にすべしということを自ら蹂躙しているというようなことで、この事実を聞いた弁護士は政府がかくの如き非合法的なる犯罪捜査の方法を今なお用いるならば政府それ自身がこの事件に関する公訴権を放棄したものと見ることができる、故に無罪であるとまでに論告した程の実例があったのであります。これに関して私の話に関する当局の御意見は如何であるか」

秋田清内務省政務次官は、「わが国は明治大帝以来大御心が国民の上に極めて優渥である、又責任ある政府者はその大御心を体して蹇々匪躬（けんけんひきゅう）の節を尽くしておりまして……」と、天皇の名においてそのような事実はないと否定する始末でした。（議事録は、宇治山宣会発行『山宣』第 18 号所収）

山宣ひとり天皇制反対 治安維持法廃止を主張

労働者は直ちに「3.15」弾圧に立ち向かって日本共産党の再建のために活動しました。すると政府はさらに厳しく弾圧するために、その年の６月、大日本帝国憲法(明治憲法)第八条による緊急勅令で治安維持法を改悪しました。改悪の柱は「国体ヲ変革スルコトラロ的トスル結社」と「私有財産制度ヲ否認スルコトヲロ的トスル結社」を切り離し、刑罰を死刑又は無期懲役と重罰化し､「結社ノ目的ノタメニスル行為ヲ為シタル者」を処罰する規定(目的遂行罪)を加えて、弾圧の対象を大幅に拡張しました。７月には特高警察を全都道府県へと拡大しました。

大日本帝国憲法

第八条（緊急命令権　帝国議会の承諾権）

① 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ代ルベキ勅令ヲ発ス

② 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スベシ若議会ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベシ

山宣はこの緊急勅令により改悪された治安維持法の事後承諾案が審議される 1929(昭 4)年 3 月 5 日の帝国議会で､治安維持法反対の演説を準備しました。演説の原稿には『帝国主義戦争反対、 天皇制廃止、 皇室・寺社・地主の土地没収、18 歳以上の男女に普通選挙権を与えよ』など日本共産党が掲げている主張を盛り込み、一万字をはるかに超すもので、絶対主義的天皇制に真っ向から反対し治安維持法廃上のために命を賭けてたたかう決意が込められていました。真の勇気とは、いかなる恐ろしさにも立ち向かって対決する精神だと思います。

国家権力犯罪に時効はない！

宮澤･レーン･スパイ冤罪事件も同じだ

山本宣治終焉の地記念プレートは、ささやかです。しかしこれを実現した東京山宣会はじめ関係者の努力は大きな意義があると思います。国家権力は自らが犯した弾圧・犯罪を決して認めないばかりでなく闇に葬り去ろうと画策しますが、決して時効はないのです。現安倍政権はそれに加えて、嘘・隠蔽・改竄という人倫に悖る行為をして恥じません。「事務局たより」第 31 号で紹介したように、北海道大学もまた「宮澤・レーン事件は終了済」と風化させているようです。

「われらが山宣」に加えられた国家権力の弾圧に対して、没後 90 年の今もなお、絶対に時効にしてはならない、風化させてはならないと意気高く活動している東京山宣会、宇治山宣会、長野山宣会、大阪山宣会に敬意を表して、特集しました。　　（福島　清）

裁判官が異例の判決延期

植村裁判東京訴訟で報告集会

植村裁判東京訴訟は、３月 20 日判決と決まっていたが、裁判官の不可解な口頭弁論再開の異例対応によって判決は延期となった。この日午後、日比谷図書館コンベンションホールで「報告集会」が開かれた。

穂積剛弁護士は「結審後の弁論再開は判決を左右するような新たな証拠が出た場合などにありうるが、今回は裁判官が被告側に吉田清治問題に関する朝日新聞第三者委員会報告を新たな証拠として提出するよう求めた。これは異例だ。推測だが札幌地裁判決のように被告が捏造とした真実相当性を立証する証拠としてこれを使おうと考えたのではないか。裁判官忌避を申し立てているが却下される可能性が大きい。口頭弁論が再開されることになる」と報告した。

続いて新崎盛吾元新聞労連委員長の司会で、ジャーナリストの青木理さんと東京工業大学教授で「週刊金曜日」編集委員の中島岳志さんが対談した＝写真上。青木さんは 1990 年代に共同通信記者として取材した大阪では、大阪読売はじめ事件報道と在日コリアン差別問題などで躍動していたが、現在は変質していると提起した。

中島さんは植村さんに対する「捏造記者攻撃」の歴史的背景を詳しく解説。特に青木さんの著書「安倍三代」（朝日新聞出版、2017 年刊）を紹介して、安倍首相の生い立ちと歴史修正主義的かつ強権政治ごり押しの経過と背景について説得力ある提起を行った。ジャーナリストと歴史研究者の事実に即した分析と不当な攻撃は許さないとの揺るがぬ決意に感銘を受けた。

札幌訴訟弁護団は、４月 25 日 14：30 から第１回口頭弁論が始まる札幌高裁控訴審では、断固勝利を目指すと報告した。「植村隆名誉回復差裁判を支援する会」の上田文雄・前札幌市長は、植村裁判勝利のために訴訟関係費用カンパを訴えた。

最後に植村さんが不当な捏造記者攻撃に対して断固闘い抜く決意を表明するとともに、経営危機下にある「週刊金曜日」の社長として努力していること、さらに日本と韓国の学生の交流活動を組織化していることを紹介した＝写真下。良い報告集会だった。

（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉜

国家総動員法 81 年

権力の理不尽を正当化する始原

81 年前の４月１日、国家総動員法が公布された。当時の新聞でさえ「政府は何でも勝手放題にやれるといふどえらい法律である」（『報知新聞』）と論評した。だが「権力の理不尽は理不尽ではない」との刷り込みがたちまち多数派となっていく。その時生まれた人々はまだ 81 歳、理不尽な始原と共に歩んだ現役の人生の中にある。この日を「歴史」に納めてはいけない。

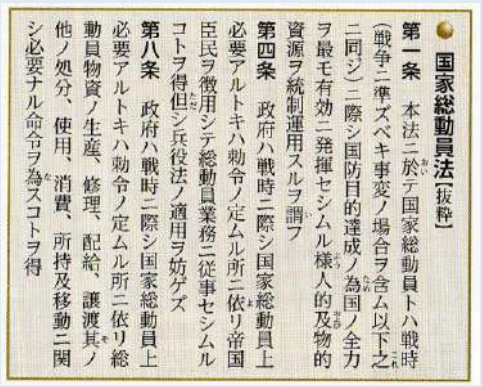

国家総動員法【抜粋】

第一条　本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第四条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第八条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員物資ノ生産、修理、配給、譲渡其ノ他ノ処分、使用、消費、所持及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

当時の議会答弁で、杉山陸相は「単に軍事の充足のみならず国民の生活を庇護し経済の運用を円滑ならしむるため本法を制定する……これをもって国民の自由権利を束縛することは毛頭考へていない」と断言している。これまた 80 後の国会答弁の始原といえ、実際には、軍機保護法、治安維持法の抜本拡大、国防保安法から戦時刑事特別法と理不尽化が進み、国家による冤罪を正当化する基盤が固められていった。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 33 号　2019 年 5 月 13 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

安倍政権は、改元でこれまでの悪政はすべてリセットされたという雰囲気を作り出し、2020 年には憲法改悪を強行しようと画策しています。65000 人が結集して東京臨海広域防災公園で開催された「5.3 憲法集会」は、４野党党首が参加し、市民と野党の共闘で安倍政権退陣を実現しようと決意を固めました。

高田健さんの決意を新たにした主催者挨拶に続き、メインスピーカーの一人である高山佳奈子・京都大学教授は、自民党改憲構想の矛盾を次のように指摘しました。

自民党の改憲項目で示されたものは、変えるべきでないものばかり。例えば、教育の充実は、憲法２６条１項が「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあります。参院の合区解消も憲法４７条で「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」とあり、公職選挙法で選挙制度を決めています。緊急事態条項は憲法にはもちろん規定がなく、つくることも想定されていませんが、災害対策基本法 105 条１項に「緊急事態布告」という制度を定めています。最後の９条ですが、憲法の第２章「戦争の放棄」という章で、戦争放棄しか書いていないところに自衛隊を入れますと、第１章「天皇」、第２章「自衛隊」、第３章「国民の権利及び義務」、第４章「国会」、第５章「内閣」、第６章「司法」というようになって、天皇と自衛隊が並び、三権から独立する存在になってしまいます。このような荒唐無稽な改憲は許すことはできないと思います。

安倍改憲意図の矛盾を具体的に広め、共感を呼び起こし、来る参院選では、市民と野党の共闘による安倍政権打倒の大きな運動を構築しましょう。　（写真は、水久保文明、福島清）

櫻井よしこ氏の矛盾と一審判決を厳しく批判

4.25 植村裁判札幌訴訟控訴審第１回口頭弁論

「捏造記者」攻撃と闘う植村隆さんの札幌訴訟控訴審第１回口頭弁論が札幌高裁（本多知成裁判長）で４月25日午後２時３０分から開かれました。午後２時から傍聴券抽選が行われ、傍聴席定員75ほぼ満員の７４人が傍聴しました。

裁判所から提示された書証の確認のあと、植村隆さんと弁護団が意見陳述を行いました。櫻井よしこ氏は出廷せず、意見陳述も行わなかったため、口頭弁論は約３０分で終了しました。次回公判は７月２日(火曜日)午後２時２０分からを確認し閉廷しました。

傍聴して感じたのは、地裁で不当判決を受けているだけに原告側の緊張感と気迫が伝わってきました。一方、櫻井よしこ氏側弁護団はかつての緊張感はなく余裕のある笑顔さえ見せていました。

報告集会では「櫻井よしこ氏は植村隆・朝日新聞記者の日本軍慰安婦の記事は強制連行であると捏造したと非難しているが、櫻井氏自身がかつて日本軍によって強制的に従軍慰安婦にさせられた女性たち――とテレビ、雑誌で報道していたことが分かったと」との櫻井氏の矛盾を示す決定的な証拠が見つかったと報告がありました。報告集会にはおおよそ６０人の支持者が参加し、東京裁判を間近に控えた弁護士からの報告もありました。引き続き注目し、支援していきます。植村隆さんの意見陳述が分かりやすいので、抜粋して紹介します。　　（根岸正和）

■植村隆さんの意見陳述（抜粋）

びっくりしました。……櫻井さんは２０１４年以来、金学順さんについて「人身売買されて慰安婦になった。植村はそれを隠して強制連行と書いた」という趣旨の主張をし、１９９１年８月の私の記事を「捏造」だと繰り返し断定しましたが、実際は櫻井さん自身が、「強制連行」と同義の表現を使っていたのです。それも私の記事の出た約１１カ月後、『週刊時事』に書いていたのです。自分自身が、強制連行と書いていたのに、それを隠して、私を批判するとは、ジャーナリストとして、あまりにアンフェアです。それは、公正な言論ではありません。これは新証拠として、札幌高等裁判所に提出すべきだと考えました。一審の裁判長が知らなかった事実なのです。

この『週刊時事』の記事が出た５カ月後、櫻井さんは再び、慰安婦の強制連行を伝えています。自身がキャスターを務めていた日本テレビのニュース番組「NNN きょうの出来事」です。日本弁護士連合会が後援した「日本の戦後補償に関する国際公聴会」のニュースで、櫻井さんはこう伝えました。

「日本軍によって強制的に従軍慰安婦にさせられた女性たちが、当時の様子を生々しく証言しました」

櫻井さんはキャスターとしてニュースの編成段階から関わっており、「日本軍によって強制的に従軍慰安婦にさせられた」という櫻井さん自身の認識を、明らかにしたことになります。

北海道新聞のソウル特派員だった喜多義憲さんは１９９１年、私の記事が出た４日後、私と同じように「挺身隊」という言葉を使って、私とほぼ同じ内容の記事を書きました。喜多さん自身が直接、金学順さんに取材した結果、私と同じような記事を書いた、ということは、私の記事が「捏造」ではない、という何よりの証拠ではないでしょうか。その喜多さんは、昨年２月に札幌地裁で証人として、出廷し、櫻井さんが私だけを「捏造」したと決め付けた言説について、「言い掛かり」との認識を示しました。そして、喜多さんは、こう証言しました。

「植村さんと僕はほとんど同じ時期に同じような記事を書いておりました。それで、片方は捏造したと言われ、私は捏造記者と非難する人から見れば不問に付されているような、そういう気持ちで、やっぱりそういう状況を見れば、違うよと言うのが人間であり、ジャーナリストであるという思いが強くいたしました」

記事を書いた当時、喜多さんは私と面識はありませんでした。しかも、喜多さんは私の記事を読んでもいなかったといいます。私はライバル紙の記者から、「無罪」の判決を受けたのです。ジャーナリズムの世界では、それは大きな「無罪」証明でした。

しかし、昨年１１月の札幌地裁判決では、櫻井さんの間違いの訂正や、喜多さんの証言は、全く採用されず、私は敗訴しました。判決は、唯一の証人だった喜多さんの証言を全く無視していたのです。判決では櫻井さんの人身売買説を真実であるとは認定しませんでした。しかし、櫻井さんが、私の記事を「捏造」だと信じたことには、相当の理由があると判断し、櫻井さんを免責したのです。この理屈でいけば、裏づけ取材をしなくても「捏造」と思い込むだけで、「捏造」と断じることが許され、名誉毀損には問えないことになります。あまりに公正さを欠く、歴史に残る不当判決だと思います。

札幌高等裁判所におかれては、これまでの証拠や新しい証拠を検討していただき、歴史の検証に耐えうる公正な判決を出していただきたいと願っております。

原裁判長、審理認めず
判決は 6 月 26 日

5.10 植村裁判東京訴訟
口頭弁論再開も即結審

西岡力氏らを名誉棄損で訴えた植村裁判東京訴訟は、原克也裁判長が結審後の今年 2 月、突然判決を延期して被告側に追加書証の提出を促すという原告側に不利な通告を行い、5 月 10 日に口頭弁論が再開されました。植村弁護団の神原元弁護士は、結審後に裁判所が被告側に追加提出させた書証（朝日新聞第三者委員会報告書全文）のどの部分が原告側に不利になるかが不明であることを指摘し、裁判所は証拠採用した理由を明らかにして、再度口頭弁論を開くべきだとの「進行意見」を読み上げました。

裁判長は被告側が「同証拠の抜粋を証拠提出しているから不意打ちではない」と申し立てたのを受けて、原告側の再度の意見も無視して、6 月 26 日午前 11 時 30 分に判決すると宣して閉廷しました。

櫻井よしこ氏の不可解な捏造攻撃

午後5時から参議院議員会館で報告集会が開かれました。神原弁護士は、裁判所の異例措置は被告に有利となる証拠を出させたことになり公平ではない。判決は厳しい結果が予測されるが、被告側の「捏造攻撃」は破綻している。勝つための準備を始めていると今後の展望を語りました。

札幌訴訟弁護団の小野寺信勝弁護士が、札幌控訴審の重要な論点などを報告しました（2 面の札幌控訴審報告を参照）

往住嘉文さん（元北海道新聞記者）は、櫻井よしこ氏による従軍慰安婦問題に関する 1992 年の「週刊時事」での主張と「NNN きょうの出来事」での報道は、植村記者に対する「捏造記者」攻撃と矛盾している事実を明らかにしました。

ずばり一言

従軍慰安婦問題の責任を取るべきは日本「政府」だけなのか

ジャーナリスト 桜井 よしこ

植村隆さんは、1991 年8月11日付朝日新聞大阪版で「思い出すと今も涙

札幌、東京、ソウル。そして「週刊金曜日」発行人として元気に闘い、活動している植村隆さん（右）

元朝鮮人従軍慰安婦　戦後半世紀重い口開く　韓国の団体聞き取り」と報道しました。

一方、櫻井氏は 1992 年 7 月 18 日付「週刊時事」（左下写真）で「東京地方裁判所には、元従軍慰安婦だったという韓国人女性らが、補償を求めて訴えを起こした。強制的に旧日本軍に徴用されたという彼女らの生々しい訴えは、人間としても同性としても、心からの同情なしには聞けないものだ。……売春という行為を戦時下の国策のひとつにして、戦地にまで組織的に女性達を連れていった日本政府の姿勢は、言語道断、恥ずべきであるが、背景にはそのような政策を支持する世論があった。とすれば、責任を痛感すべきは、むしろ私たち一人ひとりである」と書き、1994 年にダイヤモンドから発行した著書「櫻井よしこが取材する」でも、この記事を再録しました。

ところが、2014 年になると突然、月刊誌 Will などで植村さんの記事は捏造だと言い出したのです。取材や研究の結果、報道内容が変化することはあり得ますが、櫻井氏は主張を変えた理由、根拠を一切示していないのです。往住さんの事実関係を詳細に調査した上での指摘は説得力がありました。

捏造攻撃と闘う植村さんを記録するドキュメンタリー映画「標的」を制作している映像ジャーナリストの西嶋真司さんは、ジャーナリズムの使命を訴えるこの映画の制作費カンパを訴えました。目標は 300 万円とのこと。詳細は以下を見てください。

https://a-port.asahi.com/projects/target/

最後に植村隆さんは「札幌訴訟では敗訴したが、私に対する捏造記者攻撃のデタラメが明らかになり、朝日新聞はじめ正確な報道が増えている。へこたれない」と決意表明しました。口頭弁論傍聴者と報告集会参加者はちょっと少なかった感じでしたが、これまでの裁判を通じて、植村記者に対する捏造攻撃がいかに矛盾しているかが明らかになってきたことは確かです。判決に注目し、引き続き支援していきたいと考えます。

（福島　清）

「冤罪事件」は権力がいかに残忍・残酷であるかを証明するものである。戦後の典型的な権力犯罪である「松川事件」はじめ無罪が確定した刑事事件も数多い。それでも冤罪事件は起こり続けている。

私が関わった一つの冤罪事件を紹介したい。

「草加事件（そうかじけん）」をご存知だろうか。1985 年 7 月に埼玉県草加市の残土置き場で、中学 3 年の女子生徒の絞殺体が発見され、その容疑者として草加市在住の 13～15 歳の少年 5 人が逮捕、1 人が補導された事件である。逮捕された少年らは５人とも少年審判で犯行を否認。しかし裁判所は最高裁も含め、少年らを実行犯と決めつけ、少年院送致などの処分が 89 年 7 月に確定した。

この事件の争点は、被害者のスカートに付着していた犯人のものと推測される精液が少年らのものであったかどうか、だった。付着していた精液は AB 型だったが、少年らは O 型または B 型。ところが検察側は被害者の A 型と加害少年の B 型が交わって AB 型になったと主張したのである。これが裁判所で認められ、少年らは成人で言う有罪、保護処分が確定したのだ。

一方、被害者の父親は少年らの親に対して損害賠償請求の裁判を起こした。93 年 3 月に浦和地裁は原告の請求を棄却し、少年らの事実上の無罪を言い渡した。しかし東京高裁はこれを覆し 94 年 1 月に逆転判決を言い渡した。最高裁はこれを高裁に差し戻し、02 年 10 月に損害賠償裁判は原告敗訴が確定した。同時にそれは、少年らの「無実」を確定するものでもあった。

この民事裁判に支援者として私もかかわった。そのとき初めて（きっと最後だろうが）、殺人現場の写真を目にした。裁判資料として弁護団が収集したもので、それは目を覆いたくなる惨状であった。中学生だった子どもがなぜ殺されなければならなかったのか、理不尽さに腹が立った。

弁護団は A 型と B 型の血液が合わさると AB 型になるのかを、大阪の大学に鑑定を依頼、結論は「ノー」であった。ある意味これが決め手となって少年らの「無罪」が証明されたことになる。初審の段階からこの判断に立っておれば、少年らは救われたはずであり、裁判官の責任は免れない。

この事件で被害者と加害者とされた少年たちの家族は、小さくない痛手を被った。加害者としてのレッテルを貼られ、転居を余儀なくされた家族もあった。高裁判決時に、損害賠償で財産を取り上げられる可能性がある、として親が形だけだが離婚の手続きをせざるを得なかった家族もある。

被害者の側にも痛手は大きかった。母親は精神疾患に陥り日常生活に支障をきたした。裁判を起こした父親は、最高裁で係争中に病死するというアクシデントに見舞われた。冤罪は被害者にも加害者扱いされた側にも悲劇なのである。そのうえ真犯人を野放しのままにしている。冤罪は断じてあってはならないのである。

（水久保文明）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉝

見るな　聞くな　言うな

3悪法・国防保安法施行から 78 年

1941 年 5 月 10 日、国防保安法が施行された。5 日後には拡大改悪された治安維持法も発効、軍機保護法と合わせ国民弾圧の３悪法が出揃うに至った。保安法は逮捕状抜きの検挙を合法化し、治安法は予防拘禁を野放図にし、軍機法は最高刑を死刑に引き上げた。５月の青空に背き、国家機密の防護を口実に、忠君愛国の強制と国民弾圧の法体制を確立したのである。

いま、情報公開法で公文書を請求しても墨塗りで隠蔽し、真相の追及へは傲慢なすり替え答弁で嘯き、批判されれば高飛車な反発で発言封じにかかる。３悪法は戦後、占領軍によって廃されたが、いままた特定秘密法、安保関連法、共謀罪法の３悪法に形変えて復活し、見るな、聞くな、言うな――の強権政治が横行している。5 月の空に「国家による冤罪を忘れるな」の警鐘を打ち鳴らし、運動を強くしなければならない。

◆　　◆　　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相　　第 2 部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 34 号　2019 年 7 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

植村裁判東京訴訟「不当判決」

「命の危険がある暴風雨が襲来している。だが普段通り通学・出勤して差支えない」なんて気象予報が通るだろうか。西岡力・麗澤大学客員教授と文藝春秋社に 2750 万円の損害賠償を求めた植村裁判東京訴訟は、6 月 26 日 11：30 から東京地裁で「不当判決」が言い渡された。判決は「捏造」攻撃が植村さんの名誉を棄損したことは認めたが、西岡氏の主張には一定の合理性があるとして免責したのだ。新聞記者にとって命を奪われるほどの「捏造」攻撃が名誉を棄損したと認めるなら、そんな攻撃をした者には損害賠償をさせるのが当然ではないか。

この不当判決に対して、弁護団と植村隆さんは、直ちに声明を出し、控訴することを決定した。

16 時から参議院議員会館で開かれた報告集会で、弁護団はこの判決は「慰安婦問題は解決済み」という現政権の姿勢を忖度した政治的判決だと徹底批判した。

植村さんは不当判決に対して「５年前『娘を殺す』とまで脅迫され、塗炭の苦しみを味わった。しかし５年間で成長した。裁判を起こしてから攻撃は止まった。怒りは静かに燃えている」と決意を表明した。「捏造記者攻撃」を許さぬ闘いは続く。写真上右は、報告集会で決意表明する植村隆さんと、新崎盛吾・前新聞労連委員長。

原告・植村隆さんの声明

元東京基督教大学教授の西岡力氏と週刊文春発行元の文藝春秋社を名誉毀損で訴えた裁判で本日、東京地裁の原克也裁判長が不当な判決を下しました。判決では、私の記事を「捏造」とする西岡氏の言説及び私を糾弾する週刊文春の記事により、私の社会的評価が低下したと、名誉棄損を認めました。しかし、私が捏造したと西岡氏が信じたことには理由があるなどとして、西岡氏らを免責しました。西岡氏は私に取材もせずに、「捏造」記事を書いたと決めつけ、さらには言説の根拠となる証拠を改ざんまでしていたことが、法廷でも明らかになっています。裁判所はそうした事実を知りながら、私の意図を曲解して一部の真実性を認め、真実相当性の認定のハードルも地面まで下げて、西岡氏らの責任を不問にしました。こんな判決がまかり通れば、どんなフェイクニュースでも、書いた側の責任が免除されることになります。非常に危険な司法判断です。決して許せません。

この間の審理では、西岡氏の週刊文春の談話がフェイクだということが明らかになりました。西岡氏は虚偽の根拠に基づいて、私の記事を「捏造」とレッテル貼りしていたのです。事実を大切にするジャーナリズムの世界では、西岡氏は完敗していました。しかし、今回の判決では、西岡氏のフェイクが全く不問にされています。

週刊文春に掲載された西岡氏の談話や同誌の報道は、すさまじい「植村捏造バッシング」を引き起こしました。私は転職先を失い、「娘を殺す」と脅迫されるなど塗炭の苦しみに直面しました。しかし、判決では文藝春秋は問題提起をしただけで、バッシングを扇動するものとは認められず、不法行為は成立しないと断じています。ではなぜ、「植村捏造バッシング」が起きたのでしょうか。「植村捏造バッシング」は幻ではないのです。

昨年１１月９日、西岡氏と共に私の記事を「捏造」と言いふらしてきた、櫻井よしこ氏（２面へつづく）

（１面から）　の責任を免除する不当な判決が札幌地裁で下されました。西岡氏はこうも言っています。「私は 1991 年以来、慰安婦問題での論争に加わってきた。安倍晋三現総理大臣や櫻井よしこ本研究所理事長らも古くからの同志だ」（国家基本問題研究所ろんだん）。今回もまた「アベ友」を免責する不当判決が出ました。しかし、私はひるむことなく、言論人として堂々と闘いを続けていきたいと思います。この不当判決を高等裁判所で覆すべく、頑張りたいと思います。

２０１９年６月２６日

元朝日新聞記者・韓国カトリック大学客員教授
週刊金曜日発行人　　植村　隆

国家権力犯罪に賠償要求

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、1974 年以来、政府に対して「治安維持法犠牲者と国民の訴えに耳を傾け、一日も早い名誉回復・謝罪を国家賠償」を求めて、運動を継続・展開している。

同同盟の調査によれは、治安維持法弾圧犠牲者数は以下の通りとなっている。Ａ＝警察署での拷問による虐殺者 93 人、Ｂ＝服役中・未決拘留中の獄死者 128 人、Ｃ＝服役中、未決拘留中の暴行・虐待・劣悪な環境などによる発病で出獄・釈放後死亡した者 208 人、Ｄ＝弾圧で再起できず自死 25 人、Ｅ＝宗教弾圧での虐殺・獄死者など 60 人、Ｆ＝検挙者数 6,8274 人、Ｇ＝起訴者数 6,550 人、Ｈ＝起訴猶予 7,316 人、検束・勾留者数（未送検者数）数 10 万人。宮澤弘幸はＣ項の一人として記載されている。

弾圧犠牲者への謝罪と賠償＝世界の現状

第二次世界大戦後、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリス、チリでは、以下のように国家による謝罪・賠償が行われている。

【ドイツ】1956 年連邦補償法制定。ナチス犠牲者に 2010 年までの補償総額は 680 億 7900 ユーロ（約８兆 8500 億円）。15 万 3000 人に一人当たり年額 80 万円の年金支給。【イタリア】ファシズム体制で実刑を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金支給。【アメリカ】１９８８年「市民的自由法」制定。第二次大戦中強制収容した日系人生存者６万人対象。一人２万ﾄﾞﾙ（２５０万円）を支払い、大統領が謝罪。【カナダ】第二次大戦中強制収容し、１９８８年法制定時生存の日系人１万７０００任対象。一人２万１０００ﾄﾞﾙ（約２５０万円）を補償。【韓国】日本の植民地支配とたたかった犠牲者を愛国者として表彰、年金支給法。懲役１年以上に年金毎月 16 万円支給。【スペイン】2007 年フランコ独裁犠牲者の名誉回復と補償を行う「歴史記憶法」制定。【イギリス】ケニア反植民地運動弾圧に 2013 年補償法決定など。【チリ】1992 年ピノチェト軍事政権下の弾圧犠牲者と家族に年金支給。指定に奨学金など決定。

治維法国賠同盟のねばり強い要求行動に対して、日本政府は全く対応していません。事務局は「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを再確認し、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相をさらに広める取り組みを検討していく予定です。　　（福島　清）

【お詫び・訂正】第 33 号３㌻右７行目「…人間としても同姓としても…」は「…人間としても同性としても…」でした。お詫びして訂正します。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉞

狭く、動けず、寒く

６月から６月、まる２年の網走独房

1943 年６月、宮澤弘幸は懲役 15 年の刑で、網走刑務所に収監された。一度も公判が開かれることなく同年５月 27 日付で上告棄却となり、程なく、北海道縦断の列車で終着駅・網走へと囚人送り。以来 45 年６月 25 日に仙台・宮城刑務所へ移監されるまで、まるまる２年を最北の独房に閉じ込められる。北の大地に夢を広げ、夢を奪われての大地の果てだった。

当時、網走には扇状に５舎房あり、４舎房が独房で 80 房あった。非転向の政治犯と矯正不能とされる重罪犯が割り振られ、宮澤はここに入れられた。３畳にも満たず、懲罰房に入れられる以外には外に出されることもなく、懲役も房内作業に限られた。入獄の年は 11 月５日に初雪、７日に氷点下、年末からは零下 20 度が続き、翌年１月５日に流氷が来て、去ったのは５月の４日だった。どこまで想像できるだろうか？

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 35 号　2019 年 8 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

戦後最大の人権侵害「レッド・パージ」

国家権力犯罪に“時効”はない！

第１回

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を糺す運動を通じて知ったのは、国家権力の残酷さです。そして今、秘密保護法・戦争法・共謀罪法を手にした安倍政権は、国民を「戦争への道」に引き込むために、憲法９条改悪を企図しています。この暴走を阻止するためには、戦前から現在にいたる多くの国家権力犯罪の実態を暴き、伝えていくことが大切だと考えます。そこで「国家権力犯罪に“時効”はない」シリーズを始めます。第１回は戦後、占領下で引き起こされた最大の人権侵害事件「レッド・パージ」。現在も活動を続けている「レッド・パージ反対連絡センター」事務局長の鈴木章治さんからいただいた資料と「新聞労働運動の歴史」からまとめました。

●「レッド・パージ」とは

1949 年から 1950 年にかけ、アメリカ占領軍の督励・教唆のもとに日本政府、企業が共産主義者および同調者とみなした者を「政府機構の破壊者」「生産阻害者・企業破壊者」「社会の危険分子」「アカ」等の名のもとに民間企業や官公庁等から数万人（推定３万人から４万人）の公務員・労働者を一斉に追放（罷免・解雇）した不法・不当な反共攻撃であり、「思想・良心の自由」（憲法第 19 条）を蹂躙した戦後最大の思想弾圧事件である。

第一段階は、1949 年４月、行政機関職員定員法制定に始まる行政整理及び経済安定９原則等に基づく企業整備において、一般的な人員整理の中で行われたパージ。同時に「団体等規制令」を公布し、適用対象に「反民主主義的な団体」を加え、共産党を規制の対象とした。

第二段階は、１９４９年９月から１９５０年にかけて共産党員等を狙い撃ちにした公立学校教員のパージ。大学教員のパージもこの段階に含めることができる。

第三段階は、マッカーサー書簡に基づき 1950 年６月から 12 月までに行われた、広範囲の直接的なレッド・パージ。（「レッド・パージ 65 周年のつどい」記念誌から）

「新聞労働運動の歴史」（1980 年・大月書店刊）によると、新聞・通信・放送分野は、第三段階で対象とされ、７月 28 日午後３時を期して、朝日、毎日、読売、日経、東京、共同、時通、放送協会（ＮＨＫ）の８社で 338 人が突然解雇を言い渡された。

◆新聞通信放送関係のレッド・パージ者数

（1950 年８月 31 日現在、新聞協会調べ）

北海道新聞 35、函館新聞６、新岩手日報４、岩手新報３、山形新聞 18、河北新報 20、茨城新聞３、千葉新聞３（全員依願退社）上毛新聞 11、朝日新聞 104（東京 38、大阪 46、西部 12、名古屋８）、毎日新聞 49（東京 31、大阪 18）、読売新聞 34、日本経済新聞 30、共同通信 34、時事通信 16、東京新聞８（全員依願退社）、時事新報２、山梨時事新聞３、信陽新聞４、富山新聞１、北國新聞１、中部日本新聞 36（依願退社８）、名古屋タイムス４、中部経済新聞２、岐阜タイムス２（全員依願退社）、伊勢新聞９、京都新聞６、夕刊京都 11（依願退社１）、産業経済新聞５（依願退社１）、大阪新聞６（依願退社１）、新大阪２、神戸新聞７（全員依願退社）山陽新聞４（全員依願退社）、岡山新報３、日本海新聞９、山陰日日新聞３、島根新聞１、中国新聞 21、四国新聞６、徳島新聞２、高知新聞４、愛媛新聞４、新愛媛新聞４、西日本新聞 17（依願退社６）、夕刊フクニチ 23、長崎日日新聞２、日向日日新聞３（依願退社１）、南日本新聞６、日本放送協会（ＮＨＫ）119，合計 49 社 700 人。

新聞労働者は戦後、「日本新聞通信（放送）労働組合」（新聞単一＝1946.2）、「全日本新聞労働組合」

（４面へつづく）

植村裁判
札幌訴訟

「一審判決は取り消されるべきだ」

弁護団、控訴審第２回口頭弁論で強く主張

植村裁判札幌訴訟の控訴審第２回口頭弁論が７月２日、札幌高裁で開かれました。傍聴は抽選となり、私は残念ながら外れてしまいましたので、「植村裁判を支える市民の会」ＨＰから、同口頭弁論と報告集会の内容を紹介します＝写真も　　（根岸正和）

高裁に向かう植村さん（中央）と弁護団

この日の弁論は午後２時 30 分に始まった。定員７８人の８０５号法廷の傍聴席はすべて埋まっている。弁護団席には植村さん側が２５人、櫻井氏側は６人が着席した。６日前には植村氏敗訴の東京地裁判決があったばかり。法廷の緊密感は前回（４月２５日）と変わらない。

正面中央の裁判長席には冨田一彦・部総括判事が着いた。冨田氏は５月１３日付で着任し、本多知成裁判長と交代した（冨田氏の前任は神戸地裁部総括判事、本多氏は札幌地裁所長に就任）。裁判長交代による手続き（審理の引き継ぎを確認する「更新手続き」）と提出証拠の確認の後、植村さんが起立して意見陳述を行った。

植村さんは、「裏付け取材なしに思い込みだけで『捏造』と断じた櫻井氏を許した判決はあまりにも公正さを欠く」と強い口調で述べ、冨田裁判長に向かって「証拠をきちんと検討し、公正な判決を出していただきたい」と訴えた。

その後、植村弁護団が提出した「準備書面（１）」の要旨を、大賀浩一弁護士が読み上げた。

この準備書面は、憲法学者と元記者が一審の問題点を指摘した計３通の意見書・陳述書を基に、一審判決の取り消しを求める内容だ。一方、櫻井側弁護団も書面を提出し、弁論の終結を求めた。これに対し、植村弁護団は弁論のさらなる続行を求め、①東京、札幌両地裁判決が共通してはらむ問題点に関しての主張書面②証人申請をした梁順任さんの陳述書を補充する書面、を提出する予定だ、と述べた。冨田裁判長が櫻井側弁護団に「もう主張することはないのですか」と問いかけると、林いづみ弁護士は「ありません、裁判所の判断におまかせします」と答えた。

冨田裁判長は「では次回も開き、結審します」と述べ、日程を協議した結果、１０月１０日午後２時３０分に次回口頭弁論を開き、その日に結審することになった。閉廷は午後３時５分だった。

■報告集会での講演

平和憲法9条と朝鮮半島の平和は「針」と「糸」

自由言論実践財団理事長・李富栄さん

きょう植村さんの裁判を傍聴した。万感こもる思いで胸が痛い。正義を貫いた人が、権力とくっついた人たちから「正義ではない」とされている。私自身、軍事独裁政権打倒の言論闘争で何回も捕まり、拷問も受けた。人権を抑圧しながら自分たちがしていることを民主主義といい、朴正熙大統領、全斗煥大統領に反対する者はすべて共産主義者とされた。

皆さんは河野談話、村山談話を記憶されていると思う。金大中大統領と小渕首相との日韓パートナーシップ宣言、菅直人首相の談話、平成天皇が植民地支配に「痛惜の念」と発言したことも。しかしすべてが安倍政権になって覆された。慰安婦問題の発言についても同様だ。日本は非常に危険な状況にある。

先日、私が主宰している自由言論実践財団で、植村さんが「歴史の歪曲と戦う言論人の報告」として講演した。懇親会で植村さんは「韓国のマスコミの方々に話をきいてもらった。日韓間の誤解を解く場所になると思う」と話した。

私は告白しなければならない。韓国人として植民地時代に受けた抑圧、自分のくやしさを解消しようとばかり考えていた。私たちと一緒に、正義のために戦っている日本人のことを考えることが出来なかった。そ

の日本人の代表として植村さんの勇気を評価、尊敬し、「植村さんを考える会」を作った。

今日の演題を「「平和憲法９条と朝鮮半島の平和は『針』と『糸』」とした。韓国のことわざで「針と糸」は、お互いが緊密な関係という意味だ。民主化、市民運動をしてきた私たちは、日本の憲法９条は人類を守る教科書と考えてきた。

「日本国憲法第９条にノーベル平和賞を」と神奈川県の主婦が始めた運動に我々も応えようと、署名活動が２０１４年に韓国でも始まった。日本人の悪いことは言い募る韓国人だが、日本人の前向きな取り組みを積極的には強調しないで来た。反日感情からこの署名活動に反発、怒りもあった。

しかし、元国務総理、元国会議長、元最高裁長官、元国家情報院長や文化人、私を含め賛同者は約５０人。米、英、独など各国を代表する新聞に大々的に報じられた。私たちと付き合いがある鳩山由紀夫さん、小沢一郎さん、野中広務さん、岡本厚さん（岩波書店社長）らから「こういう積み重ねで日韓関係は良くなる」と激励してくれた。

終戦７０周年の２０１５年６月、大江健三郎さんたちが憲法９条を守る集会を東京で開き、韓国の多くの市民団体は連帯のメッセージを送った。この９条を幹にして、朝鮮半島の平和、東アジアの平和、さらには世界の平和実現を目指した。

安倍首相は北朝鮮の金正恩（キム・ジョンウン）委員長と「条件を付けずに会う用意がある」と発言するようになった。それまで「拉致問題が解決しなければ、会いもしないし国交も正常化しない」としてきた態度が変わった。安倍首相の非妥協的で自己中心的な態度に、日本国内でも非難が起きてきたことも一因だろう。いま朝鮮半島では大きな変化が起きている。平昌冬季五輪が成功裏に行われ、南北首脳会談、米朝首脳会談が開かれた。歴代の首相や官房長官の談話、天皇の自責の念、そういったものすべてを覆した結果として、日本がバッシングされ、孤立する状況がある。

今年６月７，８日、朝鮮半島と日本の非核、日朝国交をうながす集会とシンポジウムが東京で開かれ、私も参加した。約５００人のデモ参加者は歌いながら、銀座を練り歩いた。韓国のローソクデモで歌われた「朝露」「真実は沈黙しない」「岩のように生きる」等々を、日本の市民運動の人たちが一緒に歌っていた。韓国のデモが頻繁に行われ、歌も世界に通じるようになったと感じた。

シンポジウムで私は、日朝国交正常化は東アジアの平和の核だ、と発言した。昔だったら国家保安法で捕まっただろう。世の中は大きく変わった。安倍さんも変わり始めた。

周辺国は何に注目しているか。すぐある参院選で、憲法９条が破壊されることは防がなければならない。３２の１人選挙区で野党候補が１本化したと聞いている。安倍政権の議席３分の２獲得は阻止できると思う。安倍責任論が出て来るかもしれない。

結論を６項目にまとめたい。

◇安倍首相は、河野洋平、村山富市、菅直人氏ら首相、官房長官談話、また金大中・小渕恵三の共同宣言、平成天皇の「痛惜の念」遺憾表明を無視してはならない。

◇安倍首相は日本政府の継続性を尊重して、朝鮮半島との関係を修復すべきだ。

◇日本政府は植民地統治を謝罪し１９６５年の日韓体制を変えなければならない。６５年の日韓条約は、韓国併合、植民地化を反省していないところから生まれている。さきに挙げた談話等は、植民地化を謝罪したということだ。だからこそ日韓条約は変化しなければならない。

◇日本政府は平和憲法を守り、東アジア平和共同体を志向しなければならない。

◇日本は、かつての強大国復活が再び悲劇を招くということを直視する必要がある。鳩山元首相は最近出版した『脱　大日本主義』で、「軍事強大国より経済、文化、芸術、立派な外交で一流国になれる」と言っている。

◇最後に６番目。韓国と北朝鮮は、東アジアの平和と分断克服に日本が大きく貢献することを期待する。

【会場からの質問に答え、つぎのように語った】

民主化闘争は大統領直接選挙を８７年に復活させた。しかし野党側は金大中、金泳三が立候補して対立。全斗煥前大統領の後継、盧泰愚（ノ・テウ）が勝利し軍事政権を引き継いでしまった。

９１年に南北朝鮮が国連に同時加盟した。中国、ロシアは韓国とも国交を正常化したが、日本と米国は北朝鮮と国交正常化はしなかった。これを見て金日成主席は、東欧のように自国を潰そうとしていると考えた。朝鮮半島の核危機は、そのころから生まれたといえる。危機をもたらしたのは日本と米国だと思う。朝鮮半島の平和には、なによりも日朝国交正常化が必要だと考える。

【李富栄（イ・ブヨン）さんは１９４２年生まれ。朴正熙軍事独裁政権の言論検閲に対抗し、東亜日報の社内の約２００人で自由言論実践宣言を発表した。１９７５年に解職、投獄され、民主統一民主運動に身を投じた。４回目の服役中の８６年、収監されていた刑務所で、ソウル大生の水拷問死事件の真相をつかみ、外部の支援者を通じて暴露、全斗煥大統領退陣に結び付いた。この話は「１９８７　ある闘いの真実」として映画化された。政界にも転じた後、自由言論実践財団の理事長を務めている】

（１面から）
（全新聞＝1948.7）、「日本新聞労働組合連合」（新聞労連＝1950.6）と紆余曲折を経ながら全国組織を結成した。レッド・パージを迎えた全国組織の対応は分かれた。「全新聞」は「日本の言論報道の自由を守り、戦争の陰謀を粉砕する力はわれわれの断固たる闘争以外にない」と声明。「新聞労連」は「便乗また誤認解雇と立証できる者は支援。新聞協会は便乗・誤認解雇の撤回を各経営者に促せ」との腰の引けた方針を決めた。1950 年７月に結成された「日本労働組合総評議会」（総評）は、基本的支持を決めた。

解雇を「不当労働行為」として、中労委に提訴した闘いは、救済命令、却下、和解と分かれた。地裁の却下理由は、マッカーサー書簡が日本の憲法に優先する占領軍による支配の下では国内法は無視されるとして、事実上閉ざされた。

●苦難に直面しながらも継続する運動

レッド・パージ攻撃を受けた労働者たちは、裁判闘争、地労委闘争で闘ったが、1952 年の共同通信事件で最高裁は「全ての国家機関並びに国民に対する指示した超憲法的効力」とし、さらに憲法判断を求めた提訴でも事実関係を一切認めず却下した。このため司法の場での請求は不可能となった。

労働運動の分野では、当初、基本的支持を決めた総評が、戦闘性を発揮するとともに、レッド・パージ被害者の解雇反対闘争を支援するようになったが、最高裁判決によって運動は停止状態に陥った。しかし被害者と家族たちの励まし合う活動が続いた。

2002 年 11 月、レッド・パージ 50 周年記念を機に、「レッド・パージ反対連絡センター」が結成され、中断を経て、2005 年５月から活動を再開し、2010 年に「60 周年のつどい」を開催した。

2015 年に開催した「65 周年のつどい」では、「憲法破壊を許さず、戦争法廃止、立憲主義を取り戻し、日弁連勧告を活かした被害者の名誉回復と国家賠償を実現させ、教訓を次世代に語りつごう」とのアピールとともに、「①国は、レッド・パージが無法、不当な人権侵害行為であったことを認め、被害者に謝罪すること。②国は、日弁連の勧告にしたがい、すべてのレッド・パージ被害者への名誉回復と国家賠償を速やかに行うよう特別法を制定すること。③暴走する安倍内閣を退陣させ、戦争法を廃止し、立憲主義、民主主義を取り戻すこと」を決定して、運動を継続している。

レッド・パージ反対全国連絡センター
114-0023 東京都北区滝野川３の３の１
ユニオンコーポ４０２号室、産別会議記念・労働図書資料室気付
tel/fax: 03-3576-3755

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㉟

「授業は教師の義務だ」

日米開戦前夜、帰国勧告を無視

1941 年８月、ポーリン・レーンへアメリカ在の実兄から「すぐ帰るように」との電報が届いた。前年９月に日独伊三国同盟が調印されて以来、在日米大使館からも何度か帰国勧告が出ていた。しかし、ポーリンは夫共々「北大との契約が切れるまでは帰らない」と返電している。契約とは年々更新の雇用契約のことであり、それを夫妻は学生への義務と捉えていた。

札幌円山墓地にあるレーン夫妻（左）と長男の墓

ポーリンは京都の生れで、学生時代の数年を除いて日本で日本人同然の暮らしをしていたし、夫ハロルドは北大赴任以来、札幌に骨を埋めるつもりでいる。だから、夭折した長男の埋葬に当り同市円山墓地に墓所を設けた。電報から３か月後、大使館からも事実上の指令である引揚勧告が届いたが、夫妻共々、躊躇なく無視した。それから１か月と経ない 12 月８日、日本軍は真珠湾を奇襲し、夫妻は一斉検挙に遭った。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】参議院選挙結果を受けて安倍首相は、野党に対して「改憲論議を呼びかけて国民の支持を得た。だから民意を正面から受け止めよ」と言っていますが、１億余人の有権者のうち自民党支持者は 1771 万人しかいません。選挙結果で民意を得たというのなら、沖縄辺野古米軍基地建設に何度も何度も、そして今度の参院選でも「ノー」と意思表示している沖縄県民の民意に何故従わないのでしょうか。暑い夏。一連の弾圧法規を手にして、憲法改悪はじめ暴走を企図する安倍政権を倒す闘いが続きます。　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 36 号　2019 年 9 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

弾圧犠牲者への謝罪と賠償を要求

国家権力犯罪に“時効”はない！

第2回

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、名称通り一貫して「国家権力犯罪に“時効”はない」との立場に立って、治安維持法犠牲に対する国家賠償を求めて活動してきた組織である。2013 年 1 月、北海道で開催した本会結成集会の際、宮田汎・同同盟北海道本部会長が参加してくださったのをはじめ、全面的な支援をいただいてきている。いまもなお、政府に対して、一日も早い名誉回復・謝罪と国家賠償を求めて運動を継続している。

治維法国賠同盟結成目的と運動経過

「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」（以下、治維法国賠同盟）結成の目的と運動経過は以下の通りである（規約前文から要約）

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、戦前の歴史の真実を明らかにし、日本国民の平和と民主主義のための闘いの伝統を受け継ぎ発展させ、平和と民主主義のための闘いの故に国家権力による弾圧を受けた人々に対する国の謝罪と賠償を実現させる目的を掲げて、1968 年 3 月 15 日に結成された。

治安維持法犠牲者の「再び、戦争と暗黒政治を許すな」の叫びに応えて、毎年、治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償を求める国会請願行動を積み重ねてきた。数十万人におよぶ治安維持法犠牲者は日本国憲法の平和と民主主義の諸原則を生み出す力となった人々であり、これらの人々が当時の国家権力の弾圧によってこうむった生命、身体、精神、名誉の侵害と資格剥奪や経済的圧迫等の犠牲と損害を償うことは国の責務であって、国にその責務を果たさせることは、歴史を戦争と暗黒政治に逆戻りさせない道を切り開くものだ。

ところが、この「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」はいまだに放置されたままであり、歴史の証人である治安維持法犠牲者の多くは他界し、この重要な戦後補償の実現は次世代の私たちが担わなければならない課題となっている。

日本弁護士連合会は 1993 年 10 月、人権擁護大会において、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に反対し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と述べて、憲法の国家賠償の規定の目的と精神に照らしても、その犠牲者に対する補償がなされなければならないと指摘した。この戦後補償の重要な課題である「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」を実現する運動を新たな国民的運動として発展させ、実現することを期する。

＊

この方針の下、治維法国賠同盟は 1974 年から「治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願」を行っている。請願項目は、①国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること②国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと③国は治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること――の 3 項目。2019 年は、5 月 15 日に 42 都道府県から 187 人が参加して、17 万余筆の署名を国会議員を通じて衆参両院議長宛に提出した。政府はこれまで無視を続けている。

治安維持法体制下の犠牲者の実態

治維法国賠同盟は、全国で治安維持法犠牲者の徹底調査・発掘を重ねて、その全容を以下の 2 冊のパンフレットにまとめている。

『治安維持法体制下の弾圧（Ⅰ）虐殺―国家権力の犯罪』（2011 年 11 月 1 日初刷。2014 年 5 月 1 日 3 刷）
『治安維持法体制下の弾圧（Ⅱ）獄死者―国家権力の犯罪』（2014 年 5 月 15 日初刷、2015 年 5 月 12 日補訂版）

犠牲者の調査・発掘はいまもなお継続しているが、現時点でのまとめによれは、治安維持法弾圧犠牲者数は以下の通りである。

Ａ＝警察署での拷問による虐殺者 93 人
Ｂ＝服役中・未決勾留中の獄死者 128 人
Ｃ＝服役中、未決勾留中暴行・虐待・劣悪な環境などによる発病で出獄・釈放後死亡した者 208 人
Ｄ＝弾圧で再起できず自死 25 人
Ｅ＝宗教弾圧での虐殺・獄死者など 60 人
Ｆ＝検挙者数 6 万 8, 274 人
Ｇ＝起訴者数 6, 550 人
Ｈ＝起訴猶予 7, 316 人
検挙に至らなかった拘束者数 10 万人
宮澤弘幸はＣ項の一人として記載されている。

弾圧犠牲者への謝罪と賠償＝世界では

第二次世界大戦後、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリス、チリなどでは、以下のように国家による謝罪・賠償が行われている。

【ドイツ】1956 年連邦補償法制定、ナチス犠牲者に 2010 年までの補償総額は 680 億 4900 ユーロ（約 8 兆 8500 億円）。15 万 3000 人に一人当たり年額 80 万円の年金支給。

【イタリア】ファシズム体制で実刑を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金支給。

【アメリカ】1988 年「市民的自由法」制定。第二次大戦中強制収容した日系人生存者 6 万人対象。一人 2 万ﾄﾞﾙ（250 万円）を支払い、大統領が謝罪。

【カナダ】第二次大戦中強制収容し、1988 年法制定時生存の日系人 1 万 7000 人対象。一人 2 万 1000 ﾄﾞﾙ（約 250 万円）を補償。

【韓国】日本の植民地支配とたたかった犠牲者を愛国者として表彰、年金支給法。懲役 1 年以上に年金毎月 16 万円支給。

【スペイン】2007 年フランコ独裁犠牲者の名誉回復と補償を行う「歴史の記憶法」制定。

【イギリス】ケニア反植民地運動弾圧者に 2013 年補償法決定など。

【チリ】1992 年ピノチェト軍事政権下の弾圧犠牲者と家族に年金支給。子弟に奨学金など決定。

【国際連合】1968 年の国連総会は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約」を可決成立、70 年に発効した。この条約により、国際法上戦争犯罪及び人道に反する犯罪には時効が存在しないとされた。日本は未だ批准していない。

「治安維持法は適法だった」

日本政府は思想弾圧に反省なし

同じ敗戦国であるドイツ、イタリアはじめ世界各国が国家による参圧犠牲者に対して、それを認め、謝罪しているのに対して、日本はどうか。

とりわけ安倍政権の姿勢は明確で、賠償要求に対し敵意さえ隠さない。挙句は、治安維持法について「当時適法に制定された」とまで言及し、これまでの国会答弁をひっくり返す姿勢さえ露呈している。

その一端は、国会答弁（2017 年 6 月 2 日の参院法務委員会での畑野君枝・共産党議員の質問に対する金田勝年・法務大臣らの答弁）でも明らかなので、その主要部分を収録する。

畑野議員は、治安維持法で弾圧された人々の悲惨な現状を明らかにしたうえで、まず、金田法務大臣に対し、治安維持法についての認識を質した。（以下、答弁は参院議事録による）

○金田国務大臣　治安維持法は、大正 14 年に公布、施行され、国体の変革または私有財産制度の否認を目的として結社を組織した者等を処罰することとした法律であると承知をいたしております。そして、認識と言われましたが、治安維持法につきましては種々の意見があるものと承知をしております。この治安維持法の内容や適用された事例を含めまして、歴史の検証については、専門家の研究、考察等に委ねるべきものと考えております。

これに対し、畑野議員は、治安維持法等による取調べが拷問によったこと、拷問は戦前の法制でも禁じられていたこと、治安維持法はポツダム宣言（降伏受諾）によって廃止されたこと等を指摘し、かつ政府委員からも言質答弁を引き出したうえで、

さらに、自民党の三木武夫・総理の答弁「治安維持法につきましてはすでにそのときでも批判があり、今日から考えれば、こういう民主憲法のもとに考えれば、これはやはりわれわれとしても非常な批判をすべき法律であることは申すまでもない」（1976 年 9 月 30 日）も引いて、再度、「戦後、治安維持法が否定された以上、この法律による弾圧犠牲者の救済、名誉回復をするべきではないか」と質した。

○金田国務大臣　治安維持法は、当時適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪に係ります勾留、拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであって、違法があったとは認められません。したがって、治安維持法違反の罪に係る勾留もしくは拘禁または刑

の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪及び実態調査の必要もないものと思料をいたしております。

畑野議員は、大臣認識の誤りを厳重指摘し、その上で国家弾圧による被害は戦後もあるとして、レッド・パージ問題に言及した。

○畑野委員　次に、同様のことは戦後のレッド・パージでも行われてまいりました。2010 年 8 月 31 日、内閣総理大臣に対して日本弁護士連合会は勧告書を出しております。レッド・パージの被害者の方たちです。「申立人らの思想・良心の自由及び結社の自由を侵害するとともに同人らを処遇上差別した重大な人権侵害行為であった。申立人らは、これら解雇等の措置によって、申立人らに非があるかのように取り扱われてその名誉を侵害されたばかりでなく、生活の糧を失うことによって苦しい生活を強いられるなど、生涯にわたる著しい被害を被ってきた」「当連合会は、国に対し、申立人らが既に高齢であることを鑑みて、可及的速やかに、申立人らの被った被害の回復のために、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する」というふうに述べております。きょうは資料で、毎日新聞と神戸新聞の中に載っております大橋豊さんらの裁判の状況についても載せさせていただきました。戦後最大の人権侵害とされるレッド・パージをめぐる全国唯一の国家賠償請求訴訟の原告のお一人で、87 歳になられておられます。こうした皆さんの、被害者の名誉回復、救済、これを政府として図るべきではないでしょうか。

○金田国務大臣　その行為の時点において、連合国の最高司令官の指示に従ってなされたもので、法律上の効力を有しておりますし、その後に、平和条約の発効により連合国最高司令官の指示が効力を失ったとしても、影響を受けるものではないという司法判断が確定しております。法務省としては、このような司法判断を踏まえて、何らかの対応を実施することについては考えておりません。

○畑野委員　大橋さんは、レッド・パージとしての被害者で、今大臣が言うような冷たい対応で、ずっと救済されてこなかったわけです。そして国家公務員として逓信省、電気通信省に在職していたわけですが、その働いていた時期の年金の支給もされていないと訴えておられます。きちっと調査すべきではありませんか。

○可部政府参考人　お答えいたします。一般論として申し上げますと、国家公務員として働いていた期間があるにもかかわらず、何らかの理由で年金が支給されていない場合がございましたら、年金支給事務を行っております実施機関、こちらにおきまして事実関係を確認した上で、法令に従って適切に対応をしているものと考えております。

○畑野委員　これも、私が質問するということで、初めてそういう御答弁をいただくことができました。私の父もレッド・パージ被害者の一人です。多くの方々と御家族が塗炭の苦しみをされてきた。この戦後最大の人権侵害の解決、これも図らなくてはならないということを申し上げたいと思います。

すり替え答弁と、その底に潜む危険

ここまでで、まず明らかなのは、「悪法も法」の居直りだ。さすがに治安維持法をもって「良法」とは言えず、外形的な法成立の手続きを持ち出して、当時の法手続きの中で適法に成立したのだから適法であり、したがって成立後の運用もまた適法だとすり替えている。典型的な官僚答弁であり、いまでは「ごはん論法」と名付けられた欺瞞答弁の典型でもある。

質問の趣旨は、誤った国策（法律を含む）によって生じた国民の被害を、政治の責任において賠償したらどうか、である。これに対し、答弁は政治の責任も歴史認識もほおかぶりして、次元の異なる手続き論によって「適法」という語感を強調している。

この程度のすり替え欺瞞は直ぐに底が割れる。だが、その底にはさらに危険なすり替えが潜んでいるので、ここは厳重な注意が必要だ。それはナチス・ドイツの成立に関わることで、ナチスの論理によれば、当時のワイマール憲法下の選挙で適法に多数派となり、同憲法下で適法に成立させた法律によって適法に独裁政権を構築し、憲法を骨抜きにしたからである。

これは、次のレッド・パージに関する答弁でも透けてくる。畑野議員の質問は、占領下の行政によって起きた国民被害の救済を政治の責任において図るよう迫ったものだが、答弁は、同じく政治責任を棚上げして手続き論を持ち出し、占領下の法体系の下で合法とされた事案は、占領終結後も平和条約を媒介にして合法性を失わないとの文脈で強弁している。

ただ、この矛盾は、安倍政権にとっても落とし穴になる。改憲を焦る安倍の持論は「押付け憲法」にあるからだ。レッド・パージの押付けを容認し、安保体制、辺野古、戦闘機爆買いの押付けを容認しても、憲法の押付けだけは容認できないとでも強弁する気なのか。手続き論でかわそうとする大穴といっていい。

そしてこの姿勢は骨の髄まで染み込んでいる。畑野議員による最後の質問、共謀罪法案に係る国連特別報告者ジョセフ・カナタッチ氏の公開書簡についても、こう答弁している。（一部略）

○飯島政府参考人　この専門家の見解は国連の立場を反映するものではございません。政府は、ジュネーブ代表部から国連人権高等弁務官事務所を通じて、直接説明する機会が得られることもなく、公開書簡の形で一方的に発出をされたこと、及び同書簡の内容は明らかに不適切なものであることを抗議しております。

敗戦直後に射殺された戸田帯刀神父

追悼ミサで佐々木宏人さんが講演

8 月 18 日午後、カトリック吉祥寺教会で「戸田帯刀神父様を偲ぶ追悼平和祈念ミサ」が開かれ、約 200 人が参加した。戸田神父は、太平洋戦争敗戦３日後の 8 月 18 日、カトリック保土ヶ谷教会で憲兵とみられる男に射殺された。47 歳だった。犯人はまだ不明。

「なぜ、誰に射殺されたのか」。毎日新聞ＯＢで同労組委員長も務めた佐々木宏人さんは、毎日新聞甲府支局長の時この事件を知り、退職後の 2010 年から８年間取材を続け、昨年８月「封印された殉教」（フリープレス発行、星雲社発売）と題した上下 2 冊の大著にまとめ出版した（「事務局たより」第 28 号で紹介）。

戸田神父の命日であるこの日、佐々木さんは、事件について 30 分ほど講演した。配布された資料によると、戸田神父は 1898 年に山梨県で生まれ、25 歳でローマへ。ウルバノ大学に５年間在学。30 歳でローマ大神学校を卒業して、帰途船でアメリカの長兄宅とカナダの次兄宅に寄り、一緒に洗礼を受ける。31 歳で帰国後、東京教区で司祭を務め 42 歳で日本人初の札幌教区長に。1941 年 12 月 8 日に北海道大学英語教師・レーン夫妻が軍機保護法違反で検挙された際は、残された父親と 2 人の娘たちを救援した。42 年札幌市内の路上で、軍刑法違反（流言飛語罪）で逮捕されたが、札幌地裁で無罪になった。

1944 年横浜教区長に転任。「私は日本のため、世界平和のために働きます」と宣言した。1945 年、教皇ピオ 12 世に戦争終結和平提案提出を用意の親書を出す。そして 8 月 18 日夕刻、射殺死体で発見された。

1945 年射殺されてから約 10 年後、犯人とみられる男が吉祥寺教会に現れ「私が戸田射殺事件の犯人」と名乗り出たが、司教区は事情聴取することなく「赦しを与える」と放免してしまったという。依然として謎が続いている。

佐々木さんは、難病を抱えながらも、この事件の真相を追及するとともに、平和という言葉さえタブーだった時代に、平和と信仰の自由を貫いた戸田神父について追悼し、平和を祈念していくと語った。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊱

僕がスパイ？冗談でしょ！

日米開戦前の秋口、尾行がついた

1941 年９月のある日、宮澤弘幸は、特高に尾行されていると告げられた。親しい縁戚を介し、当時の札幌警察署長から知らされたのだから、事態は深刻だ。当の縁戚の夫（故人）も警察幹部だった信義による忠告だったが、身に覚えのない宮澤は一笑にふした。前後して北大の学生主事からも「レーンはスパイ」と告げられたが、色眼鏡と断じて無視している。

宮澤弘幸が住んでいた札幌市北１条西 22 丁目あたりに、いまもある交番

だが、特高には狙った獲物だった。特高を手足とする内務省は、７月 31 日付で「（戦時）特別措置大綱」を通達し、「非常事態発生の際検挙取調べを行うべき者」の名簿作成をしておくよう厳命している。「非常事態」とは日米開戦の意だ。レーン夫妻はアメリカ人であるだけで対象とされ、その容疑を作り上げるために周辺の中から宮澤弘幸に狙いをつけた。容疑あっての検挙ではなく、初めに名簿ありきの狙いだった。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

佐々木さんは、戸田神父がレーン夫妻の家族を支援した行動に関連して「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」についても関心をもち、2013 年 10 月の札幌集会にも参加＝写真左端＝して取材した結果を「封印された殉教」下巻で、「レーン・宮澤事件と戸田師の接点」と題して詳細に紹介している。　　（福島　清）

'19 平和を目指す戦争展in 立川(第17回)

戦争がそこまで来ている、だから憲法9条

（チャールズ・チャップリン「独裁者」より）
申し訳ないが、私は皇帝などなりたくない。それは私には関わりのないことだ。 誰も支配も征服もしたくない。できることなら皆を助けたい、ユダヤ人も、ユダヤ人以外も、黒人も、白人も。

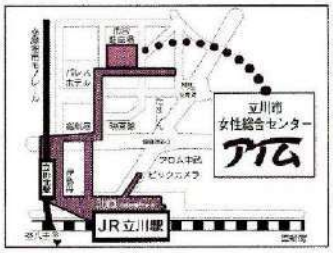

場所 立川女性総合センターアイム
日時 9月6日(金)～8日(日)

初日は 14：00 から、最終日は 16：30 まで
紙芝居は7日（土）午後2：00～・ピースリーディングは8日（日）午後1：30～・映画上映は8日（日）午後2：30～

- ◆ 展示ギャラリー（1F） 9月6日（金）～8日（日）
  被ばくの写真、核兵器廃絶、横田基地、オスプレイ、沖縄関連、戦争の加害責任、憲法をめぐる動き、子どもと教育 etc
- ◆ 紙芝居・読み聞かせ
- ◆ ピースリーディング
- ◆ 辺野古建設反対署名・沖縄支援基金・ヒバクシャ署名
- ◆ 映画・・第 1 学習室（5階）

※ 入場無料

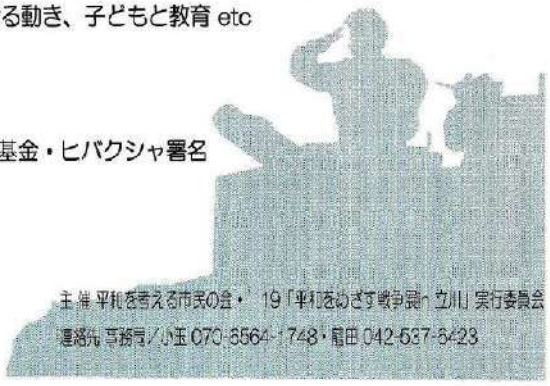

主催 平和を考える市民の会・'19「平和をめざす戦争展in 立川」実行委員会
連絡先 事務局／小玉 070-6564-1748・龍田 042-537-6423

"戦争と弾圧"は同時に国民を襲う

北海道大学「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」

太平洋戦争開戦の 1941 年 12 月 8 日、内務省は全国の特高（特別高等警察）を動員して、北海道帝国大学生・宮澤弘幸、同英語教師・レーン夫妻らを問答無用で検挙した。

暗黒裁判の結果、軍機保護法等違反で、宮澤弘幸とハロルド・レーンは懲役 15 年、ポーリー・レーンは同 12 年と断罪され、宮澤弘幸は網走刑務所に収監された。戦後釈放されたが、1947 年 2 月、27 歳で死去した。レーン夫妻は、日米交換船でアメリカに送還された。

国家権力の犯罪に"時効"はない！ 繰り返させてはならない！

軍機保護法違反とされたのは、道内旅行で知った根室海軍飛行場のことなどをレーン夫妻に漏らしたからだとされたが、それらは絵葉書にも描かれた周知の事実だった。国民を戦争への道へ引き込む国家権力は、真理を求めて誠実に学び、暮す国民に対して、残酷な弾圧を強い、家族に苦難を強いるとともに、社会に恐怖心をまき散らすのだ。

安倍内閣は今、秘密保護法・安保法制＝戦争法・共謀罪法を強行成立させて、弾圧体制を確立し、アメリカの言いなりになって、国民を戦争への道へと引きずり込もうとしている。

「記憶されない歴史は繰り返される」「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となる」。

安倍政権の"戦争への道"へ国民を引き込む憲法9条改悪を断固、阻止しよう！

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/
101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル２Ｆ 千代田区労協気付 T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

前途有為な北大生と一家を襲った「スパイ冤罪事件」とは……

北大生・宮澤弘幸と家族――。「愛国北大生」だった宮澤弘幸はスパイと断罪された。その瞬間から、家族は生涯"スパイの家族"として、周囲から後ろ指をさされ続けられたのだ。

日中戦争下の 1939 年 6 月、北海道帝国大学の外国人教師と学生たちは「心の会」を結成して、国際色豊かに交流した。国家権力はそれを弾圧し、青春を踏みにじったのだ。

宮澤弘幸が「スパイ」とされた理由はこうだ

①北大学生課斡旋の夏季労働実習で行った樺太（現サハリン）大泊町での海軍工事現場で聞き、見たこと。②同・上敷香の海軍飛行場の工事現場で聞いたこと。③灯台船に便乗して樺太・千島列島に行った帰途、列車の中で乗客から聞いた根室海軍飛行場のこと。④千葉で行われた陸軍の機械化訓練講習会で聞き、知ったこと――などを、レーン夫妻に話したのが「スパイ行為だ」とされたのだ。

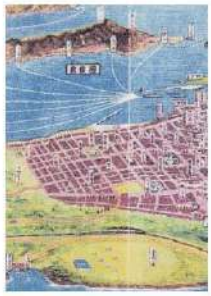

絵葉書に書かれた飛行場が秘密か！

右の写真を見て欲しい。昭和9（1933）年発行の「根室要覧」には海軍飛行場が描かれ、それは絵葉書にもなっているのだ。さらに同じ年の８月、海軍大湊要港部は、米軍海軍武官に根室海軍飛行場の見学を許可していたのだ。

弾圧法規に歯止めはない！

日本の中国侵略が泥沼化していた 1937（昭和 12）年、政府は「軍機保護法」を全面改正した。その時の議会審議では、人権侵害を防止する視点からの審議が厳正に行われた。

採決にあたっては、陸軍、海軍、司法の３大臣も議場に列席して、付帯決議を尊重することを表明した。

付帯決議では――

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

しかし実際には、上記のような弾圧が強行されたのだ。

国家権力が弾圧法規を手にした時、問答無用で国民に襲いかかる！

安倍政権の暴走はファシズム前夜とそっくりだ！

戦前の歴史が証明する

日本は、太平洋戦争で 310 万人の日本人、3000 万人ともされているアジアの人々の命を奪う侵略戦争の末、敗北した。

この悲惨な歴史がなぜ生まれたのか。

なぜ防げなかったのか。

経過を直視しておきたい。

1890　教育勅語発令＝天皇に忠誠尽くせ
1900　治安警察法公布
1910　大逆事件、韓国併合
1925　治安維持法公布
1931.9.18　満州事変＝柳条湖事件
1932　5.15 事件、犬養毅ら暗殺
1936　2.26 事件、高橋是清ら暗殺
1937.7.7　中国への全面戦争開始
1938　国家総動員法
1939　国民徴用令公布
1941.12.8　真珠湾攻撃＝太平洋戦争
1943　内閣情報局、ジャズ禁止
1944　横浜事件
1945　東京大空襲、広島・長崎へ原爆投下
1945.8.15　敗戦

再び強まる“戦争への道”

戦前の日本が辿った道に照らし現在を見たとき、安倍政権が国家権力を使ってごり押しする問答無用の策動は、「いつか来た道」を示している。その手段としての恫喝人事と対マスコミ攻撃はかつてなかった規模と悪どさを露わにしている。以下、第一次安倍政権発足後の主な出来事と暴走の数々である。

2016　第一次安倍政権、教育基本法改悪
2013　特定秘密法成立、安倍首相靖国参拝
2014　NHK会長に籾井勝人押し込む／防衛装備移転３原則決定／内閣人事局設置／集団的自衛権行使閣議決定
2015　安保法制＝戦争法成立
2016　マイナンバー制度運用開始／刑事司法改革関連法成立
2017　沖縄辺野古米軍基地建設工事強行／**共謀罪法成立**／森友・加計疑惑を隠して衆院冒頭解散
2018　第５次防衛大綱と中期防閣議決定／19 年度予算防衛費５兆 2574 億円
2019　護衛艦二隻の空母化を米に約束

14 のファシズムの初期兆候

アメリカのホロコースト記念館には「14 のファシズムの初期兆候」が掲示されている。それは、政治学者のローレンス・ブリット氏が 2003 年に書いた文章がベースになっていて、ブリット氏はヒトラー（ドイツ）、ムソリーニ（イタリア）、フランコ（スペイン）、ピノチェト（チリ）ら「ファシスト」と呼ばれた指導者の政治を分析して、共通項をまとめたものだ。

安倍政権の暴走は全てがあてはまる！

① 力強く絶え間のない国家主義の宣伝
② 人権の軽視・蔑視
③ 国民統合のための敵づくり
④ 軍隊の最優先
⑤ 女性差別のまん延
⑥ マスコミの統制
⑦ 安全保障強化への異常な執着
⑧ 宗教と政治の結託
⑨ 大企業の保護
⑩ 労働組合の弾圧と排除
⑪ 知識層と学問に対する蔑視
⑫ 警察による取り締まりと懲罰の強化
⑬ 身びいきと汚職のまん延
⑭ 詐欺的な選挙

「記憶されない歴史は繰り返される」
―2016 年、韓国ソウル市にある公園「記憶の場」に設置された碑から

「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる」
―R.ヴァイツゼッカー独大統領「荒れ野の 40 年」（1985 年）演説から

“戦争への道”を許してはならない！　アベ政権を許さない！

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 37 号　2019 年 10 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

国家権力犯罪に“時効”はない！

第３回

日本国民救援会は、1928 年 4 月 7 日に結成された人権団体です。戦前は、治安維持法の弾圧犠牲者の救援活動を行い、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤として、弾圧事件・冤罪事件・国や企業の不正に立ち向かう人々を支え、全国で 100 件を超える事件を支援しています。国家権力犯罪の犠牲者・被害者を守り支え続ける活動は、人間の尊厳を守り抜く運動であると同時に国家権力に立ち向かう砦でもあります。

●戦前の闘い

国家権力による弾圧との闘いは、その犠牲者と家族の命と生活を守る闘いであり、現在もなお、ますます重要となってきている。国民救援会の結成当時の活動の一端を紹介しておきたい。

1930 年 8 月、東京で第 2 回全国大会が開かれ、モップル（弾圧犠牲者の国際的救援組織のロシア語名略称）への加盟を決議し、名称を「国際赤色救援会日本支部、日本赤色救援会」と改めた。第 2 回大会以後、救援活動そのものが治安維持法の「目的遂行罪」として弾圧されるため、国民救援会中央は、非公然活動を余儀なくされた。

一方、獄中被告への差入れ・面会、公判傍聴を合法的にすすめるため、市ケ谷刑務所の近くにあった「差入れ事務所」を、国民救援会の事務所とすることにした。弾圧犠牲者への差入れや、獄中の待遇改善闘争、家族の慰安会、ハイキングなどの多面的な活動が行われた。職場、居住の班も確立し、東京では 2500 人の会員をもつようになった。

●国民救援会の現在の取り組み

【言論・表現の自由を守るとりくみ】　「戦争をする国」づくりがすすめられるもとで、自衛隊のイラク派兵反対や憲法改悪反対など、政府に批判的なビラを配っただけで逮捕される事件が起こされている。戦争と言論弾圧は表裏の関係にある。戦争を放棄した日本国憲法は「一切の表現の自由を保障」している。言論・表現の自由を守るため運動をすすめている。

【冤罪犠牲者を救うとりくみ】　無実の人が誤った捜査、裁判によって犯人にされ、いまも冤罪事件があとを絶たない。無実の人は無罪に。国民救援会は、死刑が確定した事件をはじめ、数多くの冤罪事件を支援して、無罪判決を勝ちとってきた。現在、名張毒ぶどう酒事件、袴田事件など 20 を超える冤罪事件の支援を行っている。

【労働者・市民の権利を守るとりくみ】　空前の利益を上げる大企業。一方で「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」が社会問題になった。2008 年末には、多くの企業で派遣社員・非正規社員の大量首切りが行われ、国民生活の格差は広がり、貧困も深刻になっている。非正規雇用の増大とリストラ合理化・不当解雇、強制配転・出向が行われ、過労死・自殺も増えている。これに対して働くものの権利と人間の尊厳を求めてたたかう人たちを、また国や警察による人権侵害とたたかう市民事件も支援している。

【憲法改悪、悪法阻止のとりくみ】　自・公政権は、憲法を改悪して、アメリカが世界中で起こす戦争に自衛隊を参加させようとしている。そのために、教育基本法改悪案や改憲手続き法案（国民投票法案）などを国会で強行採決した。

自民党は、2020 年にも憲法改悪案の国会発議をめざしている。戦争こそ最大の人権侵害である。この立場から国民救援会は、憲法改悪に反対し、秘密保護法や共謀罪法など国民の人権を抑圧する悪法の反対運動をすすめている。

【遺志を継ぐ合葬追悼運動】社会の進歩と革新、平和と民主主義をもとめる今日の運動は、多くの先人たちの努力によって築かれてきた。そうした先人たちのたたかいを顕彰し、遺族のみなさんを励ますことを目的に開催しているのが解放運動無名戦士合葬追悼会である。合葬追悼会は、敗戦直後の 1948 年 3 月 18 日に第 1 回が行われて以後、毎年 3 月 18 日に東京で式典が行われている。東京・青山霊園にある　（４面へ）

東京電力刑事裁判「全員無罪」不当判決

9 月 19 日午後 2 時 15 分開廷の東京地裁で長渕健一裁判長（傍聴者への露骨な身体チェックなどを指揮）は、被告：勝俣恒久元会長・武黒一郎元副社長・武藤栄元副社長に対して無罪（求刑禁固 5 年）の判決を下した。この判決は、「原発が過酷事故を起こさないための徹底的な安全確保は必要ないという、国の原子力政策と電力会社に忖度した誤ったメッセージであり、司法の堕落であるばかりか、次の過酷事故を招きかねない」（福島原告刑事訴訟支援団）ものである。

地裁で判決理由朗読が 4 時半まで続く中、2 時から弁護士会館 2 F で報告集会⇒抗議集会が、4 時 15 分まで行われた＝写真下。

会場は満席で参加者は廊下にはみでた。福島県在住者と避難者が怒りと涙の声をあげ、支援弁護士による説明があった。「日本の国がこんな悪いことをしているのにマスコミは隣の国のことばかり。今日、私の話・苦しみに最も耳を傾けてくれたのは、隣の国のマスコミでした。」（菅野みずえさん）の発言があった。原発事故による死者・自殺者にどう応えるか。「被災者は何も悪いことをしていない」「これでも罪を問えないのか？」を胸に、相互に励ましあいながらの、あきらめない長い闘いへ――。である。

「さよなら原発　全国集会」

9 月 16 日(月・祭日)に、「『さよなら原発』一千万署名市民の会」主催・「総がかり行動実行委」協力の 2019 秋「さよなら原発全国集会」が代々木公園で開かれた。

12 時半からの「さよなら原発ライブ」後、1 時半から 3 時までメイン集会。その後渋谷コースと原宿コースに分かれてデモ。主催者発表で参加者 8000 人であった。官邸前抗議北大卒グループ（毎週金曜日夜の集会に、9 月 27 日で主催者 356 回目に対して 326 回目の参加）は、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」の幟を立てて参加した。

集会では、落合恵子氏の「あきらめずに進み続けよう」との挨拶の後、福島県からの避難者が住む国家公務員宿舎の明け渡しや家賃 2 倍請求等の脅しの不当、

東海第二原発運転差止訴訟団から再稼働阻止の必要、原発ゼロ法案審議の自公による棚上げ不当のアピール、高校生の核廃絶 1 万人署名運動の成果報告等があった。ブースには 30 を超える出店もあってにぎやかだった。デモ先の渋谷界隈は人出でいっぱい。多くの通行人からスマホが向けられた。(写真＝左から吉田隆、泉定明、伊藤セツ＝北大卒とご一緒したみなさん)

「たんぽぽ舎」30 周年記念の集い

9 月 22 日(日)に表題の集いが神田・専修大学近くのビルで行われ、参加した。たんぽぽ舎は、反原発をめざす毎金曜夜の官邸前、経産省前、東電本社や原電前をはじめ大集会や原発の現地集会に黄色地に字を染め抜いた幟をたてて集まり、毎日の反原発メールニュースや毎金曜のビラを発行し、またスペースたんぽぽで学習会を重ねて、日本の反原発市民運動の前線・中心を担っている団体のひとつである。

集会は 13:30～17:00. 共同代表 2 人の挨拶の後、小出裕章氏が 70 分の講演。続いて、武藤類子さん他 6 人のリレートークがあった。会場は満員状態。講演・トークとも充実した内容であり、19 日の東電判決に批判・対抗する決意を強め、運動を広げようとする集会だった。貴重な『たんぽぽ舎 30 年：反原発の歩みと展望』が発刊された。

(伊藤陽一：官邸前抗議北大卒グループ・北大経 1961 年卒)

「教育勅語」の教育理念は完全否定された

1948（昭和23）年の衆参両院決議

27 特報 11版 2019年（令和元年）9月22日（日曜日）

本音のコラム

萩生田氏と教育勅語

前川喜平

萩生田光一文科大臣は議員会館の事務所に教育勅語の掛け軸を掛けていた。就任後の記者会見では「教育勅語は日本国憲法及び教育基本法の制定をもって法制上の効力は喪失した」としつつ「その内容について政府としてコメントするのは差し控える」と述べた。

勅語は「天皇の言葉」のことだから、もともと「法制上の効力」はない。一九四八年に衆参両院はそれぞれ教育勅語の排除と失効確認を決議したが、これらは教育勅語の法制上の効力ではなく、その教育理念を否定したのだ。衆議院は「主権在君」「神話的国体観」に基づくとして「その指導原理的性格を認めない」と宣言。参議院は「わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭」した教育基本法により失効したと決議した。

萩生田氏は「政府」として教育勅語の教育理念を否定しなかっただけでなく、「個人」としては「親孝行」などが「日々の暮らしの中で参考になる」と肯定的な評価をした。教育勅語には「父母ニ孝ニ」や「夫婦相和シ」など一見普遍的な徳目が書かれているが、それらはすべて「皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」「天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」即ち「永遠の皇室の運命を支えること」を究極の目的とする。ここがどうしたのだ。「参考になる」というのだ？（現代教育行政研究会代表）

2019.9.22

前川喜平さんが東京新聞日曜日付に「本音のコラム」を連載しています。9月15日付の「萩生田氏と加計学園」に続いて、22日付は「萩生田氏と教育勅語」。前川さん古巣の文科省に大臣として乗り込んできた萩生田光一氏に、事実に基づいて冷静に、しかし断固として非を糺そうとしているように感じます。

今回のコラムでは、戦後、失効となった教育勅語は、法制上の効力ではなく、その教育理念が否定されたと明快に指摘しています。そこで、その決議内容を調べてみました。（原文のまま）　　（福島　清）

◆参議院本会議　1948（昭和23）年6月19日

教育勅語等の失効確認に関する決議

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の真の権威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

◆衆議院本会議　1948（昭和23）年6月19日

教育勅語等排除に関する決議

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもととなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する

＜提案者・松本淳造議員発言＞（抜粋）

われわれは、その教育勅語の内容におきましては、部分的には眞理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには眞理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点をもつものであります。

＜森戸辰男・文部大臣発言＞（抜粋）

敗戦後の日本は、國民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く揚げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました。本院のこのたびの決議によつて、あらためてこの事実を確認闡明せられましたことは、まことにごもつともな次第であります。この際私は、この問題に関しまして文政当局のとつてきました措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申し上げたいと存ずるのであります。

（１面から）「解放運動無名戦士墓」に故人の名前と主な活動経歴が刻まれた銅板を納めている。

●現在支援している事件（2019 年 9 月現在）

【言論弾圧・権力犯罪・責任追及事件】

「布川事件国家賠償請求訴訟」（茨城）「白龍町マンション暴行でっち上げ事件国賠訴訟」（愛知）「大垣警察市民監視国賠事件」（岐阜）「東住吉冤罪事件国賠」（大阪）「岸和田傷害虚偽告訴・国賠裁判」（大阪）「倉敷民商弾圧事件」（岡山）「レッド・パージ国家賠償請求裁判」（兵庫）

【再審・冤罪事件】

「大仙市事件」（秋田）「明倫中裁判」（山形）「仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件」（宮城）「今市事件」（栃木）「三鷹事件」（東京）「痴漢えん罪西武池袋線小林事件」（東京）「小石川事件」（東京）「乳腺外科医師冤罪事件」（東京）「冤罪あずさ３５号窃盗事件」（長野）「あずみの里『業務上過失致死』事件」（長野）「福井女子中学生殺人事件」（福井）「袴田事件」（静岡）「天竜林業高校成績改ざん事件」（静岡）「豊川幼児殺人事件」（愛知）「名張毒ぶどう酒事件」（三重）「日野町事件」（滋賀）「湖東記念病院人工呼吸器事件」（滋賀）「長生園不明金事件」（京都）「タイムスイッチ事件」（京都）「えん罪神戸質店事件」（兵庫）「花田郵便局強盗事件」（兵庫）「山陽本線痴漢冤罪事件」（岡山）「高知白バイ事件」（高知）「大崎事件」（鹿児島）「ムミア事件」（アメリカ）

日本国民救援会（略称：国民救援会）
113-8468　東京都文京区湯島２―４―４
平和と労働センター・全労連会館５Ｆ
TEL 03(5842)5842／FAX 03(5842)5840
http://www.kyuenkai.org

＜訂正＞　第 35 号１面、新聞通信放送関係のレッド・パージ者数のうち、日本経済新聞の 30 人は、20 人の誤りでした。訂正してお詫びします。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊲

激動の１９４５年１０月

占領軍（ＧＨＱ）覚書の威力

覚書の発令は５日。その前日に時の山崎巌内相による特高活動継続の談話が出て、一刻の猶予もならんとばかりに発令された。狼狽えた東久邇内閣は即刻総辞職し翌６日には内務省が特高廃止を通達した。戦後改革の発火点と言っていい。覚書の原文は MEMORANDUM FOR THROUGH SUBJECT I. In order to remove restrictions on political civil and religious liberties and で始まり、そして、さらにまだまだ先がある。

GHQのあった日比谷の第一生命館と、マッカーサー連合国軍最高司令官

８日に就任の幣原首相は 11 日、マッカーサーから直に、女性解放参政権、労働組合促進、教育自由、国民恐怖法制廃棄、経済民主の宿題を負わされる。この間 10 日には覚書に従い宮澤弘幸を含む国家冤罪の被害者を一斉釈放し、13 日には軍機保護法等を廃止している。そして、これら全てを夜叉の形相で否定し去ろうとしているのが、現・安倍政権という構図になる。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

****

【事務局たより】先日、重症心身障害児施設「島田療育センター」（多摩市中沢 1-31-1）の療育長・岩井理（みち）さんの講演を聞きました。同センターは医療法に基づく「病院」、児童福祉法の「医療型障害児入所施設」、障害者総合支援法の「療養介護事業所」という枠組みで、障害児・者に対する一貫した支援を行っています。2019 年現在、233 人（9 歳から 71 歳、平均年齢 45 歳）が６つの居住スペースに分かれて入所し、短期入所、外来入所、発達支援センターなどで地域支援も行っています。ほとんどの入所者は障がいが治って退所することはなく、ここで一生を過ごす「暮らしの場」でもあるのです。約 500 人の医師・看護師・介護福祉士・作業療法士などと職員が支えています。

秋まつりに美容ボランティア活動をする山野美容芸術短期大学の学生たちと一緒に何度か伺ったことがあります。木実谷哲史院長は、入所者全員の名前を知っていて声をかけています。職員のみなさんは笑顔で寄り添っています。重い障がいがあっても人間の尊厳を守ることの大切さを知っているからだと思います。

先の参院選で、れいわ新鮮組の重い障がいをもった舩後靖彦、木村英子さんが当選しました。障がい者の人生と権利を守る政治を確立することは、人間の尊厳を守ると言う意味で、国家権力犯罪の犠牲者を守る闘いと共通するのではないでしょうか。　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 38 号　2019 年 11 月 8 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

安倍首相に憲法を変える資格はない！

薦められて読んだカントの「永遠平和のために」に、「行動派を自称する政治家は、過ちを犯して国民を絶望の淵に追いやっても、責任は転嫁する」「戦争自体は、とり立てて特殊な動因を必要としない。名誉心に鼓舞されて戦争は起きる」との一節があります。224 年も前の 1795 年のカントの指摘が今、眼前に現れているということは、人間はちっとも進歩していないようにも見えます。

しかしいつの時代にも、どんなに弾圧されても、必ず戦争に抵抗し反対する闘いが組織されてきました。今年は宮澤弘幸生誕 100 年であるとともに、ワイマール憲法誕生 100 年でもあります。先の大戦で骨の髄から思い知った平和の尊さを根底から否定し、敵視して暴走を続ける安倍政権に対する徹底的な反撃と、それに同調する層への歴史と道義を踏まえた誠実な呼びかけを継続させていくべき時です。（福島　清）

破綻した「捏造攻撃」⇒高裁は公正な判決を！

植村裁判　札幌・東京の高裁口頭弁論を傍聴して

水久保文明・事務局

「捏造記者攻撃」は断固、許さない――。左＝札幌高裁に向かう植村さんと弁護団（10 月 10 日）。右＝小雨の中、東京高裁に向かう植村さんと弁護団（10 月 29 日）（植村裁判を支える市民の会ＨＰから）

ブルータスよ、お前もか――。

行政のみならず司法までもが事実から目を逸らす姿に、慄然とすることを禁じ得ない。

「捏造記者」と週刊誌で攻撃され、ネトウヨらから家族を狙うと脅迫され、新しい職場に着任することすら断たれた元朝日新聞記者・植村隆さん。名誉回復裁判で「私は捏造記者ではない」と言い続けてきた植村さん。

植村さんの書いた慰安婦問題報道が、捏造でなかった証拠が余るほど出てきたにもかかわらず、それらに目をつぶり札幌、東京の両地方裁判所は植村さんの訴えを退けた。歴史を捏造し従軍慰安婦はいなかったと主張する、あの人たちのイデオロギーを斟酌した判決だった。

裁判は札幌、東京ともに高裁に移った。ジャーナリストの櫻井よしこ氏らを訴えた札幌訴訟は 10 月 10 日に結審となり、麗澤大学客員教授の西岡力氏らを訴えた東京訴訟は 10 月 30 日に高裁で始まった。その二つの法廷を見てきた。以下、その報告を行いながら、この裁判の持つ意味を考えてみたい。

◇札幌高裁第３回口頭弁論

広域に大きな被害をもたらした台風 19 号が関東地方に接近する10月10日､私は新千歳空港に降り立ち、札幌高裁へ。裁判所には早い時間から傍聴券を求める人の列が出来ていた｡傍聴希望者のチェックを兼ねて、通し番号札が配られる。

事前説明で「今日の傍聴席は 80 席になっています」とアナウンス｡配られた番号札はなんと 81 枚だという。一人、あふれるわけだ。傍聴券を求める会議室の列はざわめいた。すると高齢者の人が「私が辞退します」と申し入れた。これで〝一件落着〟となった。

当然、法廷は満席となった。前もってこの日に結審することが伝えられており、植村さんが最終陳述を行い、弁護団がそれを補強した。

植村さんと弁護団は①一審判決は法理と従来の判例に反していること②櫻井よしこ氏の言説には誤りだけでなく、変遷と矛盾があること③植村氏が書いた記事は捏造ではなかったこと――を詳細に立証した。

そのうえで植村さんは改めて「捏造はしていない。櫻井氏は、取材もせずに私の記事が捏造だと断じた。こういうことが許されるなら、報道・言論の自由が冒されることになる。公正な判決を下してほしい」と訴えた。札幌高裁はこの日で結審となり、判決言い渡しは来年２月６日と指定して終わった。

午後は、札幌市教育会館で韓国から来日したメディアのチェック活動を継続的に行っている「民主言論市民連合」のみなさんの活動を聞く場がつくられ、来日した代表から話をきいた。夜は（私は参加できなかったが）裁判の報告集会が行われた。

◇東京高裁第１回口頭弁論

東京訴訟の高裁の第１回弁論は 10 月 29 日に開かれた。こちらは札幌と違い、法廷はかなり空席が目立っており、傍聴券の〝争奪〟はなかった。札幌と東京の運動の違いなのだろうか。少し寂しい気がした。

この日、植村さんは新たな証拠として従軍慰安婦として日本軍に連行された、金学順（キムハクスン）さん取材時の録音テープを提出した。西岡氏らの主張は金さんは妓生に売られており、植村さんが書いた記事

はそのことに触れておらず、ねつ造であったという根拠の一つにしている。ところが、録音テープには妓生のことは一言も触れられていない。取材相手が語っていないことを書かなかったことをもって、「捏造」呼ばわりした方が実は捏造であったのだ。

植村さんと弁護団はこのことを強調。「取材相手が語っていないことを書くことはできない。それをもって捏造と決めつけた根拠は崩れた。西岡氏の主張は誤りだった」と強調した。この日はこの問題についてのやり取りが行われ、高裁は次回の期日を 12 月 16 日に指定、場合によってはこの日を結審とすることを示唆した。

午後は、参議院会館の会議室で報告集会が行われた。集会では録音テープのさらなる詳しい内容が関係者から報告された。さらに現在制作中のドキュメント映画「標的」のダイジェスト版が初めて公開された。この映画は、元ＲＫＢ毎日放送のディレクター・西嶋真司さんが手がけているもの。植村裁判を追いかけ、関係者の証言などを盛り込みその背景に迫っている。

西嶋さんは「植村さんを攻撃するその背景に、朝日新聞がある。彼らは、朝日を攻撃するために慰安婦問題を持ち出してきた。実はこの裁判の標的は歴史を正しく伝えようとする報道にあるといえる。あくまでもそこにスポットを当てた映画にしたい」と語った。

◇＝◇

あの人たちはなぜ執拗に植村さんを攻撃してきたのか。一言でいえば、従軍慰安婦はなかったことにしたいのである。憲法を変えて戦前回帰を謀ろうとするとする人たちにとって、従軍慰安婦や南京大虐殺は〝目の上のたん瘤〟だからだ。これらは戦争の悲惨さを象徴的に表すものだからだ。あの人たちはひたすら、それを消し去ろうとしているのである。

問題は、その分かりやすい動きを司法が追認していることである。前述のように、植村さんの書いたものは捏造ではなかった。取材したことを正確に報道しただけのものであった。むしろ、「西岡力氏は植村攻撃の論拠にしていた韓国の新聞記事を改ざんしていた。櫻井よしこ氏も TV ニュースキャスターだった当時、『強制連行された慰安婦』と述べていた」（市民の会ホームページ）ことに象徴されるように、〝捏造攻撃〟してきたほうが、間違っていたのである。

にもかかわらず、裁判所（地裁）は植村さんの請求を却下した。これは言い換えると「間違いを容認した」ことと同義である。刑事裁判に置き換えると、分かっていながら冤罪を認める判決を下したことになる。この司法の動きは、改憲策動とリンクしていると考えることは決して不自然ではない。司法よお前もか、と言いたくなる所以である。

植村裁判は、歴史を変えようとする人たちとのたたかいであり、言論・報道の自由を守るたたかいでもある。その意味において、この裁判は負けることがあってはならない。市民の運動で裁判所を包囲したい。

植村さんに案内されて、３年ほど前にソウル市の繁華街の一つ、明洞（ミョンドン）から 10 分ほど歩いた小高い丘のふもとの小さなスペースに行った。そこにはかつて従軍慰安婦として連行された女性たちの名前が刻まれた大理石があり、その悲惨さを伝えている。一角に英語、中国語、日本語そして韓国語で「記憶されない歴史は繰り返される」と書かれた、たたみ１畳ほどの大理石が置いてある（本会発行の「国家権力犯罪に“時効”はない」パンフ 22 ㌻、「週刊金曜日」第 1244 号＝写真下右を参照）。

この一行の持つ意味は大きい。ネオナチを連想させる日本会議の台頭。改憲をしゃにむに推し進めようとするアベ首相。この国を俯瞰したとき、歴史が消され忌まわしい歴史が繰り返されようとしている――そう考えるのは私だけだろうか。

植村裁判の詳細は以下の「植村裁判を支える市民の会」のホームページへ。

http://sasaerukai.blogspot.com/

往年の民主化闘士らが韓国で結成
「植村隆を考える会」が発足

9月16日、ソウル西大門区にある飲食店「ハノイの朝」に、韓国の民主化実現に貢献した重鎮たちが集まり、元『朝日新聞』記者で韓国カトリック大学校客員教授の植村隆・本誌発行人を支援する会の立ち上げを宣言する集いを開いた。会の名称は「植村隆を考える会」。韓国語では「ウエムラタカシルルセンガクハヌンモイム」で、略してウセンモだ。

「ハンギョレ」創刊当時の副社長、任在慶氏、元『東亜日報』記者、李富栄・自由言論実践財団理事長、辛仁勢・元梨花女子大学校総長、咸世雄神父ら12人が呼びかけ人に名を連ねている。結成の集いの会場となった「ハノイの朝」の経営者は元漢陽大学校教授で韓国の民主化に多大な貢献をした言論人、故李泳禧氏の娘だ。

会では、植村裁判闘争を支援するための募金集め、『週刊金曜日』の定期購読や広告掲載などの応援活動を繰り広げていく方向だ。16日現在で１５００万ウォン（約１３４万円）の募金が集まった。

結成の集いで挨拶した李富栄氏は、これまで日本に対して文句は言っても、韓国の人々と連帯しようとする植村さんのような日本人に関心を持ってこなかったと述べ、会の名称を「考える会」としたのも、単に応援するだけでなく、植村問題について真剣に考えようという趣旨からだと説明した。

集いでは、植村も挨拶し、「『週刊金曜日』のようなリベラル雑誌を発展させていかねばならない。苦労も多かったが、発行人への就任は神がくれた『第二の言論人生活』だ」などと語った。

植村は、１９９１年に書いた元日本軍「慰安婦」に関する２本の記事が元で右派論客らから「捏造」と攻撃された。神戸の女子大学教授への転職はダメになり、「娘を殺す」と脅迫までされた。現在、東京と札幌で「捏造」と誹謗中傷した右派論客と出版社を相手に名誉毀損訴訟を闘っている。

文聖姫・編集部

結成の集いに参加したウセンモのメンバーら。（撮影／文聖姫）

← 韓国では民主化闘争を闘った人々が「植村隆を考える会」を発足させた。週刊金曜日、2019.10.4 号

「野党共闘」で安倍政権打倒！

最近の政治状況を見ていると、〝自民党・安倍内閣いろいろと、よくぞやってくれた〟です。ここまでひどい状況にならなかったら、野党共闘は成立していないでしょう。その意味において、という限定つきですが。戦争法（安保法制）のとき、連日といっても過言でないほど国会に行きました。おかげさまで国会行動のあとの「行きつけの居酒屋」もできました。そのとき、国会の夜空に「野党は共闘」という声が流れてきました。それが国政選挙で実現するなど思ってもみませんでした。市民の、庶民の抵抗は結実したのです。

今度は「野党で政権」の番です。これも本気で実現したいものです。

Mさんからこんなメールが届きました。「その通りだ！」と読んでいたら、11 月 10 日付「しんぶん赤旗」日曜版に思わず拍手したくなる記事がありました。

＊

「安倍首相のもとで、自民党はすっかり変わってしまいました。もはや保守ではありません。『権威主義』の党、『権威主義』の政権になりました。

法律を無視、軽視する人物が党内からどんどん出て要職につく。菅原一秀経済産業相、河井克行法務相が相次いで公職選挙法違反疑惑で辞任しました。

やってはいけないということは誰でもわかっている。でも政権与党だからと大丈夫だ、と国民の目を無視する政治になっています。権力のおごりですよ。

このままではこの国の民主主義は壊れていまいます。野党が勝つことで政治を変えるしかありません。

今の自民党は『選挙権威主義』の党になっています。選挙に勝つためには何でもありです。『消費増税先送り』だとか、北朝鮮ミサイル問題での『国難突破解散』だとか…。

安全保障の問題でも、アメリカの『核のカサ』に入っていれば日本は安全だという時代は終わっています。日米安保だけではなく、東アジアまで視野を広げて安全保障を議論する必要があります。

野党がちゃんとたたかう態勢を見せることで国民の支持は戻ってきます。今年の６回の知事選で、埼玉と岩手で野党が勝ちました。新潟知事選は競り負けましたが、それが土台になって参院選の新潟選挙区（一人区）では野党が勝ちました。これが大事です。

次の総選挙の小選挙区で、野党が 40 議席増やせば間違いなく与野党伯仲です。大変な時代が来ます。

私は今回、野党の側に来て、立憲民主や国民民主と、共産党の橋渡し役として汗をかくつもりです。野党の勝利と政権交代をめざし、大いに汗をかいて尽力したいと思っています」。

＊

中村喜四郎さんと聞けば、ゼネコン汚職事件で逮捕・失職した方です。2005 年に国政復帰していますが、自民党を離れ無所属で活躍しています。茨城７区で当選 14 回。長年自民党政治を見てきた経験を踏まえての安倍政治批判は説得力があります。　　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊳

無責任極みの御前会議

1941年 11 月 5 日

この日、天皇臨席の御前会議が開かれ、最後の対米交渉案と帝国国策要領が決まった。表向き、和平条件をかかげ、腹の内、対米開戦へ準備完了。半月前に発足したばかりの東条内閣が、戦争への暴走・最初の一歩であり、追って 12 月 1 日御前会議での「12 月 8 日開戦の断」へと至る。この間、11 月 26 日には真珠湾奇襲艦隊が密かに出港、戦場へと向かっている。

十二月一日
御前会議決定案
對米英蘭開戦ノ件
十一月五日決定ノ 帝國國策遂行要領ニ基ク對米交渉ハ遂ニ成立スルニ至ラス
帝國ハ米英蘭ニ對シ開戦ス

御前会議は、憲政上の位置づけがなく、「明治憲法下で国家の重大な緊急事件について天皇出席のもと、重臣、大臣などが催す会議」（広辞苑）とされるが、同憲法に明文規定はない。つまり、東条内閣に集約される戦争への暴走、国家冤罪の引き起こしは、闇仕掛けの中での闇決定だったことになる。しかも事態が反転すると、居並んだ誰もが臨席しただけ列席しただけと言い逃れる、無責任体制の極みとなっていた。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 39 号　2019 年 12 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

青春と人生を引き裂いた“戦争”

「戦争と一橋生―満州・シベリアで亡くなられた 10 人の軌跡」展

東京・国立市にある一橋大学の「第 50 回一橋祭」(11 月 22～24 日) で、「戦争と一橋生―満州・シベリアで亡くなられた 10 人の軌跡」展を見学しました。同大学ＯＢの「一橋いしぶみ会」が一橋新聞部の学生たちと大学に残る「戦没学生名簿」に残っている 40 人の記録を調べ、今回はそのうちの 10 人の人生と死にいたるまでをパネルにして展示していました。「一橋いしぶみ会」代表世話人の竹内雄介さんは、「若い人たちに戦争を知って欲しい」と語っていました。

4 年前の 2015 年の「一橋祭」では「戦後 70 年からみる満州移民―長野県飯田下伊那の声」と題した講演を傍聴しました。敗戦から 74 年。再び「戦争への道」へと暴走する政権が眼前にある今、あの戦争の実態を掘り起こし伝える活動は意義あると思います。以下、会場でいただいたパンフ（写真右）から 10 人の軌跡を抜粋して紹介します。　（福島　清）

44 歳から 21 歳までの 10 人

ロシア語専攻を生かして「満州国」外交官として活躍したが、スパイ罪で死刑となった

○佐藤三郎さん　1909 年生、1928 年予科入学、ロシア語専攻、中山伊知郎ゼミ、柔道部。1937 年「満州国」外交部通商司属官、1941 年「満州国」外交部調査司第一科長。「戦没学友名簿」では、1952 年 12 月 9 日、モスクワ付近で死亡とあるが、近時発掘されたソ連側記録では 1947 年 3 月 5 日ソ連最高裁軍事法廷で「関東軍に情報提供した」との理由で死刑判決、4 月 9 日銃殺と推定される。その後、戦時国際法違反の戦争犯罪ではなくソ連の国内法を根拠として開戦前にさかのぼって秘密裁判で有罪とされたと判明。ソ連末期以降に名誉回復措置が進み、2001 年 6 月 20 日に名誉回復されたというが、詳細は研究途上にある。享年 39 か 44。

天真爛漫で中心的存在、端艇部会計として労多し。戦争の渦に呑まれ病身のうちに没した

○金子精之助さん　1911 年生、1928 年予科入学、端艇部。1934 年三菱商事入社、1934 年頃応召、1946 年 2 月 21 日、ハルピン陸軍病院にて病没。36 歳。

哲学的思索を好み、優秀な成績を収めながら、端艇部のレギュラーも務めた文武両道の銀行員

○内海常雄さん　1912 年生、1929 年予科入学、杉村広蔵ゼミ、端艇部、1935 年横浜正金銀行入行、神戸、天津、上海、北京勤務。1945 年新京支店、同 5 月現地召集、歩兵第 177 連隊配属、同 9 月 4 日満州北部五文溝の戦闘で戦死。34 歳。

＊

「禍福は糾える縄の如し」
失明に運命を翻弄された三女の父

○錦織　勇さん　1912 年生、1932 年予科入学、剣道部、1938 年安田銀行入行、1943 年北京駐在員。1945 年現地召集、歩兵第 280 連隊に配属、同 12 月 10 日、チタ州ハラグンの収容所で病没。34 歳。

（4 面へ）

武器見本市はおことわりーNo arms fair-

11 月 18 日 幕張の抗議大集会レポート

伊藤　陽一

千葉市の幕張メッセで 18～20 日にかけて「国際武器見本市」が開かれた。市民団体は海浜幕張駅前で抗議のスタンディングを続けたが、特に 18 日は 12 時から 1 時間あまり会場入り口で開かれた抗議大集会に、反原発首相官邸前抗議に毎週金曜夜に参加しているグループのＹ．Ｙさんとともに参加した。

ウエブサイトでの宣伝は（DSEI Japan：Defence and Security Equipment International)「日本の国際防衛・セキュリティ総合展示会」と称しているが、下の写真や展示内容が示すように、まぎれもなく「国際武器見本市」である。出展は 20 ヵ国以上からの 154 社、日本からは 61 社が参加した（朝日新聞：11. 21)。

後援：防衛省・自衛隊、防衛装備庁、外務省、経済産業省、協賛：日本航空宇宙工業会、日本造船工業会、JAXA・・・。主催者は Clarion Events とクライシス・インテリジェント。実行委員長は元防衛事務次官・西正典氏。

1999 年からロンドンで 2 年毎に開かれてきた世界最大の見本市を日本に移しての開催である。2014 年に安倍内閣による「武器輸出(禁止)3 原則」廃棄と「防衛装備品移転 3 原則」新設による武器の輸出入許容を背景に、海外武器メーカーが日本の防衛費の突出した増加(来年度の概算要求 5 兆 3000 億円)に注目し、日本の武器メーカーの海外への売り込みを強化する狙いをもってのことである。

安倍政府が原発輸出失敗後に、武器やその部品輸出で経済成長を支えようとする魂胆。また国民が武器に馴染むことも狙ってのことだ。

早くから、武器輸出に関して関係省庁やメーカーに乗り込んで精力的に抗議を展開してきた「武器取引反対ネットワーク」（ナジャット NAJAT：Network against Japan Arms Trade）などが構成する「見本市に反対する会」と「安保関連法に反対するママの会@ちば」が連携して、17 年と本年 6 月の武器見本市（MAST Asia）反対活動に続いて、18 日の抗議集会を組んだ。

ママの会@ちば、は「日本国憲法の精神に照らせば、世界のどこであっても武器の見本市が開かれることに日本国は本来抗議し、反対すべきです。しかし、経済産業省、防衛省、防衛装備庁、外務省は日本国の防衛装備の興隆発展、日本の安全保障に資するもの、国際交流の場であるから等の理由で、これら武器見本市を後援しています。世界の平和を脅かすことに加担していると言っても過言でないと考えます」として強い抗議の意思を示している。

抗議集会は、階段下の広場で右翼が叫びたてる中で、行われた。抗議集会でのスピーチには、井上哲士（共産、参院議員）がたち、宮川伸（立憲、衆員議員）と小池晃（共産, 参院議員）のメッセージが読まれ、韓国からの参加挨拶、そして多くの海外の市民団体からの連帯声明が読み上げられた。

コールで終了後、有志がダイイン。参加者は 410 人、3 日間で 500 人の参加という。主催者側はすでに 2021 年の幕張での開催を宣伝している。これに大きな反対運動を組まなければなるまい。

コールは、武器はいらない！：No weapon！　戦争反対！：No War!　DSEI を止めろ！：Stop the DSEI！　世界に平和を！　Peace to all！　武器日本市はおことわり！No arms fair！　死の商人はおことわり！　No Merchant of Death！その他である。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

この原稿の提出後に新たな情報を得たので追加する。▼この見本市の公式ガイドブックの掲載インタビューでアレックス・ソーア氏が「最近の日本国憲法の変更は、軍備拡大、自衛隊の海外派兵、日本の国内産業（軍需企業）が地球規模で進出することを可能にした」と明言。日本での開催は「最適なタイミング」であり、「アジア市場への参入の足がかりになる」とし、すでに憲法変更としているという（しんぶん赤旗-11. 21）。▼文中でもふれた NAJAT の杉原浩司氏が、①会場内の展示物の写真を公開して危険な実態を示し、②20 日にはクライシス・インテリジェンスの浅利真代表取締役が入場者の杉原氏を強制排除した、こと、③会場には、2021 年 5 月 19 日～21 日に再び幕張メッセでの DSEI JAPAN 開催を予告していたことを伝えてくれている。
https://kosugihara.exblog.jp/239792967/

【写真：２ページ下部の案内ポスターは DSEI JAPAN のウエサイトから。３ページ最後の展示戦車は共同通信社ウエブサイト 2019. 11. 18 から。その他は筆者撮影】

（1 面から）

戦時中だからこそ堅実な学問の必要性を説き続けた経済史専攻の東京商大助教授

○及川完さん　1914 年生、1930 年予科入学、1937 年京城工商教諭、1942 年東京商大助手、1944 年東京商大助教授、同年応召、第 67 旅団司令部配属、1947 年 4 月イルクーツク地方ジマ病院で病没。34 歳。

＊

現地召集で身重の妻と別れ、栄養失調のため極寒のシベリアで逝った日本一のＨＢ

○竹本克己さん　1918 年生、1935 年予科入学、ホッケー部、1941 年満州重工業（新京）入社、1944 年結婚、同 12 月現地召集、同 12 月 31 日収容所で病死。29 歳。

＊

時代の空気を感じながら弓道部の主将として部をまとめ就職先に満州を選んだ秀才

○中井　隆さん　1919 年生、1935 年予科入学、弓道部、1941 年「満州国」昭和製鉄所入社、1945 年頃現地応召、同 9 月 19 日シベリア移送の途中病没。26 歳。

＊

母・弟妹の許への帰還を信じ、「牧羊の精神」を以って収容所生活に耐えたバスケット部員

○高木　孜さん　1922 年生、1941 年専門部入学、1943 年陸軍東部 12 部隊入営、44 年乙種幹部候補生、1946 年 2 月 25 日中国吉林省延吉平城病院で病没。25 歳。

＊

北京、満州での学友との再会を経て、鶴岡炭鉱で最期を迎えた柔道部の寡黙な九州男児

○吉田敦信さん　1922 年生、1939 年予科入学、柔道部、1943 年西部第 81 部隊入隊、1944 年経理幹部候補生、1948 年 5 月 20 日松江省鶴岡炭鉱で死亡。25 歳。

＊

学部進学と同時に応召、朝鮮半島に出征しシベリア収容所で坊没した、平家物語を愛した文学青年

○伊藤宏平さん　1925 年生、1943 年予科入学、1945 年 5 月応召、仙台の部隊に入隊、同月朝鮮羅南の山砲兵 79 連隊に配属、1946 年 3 月 20 日、コムソモリスク収容所で病没。21 歳。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊴

国家犯罪に“時効”はない

1941年 12 月8日

78 年前の、この日、国家権力は国民を全面戦争に引き込むと同時に、この戦争体制を維持するため、利敵行為撲滅を口実に、恐怖の冤罪を仕組んだ。特高警察による、宮澤弘幸とレーン夫妻ら 126 人（追加 15 人含む）を標的とした捏造の一斉検挙である。以来、国家権力は敗戦を挟んで隠蔽を重ね、かつ 78 年の年月を逆手に、あたかも時効を得たかのように居座っている。

「12月8日を忘れまい！」「昭和史全記録」（毎日新聞社刊から）

時効は、本来、法の杓子定規な運用によって生じる弊害や社会的損失を是正する便法であって、犯罪の隠蔽を正当化するものではない。まして、国家が権力維持のために捏造した犯罪の居座りに手を貸すなど、許されるわけはない。だが、この害毒は年々横溢し、現・安倍政権においては日常茶飯となっている。国家権力犯罪に時効はない。78 回目の 12 月 8 日を前に、戦争と権力犯罪を追及し、思い新たにする所以である。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相　　第 2 部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】伊藤陽一さんレポートにあるように「武器」がわが物顔してまかり通っています。「防衛・セキリュティ総合展示会」と称していますが、「殺人兵器宣伝見本市」です。一人の殺人が犯罪なら何万人殺しても犯罪なのです。来日したフランシスコ・ローマ教皇は、軍拡競争は「途方もないテロ」と非難しました。11 月 24 日、福生市・多摩川中央公園で開かれた多摩地区住民の頭上に騒音を叩きつけているオスプレイ配備反対集会に参加しました。どんな理屈をつけようとも「戦争は殺人」です。「戦争と一橋生」展は、それを再確認させてくれました。　　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

号外　2019 年 12 月 8 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

忘れてはならない 12月8日

78 年前のこの日、宮澤弘幸とレーン夫妻ら 126 人（追加 15 人含む）が内務省指揮の特高（特別高等警察）によって一斉検挙されました。中で宮澤弘幸は、暗黒裁判で懲役 15 年の刑に嵌められ網走刑務所で残酷な獄中生活を強いられ、戦後釈放されましたが、獄中衰弱がもとで 1947 年 2 月 22 日、27 歳で事実上獄死したのです。

78 年前のこの日に始まった戦争は突然噴火のように起こったのではありません。軍国政府は開戦に引き込むため、総動員かけて地均しをし、開戦と共に宮澤弘幸ら誠実に生きる国民を生贄にしたのです。それらのすべては、国家権力による〝犯罪〟だったのです。

その〝戦争犯罪〟の根底にあった治安維持法は、敗戦後の 1945 年 10 月 10 日、占領軍の圧力の下で廃止され、国内法にあっても廃止が確定しています。

ところがいま、安倍政権は憲法改悪の意図を剥き出しにして、秘密保護法、戦争法、共謀罪法等々を強行成立させてきました。同時に醜悪極まる嘘・改竄・隠蔽の数々を積み重ねて平然としています。さらには治安維持法体制の再来を念頭に「治安維持法は適法であった」と国会で答弁する始末となっています。

2017 年 6 月 2 日参議院法務委員会で畑野君枝・共産党議員は「治安維持法が廃止された以上、この法律による弾圧犠牲者の救済と名誉回復をすべきではないか」と質問しました。これに対して、当時の金田勝年法務大臣は以下のように答弁しているのです。

治安維持法は、当時適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪に係ります勾留、拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであって、違法があったとは認められません。したがって、治安維持法違反の罪に係る勾留もしくは拘禁または刑の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪及び実態調査の必要もないものと思料をいたしております。

治安維持法によって虐殺された小林多喜二をはじめ数多くの犠牲者たちは全て適法であったということになります。さらに言えば、治安維持法と同様に廃止された軍機保護法違反で有罪判決を受けた宮澤弘幸も適法に行われたということになります。

快晴の 12 月 8 日、新宿・常圓寺に眠る
宮澤弘幸の墓前にて

これは恐ろしい詭弁です。1976 年、当時の三木武夫総理は「治安維持法につきましてはすでにそのときでも批判があり、今日から考えれば、こういう民主憲法のもとに考えれば、これはやはりわれわれとしても非常に批判すべき法律であることは申すまでもない」と答弁していることを思い起こせば、安倍政権の歴史否定、人間の尊厳無視の政治姿勢が際立ってきます。こんな政府を許していいのか、存在させてよいのか――です。

「国家権力犯罪に“時効”はない」は、同時にそれを追及する私たちの闘いにも〝時効〟はないと言えます。過ちの 12 月 8 日に立ち、来る 2020 年、そのために闘い続けたいと思います。　（福島　清）

治安維持法と共に、戦争体制の地均し、さらには戦争遂行に強力な武器となったのが軍機保護法であり、この罠に「適法」に嵌められたのが宮澤弘幸とレーン夫妻ら無辜の市民です。この「適法」に制定された悪法の本質を市民の目で露わにした文献に千田夏光の論考があり、本会「事務局たより」の第 18 号で要旨を紹介していますが、2020 年を控えた重要な節目となる 12 月 8 日を機に、再度、「一億人の昭和史⑩不許可写真史」（1977 年毎日新聞社刊）掲載の全文を討議資料として紹介いたします。

「はげしく抵抗しなければならぬ」

日本軍国主義時代における検閲の思想と流れ

千田　夏光（元毎日新聞記者・作家）

軍機保護法のねらい

言論統制、報道統制は怪物である。それは具体的に〝検閲〟という行為でせまってくる。それが、常に時の権力者と体制によっておこなわれることも言うまでもない。

さらに 一国が独裁体制と絶対的ファシズムによごされたとき、この統制と検開はより強力な罰則を武器た想像を絶する嵐となって吹きあれる。若い人は信じないかも知れないが、昭和 12 年 7 月 25 日にはじまった第 71 特別議会で成立した「軍機保護法」改正など、まさにそれであった。

わずか旬日の審議で成文化したこの法律の、その第２条はこううたっていた。新聞記者をふくめ「業務に因り軍事上の秘密を知得し又は領有したる者」が「之を公にし」たら、その内容により、「死刑又は無期若は四年以上の懲役に処す」。国民の目と耳をおおい、外国におのれの侵略意図をかくすためであった。

ではなにが死刑の対象であり、なにが無期と四年以上の懲役の対象であったのか。

たとえば、日本の陸軍内部は〝支那事変〟をはじめたばかりのとき、二つの路線決定で混乱していた。

ひとっは「ここで一撃をくわえれば中国は戦意を喪失するだろう、それを足場に亜〝満州国〟たる権益地帯を中国内部につくろう」とするものであり、いまひとつは「日本のほんらいの戦略目標は対ソ戦であり、支那事変を拡大の方向にもっていくのは不利である。したがって対支作戦は早期解決をはかり本来の使命である対ソ戦戦備に国力を集中すべきだ」とするものだった。両案をめぐり省部とよばれる陸軍省、参謀本部の幹部も判断が割れていた。後者案を強硬に主張しているのが参謀本部作戦部長石原莞爾少将であったことは知られていた。

ここで軍中枢部のおそれたのは、この〝内幕〟を諸外国とくに中国側へ知られることだった。

それは中国軍が一撃でまいればよい、だが、日本の国力を見すかし南京、漢口をすて奥地へこもり持久戦体勢をとったとき、日本陸軍は、悲劇的様相を露呈するからであった。もっと言えば、当時の日本陸軍は、対ソ戦戦備をすてないかぎり南京攻略さえ遂行する戦力をもっていなかった。南京攻略をめざしているとき、かりにソ連が戦端をもとめれば〝満州事変〟で手に入れた満州の大半を手ばなさねばならぬ軍備力しか、なかったのである.

漢口陥落を祝う提燈行列が東京をうめつくしているとき、参謀本部戦争指導班員が暗澹たる顔をしていたのもそのためだったが、この内情を報通し批評するのが、まず死刑にあたった。日本睦軍の存亡にかかわる事実だったからである. 海軍の場合は、このころ対ソ配置をさておき、南進戦略、すなわち南方資源地帯をめざす方針をきめていたが、この事実もまた同様であった。

次に無期懲役に相当するのは中国大陸へ投入された軍事力の詳報で、これはそこから日本陸軍が何を計画しているか全戦略を推測できるからだとされた。

このほか、日本陸軍が大正時代いらい近代化にとりのこされ、移動は馬匹のみにたより、そのため各師団は先頭が朝出発しても後尾は夕方まで動けなかったこと、火砲力の不備、戦車部隊の後進性などをこまかく報道したら有期刑などと理解されていた。

事実を隠した関東軍

ここでわかるのは、軍部ファシズムが冒険的侵略戦争へなだれこもうとするとき、検閲はより厳しく、より具体的に細部にわたって迫ってくるということであろう。それらのことは検理の推移をみていくと、よりよく理解できる。

では 15 年戦争期間中における言論統制、報通統制、検関の流れはどのようなものであったのか。

統制といい、検閲といい、この期間中最大の対象にされるのが新聞であったことはいうまでもない。発行部数の量的多さと、それからくる影響力の大きさを考えると当然のところだが、日本における言論統割は明治６年 10 月施行の「新聞条例」にはじまる。もっともそこでは 「国体ヲ誹り国律ヲ議シ及外法ヲ主張宣説シテ国法ノ妨害ヲ生ゼシムルヲ禁ズ」（第 10 条)、「政

事法律ヲ記載スルコト二附妄リ二批評ヲ加フルコトヲ禁ズ」（第 11 条）と、もっぱら自由民権主義者を対象としていた。戦争とはまだ結びつかない。

軍意図、軍事力、戦況が対象となるのは明治 32 年の「軍機保護法」の成立からである。対露戦を意図したときだ。日露戦争は防衛主義と帝国主義が共存するめずらしい形態の戦争だったが、この「軍機保護法」はその双方に作用していた。そしてその法律の効力は、昭和６年の〝満州事変〟まで生きていて〝満州事変〟になるとその帝国主義的部分がとつぜんクローズアップする。

昭和６年９月 18 日以降、中央（陸軍省、 参謀本部）への反乱とまでいわれる軍事姿勢で、関東軍は、〝満州〟に戦火をぐんぐん拡大していくが、ここで関東軍司令部は現地へとんだ新聞記者へ「関東軍の戦闘行為につき記事制限をする」とつたえ、「その根拠は？」と問う記者たちに「軍機保護法である」としたのである。昭和６年９月 22 日、事変がおこってわずか四日めである。

彼等がそこでまず秘匿しようとしたのは吉林作戦を意図していたことだった。

すなわち〝満州〟全上の制圧は関東軍だけでは無理であり、朝鮮軍をひきずりこむことが必要条件だった。朝鮮軍との下工作はできていたが、出兵の名目がない。天皇も反対していた。そのため関東軍本来の任務地である付属地（南満州鉄道沿線）から朝鮮国境にちかい吉林へ突出し、そこへ戦闘状態を演出することを考えた。

この意図が新聞記者の手で内地へ報道されると、中央から制止命令がくるのはわかっていた。それを事前に防止しようとしたのであった。いまひとつ、戦闘は南満州鉄道をみずから爆破し、これを張学良軍のしわざとして戦端をひらいたものだったが、その実態を報道されるのもおそれたのだった。

いずれにしてもこの「記事制限」は「差止通達」という名で正式につたえられ、即日効力を発動された。この吉林進出は〝大東亜戦争〟につながるキーポイントの一つであり、この「差止め」はやがて軍部による組織的〝検閲〟 へとすすむのである。それは「新聞条例」を「新聞紙法」にと改訂 （明治 42 年）し「治安維持法」まで加えてきた内務省による国内検閲とあいまって、間違いなく国民を盲にし、暗黒時代へとおいこんでいった。

防諜の名のもとに

いっぽう昭和８年 12 月 28 日に海軍軍部は「海軍省令」をもって「海軍工廠及び民間会社における海軍関係作業の状況並に工事の種類に関する」報道の禁上を通達してくる

昭和 11 年１月 15 百に、海軍はロンドン条約を脱退し国力を無視した無制限建鑑競争時代へとみずから突入していくのだが、この昭和８年末から 「大和」「武蔵」級戦艦三隻（のち一隻は空母改装）の建艦案をスタートさせ、民間海運会社へ補助をあたえ、いつでも空母に改装できる大型商船などの建造をすすめはじめていた。戦争準備にはいっていた。それを知られるのをおそれたのである。航空機部門でも「七試」「八試」とよばれる新型機の試作開発がはじめられていた。とくに「七試」の「九七艦上戦闘機」、「八試」からうまれる「陸上攻撃機」の性能や生産能力を知られたくなかったこともあった。

しかし、もっと注目すべきことは昭和 10 年 11 月 12 日の 「海軍省通達」だろう。

そこには「中華民国に内地より派遣せらるることになるべき海軍艦船部隊並に航空隊に関する」報道は「海軍省発表以外当分の間一切禁上」とあった。これがなにを意味するかは、のちの事態の変遷をみていくと中学生にもわかるだろう。

「陸軍省通達」もこれに追いうちをかけてくる。昭和 12 年２月 19 日に「満州又は北支派遣若は帰還部隊に関しては従前は上奏御裁可の上発令せられたる旨陸軍省より発表するを通例と致居り、従って発表ありたる部隊に付ては当該部隊出発以前と雖も派遣又は帰還の旨の報道は差支へ」なかったが、「今後は軍の都合に依り発表しない趣につき派遣又は帰還の旨は当該部隊の出発後に非ざれば……」記事も写真も発表してはならぬといってくるのである。取材まで制限するというのである。

その「通達」はさらに、これまで師団名、旅団名、連隊名でつづられていた新聞記事の表現を禁止することも命じてきた。すべて〝ナニナニ部隊〟と各最高指揮官の姓をもって表現せよというのである。これによると、たとえば板垣征四郎中将の指揮する第Ｘ師団が板垣部隊であれば、その下の河辺正三少将指揮の第Ｙ旅団も河辺部隊とよばれる。さら にその下の佐藤鉄志大佐指揮の第Ｚ連隊は佐藤部隊と表現しなければならない。つまりどのくらいの単位兵力が移動したかわかいぬようにせよというのである。 〝支那事変〟のはじまる五カ月前のことだ。

考えるまでもなく、一国の姿勢はその軍備力と配備図をみれば、それがものさしとなってすべてを推測できる。当時の軍部がおそれたたのもそのことだったのだ。

それはそれとして、日本のジャーナリズムのもつあやまちのひとつは、この時代にこの言論統割、検閲政策にあえて抗しきれなかったこと、侵略戦争をそのために防ぎきれなかったことだが、その困難さは「治安維持法」と裏腹にせまってくるファシズムのおそろしさを体験したことのない者にはわかってもらえないことかも知れない。死を覚悟せぬかぎりそれができなか

日本軍国主義時代における
検閲の思想と流れ
千田夏光

ったし「軍機保護法」はそれを前面におし出していた。

余談になった。ともあれこうした情況の中で〝支那事変〟へと日本国はぬめりこんでいく。検閲史からみると、そこでは〝満州事変〟時代よりはるかに高姿勢な軍部の 言論統制がみられるようになっていった。

予期された長期戦争

〝支那事変〟段階になると、盧溝橋事件から６日め、はやくも陸軍省はつぎのような「通達」を新聞各社へつきつけるのである。「今回の事変に関する動員、派兵及これに伴ふ部隊人馬器材等の移動並にこれを推知せしむるが如き記事、写真は陸軍雀発表以外一切これを新聞紙に掲載せざる様」にせよというのである。これでは新聞記事の必要条件である「いつ、どこで、誰が、どうして、どうなった」のすべてがみたされないことになる。

出来あがるのは「思賜の煙草に兵隊が涙にくれた」「○○占領、城頭で万歳斉唱する○○部隊勇士」といった記事と写真ぐらいしかない。

７月 21 日には、さらに「新聞記事に関する陸軍省令」が出される。「陸軍省令第 24 号」と肩書番号のついたそこには、「新聞紙法第 27 条二依り当分ノ内軍隊ノ行動其ノ他軍機軍略二関スル事項ヲ新聞紙二掲載スルコトヲ禁ズ　但シ豫メ陸軍大臣ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限二在ラズ」の文字がならんでいた。

「豫メ陸軍大臣ノ許可ヲ得タルモノ」というのは軍の〝検閲〟を得たものはということであり、はっきりと〝検閲〟を正面におしだしてきたのである。そこにいう「新聞紙法」 とは前にふれた明治 42 年公布の法律であり、その第 27 条には「陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙二対シ命令ヲ以テ軍事若クハ外交二関スル事項ノ掲載ヲ禁上シスハ制限スルコトフ得」とあった。

命令に違反した場合は、発行人、編集人を２年以下の禁固刑、または 300 円以下の罰金刑に処すとされていた。ただし実施し得るのは全面戦争などに直面したばあいに限るのが立法の精神とされていた。これを宣戦布告もない〝事変〟に適用してきたのである。すくなくとも７月 21 日現在、戦火は華北の一部分にかぎられ、まだ 〝北支事変〟とよばれていたのである。

しかも、当時軍の新聞対策をうけもっていた陸軍省新聞班は、「省令のなかで〝当分ノ内〟とあるのは単に〝北支事変〟のみを指すものでなく、〝北支事変〟解決後といえども解禁または許可なきかぎり掲載を禁ずるのだ」と新聞社側に説明していた。長期戦をすでに予期した姿勢といっていい。

説明はさらに「召集される者の見送りなどの写真撮影はさしつかえないが、これをただちに発表することは軍の動員に関する禁止条項にふれる」と補足し「その種の取材は歓迎しない」ともあった。ジャーナリズムが抵抗すべきだったのは、やはり〝満州事変〟のときだったのだろう。ここまできたらもう軍部ファシズムは、それを足場に巨大になりすぎ、抗する術もないほどまでになってしまっていた。この省令がでたときの陸軍大臣は杉山元大将である。

海軍もまたすぐこれにならった。戦火が上海にうつり、海軍も戦端をひらいて三日めの同年８月 16 日「海軍省令第 22 号」を出す。内容も陸軍とそっくりである。「新聞紙法第 27 条ノ規定二依り当分ノ内艦隊、艦船、航空機、部隊ノ行動共ノ他軍機軍略に関スル事項ヲ新聞紙二掲載スルコトヲ禁ズ　但シ豫メ海軍大臣ノ許可ヲ得タルモノハ比ノ限二在ラズ」。海軍大臣は米内米政大将であった。

では省令にある「軍機軍略」とは具体釣にどのような内容なのか。陸軍の場合は、省令発表の三日前に陸軍省新聞班がおこなった説明にくわしい。そこでは例えば「将兵と家族との面会、送別会、見送りなどは動員の内容を推知させるから記事写真の発表を許さない」とか、「飛行機については偵察機、戦闘機、爆撃機など機種をしめす記事は許さない」一律に飛行機という名称を用いること。さらに「飛行場に関する写真はいっさい禁止する」とする末端的なことから将官・参謀の会合がふくまれていた。

具体的には、軍旗を有する部隊の写真は禁止」「大佐以上の高級将校の大写し写真も許可せず」とし、「多数幕僚将校（参謀）の集合している写真も許可しない」とあった。

海軍の場合は、「わが軍に不利なる記事、写真は掲載せざること」としていた。ただしその記事や写真が海軍にとって不利であるか否かは海軍側が判断するとされた。いささか 語るにおちた感じである。「惨虐なる

写真」の掲載禁止という条項もあった。戦場をなまのまま撮影した写真は許さないというのである。当時、米・英・仏など各国の権利が入りみだれていた上海付近を戦場とするだけに、空爆などで「爆弾が落ちた場所が国際的にデリケートな事態をひきおこすやうな場所、あるひは落したことが我国に不利な事態を惹起するやうな場合は掲載することは不可なり」ともしていた。

ここでも軍艦旗を背に「万歳々々」と叫んでいる写真しか許されない昭和 10 年 11 月 12 日に出された「海軍省通達」がいきていたから、もちろん許されないのだった。 はじめに書いた「軍機保護法」はこうした事態のなかで、それらを総合強力化する形ですすめられていったのだった。

「国家総動員法」が出現

いっぽう、考えていくと、こうした言論統制とか検閲には裏腹に国の内外へむけての軍部の宣伝意図が存在していることも想像される。昭和９年 10 月１日に「国防の本義と其強化の提唱」と題した論文を陸軍省新聞班（のち報道部）が発表し、そのフアッショ的内容が問題になったが、そこに「蘇聯邦の組織ある赤化宣伝工作の為め如何に我国上下を挙げて苦悩せしか、又満州事変を通じて宣伝機関の不備の為め如何に惨憶たる苦杯を嘗めたるか」の文字がある。軍部の意図のなかに当然この嘗めた苦杯をのりこえようとするものが あっても不思議ではない。

いやむしろ統制と検閲は、国民の目を軍にむけ、軍の意図する方向に国民をしばりあげていくこと、軍自体の宣伝に作用させていったのが事実である。たとえば、昭和 12 年１月「惨虐ナ写真ハ不許可、但シ支那兵ノ惨虐行為ハ差支ヘナシ」とつたえられてきた「掲載禁止事項」など、その一端をはしなくも露呈したものだろう。だがもちろん狙いはそのていどのものではない。もっと大きな国家的スケールをもったものである。そしてそのためには、単なる統制ではなく、権力をもつてそれを従属させることが必要となっていく。これも必然であろう。

昭和 13 年３月に第 73 議会で成立し、あの明治憲法をも死文化させたといわれる「国家総動員法」がここに生まれてくるのである。この内容は、さきの 「陸軍省バンフレット」ともよばれた「国防の本義と其強化の提唱」を法制化したものにひとしいと理解されているが、「総動員法」の草案はその陸軍省が主導者になり作文された。その第 20 条は、「政府ハ戦時二際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ル所二依り新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載二付制限又ハ禁上ヲ為スコトヲ得政府ハ前項ノ制限又ハ禁上二違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物二シテ国家動員上支障アルモノノ発売及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得　此ノ場合二於テハ併

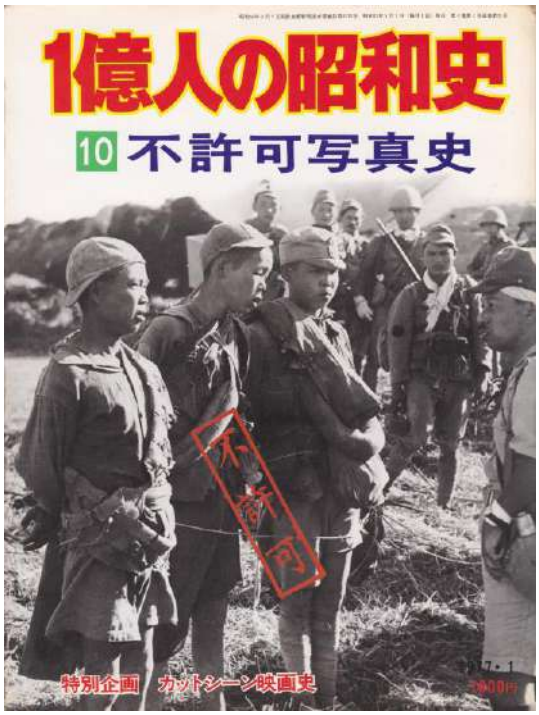

1977年1月1日　毎日新聞社刊

セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得」とあったが、そこにおける国家総動員とは、戦争および戦争に準ずる事変にさいし「国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効二発揮セシムル様人的物的資源ヲ統制運用スル」ことであり、国防すなわち戦争のため、すべて国家権力に従属せよというものだった。

言論統制、検閲をいまや軍部の手より国家的意志で統一しようというのだが、軍部は陸海軍大臣現役制を武器に、かれら自身がすでに国家になっていたのでもある。

軍部の意図をうけ、すでに軍部の従属機関となった内務省もつぎのような通達をだす。「禁止に触れるにあるずやと思へる記事はそのゲラ版二通を内務省図書課に提出すべし、同課において検閲の上許可となったものにはゲラ版一枚に許可の印をおして返却し、不許可の場合は不許可の印をおして返へす。残りの一枚のゲラは警視庁において証拠品として保管する」 。どの記事が禁上事項にふれるかは新聞社、筆者側にはわからない。判断するのが〝そちら様〟だからである。したがって ここで新聞社は記事・写真をすべて社内で〝検閲〟し、「もしや」と思われるすべてを本検閲者である内務省へださざるをえないことになる。刷りあがった新聞紙や雑誌を差押えられたら経営がなりたたなくなるからだ。

かくて各新聞は陸軍検閲用、海軍検閲用、内務省（情報局）用にと、それぞれゲラつまり記事と写真をつくることになった。

昭和 16 年１月 14 日には〝勅令第 37 号〟として、この「総動員法」をうけた「新聞紙等掲載制限令」が公布された。

軍機保護法の規定した軍事上の秘密、軍用資源秘密保護法の規定による軍用資源秘密、外交に関し重大な

る支障を生ずるおそれがある事項、外国にたいし秘匿することを要する事項、国策の遂行に重大なる支障を生ずるおそれある事項、これらは掲載してならないと、そこではうたわれていた。今日の新聞にこれをあてはめると、紙面の８割までが禁止事項にあたる。政治、経済記事はすべて政府発表以外は許されないし、社会部記事もおなじである。たとえば、ビルマ方面軍司令部は福岡市新柳町の料亭「一楽」を仲居女中から抱え芸者ごとそっくり百数十人をつれ戦場へおもむいていた。軍人軍属のほか軍馬・軍犬・軍鳩以外乗せてならない輸送船にのせてである。これをロッキード事件報道のように報道することもできない。軍事機密だからである。

臨時軍事費という使途報告の必要のないぼう大な、今日の貨幣価値で数兆円にのぼる金がその種の資金にあてられたことも報道できない。

昭和 20 年４月 21 日、運合軍がせまったときビルマ方面軍司令官以下司令部員は兵隊をおきざりに、この仲居女中と芸者をつれタイへ逃げる。それを幾人かの報道班員は目撃しているが報道できなかったのである。

軍属にされた報道マン

それよりさき〝大東亜戦争〟をまえに、日米会談の内容を、たとえば沖縄返還のとき日米間の裏取引を報通したように記事とすることもできないのであった。昭和 16 年６月 28 日の動員決意で、陸軍はこともあろうに〝支郡事変〟をかかえつつ東部シベリア攻略を計画した。作戦秘匿名「関東軍特別大演習」（関特演）とよばれるこの作戦は、独ソ戦でソ連が押されているのをみて決行しようとしたものだが、こんなことをしては日本は経済国力からみて破産することはわかっている。だが、そのことを報道することもできないのだった。

〝関特演〟で陸軍が国内のすべての物資を動員し、このため海軍が困ったことも書くことを許されなかった。

〝支那事変〟段階の軍旗や参謀の写真がいけない、戦車がいけないといった類の検閲は、ここまできてはむしろ児戯に属することになっていた。

新聞記者もカメラマンも〝大東亜戦争〟段階になると、もう新聞社独自の特派員として 戦場へでることは許されず、それぞれ陸軍報道班員、海軍報道班員として軍属にされ、軍の命令により取材へおもむくことになった。形としては陸海軍へ「総動員令」により徴用され、各編集局長の命令でなく、軍の命令で動くことになった。

したがって原稿は自動的に陸海軍当局へ送られることになった。戦場記事については自動的に検閲がそこでおこなわれるわけであり、戦意高揚一本にしばられていくことになったのである。

各新聞の意志で記事が書け写真を撮れるのは、かくて、国内物だけにかぎられることになった。国内における軍事検閲は、それまで下関要塞司令部、大湊要塞司令部など各海峡地帯にあった要塞司令部の検閲があった。枚方火薬廠の爆発、板橋火薬廠の爆発など軍事施設の事故のときは憲兵司令部の検閲があった。二・二六事件、五・一五事件、二月事件、十月事件など軍人のおこした反乱事件にも憲兵司令部が、戒厳司令部がもうけられたときは戒厳司令部が検閲と報道統制をし、内務省のそれとともに威力を発揮していた。

これだけでも報道の自由は相当に制限されていたが、そのわずかな自由も昭和 19 年からさらに制限されていくのである。

同年４月 10 日、新しい陸、海軍省令として「国土防衛二関スル新聞掲載許否判定要領」が出されるのである。さきの「軍機保護法」「新聞紙等制限令」の国内版ともいえるもので、米軍による本土攻撃を予想してのものであった，４目は「許否判定要領」となっていが、内容は取材禁止対象をならべたものであった。

防衛要領および防衛諸部隊の行動と編成、その防衛部隊の兵器資材と性能、または形状と使用法、敵の攻撃効果の判定資料となるべき事項、防空、治岸防禦および戦時警備実施地域の状況、防衛部隊の戦闘の状況とその成果、敵の来襲による陸海軍の被害状況、その他敵国に利すると思われるもの。以上のような項目がそこにならべられていた。

防衛部隊のおこなう訓練や演習もこの項目が適用されることとなっていたが、対象が国土防衛となっては検閲も末期症状というべきだろう。

それはまた〝満州事変〟にはじまった長い検閲通達、検閲命令の最後のものでもあるのだった。

そして敗戦となり、すべての軍部検閲はなくなり、わずかに内務省によるものだけが残ったが、これもやがて連合軍の命令で消えた。もっともこれで検閲というものがすべてなくなったのではなかった。連合軍による検閲があらたに生まれたのである。これが講和条約締結まで、しだいに形式をゆるめながらつづいたのだが、そこでは、日本軍部と内務省の検閲が「写真は○○部隊の○○入城」といったように、検閲を国民に意識させたのにたいし、まったく検閲の形跡をみせない形で検閲がおこなわれていた。

検閲でも先進国であることを見せつけられたのだった。それにしても自主検閲を意識させる時代をふくめ、検閲時代というものが国民をいかに不幸にするかということが、以上をかえりみての結論ではないだろうか。

そして抵抗すべきなのは最初の、まだ萌芽の段階でなければならぬということで、今日でもそのきざしが見えたとき、はげしく抵抗しなければならぬということだ 15 年戦争中の検閲は、決して過去のものでないということである。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 40 号　2020 年 1 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

憲法敵視・腐臭極まる安倍政権、即時退陣！

～これら正義のスローガンの実現目指し断固たる野党共闘を～

弾圧犠牲者への謝罪と補償は政府の責任

「国際人権規約」は厳格に規定している

昨年 2019 年は、宮澤弘幸さん（1919. 8. 8～1947. 2. 22）生誕 100 年、ワイマール憲法制定から 100 年でした。100 年と聞くと遥か昔のイメージになりますが、宮澤さんは「アベ政治は許さない」のスローガン揮毫で知られている俳人・金子兜太さん（1919. 9. 20～2019. 2. 20）のほんの一カ月前に生まれました。もし宮澤さんが生き抜いていたならば、金子さんと同様にあの弾圧の生き証人として、「アベ政治を許さない」の戦列に立っていたに違いありません。同様にワイマール憲法がナチスによって葬り去られなかったならば、世界はどのように展開してきたでしょうか。

歴史に「もし」はタブーとされていますが、闘いの視点から考えるならば、大胆に仮定して運動の方向性を探る一助にしてもよいと考えます。

もし、弾圧を阻止することができていたなら？

そして、なぜそれができなかったか？についても。

＊

本会事務局は昨年 10 月、小冊子「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件　国家権力犯罪に“時効”はない」を発行しました。次ページ以降で紹介しますように、多くのみなさまから意見とカンパをいただきました。心から感謝申し上げます。

「“時効”はない」冊子発行後、「国際人権規約」があることを知りました。不明を恥じるとともに、これが「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを裏付け、謝罪と補償を求める根拠になると気づきました。

日韓関係悪化の全責任は安倍政権にある

外務省条約局国際協定課長だった元広島平和研究所長の浅井基文さんがブログ「21 世紀の日本と国際社会」の 9 月 21 日付で「日韓関係を破壊する安倍政権」https://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2019/1155.html と題して「国際人権規約」の視点から「日韓関係悪化の全責任は安倍政権にある」と厳しく糺しています。以下その概要を紹介します。

・安倍政権は「過去の個人請求権は 1965 年の日韓請求権協定ですべて解決済」としている。「個人の請求権は国が肩代わりして解決することができる」は国際的な理解であったから、当時は正しかった。

・国際人権規約（社会権規約Ａ、自由権規約Ｂ）が確立したことによって、この主張・理解は完全に崩れた。この規約は 1976 年に発効し、日本は 1978 年に批准した。従って日本は国際人権規約に拘束される。

・日本政府は 1991 年 8 月の国会で「国が放棄したのは個人の権利を保護する外交保護権であって、個人の請求権自体は消滅しない」と答弁している。これは人権規約を批准しているから当然のことだ。

・自由権規約Ｂ第７条、第８条３項ａは「従軍慰安婦」に、第８条３項ｂは「徴用工」に該当する。従って日本も従軍慰安婦や徴用工だった人々に謝罪し補償しなければならない。

・以上を踏まえれば、韓国には 100％の理があり、日本には 100％の非がある。安倍政権が韓国に対して居丈高に振る舞うことは許されない。

人権規約違反行為に謝罪と補償が世界の流れ

浅井さんは、国際人権規約をはじめとする国際人権法が成立して以後、世界各国では、過去に国が犯した国際人権規約に違反する行為についての救済措置が講じられていると指摘しています。

「オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカでは、先住民族に対する謝罪と補償がおこなわれました。アメリカは第二次世界大戦中に日系アメリカ人に対して行った隔離政策を謝罪し、補償しました。よく知られているものとしては、第二次世界大戦中の強制労働問題に関して、ドイツが行った『記憶・責任・未来』基金があります」と具体例をあげています。

「“時効”はない」冊子で、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟が調査した、「弾圧犠牲者への謝罪と賠償」を実施している国々を紹介しました。また国連総会は、1968 年に「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約」を成立させ 1970 年に発効しています（日本は未批准）

こうして、国家権力犯罪に対する謝罪と賠償は国際的な潮流になっているにも関わらず、安倍政権は、「治安維持法は適法に制定された以上、その違反の罪に係る刑の執行によって生じた損害を賠償する理由も謝罪の必要もない」との態度です。

日本政府は弾圧犠牲者へ謝罪し賠償せよ！

治維法国賠同盟は、治安維持法犠牲者に対する謝罪と補償を要求して、毎年、全国的な署名運動を展開しています。また「レッド・パージ反対全国連絡センター」は、戦後最大の人権侵害であるレッド・パージ被害者に対する謝罪と補償を要求しています。

「スパイ冤罪」で断罪された宮澤弘幸さんも国家権力による弾圧犠牲者である以上、政府による謝罪と補償を求める運動と連帯して、その実現に向かって、引き続き真相を広めるとともに、可能な行動を積み上げていきたいと考えています。　　（福島　清）

「国家権力犯罪に“時効”はない」に対する感想・意見

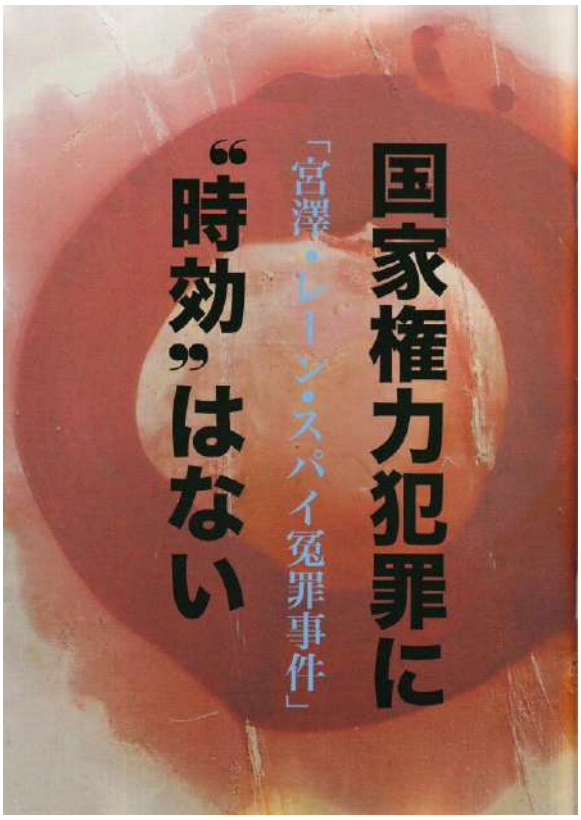

私は今、「国家権力犯罪に時効はない」という命題に関して外国の民事の不法行為・債務不履行の問題を考えております。時効については、刑事では、刑事訴訟法の教科書、民事では、民法等の教科書等に記載がありますが、これらでは不十分です。

ほんの一例を挙げますと、以下です。

意外なことと感じられるかもしれませんが、時効制度によって多くの善良な市民が守られています。なぜなら時効制度が存在する最も大きな理由は「国家権力の乱用を防ぐため」です。

例えば市民オンブズマン(もしくはジャーナリスト)のＡさんが、警察の汚職を追及していたとします。そしてＡさんがたまたま 20 年前に微罪を犯していたとします。もし時効制度がないとＡさんをよく思わない警察は「20 年前に微罪を犯した疑いでＡを逮捕する」ということが法的には可能になってしまうわけです。逮捕されると 10～20 日間も勾留され、Ａさんの本業にも差し障りが出ることになります。つまりＡさんに対する「合法的なゆさぶり」です。これは明らかに国家権力の乱用ですが、実際にドイツでそのようなことが頻発したため、犯罪の大きさに比例して時効期間を設定したヒストリーがあるそうです。これが時効制度が作られたそもそもの理由です。

もちろん「どんなに小さくても罪は罪。罪を犯す方が悪い」と言われればそれまでです。しかし成人で全く犯罪をしたことがないという人は、まずいないのではないでしょうか。

◆自転車に乗って赤信号を無視したことはないですか？→道路交通法違反。◆つい小さなゴミを道路に捨てたことはないですか？→軽犯罪法違反。◆拾った小銭をついポケットに入れたことはないですか？→遺失物等横領罪。◆ＣＤなどの著作物をコピーして友達にあげたことはないですか？→著作権法違反。◆勤務先の備品を私用に拝借したことはないですか（私用メール、私用でコピー機を使うなど）？→背任罪

何年も経過した後に、上記のような罪である日突然逮捕され、長期間勾留されることがあったとしても、「国家権力の乱用」とは考えずに「罪を犯した自分が悪い」と素直に納得できますか？　時効が無いと言うことは、『どんなに小さな罪でも一度犯してしまったら一生背負っていかなければならない』と言うことを意味します。

したがって時効は「犯罪者の逃げ得」や「捜査機関の負担軽減」というより「善良な市民を国家権力から守る」という意味合いの方が大きいのです。

一方でＤＮＡなどの科学捜査が飛躍的に進歩した現代では、やはり殺人などの重大な犯罪の時効は、40-50 年に設定するべきだと思います。ただし重大な犯罪といえども時効の完全撤廃には反対です。なぜなら事件が完全に解決・解明されるまで証拠などの資料を未来永劫保存しなければならないからです。極端な例を言えば、100 年前に起こった殺人事件の証拠資料でさえ、時効がなければ、税金を投入して保存し続けなければなりません。これはいくら何でもナンセンスだと感じます。

この他にも、「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」のことやいろいろ出てきます。　　（中原章雄）

＊

昨日、『国家権力犯罪に“時効”はない』を拝受いたしました。ありがとうございました。

「国家権力犯罪」に論理的に、実証的に迫っていく過程が的確にまとめられていると思いました。多くの方の手に届くことを願っております。

昨年 12 月の札幌での講演記録の校正を返却したところです。また『北大ピースガイド』に、「戦時下の北大」などを寄せました。

どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

（荻野富士夫）

＊

すばらしい内容です。みなさまの営々たる活動が宮澤弘幸氏の事績を通じた良心の結論を導き（４面へ）

（３面から）だされたことに敬意を表します。治安維持法弾圧に倒れた伊藤千代子を世に問う運動を映画化の形で表現していきます。感謝！　　（藤田廣登）

＊

毎回冊子発行の企画をされ、資料を集め、執筆し、冊子化されるご尽力に感謝いたしています。やっぱり、不正・不平等に対するバイタリティーが違うと、感心いたします。ありがとうございます。　（泉　定明）

＊

「国家権力犯罪に“時効”はない」到着、力作ありがとうございました。権力暴力の総括が簡潔にしっかりまとめられていると思います。改めて勉強します。

（田村　徳章）

＊

レーン・宮澤事件は、私は福島さんから聞くまでは知りませんでした。小林多喜二なら、知っている人も多少はいるかもしれませんが。勝手な希望ですが、古い歴史の真相の発掘も重要ですが、今進行中の香港の民主主義弾圧の問題などにも、鋭い評論などを展開してもらえると嬉しいのですが。日本共産党が中国共産党の、異論を許さない弾圧政策をどう評価しているのか、お聞きしたいところです。　　（千葉伸郎）

＊

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件についてよくわかりますし、戦争への道をつき進む〝今〟もよく分かります。　　（後藤太刀味）

＊

「国家権力犯罪に“時効”はない」を賜り誠にありがとうございました。みなさまの反ファシズムの御熱意に衷心より敬意を表しております。日本の野党がファシズム化のことを何も語らないのが心配です。

（金子　勝）

＊

感想は以下の通り。①「国家権力犯罪の国家権力犯罪たる所以は、社会を変革する社会運動・意識をほぼ完全に封じ込め、戦争遂行の障害とみなした言動・信仰をえぐり出し、人々の平穏な生活を破壊しつくす」（荻野富士夫氏）検挙の実態を見ればわかる。②いつ何が起きたかを、しっかり記憶し記録し、繰り返し確認し、隠蔽、改竄を掘り起こし、真実を見抜く目を鍛えること。あきらめないことだ。③「14 のファシズムの初期兆候」は、麻生太郎が「ナチスのやり方を見習え」と言っているように、安倍政権がすでにやっている。そこに恐ろしさを感じる。しかし日本は政治や社会の分野で連帯・共闘の輪がある。そこに希望をもって諸活動に取り組んでいきたい。　　（岩田健一）

＊

安倍政権打倒こそ急務だ！

冊子「国家権力犯罪に“時効”はない」は、戦前の宮澤・レーン事件に始まって現在の安倍政権に至る国家犯罪の歴史と問題点をコンパクトにまとめ、当面の闘争目標、打倒安倍の有力なツールと確信する。

かつて宮澤・レーン夫妻らは軍機保護法で検挙されたが、治安維持法と並び特高警察の善良な市民を取り締まる武器とされた。

これら悪法はそのまま、安倍晋三政権が強行成立させた戦争法や特定秘密保護法、共謀罪法に引き継がれ、政府の任務である国民の生命・財産を守るどころか、国民の口を封じてがんじがらめに軍事国家へ直進するのは、火を見るより明らかだ。

私が安倍内閣を過去のどの内閣より悪辣極まる史上最低・最悪の内閣という所以である。

安倍政権はさらにその仕上げとして、憲法違反の自衛隊を抱えながら、曲がりなりにも戦後日本を戦禍に巻き込まれず守りぬいてきた平和憲法を改悪しようと企んでいるのだ。

われわれは半世紀あまり昔、安倍の祖父・岸信介の安保改定に反対、戦後最大の国民運動を展開したが、改憲はそれ以上に国のかたちを変える一大危機と言って過言ではないだろう。

よってわれわれはこれを絶対許すわけにはいかず、安保をしのぐ意気込みと覚悟で反対運動に邁進せねばならない。

私は現在、戦後の三大国鉄謀略事件といわれた下山・三鷹・松川事件のうち、死後再審請求を闘っている三鷹事件を支援する「三鷹事件の真相を糾明し、語り継ぐ会」の事務局で微力を尽くしている。

国民救援会が支援している 25 の「再審・冤罪事件」に三鷹事件も含まれているが、私は再審・冤罪に謀略も加えたい。米占領下の事件で日本の司法当局は米側の「無罪にしたら承知しない」とのプレッシャーを受けながら、下山は自・他殺が対立してモノにならず、松川も戦後最大という裁判闘争で全員無罪の結末。

結局、残る三鷹の竹内景助死刑確定が司法側唯一の白星という結果となり、今年事件発生 70 を迎えたという次第。

2011 年、「悔しい」の言葉を残して獄死した父の無念を晴らそうと竹内の長男が東京高裁に再審請求。しかし検察は自分たちに有利な証拠しか出さず、裁判所は事実調べも何ら行わず、８年経ったこの７月末、請求棄却。闘いをさらに持ち越した。

おしなべて安倍政権になってから、再審裁判の多くが政府側に有利な判決しか下さず、司法の独立、三権分立など名ばかり。モリカケの延長で政府寄りの忖度しか伺えぬ結果が目立つ。

かつて田中角栄は政治をカネまみれにした。安倍はウソまみれにし、歴代首相の中でも対米ベッタリの姿勢が際立つ。とくに高級官僚の人事権を掌握、忖度が流行語になるほど人の顔色をうかがう風潮を蔓延させた。　（５面へ）

制作費カンパを寄せてくださったみなさま（敬称略・五十音順。2019年12月31日）

赤坂　京子
赤川　博敏
秋間　　実
在原　一夫
五十嵐　仁
石崎　博志
石原　尚樹
石塚　　勝
石井　忠治
石戸谷　滋
磯貝　佳身
伊藤　陽一
今井　茂富
岩田　健一
岩垂　　弘
植島幹四郎
上野　祥子
江守　信正
大住　広人
小川　忠男
折井　　暁
海渡　雄一

勝又　敦子
金谷　貞夫
神沼公三郎
金子　　勝
金子　賢二
狩野　博美
亀山　久雄
刈谷　純一
河合　良一
川島　金次
木村　武晴
工藤　茂雄
国吉　昌晴
久保　博夫
久保田正子
児玉　勝彦
後藤太刀味
小宮　恭二
今野　当夫
斉藤　道俊
道祖土邦男
佐々木南夫

佐々木あずさ
佐々木洋子、光子
里見　和男
佐藤　稔明
澤田　　治
澤田　　猛
椎橋　勝信
宍戸　迪武
嶋倉　貞男
清水　雅彦
白石　博基
杉全　　泰
鈴木　益邦
高尾　義彦
竹内　良男
田場　武勝
田村徳章、みどり
千葉　伸郎
茶原　正士
千代田区労協
津田　秀一
津田　光輝

手塚恵美子
寺沢　玲子
戸塚　章介
中原　章雄
中村　満夫
永元　　実
永井　靖二
長島　正夫
奈良本英佑
奈良　秀行
成田　　強
和　　孝雄
西本　武志
根岸　正和
橋本　良仁
福島　　清
藤田　修二
藤田　　進
藤森　　研
古川　俊実
松田　宏一
松島　守保

松江　　勇
水久保文明
宮田　貞夫
宮前　匡雄
村瀬　喜之
茂木　良作
柳下　　登
矢倉　久泰
梁田　政方
山口　文昭
山口　幸夫
山勢　哲三
芳尾　孝治
吉田　栄一
吉田　順一
吉田　　隆
吉田　哲郎
米田　光男
渡辺真知子
以上
107個人・団体

◇制作・配布について　制作発行部数は500冊。「真相を広める会」会員と関係者340人に贈呈。「秘密法反対全国ネットワーク交流会」（12.7～8）に50冊（販売代金は同交流会にカンパ）、「秘密保護法を問う12.6集会」に80冊（同）。なお、本冊子は、全文テキストと目次別テキストを「真相を広める会ホームページ」に掲載公開しています。ご活用ください。http://miyazawa-lane.com/

◇会計報告　＜収入＞　カンパ　382,500円
＜支出＞　制作発送費（株式会社「毎栄」）　368,500円
追加郵送費　3,160円　差引　10,840円

（４面から）安倍政権は経済政策・アベノミクスを破綻させ、外交は北方領土の対露はじめカネを使うばかりで空回り。在任期間が長いばかりで成果は皆無。水に落ちた犬は叩け、ではないが、来る総選挙では野党・市民の共闘で自公与党を大敗させ、即刻表舞台から請えてもらわねばならない。もちろん、改憲などもってのほか。

結びに金子兜太揮毫の文句を声を大にして言う。

「アベ政治を許さない」ぞ！　（石塚　勝）

＊

先日お送りいただいた新しい小冊子は、これまでの「真相を広める会」他の運動で明らかになった「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の経緯と真相の到達点がコンパクトにまとめられ、かつ軍機保護法、治安維持法や近年の秘密保護法、安保法制（＝戦争法）、共謀罪など戦前戦後の反動諸立法の流れの中に位置づけて、事件の本質が戦争遂行のための国家権力犯罪の一つであったことを浮き彫りにし、今日の時代状況への警鐘にされようとしており、私たち以降の新たな世代に事件の真相を広げ、運動を継承していくための一助となるものだと思います。　（向山征哉）

＊

冊子ありがとうございました。恥知らずな権力への飽くなき責任追及、凄いと思います。（上野祥子）

＊

「あきらめない」闘い続けるみなさんに勇気づけられています。みなさんの支えで頑固に歩んでいます。ありがとうございます。　（鈴木益邦）

＊

あの時代にどんどん近づいている今、そうさせないためがんばりましょう。　（勝又敦子）

＊　（６面へ）

（５面から）
冊子により、国家に隷従せず、二度と国家権力犯罪を起こさせてはならないことを教えられた。
（里見和男）

＊

絶対権力の暴走を許さない為に、「アベ政治を許さない」です。（山勢哲三）

＊

恩師・山本玉樹先生から、宮澤・レーン事件を考える会の意義を知ることができました。十勝でＤＶＤ上映と共に、多くの方に知ってもらう学習会を続けています。（佐々木あずさ）

＊

パンフレットと「事務局たより」読ませて頂きました。国民の生活と権利、平和と安全を守る運動、ありがとうございました。（今井茂富）

＊

お送り頂いていた「国家権力犯罪に”時効”はない－宮澤・レーン・スパイ冤罪事件－」をやっと読了できました。（まとまった時間がとれなくて、電車に乗っている間にぼちぼち読んでいたのですが、記憶力の減退で、以前に読んだところを何度も読み直して行きつ戻りつ……という調子でものすごく時間が経ってしまいました）

事実を丹念に掘り起こし、伝えていく、という地道な作業を続けておいでのことに敬意を表します。

印象に残ったことを少し。

１）《危ない誘いに英雄化志向がある》（Ｐ７－８）

①《（宮澤の）自白拒否の姿勢が「天皇の忠良なる臣民であることを拒否する存在だ」と祀り上げられ、反天皇制の偶像に仕立て上げる論考までが現れるに至った》

決して「反天皇制」でもなく「反体制思想の持ち主」でもなかった宮澤青年がスパイとされてしまったところに、この「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の怖さがあります。

もう大分前、横浜事件の再審が決定する直前くらいの頃です。再審請求署名を集めている団体の人が、ボロっと「実は自分は再審請求に拘るのがよくわからない。横浜事件の関係者は立派な共産主義者だと間違われたのだから名誉なことだと思うんだよね。」と話されていて、吃驚したのを記憶しています。この方は個人的には善意でそうお考えなのだろうけど、この横浜事件、及び治安維持法の運用の実態－それが社会全体にどういう影響をもたらしたのか（今ももたらしているか）－の本質を考えていらっしゃらない。

現在の自らの価値基準で「立派かどうか」に当てはめて、「贔屓の引き倒し」を行うのは、まさに「危ない誘い」です。

②《……拷問に耐え、拒否を貫くことを以て是とし称賛すれば、屈して応ずるを以て非として卑しむこととなり、ひいては同じ状況に嵌められる人に非情の苦痛と、死さえ強いることになる》

日本の特高警察の拷問の被害者に直接お目にかかったことはありませんが、韓国の軍事独裁政権の下での拷問被害者は、私より年下の〝在日〟の方に多くおいでなので、お目にかかる機会もあります。ほとんど再審無罪を得られていますし、平和統一のために積極的な活動をされている方も少なくありません（※）。

一人一人に「あなたは拷問に最後まで耐えましたか？」なんて失礼な質問はしたことはありませんが、ほとんどの場合、拷問の末に「自白調書」に署名をするに至ったようです。（逆に、もしそうでなければ、拷問死していたに違いない）

※　在日韓国良心囚同友会
http://www.e-sora.net/korea/

③《肝心なのは、拷問に走る国家権力のありようであり、権力の意思として拷問を決定し、実行する仕組みを解明し、糾弾し、再発を不可能にする仕組みを保障することだと考える》

おっしゃる通りです。そして安倍政権家で当たり前の人権が音を立てるように崩されている昨今、「拷問なんて大昔の話。今更ありえないよね」と楽観視できない状況に直面しています。ある勢力（大きくない、マイノリティでしょう）に対して、政治家など社会的影響力のある人間の発言と〝電凸〟の組み合わせで世論を煽り、「あいつ（ら）の存在を許してはならない」とのレッテル貼りが横行するようになれば、「拷問」まではほんの一歩。

２）戦時治安立法での犠牲者のうち、起訴－有罪に至ったのは数％（３～４％）である、ということ。

治安維持法に関連した検挙者数、検挙に至らなかった拘束者数はＰ56に載っていますが、「起訴者数／検挙者数＋検挙に至らなかった拘束者数」は約 3.9％。資料が行方不明になってしまっているのですが、2012年にブックレットを出したときに調べた軍機保護法での同様な数字は３％代の下のほうだったと記憶しています。

起訴された方々はほぼ全員有罪判決を受けたことでしょう（今でも刑事事件の有罪率は 99.8％）。
では、起訴されなかった 96～97％の方々は「晴れて放免、良かったね」という話か、というとさにあらず。それは皆さまもご存知の通りです。「疑いをかけられた」ことだけで、厳しい社会的制裁がなされたのです。

１）で述べたこととも関係しますが、軍機保護法で「引っかけられた」人は特別な思想の持ち主でも何でもない、たまたまカメラを向けた先に基地があったと、などという場合が多かった。「戦時治安立法での犠牲者は立派な思想の持ち主。名誉なこと」などと考えると大間違いになります。（７面へ）

2.22 宮澤・レーン事件を忘れぬ集い

～戦前の悲劇にとどめず、現状に向き合おう～

▼とき　２０２０年２月２２日（土）　13 時～　墓参　　13 時半～　つどい

▼ところ　新宿・常圓寺祖師堂地下ホール（新宿区西新宿 7-12-5　☎3-3371-19-797）

第１部　講演・特別報告　13 時半から 6 時　参加費：500 円

１、挨拶　山野井孝有さん（「真相を広める会」元代表）

２、講演　「原発報道のいま」

青木美希さん（朝日新聞社会部記者）
97 年北大法卒。1998 年～北海道新聞記者。
2010 年から朝日新聞記者。原発事故検証企画「プロメテウスの罠」に参加。

２、特別報告「イールズ闘争 70 周年～いま語りたいこと～」
梁田政方さん（1946 年北大法入学　当時・道学連委員長）

第２部　懇親交流会　16 時 15 分～18 時 30 分　参加費：2500 円

主宰　宮澤・レーン事件を忘れない！　北大・戦後世代をつなぐ会

＊準備の都合上、第 2 部の出席希望者は、2 月 15 日までにご連絡ください。

問い合わせ　村瀬（63 工）090-4947-5393　泉　（62 経）090-4534-1375
向山（62 文）090-4675-5483　梁田（46 法）090-4208-5486

★「真相を広める会」事務局も協力しています。ご都合のつく方、ご参加ください。（福島　清）

（６面から）

３）どこにどう書かれた、と抽出できないのですが：

戦時治安立法（ここでは、治安維持法、軍機保護法、国防保安法を挙げておきます）は、それ自体悪法ではあるけれど、条文自体の悪法ぶり以上に運用においてトンデモない刃を剥き出しにしました。（国会での審議や、その結果としての付帯決議などは、ここ数年の国会審議の堕落からすれば、相当に「立派」といえます。当時の憲法下の制約の下でも「臣民の権利」を守ろうと奮闘した国会議員がおり、閣僚や官僚の答弁もそれなりに真っ当だった）

そして裁判所は、法の拡大解釈、濫用に何の歯止めもかけず、むしろ悪法をより悪法たらしめるに積極的に貢献した事実も忘れてはなりません。（そして裁判官はＧＨＱは公職追放の対象にしなかった一責任を問われないまま、その後も裁判官で有り続けた……。明治憲法下の大審院と日本国憲法下の最高裁判所は繋がっています。特高警察が公安警察と繋がってしまっているように）。

現在の裁判所は人権救済の砦たりえていますでしょうか？

以上、中途半端で申し訳ありませんが。

このメーリス（秘密法反対ネットワーク・メーリングリスト）に参加されている方々も、今一度「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相」に関心をもって頂きたく、個人メールではなく、メーリスに投稿しました。

（近藤ゆり子）

植村裁判　東京・札幌控訴審が結審

札幌＝2月 6 日、東京＝3月3日　判決

植村隆・元朝日新聞記者が、西岡力・麗澤大学客員教授と「週刊文春」発行の文藝春秋社を名誉毀損で訴えた東京訴訟、櫻井よしこ、新潮社、ワック、ダイヤモンド社を訴えた札幌訴訟の控訴審がいずれも結審となり、札幌は２月５日、東京は３月３日に判決が言い渡される。東京高裁は２回、札幌高裁は３回の口頭弁論だったが、植村さんと弁護団は、新たな証拠を提出し、札幌・東京両地裁の不当判決を徹底的に論破した。2020 年新春、2 つの控訴審で、植村さんに対する「捏造攻撃」を跳ね返す判決を勝ち取りたい。

＊

東京控訴審（東京高裁・白石史子裁判長）第２回口頭弁論は 12 月 16 日午後３時 30 分から開かれた。90 人の傍聴席は少し空席があった。この日で審理を終了し３月３日判決となった。冒頭、神原元弁護士が、西岡氏らの「捏造攻撃」が破綻していること、東京地裁判決がいかに不当であるかについて、新たに提出した証拠等をもとに意見陳述した。続いて植村隆氏は、家族の命までも危機にさらされた不当な「捏造記者」の汚名を晴らして欲しいと強く主張した。

神原元弁護士は、①西岡氏らは「妓生の経歴が書かれていないから捏造だ」と言うが、当該証言テープで妓生の証言は一切ないことが明らかだから書かなかったにすぎない。それがなぜ捏造になるのか②証言テープの内容は植村記者が書いた記事と一致していた。それがなぜ義母の裁判を有利にすることになるのか③「だまされて慰安婦にされた」との植村記事がなぜ強制連行の裏付けになるのか――と徹底的に批判した。

そして最後に、「司法の使命とは、事実と証拠のみに基づき、判決を下すことです。本件においては、慰安婦問題を巡る歴史観の対立に踏み込むことなく、どちらにも偏らず、曇りなき目で、事実と証拠のみに基づいて、事実の有無を判断することです。そうすれば、植村氏は記事を捏造していないという事実は、真実として認定されるものと確信しています。慰安婦に関する歴史の事実を認定しなくても、本件における真実を認定することは、十分可能なのであります。我々弁護団は、裁判所に、事実と証拠のみ基づく、正しい判決を下されんことを切にお願いする次第であります」と主張した。

続いて植村氏は、「週刊文春」記事と西岡証言によって、激しい「植村捏造バッシング」を受けた。非常勤講師をしていた北星学園大学に対する抗議や脅迫電話、さらには「娘を殺す」との脅迫まで送りつけられた。私は断じて捏造記者ではない。正義は私の側にあると力強く訴えた。　　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊵

冤罪証明の逆転証拠

大審院刑事判決原本簿冊

正確には「昭和十八年五月分四冊の四　刑事判決原本　大審院」と縦書きされた簿冊の中の第二一六、第二一七、第二一八の部分。順に、宮澤弘幸、ハロルド・レーン、ポーリン・レーンの判決原本が綴じ込まれている。本件調査の先鞭・上田誠吉弁護士が最高裁の保存庫で１枚１枚繰る中で見つけた。同弁護士が原本複写した一式が北大大学文書館に保管されている。

本件冤罪の証拠が下手人である国家権力によって隠滅（焼却）される中、わずかに免れた第一級の遺留証拠。法の建前からは有罪と断じた確定判決だが、一読して予断と恣意に基づいた事実認定と強引な法理解釈による捏造ぶりが露わになっている。それは判決文に組込まれた上告趣意書との矛盾によっても明白だ。有罪の判決が、そのまま冤罪の証拠に転じるのだから国家意思に迎合した司法の笑えない皮肉となっている。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】「真相を広める会」発足は、第２次安倍政権スタートとほぼ同時です。秘密保護法、戦争法制、共謀罪法等々の弾圧法制を強行してきた安倍政権に対して、「アベ政治を許さない」をはじめ暴走に対決するスローガンを掲げ続けて運動の一端を担ってきました。その運動と今現出している安倍政権の卑怯・腐臭極まる実態を比較した時、植村さんと同様に「正義は我らにあり」と叫ばずにはいられません。2020 年、「国家権力犯罪に“時効”はない」をより明確にして訴え、憲法改悪阻止、安倍政権打倒の闘いの一翼を担い続けていきたいと思います。　　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 41 号　2020 年 2 月 7 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「アベ政治の堕落・腐敗はここまできたか！」――。1 月 20 日にスタートした通常国会。衆参予算委員会での〝さくら疑惑〟に対する首相の答弁、さらに東京高検検事長の見え透いた定年延長等々は、民主主義否定、問答無用の政治を強行している。

アメリカではトランプ大統領が強圧外交、イラン司令官殺害、移民排斥等々の世界と国民を分断する態度を取り続けている。

日本でも、アメリカでも、戦争へ向けての動き、その地ならしが続いている。これらは国家権力の犯罪だ。「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを忘れてはならない。

植村裁判札幌控訴審 不当判決

「捏造記者」と攻撃した櫻井よしこ氏、新潮社、ワック、ダイヤモンド社に対する名誉棄損札幌訴訟の控訴審で札幌高裁は、一審に続き不当判決を出した。

2018 年 11 月の札幌地裁判決は、「植村さんが書いた記事は事実と異なるから捏造だ」と櫻井氏が信じたことに「相当の理由がある」。だから名誉棄損に当たらないとして植村さんの請求を棄却した。

今回の札幌高裁も一審判決を踏襲した。植村さんと弁護団は高裁の口頭弁論で、植村さんが書いた記事を裏付ける明確な証拠を提示して「捏造ではない」と立証したが高裁は退けた。植村さんと弁護団は、直ちに上告することを決定した。

3月３日には東京訴訟控訴審の判決が出される。引き続き注目し、支援していきたい。　（根岸正和）

戦争は昔話ではない

栗原俊雄・毎日新聞学芸部記者が講演

１月 26 日、駒込で開かれた「ヒロシマ連続講座」で「戦争遺跡の保存を考える」連続講座の第１回「広島・旧陸軍被服支廠の保存を考える」と題した栗原俊雄・毎日新聞学芸部記者の講演を聞きました。栗原さんは毎日新聞でシベリア抑留、硫黄島戦死者遺骨収容問題などの記事を書かれていたので、機会があれば聞きたいと注目していました。開会前に挨拶したところ、1996 年入社ですから私が退職した後です。

栗原さんは「戦争が昔話になっている。かつて８月ジャーナリズムと言われていたが、それも最近は淋しくなっている。私は１年中戦争を報道している。仲間からは〝常夏記者〟と言われているが、それは誇りだ。戦争犠牲者は軍人だけではない。だが政府は軍人遺族に 60 兆円もの遺族年金を支給し、原爆犠牲者への補償はしたが、10 万人が死んだ東京大空襲や大阪空襲の被災者には何の補償もしていない。被災者たちは裁判で訴えたが最高裁で敗訴した。だが今も立法化を要求して闘っている。戦争は終わっていないのだ」。

続いて「語り部がいなくなっていく中で、全国各地にある戦争遺跡や遺構を残し守ることが必要だ」として、東京大空襲被災者 10 万人は 80 カ所に埋葬され、上野公園の西郷銅像の下もその一つであること、自ら調べた現存する東大和市の日立航空機変電所の建物はじめ、各地の戦争遺跡・遺構をスライドで紹介し、まだ１万体も遺骨が残る硫黄島には、防衛省と交渉してこれまでに４回、訪問しているという。

最後に「〝社畜〟と言われるかもしれないがＰＲを。毎日新聞はＹ紙、Ｓ紙と違って、言論の自由と歴史観の自由がある。引き続き戦争報道を継続していく」。栗原記者が気概をもって戦争報道を継続していることに感銘を受けました。　　（福島　清）

****

安倍首相の的外れな憲法論　まず現行憲法を守ってから言え

「日刊ゲンダイ DIGITAL」連載の小林節・慶応大学名誉教授コラム「ここがおかしい小林節が斬る！」から＝１月 25 日

２０日の施政方針演説の中で安倍首相がまた「憲法」について語った。しかし、それは「的外れ」な妄言としか評しようがない。

いわく「国のかたちを語るものは憲法です」。しかし、憲法の定義を一文で語るなら「国家権力（担当者たち）を縛るものが憲法です」となるべきである。本来的に不完全な人間が国家権力という大権を預かるため、その乱用を予防・匡正するための主権者国民の最高意思が憲法である。その結果、憲法は、「わが国は、王国ではなく民主国家で、人権を保障し、三権分立と地方自治を採用し……」と「国のかたち」を語ることにはなる。

しかし、憲法の本質は、その国のかたちを「語る」ことではなく、その国のかたちを「権力者に守らせる」ことにある。だから、その点に触れようとしない安倍首相の憲法観は的外れである。

しかも、安倍政権は、史上最も露骨に憲法を無視した政権である。自民党政権が確立した解釈では９条の故にわが国は海外に「戦争」に行けない国であった。しかし、その戦争を解禁したのが安倍内閣である。

他に、マイナンバー制度を強行し全国民のプライバシーを国の管理下に置いた。政府を批判した放送局を、「公平性」と電波の許認可権を盾に申し入れ、黙らせてしまった。全ての国民が法の下で平等であるはずだが、首相と親しい者ならば行政によって優遇される悪例をつくってしまった。

わが国は福祉国家であるはずだが、年金、健康・介護保険の給付水準の引き下げが常態化し、自己責任の名で学生が学費ローン漬けになっている。他にも枚挙にいとまがない。

このように、安倍政権は明らかに憲法尊重擁護義務（９９条）に違反している。

平成が令和に代わったのは天皇家の世代交代であり、それにより世界の歴史が質的に変わったわけではない。にもかかわらず、「新しい時代を迎えた今こそ、未来に向かってどのような国を目指すのか、その（改憲）案を示すのが国会議員の責任だ」などと言われても、同意のしようがない。

以上、もとより憲法を守る気のないことを実証した首相から「新しい憲法を」などと言われても、信用できるものではない。

https://www.nikkan-gendai.com/articles/view/news/268072

戦争犯罪を謝罪し伝え続けることは政府の責務

第二次世界大戦は 1939 年 9 月、ドイツ軍のポーランド侵攻から始まった。これに先立って、日本は 1931 年に〝満州事変〟を起こして中国侵略を本格化させ、1941 年 12 月、米英に対して宣戦を布告した。

第二次世界大戦の犠牲者は 5000～8000 万人、「太平洋戦争」では、軍人・民間人 310 万人、日本が侵略したアジア諸国では 2000 万人と推定されている。

この戦争では、ドイツのアウシュビッツ、日本の南京大虐殺、アメリカの東京大空襲、広島・長崎への原爆投下等々の「戦争犯罪」が強行された。

「太平洋戦争」開戦から 79 年、敗戦から 75 年となった今、栗原俊雄記者が指摘するように、あの戦争は決して昔話ではない。その残酷な歴史を絶対に忘れてはならないと行動している国があり指導者がいる。

戦争犯罪を記憶し伝え続けることが必要だ。「しんぶん赤旗」の報道などからまとめてみた。（福島　清）

****

ドイツ・メルケル首相

ドイツのメルケル首相は 2019 年 12 月 6 日、ナチス・ドイツがポーランドに設けたアウシュビッツ強制収容所が 2010 年 1 月で解放 75 周年を迎えるのを前に、同収容所を初めて訪問した。

独首相「罪を記憶し続ける」

アウシュビッツ初訪問

【ベルリン＝時事】ドイツのメルケル首相は6日、ナチス・ドイツがポーランドに設けた。

6日、ポーランドのモラウィエツキ首相（右から2人目）らとアウシュビッツ強制収容所を訪問するドイツのメルケル首相（同3人目）（AFP時事）

メルケル氏は、数多くの犠牲者の写真が掲げられた部屋で演説し、アウシュビッツ、でのユダヤ人虐殺を「あらゆる理解を超えた犯罪」と表現。「われわれは罪を記憶し続ける責務を負っている」と話し、人種差別や不寛容が広がる現代こそ、この教訓を「明言すべきた」と訴えた。また、施設の保存に、ドイツ政府から 6000 万ユーロ（約 72 億円）を寄付すると表明した。

アウシュビッツ強制収容所には、シュミット首相が 1977 年に、コール首相が 1989 年と 1995 年に訪問しているという。

中国・南京大虐殺記念式典

中国を侵略した旧日本軍が 1937 年に起こした南京大虐殺から 82 年となった 2019 年 12 月 13 日、江蘇省南京市の南京大虐殺遭難同胞記念館の広場で、記念式典が行われ、約 8000 人が出席した。

南京大虐殺から82年 記念式典

中国 市民が黙とう

「大虐殺記念館」で開かれた南京事件82年追悼式典＝13日、中国・南京（時事）

オランダ・ルッテ首相

ルッテ首相は 2020 年 1 月 27 日のアウシュビッツ強制収容所解放 75 年を記念するオランダの式典に出席して、オランダ政府がユダヤ人を迫害から守らなかったことを「政府を代表して謝罪する」とアムステルダムで表明した。オランダ政府が公式に謝罪したのは初めてだという。

ユダヤ人迫害に加担

オランダ政府が初謝罪

アウシュビ

オランダのルッテ首相は26日、第2次大戦中ナチスドイツに占領されたオランダ政府がユダヤ人を迫害から守らなかったことを「政府を代表して謝罪する」とアムステ

ルッテ首相は、27日の所解放75年を記念するオランダの式典に

26日、アムステルダムで、ポーランドのアウシュビッツ強制収容所解放75周年を前にした式典に臨み花輪をささげるオランダのルッテ首相（左）（AFP時事）

（４面へ）

（３面から）

国際連合・グテレス事務総長

アウシュビッツ解放75年

教訓 何度も学び直す

国連追悼式典 事務総長が演説

国連本部で開かれたアウシュビッツ強制収容所解放75年の記念式典＝27日、ニューヨーク（UNPhotobySchneider）

ニューヨークの国連本部で27日、アウシュビッツ強制収容所解放75年を記念し、犠牲者を追悼する式典が開かれました。グテレス国連事務総長は演説で、偏見や差別に基づく犯罪の増加に警鐘を鳴らし、ホロコースト（ユダヤ人虐殺）の歴史から学んで過ちを二度と繰り返さないよう呼びかけました。

グテレス氏は、欧米諸国でユダヤ人を標的にした殺傷事件が近年増えていることを強調。人種、国籍、宗教、性的指向などの違いを理由にした差別や偏見に基づく攻撃について、「新しい形態をとっていてもやはり憎しみに基づいたものだ。私たちは決して警戒を緩めてはならない」と訴えました。

また「ホロコーストに目を向け続け、その教訓を何度も学びなおすことがわれわれの義務だ。それはホロコーストを決して繰り返さないためだ」と強調しました。

グテレス氏は「偏見や憎しみは不安、打ち砕かれた希望、無知、憤りによって大きくなる。大衆迎合主義の指導者はこうした感情を

ニューヨークの国連本部で、2020年1月27日、アウシュビッツ強制収容所解放75年を記念し、犠牲者を追悼する式典が開かれ、グテレス国連事務総長は演説で、偏見や差別に基づく犯罪の増加に警鐘を鳴らし、ホロコースト（ユダヤ人虐殺）の歴史から学んで過ちを二度と繰り返さないよう呼びかけた。

＜アウシュビッツ強制収容所跡で記念式典＞

歴史的犯罪 真実を守る

アウシュビッツ収容所跡 解放記念式典

【ベルリン＝伊藤寿庸】ポーランド南部オシフィエンチムにあるナチスドイツのアウシュビッツ強制収容所が解放されてから75年となる27日、同収容所跡地で記念式典が行われ、200人以上の生存者と61の国・国際組織の代表団が出席しました。

ポーランドのドゥダ大統領は、ナチスの絶滅収容所とされた同地で130万人が殺害され、うち110万人がユダヤ人だった事実に触れながら、「ホロコースト（ユダヤ人虐殺）は、歴史上類のない犯罪だった」と指摘。「配慮をはぐくみ、真実を守る責任を果たしていく」と述べました。

生存者3人が証言。ポーランド生まれのユダヤ人バシェバ・ダガンさん（94）は、「この歴史を子どもたちにできるだけ早く教えなければならない」と訴えました。母がシンティ・ロマ人だったことで、8歳の時に同収容所に送られたエルザ・ベーカーさんは、失明のため代読されたメッセージの中で「少数派が再び攻撃されている今、みなが民主主義と人権のために立ち上がってほしい」と呼びかけました。

ドイツ占領下のポーランドで、1940年に建設されたアウシュビッツ強制収容所は、当初ポーランド人の反体制派を収容。その後、ナチスによる欧州のユダヤ人の最大の絶滅センターとなり、ガス室での大量虐殺と遺体の焼却が行われました。1945年1月27日、ソ連軍によって解放されました。

式典には、ドイツのシュタインマイヤー大統領、イスラエルのリブリン大統領なども出席しました。

アウシュビッツ強制収容所跡（オシフィエンチム）

ポーランド ワルシャワ ドイツ チェコ

130万人（うち110万人がユダヤ人）が虐殺されたポーランド南部オシフィエンチムにあるナチス・ドイツのアウシュビッツ強制収容所が解放されてから75年となる2020年1月27日、同収容所跡地で記念式典が行われ、200人以上の生存者と61の国・国際組織の代表団が出席した。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊶

焼却逃れた冤罪の記録

内務省冊子・『外事警察概況』

特高（特別高等警察）を指揮下に持つ内務省の警保局外事課が作成した部外秘の年次報告。「外事」は利敵行為摘発の中枢とされたが、実際には「利敵」を口実に国家への絶対服従を強いる恐怖警察の先兵となっていた。1945年8月15日の敗戦に際し、関係する全文書の隠滅（廃棄・焼却）を図ったが、当冊子については全配布先にわたる徹底はなしきれなかった。

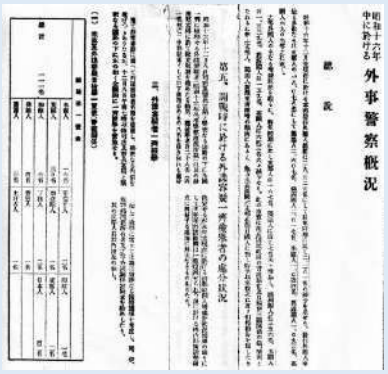

昭和十六年中に於ける外事警察概況

復刻版は不二出版も発行している

本件冤罪については、昭和十六年、同十七年の両年次にわたり、開戦時の「外諜容疑者一斉検挙」として概略が記録されている。明らかな誤植など正確さに欠ける箇所もあるが、手を下した国家権力自身の意図と経緯は明示されており、検証に欠かせない重要な証拠となっている。焼却を逃れた全冊が・全８巻の復刻合本『外事警察概況』となって公刊され（1980年7月・龍渓書舎）、国会図書館などに所蔵されている。

♦　♦　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

「国家権力犯罪に“時効”はない」

制作費カンパ　ありがとうございます

「事務局たより」第40号でお知らせした以後も次のみなさまから制作費カンパをいただきました。

西山公雄、田中重仁、向山征哉、長田　修、
中村　勤（敬称略）

＊この結果、111人のみなさまから、総額391,000円となりました。ご協力に心から感謝申し上げます。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 42 号　2020 年 3 月 6 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

植村裁判 東京控訴審も不当判決

札幌・東京両訴訟とも闘いは最高裁へ

植村隆元朝日新聞記者が西岡力氏と文藝春秋社に対して名誉棄損で訴えた東京訴訟控訴審で、白石史子東京高裁裁判長は、植村氏の控訴を棄却した。わずか 2 行の判決を 10 秒程度で読み上げただけで逃げるように背中を向けた。弁護団と植村隆氏は同日、控訴して最高裁で闘う決意を表明した。

この日午後５時から予定していた報告集会は新型肺炎騒動で中止せざるを得なくなったため、午後 2 時 20 分頃から裁判所前の歩道で報告・抗議行動が開かれた。神原元弁護士は、植村さんの正確な報道を裏付ける元慰安婦の金学順さんの証言テープを提出したにも関わらず判決は「提出されたテープが金学順証言のすべてなのか分からない」などと聞きもしないで断定するなど、きわめていい加減、結論ありきとの判決だと怒りを込めて報告した＝写真右。

報告集会で講演する予定だった北原みのりさん（コラムにスト・作家）は「植村さんを応援していたが行動しなかった。慰安婦はなかったという西岡、櫻井氏の言い分を報道して煽ったのが文春だ。黙っているわけにはいかない。ともに闘いたい」と発言した。

最後に植村隆さんが「金学順さんの証言を正確に報道し、同様の報道を他の記者もしたのに、なぜ私だけがここまで攻撃されるのか。2014 年の文春記事で、私

に対する激しい攻撃が大学と私にけられた。過去に向き合う者には厳しく、否定する者には寛大な判決だ」と怒りを込めて訴えた。植村さんと弁護団は、「不当判決に抗議し、最高裁に上告して闘い抜く」と決意表明した。ジャーナリズムの危機が叫ばれている今、すでに上告している札幌訴訟とともに、逆転勝利するまで引き続き支援したい。　（福島　清）

最高裁で逆転判決目指す

2020年3月3日
植村　隆

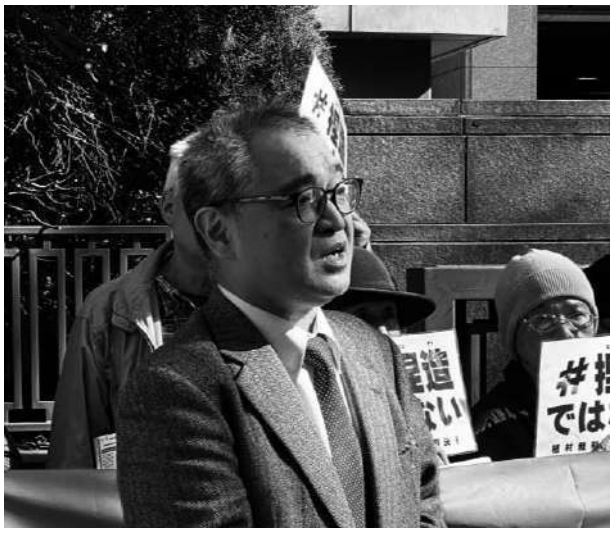

判決後、裁判所前集会で決意表明する植村さん

本日、東京高裁で、西岡力氏らを名誉毀損で訴えた植村東京訴訟の控訴審判決が言い渡されました。

一審に続いて、私は敗訴しました。

極めて不当な判決だと思います。

西岡氏は2014年2月6日号の『週刊文春』の記事で、私が書いた元日本軍「慰安婦」金学順さんの証言記事Aを「捏造」と決めつけるなど、私に対する「捏造」攻撃を繰り返してきました。これがきっかけで、激しい「植村捏造バッシング」が起きました。私は内定していた大学の教授職を失い、「娘を殺す」という脅迫状も送られてきました。

私は2015年1月に西岡氏らを訴えました。自分の名誉、家族の安全、勤務先の学生らの安全、そして、元「慰安婦」の金さんの尊厳を守るための闘いでした。

本日の高裁判決では、西岡氏が、私の記事を「捏造」と主張している三つの点の二つについて、真実とは認めない一方で、信じるには「相当な理由」があるとして、西岡氏を免責しました。西岡氏は私に直接取材をしておりません。しかも、西岡氏は私の記事を捏造記事と断定する際にも、決定的な誤りを犯していました。それが、一審では明らかになりました。

この文春の記事を見てください。「このとき名乗り出た女性は親に身売りされて慰安婦になったと訴状に書き、韓国紙の取材にもそう答えている」とあります。しかし訴状でも、韓国紙の取材にも、金学順さんは、そう答えてなかったのです。「捏造」批判の前提自体が、間違っていたのです。

また西岡氏は、私の記事Bについて、著書『よくわかる慰安婦問題』で、金学順さんがキーセンに売られたことを書かなかったから、「悪質かつ重大な捏造」だと決めつけました。私たちは、この言説を打ち崩す、新たな証拠を発見し、高裁に提出しました。日本政府を相手取った訴訟を準備していた金さんが初めて弁護団の聞き取り調査に応じた1991年11月25日録音のテープです。ここで金さんは「キーセン」について一言も言っていませんでした。私はこのテープに基づき記事Bを書きました。

ところが、高裁判決は、その新証拠を正当に評価しませんでした。そして、西岡氏の決定的な誤りも見過ごしています。結論ありきの判決だと思います。

「植村捏造バッシング」の張本人は、西岡氏です。彼の言説を受けて、大勢の人がバッシングに加わりました。私の勤務していた大学を電話で脅迫した男が逮捕され、罰金刑を受けました。私の娘をツイッターで誹謗中傷した会社員はその責任が問われ、賠償金を支払い続けています。しかし、本日の判決では、その張本人が免罪されたのです。

この問題は植村だけの問題ではありません。あすは記者の皆さんに降りかかるかもしれないのです。この不当判決を放置する訳にはいきません。このままでは、フェイクニュースを流し放題という大変な時代になります。即刻上告し、最高裁で逆転判決を目指したいと思います。

以上

****

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を報道した植村さん

植村隆さんは朝日新聞札幌支局長時代から「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を報道した。2014年1月24日に取材で上京した際、山野井孝有さんと一緒に常圓寺に眠る宮澤弘幸さんの墓前にお参りした＝写真。この時、神戸の大学に就職することが決まったと喜んで天丼をご馳走してくれた。しかしこの直後、2月6日付週刊文春に植村さん批判記事が掲載され、以後「捏造記者」攻撃が熾烈を極めた。宮澤さんに対する報道支援に感謝を込めて、今度は植村さんの闘いを勝利させる番だ。断固支援を続けたい。　（福島　清）

「スパイ冤罪」事件を風化させない

宮澤弘幸さん七十四回忌　顕彰・追悼墓参

宮澤弘幸さん命日の 2 月 22 日、新宿・常圓寺に北大ＯＢ中心に約 20 人が墓参した後、短時間でしたが境内で山野井孝有さんの訴えを聞きました（写真下）。35 年前、宮澤さんの妹・秋間美江子さんから、兄がスパイとして弾圧されたことを知って、事件の真相を訴えてきた山野井さんは、2012 年秋に「兄のアルバムを北大に寄贈したい」と思い立った秋間美江子さんと一緒に、新田孝彦北大副学長に会って以降の経過と、93 歳で米国コロラド州に住む秋間美江子さんの近況を報告しました。

「アベ政治を許さない」を揮毫した俳人の金子兜太さんは、2018 年に亡くなりましたが、宮澤弘幸さんと同じ 2019 年生でした。もし宮澤弘幸さんが存命だったなら、金子さんのように、国家権力が戦争に国民を駆り立てる時、いかに残酷な弾圧を行うかについて、厳しく糾弾する先頭に立ってくれたのではないかと思います。

この日予定していた「北大・戦後世代をつなぐ卒業生の会」主宰の「『冤罪』宮澤・レーン事件を忘れない！」集いは、新型肺炎流行のため、中止となりました。来年再びお会いしましょう。　　（福島　清）

山野井孝有さん（右写真右から 2 人目）の報告を聞く墓参参加者

「宮澤・レーン事件を考える会」への申し入れ
＝公告＝

「宮澤・レーン事件を考える会」（代表幹事＝唐渡興宣、山本玉樹、相馬述之＝以下「考える会」）から 2020 年 2 月 10 日付で、本会事務局のある千代田区労協宛に届いた電子メールには事実誤認がありますので訂正を申し入れました。

同メールが「皆様」となっていて、配信先が分かりませんので、本号で以下のように「公告」します。

「考える会」代表名の電子メールにおいて「活動を休止した真相を広める会の後を引き継ぎ、発足した」と自己紹介しておりますが、これは事実に反しているので、訂正を申し入れ、今後とも本会決定どおりに引用するよう要請しました。本会は活動を休止したことはなく、したがって「後継組織体」に引き継いだ事実も全くありません。

また、同メールに添付された同会の 2012 年 2 月 22 日付文書「宮澤・レーン事件を考える会　これまでの歩みと課題」では「前史」として、本会の動向について、「2015 年 12 月 5 日　幹事会、『組織的活動困難・新たな運動体ができるべき』と認識　のち『代表廃止、幹事会・組織的活動中断、事務局員３名が残務整理』（事務局長決裁）」――と記述し、本会が既に存在していないかのように表記しておりますが、これも事実と異なっているので、同様の処置を申し入れました。

「考える会」については、同会が発足（2016 年 1 月 24 日）にあたって同年 2 月 5 日付で本会に送付してきた「発足のご連絡とお願い」によって知ることになりました。これには同会の「目的」も添付されており、「真相を広める会の活動の成果と課題を継承し」とあったことから、「成果と課題」についての継承云々ならば自由であり、正しく共有されるならば望むところと受け止めました。しかし、組織体の継承となれば全く次元を異にします。本会と「考える会」は組織上全く関係ありません。また本会の決定等を引き合いに出すときは、正確、妥当を旨とし、出典を明示して引用するよう要請しました。

「考える会」事務局長・奥井氏より返信
本会申入れには応えず　再度、申入れ

上記「公告」の本会申入れに対し、「考える会」事務局長の奥井登代氏から 2 月 27 日付で、福島清宛てに返信が届きました。しかし「事務局としては、誤りというよりは理解の問題と思われますので、あえて訂正メールを送る必要はないと考えております」とあって本会の申入れに対し、真実と誠意をもっての返答とはなっておりません。

また、発端のメールが「考える会」の代表幹事の名で発信され、したがって本会申入れも代表幹事宛てに送付したにもかかわらず、代表幹事に届いたかどうかも不明ですので、改めて代表幹事による返答を求めて再度申し入れました。

よって、本会としての立場は、上記「公告」をもって維持いたしますので、みなさまには、ご理解とご承知おきをお願い致します。　　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊷

〝特高の底意〟を白日に
荻野富士夫著『北の特高警察』

書名に「北の」と特化しているが、その前提となる明治政権の治安警察以来の特高（特別高等警察）体質を具体的事件と共にえぐり出し、合法性・有用性を装いながら時代を追って肥大化・暴力化した系譜を明らかにしている。この流れの中で北海道特高の全体像を特化、宮澤・レーン夫妻ら一斉検挙に至る冤罪強行をも的確に位置づけている。1991 年・新日本出版刊。

本書には小林多喜二のデスマスク写真や詳細な取材メモなど多くの資料・写真が掲載されている

一番の特徴は、『特高警察実務必携』（京都府警察部編）など、特高が隠滅しきれなかった特高資料（証拠）を足で集めきっていること。この過程で、当コラム前回紹介の『外事警察概況』の元になった『外事月報』も発掘、この中の昭和 18 年 2 月分に宮澤・レーン夫妻らの一審判決がほぼ原文通りに書写されているのを見つけてもいる。著者は特高研究の第一人者であり、本書は格好の入門書にして、決定版といえる。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 43 号　2020 年 4 月 6 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

私たちのプライバシー、個人情報は監視化社会の急激な進行のもとでかつてない危機にあります。市民の誰が、どこにいて、誰と話し、何をしているのか、などの情報が政府、民間企業に取得されています。注目すべきは、いまや**内閣情報調査室が政府機関の中枢として「総理の目となり、耳となる」の掛け声のもと、野党、官僚、市民の監視の中軸に躍り出た**ということです。もう一つは、IT 企業などの民間企業による市民の個人情報の取得が広範におこなわれ、その無断での活用、漏洩とさまざまな問題をおこしています。特に Iot（あらゆるモノがインターネットでつながる）時代の到来は、プライバシー問題を新たな段階に押し上げています。

これは左記のパンフの「はじめに」からです。国家権力犯罪は、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の時代と変わって、政府が最新技術をテコにした徹底監視によって国民を丸裸にして強行されます。このパンフは、警察官僚が安倍官邸を占拠して弾圧体制を敷いていることを告発しています。

“内閣情報調査室”の監視体制に徹底警戒を！

海渡雄一さん（共謀罪No!実行委員会・弁護士）が、上記パンフで『内調を核として政権に奉仕する情報監視体制が確立しつつある―プライバシー権で監視社会に対抗しよう』と鋭く告発しています。表など一部を省略して紹介します。

①　アメリカの世界盗聴ネットワーク下にある日本

内閣情報調査室（以下「内調」）について、分析する前提として、日本が、監視社会へと志向する世界の中で、どのような位置を占めているかを確認しておきたいと思います。アメリカは世界一進んだ監視社会ですが、これをコントロールするため情報公開や情報機関に対する監督システムを構築。発展させてきた社会でもあります。アフガンペーパーはワシントンポスト社が情報公開訴訟で勝訴して明らかにしたものです。日本は、そのどちらの歯止めも決定的に弱く、このことは、我々が最初に確認しなければならない前提です。

②　究極的監視社会となった中国

もう一つの監視社会の覇者たらんとしているのが、中国です。中国は監視カメラとネット監視、スコア制度によって、急速に監視社会システムを構築し、これを発展途上国に売り込み始めています。中国全土に設置された監視カメラはすでに2億台、瞬く間に6億台に達するだろうと言われています。これらの監視カメラは顔認証システムと連動しています。

米フォーリン・ポリシー誌2019年6月24日号に掲載された「ビッグ・ブラザーがベオグラードに来た」という記事によれば、2014年にベオグラードで子供のひき逃げ死亡事故を起こした犯人が中国に逃亡しました。セルビア当局が、中国に犯人の顔写真を送ったその後3日間で、中国国内に潜伏していたこのひき逃げ犯人を検挙しています。

この高い捜査効率に驚いたセルビア政府は、中国のファーウエイ社と契約し、今後2年の間に、ベオグラード市内の800か所に1000台の高監視カメラを設置する計画を公表しました。中国製のAI監視システムを買うことに決めた国は、ニューズウィーク誌（2019年4月24日）の調べによれば、54か国に達しています。

５Ｇ技術をめぐる米中の覇権争いが世界中で起きています。この争いは先端IT技術をめぐる経済的な競争としての側面だけでなく、世界的なディジタル監視システムの覇権をめぐる争いにもなっています。

中国ではウィグルやチベットの民族的少数派、労働組合活動家とこれを支援する学生たちなど政府の価値観と異なる思想を持つものは、徹底してマークされ、社会から排除されています。しかし、他方で、大多数の国民には手ぶらで何も持たなくても買い物ができるシステムとして歓迎されているといわれています。

香港市民が逃亡犯条例に反対し、必死のデモを続けているのは、この中国の監視システムに呑み込まれてしまえば、自由を根底から奪われることを恐れているためです。そして、表現の自由の奪われたメディア状況がコロナウィルスの拡散防止を妨げたという深刻な

問題が発生しています。

③ 人権をテコに監視社会に抗するヨーロッパの選択

米中が監視社会における覇者を争う中で、ＥＵはGDPRという規則によって、監視社会化を個人の尊厳、プライバシーによって法的に規制しようとしています。このような中で、日本は、どちらの途へと進もうとするのかが鋭く問われているのです。この点は、最後に今後の課題を論ずるときに再論したいと思います。

④ 警察官僚に占拠された安倍官邸

日本では、「安倍一強」政治のもとで、官邸（内閣官房）主導の政治がおこなわれ、これまでの慣例を破った人事が強行されています。集団的自衛権を合憲と解釈するために、内閣法制局長官の人事を官邸の意向に沿う人物に据え変えました。最高裁裁判官の任命にあたり、これまでは弁護士出身の裁判官が退任した場合、日弁連が推薦する名簿から選ばれていたのですが、安倍政権は推薦名簿にない人物を任命しました。さらに検事総長の人事についても、2020年1月に、官邸の代理人と言われる黒川弘務東京高検検事長の任期を検察庁法22条の制限を無視して閣議決定によって延期し、8月には検事総長に任命しようという暴挙が準備されています。

安倍首相は、官邸の重要ポストに警察出身者を重用しています。『選択』2019年10月号の「『警察国家』化が進む日本」によると、国家安全保障会議の事務方トップの国家安全保障局局長に就任した北村滋氏、内閣情報官に就任した瀧澤裕昭氏、さらに官僚機関のトップに立つ官房副長官の杉田和博氏（内閣人事局長を兼務）、内閣危機管理監の沖田芳樹氏の全員が警察官僚であることが紹介されています。

⑤ 戦前の社会システム復活を悲願とする北村滋氏

中でも北村滋氏は、安倍首相の懐刀ともいわれる人物で、安倍総理との面会時間は圧倒的な一位です。公安警察出身で、総理大臣秘書官を務め、民主党政権時代の2011年から内調トップの内閣情報官を2019年9月まで務めました。内調は、これまで、その位置づけも役割も明確ではありませんでしたが、いま名実ともにCIAのような情報機関へと進化しているのです。

北村氏は、国家安全保障会議設置法（13年）、秘密保護法（13年）、共謀罪法（17年）の制定を牽引しました。北村氏が書いた「外事警察史素描」（『講座警察法』3巻 2010年ころ執筆）という論文のなかで、戦前の軍機保護法に関して次のように述べています。「ゾルゲらは、日本が北進してソ連攻撃を行うか、南進して米英との戦争に向かうかの状況判断に全力を集中し、また、ソ連擁護の立場から、南進論へと政策を志向させるべく活動した。ゾルゲによってソ連に報告された情報には、独の対ソ攻撃予定、日本の独ソ戦不参加等の重要なものが含まれており、最終的に検挙には至ったものの、その被害は極めて甚大であった。」

「終戦により外事警察を取り巻く環境は一変した。ポツダム宣言は我が国において軍国主義を支持した権力及び勢力の永久の除去について言及した。10月4日、司令部から「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」が発せられた。」「当時の東久邇宮内閣は、内務大臣以下全国の警察首脳部が一斉に罷免され、特高警察が廃止されては、内閣として国内の治安の確保に責任が持てないなどの理由から、翌５日総辞職した。内務省においては、この覚書に基づき、翌６日を期して全国一斉に外事警察を含む特高警察の機能を停止するよう全国地方庁に指示をし、罷免されることとなった警保局長以下の官吏は、４日付けで辞表を取りまとめ、内務大臣に提出した。」北村氏は今も大東亜戦争を戦っているかのようです。敗戦を政府の活動機能の剥奪と捉える北村滋内閣情報官の歴史観こそが、安倍政権の政策の根幹です。特定秘密保護法の制定は、敗戦によって治安維持法と軍機保護法を失った公安警察の悲願であったことがわかります。

⑥ 政治家・官僚とメディア、国民を監視・コントロールする官邸ポリス

北村氏が内閣情報官時代に作成された「内閣情報調査室の採用案内」Web公開）には、次のように書かれています。「Mission03」として、「総理の目と耳としての役割」との見出しで、集めた情報を総理のために使うとはっきりと書いています。これらの情報の大半が警察が集めた情報だと考えられます。

警察法２条の不偏不党は戦前の特高警察が政治目的に奉仕し、国民の表現の自由を圧殺した痛苦な経験を踏まえて、警察組織が政治に関わることを厳しく戒めたものです。戦後制定された警察法は、徐々に国家警察の強化の方向に修正されてきましたが、警察法２条は改正されていません。警察の「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」との規定はかろうじて維持されてきました。

ところが、総理の目となり、耳となって官邸を支える内調は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察組織ではないという理由で、警察法の軛を免れ、官邸のために警察情報を駆使しています。これは情報機関のあり方としても根本的な疑問があります。

2019年7月の参議院選挙では、北海道で、安倍首相の選挙演説にヤジを飛ばしただけの市民が拘束されました。総理に不快な思いをさせないために、総理の演説に対するヤジは取り締まるように、全国の警察組織に対する指令が出ていたとすれば、このような警察権の

行使は明らかに警察法２条の定めた中立義務に違反しています。

映画『新聞記者』で、内閣府ビルの内部で多くの係官がパソコンを前に働いている異様な情景が注目されました。この映画の原案は望月衣塑子記者の「新聞記者」とされていますが、これも参考にされたと思われる本が、2018年末、講談社出版の「官邸ポリス」です。著者は仮名で「東京大学法学部卒業、警察庁入庁、その後、退職」とだけ紹介され、経歴も年齢もわかりません。内容は、安倍政権に奉仕する官邸内の内調などの警察官僚をはじめとして、外務省、財務省、警視庁、さらには報道機関などの生々しい実態が描かれています。この本は、政権に奉仕し、政権をコントロールさえしようとしている、杉田官房副長官と北村滋内閣情報官ら「官邸ポリス」を告発するために、書かれた内部告発本のようにも読めます。

元文科事務次官の前川喜平さんは毎日新聞のインタビューで、この「官邸ポリス」について、「この本が本当だとしたら、現代の特高警察だと思いますよ。私は2016年の9月か10月ごろ、警察庁出身の杉田和博官房副長官から官邸に呼び出され「新宿の出会い系バーというところに行ったそうじゃないか」と言われました。「週刊誌から聞いた話だ」と。それなら週刊誌が私のところに来るはずですが、来ませんでした。」「菅さんが総理になれば、もっとひどい警察国家、恐怖政治になるのではないかと懸念しています。」「そういえば杉田さんに官邸に呼ばれた時、『○○省の○○次官にもそういうことがあったよ』と言われたんです。それで『みんな尾行されているのかな」と思いました。弱みを握られている人は役人だけでなくて、与野党の政治家の中にも、メディアの中にもいるかもしれない、そう思いました。」と述べています（毎日新聞2019年6月20日 これが本当なら「現代の特高」…前川元次官が語る告発ノベル「官邸ポリス」のリアル）。まさに、安倍・菅官邸は、公安警察が集めた個人情報によって、政治家や官僚の弱みを握って黙らせるという、独裁的な政治を進めているように思います。

そして、2019年秋には、北村滋氏が、国家安全保障局の局長に就任したことは先に述べました。外務、防衛両省のメンバーが中心だったはずの組織のトップに警察官僚が君臨しています。官房副長官の杉田氏が内政、国家安全保障局長の北村氏が外交の指揮を執る体制が確立しました。安倍官邸は、警察出身者によって完全にコントロールされているのです。

⑦ プライバシーの権利に基づいて監視社会に抗する

このような、政権に奉仕する情報監視システムにどのようにして抵抗すればよいのでしょうか。安全な社会のため、テロ対策のために監視措置が必要なのだと説明されます。しかし、監視している側の本当の目的は、この社会の秩序に歯向かうものを社会から排除するところにあり、犯罪の抑止は、その言い訳に過ぎません。そして、社会の「多数派」にとっては、監視は痛くもかゆくもありません。しかし、自らが多数派だと思っていた者が、突然監視の対象とされ、えん罪に巻き込まれることもあります。2019年7月8日、愛媛県内の女子大学生が窃盗の疑いで松山東警察署に逮捕されました。タクシーの中で窃盗をしたという嫌疑です。車内のドライブレコーダーに写っていた犯人と顔が一致したからとされましたが、彼女は無実であることが確認され、警察が謝罪しました。監視捜査にも誤りがあるということをまず確認する必要があります。

共謀罪法案審議が頂点を迎えていた2017年5月、国連人権理事会の任命するプライバシー問題に関する特別報告者であるジョゼフ・カナタチ氏オラング・グローニンゲン大学）が公開書簡を安倍首相に送ったことは記憶に新しい。カナタチ氏は同年10月に来日され、日弁連における講演で、監視システムは、使用前に法律によって定められなければならず、実際の監視が行われる前に、事前の独立した認可を受けなければならないこと、国家による個人の行動の意図的な監視は、対象を特定し、合理的な疑いに基づいてのみ可能であること、国際的な監視システムが必要であることなどを提言されました。私たちも、 ドイツやオランダなどのプライバシー保護の先進国に学ぶ必要があります。日弁連秘密保護法・共謀罪対策本部は2020年3月オランダを訪問し、情報機関に対する法的規制、その監督機関の実情などを調査する計画です。

⑧ プライバシーの権利に基づく人権侵害抑止メカニズムの提案

監視社会を拒否するには、社会的な孤立を恐れないで公的なことについて意見を表明する勇気、そして、様々な人権侵害を抑止できるメカニズムが必要です。秘密保護法・共謀罪廃止運動は今こそ共同してこのような制度創設のための活動に取り組むべきです。

(1)個人情報保護法を改正し、自己情報コントロール権の明記/本人同意原則の確立を求める。

(2)独立第三者機関として、現在私企業とマイナンバーに所管が限定されている個人情報保護委員会の権限を拡大し、公的セクター全体を所管の対象とし、専門性と独立性の強化をはかる。この機関が、特定秘密の指定、情報機関の活動の適正性についても審査できるようにする。

(3)「令状主義」「合理的な嫌疑」「他に手段がないこと」など監視捜査の法的要件を明確化した監視捜査手続法を制定する。

(4)各企業に情報コミッショナーを置くことを制度化し、透明性レポートを高い水準で作成、公表することを義務付ける。

知らないうちにみられている
これ一冊でわかる監視社会
＜パンフレットの目次紹介＞

★ネット監視はこうして日本で始まった
～アメリカの世界スパイ網に協力して国民を見張る政府
小笠原みどり
★内調を核として政権に奉仕する情報監視体制が確立しつつある（1～3面で紹介）　海渡雄一
★オリンピックで一挙に進む監視社会　宮崎俊郎

【侵害されるプライバシー】
★国家を上回る個人情報収集を持つ巨大ＩＴ企業
～グーグルに米国家安全保障局はかなわない　角田富夫

【監視社会の実態】
★監視カメラは目に見えない一種のパパラッチ
～プライバシー、個人情報は大丈夫か　原沢史郎
★監視の社会基盤（インフラ）としてのマイナンバー制度　原田康弘
★生活の道具が監視の道具にもなる「Iot機器」とは
小森圭子
★捜査紹介～企業や自治体がもっているあなたの個人情報が捜査機関に　鈴木　猛
★最高裁大法廷、ＧＰＳ捜査をプライバシー侵害で違法と判決　原沢史郎
★2019年　警察施設で盗聴が大々的に開始　原沢史郎

【監視社会の実態】
★プライバシー、個人情報を守るために個人情報保護法　の抜本的改正を実現しよう　角田富夫
★アクティビストのためのセキュリティとプライバシー入門　小倉利丸

＜コラム＞
「あなたは情報銀行に情報を預けますか」「国民監視・管理すすむ中国」「個人情報の漏えいについて」「警察が住民運動を監視、集めた個人情報を企業に提供」「ウエップの行動を追跡する『クッキー（Cookie）』とターゲット」

****

知らないうちにみられている
これ一冊でわかる監視社会

◇編集・発行＝「秘密保護法」廃止へ！実行委員会
共謀罪NO!実行委員会
◇連絡・注文先＝日本消費者連盟　300円
FAX:03-5155-4767　e-mail:office.j@nishoren.net

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊸

最初の大きな活字
朝日新聞連載「スパイ防止ってなんだ」

スパイ防止法の国会上程に反対する運動が燃え上がるさ中の1986年10月、本件冤罪事件が大きく新聞に載った。副題に「新聞週間を機に」とある企画記事の連載1回目（12日付）で、朝刊社会面の3分の1を割いている。無署名だが、追って社会部・藪下彰治朗記者の力作と知れ、連載は悪法の罠を衝いて計10回に及び、2回目と最終回でも本件を取り上げている。

底本は、本欄でも何度か紹介の『外事警察概況』と読み取れ、本件については、秋間夫妻をはじめ関係者にも広くあたって、よく核心に迫っている。時機もぴたりで、隠蔽された真実に光を当て、鋭く世に問いかける慧眼の記事といっていい。ただ惜しむべきは、当事件を特徴づける「検挙」を「逮捕」と誤り報じたこと、おそらく戦後感覚での取り違えだろうが、後に続く記事に孫引きされ続け、点睛欠くことになった。

♦　♦　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部＝冤罪の真相　第2部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

【事務局から】森友問題文書改竄を強要され自殺した近畿財務局職員・赤木俊夫さんの手記と遺書が記した事実に対する再調査を拒否する安倍首相の答弁と態度は言語道断です。小泉元首相が週刊朝日で「安倍は辞めるべきだ」と言ったのに対して、「お前が言うな」と批判が起きていると報道されています。非正規労働者を生み出した張本人は小泉元首相ですから、この批判は正しいと思います。しかしその小泉元首相ですら辞めるべきと言わざるを得ない安倍首相の嘘と腐敗は、徹底的に追及すべきです。コロナウイルス対策を理由にして追及の手を緩めてはなりません。（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/
事務局たより　第 44 号　2020 年 5 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

現代政治につながる謀略事件

“国家権力犯罪”の暗部を知る

著者の佐藤哲朗さんは、本書に同封されて届いた手紙で次のように書いています。「（本書は）あの戦後混乱期に日本最北端の海・宗谷海峡を舞台にして米ソ日を巡る『国際スパイ事件』の闇の真相に迫ったものです。65 年前の事件ですが、その源流を遡れば現代政治にも深くかかわっています。安倍政権下で成立した『スパイ防止法』（特定秘密保護法）、そして戦争への道につながる集団的自衛権の行使、この危うさに連なる事件です。戦後の特異な時代背景の中で起きた特異な事件だといって闇に葬っておくことはできない。いつか来た道へは、決して逆流させない、そんな思いも込めました」

（福島　清）

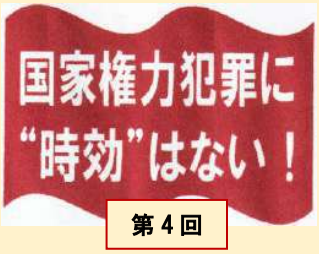

「戦後混乱期の宗谷海峡。ソ連の密入国工作員として裁かれた関三次郎は、実はアメリカのＣＩＣのスパイであった。死の直前の関が、身を捨てて真相を告発。日米謀略の深層、そして樺太と北海道をつらぬく巨大な闇がここに暴露される」

これは、本書の帯に刷られたＣＭで、いささか誇大ながら一言で紹介すれば、こうなる。読んで損のない面白い本であることは間違いない。

面白さの第１は、冤罪とは、こうして創られるという手口が学べることだ。関は密入国工作員として拘束された。ソ連領となったサハリンに住み、パスポートなしで宗谷海岸に上陸したのだから密入国となる。警察もそう思った。だが、そんな法律はない。法が密入国を問うのは外国人に対してで、日本国民が日本の海岸に上陸したところで罪に問われるわけもない。そこで法律をさがしまくり、関が持っていた日本円をサハリンから持ち込んだと自供させ、密輸の罪で逮捕することにした。

関は、全て自供している。裁判でも否定せず、争わず、起訴状通り、自供通り罪が確定した。自供調書は何通もあり、実をいうと相互に矛盾したり、明らかな事実誤認、虚偽もあるのだが、個々の１通の中ではつじつまが合い、かつ克明で具体的だ。しかし、関は漢字が読めるのは自分の名前程度で、仮名だってすらすらとは読めない。著者・佐藤哲朗は、この肝心も見抜き、第三者からの証言も得て確かめた。

つまり、調書は全て捜査官の作文だった。そも、調書は捜査官が書き、書いたものを容疑者や当事者に読ませ、押印させることになっているが、関の場合はこれも読めない。しかも調書は詳し過ぎる。日記や参考書でもなければ思い出せないことまで克明に書かれている。留置場の関には土台無理な話だった。

面白さの第２は、逆転の妙だ。なにしろ謀略の世界であり、真偽、思惑、工作、失敗が入り乱れて、全てが錯綜している。そこで、著者は、結果として判決に採用された調書、証拠の類を「Ａ判定」と名付け、これによって事件の流れをたどり、その流れによる矛盾が極まったところで、「Ａ判定」が棄却していた調書や証拠を復活させて「Ｂ判定」とし、事件の骨格、流れを見直してみせる。すると、ソ連諜報機関の仕組んだ謀略計画として、調書にも記載されていた内容が、実はアメリカの機関（ＣＩＣ）の作文した架空の謀略であり、アメリカ側の謀略意図そのものを表しているとわかる。同じ証拠（調書）が、ソ連追及からアメリカ追及へと一気に逆転するのである。

実のところ、担当検事が「何せ、この事件には証拠というものが何一つなかった。頼りは本人の供述だけ」と、後に著者に述解したように証拠とい　（２面へ）

（１面から）えるものがない事件だった。それは「Ｂ判定」によって事件を見直すにあたっても同様になる。

著者としては、「Ｂ判定」に合理性があり、説得力もあると踏むのだが、裏付けはない。だが、それが却って著者の真相究明本能をたきつけた。けっこうしぶとい。徹底して関係者を洗い出し、足を運んだ。本書冒頭の３ページにわたって「主な登場人物」として 80 人余の実名を挙げているが、既に死亡していたひとや国外に出て消息のとれなかったひとを除き、足を運んでいる。当の関三次郎には都合６度会っている。「はしがき」で、「取材した関係者は数百人を超え、走行距離は延べ四万キロに及ぶ」と書いているが、それほど誇張はない。

そして面白さの第３は、人は、やがて本当のことを言う、だ。既に本書を読んだひとは気づいたかと思うが、Ｉ・Ｋを除き、登場人物は全て実名で出ている。ここが著者のこだわりでもあり、証拠のない謀略の話で登場人物がＡ、Ｂ、Ｃじゃ仮説にもならない。実名で証言してくれる人を増やすことによって事実の担保とする。徹してみれば徹し得るものだ。中には「本当のことを言うが、対象が生きてる間はばらさんでくれ」という人も、１人、２人ではなかった。そして条件が整うまでに 50 年を要した。

謀略を探れば、謀略がまた別の謀略を引き出してもくれる。たとえば、共産党の謀略で確定判決となった警官殺しの白鳥事件、この裏には、もう一つの殺人事件があり、判決を覆す関連性が明かされている。

闇は、放っておけば何時までも闇だが、執念をもって切り込めば、裂くことも可能だ。それには知る人を探し出し，聞き出すが一番。どうやって探し出し、どうやって会い、どうやって聞き出したか、その過程も明かされていて、引き込まれる。最後には、当事者中の当事者・関三次郎が自ら真相を語り、強者が弱者を嵌める理不尽を告発している。

加えて、もう一つ、著者は取材、執筆を通して、現代とのかかわりに視座を据えている。著者自身「安倍一強政権の暴走を見るにつけ、戦後７０年の平和への積み上げを無に帰そうとする政治姿勢は、謀略によって戦争に引き込んだ戦前はもとより、筆者が調べ上げた戦後史の闇の正体とも生き写しに見えてくる」と述べ、冒頭に引用した帯の後半は「戦後史の闇に葬られたスパイ事件の全容を執念で暴き出し、いま対米従属の下で監視、隠蔽、そして戦争へとひた走る現政権の闇をも照らす、驚嘆すべきノンフィクション！」で締めくくっている。

＊

著者・佐藤哲朗は、旧・樺太生まれ（1939 年）の旭川（北海道）育ち。中学の社会科で旭川地裁を見学、関三次郎の公判に出合った。北海道学芸大学（現・北海道教育大学）を出て、毎日新聞社に入る。札幌、東京、名古屋とめぐり、一貫して社会部畑。司法、厚生で腕を揮い、編集委員で退社。公益財団法人・認知症予防財団の立上げで中核を担い、常勤理事で退団。

（おおすみ・ひろんど）

以下は、本書掲載の「参考文献」の一部です。
国家権力の謀略と対決してきた歴史の証言です。

『日本占領軍その光と影』（上）思想の科学研究会編（徳間書店）／『占領史録』（上・下）江藤淳編（講談社学術文庫）／『日本占領史1945-1952』福永文夫（中公新書）／『知られざる日本占領　ウイロビー回顧録』C. A. ウィロビー（番町書房）／『敗北を抱きしめて』（上・下）ジヨン・ダワー（岩波書店）／『占領軍の犯罪』猪俣浩三（図書出版社）／『キャノン機関からの証言』延禎（番町書房）／『国民講座・日本の安全保障　第８　自衛隊論』神谷不二ら共著（原書房）／『自衛隊　知られざる変容』朝日新聞「自衛隊50年」取材班（朝日新聞社）／『日本再軍備―米軍事顧問団幕僚長の記録』フランク・コワルスキー（中公文庫）／『昭和史―戦後篇』半藤一利（平凡社）／『軍隊なき占領』G. デイビス、J. ロバ - ツ（新潮社）／『アメリカから来たスパィたち』大野達三（新日本新書）／『日本の黒い霧』松本清張（文藝春秋）／『激動の現代史五十年』大森実（小学館）／『歴史を動かした昭和史の真相200』保阪正康（日文新書）／『日本の黒い星』A. アクセルバンク（朝日新聞社）／『日本の謀報』畠山清行（番町書房）／『謀略の構図』吉原公一郎（ダイヤモンド社）／『諜報事件判決集』諜報事件判例研究会編（東京法令出版）／『謀略列島――内閣調査室の実像』古原公一郎（新日本出版社）／『オホーツク諜報船』西木正明（角川書店）／『冷戦史』松岡完他共者（同文館出版）／『秘密のファイル』（上・下）春名幹男（共同通信社）／『陰謀と諜報の世界』ジヨツク・ハスウエル（白揚社）／『葬られた夏―追跡下山事件』諸永裕司（朝日新聞社）／『日本警察の秘密』鈴木卓郎（潮文社）／『戦後警察史』警察庁警察史編纂委員会（警察協会）／『警察庁長官の戦後史』鈴木卓郎（ビジネス社）／『樺大終戦史』樺太終戦史刊行会編（全国樺太連盟）／『引揚げと援護三十年の歩み』厚生省援護局編（ぎょうせい）／『稚内市史』稚内市史編纂室（稚内市）／『安保法制の何が問題か』長谷部恭男編（岩波書店）／『スノーデン　監視大国日本を語る』エドワード・スノーデン他（集英社新書）

住井すゑさんが書きたかった真意は何か

新刊紹介　サワダオサム著『わたしはこう読んだ「橋のない川」』

闘う新聞配達労働者だったサワダオサムさん（85 歳）が『わたしはこう読んだ「橋のない川」』（文芸タイムス社刊、限定 400 冊）を刊行した。

本書は、「橋のない川―全七部の概要」「幸徳秋水」「ホイットマン」「天皇制」「水平社宣言」「橋を架ける」の 6 章からなり、最後に三室勇さんが解説「この本を読むみなさまへ」を書いている。

サワダさんは新潮文庫版全 7 冊を都合 6 回通読し、あわせて「橋のない川」に引用されている章句の原典を全て読み込み、さらに「橋のない川」にかかわる、住井すゑさん自身を含む論考を読み込んだ。その上で、幸徳秋水から水平社宣言にいたるテーマごとに、「橋のない川」の骨格となる章句を再構成して引用し、その後にサワダさんの考察による関連論考の重要部分を「加えて一言」として採録している。つまり「橋のない川」をもって「橋のない川」を語らせるという魅力ある「こう読んだ」となっている。おそらく住井すゑさんは川の向こうでこれを読み、一番刮目しているのではないかと想像している。サワダオサム個人誌「壁」第 37 号に掲載された 2 人の感想（抜粋）を紹介する。

＊

日本の現状は住みずらく、希望がありません。経済、経済と口先で叫んでも、非正規に働く人たちはふえるばかりです。二千万円など夢の話で、年金暮らしの年寄りにも、未来の主役である子どもたちにも充分な光はあたっていません。

白昼、目に余るヘイトスピーチを許している差別、偏見が人の集まるところ、学校や職場、街路などに冷たく息づいています。古くはハンセン病患者への非道な扱い、多様に生きようとする身体障害者への心ない眼、そこに生じた相模原の多数殺傷事件。新型コロナ感染者が拡大するなか医療関係者が職場でバイ菌扱いのいじめを受けていると、日本災害医学会が抗議声明を出すほどの異常な様相です。

国会では、悪政を続ける無知、無恥の安倍の答弁にみるように、米国隷従を国益と偽り、桜や検事長人事がらみで法治国家でないことを自ら曝しました。すべて自明のことが自明でなくなり、日本が壊れ始めています。そんないまだからこそ、「サワダ本」が掲げる差別、自由平等、反戦、天皇制など大きな課題に向き合う大切さを思います。　　（里見和男さん）

＊

私は、住井すゑの『橋のない川』を一度も読んだことがありませんでした。それで、サワダさんの新著が刊行される前に目を通しておこうと思い、第一部～第七部までの全巻を 3 回に分けて飯能市立図書館から借りて、「3. 11 東日本大震災の日」までの 4 週間、100 時間ほどをかけて読了しました。

最初のうちは、原本を読み終えた直後のためか、住井すゑの抜き書きだけかと見紛う感じで違和感を覚えました。しかし最終章に近づくにつれサワダさんの思惑が次第に垣間見え、さらには具体化するにつれて私の意識もそれに同調していきました。

『橋のない川』は、天皇制と部落差別という重い課題を描いた作品であり、今もなお、それが突き付けられた「現代」小説と言えるのではないか、と考えています。明治後期から大正時代の貧しい庶民生活が、機知に富んだ会話を通して「陽気に」描かれているきらいはありますが、否、それはむしろ「笑い」によるしかない、底辺を生きる庶民の暗鬱とした生活を表現する手段と言えるのかもしれません。不条理な格差が支配していた国家社会の一場面を投影した作品には違いないと思います。　　（川島金次さん）

＊

サワダさんは、1935 年京都生れ。京都府立朱雀高校定時制鳥羽分校を中退し、1960 年上京。朝日新聞販売店に住み込み、「新聞屋」（新聞配達労働者）となる。以後、京都、大阪、兵庫、滋賀の販売店を転々。その経験を通じて、新聞産業の暗部である新聞販売制度の実態を告発し「新聞屋かて人間なんや」と叫び続けた。1980 年 1 月滋賀県新聞販売労働組合を結成、1981 年 1 月以降、全国新聞販売労働組合の副議長、事務局長、顧問を歴任。1989 年 4 月からは毎日新聞瀬田駅前販売所の経営を引き受け、一切の景品販売を止め、新聞販売のあるべき理想実現を目指した。2006 年脳梗塞となり右手不自由ながらさらに「三好十郎論」「辻潤と尾形亀之助論」を書くと宣言している。

（福島　清）

台湾の強さと民主主義

コロナウイルス対策で考えるべきこと

毎日新聞政治プレミアで、福岡静哉・毎日新聞台北特派員が「麗しの島から」と題して書いている２つの記事に注目です。４月 20 日付は**「『天才大臣』だけでない台湾の強さとは何か」**です。

福岡記者は次のように書いています。

新型コロナウイルスへの対応を巡り、台湾の内閣が「専門家ぞろいだ」として日本でも注目が集まっている。台湾では、「鉄人大臣」の異名を取る陳時中・衛生福利部長（衛生相）や、IT 担当で「天才」と称される唐鳳（オードリー・タン）政務委員らの活躍が目立つ。主に国会議員から閣僚を選ぶ日本で、パソコンをまともに使えないのに IT 担当相に就任するなど専門性を度外視した人選が行われるのとは対照的だ。ただ、国会議員が閣僚になることを禁じる台湾の制度にもリスクはある。

では何がポイントなのか。日常的な取材や政治学者の話を通じて私が感じた台湾の強さの源は、政治をチェックする有権者の力だ。

（中略）

台湾ではデモが日常的に起きる。民意は揺れ動きやすく、政治はしばしば混乱する。だが、こうした有権者の政治に対する熱い視線こそが、民主主義を前に進めるエネルギーだろう。SNS では「日本にも、台湾のように優秀な専門家の大臣がほしい」という嘆きをよく目にする。しかし参考にすべき点はむしろ、政治を動かす民衆のチェック能力だと思う。

＊

４月 22 日付は**「民主主義の台湾が徹底した防疫に成功しているのはなぜか」**です。

福岡記者は次のように書いています。

徹底した防疫は民主体制でこそ可能

防疫と人権のバランスを取ることは極めて難しい。緊急時に一定の私権を制限し、市民の協力を得るための大前提は、多くの有権者が政府を信頼していることだ。台湾では陳時中本部長が毎日、専門家と共に欠かさず記者会見を開き、記者の質問が途切れるまで答える。説明責任を果たそうとする姿勢が、ひしひしと伝わってくる。

（中略）

コロナ問題では「民主主義国家よりも、強権的な独裁国家の方が効率的に感染拡大防止を図れるのではないか」という見方も出ている。だが、強権的な政権は「不都合な真実」を隠す傾向がある。台湾の例は、民主主義体制でこそ徹底した防疫が可能であることを物語っており、「強権肯定論」への鮮やかな反証だ。

徹底した防疫のためには、一定の私権の制限はやむを得ないと思う。それに伴うマイナス面を乗り越えるためには、情報公開や政府の意思決定の透明性、説明責任、そして政権が民意を的確に把握する力が不可欠だと思う。台湾の成功がそのことを示している。

＊

世界的なコロナ禍は、平和・人権・民主主義を踏みにじってきた人類に対する警告であるように感じます。「国家権力犯罪」「災害便乗資本主義」を許してはなりません。　　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊹

少女たちが体で伝えた

アメリカ･ベリー記者の特集記事

日米開戦の 12 月 8 日、レーン家を襲った出来事を最初に活字にしたのは、アメリカ人記者キャサリン・F・ベリーだった。伝えたのは、レーン夫妻の双子の末娘ドロシーとキャサリン、当時 12 歳。両親から引き裂かれ、札幌からアメリカ東海岸へと送還された過酷な船旅を身を以て語ったことによる。掲載紙、掲載日とも把握できていないが、1943 年 11 月の紙面だった。

Memory of Own Jap Horrors Fade For Bay State Twins As Gripsholm Brings Parents Given Up As Dead

日本でのおぞましい記憶が薄らぐ
湾岸州の双子姉妹
死んだと諦めていた両親が
グリップスホルム号で帰国

この時点では事件の概要はもとより、なぜ幼い二人に送還を強いたかの経緯も定かになっていない。記事もまた、特定の何かを告発したり、非難するものとはなっていない。ただ、大人の理不尽を読み込み、二人に寄り添い、二人の未来を願うまなざしの人間記録となっている。半面、二人にかかわった大人たちの振舞いもまた鮮明に浮かび上らせ、本件冤罪の解明につながる情報の引き出しをも可能にしている。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

号外　　2020 年 5 月 20 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　　T:03-3264-2905　F:03-6272-5263

検察庁法改正は廃案に！

5.19緊急国会議員会館前行動

当初はプラカードを掲げて検察庁法改正に抗議するスタンディング行動の予定だったが、今国会見送りとなったことを受けて、断固廃案へと闘いぬく決意を固める緊急集会となった。

左から河合良一（日経OB）, 山野井孝有、赤川博敏、水久保文明（毎日OB）のみなさん。マスクが邪魔ですが勘弁を

曇り空から今にも雨が降り出しそうな 5 月 19 日午後 6 時、国会議員会館前では 600 人が結集して、「検察庁法改正は断固廃案にせよ！」と声を上げた。

嘘・改竄・隠蔽・私物化等々の国政蹂躙の暴走を続けてきた安倍政権は、ここにきて何と検察幹部を言いなりにさせようとする「検察庁法改正」を強行採決しようと画策した。泥棒どもがかさにかかって取締の役人を言いなりにさせようというのだ。そこまでなめられてたまるかと怒る国民が一斉に声を上げた。この悪法が衆院内閣委員会で審議に入った 5 月 8 日夜、東京のある女性が「＃検察庁法改正案に抗議します」とツイッターで発信した。するとアッという間に全国に広がった。その数は数約百万人にも上った。そして 5 月 15 日、松尾邦弘・元検事総長ら 14 人が、森法相に対して、反対の意見書を突きつけた。18 日には元特捜検事有志 38 人が再考を求める意見書を出した。追い詰められた政府・与党は 18 日、今国会での改正見送りを発表した。

事務局は、新聞ＯＢ、千代田区労協のみなさんと協力して「検察庁法改正断固反対！」のプラカードを作成し、今年 88 歳となった山野井孝有さんを先頭に行動に参加した。

廃案を表明させるまで闘いは続く――。

「……スターリンは『大粛清』で著名だが、その先兵となったのが検事総長のアンドレイ・ビシンスキー（1883～1954 年）だ。スターリンの反対者を次々に起訴し、銃殺刑に処した。『政治検察』になれば、検察捜査は野党など政権の反対者にばかり向かいかねない」（水島朝穂・早稲田大教授＝5. 15 毎日新聞）

＊

松尾邦弘･元検事総長ら 14 人の意見書はこう書いている。「時代背景は異なるが 17 世紀の高名な政治思想家ジョン・ロックはその著『政治二論』（加藤節訳、岩波文庫）の中で『法が終わるところ、暴政が始まる』と警告している。心すべき言葉である」と。

この引用は意味深い。訳者の加藤節さんは成蹊大学名誉教授で、アベが授業を受けた教授である。加藤さんは「大学の 4 年間などを通して、安倍君は自分自身を知的に鍛えることがなかったんでしょう。いまの政権の最大の問題点は、二つの意味の『ムチ』（無知と無恥）に集約されていると私は思っています」（青木理著・「安倍三代」）とまで言っているのだ。

意見書はさらに書いている。「正しいことが正しく行われる国家社会でなくてはならない」。そして「内閣が潔くこの改正案中、検察幹部の定年延長を認める規定は撤回することを期待し、あくまで維持するというのであれば、与党野党の境界を超えて多くの国会議員と法曹人、そして心ある国民すべてがこの検察庁法改正案に断固反対の声を上げてこれを阻止する行動に出ることを期待してやまない」。

ＯＢとは言え検察の中枢にいた方々が、国民に対して、「断固反対の声を上げてこれを阻止する行動に出ること」を期待しているのである。

続いて 18 日に出された元特捜検事有志 38 人は、言葉遣いは穏やかながらも、「事柄の重要性に思いを致すとき、将来に禍根を残しかねない今回の改正を看過できないと考え、私たち有志は、あえて声を上げることにしました」との意見書を出している。

＊

検察官と聞けば、数々の冤罪事件を作りだした権力でもあることから良いイメージはない。しかし今回の最初の意見書は画期的だ。検察官がすべての国民に向けて政治を壊す者に対して、「共闘」を呼びかけているのだから。まだ紆余曲折はあるだろうが、今後の闘いに展望を感じた思いではある。　　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 45 号　2020 年 6 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

スパイ冤罪被害者の証言があった

コラム
冤罪許すな！
＜番外編＞

ポーリン・レーンの手記が母校の News Letter に

事件に寡黙と思われた「スパイ冤罪事件」の被害者ポーリン・R・S・レーンに「手記」があった。母校である Middlebury College の News Letter1947-01-01 に掲載された「Prison Life in Japan」で、同校のホームページに収録されている。

検挙時の状況から、留置場・拘置所での扱われ方など、初めて知る事実を含み、本件解明の空白部分を埋めると同時に、これまで事実と思われてきた「事実」に書き換えを及ぼす第一級の史料といっていい。執筆の時期は、戦後 1 年余、1947 年の末で、検挙からは 5 年余の後と思われる。

発見したのは、アメリカ送還後のレーン夫妻の動静を丹念に追っていた本会・会員の吉田栄一さんで、本会刊『総資料総目録』編纂のおりにも寄与いただいている。刮目の手記と発掘に敬意を以て閲読し、本件冤罪の解明にかかわる要点を検証する。

ミドルベリー・カレッジ・ニュースレター　1947.1.1
https://archive.org/details/middleburyNewspapers_1947-01-01/page13

ポーリン検挙は、昼食時の自宅

手記によると、検挙は 1941 年 12 月 8 日（月）の昼どき。夫のハロルドが銀行へ行っていて、ハロルドの父親のヘンリーと lunch を摂っていたところへ不意のベルが鳴った。玄関先に居たのは 11 人の警察官で、これがポーリン検挙の刻限になる。

この朝、ポーリンは午前 8 時からの授業があり、事務室に寄ったところ、学長からの呼び出しが待っていた。出向くと、日米開戦を告げられ、即、自宅待機を命じられた。自宅官舎に戻ると、ハロルドが先に帰宅していて、同様に命じられたと知る。

検挙の刻限を特定する記録は、これまで確認されていない。旧・内務省の記録に「午前 7 時以降……一斉検挙を実施せり」（『外事警察概況』）とあり、地元・北海道の『北海タイムス』（現・『北海道新聞』の前身）でも「拂暁一齊檢擧」と報じていたから、「早朝」と捉えるのが一般化していた。

また、同居のお手伝い（石上茂子）を併せ、3 人が同時に検挙と思われていたが、これも違った。最初にポーリン、次いで帰宅したハロルド、さらに後になって石上だった。これらは、手記に綴られた時間の流れに矛盾がないことから間違いないと思われる。

検挙には「召喚状」が示された

手記によると、検挙に際し warrant of arrest を読み上げたとある。通常、逮捕状と訳されるが、これは当時の法制からいってあり得ない。戦争法の一つ・国防保安法第 17 条によって、検事は裁判所に逮捕状を請求することなく被疑者召喚ができ、故に、当時の司法当局も現場も「検挙」と称している。

ただ、この際に、検事に検挙を命じられた司法警察官は召喚状を発する規定になっており、これには召喚を命じた検事の職、氏名と、その検事の命令によって召喚する旨を記載する規定になっている。ポーリンはこれを逮捕状と受け止めたものと思われる。

半面、検挙・家宅捜索が暴虐無尽に行われたと思われていたが、そこそこの作法はあったと知れる。次の項でも触れるが、押し入った 11 人の中には顔見知りの刑事もいて、「手記」では Mr. X、さらには friend とまで呼んでいる。これら実態は本件での特異なのか否か、過不足ない検証が求められる。

鬼畜米英史観からは驚きの証言

手記は、表題に「Prison Life」とあるように、留置場・拘置所での対応に多くが割かれている。それも虐待告発型ではなく、看守、あるいは警察官の中にも温情をもって接した例が少なくなかったと言及し、感謝の念を外連味なく綴っている。（2 面へ）

（１面から）　たとえば、手記が foreign department of police と記し、Mr.X 、friend とも呼ぶ刑事は、夫妻担当の外事特高と思われるが、検挙で取り残された双子の末娘や病身の老父の面倒をみている。看守たちも監房使役に融通つけて夫妻が無事を確かめ合う機会をつくってくれている。また拘置所の所長も暖房や食べ物の差し入れに便宜をはかり、面接と称して所長室で寛がせたり、老父の病死に際しては対面の便宜をはかり、双子の末娘のアメリカ送還でも 25 分間の親子別れの場を設けてくれた。等々と列挙している。

これら記述は、意外というより、新鮮な驚きといっていい。ただ、これには表と裏の二通りの読み方ができることも留意しておく必要がある。一つは記述の通り、少なくも開戦直後からしばらくは、軍国官憲による鬼畜米英の洗脳も浸透しておらず、当たり前の人間感覚がまだ存在していたとの受け止めである。

ちなみに、1944 年 3 月 12 日付『北海道新聞』には不思議な記事「忘れられぬ恩情」が載っていた。本件ポーリンが札幌大通刑務支所の野手甚之助・支所長（当時）に宛てた手紙を紹介する記事だ。岸本和世・元札幌北光教会牧師の発見によるものだが、戦時中、それも敵国人から寄せられた感謝の手紙であり、その真偽を含め意図の読み取れない記事だったが、これも、今回の手記で事実関係が重なることになった。

もう一つの読みは、特高の手口にかかわる裏読みになる。強盗傷害、詐欺窃盗など一般刑法の犯罪と違って、特高の手口の中には、対象者の生活へ不躾に入りこみ、あけすけに問い質すというやり口もあり、時として、ある種奇妙な擬似親近の関係も生じていた。果たしてレーン夫妻の場合はどうだったのか、この視点からの検証も捨て置きはできない。ただ、ポーリンの場合は、本気で好意と受け止めていた気配が濃く、国境、戦乱を超えた魂の感謝状ではあった。

宮澤の早朝訪問説には、終止符

手記には、書かれた事実だけでなく、書かれなかったことで明らかになる事実もある。対米英開戦の日の早朝、レーン夫妻を訪ねたとされる宮澤弘幸との緊迫感みなぎる交歓の情景にかかる真相だ。

この情景が広く知られるに至ったのは、上田誠吉著の『ある北大生の受難』での描写。夫妻宅を出た宮澤がまず尾行の特高に捕まり、その後、踏み込んできた特高に夫妻らが捕らえられたと、ドキュメント風に伝えている。まさに劇的な情景であり、当事者にとっては感動から奈落の出来事であり、この朝一番の特筆事項となって不思議ない。

まして特高刑事、看守や支所長らから受けた処遇に心情細やかに反応したポーリンにして、この情景が記憶から外れるなどあり得ない。

そんな既視感も交え閲読したが、宮澤弘幸の影も見られない。宮澤訪問とされる時間帯は、夫妻が授業に向っていた時間帯と重なっており、検挙時の状況も「手記」では全く違っている。交歓の可能性は限りなく低く、やはり、記憶伝承の中で何らかの思い違いがあったと思われる。

宮澤検挙も、午後の時間帯か？

レーン夫妻の検挙が昼どき、ないし午後だったとなれば、宮澤弘幸の場合も、午後になる可能性が浮んでくる。既に知られた『白亜館の人たち』（村田豊雄＝1969 年刊）には「多分その日の午後、M 君は蒼白な顔をして学部に現われ、又去って行ったが、その下宿でたい捕されたという事を聞いた」とある。M が宮澤弘幸であることに異論はなく、12 月 8 日の動静として注目されてはいたが、早朝の一斉検挙説が一般化されるにつれ、史料評価を下げていた。

一方、宮澤のアパートの家主の証言では「今朝、警察が宮澤さんの部屋に踏み込んで、めちゃめちゃにしていった。宮澤さんは北大で捕まったらしい」というのもあり、再検証が必要になる。政府（内閣情報局）発表が「八日拂暁」だったことから、早朝と解されたが、それは発令の意であって、各現場は、それぞれの事情、段取りによって時差が生じていたのかもしれない。予断を廃し、改めて動静究明が求められる。

「手記」裏づける英文記事

手記の発見で、後述の英文記事が読み直され、手記と重なり合う貴重な史料だと分かった。アメリカの記者 Katherine. F. Berry がレーン夫妻の双子の末娘（当時 11 歳）から聞き取った記事で、開戦の日のレーン家の様子が報じられている。

この日、双子の姉妹はいつものように登校（札幌師範学校附属校）し、そこで教師から日米開戦を知らされる。二人は教師に付き添われて帰宅するが、そのとき既に両親は警察に連行されていた。屋内ではなお家宅捜索が続いていて、その警察官（特高警察・外事担当）の一人は顔見知りだった。等々、これらは「手記」の記述を裏づけている。ただ姉妹の帰宅の時間帯については、昼食時よりも早い時間帯を推測させる記述もあり、なお検証が迫られる。

捜索の終わったあと、「顔見知り」の警官が、老父と双子の姉妹を修道院併設の病院へ仲介するなど、後々の面倒をみたことも、詳しく報じている。従って本会も含め、これまで官憲が「病父・幼児を放置」したとの推察は間違いだったと知れる。

もう一つ留意は、家宅捜索でハロルドの日記が押収され、during his 20 years life in japan　と報じていることだ。これも初耳で、裁判後も返還された形跡はなく、捜査資料と共に敗戦時に破棄・隠滅されたものと思われる。判決書にも痕跡がないことから、逆に

有罪の証拠にはならなかったと思われるが、生活の足跡をたどることは可能だったと思われ、起訴状での外形づくりに悪用された可能性はある。

ポーリンの経歴でも修正が

手記発掘の過程での吉田栄一さんの発見は、他にもある。ポーリンの経歴で、「同志社で学んだ」というのは間違いで、正しくは「同志社女学校で教えていた」だった。その折の手書きの英文履歴書が遺され、これも発見している。また、定説化していた「先夫は戦死」も間違いで、実際には、欧州戦線での負傷後にアメリカ本土の教育担当士官となり、折から猛威を震ったスペイン風邪に罹患し死亡していた。これらは、故人（ウイリアム・M・システア）の母校に遺る記録から確認されたことで、これまで知られた関係者の記憶にはどこかで短絡があったと思われる。

出典の背景と検証

原典「Prison Life in Japan」掲載の News Letter 発行日（1947 年 1 月 1 日）から推して、執筆は、1946 年の後半以降、検挙からは 5 年を経ているが、戦後まだ 1 年余という時間帯になる。また、4 年後の 1971 年には再招聘を受け札幌・北大に復帰しているから、送還後のアメリカ暮らしとしては、ちょうど折返し点にあたるあたりだったといっていい。

当時、夫妻が住んでいたアメリカ東部のマサチューセッツ州オーバンデールは、ポーリンの母校のあるバーモント州と隣り合わせ、夫妻より先にポーリンの母親が住んでいて、故郷といえる土地柄だった。

ポーリンの母校はもう一つあって、Middlebury に進学する前の、19 歳からの 1 年間、オーバンデールのセミナリーLasell で学んでいた。実は、この母校からも招かれてゲストスピーチしており、News Letter よりも早い 1945 年刊の『LASELL　LEAVES』冬号に要旨が掲載されている。内容は News Letter と重なっており、その原型ともいえるが、編集者のまとめた概略であるから、史料としては News Letter をもって代表される。これも吉田さんの発見による。

吉田さんは、「手記」の発見について、2018 年 7 月に札幌で開かれた「宮澤・レーン事件を考える会」主催の集会に招かれ、「レーン姉妹と岩手の宣教師一家」の題で講演しており、この折に、同会幹事と情報交換する中での探索で見つけたといい、その内容はポーリンの経歴検証共々、同会発行の冊子『レーン夫妻を語り継ぐ　その 3』に掲載されている。

英文記事は、当該部分だけの切抜きで、文脈から推して 1943 年 11 月の紙面と思われるが、発行紙も発行日も把握できていない。もともとはポーリンの教え子だった札幌在住の松竹谷智さん（故人）が保持、その複写が松竹谷さんや知人を介して伝わり、本会でも『総資料総目録』編纂の折りに入手していた。

ただ当時は、幼い双子の辛く長い船旅が記録されているとの思い込みがあって、全体の閲読に至らず、半ば埋もれさせることになった。もとより、これは釈明にも理由にもならない。吉田さんの「手記」発見を契機に史料価値が見直されたことになる。

筆者の Berry 記者は、同志社女学校で学び、のち教鞭もとっている。したがって Berry とポーリンも交流があったかと思われるが、両人とも既に故人で、確認を困難にしている。Berry の父親とポーリンの父親は同じ伝道母体から日本に派遣された宣教師で、長年の交流があったようだ。

戦争さ中の紙面であるにも関わらず、鬼畜日本式の筆致はなく、客観性、平衡感覚のくみ取れる紙面構成となっており、共感を覚える。これはポーリンの「手記」とも通底し、戦争がいかに弱い者、幼い者を集中して痛めるかを浮き彫りにし、深く鋭く世に問いかける重さが伝わってくる。　　（おおすみひろんど）

****

【総資料総目録　補遺 2020 年】発行

上記「ポーリン・レーン手記」により、総資料総目録はじめ本会刊行資料を訂正・補足する「補遺　2020 年」を発行します。目次は以下の通りです。

はじめに

第一部　関連事項の訂正・補足

【総資料総目録　訂正・補足】
1、正確につたえたい
12・８一斉検挙
宮澤弘幸の早朝訪問はありえない／一斉ながら同時ではなかった／宮澤弘幸の検挙も午後か／レーン夫妻はお客さん？／犯意の立証がない裁判
逮捕と検挙
召喚状は携行し読み上げた
教師失職
始業直前に自宅待機を命じられた／家族の面倒は警察官がとりもった
北大への望郷
ポーリンは同志社の教師だった／システアは流感死だった
2、本件・冤罪解明への発端
3、全資料目録　訂正・追加
4、新聞・NHK・団体機関紙誌等の報道目録 追加
【『引き裂かれた青春』花伝社版　訂正・補足】
【『国家権力犯罪に“時効”はない』訂正・補足】

第二部　史料検証（裏表紙から横組み）
Ⅰ　ポーリン手記（Prison Life in Japan）
Ⅱ　ベリー記事（レーン姉妹の証言）

2020年5月8日、ベルリンの式典で演説する
シュタインマイヤー独大統領

ベルリンの戦争犠牲者の慰霊施設で献花する
メルケル首相＝2020年5月8日

ドイツ降伏75年　大統領が追悼演説

「責任を認めることは恥ではない」

ドイツのシュタンマイヤー大統領は、ドイツ降伏から75年となった5月8日、ベルリンで演説しました。ドイツが犯した歴史を直視し、責任を認めることを強調しています。それと真逆の安倍政権を許していいのかと考え、行動するために、抜粋して紹介します。

＊

1945年5月8日、ナチスの暴力支配が終焉し、空爆の夜と死の行進が終焉し、ドイツによる比類のない犯罪と文明の断絶であるショアーが終焉しました。

75年後の今日、私たちは、（コロナのために）孤独に追悼をせざるを得ない状況にあります。しかし孤立はしていません！　私たちの国は、力強く堅固な民主主義を有し、今年ドイツ再統一から30年目を迎え、信頼を享受し、世界中の連携と協調の果実を得ています。解放の日は感謝の日である。私たちドイツ人は今、そう言えるのです。

西ドイツの経済復興と民主主義の再出発も、かつての敵国が示してくれた寛大さ、先見の明、和解の意思があったからこそ果たすことができたのです。

私たちドイツ人が、自らの歴史を直視し、歴史的責任を引き受けたからこそ、世界の国々は我が国に新たな信頼を寄せてくれました。だからこそ、私たち自身もまたそのような国となったドイツを信頼できるのです。そこにあるのは、啓蒙された民主主義的愛国心です。分裂を伴わないドイツの愛国心はありません。光と陰への視座、喜びと悲しみ、感謝の念と恥を伴わないドイツの愛国心はありません。

「人間の尊厳は不可侵である」。我が国の憲法の第一条に掲げられたこの一文には、アウシュビッツで起きたこと、戦争と独裁体制下で起きたことが、すべての人の目に見える形で刻み込まれています。そうです、過去を想起する営みは重荷ではありません。想起しないことこそ、重荷になるのです。責任を認めることは恥ではありません。責任の否定こそ、恥ずべきことなのです。

確かに、今年の5月8日は、激しい変化と大きな不確実性の只中で巡ってきました。コロナによってその状況に拍車がかかりました。いつ、どのようにこの危機から脱することができるか今は分かりません。しかし、どのように今回の危機を迎えたかは分かっています。この国と成熟した民主主義への強い信頼、ともに担うことができるものへの強い信頼を胸に、私たちは今回の危機を迎え対応したのです。これはこの75年の間にいかに大きな進歩を遂げてきたかの証左です。私たちのこれからに期待を抱くことができるのです。

コロナのため、私たちはともに記憶を呼び起こし、式典に集まることはできません。しかし、この静寂を活かしましょう。立ち止まりましょう。

終戦から75年。私たちドイツ人は多くの感謝すべき状況に恵まれています。しかし、あれ以来得られてきたそうしたありがたい成果のうち、ひとつとして永遠に保障されているものはないのです。5月8日は、解放が終わった日ではありません。あの日から、自由と民主主義の追求が託され続けているのです。私たちに、託され続けているのです。

全文は、ドイツ大使館総領事館ＨＰ参照。
https://japan.diplo.de/ja-ja/themen/politik/-/2339710

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 46 号　2020 年 7 月 6 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

小池都知事の歴史認識を糺す

「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への追悼文拒否」問題

小池百合子氏が東京都知事に再選された。しかし４年間の実績と政治姿勢を見る時、都政を託すことに重大な疑義がある。４年前「７つのゼロ」とともに掲げたのは、「築地は守る」「都民が決める、都民と進める」「情報公開は一丁目一番地」という政治姿勢であった。公約は「ペット殺処分ゼロ」以外は未達成である。この総括なしに、再び「東京大改革 2.0」などと言い出している。加えて３つの政治姿勢は、完全に踏みにじって平然としている。嘘・隠蔽・改竄・私物化を続けて恥じない安倍首相と同列である。加えて都知事選では議論にならなかった大問題がある。歴代東京都知事があの石原慎太郎氏ですら拒否しなかった「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」への追悼文を拒否していることである。この問題は、国家権力犯罪とはいえない。しかし国政・地方政治にとって、その首長が誤った認識に基づいて行動した時、国家権力犯罪と同じような結果をもたらす。従って、小池都知事のこの問題に関する政治姿勢は厳しく糺されなければならない。以下、小池都知事が追悼文を拒否した「関東大震災朝鮮人虐殺」について問題点を提起する。　（福島　清）

小池東京都知事は、1973 年以来、毎年９月１日に墨田区・横網公園で行われている「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」への追悼文を、2016 年を最後に 2017 年以降は拒否している。歴代知事で初めてのことだ。またこの年、「そよ風」と称する団体が追悼式典と同日同時刻に関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑のすぐ近くで集会を開き、「朝鮮人が震災に乗じて略奪、暴行、強姦などを頻発させ、軍隊の武器庫を襲撃したりして日本人が虐殺されたのが真相だ」などと無茶苦茶な宣伝を行った。小池氏は、2010 年に「そよ風」と在特会が共催した集会で講演をした。その縁からか「そよ風」は 2016 年都知事選で小池氏を支持した。小池氏は、関東大震災で犠牲となられたすべての方々への追悼の意を表しているから朝鮮人犠牲者の追悼式典にことさら追悼文を送る必要はないとしているが、本音は明らかに違うのではないか。

関東大震災時の“朝鮮人虐殺”は事実だ

関東大震災発生から朝鮮人虐殺が始まり、それが沈静化する過程について、ノンフィクション作家・加藤直樹さんは「『朝鮮人虐殺』をなかったことにした人たちートリック」の「はじめに」で次のように指摘している（要約）。

関東大震災が発生したのは、1923（大正12）年９月１日午前11時58分。震源は相模原沖一帯で、マグニチュード7.9、最大震度7。昼食時で、しかも折からの強風にあおられたことで、各地で発生した火災は瞬く間に広がり、３日朝まで続いた。これにより東京市の44%、

横網町公園にある「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」

横浜市に至っては80%が焼失した。被災者は約340万人、死者は約10万5000人に上った。

翌２日には東京市と東京府下の５郡に戒厳令を施行する。戒厳令は、翌３日には東京府全域と神奈川県に、４日には千葉県、埼玉県に拡大された。

２日以降、「朝鮮人暴動」流言は各地で朝鮮人への迫害に帰結する。上野公園や荒川河川敷のような避難場所では群衆が朝鮮人を見つけ次第に襲い、被災していない地域では自警団が結成されて検問を行い、15円50銭」と発音できない者を竹やりや日本刀で殺害したりした。

警察や軍が朝鮮人暴動の実在を否定し始めるのは３日のことだ。いくら調べても朝鮮人のテロや重大犯罪の痕跡が見当たらなかったのである。この日、戒厳司令部は、〝朝鮮人が放火を働いたという事実がないわけではないが、軍隊が配置された今はもう（２面へ）

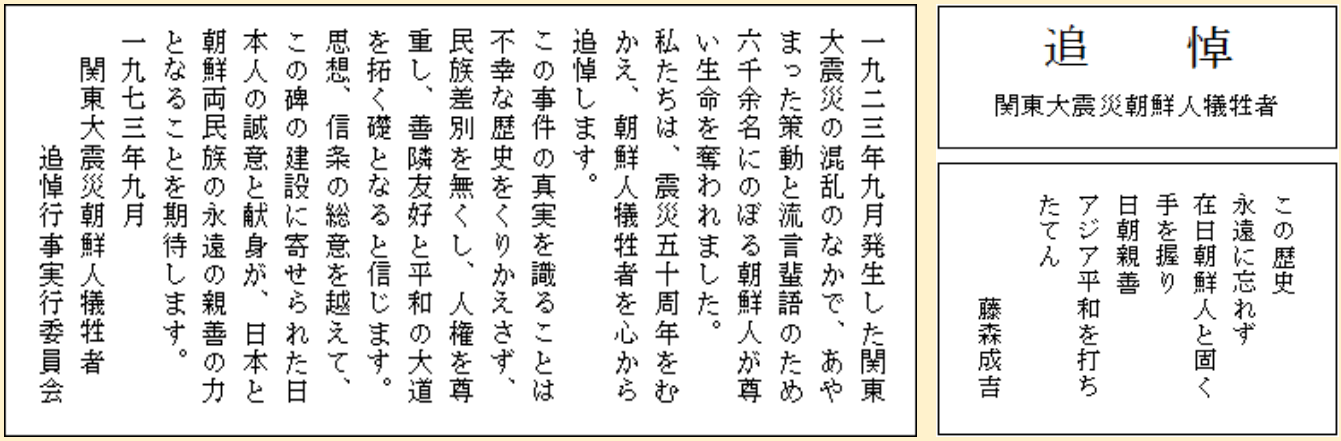

1973年、東京都墨田区横網町公園内に建立された「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」の碑文

（1面から）大丈夫なので、朝鮮人が襲撃してくるといった「出所不明の無頼の流言蜚語」に惑わされて「軽挙妄動」をしてはならない〟という、どっちつかずではあるがとにかく虐殺を抑止する方向の訓示を出す。

９月下旬以降、虐殺事件の容疑者検挙が始まる。10月20日には朝鮮人関連の報道が解禁され、各地で起きた虐殺事件が新聞で大々的に報じられた。しかし、流言拡散についての責任追及や朝鮮民衆の反発を恐れる政府が虐殺事件のわい小化や隠蔽に努める方針を採ったことから、検挙、起訴は一部の事件にとどまり、判決でも被告の量刑は軽いものとなった。政府は行政機関の責任について明らかにすることはなく、被害の全貌について調査することもなかった。そのため、今に至るも正確な死傷者数は不明のままである。朝鮮人被殺者のほとんどは、名前すら明らかになっていない。

「内閣府中央防災会議」の報告書から

以上の「トリック」記述の根拠になっているのが、「中央防災会議　災害教訓の警鐘に関する専門調査会」「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書」（2008年3月）「1923関東大震災【第2編】」である。

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1923_kanto_daishinsai_2/index.html

膨大な報告書にある「第４章第２節殺傷事件の発生」では冒頭に「関東大震災時には横浜などで殺傷事件が生じたほか、朝鮮人が武装蜂起し、あるいは放火するといった流言を背景に、住民の自警団や軍隊、警察の一部による殺傷事件が生じた」と明記している。

以下、「第2節　殺傷事件の発生」から、要点を抜粋して紹介する。

・武器を持った多数者が非武装の少数者に暴行を加えたあげくに殺害するという虐殺という表現が妥当する例が多かった。殺傷の対象となったのは、朝鮮人が最も多かったが、中国人、内地人も少なからずあった。

・殺傷事件による犠牲者の正確な数は掴めないが、震災による死者数の１～数㌫にあたり、人的損失の原因として軽視できない。

・自然災害がこれほどの規模で人為的な殺傷行為を誘発した例は日本の災害史上、他に確認できず、大規模災害時に発生した最悪の事態として、今後の防災活動において念頭に置く必要がある。

・震災直後の殺傷事件で中心をなしたのは朝鮮人への迫害であった。２日午後以降に発生した広範な朝鮮人迫害の背景としては、当時、日本が朝鮮を支配し、その植民地支配に対する抵抗運動に直面して恐怖感を抱いていたことがあり、無理解と民族的な差別意識もあったと考えられる。

・特に３日までは軍や警察による朝鮮人殺傷が発生していたことが東京都公文書館所蔵の「関東軍戒厳令司令部詳報」の「震災警備ノ為兵器ヲ使用セル一覧表」から確認できる。（この後「中国人の殺傷」「日本人の殺傷」に触れているが略）

・以上、公的記録を見ても、震災直後に殺傷事件が多発したことは明らかである。そして、これらは殺傷事件の全貌を示そうとした調査ではないので、この他にも殺傷事件が発生していたことは確実である。もちろんすべてではないが、軍、警察、市民ともに例外的とは言い切れない規模で武力や暴力を行使したことは重く受け止める必要があろう。

以上のように、関東大震災時に朝鮮人が虐殺されたことは、確定した事実なのである。

関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑

加藤さんが「トリック」に書いている「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」建立の経過を紹介する。

＊

東野英治郎と共に若き日に「俳優座」を結成し、日本の演劇に多大な足跡を残した俳優・演出家の千田是

也はご存知だろうか。彼が伊藤国夫という本名に代えて「千田是也」という芸名を名乗るようになった背景には、関東大震災直後に経験した出来事があった。

震災当時、彼は19歳で、東京・千駄ヶ谷に住んでいた。震災翌日の２日夜、朝鮮人の集団が日本人を襲っているという流言を信じた彼は、朝鮮人との戦いに加わるべく、杖を手に街に飛び出すが、反対に朝鮮人に間違えられ、竹やりやこん棒で武装した男たちにこづきまわされる。たまたま彼を知る者が通りかかったことで解放されたが、危ういところだった。

ところがその後、戒厳司令部が「朝鮮人暴動」の流言を明確に否定する。10月下旬には、報道規制の解除によって、関東各地で繰り広げられた朝鮮人虐殺の事実が大々的に報じられる。むごたらしい出来事を伝える紙面を読み進めるうちに、彼の胸に一つの思いが膨らんでいったのだろう。もしあのとき、自分が朝鮮人を発見し、とり囲む側に加わっていたら、何が起きただろうか――。

「私も加害者になっていたかも知れない。その自戒をこめて、センダ・コレヤ。つまり千駄ヶ谷のコレヤン（Korean）という芸名をつけたのである」（『決定版昭利史４」毎日新聞社、1984年）。その千田が1973年、東京・両国にある、震災と空襲の犠牲者を慰霊する横網町公園に「朝鮮人犠牲者追悼碑」を建立しようという呼びかけに応えて「関東大震災50周年朝鮮人犠牲者追悼行事実行委員会」に参加したのは必然だった。その時点で東京には、虐殺された朝鮮人を悼む碑は一つも存在しなかったのである。呼びかけたのは「日本と朝鮮両民族の理解と友好」を掲げる「日朝協会」であり、これに応えたのは、思想信条を超えた幅広い人々だった。

実行委員会には、東京都議会の各会派の幹事長や天台宗僧侶の壬生照順などとともに、千田是也も名を連ねた。この実行委に寄付などを通じて協力したのは、約600人の個人と250の団体に上る。

私の手元にはそのリストがあるが、そこには当時の美濃部亮吉都知事をはじめ、市川房枝（二院クラブ）、宇都宮徳馬（目民党）といった国会議員、全日本仏教会を設立した僧侶の友松円諦、江東区区長の小松崎軍次、歴史学者の石母田正、作家の石垣綾子といった名前が見える。団体では社会党、共産党の都レベルの組織はもちろん、自民党、公明党、民社党のいくつかの区議団、様々な企業、労働組合、寺院、劇団、病院、法律事務所などが名を連ねている。在日韓国・朝鮮人の名前がないのは、日本人の手で追悼碑を建立することに意義があると考えたからだろう。

この中には、千田のように朝鮮人迫害の現場を経験した人や、それを見聞きした人もいたに違いない。あるいは虐殺を生き延びた在日朝鮮人の思いにふれた人もいたかもしれない。1923年の惨劇からまだ50年しか経っていなかったのだ。

1973年９月、こうした多くの人々の思いの結晶として朝鮮人追悼碑が横網町公園内に建立され、東京都に寄贈された。以来、毎年９月１日にはその前で追悼式典が行われ、歴代の都知事が式典に追悼文を寄せてきた。そこには、あの時代を経験した多くの人々の「惨劇を三度と繰り返させない」という思いが込められていた。小池百合子都知事の追悼文送付取りやめは、こうした歴史的な重みをもった営みをあっさりと否定する行為だったのである。

ところで、小池都知事の決定の背景にあったのが自民党の古賀俊昭都議と右翼女性団体「そよ風」の働きかけであったことはすでに指摘したが、「そよ風」は単に行政に働きかけるだけでなく、なんと９月１日の同じ時間に、同じ横網町公園で、彼らの集会を開くということさえやってみせた。震災当時に被服廠跡で火災による死者を多く出した石原町の遭難者たちを悼むという建前を掲げているが、実際にはその会場に「六千人虐殺は本当か！　日本人の名誉を守ろう」などと大書きした３㍍の看板を掲げるなど、実態は虐殺否定を目的とした集会である。

「そよ風」周辺の人物は、朝鮮人犠牲者の追悼集会とこの集会が同時につぶされるという流れをつくることが「そよ風」の集会開催の目的だと語っている。要するに、朝鮮人追悼式典をつぶし、さらには追悼碑を撤去させるために、石原町の死者たちを利用しているわけだ。朝鮮人犠牲者だけでなく関東大震災の犠牲者全体を冒涜する所業である。

虐殺犠牲者の追悼碑は横網町公園だけでなく各地にあるし、追悼式典も各地で行われている。虐殺否定論の狙いは、こうした営みを消し去ろうとするところにあるのだ。

小池都知事、追悼式典開催を妨害

「9. 1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼実行委員会」は、昨年９月、小池都知事に対して、今年（2020年）の追悼式典会場使用許可を申請した。ところが都は、使用条件整備中だとして、申請受理を３回にわたって拒否した。その上で12月24日には「誓約書」を要求してきた。その内容は「公園管理者が中止等の指示をした場合は従います」というものであった。

実行委は都に対して、これまで反したことがあるかと文書で質したところ「今回設けた条件に概ね合致している」と回答した。つまりヘイトスピーチをして恥じない「そよ風」の集会と同列に扱うことで実行委員会主催追悼式典を取り潰す意図があると断じざるを得ないのだ。

以上、小池都知事の歴史認識と実際に進めている行為は極めて危険である。国家権力犯罪に道を開く行為を徹底して監視し、追及していくべきだと考える。

＜お礼と中間報告＞

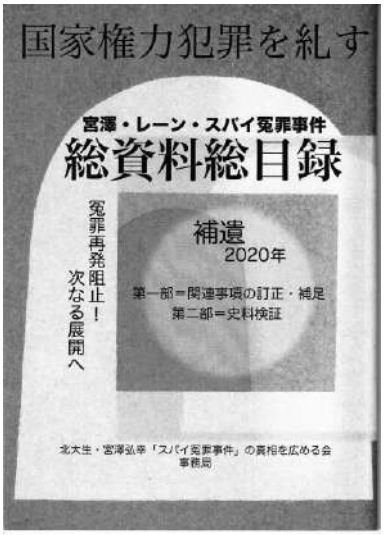

「補遺2020年」は、6月1日付で300部発行し、2018年発行の「総資料総目録」を送付した会員・弁護士・研究者・マスコミ関係者・主要図書館等270人・所に郵送しました。

現在までに約60人のみなさまから制作費カンパをいただいています。ご協力に感謝申し上げます。

＊

……訂正致します……

藤森研さん（朝日新聞ＯＢ、元新聞労連委員長）から、以下のご連絡をいただきました。

ポーリン手記などを収載した『総資料総目録　補遺2020年』を本日、拝受しました。さっそく一気に読ませていただきました。ポーリンさんの人柄や読み手への意識もあるのかもしれませんが、拘禁施設の人たちや警察官Ｘの「紳士的」な行動は、意外な叙述でした。戦前・戦中の日本のあり方について、ステレオタイプにだけは考えず、実証的に見ていくことの大切さも考えさせられて、たいへん勉強になりました。ありがとうございました。

細部の点ですが、一つだけ元司法記者として気になったのは、ポーリン手記 10㌻などでの「勾留」と「拘留」です。前者は未決者の拘禁（刑事訴訟法）、後者は刑罰（刑法）で、異なるものですね。

それにしても、皆様の真実へのたゆまぬご努力には、敬服いたしました。

＊

「正確に伝えたい」を大前提にして編集・制作にあたってきたにもかかわらず大変なミスでした。藤森さんに感謝して、訂正させていただきます。

＜第1部＞7㌻上段、後から4行目＝拘留⇒勾留

＜第2部＞ポーリン手記　10㌻本文3行目＝長期拘留⇒長期勾留。同4行目＝拘留替え⇒勾留替え。同７行目＝拘留者と被拘留者⇒勾留者と被勾留者。

なお本会ホームページ記載分については訂正したものをアップしていますが、既発行分については、本訂正記事でご了承をお願いします。　　（事務局）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊺

「心の会」を伝える原典

『武田弘道追悼集』寄稿二篇

「心の会」の真中にいた武田弘道を偲ぶフォスコ・マライーニと松本照男の稿を収録。とくにマラーニは発足に至る経緯から情景交えた人模様まで 10 ページ余に渡って過不足なく回想している。いまではよく知られた発足時 16 人の記念写真も、この稿に添付されたのが公開の最初になる。稿は 1984 年 12 月の執筆で翌 85 年７月の刊。スパイ法案国会上程の年だった。

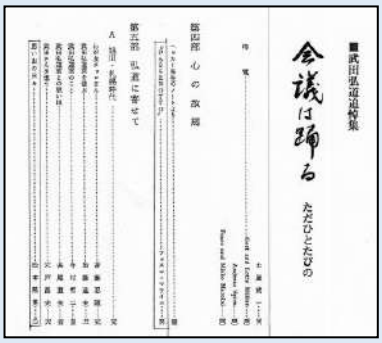

フォスコ・マライーニと松本照男の寄稿が掲載された「武田弘道追悼集　会議は踊る」の目次。編集発行人・題字・武田ひろ子。１９８５年、ミネルヴァ書房刊。

武田は、1919 年北海道旭川の生れ。北大予科医類の頃から英独仏伊語を熟し、会の名を付けた大條正義と共に中軸中の中軸となり活躍した。頭の回転も口の回転も速くパセロット（伊語で小雀）の愛称を貰っている。予科修了を機に哲学に転じ、京都大で西洋哲学史を専攻、国際視野の業績を積んで、大阪市立大文学部長などを務めた。西洋古典学会の帰り、京都の自宅近くで転倒、硬膜下出血で急逝した。享年 64。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】中国は6月30日、全人代常務委員会が香港特別行政区の民主主義を奪い軍隊が人権抑圧する「香港国家安全維持法」を採択し即施行しました。政府批判スローガンは掲げただけでも、飲食店の店頭に貼ったポスターも許さないという徹底ぶりです。中国はさらに南シナ海の西沙諸島周辺で1日から軍事演習を実施して、ベトナムから抗議されていると報道されています。アメリカのトランプ大統領もアメリカさえ良ければとエゴ剥き出しです。コロナウイルス禍に国境はありません。国家権力の横暴・残酷によって破壊されている地球からの強い警鐘だと思うのです。蒸し暑い日々、憂鬱が積み重なる日々です。（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 47 号　2020 年 7 月 28 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

7.28 新聞通信放送 レッド・パージ70年

マスコミ関係労働者は沈黙したままでよいか？

2019 年 8 月の「事務局たより」第 36 号で「国家権力犯罪に“時効”はない①」として「戦後最大の人権侵害レッド・パージ」を取り上げ、新聞産業での実態と、今なお被害者の名誉回復と国家賠償を要求する運動が継続していることを紹介した。続いて同年 10 月発行の冊子「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件　国家権力犯罪に“時効”はない」で、「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」「日本国民救援会」の活動とともに問題提起した。

ところがその後、レッド・パージ反対運動を組織している「レッド・パージ反対全国連絡会」発行の 60 年. 65 年記念の集い冊子等をよく見ると、新聞通信放送での取り組みは何も出ていないことに気づいた。マスコミ関係者の紹介もメッセージもない。マスコミ関係労働者は、レッド・パージはもう済んだこととして沈黙しているのだろうか。その疑問をもとに調べていくと、70 年前の出来事ながら今日につながる問題があるとがわかってきた。そこで事務局メンバーに提起して意思統一し、新聞労働者としての体験の重なる毎日新聞の場合から掘起こしを始めている。形としてまとまるならば冊子にして発表したいと考えている。本号では、その現時点での途中経過を報告し、みなさんに情報とご意見、レッド・パージに関する資料や著書の紹介をお願いしたい。（福島　清）

毎日新聞労組も新聞労連も一件落着の扱い

毎日新聞では、1950年 7 月28日午後3時、49人が一斉に解雇通告され、即座に社屋から放り出された。追って新聞通信放送49社で計700人を超えた。日本放送協会（ＮＨＫ）では119人だった。

毎日新聞で解雇された49人はその後どうしたか。「毎日労組二十年史」は、「東京の29人は裁判闘争を起こしたが和解し、１年後の1946年、大阪、西部を含めて全員が依願退社になった」と記録している。さらにその後については、「五十年史」が、1961年５月の毎日新聞労組第15回定期大会にレッド・パージ被解雇者２人を招いて挨拶を受けたと記されている。しかし、総括はおろか、これ以上の記録はない。

新聞労連が1980年に発行した「新聞労働運動の歴史」では、「レッド・パージの被解雇者が法の救済を求める道は事実上閉ざされた。しかも、労働者を守るべき労働組合は弱体化または右傾化して、大衆は立ち上がれず、結局、新聞も他の産業も、パージに対する有効な反撃は起こらないままに終わった」とある。

今も続く名誉回復・損害賠償要求の闘い

一方、「国家権力犯罪に“時効”はない」を掲げ、連帯を呼びかける中で知った「レッドパージ反対全国連絡会」は、レッド・パージ 60 周年、65 周年と節目ごとに再結集の取り組みを重ねると共に、戦後最大とされる人権侵害・被害者の名誉回復と国家賠償を求める裁判闘争を継続・展開している。弾圧被害者である原告は 90 歳を超え、ほんの数人となっているという。70 年にしてなお応えない国の恥顔に怒りを覚えると同時に時間の切迫に思いが締め付けられる。

新聞労働者としての経歴を共有するわれらは何をしてきたのか。とうの昔の歴史的事実として棚奥に忘れてきたのかと糺されても、返す言葉もない。しかも調べていくと、弾圧が起きた 1950 年 7 月 28 日、ＧＨＱの最初の刃が新聞各社（通信・放送含む）に振り下ろされたにもかかわらず、各社一片の抵抗もなく、まるで他所事のごとく、紙面の片隅にベタ記事を（２面へ）

ナチスが共産党を迫害した
私は党員ではないから黙っていた
社会党が迫害された
やはり私は党員ではないから黙っていた
学校や図書館、組合が弾圧された
ユダヤ人が迫害された
教会が迫害された
私は牧師だから行動に立ち上った
だが、そのときはもう遅すぎた
（ドイツの牧師　マルチン・ニーメラー）

◇

きようは 7 月 28 日。70 年前のこの日、新聞の良心が国家によってパージされ、多くの仲間が路頭に放り出された。

（1面から）載せてやり過ごしていたと知れる。

当時、占領下ではあったが既に今に誇る平和憲法が制定・施行されていた。そこには、こうある。

○憲法第 14 条　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
○第 19 条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
○第 21 条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
○第 27 条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

なかんずく、良心の自由は、戦争放棄と共に、日本国憲法の真髄中の真髄といっていい。

さらに忸怩は、新聞経営者が唯々諾々と伏したのみならず、この窮地のためにこそ結成したはずの労働組合（新聞・通信・放送）が軒並み、後世に禍根の弾圧を容認し、仲間である被害者を切り捨てたのだ。

さらにさらに、労使共々、70 年を経て、いまも正面から向き合おうともしていない。これは到底やり過ごせることではないと思えてくる。

先の連絡会は、５年前の 2015 年には「語りつごう戦後最大の人権侵害　レッド・パージ　昔の話ではありません」をスローガンに「レッド・パージ 65 周年のつどい」を成功させている。同連絡会に結集する各団体では、引き続き３万人ともいわれる被害者の意を体し、取り組みを重ねている。同時に 70 周年の今年も集いを企画したが折からのコロナウイルス禍によって、未定となっている。しかしレッド・パージ被害者がいなくなってもこの弾圧を正確に伝承していくために、ドキュメンタリー映画『レッド・パージ』製作の運動を巻き起こしている。

嶌信正さんの裁判陳述書があった

とりあえず、毎日新聞でのレッド・パージ被害者である嶌信正さん（当時、毎日新聞政治部記者）、三上正良さん（同、同）、土井正興さん（同、毎日新聞大阪販売部員）の波乱の消息が見えてきた。鷲沼登美枝さん（毎日グラフ）については、わずかながら社史『毎日の３世紀』に記述がある。いずれも故人となって年月を経ているが、遺された史料は嶌さんの陳述書をはじめ当時の無念を生々しく訴えている。

この４氏を手掛かりに、毎日新聞をはじめ、新聞界にかかる関連資料を集められるだけ集め、現代に問う総括の資としたい。

弾圧は、敗戦から５年。朝鮮戦争の勃発と軌を一にしていた。戦前の治安維持法等弾圧法制は廃され、労働運動が復活し、なお戦禍残る中、国民は新生への努力を重ねていた。直前には平和と人権と良心を重んじる憲法が発効している。レッド・パージは、まさにこの流れに逆行して起こされた。研究者によっては、1947 年のゼネスト弾圧にまでさかのぼるとの説もある。背景には米ソの矛盾が冷戦を激化させ、これが占領政策を変えさせたともいう。この解明も欠かせないだろう。

編纂作業の主体は、当「北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件の真相を広める会」の事務局が担っている。さらに、毎日新聞労働組合で一心同体の活動を重ねた仲間たちをはじめ、広く協力を求め、併せて自由な場を設けての議論も重ね、その成果も収録したいと構想している。戦後最大といわれる人権侵害、ＧＨＱ・政府・新聞経営者らが一体となって新聞の良心をパージした国家権力犯罪を解明する一端となればと念じている。

＜これまでに調査・入手した著書・資料＞

レッド・パージについては膨大な著書・資料が残されていることがわかった。発行年順に並べてみると、調査・研究の軌跡としても理解できる。

われら
報道関係の赤追放
マ元帥書簡に基く
会社の措置を承認
緊急中央委を開く
組合の態度を確定
執行部案を可決
緊急中央委 満場一致で

１９５０年９月５日付毎日新聞社労組機関紙「われら」第52号。労働組合が「報道関係の〝赤〟追放」とまで書いた

1949　「日本評論 1949 年 12 月号「特別審査局に与う」滝内礼作　64Ｐ
1950. 8　「新聞労連」1950 年 8 月 20 日号、レッド・パージ対応中執決定
1950. 9　毎日新聞労組「われら」第 52 号（上記写真）
1951　「日本新聞年鑑」1951 年版
1951　「世界」1 月号　知識人幹事会声明「思想と言論の自由に関して」156Ｐ
1952　「日本労働年鑑」1952 年版 430Ｐ、第 24 集
1952. 6　「日本新聞協会報」1952 年 6 月 4 日号
1952. 12「文藝春秋」12 月増刊 42～45Ｐ、赤沢新一「新聞街に巻起る赤旋風」
1954. 10「文藝春秋」臨時増刊 32 巻 16 号、読本現代史「占領下の朝日新聞」長谷部忠手記
1954　「高知新聞五十年史」284Ｐ

1956　「日本新聞協会十年史」91Ｐ、編集部長の記録
1956.2「十年の歩み　毎日労組の記録」毎日新聞社労働組合（1957 年に毎日新聞労働組合に改名）
1958　「週刊朝日」（奉仕版）1958 年 5 月 14 日号、「占領下の新聞」
1959.6「文藝春秋」昭和 34 年 6 月号「日本の汚点レッド・パージ」61Ｐ
1960　「一九五〇年新聞・放送レッド・パージ覚え書」同志社大学「人文学」第 50 号、山本明。のち「現代ジャーナリズム」（雄渾社 1967 年）に所収
1960.8「思想」昭和 35 年 8 月号、小椋広勝「権力と新聞の自由」
1960.7「占領秘録」住本利男、毎日新聞社
1960　「日本の黒い霧」松本清張　第 11 話「黒の追放と赤の烙印」（追放とレッド・パージ）
1960.11「文藝春秋」1960 年 11 月号、新聞協会・津田正雄の弁
1961.5 毎日新聞労組「われら」第 172 号
1961　「戦後日本史Ⅱ」歴史学研究会編、青木書店
1965　「記録集　レッド・パージ」不当解雇反対同盟全国協議会
1965　「石も黙っていられない」梶谷善久、労働旬報社、19Ｐ
1967　「戦後日本政治史Ⅳ」信夫清三郎、勁草書房
1967.9「毎日労組二十年史」
1968　「資料戦後学生運動」第１巻、三一書房
1970　「戦後日本の歴史上」藤井松一・大江志乃夫、青木書店
1970　「アメリカ対日労働政策の研究」竹前栄治、日本評論社
1972　「新聞戦後史」新井直之、粟田出版会。のち同名で双柿社 1979 年刊
1972.2「毎日新聞百年史」
1973.8「潮」1973 年 8 月号、長谷部忠「やむなくＧＨＱに服従」98～99Ｐ。片山さとし　読売の場合
1974　「総評二十年史」上巻、労働旬報社、357Ｐ
1975　「証言　戦後労働組合運動史」高梨昌編著、東洋経済新報社、93Ｐ
1975　「レッド・パージ秘話」田窪俊吉『広島市職労三十年史』所収
1975　「昭和特高弾圧史」太平出版、京都「学生評論」
1976　「日本の歴史三一戦後変革」大江志乃夫、小学館
1976　「思想の自由」長谷川正安、岩波書店、170Ｐ
1977　「特高警察黒書」新日本出版社
1978　「或る戦後史一『朝日新聞』の軌跡」田中哲也　夕文社、180Ｐ
1980　「レッド･パージ　失われた人権と報道の自由」梶谷善久編著、図書出版社
1980.4「生きること学ぶこと」土井正興、三省堂、三省堂選書 59Ｐ
1980.8「新聞労働運動の歴史」新聞労連、大月書店
1980　「占領戦後史」竹前栄治、双柿社
1980　「ドキュメント放送戦後史」松田浩、双柿社
1980　「戦後政治裁判史録」第一巻、田中二郎他編、第一法規
1981　「一九五〇年七月二八　朝日新聞社のレッド・パージ証言録」朝日新聞社レッド・パージ証言録刊行委員会編、晩聲社
1981　「共同通信社三五年」
1982　「戦後労働改革」竹前栄治、東大出版会
1982.5「朝日新聞労働組合史」
1984　「レッド・パージ」塩田庄兵衛　新日本出版社
1984　「レッド・パージ論」（若手戦後史研究会・伊藤悟）「現代史サマーセミナー通信」第 2 号所収 15Ｐ
1989.8「歴史評論」8 月号「なぜ、レッド・パージ史の研究か」
1994　「レッド・パージとは何か―日本占領の影」三宅明正、大月書店
1994　「日本共産党の七十年」日本共産党中央委員会　新日本出版社
1995.10「読売労組五十年史」
1995.12「毎日新聞労働組合五十年史」
1995　「戦後日本共産党私記」安東仁兵衛、文春文庫
1996.2「自処超然」嶌信正
1996.3「宮崎日日新聞労働組合五十年史」
2002.2「毎日の３世紀」下、毎日新聞社
2002.12「レッド・パージの史的究明」平田哲男、新日本出版社
2010　「最大の人権侵害　RED PURGE」レッド・パージ 60 周年記念のつどい＝レッド・パージ反対全国連絡会
2015　「戦後史の汚点」明神勲、大月書店
2015　「語りつごう　戦後最大の人権侵害　レッド・パージ　昔の話ではありません」レッド・パージ 65 周年記念のつどい、レッド・パージ反対全国連絡会

「資料　日本現代史Ⅲ」大月書店　ＧＨＱ覚書など
「戦後日本労働運動史」斎藤一郎
「戦後資料・マスコミ」日高六郎編
「思想・良心および言論の自由」清水英夫
「戦後史大辞典」三省堂
「全訂　法学辞典」日本評論社
「政治学事典」平凡社
「ブラッティ文書」ＥＳＳ労働課労働関係係長兼課長代理　Valery Burati

（＊引き続き調査中です）

【事務局から】１面記載の経過でレッド・パージ問題に取り組むことにしたのですが、そのキッカケは、冊子「国家権力犯罪に“時効”はない」を発行した際、大阪の藤田修二さんが送ってくれた嶌信正さんのレッド・パージについて書いた記録コピーを見た時です。前記冊子編集の際に調べた毎日新聞労組の十年史、二十年史、五十年史、社史、新聞労働運動の歴史にはない生々しい記録にびっくりしました。そこで事務局メンバー（根岸正和、水久保文明、福島清）で意思統一し、大住広人さんに構想をメールしたところ、即座に「また、凄いこと考えましたねえ。もちろん大賛成です」と賛同いただいたので、入手した資料を届けたところ、近くにある国立国会図書館関西館に日参して資料集めを始めてくれました。嶌信正さんの記録については、毎日新聞ＯＢで同氏の長男である嶌信彦さんに公開許可をお願いしたところ、快諾をいただきました。

＊

有楽町の毎日新聞東京本社に印刷局養成員として入社した1957年はレッド・パージの７年後でした。配属された活版部には、私の出生（1938年）前に入社していた人、徴兵で中国戦線に動員されて復員した人などがいました。午前０時を過ぎて、最終版降版の頃になると雑談に花を咲かせました。そんな時、活版でパージされた６人を知っていた先輩は、小声で「あの時は酷かった。玄関から追い出したんだから」と言っていました。その後、1961年から青年部員になったのですが、当時は「増ページの印刷、増版の活版」といって、版数が増えた活版の仕事の忙しさは大変でした。でもそんな時、組合活動招請状を持っていくと露骨に嫌な顔をする職制がいる一方、「すぐに行け」と仕事をはずしてくれる職制もいました。今になって思うと、その先輩はレッド・パージ時に問答無用で職場を追い出された仲間を見ていたのに、何もできなかった悔しい思いがあったのではないかと想像しています。

そんな体験もあって、レッド・パージを知るほどに、毎日新聞労組ＯＢの一人としても大変な忘れ物をしたのではないかという思いがあるのです。

＊

松本清張は1960年の「日本の黒い霧」第11話「黒の追放と赤の烙印」で次のように書いています。

「レッド・パージの謎は未だに解かれていない。誰がこの旋風の主であったのか、トルーマン大統領か、マッカーサー元帥か、それともＧＨＱの労働課なのか、いや、時の政府吉田内閣のアイディアであったのか。それも掴めていない。追放リストの作成者も、その協力者も、また、何故、新聞や放送が真っ先に血祭りに挙げられたのかも明らかにされていないのである。」

「当初、ＧＨＱは、極端な国家主義者、日本を戦争に導いた指導者に対して、『永久の除去』を謳い、その追放は『三親等に及ぶ』と云ったが、このことをまさに文字通り受けているのは、ほかならぬレッド・パージの被解雇者たちである。彼らは永遠に就職から閉め出されている。しかも、それはわが子にまで及んでいるのだ。

この悲惨に比べ、占領当初の被追放者は、現在では完全に蘇生し、政界、財界、官界、あらゆる所で安楽に活動をつづけている。『赤（レッド）』の烙印を捺された労働者は、『永久』に追放である、アメリカが占領政策として最初の追放の目標に選んだ『黒い』指導階級は、そんな烙印などとうの昔に消してしまって納まっているのである。」

現代の課題である所以です。　　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊼

国境超えて悼む自由人

『随筆日本―イタリア人の見た昭和の日本』

重ねてマライーニの著作。出獄後の宮澤弘幸が、家族を除いて、心から気を許したのはフォスコ・マライーニだけだったかもしれない。占領下の東京で米軍の仕事していたマライーニの消息を見つけ出し、幽鬼のように現れた弘幸を全身で受け止め、逆境に生きる気概を与えた。その記憶を映像のように写し取り、書きとめたのが、この著作の中の一章だった。

本書グラビアに掲載されているマライーニ撮影の奈良興福寺五重塔の写真

原題は『ORE GIAPPONESI』で、1956 年故郷フィレンツェで発刊され、1960 年に英訳がアメリカの出版社から『Meeting with Japan』となって刊、2009 年に松籟社から日本語訳が出た。文化人類学者、登山家、写真家、文化交流事業家、等々多彩な業績を遺した自由人の集大成といえる著作で、その第二章「東京、世界の交差点　沈黙に語りかける」で、宮澤弘幸と冤罪に言及している。冤罪を世界に発信した著でもある。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 48 号　2020 年 9 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

徹底取材した慰安婦問題「資料集」

朝日新聞編集委員の北野隆一さんが 8 月 25 日、本書を出版しました。北野さんから届いたメールには、出版の目的が次のように書かれています。

朝日新聞は 2014 年 8 月、過去の慰安婦報道を検証した特集記事「慰安婦問題を考える」を掲載。朝鮮人女性を慰安婦にするため強制連行したとする吉田清治氏の証言を「虚偽」と判断し、記事を取り消しました。しかし謝罪が遅れたことなどから強い批判が起こり、翌 2015 年には朝日新聞社に対する集団訴訟が右派 3 グループから相次いで提起されました。

著者は 2014 年の特集記事の取材班に参加し、その後も慰安婦問題の取材を続けています。本書では朝日新聞の報道と、保守・右派の批判を訴訟の経過に沿って詳述。双方の主張と裁判で示された判断を並べて記し、「第三者委員会報告書」や「米国での慰安婦像撤去訴訟」「植村隆・元朝日新聞記者の訴訟」についても詳報しました。

慰安婦問題の今と今後の課題を考えるために、ご一読を薦めます。

「はじめに」から

慰安婦問題」にはさまざまな側面がある。

第 1 に1930、40年代、戦時中に日本軍がアジア各地の戦線に設けた慰安所で、日本人や朝鮮人をはじめ日本に占領された各国の女性が慰安婦として働かされた問題。

第 2 に1990年代以降、韓国などアジア各国、オランダなどの政府や被害者、支援団体が日本に対して謝罪や補償を求めた戦後補償の問題。国連人権機関などで戦地における女性の人権の問題の象徴的事例と認識されていった側面もあつた。

第 3 に日本国内で90年代以降、戦時中の日本による「加害」の歴史として提起され、その後保守・右派からの反論により、日本の加害責任が否定されていった「歴史認識」の問題。

これに加えて、慰安婦問題をはじめとする戦争被害の問題を、だれの視点で見るか、という側面もある。

たとえば「強制」という言葉は、元慰安婦の女性から見れば、自分の意思に反して戦場や占領地の慰安所に連れて行かれたとか、慰安所で日本兵の性の相手に従事することを強いられたとかいう意味になる。強制をめぐる議論は、元慰安婦自身の体験とその記憶を語る証言が出発点となる。命令を発し、あるいは強要、暴行を実行してその女性に強制した主体がだれなのか、どんな組織だったのかは、女性当人から見ると必ずしも判然としない場合が多い。

一方で、旧日本軍や政府から見れば、「強制」とは公権力の行使として、軍人や官憲（役人、とくに警察官）が命令を出して女性らを従わせる、という意味になる。強制をめぐる議論は、法的な命令が出されたか、あるいは物理的な強制力の行使があったことのいずれかを示す公的文書での証拠があるかどうかが出発点となる。たとえ元慰安婦の女性が意に沿わない行為を強いられたと証言しても、軍や政府による命令や強制力の行使を示す証拠がない限り、その被害体験が日本による「強制」とは証明できない、という論理展開もあり得るだろう。

「強制」や「強制連行」という言葉だけでも、だれの視点からものごとを見るかによって、その意味も見える景色も、まったく変わってくる。「慰安婦問題」を取材して、議論としてかみ合わない言葉の応酬に直面するたび、そのことを何度も何度も、繰り返し痛感させられてきた。

この本では、慰安婦問題が戦後、どのように取り上げられてきたかを、さまざまな記録をもとにたどる。続けて、朝日新聞をはじめとする慰安婦問題の報道と、これに対する保守・右派の批判について、主に訴訟の経過に沿う形で記していく。

（2 面へ）

「目次」全文紹介

第１章 慰安婦問題とは

朝日新聞の2014年検証記事にＱ＆Ａ形式で掲載した解説は大幅に圧縮されたものだったので、本書ではもとの長い原稿を生かして全面的に加筆した。

第２章　問題のこれまで

Ⅰ　河野談話まで

①沖縄の元慰安婦（1975年）②吉田清治氏の登場（1982年）③タイの元慰安婦（1984年）④韓国挺対協の結成（1990年）⑤韓国で初の名乗り出（1991年）⑥「軍関与」示す資料（1992年）⑦河野談話（1993年）

Ⅱ　アジア女性基金発足から少女像建立まで

①アジア女性基金発足（1995年）②償い金伝達（1997年）③韓国での事業終了（2002年）④韓国外交文書公開（2005年）⑥韓国憲法裁判所決定、少女像建立（2011年）

第３章　保守・右派の台頭

①西岡氏の批判（1992年）②秦氏の批判（1992年）③歴史教科書キャンペーン（1996～97年）④朝日の検証記事（1997年）⑤女性国際戦犯法廷（2000年）

第４章　2014年検証記事

Ⅰ　検証記事

①米国に少女像（2013年）②検証チーム発足へ（2014年3月）③検証班の取材（2014年春）④謝罪の可否（2014年7月）⑤検証記事への批判（2014年8月）

Ⅱ　第三者委員会の検証

①社長のおわび（2014年9月）②第三者委員会報告書（2014年12月）③国際的影響（2014年12月）④継続報道を約束（2014年12月）

第５章「慰安婦問題を考える」

Ⅰ　軍や警察の公文書にみる実態（2015年7月）

①永井和氏に聞く②研究は1990年代から③慰安所は軍の施設

Ⅱ　慰安婦と挺身隊の混同（2016年3月）

①吉方べき氏に聞く②戦時中のうわさ③韓国政府「概念区分を」

Ⅲ　元慰安婦の証言から（2016年5月）

①証言と記録が一致②軍事郵便貯金の記録③慰安所管理人の日記④元兵士らの回想記⑤徴集形態を四分類

Ⅳ　植民地支配下の戦時動員（2016年11月）

①総動員体制で農村は疲弊②直接的暴力なき動員③韓恵仁氏に聞く④植民地とは

Ⅴ　裁かれた戦時の性暴力（2017年3月）

①東京裁判の研究者に聞く②インドネシアで証言調査③ドイツの研究者に聞く④戦時の性暴力は「人道に対する罪」

第６章保守・右派の提訴

①「すべては朝日新聞から」（2014年）②産経「歴史戦」連載（2014年）

第７章　「朝日新聞を糺す国民会議」の訴訟

Ⅰ　一審・東京地裁

①国民大集会（2014年10月）②提訴（2015年1月）③記者会見（2015年1～2月）④被告答弁書（2015年9月）⑤第１回弁論（2015年10月）⑥第２回弁論（2015年12月）⑦準備書面（2016年1月）⑧結審（2016年3月）⑨判決（2016年7月）

Ⅱ　控訴審・東京高裁

①控訴理由書と答弁書（2016年9～12月）②第１回弁論（2017年2月）③第２回弁論（2017年6月）④判決（2017年9月）

第８章　「朝日新聞を正す会」の訴訟

①提訴（2015年2月）②答弁書（2015年5月）③第１回弁論（2015年5月）④原告側第一準備書面（2015年7月）⑤原告陳述書（2016年1月）⑥第２回弁論。結審（2016年6月）⑦一審判決（2016年9月）⑧控訴審判決（2017年3月）⑨甲府地裁へ提訴（2016年8月）⑩甲府地裁判決（2017年11月）

第９章　「朝日・グレンデール訴訟」

Ⅰ　一審・東京地裁

①提訴（2015年2月）②独立検証委員会報告書（2015年2月）③被告側答弁書（2015年9月）④第１回弁論（2015年9月）⑤第２回弁論（2015年12月）⑥国連での外務審議官発言（2016年2月）⑦第４回弁論と取材拒否（2016年5月）⑧第５回弁論（2016年7月）⑨戦歿者追悼集会（2016年8月）⑩第６回弁論（2016年9月）⑪第７～９回弁論（2016年10～12月）⑫結審後報告会（2017年1月）⑬判決（2017年4月）

Ⅱ　控訴審・東京高裁

①控訴理由書（2017年8月）②第１回弁論、結審（2017年10月）③判決（2018年2月）④集団訴訟がすべて終結（2018年2月）

第10章米国での慰安婦像撤去訴訟

①グレンデール市に慰安婦像（2013年7月）②連邦地裁に提訴（2014年2月）③連邦地裁で敗訴（2014年8月）④敗訴確定、日本政府が意見書（2017年3月）⑤州裁判所で「SLAPP」認定（2015年8月）⑥最大の成果は日本政府の意見書（2018年2月）

第11章　植村隆・元朝日新聞記者の訴訟

①提訴（2015年1～2月）②植村氏の元慰安婦証言記事（1991年）③西岡、櫻井両氏の植村氏批判（2014年）④札幌地裁からの移送申し立て（2015年）⑤「捏造記事」と主張（2015年）⑥植村氏側の反論（2018年）⑦櫻井氏への尋問（2018年3月）⑧西岡氏への尋問（2018年9月）⑨植村氏の長女への中傷発信元追及（2016年8月）⑩札幌地裁判決（2018年11月）⑪東京地裁へ忌避申し立て（2019年2月）⑫東京地裁判決（2019年6月）⑬高裁での主張（2019年）⑭札幌高裁判決（2020年2月）⑮東京高裁判決（2020年3月）

第12章　訴訟後も続く運動

①毎週火曜の街宣活動（2014年）②賛同署名呼びかけ（2018年2月）③英文表現で申し入れ（2018年7月）

****

「おわりに」から

北野さんは「おわりに」の最後で、つぎのように書いています。

最後に改めて、日本政府が慰安婦問題で表明した言葉を以下に掲げる。

慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。（2015年12月28日、日韓外相会談で慰安婦問題をめぐって日韓政府が合意した際の、岸田文雄外相の発言）

本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の古痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。（1993年8月4日、河野洋平内閣官房長官が発表した「河野談話」）

私自身も、この問題の取材を続けるにあたり、今後も常に心にとめておきたいと思う。

＊

二つの談話を「常に心にとめておきたい」という意味について、北野さんにメールでお尋ねしたところ、以下の返信をいただきました。

この二つの談話は、とてもよく似ています。言うまでもなく 2015 年岸田発言は、1993 年河野談話を引き写しているわけですが、この「コピペ」という行為にはいくつもの意味が読み取れます。一つは河野談話を見直したり否定したりしようとしていた安倍政権が、河野談話を引き継がなければならないと観念したということ。もう一つは、新しい表現をほとんど付け加えずコピペに徹したことで、安倍政権としては心ならずも、河野談話を嫌々ながら引き継ぐんだという本音をあからさまにしたこと。

とはいえ、両者はまったくイコールではなく、異なる部分にそれぞれの談話の意義があると思っています。岸田発言のほうは、「日本政府は責任を痛感している」「安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて」と述べている部分。政府に責任がある、安倍首相もそれを痛感している、ということを、言葉だけですが、強調しているということです。

そして、河野談話にあって岸田発言にない部分こそ、私が今回最も強調したいことだと考え、末尾に置きました。

「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」

拙著が発言や記述の細部にこだわり、とにかくあらゆることを書き残すという考え方で臨んだことも、河野談話のこの部分の精神を尊重し、永く記録にとどめたいと考えたからでもあります。安倍政権は河野談話を表面上は引き継ぎながら、河野談話の上記の部分を削除したうえ、「今回の発表により，この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する」と付け加えました。そのことにより、安倍政権の主眼が慰安婦問題を終わらせることにあり、歴史の記録や記憶、教訓を軽んじる考えであることを改めて示した、ということが言えるのではないかとも考えています。

＊

本書を出版された北野さんのご努力に敬意を表します。そして慰安婦問題は「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と同様に「国家権力犯罪に“時効”はない」との視点から注目していきます。さらに「捏造記者」との汚名を晴らすために闘っている植村隆さんが最高裁で勝利判決を勝ち取ることができるよう、引き続き支援していきたいと思います。　　（福島　清）

不当解雇と闘い続けて10年
JAL争議に注目と支援を

2010年に165人が解雇された「ＪＡＬ（日本航空）争議」（パイロット・山口宏弥団長、客室乗務員・内田妙子団長）は、今年の大晦日で丸10年を迎えます。経営者は株主総会で「解決したい」と表明をしたものの２年間にわたって何一つ進展せず、仲間たちは放置されたままとなっています。

下の写真はコロナ禍にあってもなお、闘いを強めようと神奈川の仲間たちが、８月22日に横浜で開いた支援集会です。この集会では毎日新聞・東海林智記者が、取材を通じて得たコロナ禍による生活苦問題などについて報告し、改めて争議解決を訴えました。

日本航空は、2009年暮れから10年にかけて、経営が悪化し倒産の危機に見舞われました。原因は、政府主導による不必要な飛行機の買い入れ、ホテルなどの建設や他業種への参入、ドルの先物買いによる破綻――などにあると言われています。倒産を回避すべく経営陣は、ご多聞にもれず大量の人減らし計画を打ち出しました。

ねばり強い労使交渉もつづけられ、「解雇はしない」などの言質を取りました。ところが会社の提案に応え、希望退職者は予定数を上回る数に達しました。にもかかわらず会社は165名の解雇を通告してきたのです。ＪＡＬの再建に乗り出した当時、京セラの会長・稲盛和夫氏は裁判のなかで「解雇の必要はなかった」とも証言したのです。

必要のなかった解雇が強行された。なぜか。解雇されたメンバーを見れば、理由ははっきりしています。会社に対して批判的な人たちだったからです。会社にモノ言う労働者が解雇されたのです。

会社の経営は短期間でＶ字回復を遂げ、今では内部留保金は１兆円を超えています。争議団と労働組合は、希望者の雇用、解決金などの要求をまとめそれをテコに運動を広げています。まだまだ未知数ですが、運動を広げることが解決の近道です。

日本航空の不当労働行為が東京高裁で確定し、国際労働機構（ＩＬＯ）からも解雇撤回を勧告されているにも関わらず解決しようといない背景には、解雇を容認する国の姿勢があります。その意味では、この不当解雇は国家権力による犯罪だと言っても過言ではありません。ご支援をお願いいたします。（水久保文明）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊽

極寒、１年目は酷かった
『博物館　網走監獄』

「網走の１年目は酷かった。氷点下の気温の中、何日も夜通し吹きさらしだった」。先号・マライーニ『随筆日本』の中で、宮澤弘幸は、こう訴えている。山と雪と氷に憧れた宮澤だが、監獄の冬は北国の貌を一変する。1943年６月、23歳で投獄され、２冬まる２年を堪え仙台の宮城刑務所へ移監となった。全期間、２畳半ほどの非転向者用の独房だったと思われる。

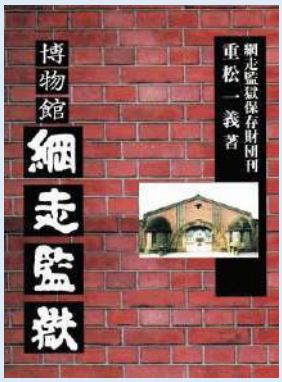

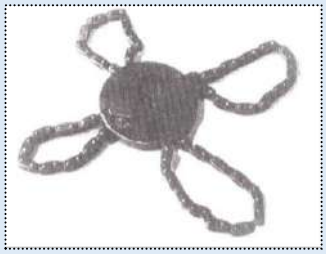

蟹錠（蟹刑）　宮澤弘幸が最も怖れた制裁具。手足を同時に拘束された。いまは使われていない。

刊行は網走監獄保存財団で、著者は同財団顧問の重松一義。戦後、網走刑務所が全面改築（1990年10月新築落成）されたのを機に、宮澤らが収容された放射状舎房などの遺構が網走監獄保存財団に払い下げとなり、博物館仕立で移築復元（1985年10月）された。刊行は、このガイドブックを兼ね、旧刑務所の全史を収め、全体像を遺している。行政記録とは違った視点からの編纂で、受刑者のうめきも伝わってくる。

♦　　♦　　♦

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 49 号　2020 年 10 月 1 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

弾圧体制構築した安倍政治を忘れるな！

2012 年 12 月に発足した第二次安倍政権は、「秘密保全法」制定を画策していた。これに危機感を抱いた我々は、翌 2013 年 1 月、スパイ冤罪事件に陥れられた宮澤弘幸の名誉回復と「秘密保全法」立法策動阻止を目的に本会を結成した。従って本会の活動はすべて安倍政権の暴走政治に対する対決と重なった。

結果として、特定秘密保護法、集団的自衛権行使閣議決定、安保法制＝戦争法、共謀罪法等の弾圧体制成立を許したが、安倍政権が目指した最大の課題である憲法 9 条改悪は許していない。

安倍首相辞任（8 月 28 日）、菅内閣発足（9 月 16 日））と言う事態に対して、世論は「安倍政権評価 71%」（9. 4 朝日新聞世論調査結果）となり、新聞各紙世論調査では、菅内閣支持が 60～70%を示している。我々の認識と世論とのズレの原因はどこにあるか、それはそれとして分析しなければならないが、菅首相が「安倍政治を継承する」と宣言している以上、菅政治との対決が続くことを覚悟したい。

中島岳志・東京工業大教授は安倍政治について、次のように警鐘を鳴らしている。

「安倍晋三政権は、長かったわりに中身がなかった」とされがちだが、後世の歴史家は保守政治が決定的に変質した転換期とみるのではないか。特定秘密保護法や組織犯罪処罰法改正など、個人の内面へ踏み込める法整備をした。他方、忖度と人事で人々が自発的に隷従する仕組みを作った。

特定秘密保護法などがすぐ大問題を起こしたわけではない。ただ、戦前の治安維持法や軍機保護法も成立時点では大して注目されていなかった。軍機保護法は逮捕理由さえ秘密にできた。おかげで軍事機密でも何でもない情報で見せしめ逮捕ができた。

（毎日新聞　2020 年 8 月 29 日「論点」）

と提起している。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は決して昔話ではない。安倍政治を継承すると称している菅政権に対して、黙っているわけにはいかない。「国家権力犯罪に“時効”はない」からだ。

安倍政治とは何だったのだろうか

泉　定明
（北大ＯＢ）

1. 戦後レジウムからの脱却

任期中驚かされることの連続であった。デフレ脱却金融政策、３本の矢、成長戦略等安倍政権の政策や下記事項全てが、何か違うというひっかかりを感じた。

①　嘗ては政権が瓦解したような違法行為（公文書改竄、統計の偽造、記録隠蔽等）、自己流解釈（検事長定年延長）、不祥事（モリ・カケ・さくら、河井夫妻、甘利、小渕、森本等の閣僚及び自民議員の不正行為の連続発生に「責任は私にある」と言いつつも無作為　②嘗てのタブーを無視した自己中心的な政局・国会運営（秘密法案・安保法案の強行採決、自衛隊海外派遣を閣議決定のみで実行、憲法に基づく国会召集要求無視等）　③　財政収支無視の紙幣ジャブジャブ印刷金融緩和策という的外れの成長戦略・アベノミクスの失敗（原発輸出、ＩＲ誘致、非正規労働者を増やした働き方改革）　④　米国トランプ大統領への隷従姿勢（武器爆買い）　⑤　外遊し諸外国元首との交友大好きにも拘らず外交実績ゼロ（北方領土、拉致被害者救済、対東アジア友好強化すべてゼロ）　⑥　慣例無視の安倍一強体制構築（内閣法制長官恣意的任命、内閣人事局新設、内閣調査室強化）

千葉大小林雅也教授は「公正」の４基準で、安倍政治を分析しています。　①「（法や規則の）遵守性」――憲法・法の解釈、国会運営規則、慣例が繰り返しないがしろにされ、遵守性・遵法性が失われた　②「（平等な）公平性」――政権・総理に近い人が優遇された実績。（安倍に批判的自民党議員を追い落とすため、同じ選挙区の河井夫婦への巨額選挙支援金交付も）　③「（倫理的）公明性」――マスメディアへの圧力や選挙時期操作など、国民の為に政治を行うという公明性が欠如　④互恵性（負担と見返り）――働き方改革と格差拡大、消費税アップと恩恵アンバランス、新型コロナ対策無策による自粛要請措置と補償（以上９/１６東京新聞夕刊）

このような実績並びに小林教授の分析を見ると、安倍が最初に掲げたスローガン**「戦後レジウムからの脱却」**とは、我々の持っている倫理観、考え方、価値観こそが、脱却の対象であったと思い当たります。

戦争の影を突きつけられ、ひもじさ・貧しさを経験し、生活復興熱望しつつ厭戦・反軍部、反核、民主主義へのあこがれが規定にあった時代に育った我々は、生活の臭い・隣人がすぐ側にありました。社会や政治に関心を持たざるを得ず、必然的に公平や正義理念を軸にして大局的視座をもち、時には相互に意見を語り、共通土台を形成しようとした世代です。

２．新人類

経済成長・安定時代に成長期の精神を養ってきた人々の多くが、幼少期から自分がやりたいことを邪魔されないで育ち、成長しても周囲と関係を持たずに自分の世界で時間を持て、正義とか公平だとかの大局的視座を養う必要を感じなかったといえます。自分の関心事に集中でき、技を磨くことで人から賞賛されることに喜びを見いだせたのです。（善い例としては、羽生名人、イチロー選手。のちに藤井聡太２冠）

親も、子供が社会の不平等や不正に無関心であることが、安定的に成長してゆく平穏な社会に上手に適応でき、高収入を手にできると望み、大局的視座に関心を持たない方向に導いたと考えます。

特に、多くの２，３世政治家は、親が虎視眈々と虚名・利権を狙って人を押しのけている姿をまざまざと見ながら、親の周辺に群がる取り巻き連中からチヤホヤさせられて育ってきただろう。自然と権謀術策の名人に。（一見ボンボンでありながら！野望臭ぷんぷん。）

菅等のようにそのような育ちでない人は、政治の世界を目指した途端、それを羨ましく思い、追い付きたいと焦燥感を持ってよそ見せずにきたのでしょう。頑張って権謀術策の使い手に。（野望も顕わに）

１９５５年以降生まれた人々は我々世代と異なり、周囲に関心を持たなくとも過不足なく育ち、却って煩わしくなくて良いと考える、“新人類“であるといえるのでないでしょうか。自己中心的世界を構築したい“新人類”にとっては、「戦後レジウム」の中で形成された公平と正義に基づく大局的視座が必要との考えは阻害となります。権力を闇雲に動員し、早々に破壊しようとしたのが**「安倍政治」**だったと言えるのではないでしょうか。

３．今後

戦後 75 年のアメリカ追従で、世の中が“儲ける“ことを第一義に考えるようになってしまっています。“儲ける”信仰は、「自助」や「自国ファースト」の考えを推進します。このまま進むと、資本(金を儲ける金)に使われる人が酷い状態に追い込まれる(格差拡大、窮乏)とか、国権主義のぶつかり合い(独善的政治、戦争、難民)等の事態が促進されると考えます。加えて財政赤字負担、少子高齢化課題があり“新人類”もそう追い込まれれば、日常生活の中に“裂け目”を感じ、大局的視座に目覚め、生活安定・自由・平等・平和を増進するために、オルタナティブを提示し人々の支持を得

つつ、メディアと教育を公平・正義の信念・理念を発するに重要と考えるのではないでしょうか。

原発事業から早期撤退の決断を
予算を別に使おう

１．日立は、2020 年 9 月 16 日日立製作所が英西部ウェールズアングルシー島で計画してきた総事業費 200 億ポンド(約 2 兆 7000 億円）の原発新設建設から「撤退」することになった。

日立は昨年 1 月、イギリス政府と出資支援交渉で折り合いがつかなかったことから、「ウィルファ・ネーウィズ」原発建設を凍結し、事業中断を決定していた。日立社長は、原子力事業は「当面は国内にある原子力発電所の再稼働や廃炉処理を進める」という。安倍成長戦略の一つだった海外輸出は無理ということだ。

２.東芝も既に 2018 年に英国の原発建設事業から撤退している。2018 年 11 月 7 日、東芝は英国での原子力発電所新規建設事業から撤退し、子会社のニュージェネレーション（NuGen）を解散すると発表した。東芝は NuGen の売却を計画していたが、引き受け先が見つからなかった。

それ以前（2017 年 2 月）に東芝は、米原発事業で巨額損失を出していて、その巨額損失の穴埋めのため、主力事業の高収益の半導体メモリー事業売却を余儀なくされた。東芝は 2006 年に米原子力発電子会社「ウェスチングハウス（WH)」を買収したが、巨額損失により経営危機に陥った。東芝は、「ウェスチングハウス（WH)」に米連邦破産法 11 章（日本の民事再生法に相当）を適用し、原発の建設から撤退する検討に入っていた。

３．何が起こっているのか？　東京電力福島第 1 原発の事故以降、原発の安全対策費は膨らみ、民間事業者だけで採算を確保するのが難しくなっている。脱炭素の観点から原発を推す声がある一方、再生可能エネルギーが普及しコストの優位性は揺らいだのだ。

４．どう考えたらよいか？　原発が非効率なものとなっているのが明らかになっている現在、そのようなお荷物に多大な国民の負担を使うことは日本経済の順調な回転に阻害となっている。国民の支払う電力料に含まれる原発稼働費用（メンテナンス、原発協力金などを含む）と税金から支出される補助金を、新規事業開発に廻すことが、日本経済の再生力を高める方策である。いつまでも、投資回収やメンツにこだわりお荷物を放置しておくことはない。経済効果的にも、危険除去のためにも、国内の原発の早期廃炉が望まれる。廃炉は電力会社、地元自治体では決断出来ない。政府の決断事項である。決断は早く行う必要がある。

５．一強が長期間続いて、中央政治も官僚も地方も固定的なスタイルが出来てしまったので、菅の「安倍政権の継承」という言葉は受け入れられであろう。しかし、前政権は自分の意見だけ述べて、真剣な議論をすることなく疑問・質問をはぐらかしてきた。政策論争を忘れてしまったので、真実が不明となった。この間に日本の実体経済は廃れていたのだ。株価の上昇を狙った金融政策。非正規労働者化、退職で人件費を下げ、経済計数を繕ってきた。産業競争力・新産業創出・国民幸福度・メディア自由度・ジェンダ・環境災害対策・新エネルギー活用・原子力脱却、これらが諸外国に比し周回遅れとなってしまった。

新政権は、大局的方向は何を目標とし、具体的に何を行うのかを方針として早急にださなくてはいけない。それを基に、現実を直視しながら真剣に討議に臨んでほしい。国民幸福度、メディア自由度、ジェンダ、環境災害、新エネルギーこれらを真剣に討議、着実に解決方向を探れば、自ずから産業競争力、新産業創出という実体経済も向上し、遅れは取り戻せるはずだ。

６．巨大事業体の早期決断例――日立

日立は、３３万人の従業員を抱える巨大企業であるが構造改革を大胆に進め、経営の危機を切り抜けてきた。シャープ、パナ、東芝は機会を逃してしている。

注目したいのが、経営者の意思決定の重要性だ。環境変化への適応を進めたことだ。自社の強みを見極め、それを伸ばすことによって組織全体の環境変化への適応力を高めることにある。過去の成功体験や、企業の文化（長年従業員らが共有してきた価値観・行動様式）にとらわれることなく、危機に立ち向かうこの姿勢には学ぶべきところが多い。

最高指導者にとって重要なことは、組織全体が進むべき方向を示すことだ。景気が安定しているうちに想定以上にリスクが顕在化した事業の見直しを進め、成長戦略を強化することが経営の持続性確保には欠かせない。日立は数度にわたり事業転換を行っている。多くの企業にも参考になる部分が多いように思う。
（本章は、真壁昭夫／法政大学大学院教授論文の抜粋）

＊小生も嘗て、日立の度重なる業績のＶ字回復に驚嘆したものだった。一方、縮小された事業部門では、従業員のリストラ（配置転換、処遇低下、退職強制など）が発生している。これを“自助”せよと放置するのでなく、従業員・組合などと協議して“公助（社助）”の仕組みを用意してこそ優良な組織体と言える。政府もそうなるように法整備して「国民のために働く内閣」となるべきです。私たちはそれを凝視しています。

国民の運動が安倍内閣を倒した

9月19日の国会正門前の行動（1面写真参照）に参加しながら、脈絡もなく50年以上も前に英語の授業で学んだ「if …ing」が浮かんできた。「もし……だったら」という問いかけだ。これが浮かんだのは、安倍晋三が首相を辞任せざるを得なかった理由を考えている最中だった。

潰瘍性大腸炎という病名が、いつの間にかメジャーになったが、その病が悪化したことを辞任の理由にした。これはおかしい。もしそうだとしたら、とっくに辞めているはずだからだ。疑問に思っていたら前出の英語が浮かんできたのだ。

辞任の最大の理由は、黒川検事総長登用の失敗だったのではないかと見る。つまり「もしあの計画が成功していたら」まだ首相をつづけていたのではないか、と思うからである。

モリ・カケ問題、それにまつわる公文書偽造問題と担当者の自殺、桜問題、河井元法相夫妻の公選法違反問題など疑惑は山積した。加えてジャパンライフの「桜」を利用した巨額詐欺事件。これらの扱いについて〝身内〟を刑事事件の長に登用できず、身辺に司直の影が出現したのが首相辞任の直接の引き金だったのではないか、と思った次第だ。

むかしむかし、労働運動を始めたころ大先輩からこんなことを教わった。「その国を支配しようと思えば、三つの分野を手中にすればいい。一つは司法、二つ目は教育、三つ目はマスコミ。だからオレたちは、司法・教育・マスコミの反動化反対というスローガンをかかげるのだ」と。

黒川検事総長誕生の失敗は、昼夜たがわず安倍晋三を脅かしたことだろう。さすがの幼児性宰相といえども、耐えられず病気を理由に辞任せざるを得なかった、これが首相辞任の真相だったのではないか、と疑ってやまない。現に、辞任したとたんにジャパンライフの幹部が詐欺容疑で逮捕された。

こう考えていくと、辞任の辻褄が合ってくる。従って辞任させたのは国民の運動だったことになる。『失われた７年８か月』といっても過言ではない、悪法を強引に成立させた安倍内閣の罪は度し難い。それに抗して国民が闘ったから、辞任させたのである。後任の菅内閣は、アベ政治を引き継ぐと明言した。冗談ではない。この内閣、短命で終わらせる運動が求められる。

（水久保文明）

****

【事務局から】軽井沢で四肢麻痺の難病と闘いながら「真相を広める会」の活動を支援してくださっている板東行和さんからおたよりが届きました。板東さんはＮＰＯ市民社会研究所のホームページ上で更新している「市民社会川柳」に投稿しているとのことです。その「2019年市民社会川柳ベスト10」に入選した作品を紹介します。

令和とは「巧言令色・付和雷同？」
官邸のモラル崩れて「サクラチル」
二千万無い庶民にも有り選挙権
化学賞栄誉も国は化石賞
ニュースショー隣国の汚職はよく伝え

＊

国家権力犯罪を許さぬ厳しい目と、誠実に生きる人々との連帯を大切にしたいと思います。（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊾

出獄、だが１年余にして

『朝日新聞　政治犯の即時釈放』

1945年10月4日、政治犯の即時釈放等を命じる占領軍最高司令官の覚書が発令された。敗戦後１カ月半を経て、なお戦争責任を明示する措置をとらない日本政府に業を煮やし、国際世論の批判を慮った占領軍の断だ。宮澤弘幸は冤罪による下獄だったが、国の扱いは政治犯で、６日後の10日、一斉釈放によって出獄した。痩せ細り、足は草履も履けない状態だった。

政治犯の即時釋放
内相らの罷免要求
思想警察も廢止

1950年10月5日付の朝日新聞

覚書は、「政治的市民的及び宗教的自由の除去、そして天皇に関する自由討議、政治犯釈放、思想警察の全廃、内務大臣と特別高等警察全員の罷免、統制法規廃止などに関する覚書」という長々しい指令だ。戦争体制の根こそぎ廃棄といえる。内閣は即時総辞職し、廃棄執行のための新内閣が組織された。しかし折角の出獄にも拘わらず、宮澤は獄中の衰弱に結核菌が襲い１年半後の47年２月22日、事実上の獄死となった。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 50 号　2020 年 11 月 4 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

憲法は民主主義の原点だ

交通信号は「赤はストップ・青はゴー」で成り立つ社会のルールである。憲法は政府に守らせ、国民がそれを監視することが大原則だ。

74 年前の 11 月 3 日、日本国憲法が公布され、翌 1947 年 5 月 3 日、施行された。ところが「オレが憲法だ」と言わんばかりの“無知無恥”首相が登場した。「11. 3 大行動」は高齢者が多かったように見えた。政府が憲法を無視・否定することは犯罪なのだという静かな怒りが込められている。憲法を政治に、暮らしに、世界平和に生かす武器として守り、活用したいと心底思った。

兄の「スパイ冤罪」を訴え続けて

秋間美江子さん死去　93 歳

2014 年 5 月 19 日、新宿・常圓寺にて

「“兄の冤罪とスパイの家族”の汚名を晴らして」と訴え続けてきた宮澤弘幸さんの妹・秋間美江子さんが、10 月 25 日、アメリカ・コロラド州ボルダーで永眠されました。40 年近く、家族とともに交流してきた山野井孝有さんは、秋間美江子さんの訃報を聞いて、関係者に次のようにメールで伝えました。

「秋間美江子さんと最後に言葉を交わしたのは、9 月 17 日午前 10 時、ボルダーからの電話でした。『山野井さん、何も食べられなくなったの……。山野井さん、兄のスパイの汚名を晴らすために一生懸命やってくれてありがとう。テレビ・新聞でも取り上げられありがとう。日本の皆さんありがとう……』。何度も繰り返し、蚊の鳴くような声で「ありがとう」と。美江子さんは、戦後 75 年の今もなお“スパイの妹”として異国のボルダーに暮らしてきました。もう二度と日本に来ることはできなくなってしまいました。コロナウイルス禍で私たちがボルダーに行くこともできません。戦争の残酷、悲惨さが、いまなお続いているのです。私はこれからも『戦争反対！』と叫び続けます。電話で話した長女・ヒロコさんと長男の妻・啓子さんの嗚咽が今も耳に残ります。

＊

夫・浩さんとともに、兄に対する「スパイ冤罪」を告発し、“スパイの家族”の苦悩を伝えて、秘密保護法阻止を訴えてきた秋間美江子さんの人生と努力を讃えて、ご冥福をお祈りします。　（事務局員一同）

多摩の一角にたたずむ「平和祈念碑」

「学徒出陣」の残酷を繰り返してはならない

伊藤　陽一（法政大学名誉教授）

多摩の経済学部キャンパスの入り口の芝生の中に、３つの大きな石塊からなる味わい深い構成物がたたずんでいる。戦後 50 年の 1995 年に経済学部同窓会が発起して建立を進め、翌 96 年 3 月 8 日に序幕され、法政大学に委ねられた平和祈念碑である。

碑には、「多くの学生が業半ばにして　軍や工場に動員され　学園と学問を放棄せざるをえない　不幸な時代があった　50 年前のことである　君たちは決して　そのような青春を送ってはならない　1995 年 8 月　法政大学経済学部同窓会」と刻まれている。碑の前のステンレス板には、英語とともに中国語、ハングル語で。

静謐の雪のひろがり、谷から吹き上がる桜の花びら、緑の丘陵を背景におく木々のざわめき、黄・紅色に染まる山々、坂道を走る枯落葉と晩秋の空に向かう木々。歩道を行き交う男女の学生たちの会話。

これを見ながら、戦地に散った卒業生の霊は癒されているのか。

この祈念碑の建立に熱意をもって奔走した特別委員長の根上淳（森不二雄）氏をはじめとするかなりが学徒出陣の経験者や学徒出陣者を身内に持つ関係者であった。碑の建立から 20 年後の 2015 年 5 月に同窓会は、平和祈念碑建立 20 周年記念として、『記念誌』を発行し、記念碑前で集まり、記念講演会と「学徒出陣」関係資料展を行った。集まりには亡き夫に代わって参加したペギー葉山さんの姿もあった。『記念誌』は、祈念碑建立時の特別委員でもあった加藤毅氏が寄せている一文をふくめて、記念碑の精神を受け継ごうとする意欲をうかがわせている。

創立以来の長い歴史の中で、自由を尊びリベラルな校風を持っていた法政大学も、満州事変、そして日中戦争以降の時期には、時の政府による取り締まりと大学運営への介入強化の中で、抵抗の手立てを失い、太平洋戦争開始には自ら、学生を戦地に送り出す戦時動員体制が支配するまでに至った。日本の植民地政策に資するための「大陸部」が設置され、後にＡ級戦犯になる大川周明がその部長にもなった。徴兵猶予期間が 1～2 年短縮されて満 19-20 歳になった学生の多くは疑いを持たず、文部省主催の神宮外苑の「出陣学徒壮行会」や各大学での壮行会によって戦地に送り出された。神宮外苑で東条英機首相は「御国の若人たる諸君が勇躍学窓より征途に就き・・・仇なす敵を撃滅して皇運を扶翼し奉る日は来たのである」と訓示し、学徒代表は「光栄ある重任に捧げ、挺身を以て頑敵を撃滅せん。生等もとより生還を期せず・・・」と答えた。学徒出陣の総勢は 10 万人を超えると推定され、法政大学からは少なくとも 3, 395 人－学部学科別では経済学部が最多で 1, 355 人－が学徒出陣し、694 人の戦死が確認されているという（2018 年現在：法政大学・大学史委員会・「法政大学と出陣学徒」事業の調査結果による）。

経済学部同窓会の手になる平和祈念碑の建立は、大学側での取り組みの初期に、力強い励ましとなり、現在に至る大学の在り方の基礎にある。大学側では、〇1990 年と 1991 年の阿利莫二総長の手になる戦没学徒への卒業証書授与、〇1993 年 12 月 1 日の阿利総長が 13 人の呼びかけ人に加わった「1993 年 12 月 1 日、学徒出陣５０年にあたって－私立大学総長・学長の共同声明」（全国 390 の 4 年制私立大学の総長・学長に賛同を呼びかけて約 7 割の 272 人から賛同を得た）、〇2013 年 12 月 16 日の増田壽男総長による「平和の誓い」発表、〇この間 2012 年から 17 年までの「学徒出陣」調査の取組があり、〇これに関する 2015 年の他大学を招いた公開シンポ、〇2017 年の最終報告会があった。平和擁護の基本精神は田中優子現総長時代にも引き継が

れている。

私の経済学部での在職期間は 1972 年 4 月から 2009 年 3 月までの 37 年間であり、退職後 11 年の今、経済学部 100 年のほぼ後半の 50 年を経験し観察したことになる。この時期、大学紛争、狭隘な市ヶ谷校地での行き詰まりを打開する経済学部と社会学部の多摩移転、これを期にした学部の諸改革があった。

それでも、私にとって最も感慨深いできごとは、全学校友会の一部幹部による校地購入不祥事件を嫌って設立された新生経済学部同窓会が、平和祈念碑の建立を達成したことであり、その 20 年後にこの碑の想いの継承を改めて誓った活動である。この活動は、繰り返すが、大学側の学徒出陣の掘り起こしとあいまって、今日の法政大学の基本精神の確認に寄与した。

現在と将来の経済学部の教職員関係者と在学生・卒業生は、この活動への想いをしっかり受け止めなければならない。根上淳氏は、経済学部同窓会にこだわりはなかったが敗戦後 50 年を期して早く建設したかったため、経済学部同窓会の活動としたという。そして、特に阿利総長や青木総長他の想いの実現であったことを考えると、大学全体にとって象徴的な動きであった。さらに同じ想いを抱く全国の出陣学徒関係者の心に響くものでもある。作成関係者自身がこの碑の不安定な形は意識的であると語っている。平和は不安定ななかに大事に守っていくものだ、という。経済学部、法政大学の関係者他がこの記念碑に込められた想いを深く受けとめ続けることを願いたい。

【経済学部同窓会編『経済学部創設１００周年記念誌』によせて　(2020 年 5 月記)】

****

総長メッセージ

日本学術会議会員任命拒否に関して

日本学術会議が新会員として推薦した 105 名の研究者のうち 6 名が、内閣総理大臣により任命されなかったことが明らかになりました。日本学術会議は 10 月 2 日に総会を開き、任命しなかった理由の開示と、6 名を改めて任命するよう求める要望書を 10 月 3 日、内閣総理大臣に提出しました。

日本学術会議は、戦時下における科学者の戦争協力への反省から、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」（日本学術会議法前文）ことを使命として設立されました。内閣総理大臣の所轄でありながら、「独立して」（日本学術会議法第 3 条）職務を行う機関であり、その独立性、自律性を日本政府および歴代の首相も認めてきました。現在、日本学術会議の会員は、ノーベル物理学賞受賞者である現会長はじめ、各分野における国内でもっともすぐれた研究者であり、学術の発展において大きな役割を果たしています。内閣総理大臣が研究の「質」によって任命判断をするのは不可能です。

また、日本国憲法は、その研究内容にかかわりなく学問の自由を保障しています。学術研究は政府から自律していることによって多様な角度から真理を追究することが可能となり、その発展につながるからであり、それがひいては社会全体の利益につながるからです。したがってこの任命拒否は、憲法 23 条が保障する学問の自由に違反する行為であり、全国の大学および研究機関にとって、極めて大きな問題であるとともに、最終的には国民の利益をそこなうものです。しかも、学術会議法の改正時に、政府は「推薦制は形だけの推薦制であって、学会の方から推薦いただいたものは拒否しない」と国会で答弁しており、その時の説明を一方的に反故にするものです。さらに、この任命拒否については理由が示されておらず、行政に不可欠な説明責任を果たしておりません。

本学は 2018 年 5 月 16 日、国会議員によって本学の研究者になされた、検証や根拠の提示のない非難、恫喝や圧力と受け取れる言動に対し、「データを集め、分析と検証を経て、積極的にその知見を表明し、世論の深化や社会の問題解決に寄与することは、研究者たるものの責任」であること、それに対し、「適切な反証なく圧力によって研究者のデータや言論をねじふせるようなことがあれば、断じてそれを許してはなりません」との声明を出しました。そして「互いの自由を認めあい、十全に貢献をなしうる闊達な言論・表現空間を、これからもつくり続けます」と、総長メッセージで約束いたしました。

その約束を守るために、この問題を見過ごすことはできません。

任命拒否された研究者は本学の教員ではありませんが、この問題を座視するならば、いずれは本学の教員の学問の自由も侵されることになります。また、研究者の研究内容がたとえ私の考えと異なり対立するものであっても、学問の自由を守るために、私は同じ声明を出します。今回の任命拒否の理由は明らかにされていませんが、もし研究内容によって学問の自由を保障しあるいは侵害する、といった公正を欠く行為があったのだとしたら、断じて許してはなりません。

このメッセージに留まらず、大学人、学術関係者はもとより、幅広い国内外のネットワークと連携し、今回の出来事の問題性を問い続けていきます。

２０２０年１０月５日

法政大学総長　田中　優子

核禁条約 来年1月発効

50カ国・地域が批准 条件満たす

「核兵器は非人道的で違法」

保有国や日本は不参加

核軍縮へ 流れ

朝日新聞
2020.10.26

３年前の 2017 年７月７日「七夕」の日、ニューヨークの国連本部で開催された「核兵器禁止条約の国連会議」は、国連加盟国 193 カ国の 63%にあたる 122 カ国の賛成（保留１、反対１）で、人類史上初の「核兵器禁止条約」を採択しました。

この条約が画期的なのは禁止内容です。「核兵器の開発、実験、生産、製造、保有、貯蔵を禁止」「核兵器の使用または使用するとの威嚇を禁止」「条約で禁じられた活動の援助、奨励、勧誘を禁止」「条約で禁じられた活動の援助要請、援助受け入れを禁止」「核兵器の配属、設置、展開を認めることを禁止」と、核保有大国やそれに追随する国が屁理屈をつけて正当化することを完膚なきまでに禁止しています。

そして前文は最後に「核兵器完全廃絶の呼び掛けに示された人道の諸原則を推進するための市民的良心の役割を強調し、またその目的のための国連、国際赤十字・赤新月社運動、その他の国際・地域組織、非政府組織、宗教指導者、国会議員、学術研究者、ヒバクシャの取り組みを認識し、以下のように合意した」と指摘しています。永年にわたって継続されてきた核兵器廃絶を求めるさまざまな運動を正確に評価しているのです。「人道の諸原則を推進するための市民的良心の役割」という言葉に感銘を受けます。

この核兵器禁止条約採択から３年を経た 10 月 24 日、ホンジュラスの批准で 50 カ国となり、来年１月 22 日に発効することになりました。原水爆禁止運動、3.1 ビキニデー運動、そして広島、長崎の被爆者たちの訴え、身近では広島原爆被爆者の一人として今も毎年 8 月には広島に行って原爆無残を訴えている関千枝子さんたちの努力が実を結んだのだと考えると、運動継続の大切さを思い知らされます。

「核兵器禁止条約発効」という事態になっても、日本政府は背を向けています。菅首相は 10 月 30 日の小池晃・日本共産党書記局長の質問に対して、「同条約に署名する考えはないが、引き続き立場の異なる国々の橋渡しに努め、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献する」と答えています。何たる戯言でしょうか。例えていえば「殺人犯と被害者の橋渡しをする」というようなものです。唯一の被爆国の政府が為すべきことは、核兵器禁止条約に署名・批准し、核保有国に対して断固として核兵器全廃を迫ることです。

10 月 29 日には、カナダ在住被爆者・サーロー節子さん、作家の平野啓一郎さんら 129 人が呼びかけた「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」運動のスタート集会が開かれました。この運動に注目し参加していきたいと考えます。　　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！⑳

公知を国の秘に、重罪に

『戦争と国家秘密法』

上田誠吉 3 部作の 1 作目。1985 年の国家秘密法案を廃案に追い込むため、同年 11 月初めから大車輪で究明・執筆に入り、翌 86 年 2 月に刊行。この「公知と秘密」の項で、初めて宮澤・レーン夫妻の冤罪が活字になる。これを読んだ米国在の宮澤弘幸の義弟・秋間浩が同年 11 月９日付上田宛書簡で、事件の深掘りを要請し、３部作と廃案運動での一石となり寄与した。

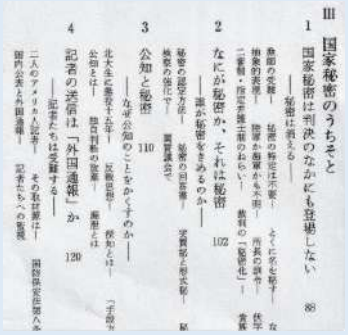

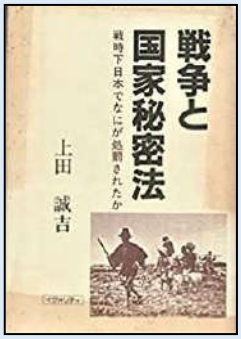

上田は、自由法曹団の弁護士。その目から戦争と国家秘密の結びつきを重層的・構造的に捉え、運動に活かす視点での著作活動に励んだ。いかなる人がいかなる理由で検挙・処罰されたのか、それら抑圧を可能にした法制と特高警察の手口とはどんなものだったのかなどの問題提起は普遍であり、そのまま宮澤・レーン夫妻冤罪の真相に迫り、現行秘密保護法・戦争法廃棄にかかる運動の支柱となって連なっている。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 51 号　2020 年 12 月 8 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

“12月8日の弾圧”を忘れるな！

79 年前の 12 月 8 日、宮澤弘幸とレーン夫妻ら 126 人（追加 15 人を含む）が、内務省指揮の「特高（特別高等警察）」によって一斉検挙された。この国家権力による弾圧は突然起きたのではない。荻野富士夫・小樽商科大学名誉教授は、「学問の自由と思想統制の歴史の行きついた先は一学生の冤罪逮捕」であったと次のように警鐘を鳴らしている。1933 年に起きた長野県教員赤化事件・小林多喜二虐殺・滝川事件、1935 年には美濃部達吉の天皇機関説事件、1939 年には河合栄次郎事件と弾圧が積み重ねられた。その上で、今裕北大総長は、1941 年の太平洋戦争開戦にあたって「国家の危急存亡の場合には学者と雖も剣を執って起たねばならぬ」と訓示したのだ（2020. 12. 8 付「しんぶん赤旗」）。

再び宮澤弘幸の残酷・無念を繰り返させないためにこそ、安倍政権を上回る菅政権の暴走を糺し、阻止しなければならない。

宮澤弘幸 顕彰・追悼墓参のお知らせ

２０２１年２月２２日、午後 1 時から新宿・常圓寺で行います。

なお、「北大・戦後世代をつなぐ卒業生の会」の集いは会場が確保できないことと、コロナウイルス禍の収束が見通せないため、開催を見送ることにしています。

「ファシズムへの道」を許すな！

「日本学術会議新会員任命拒否」は、レッド・パージの第一歩だ

安倍首相逃げ出し辞任後、9 月 16 日に就任した菅首相の「日本学術会議新会員６人の任命拒否」という暴挙が明るみにでた。これに対して、保阪正康氏は「サンデー毎日」2020 年 10 月 25 日号）で、「異端狩りを始めた菅政権―日本学術会議への人事介入は『レッドパージ』の再来である」と厳しく糺している。任命拒否された一人である加藤陽子東大教授は、「国民からの負託がない、宮僚による科学への統制と支配は、国民の幸福を増進する道ではありません」と静かにかつ断固とした抗議の声を上げている。

これに先立ち、戦後最大の人権侵害事件とされている「レッド・パージ」から 70 年目となった 7 月 28 日、「事務局たより」で、「新聞通信放送レッド・パージ 70 年―マスコミ関係労働者は沈黙したままでよいか？」を特集した。そして今、国家権力犯罪である「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を広める活動を通じて関心を抱いたレッド・パージについて、**『検証レッド・パージ 70 年　新聞の罪と居直り―毎日新聞を手始めに』**と題した冊子の刊行準備を進めている。

その過程で、毎日新聞でレッド・パージされた一人である嶌信正さん（当時政治部記者）の長男・嶌信彦さん（毎日新聞 OB ジャーナリスト）から、信正さんが遺してくれた貴重な資料が届いた。

新聞通信放送労働者のレッド・パージ反対闘争は残念ながら敗北した。しかし攻撃を受けた当初、心ある労働者たちの支援を受けて、弾圧被害者たちは「言論弾圧反対同盟」を結成して、企業の枠を超えて団結して、意気高くＧＨＱ・政府・経営者の暴挙に立ち向かった。困難な闘いへの敬意をこめて紹介する。

菅首相の陰険・狡猾極まるマスコミ懐柔・弾圧の真相を訴え、御用学者・右派メディアによる真実隠蔽・国民分断の言動を跳ね返す運動を巻き起こす時だ。

“レッド・パージ”と闘った新聞労働者の記録　嶌信正さん保存記録から

新聞のレッド・パージ被害者たちは「言論弾圧反対同盟」結成して闘った。左上から右へ「朝日班」「読売班」「毎日班」、下左から「共同班」「日経班」の闘争ニュース。下段右は、毎日班が作成したパンフレット

植村裁判札幌訴訟、最高裁上告棄却

植村隆・元朝日新聞記者の慰安婦報道を「捏造だ」と攻撃した櫻井よしこ氏と出版３社に対して、名誉棄損と訴えていた裁判で、最高裁は 11 月 18 日、不当な免責理由で上告を棄却した。敗訴とはなったが、櫻井氏らの主張は「真実」とは認めず、植村氏に対する名誉棄損は認めたのだ。「真相を広める会」は、植村さんが朝日新聞北海道支社時代、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」について、朝日新聞紙上で報道したことに感謝して、札幌・東京訴訟を支援してきた。東京訴訟も同様な結果が予測されるが、裁判闘争の中で櫻井氏は「捏造」の根拠を示すことができなかった。「捏造記者」攻撃に断固として戦い、現在は韓国カトリック大学客員教授、「週刊金曜日」発行人として、日韓親善と真のジャーナリズム実践の先頭にたって活動している植村さんを今後も支援していきたい。今回の最高裁決定に対する「植村裁判を支える会」と「植村裁判札幌訴訟弁護団」の声明を紹介する。

歴史を裏切る判決許さず

2020 年 11 月 26 日　植村裁判を支える市民の会

「国賊」「売国奴」。過去を直視する言論・報道が暴力をも示唆する卑劣なバッシングにさらされる。そのような社会であってはならない――。植村裁判支援に結集した市民が共有した思いである。植村隆氏の朝日新聞記事を根拠なく「捏造」と断じ、バッシングを呼び起こした櫻井よしこ氏らに名誉毀損の法的責任を求めた札幌訴訟は 18 日、最高裁の上告棄却によって一区切りがついた。結果は「敗訴」でも、私たち市民の思いはいささかも揺らいでいない。

「慰安婦」として旧日本軍によって屈辱的な戦時性暴力にさらされた朝鮮人女性、金学順さん（キム・ハクスン、故人）の無念を伝える記事であった。櫻井氏らの言説は、卑劣な集団的セカンドレイプと言うべき社会現象を引き起こしたにもかかわらず、「公益性」「真実相当性」を理由に免責した判決は、旧日本軍に慰安婦とされた金さんはじめ多くの女性たちの魂の叫びをもかき消した。

判決は櫻井氏らの主張を「真実」と認定せず、植村氏の社会的評価を低下させる名誉毀損に当たるとした。免責の理屈はどうあれ、記事を「捏造」と断じた根拠を櫻井氏らは全く示すことができなかった。櫻井氏がジャーリストを自称するのであれば、「捏造記者」の汚名は櫻井氏こそが引き受けるべきであり、勝ち誇ることは許されない。

旧日本軍慰安婦問題をめぐる事実に基づかない櫻井氏の主張を、「真実相当性」のハードルを下げることで、札幌地裁、同高裁、そして最高裁は容認した。このことが「司法のお墨付き」と解され、歴史的事実を無視した誹謗中傷を引き起こさないかと私たちは恐れる。すでにその兆候が見られる。

新宿・常圓寺で山野井孝有さんを取材した
朝日新聞北海道支社当時の植村隆さん
＝2014 年 1 月 24 日

西岡力氏らを名誉棄損で訴えた東京控訴審で
控訴を棄却した東京高裁に対する抗議集会
＝2020 年 3 月 3 日、東京高裁前で

こうした禍根を将来に残さないためにも、歴史修正主義との闘いを継続する責任を私たち市民は負っている。重い責任ではあるが、あるべき社会を目指す新たな一歩をあすから踏み出す決意を表明したい。

裁判支援を通して多くの出会いが生まれた。2015 年 2 月の提訴以来、札幌での報告集会は 17 回を数える。多彩な講師を迎え、金学順さんの生前の肉声にも触れた。戦時性暴力の加害責任と私たちの社会はどのように向き合っていくべきか、学びを深めたことは闘いが獲得した成果である。植村氏は国内外を講演行脚して支援の輪を広げ、カンパは世界中から寄せられた。この６年近くに及ぶご支援に心から感謝しつつ、残る東京訴訟の最高裁決定を注視したい。

最高裁判断を踏まえての植村弁護団声明

2020 年 11 月 26 日　植村裁判札幌訴訟弁護団

植村隆氏が櫻井よしこ氏らを相手取った名誉毀損訴訟で、最高裁判所第２小法廷は去る１１月１８日付で上告棄却・上告不受理決定を出しました。

これによって、櫻井氏が植村氏の記事を「捏造」と書いたことが名誉棄損に当たることを認めつつも、「捏造」記事と信じたことに相当の理由があるとして櫻井氏を免責した札幌地裁判決（２０１８年１１月９日付）が確定しました。

この札幌地裁判決は、「従軍慰安婦とは、太平洋戦争終結前の公娼制度の下で戦地において売春に従事していた女性などの呼称のひとつ」などと、河野談話をはじめとする政府見解にも反する特異な歴史観をあからさまに示した上で、櫻井氏による名誉毀損行為を安易に免責した不当判決にほかなりません。札幌高裁判決もこれを追認しました。

最高裁がこれまで幾多の判断で営々と積み上げてきた名誉毀損の免責法理を正当に適用せずに、植村氏への直接取材もしないなど確実な資料・根拠もなく「捏造」と決めつけた櫻井氏を免責する不当判決を追認してしまったことに、強い憤りを覚えるものです。

とはいえ、札幌訴訟の一連の司法判断は、「捏造」と決めつけた櫻井氏の表現行為に真実性を認めたものではなく、むしろ、札幌地裁判決でも「継父によって人身売買され慰安婦にさせられた」という櫻井氏の表現が真実であると認めることは困難である旨を認定しています。

また、櫻井氏自身も、元慰安婦の１人が日本政府を相手取った訴状には「１４歳の時、継父によって４０円で売られたと書かれている」と真実に反することを述べていたことを被告本人尋問で認め、産経新聞とＷｉＬＬに訂正記事を出さざるを得なくなりました。

何よりも、植村氏が敢然と訴訟に立ち上がったことによって、櫻井氏による一連の「捏造」表現を契機とした植村氏への激しいバッシング、同氏やその家族あるいは勤務先だった北星学園大学に対する脅迫行為を止めることができました。

私たちは、こうした成果を確信するとともに、植村氏の訴訟をこれまで支援してくださった皆さまに対し、心からの感謝を申し上げます。

そして、植村氏の東京訴訟の勝利のために引き続き連帯を強めることを決意するとともに、二度とこのような人権侵害が繰り返されることのないよう、取り組みを続けていく所存です。

（植村裁判を支える市民の会ＨＰから）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！㊿①

79 回目の 12 月 8 日

『白堊館の人たち』

宮澤弘幸とレーン夫妻らが冤罪で検挙された 12 月８日がやってくる。今年はポーリン・レーンの手記が見つかり、３人の検挙が早朝の同時刻ではないことが明らかとなった。そこで見直されるのが『白堊館の人たち』（村田豊雄著）の記述。「その日の午後、M君は蒼白な顔をして学部に現われ、又去って行った」とあり、これから推すと、この後での検挙になる。

北大工学部旧校舎「白亜館」（古い絵葉書から）

M君は宮澤弘幸に他ならない。村田は、北大工学部事務室の書記（会計係）で、学部での風景を書きとめ定年後に刊行した。M君については別の場面でも人となりを映しとっている。午後の検挙には疑問符というのが通説で、村田の描写は影が薄かったが、通説の方が思い込みだった。蒼白とは身に迫る危険を察知してのことだろうか、余のことは記されていない。思い込みを排することの大切さを教えてくれる。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

追悼　秋間美江子さん　2020 年 10 月 25 日死去　93歳

山野井孝有さんが関係者に送った訃報メール　　2020 年 10 月 29 日　12：36

みなさま

秋間美江子さんが、10 月 25 日、アメリカ・コロラド州ボルダーで永眠されました。93 歳でした。

私が秋間美江子さんと最後に言葉を交わしたのは、9 月 17 日午前 10 時、ボルダーからの電話でした。美江子さんの長女・ヒロコさんから「母が、どうしても山野井さんに電話したいと言うので電話しました。母に代わります」

美江子さんは、「山野井さん、何も食べられなくなったの……。山野井さん、兄のスパイの汚名を晴らすために一生懸命やってくれてありがとう。テレビ・新聞でも取り上げられありがとう。日本の皆さんありがとう……」

何度も繰り返し、蚊の鳴くような声で「ありがとう」と。再び代わったヒロコさんに、この日の午後、娘と息子が来るので午後１時に電話してほしいと伝えました。娘と息子が同じ日に私の家に来ることは稀です。「虫が知らせた」とはこの事でしょうか。午後１時、ボルダーからの電話で娘と息子も美江子さんと話すことが出来ました。何か危篤の知らせを受けた親族と最後の面会のようでした。

美江子さんは、戦後７５年の今もなお“スパイの妹”として異国のボルダーに暮らしてきました。もう二度と日本に来ることはできなくなってしまいました。コロナウイルス禍で私たちがボルダーに行くこともできません。

戦争の残酷、悲惨さが、いまなお続いているのです。私はこれからも「戦争反対！」と叫び続けます。電話で話したヒロコさんと長男の妻・啓子さんの嗚咽が今も耳に残ります。

秋間美江子さん死去

「スパイの家族」に苦しむ

秘密保護法 廃止訴え

日米が開戦した1941年12月8日にスパイ容疑で逮捕され、戦後27歳で亡くなった元北海道帝大生の兄、宮沢弘幸さんの無実を訴えてきた秋間美江子さんが、移住先の米国で亡くなった。93歳だった。いわれのない「スパイの家族」の汚名に生涯苦しんだ。「こんな悲しい家族をもうつくらないで」と常々訴えていた。【青島顕】

最後の来日となった2016年12月、取材に答える秋間美江子さん＝新宿区で

東京生まれ。秋間さんによると、14歳で女学生だった41年、警官数人が突然家に上がり込み、外国語の本やレコードを壊した。尾行され、石を投げられたこともあったという。

理由は兄。進学して札幌にいた兄は当時の軍機保護法違反に問われて特高警察に逮捕された。米国人講師夫妻に情報を漏らしたとされたが、主な容疑は公然と知られていた海軍飛行場の場所を教えたことだった。懲役15年の判決で服役。戦後「骨と皮」のようになって出獄、2年もたたずに結核で亡くなった。

18歳の宮沢弘幸さん＝遺族提供

兄の死後も一度付けられた烙印におびえ続け、65年に夫とともに米国に移住した。

80年代後半に体験を語り始め、国家秘密法案（廃案）の再提出に反対。2013年の特定秘密保護法成立を危惧し、14年に病身を押して来日。札幌や東京で講演して「自分と同じように苦しむ人をつくってはいけない」と国が「秘密」を決める恐ろしさを訴え、同法廃止を訴えた。16年にも来日した。

家族ぐるみで付き合った千葉市の山野井孝有さん(88)は「気力でお兄さんの汚名をそそごうとした。もう少し生きてほしかった」と話した。

2020年10月30日　毎日新聞

悼む

封印解いた「悲しい家族」

秋間 美江子さん 兄の無実訴え長年活動　10月25日死去・93歳

会うたびに、よく笑い、よく語り、そして最後には泣き出した。それは波乱の人生そのものだった。

東京の裕福な家庭に生まれたが、14歳で運命が暗転する。1941年12月の日米開戦の日、北海道帝国大生だった8歳上の兄宮沢弘幸さんが特高警察に逮捕された。数日後、警官に家を土足で踏み荒らされた。外出すると黒い影がつきまとうように感じ、「非国民」と石を投げられた。

兄は旅行中に聞いた軍事施設の話を米国人英語講師のレーン夫妻にしたとして軍機保護法違反に問われ、懲役15年の判決を受け服役した。「レーン・宮沢事件」と呼ばれる。敗戦後に同法が廃止され、兄は骨と皮の「薄い体」になって帰ってきたが、肺結核で47年2月に27歳で亡くなった。

＝伊藤直孝撮影

兄の話したことは一般に知られたことだったが、どこまでが秘密か分からない法の下で疑心暗鬼になった人々に「スパイとみなされると、消すことは難しかった。心に刻まれた「スパイの家族」のレッテルは戦後も消えなかった。美江子さんは結婚して夫の仕事で米国に移住して、「救われた」と思ったという。

80年代に国家秘密法案（廃案）が持ち上がると、約40年間の封印を解いた。日本に来て人前で兄の名誉回復を訴えるようになった。87歳だった2014年には何回ものがん手術を受けた体で来日。東京や札幌で講演し、軍機保護法との類似点を指摘された特定秘密保護法の廃止を訴えた。

「もう悲しい家族をつくらないで」。何度もそう言った。記憶を呼び起こすことはつらかったはずだ。話すうちに顔を紅潮させ、その後部屋にこもったこともある。秘密法制の怖さを身をもって教えてくれた人だった。【青島顕】

2020年12月7日　毎日新聞

北海道のレーン・宮沢事件

兄は特高にとらわれた

「スパイ」の呪縛70年

毎日新聞 2014 年 6 月 15 日・朝刊 <ストーリー>

５月も半ばとはいえ、北国はまだ肌寒かった。早朝６時すぎ、札幌市の円山墓地に米国在住の秋間美江子さん（８７）の姿があった。その白い御影（みかげ）石の墓碑には、「ＬＡＮＥ」とあった。「また来ました」。７０年前にあったつらい思い出が浮かんでは消えた。帽子の造花を取って、墓の前に手向けた。

日米開戦の１９４１年１２月８日のことだ。美江子さんの兄、宮沢弘幸さんは北海道帝国大２年の時、この墓に眠る米国人英語教師のレーン夫妻とともに、思想警察、特別高等警察によって軍機保護法違反で連行された。「レーン・宮沢事件」である。弘幸さんは軍の秘密をレーン夫妻を介して米国に流したとされるが、「秘密」とされたことは当時既に周知の事実だった。

無実を訴えた弘幸さんだったが、確定判決は懲役１５年。網走刑務所に送られた。敗戦で釈放され、静岡の疎開先に戻ったときは骨と皮だけになっていた。１年半後、病死した。亡くなる前「何があったか書く」と訴えたが、かなわなかった。

「スパイの家族」とされた者も塗炭の苦しみを味わった。特高の影におびえ、石まで投げられた。戦後も心の傷は消えなかった。美江子さんは移住した米国でやっと安息を得た。けれども時に恐怖がよみがえる。

札幌を訪れたのは、兄の母校であり悲劇の舞台となった北大で、事件を知る最後の証言者として昨年成立した特定秘密保護法の廃止を訴えるためだった。講演の終盤。参加者から家族の苦労を尋ねる質問が出たときだった。美江子さんの顔がみるみるうちに真っ赤になり、涙があふれた。「もう誰にも会いたくない」と宿舎にこもった。

事件から７０年以上が経過するというのに、呪縛はいまだに解けていない。

◇日本離れ「救われた」

「今だって、こんな悲しい話はやめてしまいたいの。思い出したくはないんです。一度スパイの『色』をつけられてしまうと……」

秋間美江子さん（８７）は話す。２２歳の北海道帝国大生だった兄、宮沢弘幸さんが札幌で特別高等警察に連行されたのは１９４１年１２月８日。その数日後の出来事は脳のひだに染み込んでいる。

美江子さんは当時、１４歳の女学生。東京・初台の自宅で、下の兄と留守番をしていた。突然、警官がなだれ込んできた。棒で天井を突き回し、手当たり次第に外国語の本を破り、レコードを壊した。「そんなに大人数でないはずなのに７人も８人もいるような気がして泥棒より怖かった。ぶるぶる震えていました」

「秘密保護法が通ったというのに、なんでみんなは無関心でいられるのかしら……」。秋間美江子さんの表情は暗かった
＝東京・西新宿にある宮澤家の菩提寺・常圓寺で、小川昌宏撮影

幸せだった生活は一変した。いつも後をつけてくる黒コートの男の存在に気づいた。友人と入ったあんみつの店から出た時、定期券を忘れて家に戻ろうとした時……。どこから伝わったのか、何者かに石を投げられたこともあった。工場勤務の父に連れられ、一家は住まいを転々と変えた。

次兄晃さん（故人）は、学徒出陣の壮行会で在校生代表として送別の辞を読み上げるはずだった。けれども直前になってはずされた。「スパイの弟」というのが理由だった。

弘幸さんが収監された網走刑務所を母とくさんと何度も訪ねたが、面会はかなわなかった。待遇を少しでもよくしてもらいたくて、看守に渡す酒の一升瓶を落とさないように持つのは自分の役目だった。とくさんが窓越しに弘幸さんの姿を見つけたのか、「あっ、ヒロちゃんが生きていた」と声を上げたことがあったが、美江子さんには見えなかった。

予定の期日に帰京できなかった時は、「無断で欠席した」として校庭に立たされた。人の視線が痛かった。

戦争が終わってやっと帰ってきた「お兄ちゃま」と対面した。結核にかかり衰弱していた。兄が潜り込んだ布団はぺしゃんこで、人が寝ているとは思えないほどだった。そして４７年２月、無念の死。

「スパイの家族」の汚名は、兄の死後もついて回った。いくつかの縁談があった。婚約まで決まったが、相手の親が「お兄さんは刑務所にいたことがあるんですね」と言い出して立ち消えになったこともある。

東京で会社勤めをしていた５０年秋。弘幸さんを弔うため母と２人で網走に旅をした。帰途、文部省（現文部科学省）に勤めていた秋間浩さんと知り合った。２人は５年後に結婚した。東京の郊外でひっそり暮らした。だが、暗い記憶が頭から離れることはなかった。

６５年に浩さんが米商務省に技官の職を得た時は「救われた気がした」。一家で米西部コロラド州ボルダーに渡った。ロッキー山脈ふもとの町だ。もう「スパイの家族」と呼ばれる心配はない。米国籍を取った。日本国籍を捨てることで、「兄の記憶をコンクリートで閉じ込めることができた」はずだった。あの日、１本の電話を受けるまでは……。

米国生活が２０年を超えた８６年のことだった。未明に自宅の電話の呼び出し音が鳴った。「朝日新聞のヤブシタ」と名乗る相手は「お兄さんのことを聞きたい」と言った。心がざわついた。

電話の主は朝日新聞編集委員の籔下彰治朗さん（故人）だった。東西冷戦下の当時、自民党がスパイの取り締まりを強化するために、前年に廃案になった国家秘密法案を再提出する準備を進めていた。籔下さんは法案の危険性を訴える記事を書こうとしていた。取材の過程で、北大を舞台にしたレーン・宮沢事件を知った。限られた資料を読み解き、軍機保護法が定める「秘密」が拡大解釈された末の「冤罪（えんざい）」と確信するようになったという。

宮沢家の人たち。 左から美江子さん、父雄也さん、弘幸さん、晃さん、母とくさん。弘幸さんが北大予科時代の1938年1月撮影

在りし日のハロルド（右）、ポーリン・レーン夫妻。戦前に撮影された（いずれも山野井さん提供）

籔下さんは続けた。「いま、あなたが話さなかったら、誰も話す人がいないんですよ」。籔下さんの妻令子さん（８１）は「日本中を回ってもなかなかしゃべってくれないんだ、とよくこぼしていました」と振り返る。戦争中のスパイ事件の証言者をようやく見つけても皆、「国賊」「非国民」という当時の烙印（らくいん）にいまだにおびえていた。

確定判決の重さからいえば、レーン・宮沢事件は、

２人が刑死したゾルゲ事件（４１年）に次ぐスパイ事件だった。だが、籔下さんは「つくられた事件」と言った。当事者の関係者で存命中なのは美江子さんぐらいしかいなかった。心の中のコンクリートの壁にひびが入った。

美江子さんは久しぶりに日本に戻り、取材を受けた。兄の事件を解明してほしい気持ちがある一方で、ためらう気持ちがどこかにあったという。

レーン・宮沢事件の記事がいくつかのメディアに掲載された。弁護士ら有志の人たちが調査に乗り出した。弘幸さんが米国人のレーン夫妻に漏らしたとされる軍港、飛行場などの「秘密」はどれも地図に掲載されていたり、絵はがきとして販売されていたりするなど一般に知られた話で、後付けで「秘密」とされたことが明らかになった。世論も「秘密」の危うさをかぎ取った。戦争の記憶がまだ風化していなかった頃だった。結局、自民党は国家秘密法案の再提出を断念した。

戦後、事件との関わりを避けていたのは、ハロルドとポーリン・レーン夫妻も同じだった。

ハロルドさんは２０年代初め、北大予科に英語教師の職を得て札幌に来た。宣教師の家に生まれ家族と札幌に住んでいたポーリンさんと結婚し、２人で教壇に立った。日米関係が悪化して戦争の影が迫る中、周囲から帰国を勧められてもとどまった。毎週金曜日の晩、官舎を学生たちに開放し、英語で会話を楽しんだ。

弘幸さんは夫妻を慕い、足しげく通った一人だ。そして運命の日米開戦の日、３人は特高警察に連行された。翌日の地元紙には「スパイ網一挙に覆滅」の見出しが躍った。

４３年春に確定した判決は、弘幸さんとハロルドさんが懲役１５年、ポーリンさんは懲役１２年。ただレーン夫妻については同年９月、抑留者を引き渡す最後の日米交換船に乗って帰国した。

レーン夫妻は戦後、５１年春、北大に招致されて再び日本に戻った。２人はまず東京へ足を運んだ。宮沢家を訪ねるためだった。

美江子さんは、２人が抱えた「大きな白い花束」が強く印象に残っている。けれども母とくさんは２人を家に上げなかった。「ああ、レーンさんですか、お帰りください」。

息子は２人のいいかげんな供述で重罰に巻き込まれたと固く信じていた。事件はともに苦しみを負わされた人たちのつながりをズタズタに切り裂いていた。失意をあらわに帰って行く夫妻を、美江子さんは追いかけた。

英語で話しかけると、ハロルドさんが日本語で答えた。「ウソ、イイマセンデシタ。ウソ、カカレマシタ」。日本語で懸命に、捜査当局による調書の捏造（ねつぞう）を訴えた。だが、美江子さんも当時、その言葉を心から信じられないでいた。そのことを今も悔やんでいる。

夫妻は戦後も札幌の学生たちを家に招いた。しかし、当時の学生たちは「スパイ事件の話など聞いたことがない」と話す。戦後の教え子たちの多くは、夫妻が亡くなってから事件のあらましを知ったという。

ハロルドさんは６３年に７０歳で、ポーリンさんも後を追うように３年後に７３歳で亡くなった。事件のことについては沈黙を守った。

美江子さんは夫妻の心を推し量る。「思い出したくなかったんじゃないかしら。誰だって、そんなこと……」

ただ、ポーリンさんが、封印してきた一片の記憶を明かした相手がいた。札幌市西区に住む今村美代子さん（９７）だ。

美代子さんの夫勝弘さんは戦前、ハロルドさんから英語を学び、夫妻から「今坊（いまぼう）」と可愛がられた。陸軍大学校を出て情報将校となり、戦後まもなく病死した。女手一つで４人の子を育てる美代子さんは、夫妻から衣類を贈られるなど支えられたという。

ポーリンさんが晩年、乳がんで入退院を繰り返していた頃、美代子さんを呼び寄せ、ある秘めていた話を伝えた。４３年、日米交換船に乗るため北海道の刑務所を出て横浜に向かう途中、勝弘さんに世話になったというのだ。

青函連絡船で青森に着いた時、たまたま乗り合わせた勝弘さんが夫妻の元に駆け寄った。ハロルドさんは髪が真っ白になり、ひどく衰弱していた。上野に向かう列車に乗る前、勝弘さんは乗務員に身分を明かし「恩人だから、私の寝台で休ませてやってほしい」と申し出た。横浜の港で船に乗ると、岸壁から勝弘さんが敵であるはずのレーン夫妻にずっと手を振ったという。

「レーンのおばさん（ポーリンさん）は戦時中のことは絶対口になさらなかった。差し障りがある人が出てくると考えていたのでしょう。体が弱って最後に私には話しておきたいと思ったのでは」

◇「一人でも多く伝えたい」

あの時代、レーン夫妻の周囲ではほかにも不可解な「弾圧事件」が起きていた。当時のカトリック教会で

北海道大での講演会で、美江子さんは当時の話を思い起こし涙が止まらなくなった
＝札幌市北区で５月６日、青島顕撮影

札幌教区長だった戸出常刀（たてわき）神父の事件もその一つ。

プロテスタントだったレーン夫妻が捕らわれた後、札幌市内にあったカトリック病院の看護師たちが、教義を超えてハロルドさんの父らの面倒を見た。責任者の戸田神父の判断とみられる。翌４２年３月、その戸田神父が特高警察に連行された。軍刑法違反容疑だった。同僚を前に戦況の悲観論を語ったことが「造言飛語」の罪に問われた。３カ月後、無罪判決を受けた。その後、横浜教区長に転じたが、終戦３日後の４５年８月１８日に何者かに射殺された。

戸田神父をよく知る聖園（みその）イグナチア（旧名・大橋道子）さん（１０２）が新潟市内で療養生活を送っている。１９歳の時、東京・麻布の教会で洗礼を受け、そこで会った１０歳ほど上の戸田神父を兄のように慕っていた。「真っすぐで聡明（そうめい）で、思った通りをおっしゃる方でした」。誠実であるがゆえに平穏に生きられない時代だった。

造言飛語罪に当たるとされたのは＜今こそ日本が戦争に勝っているが、米英は強国だから将来はどうなるか分からない＞という発言だった。自分の考えを述べただけだが、その法を扱う者たちの胸三寸で黒白が分かれる。その構図はレーン・宮沢事件と同じだ。そして、戸田神父の受難もやはり、忘れ去られている。

特定秘密保護法が今年中に施行される。政府の決めた「特定秘密」を漏らしたり、不正に取得したりした者に最長懲役１０年を科すというものだ。安倍晋三首相は昨年１２月、法の成立を受けた記者会見で「一般の人が巻き込まれることはない」と繰り返した。

弘幸さんやレーン夫妻が罪に問われた改正軍機保護法が成立した１９３７年当時も、政府は国会審議で「不正手段をもっての秘密収集を罰するの意味であります」と述べ、仮に軍事秘密であってもたまたま知った程度なら罰せられないことを強調していた。その後、法律はどう運用されたか--。

美江子さんの父雄也さんは５６年に亡くなり、母とくさんは８２年、移り住んだ米国で死去した。事件について語ろうかどうか迷っていたときに背中を押してくれた夫の浩さんは９６年に他界した。事件の最後の生き証人となり、１人で異国に暮らす美江子さんは、秘密保護法が成立したと聞き、今年２月、弘幸さんの命日に合わせて来日、集会などに出席した。「聞くことも自由で話すことも自由。そんな国になってほしいから」。けれども閉じ込めてきた記憶を引き出して語るたび、心も体も痛めてしまう。がんの手術を５度経験し、心臓の調子もよくない。命を削って、自身の体験を訴えているように見えた。

帰国の日が訪れた。５月２０日、成田空港の薄暗い出発ロビー。「また来るからね」。美江子さんは車椅子に乗ったまま、友人たちの肩に一人一人手を回した。何度も投げキスをしていた美江子さんの姿が空港の壁の向こうに消えた。見送りに来た友人の山野井孝有（たかゆき）さん（８２）が、不意に顔を右手で覆った。「また来る」という美江子さんのけなげな言葉が胸に迫ったのだ。

今月１２日夜、米国の美江子さんから電話があった。「どうしてももう一度日本に行きたい。一人でも耳を傾けてくれる人と会いたい」。声に張りが戻っていた。

弘幸さんらの名誉回復を求める声はある。しかし、終戦時の混乱で捜査、裁判資料のほとんどは処分されている。

◆今回のストーリーの取材は、

青島顕（あおしま・けん）（東京社会部）

1991 年入社。西部本社整理部、佐賀支局、福岡総局、水戸支局次長、内部監査室委員などを経て、2011 年４月から社会部で特定秘密保護法などを取材している。

宮澤弘幸と「スパイの家族」とされたままの人々

宮澤さん一家。右から、とく、晃、弘幸、雄也、美江子さん。宮澤弘幸さんは、1937 年 4 月に北海道帝国大学予科に入学しているので、迎えた 1938 年正月に撮影されたのではないかと思われます。家族全員がそろった写真は、ほかには見当たりません。

宮澤雄也さん　1890(明治 23).1.25～1956.4.14

宮城県出身、旧伊達藩士の血筋を引く。工学院から早稲田大学を出て横浜電線、ほどなく藤倉電線（1885 年創業の大手）へ。社長に見込まれてドイツへ留学。技術畑で実績を上げ、敗戦前後には藤倉電線富士工場の工場長でした。戦後定年退職。子会社・弘電社社長を務めました。享年 65。

とくさん　1895(明治 28)7.21～1982.

父親は近江商人の血を受け継いで、横浜で生糸を扱って成功した松浦吉松さん。戦後のとくさんは、貸本屋をはじめ現金収入の得られるものなら何でも取り組む才気煥発でした。老後、浩・美江子さんが住むボルダーに近いデンバーに移住し死去。享年 86

弘幸さん　1919(大正 8).8.8～1947.2.22　享年 27

雄也、とくさんの次男（長男は 0 歳で夭逝）

豊多摩郡代々幡 175（現在の代々木あたり）生。1932 年山谷小学校（小田急線・参宮橋そば）、東京府立第六中学校（現・新宿高校）入学。２年～５年級長、５年間皆勤。器械体操、水泳、柔道初段。英・国・数の成績良く５年間通し 250 人中 5～18 番。学籍簿に「志操堅固」。また幼少から弟妹一緒に英語の個人教育を受け、読書好きで快活でした。1937 年府立六中卒。第一高等学校理科甲類受験失敗。北大予科甲類合格。全学的学友会「文武会」理事。1938 年フォスコ・マライ―ニと出会う。1939「ソシエテ・ドュ・クール」参加。1940 北大工学部電気工学科へ進学。1941.5 満鉄月刊誌「満鉄グラフ」に「大陸一貫鉄道論」載る。同月、千葉県習志野の陸軍戦車学校の機械化訓練講習会に参加。6 月海軍依託学生試験合格、月 45 円の手当受給。そして 12 月 8 日……。

晃さん　1924(大正 13).3.31～1964.

慶応義塾大学から学徒動員で海軍航空隊パイロット。前年 1943.10.21、明治神宮外苑競技場での出陣学徒壮行大会で在校学徒代表として「壮行の辞」を述べる予定が弘幸の弟と知られ外される。戦後復学して藤倉電線から三井物産へ。長崎原爆直後、被災調査の上空飛行で被爆し白血病に。1964 死去。享年 40

美江子さん　1927(昭和 2).1.27～2020.10.25 享年 93

大妻女子専門学校から津田塾で学ぶ。戦後、兄弘幸を慰労する旅の途中、阿寒湖で秋間浩さんと出会い、のち結婚。浩さんの転職でアメリカ中西部コロラド州ボルダーへ移住しました。

宮澤弘幸さんの青春

秋間美江子さんが保管していた写真

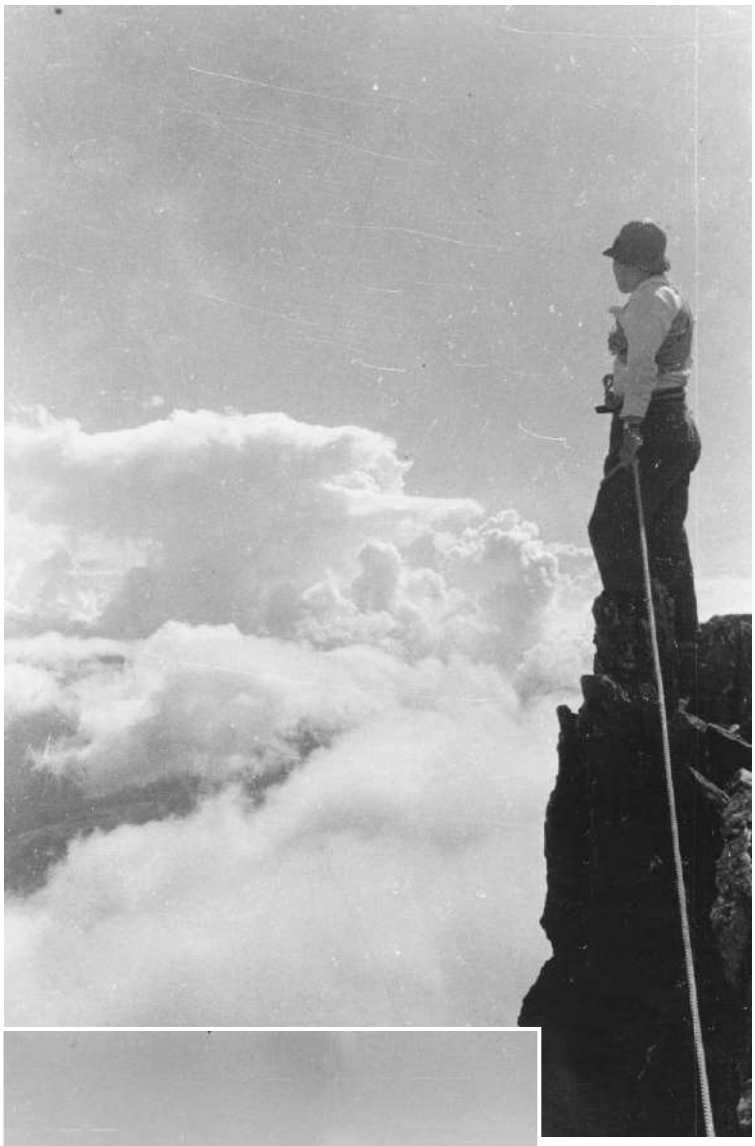

北海道を訪問した秋間さん夫妻

1985 年 6 月、通常国会に「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」（スパイ防止法）が上程され、反対運動が急速に盛り上がった。この法案は廃案となったが、引き続き策動は続いていた。来日してそれを知った秋間浩さんは、上田誠吉弁護士に手紙（1986 年 11 月 9 日付）を送り、「スパイ防止法」への不安と、妻・美江子が宮澤弘幸の妹であることを伝え、宮澤事件の解明を要請した。これが契機となって、秋間夫妻は国家秘密法反対のために、何度も来日して集会などで訴えた。

2013 年、秋間美江子さんから山野井孝有さんに手書きの説明がついた写真が届いた。日付はなかったが、上田誠吉弁護士はじめ関係者たちとの当時のさわやかな交流の様子が伝わってくる。

美江子さんのメモによると、上の写真は、左から郷路征記、上田誠吉、秋間浩、美江子、小沢保知、鎌内恵子、当時の北大総長のみなさんと書かれている。

北海道大学は、2014 年 5 月 7 日、三上隆副学長が、秋間美江子さんと真相を広める会代表との交渉に応じ、「宮澤事件へ冤罪であった」、「宮澤弘幸の精神を伝えるために『宮澤賞』を創設する」と回答した。

交渉日の前日の６日、宮澤弘幸さんに対する「スパイの汚名」を晴らすために、秋間美江子さんを支え続けた山本玉樹さん（右）と山野井孝有さん＝2014 年 5 月 6 日・札幌の北大近くで。

秋間美江子さんが日本で訴え、活動した記録

札幌で秋間美江子さんを囲む夕べ

2012 年 10 月 23 日夕、札幌で、秋間さんゆかりのみなさんが集まって、旧交を温めた。この夕べが翌年１月の「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成の端緒となり、2013 年の秘密保護法反対運動のスタートとなった。

＜参加者＞　秋間美江子、山野井孝有、井上勝生（北海道大学名誉教授）井上高聡（北海道大学大学文書館）山本玉樹（北海道大学名誉教授）井上雄一（北海道新聞記者）岩本勝彦（弁護士）郷路征記（弁護士）庄司清彦（ＮＨＫ記者）沼田勇美（北海道大学総合博物館）坂本和昭（坂本商事社長）夫妻、沼田勇美、刈谷純一（毎日ＯＢ）根岸正和（毎日ＯＢ）伊藤直孝（毎日新聞北海道記者）（敬称略・順不同）

北海道大学に兄のアルバムを贈呈

2012 年 10 月 24 日、秋間美江子さんは山野井孝有、山本玉樹両氏と一緒に北大を訪問。新田孝彦・副学長、白木沢旭児・教授、井上高聡・北大文書館員と会い、兄・宮澤弘幸の遺品アルバムを贈呈した。その上で、兄の退学処分の撤回と名誉回復を求めが、北大は「調査したい」と回答した。このアルバム寄贈は、北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞、ＮＨＫが取材し報道した。

東京で北大訪問報告集会開く

2012 年 11 月 12 日、宮澤弘幸が眠る新宿・常圓寺内会議室で「北大生・宮澤弘幸さんの悲劇を繰り返させないために一秋間美江子さん・山野井孝有サン北海道大学訪問報告会」を開催した。

北大でこの問題の真相を糾明する活動を継続していた山本玉樹・北大総合博物館研究員はじめ、元北大生・梁田政方さん、治安維持法国賠同盟中央本部・藤田廣登さん、上田誠吉弁護士とともに宮澤・レーン事件を調査してきた藤原真由美弁護士、国民救援会中央本部・山田善二郎さんら約 30 人が参加した。

宮澤弘幸追悼･顕彰のつどい

つどいで発言する秋間美江子さん。
下はつどいの前に墓参した秋間さん。

宮澤弘幸命日の 2014 年 2 月 22 日、秋間美江子さんが出席して、新宿・常圓寺で「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい一悪夢を再来させる『秘密保護法』を許さない」を開催した。

岸井成格・毎日新聞特別編集委員、戸塚章介・新聞 OB 九条の会事務局長、山本玉樹・真相を広める会代表らが、再び戦争へと向かっている動きに警鐘をならした。

秋間美江子さんは、山野井孝有さんと一緒に、スパイとされた宮澤弘幸の無念と残された家族の苦しみを訴えた。

毎日放送ラジオで訴える

2014 年 3 月 11 日、森崎俊雄・毎日放送ラジオ局記者の取材に応じて、東京赤坂の毎日放送ラジオスタジオで宮澤弘幸について語った秋間美江子さん。山野井孝有さんも同席して、宮澤弘幸のアルバムを紹介しながらスパイとされた兄の苦しみを語った。

市民のつどい・札幌で訴える

2014 年 5 月 8 日、札幌の北海道大学学術交流会館で開催された「秘密保護法廃案と宮澤弘幸の名誉回復を求

める市民のつどい」に、山野井孝有さんと一緒に参加して訴えた。

北海道大学副学長に直接訴える

2014 年 5 月 7 日午後 2 時から三上隆・北海道大学副学長と「真相を広める会」との交渉が行われた。冒頭、秋間美江子さんが、兄・宮澤弘幸が遺した２冊のアルバムを追加寄贈した。「真相を広める会」からは、山野井孝有・山本玉樹両代表と幹事が出席した。

宮澤弘幸の名誉回復要求に対して同副学長は「宮澤事件は冤罪であった」と明言し、次代を担う学生に宮澤弘幸の精神を伝えるために「宮澤賞」を制定すると回答した。秋間美江子さんが、正式かつ直接、北海道大学に訴えたのは、2014 年 10 月 24 日に兄の遺品アルバムを贈呈した時以来だった。

交渉の後、同大学内で記者会見して、北大との交渉経過を発表した。

帰国前に墓参する秋間美江子さん

2014 年 2 月の「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」以降、北海道大学との交渉など精力的に活動された秋間美江子さんが帰国することになった。

そこで 5 月 19 日、山野井孝有さんと福島清事務局長が見送るとともに、宮澤・レーンスパイ冤罪事件を調査報道してきた青島顕・毎日新聞社会部記者が写真取材した。

青島記者はこの後、6 月 15 日付毎日新聞「ストーリー」で「北海道のレーン・宮澤事件　兄は特高にとらわれた『スパイの呪縛 70 年』」と題して 1 面と 4 面で詳報した。

写真上は帰国を前に宮澤弘幸さんの墓にお参りする秋間美江子さん。下は秋間さんを取材する青島毎日新聞記者と小川昌宏同写真部員。

秋間美江子さんの献身と苦悩を思う

山野井 孝有（毎日新聞終身名誉職員）

秋間美江子さんと私の関係について、少し詳しく記しておきたいと思います。「スパイの家族」の汚名を胸に秘めて、出会う人すべてに献身的に援助した素晴らしい生き方を讃えるとともに、汚名をそそいであげることが出来なかったお詫び、そして私と家族への限りない友情に心からの感謝を込めて――。

秋間美江子さんとの出会い

秋間美江子さん（以下美江子さん）と出会ったのは、息子・泰史の登山事故が契機だった。以前に発行した『五分五分―山野井泰史・妙子の“いのち”に向き合っていきる』（山と渓谷社刊『いのち五分五分』の元になった本）と、その後の活動記録などから要約して紹介したい。

1985 年 6 月、アメリカ・コロラド州ボルダーからのコレクトコールの電話が鳴った。泰史と一緒に登山していたＴさんからの事故の一報だった。数時間後、アメリカから女性の声で日本語の電話が入った。それがボルダー市内の病院でボランティア看護婦をしていた秋間美江子さんだった。連絡を受けた美江子さんは病院に駆け付け、ベッドで足を吊った泰史に、「父親は？」「連絡先は？」と聞いたが、泰史は「連絡しないでくれ」と。「では誰が治療費を払うのか」と聞くと「これ以上親に迷惑をかけたくない」と言った。そんなやり取りが何回か繰り返された末、ようやく親に連絡することをＯＫしたという。

渋る泰史を説得してＯＫを取り付けた上で、「あなたは山野井泰史の父親か」「あなたはどこに勤めているのか」「役職は」と、まるで警察の尋問のような口調だった。私は「泰史は私の息子です。勤め先は毎日新聞社です……」と答えた。続いて、「治療は『応急処置』『後遺症が残るが杖を使って歩く程度まで』『完全に歩行ができるまで』の３段階があるが、このうちどの程度の治療を受けますか」と、日本では考えられない質問が続いた。私は「治療費は私が責任を持ちます。最善を尽くしてください」と電話に向かってひたすら頭を下げた。

美江子さんのおかげで、泰史の手術、治療はスムースに進み、しばらくは入院と決まった。泰史の右足の骨折は複雑骨折だった。入院費用は１日 10 万円もかかるため、美江子さんは自分の家に引取り、１ヵ月以上にわたって病院の送迎などの世話をしてくれた。美江子さんは、どの日本人に対しても親切に接していたが、「泰史君は自分の身内のような気がする」と好感を抱いてくれたようだった。

ボルダーは標高 1655 ㍍の高地で、有森裕子さん、高橋尚子さんらが高地トレーニングをしたことなどで有名になり、日本の有名企業所属の選手も訪れるようになった。強化合宿では、病人や怪我人が出る。こうした時、美江子さんは地元の病院で診察と治療を受ける日本人の世話をしていた。ところが医療費を払わないで帰国してしまう日本人がいるとのこと。そんな時、病院は美江子さんに催促するという。美江子さんが日本を訪れる際には、泰史の面倒をみていただいたお礼に私の家にも来ていただくが、私の家から超有名企業に未払いの治療費を支払うよう電話をすることがあった。詐欺みたいな行為をして恥じない超有名企業があることは驚きだ。それを知った以後は、美江子さんの善意を踏みにじっている超有名企業のチームや選手が、たとえオリンピックでメダルを手にしたとしても、私はそれに万歳する気持ちは起こらない。

「スパイの家族」を胸に秘めて

秋間美江子さんとはどのような方だろうか、との思いを抱いた時、「新宿にある常圓寺に行って、住職の奥様に会ってほしい。そしてそこに兄のお墓があるのでお線香をあげていただけないでしょうか」との電話があった。

早速、私とかみさんは新宿の常圓寺に行き、美江子さんの兄上のお墓にお参りした。お墓で手を合わせるかみさんの写真と「お世話になっています」との手紙を添えて、美江子さんに送った。この時初めて、美江子さんの兄・宮澤弘幸さんのことを知った。

美江子さん（旧姓・宮澤）は、1942 年、横浜の商家に生まれ、比較的豊かな生活を送っていた。その宮澤家に悲劇が訪れたのは、日本が米英等を相手に戦争を始めた 1941 年 12 月８日だった。この日、開戦を報道するラジオ放送の数時間後、美江子さんの兄で北海道帝国大学（現在の北海道大学）の学生だった宮澤弘幸さんは、スパイ容疑で特高警察に検挙された。弘幸さんは優秀な学生で「大陸一貫鉄道論」を発表、さらに「満鉄電化論」の執筆を準備していた時期でもあった。

日本軍による南京大虐殺を報じるアメリカの新聞を見た弘幸さんは、「天皇陛下の軍隊がこんな残虐なことをするはずがない。全部デマだ」と受け付けようとしなかった。どちらかと言えばこの時代のごく当たり前の愛国青年であった。

弘幸さんは外国人の英語教師と親しくしていた。開戦と同時に外国人はみなスパイとみなされる時代だった。弘幸さんは札幌地裁で軍機保護法違反とされ、懲役 15 年の判決を受けた。大審院に上告したが棄却され、刑が確定し、厳冬の網走刑務所で獄中生活を送った。15 年の懲役は、戦時下の国家機密法関係ではゾルゲ事件に次ぐ重い刑と言われた。東北本線の列車で網走刑務所に護送された時は、編み笠をかぶせられ麻縄で縛られ、草履姿だった。母親は浩幸さんと同じ車両に乗って、離れたところから網走まで子どもの姿を見守っていた。その間、一言も話すことが許されなかった。おそらく暖かいお茶一杯でも自分の子どもに与えたかっただろう。

弘幸さんはその後、宮城刑務所に移され終戦を迎えた。しかしすぐには釈放されず、２ヵ月後の 10 月 10 日、出所した。刑務所から出たときは栄養失調と肺結核で衰弱し、母親が持参した草履を履くことも出来なかったという。そして「真実は必ず書く」と言っていたが叶わず、1947 年 2 月 22 日、27 歳で亡くなった。

美江子さんのもう一人の兄で、弘幸さんの弟、晃さんは慶応大学在学中に学徒出陣した。1943 年 10 月 21 日、明治神宮競技場で催された雨中の出陣学徒壮行会では東條英機首相兼陸相が閲兵した。その壮行会で出陣学徒を代表して決意を述べることになっていた晃さんは、兄が「スパイ」と分かり急遽交代させられた。そして晃さんは戦闘機のパイロットになった。長崎に原爆が投下された長崎の上空から調査するために何度か長崎の上空を飛行したことが原因で被曝した。戦後商社に勤めたが、1964 年に白血病で亡くなった。美江子さんは弘幸さんと晃さんの二人の兄をあの戦争で亡くしていた。

秋間浩さんと出会う

1945 年、終戦を迎えたが、世間は宮澤さん一家を「スパイの家族だった」と白い目で見ていた。年ごろを迎えた美江子さんはかなり肩身の狭い生活を送っていた。そんな美江子さんに手を差しのべたのは、母と一緒に兄を偲んで網走に行った後、阿寒湖で出会った秋間浩さんだった。浩さんは、美江子さんが「スパイの妹」であることを知った上で、「美江子は俺が守る」と言って結婚した。

秋間浩さんは、1925 年東京生まれ。東京府立一中、一高を経て、1947 年東大第二工学部電気工学科卒（後年、北大に入学した宮澤弘幸も工学部電気工学科だった）。同年文部省電波物理研究所勤務、後に郵政省電波研究所勤務となり、1965 年、アメリカに移住し、アメリカ商務省ボルダー研究所勤務となり、数々の研究成果を上げた。美江子さんが「スパイの家族」の汚名から逃れたボルダーで、ボランティア活動をし、多くの日本人のホームステイを受け入れ、面倒をみることができたのは、秋間浩さんの理解と支援があったからだ。

宮澤弘幸さんの冤罪事件を訴える

宮澤弘幸さんは、「スパイ」とされて取り調べ中「退学届」を書いた。北大側は自主的に書いたものを受理したとしているが、書くよう強制された疑念が残っている。そして前述のように懲役 15 年が確定して網走刑務所に収監された。

この事件を知った籔下彰治朗・朝日新聞記者と自由法曹団の上田誠吉弁護士が真実を明らかにし、汚名を晴らすために調査活動を始めた。1980 年代、政府・自民党は「国家秘密法」制定を策動していた。これに危機感を抱いた薮下記者は朝日新聞に「スパイ防止法ってなんだ」を連載し、上田誠吉弁護士は「戦争と国家秘密法」を出版して訴えた。

この時、たまたま帰国していた秋間浩さんはこれらを読んで危機感を持った。アメリカに戻ると上田誠吉弁護士に宮澤さんの事件調査を要請する私信を送り、美江子さんにも事の重要性を話した。

ボルダーで穏やかな日々を過ごしていた美江子さんは、浩さんの訴えで、兄の無念がよみがえってきた。そして日本からの訴えに応えて、国家秘密法反対のために何度も来日した。1987 年 7 月 9 日に札幌で開かれた「国家秘密法に反対する市民集会」では、満員の聴衆に、兄の事件と苦難を訴え「私のような悲しい家族を二度と作らないよう、みなさん頑張ってください」と訴えた。また当時は、マスコミも一致して「国家秘密法反対」で足並みを揃えて徹底反対した。

こうした全国民的な運動とマスコミの奮闘によって、政府自民党は国家秘密法制定策動をいったんは中止した。しかしながら政府・自民党は水面下で策動を継続していたのであった。

一方、戦後ずっと伏せられていた「宮澤弘幸スパイ冤罪事件」が明かになったにも関わらず、北海道大学は一切無視を貫いていた。同じ時期、同じ容疑で検挙され懲役刑が確定しアメリカに送還された北大英語教師のハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻は、大学あげての運動によって再び北大に復帰して教育を再開し、事実上名誉が回復された。

北大に名誉回復を求める運動

時は過ぎて、2012 年秋、来日した美江子さんは私の自宅に来た。思い詰めた表情で「これまで 71 年間、『スパイの家族』として生きてきたが、私も 85 歳、兄・弘幸が遺したアルバムを北海道大学に寄贈して区切りを

つけたい」と涙を流しながら語った。そして同年 10 月 24 日、北海道大学を訪問して、アルバムを寄贈した。同行した私は「秋間美江子さんの本音は、兄・弘幸さんの退学を撤回し、名誉を回復して欲しいということだ」と、北大に強く申し入れた。この申入れ後、東京の常圓寺で、美江子さんも参加して「報告集会」を開催した。**(「北海道大学訪問報告会」、「秋間美江子さん、北大にアルバム贈呈」、の写真と記事を参照)**

これが契機となって、2013 年 1 月、札幌で「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が発足し、私と山本玉樹さんが代表に就いた。この会は「宮澤弘幸さんの退学撤回による名誉回復と、秘密保全法（のちに特定秘密保護法）の立法策動を阻止すること」を目的とした。

早速、2 月 26 日、山本代表と一緒に北大を訪問して「名誉回復と謝罪」を申し入れた。しかし応対した総務課長補佐は、物置室のような部屋に案内し、黙って受け取っただけだった。しかしながら北大内部では無視できないと判断したのか、美江子さん宛に 5 月 27 日付で、「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題した文書を送付してきた。さらに、6 月 25 日、「真相を広める会」代表・幹事に説明すると回答した。そこでは、北大が退学処分にしたのではなく、本人からの退学願を受理したのだという責任逃れの言い分を批判し、引き続き名誉回復を求めた。

一方、安倍政権は秘密保全法策動を公然と開始した。これに危機感を抱いたマスコミは、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件について、秘密保護法が制定されれば起こる事件の事例として注目して報道した。「真相を広める会」が東京と札幌で開催した集会には、美江子さんがボルダーから熱いメッセージを送ってくれた。

こうした運動にも関わらず、特定秘密保護法は、2013 年 12 月 6 日に成立した。しかし運動の中でこの法律の危険性が広がったため、現実には秘密保護法による弾圧事件は、まだ引き起こされていない。

美江子さんは、2014 年 2 月 22 日、常圓寺で開催された「宮澤弘幸・追悼顕彰 2.22 のつどい」に出席し、再び「みなさん、頑張ってください。私みたいな人間を再びつくらないために」と訴えた。**(「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」写真参照)**

一方、北海道大学は、美江子さんの訴えとそれに応えた北大ＯＢはじめ多くの人々の力によって、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を無視することができなくなってきた。

美江子さんが出席した、2014 年 5 月 7 日の交渉で、三上隆・北大副学長は「宮澤事件は冤罪であった。宮澤弘幸を顕彰し次代の学生にその精神を伝えるために『宮沢賞』を創設する」と回答した。**(「北海道大学との交渉」写真参照)**

美江子さんの生き方に思うこと

秋間美江子さんはアメリカに渡るとすぐにボルダーの病院にボランティアとして働いていた。数年前、美江子さんから「病院から 50 年間ご苦労様の感謝状が渡された」と嬉しそうに電話があった。

病院でのボランティアを続けながら日本人の語学留学の若者の面倒を見てきた。その数は千人を越えると聞いている。その若者たちの多くはその後、政界や企業家として新聞に名が出る面々だ。

コロラド大学があるコロラド州ボルダーは、アメリカの中でも一番と言われるほど安全な街だ。秋間さんは日本に来られる時もカギを掛けたことがない。これが日本の裕福な家庭の子弟が語学留学として押し寄せ、それを口伝えで聞いてさらに広がった理由でもある。

首相になった小渕恵三も、アメリカを放浪しているとき「困ったらコロラドのボルダーの秋間の家に行けば、しばらくは食いはぐれはない」と耳にして、秋間さんの家に転がり込んだ一人だ。

外務省は年に一回海外で活躍する日本人に感謝するため園遊会を開いていた。ただし旅費は自己負担。美江子さんもこの会には何度か参加していた。そのつど我が家に滞在していた。ある時の園遊会で「秋間のおばさんでは？」と声を掛けられた。一言二言話して別れた。その後、周囲の人に「あの人今何をしている人？」と聞くと「外務大臣です」と。秋間さんは「ボルダーではぼさっとしていたおぶちゃんが外務大臣とはね！」とびっくりしていた。娘の小渕優子は父親が若い頃ボルダーで秋間さんにお世話になった話など知らないだろう。

秋間さんにお世話になった千人を越える人たちの多くが政界や経済界にいながら、なぜ新聞社の印刷工の私の家が定宿になったのだろうか？　その理由が後になって分かった。

私は「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」の代表になって、その活動を始めて間もない時期、美江子さんに「宮澤弘幸のスパイ冤罪事件を広めるため、日本で協力してくれる知り合いを紹介してほしい」とお願いした。美江子さんから「私がボルダーで面倒を見た人たちが「ボルダー会」を作っている。この人たちなら協力してくれるはずだと、その会の世話人を訪ねるように言われ事務局長の福島清さんと東京・神田駅近くにあるその方の会社を訪ねた。

「ボルダーの秋間美江子さんからの紹介だ」と自己紹介し、美江子さんの兄・宮澤弘幸スパイ事件のことで協力をお願いに来ましたと訪問の用件を話した。すると席を立って戻ってきたとき茶封筒をもって現れ、「これで、お引き取りを……」の素振りだった。話の続きが断たれ「ボルダー会」の名簿を見せることも拒

否されてしまった。

千人を越えると言われている若者の面倒を見た美江子さんが来日しても「良ければ私の家に来て」と言葉をかける者がいないのはなぜなのだろうかと考えていた私は、神田駅前で会社を構えるあの社長の私と福島さんに対する応対で分かった。それは「スパイの妹との関わり合いはごめんだ」と思っているからだろうと。ボルダーでどんなに親切にされても、日本では「スパイ―の妹はごめんだ」という空気があるのだ。

美江子さんのご主人・秋間浩さんが「俺が美江子を守る」とアメリカに移住した決意がわかった。そして政界や経済界のお偉方の家でなく、我が家を 30 年間も定宿として親戚以上の付き合いをしてきた美江子さんにとっては、「スパイの家族」を忘れて心やすらぐ場所だったのだと思う。それは亡くなったかみさんも同じだと思っている。

でも、30 年という長い年月、何事もなかったわけではない。我慢できないことも何度かあった。かみさんが亡くなる半年前だった。

朝ごはんを食べている時、かみさんが何気なく「お昼は何にしようかな？　秋間さん何が食べたい」と聞くと、「朝ごはんを食べている時にお昼の話はしないで」とかなりキツイ口調でかみさんに言った。かみさんはテーブルから離れた。

ある朝、私は美江子さんにコーヒーを入れた。「あんた、この入れ方何なの！」とマグカップに３分の２入ったカップを指さした。アメリカではカップになみなみと注ぐものよ！私は黙ってコーヒーを継ぎ足した。こういう時の美江子さんは遠慮がない。それは私の家族だったからだと今は懐かしく思っている。

美江子さんは、年に２、３回来日して２週間は滞在した。宿泊先は宮澤弘幸のお墓のある新宿・常圓寺か私の家だ。時には遠い親戚の埼玉県大宮に行った。私は「こんな狭苦しい家でなく、もっと広い立派な家がある知り合いがいるでしょうに」と当初よく話したことがあった。おそらく美江子さんもはじめは面倒を見たかつての若者たちが歓迎してくれると思ったようだ。だが、それは甘いと知らされたようだ。

こんな事があった。我が家に来たはじめの頃、美江子さんは私の家から一流会社の人たちに電話をしていた。時には地方にも出かけた。みんなボルダーで世話をした若者たちの親元らしかった。その理由ははっきりとは言わなかったが、ボルダー滞在中の若者たちの面倒を見た時、経費の支払いを約束していたのに、支払わない親元に請求したのではないかと思った。それは約束を果たさない人に対する美江子さんのプライドだったのではないかと思う。

美江子さんについて、私には二つの役割があった。日本にいるときは気軽に滞在できるように。もう一つが美江子さんの兄の「スパイ冤罪事件」を広める運動だった。その経過で、美江子さんに辛い思いをさせてしまったことがあった。それは宮澤さんが特高に検挙された前後のことで、美江子さんが兄・弘幸さんから聞いた証言に疑問が出されたことだ。美江子さんの証言に疑問を持たなかった私にとってもショックだった。しかし放置できないので、美江子さんに事実関係について「本当のこと聞かせて」と、会った時やボルダーへの国際電話で何度も聞いた。美恵子さんの答えはいつも同じだった。美江子さんと、疑問を提起した幹事との間で気まずい雰囲気にもなった。これは現在も氷解していない。

我が家に滞在していた時、美江子さんは「私は宇宙に行ってきた」と言い出した。その話に私は本気になって「そんなことできるわけないだろう」とむきになって話したことがあった。その場にいた泰史は、後で「オヤジむきになるなよ」と言われた。しばらくしてボルダーの美江子さんからから宇宙服を着たボルダー市のポスターが送られてきた。何か子供のけんかのようになってしまったこともあった。

美江子さんの証言と幹事の疑問との間で、私が板挟みになっている苦悩を知った泰史に、「秋間さんの話は時には頭をかしげることもあるが、しかしそれが、スパイ冤罪事件を知らせる運動を進めるうえで障害になることはないだろう。そのことにあまりこだわることはない」と言われた。

美江子さんの生前にきちんとしておきたかったが、それは叶うことができなかった。「スパイの家族」とレッテルを貼られたまま亡くなった美江子さんの苦しみを解決できなかったことと合わせて、私の無念は消えることはないだろう。

＊

美江子さんの 9 月 17 日の最後の電話は、この追悼集の一面にあるとおりだ。「山野井さん今なにも食べられなくなった。兄のことが新聞やテレビで大きく報じられ私は感謝しているのよ！ありがとう！そのことは是非言っておきたかったの。ありがとう」それから 1 か月後の 10 月 25 日娘のヒロコさんから母が亡くなった。と連絡があった。秋間美江子さん 93 歳スパイの妹として、日本ではなくアメリカの土となった。

＊

しばらくして秋間さんから預かっていた荷物を整理した。白い医務服があった。それは東日本大震災の時、10 人のアメリカの医師団の通訳として仙台に 2 週間滞在した時の医務服だった。滞在中、毛布 1 枚で過ごしたが、あまりにも寒いので知り合いから衣類を借りたと話していた。日本人の私と知人たちはこの大震災で何をしただろうか？

美江子さん、本当にありがとう！

新宿・常圓寺に眠るに宮澤弘幸さんの墓守はせめて私たちが続けたいと思っている。

＜＜＜秋間浩・美江子さん一家との交流の記録＞＞＞

コロラド州・ボルダーにて……

秋間さんご一家と私の家族が出会ったきっかけは泰史がコロラドで登山中にケガをして、美江子さんにお世話になったことから。
左は退院後、面倒を見てもらった秋間さん宅で＝1985.7.3.。右は帰国する泰史を見送ってくれた美江子さん＝1985.7.19、デンバー空港

毎日新聞を定年退職した際、泰史がお世話になったお礼をするために、孝子とボルダーを訪問した＝1987.4.8。

上写真の右端は長女・ヒロコさん。

右写真はボルダーの秋間さん夫妻の自宅前で
下の 2 枚は、美江子さんとデート？

来日した美江子さんとの日々……

「ガラスのうさぎ」の著者・高木敏子さん（右）を訪ねる＝2006

美江子さんがアメリカの縄跳びチームを引率して来日。わが家は 20 数人を迎えて、大騒動になった＝19973.1.31

宮澤家菩提寺常圓寺（新宿）の大奥様（右）と

千葉県障害者自立センターの水本恵子さんと

美江子さんと、長女・明子、孫の未来、幸久

美江子さんと友人を成田山に案内＝1997.9.23

美江子さんは来日のたびに新宿・常圓寺から千葉県多古市の日本寺に移られた住職ご夫妻を訪ねた＝2001.10.23

「ボランティア精神が服を着て歩いている」秋間美江子さん

坂本　和昭（帯広市・坂本ビル㈱社長）

秋間美江子さんが 10 月 25 日の昼頃に亡くなられたとのメールを、秋間さんと親しい千葉の山野井孝有さんからいただいた。享年 93 であった。

秋間さんのことは、ブログに何度も書いてきたが、まさに「ボランティア精神が服を着て歩いている」という方であった。心からの感謝をこめて思い出を記して、追悼の言葉としたい。

秋間美江子さんとの出会いは、1995 年 2 月のことであった。当時、帯広青年会議所（ＪＣ）で、地球環境問題に貢献する大学を十勝に造りたいと「国際環境大学構想」を提案したのであった。

この大学構想を推進するプロジェクトチームの担当副理事長として、コロラド州立大学のあるアメリカ・コロラド州のボルダー市にＪＣメンバー８名＋新聞記者で視察団を組んで訪問したのであるが、言い出しっぺの私が団長として赴いたのであった。

この時に、受け入れて下さったのが、ボランティア活動に熱心であったボルダー在住の秋間美江子さんであった。

ご主人の浩さんと美江子さんは、いわゆる日本からの「頭脳流出」である。東京オリンピックの映像を世界中に発信したテレビの「秋間システム」の開発者であった浩さん、フルブライトの第一期の留学生であった美江子さん夫婦はともに優秀なご夫妻であった。その優秀な頭脳をアメリカに流出をさせてしまったのは、日本人の差別であった。

秋間さん夫妻を苦しめた兄の冤罪

美江子さんの兄の宮澤弘幸さんは、第二次世界大戦時に北海道大学の学生であったが、かの悪名高き特高警察にスパイ容疑で北大の外国人教師のレーン夫妻とともに日本軍の真珠湾攻撃の日の 1941 年 12 月 8 日に逮捕されたのである。

逮捕容疑は根室の飛行場の存在を漏らしたというスパイ容疑であったのだが、これは既に新聞でも公表されていた衆人周知の事実であったのだ。スパイ摘発の手柄を立てたい特高がでっち上げた冤罪事件であった。

お兄さんは極寒の網走監獄に収監された。戦時中、美江子さんはお母さんと何度も東京から網走まで足を運んだという。終戦と同時に釈放されたが、外人教師も絡んだ冤罪事件であったから、占領軍に冤罪の発覚を恐れた官吏が証拠書類を燃やしてしまったがために、いまだに事件の真相は完全には明らかに出来ていないのである。酷い環境の監獄生活を送った弘幸さんは 1947（昭和 22）年 2 月 22 日に亡くなられたのであった。

しかし、その後もスパイの家族という白い眼でみられ続けた秋間浩・美江子夫妻は、いたたまれずに日本を離れてアメリカに渡ったのであった。この「宮澤・レーン事件」のことを美江子さんから聞いたのは、親しく家族同士のお付き合いをさせてもらってから数年後のことであった。

1995 年 2 月の最初のボルダー訪問後には、秋間さんも何度も帯広を訪れてくれたし、私も家族を連れてボルダーを何度も訪問したりしたのである。妻は私以上に美江子さんと親しくお付き合いをさせてもらってきた。

「スパイの家族」晴らせぬ無念を思う

そんな中で、この事件の真相を明らかにして、二度と不幸な冤罪事件を起こしたくないという気持ちに共鳴した方々が大勢集まってきたのである。私も微力ながらお手伝いをさせてもらっている。

美江子さんに心残りがあるとすれば、この「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を明らかにしてお兄さんの名誉を回復させることであったろう。

来年は事件から 80 年の節目にあたり、北大で展示会を開催する予定になっている。近年、美江子さんは癌で何度も手術を受けて体力が落ち、来日がままならなくなっていたが、この機会に北海道に来て展示会を見ることを望んでいた。

またお会いしたかったとても残念である。

衷心からご冥福を祈る（合掌）。

次ページは、家族と一緒の写真も含めて、秋間美江子さんご夫妻との思い出の写真です。

＜＜＜秋間浩・美江子さんとの交流の記録＞＞＞

帯広青年会議所のボルダー視察団（９名）の団長として秋間さん宅を訪問してお話しを聞いた。左から坂本和昭、秋間浩、秋間さん友人の大学教授、秋間美江子＝1995 年 2 月、アメリカコロラド州ボルダー市の秋間浩・美江子様自宅にて。

帯広青年会議所のボルダー視察団の帰路、デンバー空港まで見送りに来てくれた秋間美江子さん＝1995 年 2 月 9 日　。

坂本和昭・友子の長女・恵梨（えり＝当時中学２年生）のフィギュア・スケートの大会がポートランド市で開催され、応援の為に家族でアメリカに行き、ボルダーの秋間さん宅を訪問、秋間美江子さんから「アメリカにスケート留学をさせなさい。私が面倒みてあげる」からとコロラドスプリングス市のオリンピック屋内スケート場に案内され、見学後に近くの和食レストランで食事をする坂本家家族と秋間さん。左からレストランの職人、坂本和昭、秋間美江子、坂本友子、佳亮（けいすけ長男）、有理可（ゆりか次女）＝2000 年 8 月 10 日、コロラド州コロラドスプリングス市の和食レストランで。

長女・恵梨（えり）がコロラドスプリングス市で開催されたフィギュア･スケートの世界大会「ISU　World　Synchronized Skating Championship　2010」に日本チームのキャプテンとして出場するので応援に夫婦で渡米＝2010 年 4 月 8 日、ボルダー市から応援に駆け付けてくれた秋間美江子さんと一緒にホテルのロビーで。

応援にボルダー市から駆け付けてくれた秋間美江子さんと恵梨（えり）＝2010 年 4 月 10 日

1995 年 2 月に私がボルダー市訪問後、今度は秋間美江子さんがボルダーの友人を伴って帯広に来てくださった＝1995 年 4 月 7 日、帯広の坂本和昭自宅前で。左から坂本和昭、ボルダー在住の秋間さんの友人、坂本友子、秋間美江子さん

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 52 号　2021 年 1 月 25 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「核兵器禁止条約発効」に思う

自公政権倒して批准させる政府を！

生まれて初めて街頭署名に立ったのは、高校生のとき、御茶ノ水駅前でした。内容は「核兵器廃絶署名」と、クラスメートを広島の原水禁大会に代表として送るためのカンパを訴えました。高校生の訴え、というのがあったのでしょうが、あの頃は街頭だけで原水禁大会派遣費用が集まるという良き時代でした。

あれから 57 年。今も御茶ノ水駅前で、ニキビ顔の青年から白髪の老人に変わっても、同じテーマで声を枯らしています。その思いが、少し前進しました。１月 22 日に発効した「核兵器禁止条約」がそれです。テレビから流れてくる被爆者のみなさんの涙と歓喜の声はずっしりと響いてきました。この日から核兵器は使うことはもとより、作ることも貯蔵することも、譲渡することも、「使うぞ」と威嚇することさえ国際法違反となりました。

この条約は 2017 年 7 月 10 日に国連で採択され、加盟国 50 ヵ国が批准すれば効力を発するという規定になっています。その規定に基づき、昨年 12 月までに 51 ヵ国が批准し今年 1 月 22 日に発効したのです。

条約は「前文」と「本文」からなっており、実に 7,077 文字という膨大なものです。「前文」の冒頭部分を紹介しましょう。

＊

本条約の締約国は、国連憲章の目的と原則の実現に貢献することを決意。核兵器の使用によって引き起こされる破局的な人道上の結末を深く懸念し、そのような兵器全廃の重大な必要性を認識、全廃こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法である。

偶発や誤算あるいは意図に基づく核兵器の爆発を含め、核兵器が存在し続けることで生じる危険性に留意。これらの危険性は全人類の安全保障に関わり、全ての国が核兵器の使用防止に向けた責任を共有していることを強調。

核兵器の破局的な結果には十分に対処できない上、国境を越え、人類の生存や環境、社会経済の開発、地球規模の経済、食料安全保障および現在と将来世代の健康に対する深刻な関連性を示し、ならびに電離放射線の結果を含めた母体や少女に対する不釣り合いな影響を認識。

＊

本来人類はこのように、理性的であるはずです。「全廃こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法」とは実に明快ではありませんか。

千代田では、この日を祝って宣伝行動をやろうという声が上がり、千代田区労協、新婦人などが共同して実行委員会をつくり、神田・神保町の交差点で行いました。昼休みの短時間でしたが、25 人が集まり、それぞれの立場から核廃絶を訴えました。（写真）

核廃絶と同じ目線で考えなければならないのが、原発廃止の課題です。「3. 11」で原発事故の恐怖を味わったはずの日本政府は、未だに原発推進政策に固執しています。核兵器禁止条約に対抗するかのように、前橋原発訴訟について 21 日に東京高裁は政府の責任を棚上げにする逆転判決を言い渡しました。「司法よ、お前もか」と言いたくなる瞬間でした。

コロナ対策も含め、まともな政治を行わせるためには、市民と野党の共闘で自公政権を変えるしか道はないことははっきりしてきました。今年は選挙の年。心してかかりたいものです。　（水久保文明）

再びレッド・パージの動きに警鐘

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を糺す活動を通じて、戦後最大の人権弾圧事件である「レッド・パージ」があったことを想起しました。「事務局たより」第 35 号、第 47 号で提起して以降、レッド・パージ 70 年になる 2020 年中の刊行を目指して準備を進めてきた左記の本書が完成しました。全文を本会ホームページに公開していますが、その「はじめに」全文を紹介します。

菅内閣の陰湿きわまる政治姿勢の下で、すでに日本学術会議新会員の任命拒否という暴挙が起きています。本書をもとに警鐘を鳴らしたいと考えます。

２０２０年は、マッカーサー書簡（指令）を端緒とするレッド・パージ弾圧から７０年の節目にあたると知った。宮澤・レーン夫妻スパイ冤罪事件の真相究明から「国家権力犯罪に〝時効〟はない」を掲げ、連帯を呼びかける中で「レッド・パージ反対全国連絡センター」の運動と行き合ったのがきっかけになる。

同センターは、６０周年、６５周年と節目ごとに再結集の取り組みを重ねると共に、戦後最大とされる人権侵害・被害者の名誉回復と国家賠償を求める運動の中心となっている。しかしながらその運動は転機にも直面している。同センターの資料によると現状は以下の通りになる。

全国で３～４万人と推定されるレッド・パージ被害者たちは、各地で裁判闘争、地労委・中労委闘争で闘ったが、２、３の例を除き敗訴となった。最高裁は、１９５２年４月２日、共同通信解雇に絡む仮処分申請・特別抗告で「（マッカーサー書簡には）すべての国家機関並びに国民に対する指示でもある」との、いわゆる超法規決定を下し、司法の場での救済請求は不可能となった。

だが、運動は粘り強く継続されている。レッド・パージ６０周年の２００２年１１月３日、レッド・パージ反対組織の連絡組織として「レッド・パージ反対全国連絡センター」が結成された。一時、組織的困難に直面したが、２００５年５月３０日、全国の被害者の期待と要望を受けて総会を開催して活動を再開し、現在にいたっている。

運動の骨格は、

▽レッド・パージによる被害者の名誉回復と国家賠償を求める請願運動

▽日本弁護士連合会と各地弁護士会に人権救済申立てを要請

――の２点。

後者は、２００８年に日弁連（日本弁護士連合会）が当時の麻生太郎首相に対して兵庫県の３人の被害者に対する人権救済勧告を出して以後、２０１５年の安倍晋三首相宛まで、計１３件の勧告を行っているが、いずれも無視されている。

国家権力は、レッド・パージ弾圧の過ちが明白であるにもかかわらず、今にいたるも被害者の要求に応えようとしない。弾圧被害者たちは、高齢化が進み、生命絶える日が近づいている。７０年にしてなお応えない国の破廉恥に怒りを覚えると同時に時間の切迫に思い締め付けられる。

この認識を基に、本稿では、新聞界（報道界）におけるレッド・パージに重心を置く。それは右「全国連絡センター」の運動の中に、新聞界での運動が影すらも見られないことに愕然とし、いまなお、新聞界には国家権力の非を糺そうとする意欲さえもが見られないことに、半生を新聞界で過ごした者として忸怩をおぼえたことによる。

少し調べてみて、すぐに余りの不甲斐なさを知らされる。弾圧が起きた１９５０年７月２８日、最初の刃が新聞各社（通信・放送含む）に振り下ろされたにもかかわらず、各社そろって一片の抵抗もなく、まるで他所事のごとく、紙面の片隅にベタ記事を載せてやり過ごしている。

憲法第１４条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第１９条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第２１条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第２７条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

なかんずく、良心の自由は、戦争放棄と共に、日本国憲法の眞髄中の眞髄といっていい。

さらに忸怩は、新聞経営者が唯々諾々と伏したのみならず、この窮地のためにこそ結成したはずの労働組合（新聞・通信・放送）が、ごく一部を除いて、軒並み世紀の弾圧を先を競うかのように容認し、仲間である被害者を切り捨てた。

宮澤弘幸・秋間美江子さん
顕彰・追悼墓参のお知らせ

今年は宮澤弘幸さんが国家権力によって検挙されてから８０年、無念の死を遂げてから７４年になります。そして妹の秋間美江子さんは昨年１０月２５日、アメリカ・コロラド州ボルダーで９３歳で亡くなりました。宮澤さんは「スパイ」、両親・弟・妹は「スパイの家族」の汚名を雪ぐことができないままこの世を去りました。

宮澤さんご一家の苦難を思い、誠実に生きる人々を弾圧する残酷を忘れず、国家権力犯罪に“時効”はないことを確認する墓参にしたいと考えます。コロナウイルス禍が猛威を振るっていますが、ご都合のつく方、ご参加ください。

◇日時＝２月２２日（月）１３時～１４時
◇場所＝新宿・常圓寺
新宿区西新宿 7-12-5　TEL:03-3371-1797

＊当日、事務局員が「真相を広める会」の幟をたてて、ご案内します。（例年開催してきた「つどい」は、会場の都合等で行いません）

さらにさらに、労使共々７０年を経てなお正面から向き合っての総括すらしていない。これは到底やり過ごせることではない。新聞界ではいったい何が、どうして、なにゆえに、この無様に至ったのか、その経過すらが埋め込まれたままにある。

先の連絡センターでは、５年前の２０１５年には「語りつごう　戦後最大の人権侵害　レッド・パージ昔の話ではありません」を統一スローガンに「レッド・パージ６５周年のつどい」を成功させた。同センターに結集する各団体では、引き続き３～４万人といわれる被害者の意を体し、取り組みを重ねている。

おりから、被害者である先輩・嶌信正（当時、毎日新聞政治部記者）の著書と裁判陳述書が見つかった。同・三上正良（同）の追悼集が手に入った。同・土井正興（同・販売部員）の自伝風著作も現れた。小林登美枝（同・毎日グラフ）にはわずかながら毎日新聞の社史『「毎日」の３世紀』に記述があり、本人による著作、寄稿、断章等が出てきた。いずれも故人となって年月を経ているが、遺された史料は当時のままに無念を訴えている。

さらに、毎日新聞労使以外では、朝日新聞における部厚の「証言録」など、気合を入れて記録に努めた著作が多々あることも分かった。ただこれら論考も個別企業あるいは組織の枠にとどまったものが多く、新聞界全体を視野にレッド・パージの核心に迫った文献となると、いま一つの観いなめない。

本稿では、この視座に立ち、まず毎日新聞を対象に切り込むことにした。本稿に関わる有志が、かつて毎日新聞労働組合に所属していた縁から、ある程度の自信と責任をもって踏み込めると思い込んだことによる。そこで毎日に関しては残存する資料の全てを集めきり、さらには、新聞界にかかる資料を集められるだけ集め、「総資料総目録」を担えるよう努めた。

おそらくは、大事を収め切れていないとのうらみ残るが、有志の平均年齢は８０を超えており、完全を期してなお時日を重ねるよりは、きっかけを切り開く思いを大事とした。

弁明になるが、本来は、全ての資料を原典まで確かめたうえで紹介すべきところ、孫引きにとどまったものが多い。これも右と同じ趣旨からで、これらには孫引きであると明示した。また記述にあたっては、事態の流れを第一義とし、背景説明や周辺説明によって滞るのを避け、その分【注】を多用した。

編纂作業の主体は、「北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件の真相を広める会」の事務局が担い、併せて自由な場での議論も重ね、その成果も収録した。本稿が契機となって、さらなる発掘、検証が進み、戦後最大の良心侵害、人権侵害を解決し、事件を総括する一端となって寄与するよう念じてやまない。

＊

本書の全文は、本会ホームページで公開しています。

国民監視と弾圧の武器とされる

デジタル庁構想、阻止を

菅政権は「デジタル庁構想」を打ち出し早期実施に向けて準備を始めている。この動きに対して、共謀罪NO！実行委、「秘密保護法」廃止へ！実行委は、警鐘を鳴らし、危険性を訴えている。院内集会等で、これまでに明らかになった危険性は以下の通りだ。

・単なるアナログのデジタル化ではなく、デジタル庁は「国家をデザイン」する、つまり日本国家のあり方を根本から変えようとする試みである。

・これまでは個人情報は各所管別に管理保管されてきたが、それをデジタル庁を頂点とする中央集権的支配管理体制に一元化する。

・そのために使うのが、デジタル社会の国内パスポートたる”マイナンバーカード”であり、その普及が最大の狙いである。現在、マイナンバーカードの普及は進まず、交付枚数は9月1日時点で2469万枚である。運転免許証保持者は8200万人であり、マイナンバーカードの低迷を目を覆うものがある。

・政府はコロナ禍を奇貨として「医療・教育・行政・労働」など、あらゆる多様な分野でのデジタル化を一気に図ろうとしている。マイナンバーカードには「税・行政サービス」に加え、健康保険証や運転免許証を一体化することが計画されている。さらに医療・教育・口座情報を含め個人情報が同カード一枚に集積され、それを管理するのがデジタル庁という構図だ。

＊

ＩＴ（情報技術）技術の進歩は、本来国民生活の質的な向上にとって歓迎すべきことである。だが資本主義社会の下では、国家権力は必ず新技術を国民支配、弾圧の道具・武器として使う。行き着く先は戦争である。現に自公政権は、米軍占領を容認している日米地位協定による対米従属を恥じることなく、日本の全土が米軍基地化されていることに問題意識すらない。この視点は絶対に軽視してはならない。現にこれを主導する菅首相は、日本学術会議新会員のうち政府に批判的な６人の任命を拒否している。根底には「国民が主権者である」という認識はひとかけらもないのだ。

2015年8月、国と沖縄県は辺野古問題に関する集中協議を行った。その最後の会談で翁長知事は沖縄の苦難の歴史と基地被害を渾身の思いで訴えた。菅官房長官は「戦後生まれなので沖縄の歴史はなかなかわからない。日米合意の辺野古米軍基地建設が私の全てだ」と答えた。法政大学で菅と同窓だった翁長知事は悄然として「お互い70年間も別々に生きてきたような感じがします」と述べて会談は打ち切られた（2020.11.29サンデー毎日「菅政権が仕掛ける沖縄分断」から）

こういう政治姿勢を持つ菅首相が目玉政策としているのが「デジタル庁構想」なのだ。コロナウイルス禍中で、行政機関のＩＴ化の不備が次々に露呈した。政府はその原因をマイナンバー化が進んでいないことが原因だとして取得を強要しようとしている。政府は２月９日にも「デジタル庁関連法案の閣議決定」をすると報道されている。「沖縄の歴史はわからない」と堂々と広言して憚らない首相が強行しようとしている「デジタル庁」構想を許してはならない。

以下のYouTubeを参考にしてほしい。

https://youtu.be/oGH8PyK5eU0　　（福島　清）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！　㊷

75回目の２月22日

『フォスコの愛した日本』

石戸谷滋の著（風媒社刊）で、副題に「受難のなかで結ぶ友情」とある。フォスコは宮澤弘幸が兄事したフォスコ・マライーニで、受難の宮澤との友情も篤く取り込まれている。中でも174㌻に掲載の記念写真は貴重な記録。1946年2月16日撮影とあり、この1年と6日後の２月22日に宮澤の無念の命が尽きた。その75回目の2月22日が世情似かよる中やってくる。

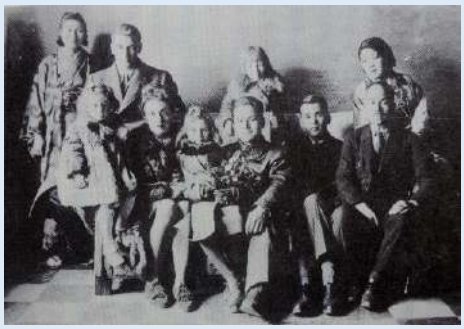

マライーニと家族が母国に帰るにあたって撮影したもので、前列中央が宮澤弘幸、後列左から２人目がフォスコ（１９４６年２月）

石戸谷滋は青森県生まれ弘前在住の世情に鋭い研究者。本著には宮澤弘幸の他、マライーニと交流のあった日本人の友人知己との受難を介しての埋もれた記録の数々が収録されている。マライーニとその家族も母国イタリアの政権交代後は敵国人とされて強制収容所に押込まれ苛酷な扱いを受けている。受難の記念写真は、宮澤弘幸にとって生前最後の１枚かもしれず、元気そうな面影が、かえって痛々しく迫る。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

号外　2021 年 2 月 22 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

宮澤弘幸さん七十五回忌、追悼・顕彰を

秋間美江子さんの遺志も継いで

今日、２０２１年2月２２日は、宮澤弘幸さんの七十五回忌です。昨年１０月２５日には、妹・秋間美江子さんが住んでいたアメリカ・コロラド州ボルダーで亡くなりました。９３歳でした。宮澤弘幸さんは法律の下での「スパイ」冤罪を晴らされることなく、秋間美江子さんは「スパイの家族」の汚名のままこの世を去りました。７４年前に無念を胸に事実上獄死した宮澤弘幸さんと、その無念を引き継ぎ、「冤罪」を告発し続けて家族のもとへ旅立った秋間美江子さんの半生を追悼・顕彰する思いを込めての墓参にしたいと思います。

秋間美江子さんを励ました夫・浩さん

昨年は、ポーリン・レーンの手記が発見されるなど新たな史料や既存資料の重要な見直しが相次ぎ、冤罪の真相を究める上で大きな進展がありました。その中でも、秋間夫妻の担った役割の大きさが改めて浮き彫りになっています。

運動化の発端は、宮澤弘幸が兄事したフォスコ・マライーニと秋間夫妻の運命的な再会でした。１９８６年秋、マライーニの国際交流基金賞受賞を知った夫妻がアメリカから授賞会場の東京へと駆けつけ、待ち受けた朝日新聞記者・籔下彰治朗の取材を受ける中で上田誠吉・弁護士の著作『戦争と国家秘密法』に出合いました。

ここに、キーパーソンが揃ったのです。籔下記者は初めて全国に伝わる冤罪告発の記事を書き、上田著作を熟読した秋間浩は上田弁護士に直接手紙を書き、感銘を受けた御礼を述べると共に、核心に迫る本格的な真相究明を訴えかけました。

同時に、夫妻の間でも事の重要性を話し合い、折からの国家秘密法反対運動に際して、秋間美江子さんは初めて反対集会（1987 年 3 月・東京）の壇上に立ちました。「美江子が口を閉ざしていてはまた同じ悲劇が繰り返される」と、夫・浩の強い励ましと支援を受けての決断です。この励ましは浩が先立つまで終生重ねられ、以来、アメリカと日本を何度も往復してスパイ冤罪被害の語り部となった美江子さんの一番の支えとなりました。２０１３年の「真相を広める会」発足後は、安倍政権が画策した「秘密保全法」阻止のために一体となって活動されたこと、多くのみなさんの知るところです。（その半生と活動の軌跡は、冊子「追悼　秋間美江子さん」をご覧ください＝本会ホームページに全文掲載）。

北海道大学の責任は重大である

北海道帝国大学は、自学の学生が「スパイ」の濡れ衣を着せられたにも関わらず、事実上見殺しにしました。戦後もこの恥ずべき姿勢を変えることなく、事実を発掘して総括することも怠ってきました。しかしながら本会が行った宮澤弘幸の名誉回復申入れと、秘密保護法反対運動が高まる中で、ようやく事実関係の調査を行いました。２０１４年５月７日の秋間美江子さん同席の北海道大学との交渉で、三上隆・副学長は「宮澤事件は冤罪であった」と明言し、風化させないために、『宮澤賞』創設、関連資料の整理・公開、１５０年記念誌では正史に位置づける等を約束しました。

しかしながら最近の北大はこの表明を誠実に実行する姿勢にないと伝わってきています。「真理に倚ってたつ自主独立の自修心」の教育理念に悖る姿勢でよいのかが問われています。

（２面へ）

宮澤雄也さん　1890(明治 23). 1. 25～1956. 4. 14

宮城県出身、旧伊達藩士の血筋を引く。工学院から早稲田大学を出て横浜電線、ほどなく藤倉電線（1885 年創業の大手）へ。社長に見込まれてドイツへ留学。技術畑で実績を上げ、敗戦前後には藤倉電線富士工場の工場長でした。戦後定年退職。子会社・弘電社社長を務めました。享年 65。

とくさん　1895(明治 28)7. 21～1982.

父親は近江商人の血を受け継いで、横浜で生糸を扱って成功した松浦吉松さん。戦後のとくさんは、貸本屋をはじめ現金収入の得られるものなら何でも取り組む才気煥発でした。老後、浩・美江子さんが住むボルダーに近いコロラド州デンバーに移住し死去。享年 86。

弘幸さん　1919(大正 8). 8. 8～1947. 2. 22

雄也、とくさんの次男（長男は 0 歳で夭逝）。豊多摩郡代々幡 175（現在の代々木あたり）生。1932 年山谷小学校（小田急線・参宮橋そば）、東京府立第六中学校（現・新宿高校）入学。２年～５年級長、５年間皆勤。器械体操、水泳、柔道初段。英・国・数の成績良く５年間通し 250 人中 5～18 番。学籍簿に「志操堅固」。また幼少から弟妹一緒に英語の個人教育を受け、読書好きで快活でした。1937 年府立六中卒。第一高等学校理科甲類受験失敗。北大予科甲類合格。全学的学友会「文武会」理事。1938 年フォスコ・マライーニと出会う。1939「ソシエテ・ドュ・クール」参加。1940 北大工学部電気工学科へ進学。1941. 5 満鉄月刊誌「満鉄グラフ」に「大陸一貫鉄道論」載る。同月、千葉県習志野の陸軍戦車学校の機械化訓練講習会に参加。6 月海軍依託学生試験合格、月 45 円の手当受給。そして 12 月 8 日……。敗戦後釈放されたが、獄中で衰弱。享年 27。

晃さん　1924(大正 13). 3. 31～1964.

慶応義塾大学から学徒動員で海軍航空隊パイロット。前年 1943. 10. 21、明治神宮外苑競技場での出陣学徒壮行大会で在校学徒代表として「壮行の辞」を述べる予定がスパイ嫌疑をかけられた弘幸の弟と知られ外される。戦後復学して藤倉電線から三井物産へ。長崎原爆直後、被災調査の上空飛行で被爆し白血病に。1964 死去。享年 40。

美江子さん　1927(昭和 2). 1. 27～2020. 10. 25

大妻女子専門学校から津田塾で学ぶ。戦後、兄弘幸を慰労する旅の途中、阿寒湖で秋間浩さんと出会い、のち結婚。浩さんの転職でアメリカ中西部コロラド州ボルダーへ移住しました。享年 93。

スパイ冤罪事件を風化させてはならない

宮澤弘幸とレーン夫妻らが検挙された１９４１年から今年は８０年、宮澤弘幸が事実上獄死してから７５年となります。唯一の遺族だった秋間美江子さんが逝ったことは、事件の直接の当事者がいなくなったということでもあります。

しかしながら弾圧事件の残酷と、それをテコにした戦争への道を阻止出来なかったという歴史を反省する立場に立つならば、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を今後に伝える努力をしっかり継がねばなりません。

その立場から本会は、確認し得た事実を記録として残す努力を重ねてきました。『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』（2014 年）をはじめ、『総資料総目録』（2018 年）、『同・補遺』（2020 年）『国家権力犯罪に時効はない』（2019 年）等を刊行し、「事務局たより」発行を月刊ペースで継続し、ホームページでそれら全てを公開しています。同時に、秘密法反対全国ネットワークに参加し、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟、レッド・パージ反対全国連絡センターとの連携に努め、２０２０年１２月には『検証　良心の自由　レッド・パージ 70 年　新聞の罪と居直り―毎日新聞を手始めに』を刊行しました。

国家権力は弾圧の歴史・証拠を一切隠滅します。その現実を嫌と言うほど知らされた我々は、知り得た事実と運動の軌跡を全て遺すべきだと判断しました。80 歳前後となった３人の常任・事務局員もいずれ宮澤さん一家と同様に世を去ります。しかし遺した資料が、国家権力犯罪を告発し、立ち向かう武器となって欲しいと願うからです。

事務局＝福島清、根岸正和、水久保文明

宮澤弘幸七十五回忌墓参

気温 20℃と暖かくなった 2 月 22 日､午後 1 時から新宿･常圓寺で、宮澤弘幸追悼・顕彰　七十五回忌墓参を行うとともに、昨年 10 月 25 日に 93 歳で永眠した妹・秋間美江子さんのご冥福を祈りました。

墓参後、境内で村瀬喜之さんの司会でミニ集会を開催。94 歳の梁田政方さんはじめ参加者全員が、近況報告を中心に発言しました。

安倍・菅と続く政権は、平和憲法を完全否定した上で、秘密保護法（2013 年)、戦争法（2015 年)、共謀罪法（2017 年）成立を強行し、「戦争」と「弾圧」意図を隠していません。「引き裂かれた青春」の残酷を繰り返させないために、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相をさらに広める行動を続けていきたいと考えます。

【参加者】

◇北大ＯＢ＝梁田政方、不破秀彦、渡邊卓、伊藤陽一、泉定明、国吉昌晴、向山征哉、田畑保、湯原宏、村瀬喜之、橋本良仁、平田更一、大我晴敏、吉田万三◇毎日新聞ＯＢ＝赤川博敏、石塚勝

◇秘密法廃止実行委員会＝久保博夫

◇富士国際＝太田正一

◇真相を広める会事務局＝水久保文明、福島　清　（敬称略）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 53 号　2021 年 3 月 5 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

国家権力犯罪に“時効”はない

『検証 レッド・パージ70年』を読んで　感想と意見

２０２０年１２月３１日付で発行した『検証　良心の自由　レッド・パージ 70 年　新聞の罪と居直り―毎日新聞を手始めに』は、弾圧犠牲者のご家族、本会会員はじめ、憲法擁護のために活躍されている学者、弁護士、ジャーナリストのみなさんなど約３５０人にお届けしました。感想・意見を頂戴しましたので紹介します。

あの頃に戻らせないために

竹下　南（小林登美枝さん二女）

この度は「検証 良心の自由 レッド・パージ 70 年 新聞の罪と居直り―毎日新聞を手始めに』をお贈りいただきありがとうございました。

私どもの父小林勇、母小林登美枝における「レッド・パージ」についても取り上げていただいており誠に恐縮に存じます。すでに二人とも鬼籍に入っておりますが、このことを知ったらどんなに喜ぶことでしょうか。さっそく報告いたしました。

貴運動の一つである「レッド・パージによる被害者の名誉回復と国家賠償を求める請願運動」は両親の終生宿願となっていたテーマと重なります。それらは今もって成就されておらず、この度の検証作業の一環に加えていただきましたことに両親になりかわり感謝申し上げる次第でございます。

さっそく拝読させていただきました。当時全国で３～４万人ものレッド・パージ被害者がいて、たよりであるはずの労働組合が「仲間である被害者を切り捨てた」という現実。読み進める中で、夫婦揃って国家権力によって突然人生の先行きが閉ざされてしまった二人の無念さが今さらながら強く伝わってまいりました。

レッド・パージについては、昔から父母の会話に登場しておりました。しかしながら子どもにとっては決して楽しい話ではなく、積極的に質問したり話を掘り下げて聞くということはありませんでした。(レッド・パージネタはよく夫婦喧嘩にも……)　今、思えばもっと寄り添い丁寧に深く話を聞いておけば、と悔やまれます。

関千枝子様、明珍美紀様にも、どうかよろしくお伝えくださいませ。

これからどのような世の中になるのでしょうか。あの頃に戻らせないために、皆様の一層のご活躍をご祈念申し上げます。

GHQ権力のすさまじさと日本の弱腰

嶌　信彦（毎日新聞ＯＢ）

「検証　レッド・パージ 70 年」ありがとうございました。嶌家の関係者（妹 2 人、長男、長女）はみんな喜んでいます。昔の本が今日によみがえるとは思ってもいませんでした。それにしても昔のＧＨＱの権力のすさまじさと日本の弱腰には驚くばかりです。

父の本を久しぶりに読み返し、私にも懐かしい思いがしました。いい本を書いておいてくれたと感じています。大住さんによろしく。

同じ過ち繰り返さぬ「武器」に

澤田　猛（毎日新聞ＯＢ）

かつて新聞社にもレッドパージの嵐が吹き荒れたことは知ってはいたが、今回出版された『検証　良心の自由　レッドパージ 70 年』を読んで、レッドパージで新聞社を追われた仲間たちのことを考えると、これまでレッドパージの実相を知らなかったことに忸怩たる思いがする一方、新聞社に 30 年以上在籍し、ブン屋稼業をしてきた者にとって、この本にはまさに衝撃的な内容が記されていた。

敗戦後の占領下でレッドパージ当時のマッカーサー書簡は日本国憲法で定められた内容をはる（２面へ）

（１面から）かにしのぐ超法規的なものだったにしても、当時の新聞社の労働組合、毎日新聞労組を含め、社を追われていく仲間たちに、労組として救済や援護の手をなぜ差し伸べられなかったのか。米国サンフランシスコで調印された対日講和条約が発効し、それまで日本をワシづかみにしてきた占領軍の最高司令官マッカーサーから解き放たれ、晴れて「独立」した後においてさえ、解雇通知を理不尽な形で突き付けられ追われていった仲間たちに、労組はなぜ彼らの人権を回復させ、救済・援護しようとする取り組みをしなかったのかと慄然とした。いったい誰のための組合なのか。怒りが込み上げてきた。

毎日新聞の場合、社を追われた人たちは 49 人。このなかに私が毎日新聞の入社に先立ち、お世話になった方がいた。『レッドパージ 70 年』のなかに、たびたび名前が出てくる「田村五郎」という方だった。私は最初の入社試験で筆記試験はパスしたものの面接試験で落ち、いったん社会人になった後に再度、毎日の入社試験に挑戦するとき、ツテを頼って先輩記者の話を聞いておこうと、田村さんを紹介され、JR 渋谷駅近くにあった東急沿線新聞社を訪ねた。田村さんは当時、同社の代表を務めていたように記憶している。

田村さんにその後、お会いしたとき、「毎日新聞の政治部にいて、たまたま代々木担当（渋谷区代々木に共産党の党本部があり、この場合、代々木といえば共産党を意味する）をしていたことが、レッドパージで会社を解雇された理由だな」「戦争中は陸軍の報道班員としてビルマ（現ミャンマー）に赴き、暑い中なかで仕事をしていたよ」と記者時代を振り返った。古巣の毎日新聞に対する恨み節は一切なく、その穏やかな語り口が今でも印象に残っている。

田村さんと同様に社を解雇された嶌信正さんの裁判所に提出された陳述書を読めば、レッドパージで解雇通告を受けた人たちがマッカーサー書簡によって、会社を生かすために生けにえにされた被害者だったことが分かる。嶌さんのご子息が同じ毎日の先輩記者である信彦さんであること、そのご尊父が田村さんとともに、東急沿線新聞社を創立したことも、この『レッドパージ 70 年』を読んで初めて知った。

毎日への再度の入社試験で採用が決まったとき、田村さん宅にお礼を兼ねて毎日入社の報告にお邪魔した。その後は毎年、年賀状を出すだけで、再びお会いすることはなく、ある年にご家族から田村さんが旅立たれたご訃報の葉書をいただいた。私事にわたるようなことはここで打ち止めにしたい。

『レッドパージ 70 年』はマッカーサーという強大な権力を前にして、会社ばかりか労働組合までもが絡め取られた。会社側はともかく、「独立」後においてさえ、不当に解雇された仲間たちを救済・援護することを顧みなかった当時の労組の一番痛いところを突いていた。

最後にもう一言。過去の過ちをきちんと検証しておかないと、同じような過ちを将来、再び犯すというのが世の常だとしたら、かつてのレッドパージのなかで解雇された仲間たちに見せた労組が、将来あるかもしれない超法規的な権力からの弾圧に対し、同じ過ちを無反省に再び繰り返す恐れがないと誰が確信を持っていえようか。『レッドパージ 70 年』はそんな風にも読めてくる内容だったし、そういう警鐘を鳴らしているようにも思えた。

それだけにレッドパージの検証はかつての轍を踏まない、新聞を含めたメディアが権力に抗っていく「武器」にもなる。丸い卵も切りようによっては四角に切れる。問題はどういうメスの入れ方をするか、どういう向き合い方をするかだと思う。『レッドパージ 70 年』はそうした問題提起を私たちにしてきていると受け止めたい。

と同時に、『レッドパージ 70 年』は分厚い本であるうえに、手に渡る読み手は自ずと限られているのが残念。僭越ながら原稿の量を厳選した上、その内容に膨らみを持たせ、写真のほか図表や地図などを加えてビジュアル化し、多くの一般読者の手に渡るよう、お手ごろな値段の単行本化をご検討していただきたい。良い本が必ずしも一般読者に届くとは限らない。そこはご工夫を。内容が濃く、考えさせられる問題が多いだけにモッタイナイ！

『レッドパージ 70 年』出版の企画、制作、編集に携わった方々、ご苦労さまでした。

レッド・パージは国家的な犯罪行為

梁田　政方（北海道大学ＯＢ）

いまこの時期に「レッド・パージ」について、まだ解明されていない多くの分野に光をあて、改めて究明するとともに、そこから導きだされる教訓を今後の労働運動・大衆運動に生かしていくことは大いに意義あることだと思います。それほどレッド・パージには多くの問題がかくされていると私は思っています。

私自身が経験したことだけをあげても、東宝争議、国鉄職場放棄闘争、北大イールズ闘争、三菱下丸子、東急労組、富士重工三鷹工場、文京区共同印刷工場など多くの分野にわたっています。

しかし、レッド・パージは、直接朝鮮戦争に結びつき、下山、三鷹、松川、それに私の考えでは白鳥事件なども含めて多くの謀略事件をその背景にもつ国家的な犯罪行為だと思います。

当時、私も含めてレッド・パージの犠牲者は大きな苦労を重ねました。私たちは今、その犠牲の上で闘いを引き継ぎ、さらに闘っているのだと思い（３面へ）

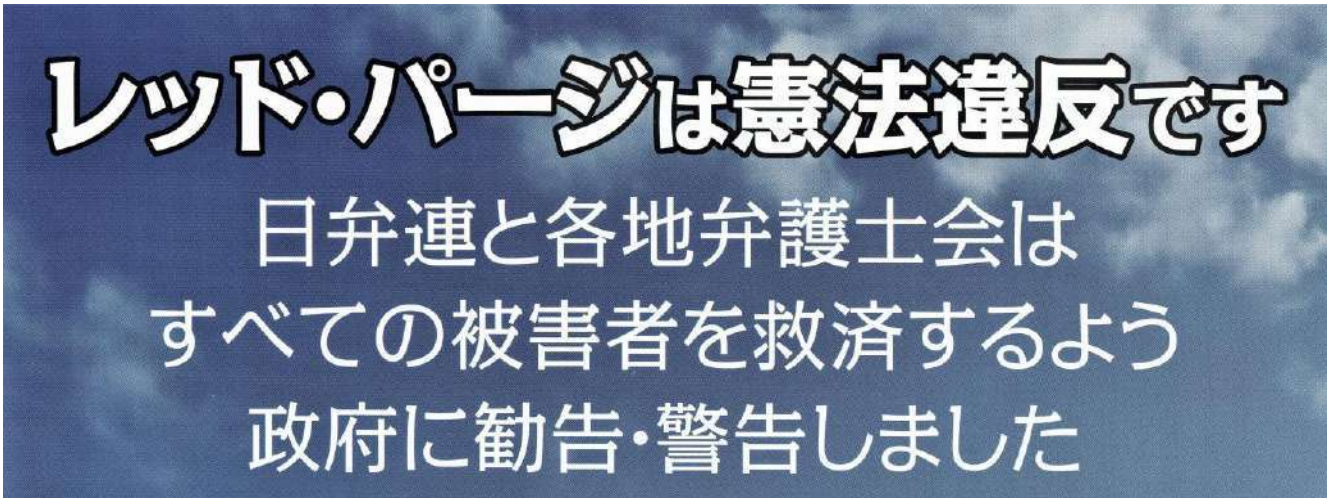

（２面から）ます。あの頃の純真な気持ちに立ち戻って、今後この国のあり方について論じてみたいと気がしないではありません。

もっともこの年齢（93 歳）になっては気持ちはあっても成し遂げることは到底不可能ですが……。

いずれにしてもまとめていただいたこの貴重な記録を読み返し若き血をたぎらせたいと思います。

（千代田区労協のある）神田三崎町は懐かしい所です。まだ周囲は焼跡でその中に一つだけ小さな土蔵がありました。そこが印刷出版の労組事務所でした。そこにたむろして近くにあった炭労本部の大会の動向を見守っていたことを思い出します。１９５２年のことでした。この炭労大会で武藤委員長が失脚、総評代表も解任になりました。総評がニワトリからアヒルになる一つのきっかけでした。私にとっても本格的に労働運動に目覚めるきっかけになった大会でした。

レッド・パージが新聞界を襲った意味

関　千枝子（毎日新聞ＯＢ）

「検証　レッド・パージ 70 年」ありがとうございました。大住さんが“70 年”にこだわり」、どうしても２０２０年中に出すという覚悟らしいので、そんなの無理じゃない？　と思っていたのですが、さすが剛腕・大住、改めて感心しました。

池田一之さんの記事、覚えている人もなく、なかなか見つからないと聞いて心配していましたが、時間がかかったけれど、見つかって良かったです。でも当時、毎日新聞をやめている私が「（池田さんは）よくレッド・パージのことを書いたな」とびっくりしたのに、大勢の方々が全く記憶しておられなかったこと、ショックでした。

とにかく、小林登美枝さんも、池田さんの取材をとても喜んでおられたので、小林さんの晩年に、よく声をかけていただいた後輩として、この冊子ができたことうれしいです。

私、ほかの新聞社でパージにあい、本当に苦しんだ人知っています。レッド・パージがまず新聞界をおそったこと、その意味を今の方々がもっともっと知るといいですね。“70 年”と言うのは大変な年月ですから。

私が大学に入ったのもあの年。学内はレッド・パージ反対のデモがうずまいていました。大学の闘争、いろいろあったけれど、大学はレッド・パージをくいとめたのですから。

（関千枝子さんは去る 2 月 21 日、88 歳で永眠されました。小林登美枝さんに関する貴重な証言と、池田一之記者の記事があることを教示くださいました。ご冥福をお祈りします）

思想、良心、表現の自由を守る糧に

増本　一彦（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部会長）

宮澤弘幸氏等に対する謂われない言語道断の弾圧所業の事実は、北海道組織の報告によって、皆さんの運動を通して知ることができ、北海道大学に対する宮澤氏への謝罪と名誉回復と顕彰の事業にも多少の協力をさせていただいてきました。

治安維持法下の侵略戦争と植民地支配の阻止、平和と自由・人権保障の確立を求めた闘いと抵抗は、多くの良心的な人々に影響を与え、これがポツダム宣言第 10 項後段の「日本国政府は日本国民の間に存する民主主義的傾向に対するいっさいの障害を除去すべし。言論、宗教、思想の自由並びに基本的人権の保障は確立せられるべし」の規定となって、後の日本国憲法の礎としての国際的承認を獲得したのです。

そして、敗戦後は、彼ら弾圧犠牲者等と平和と民主主義の実現に奮闘した国民大衆が国際的な援助も受けて日本国憲法を確定したのでした。

レッド・パージは、この日本国民大衆の獲得物を真逆に否定するものであり、戦前・戦中から生命を賭して闘い抵抗してきた治安維持法犠牲者等と（４面へ）

（３面から）戦後の『日本の平和的・民主的再建』のために活動してきた日本国民大衆の解放闘争の歴史に対する重大な挑戦でありました。

しかし、日本国民は「不屈」にレッド・パージ攻撃を克服してきております。レット・パージから 70 年と言う長い時間が経過していますが､「市民と野党との共同」の世論と運動がようやくにしろ発展しつつあり、色々な反動攻勢もあるでしょうが、今後の努力では、治安維持法犠牲者等への名誉回復とともにレッド・パージ犠牲者等に対する名誉回復も実現できるようになるでしょう。

植田泰治氏らの映画製作の活動も進んでおります。皆さんが編集・制作されたこの「レッド・パージ 70 年」が、思想・良心・表現の自由を守り発展させる諸活動の大きな学習の糧となると思います。

私も、この書籍の普及に微力ですが、お役に立てるように努力したいと思います。

レッド･パージの残り火は消えていない

渡辺眞知子（東京女子大ＯＢ）

『検証　レッド・パージ 70 年』をお送り下さいまして、まことにありがとうございます。いわれのない誹謗中傷による苦難の人生が織り込まれた本書を読むには、大きな気力を要しました。私の遠縁にあたる人も、レッド・パージに遭い、日本放送協会を去って、険しい道のりを歩んだと聞いています。

私は、放送局で番組を作っていた弟が自死して信仰を持ち、日本聖書神学校（東京・目白）に入学しました。私の傍らにあった『イエス・キリスト』（1966 年三一書房）の著者・土井正興氏が、26 歳で毎日新聞を解雇されていたことを初めて知りました。土井正興氏の長女すみれさんの告別式の司式をされた牧野信次牧師は、旧知の方でもありました。

今私は、（私の母校でもある）東京女子大在学中に 3・15 事件（1928 年）で逮捕され拷問を受け、24 歳でその生涯を終えた伊藤千代子を描く映画製作を支援しています。

当初映画製作に好意的だった友人は、伊藤千代子が共産党員だったことを知ると態度が変わり、気がついた時には友人関係そのものが消え去っていました。

ちまたで話題になっている「共産党さんは、やってることは素晴らしいんだけど、党名がねぇ…」という話も同様で、レッド・パージの残り火は、70 年を経た今でも消えてはいません。否、大きく燃え上がるその時を待っているかのようでもあります。

この良書が多くの心ある読者に届き、公正・正義・平等という普遍的な価値に開かれた社会になりますようにと祈り願っています。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！　㊸

アメリカ人家族の目

『日本を写す小さな鏡』

レーン夫妻の 4 女・ヴァージニアの夫アール・マイナーの著作。長めの序文で、夫妻と家族の受けた冤罪被害の概略を織込み、日米戦争を挟んでも切れることなかった個人同士の絆に目を向けている。個々の事実関係では正確さに欠ける部分もあるが、アメリカ人家族が事件をどう受け止めたのか、貴重な記録となっており、著作自体を夫妻と日本人に捧じてもいる。

1987年9月30日、北大同窓生が開催したレーン夫妻偲ぶ会に出席したレーン家の6人の姉妹

原文は英文（A Little mirror of Japan）ながら最初から日本語訳での出版を企図、英文学の吉田健一訳で 1962 年筑摩書房から発刊された。著者は京都に住むなど訪日経験篤く、日本人および日本文学に堪能で日本人論としても目から鱗、楽しく読める。半面、耐え難い冤罪を挟みながら日本永住を果たしたレーン夫妻の心奥に培われた日本観を、図らずも本著が明かしているといってもよく、日米にかかる事件の位置づけを知るうえで欠かせない一冊となっている。

◆　　◆　　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相　　第 2 部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】　2020 年はあの敗戦から 75 年目でした。戦争体験者が年々少なくなっていく中で、多くの新聞は「戦後 75 年」企画を展開しました。しかし 70 年前に新聞・通信・放送 49 社、701 人が「問答無用」で職場を叩き出されたレッド・パージについての発掘・検証はほとんどありませんでした。毎日新聞を追われた鳶信正さんが遺した資料がきっかけになって刊行したのが「検証　レッド・パージ 70 年」です。ほぼ 1 年間、大住広人さんが資料発掘と執筆に集中してくださいました。被解雇者の残酷を明かにし、新聞経営者たちの責任追及はまだまだです。本書がその第一歩になることを期待しています。　　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 54 号　2021 年 5 月 7 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「デジタル関連法案」「重要土地等調査・規制法案」「入管法改悪法案」

国民監視・弾圧法案を許すな！

「政府が進めるデジタル化は市民のためではなく国や大企業のためだ。巨大システムで個人情報を一元管理することは極めて危険だ。分散管理・情報公開・監視制度を確立すべきだ」と厳しく指摘する山田健太・専修大学教授＝5.6 院内集会

菅政権は、今国会で、国民監視・弾圧法となる「デジタル関連法案」ならびに「重要土地等調査・規制法案」を強行採決によってでも成立させようとしている。これら悪法は、安倍政権が強行成立させた特定秘密法をはじめとする戦争への道をさらに一歩進め、国民を直接監視・弾圧するものだ。さらに外国人を対象とする「入管法改悪法案」は、難民を〝犯罪者〟に仕立てて排除するものである。これは国連人権基準に反すると国連特別報告者が厳しく批判している。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を知り、冤罪を仕立てた権力を糺し、真相を広める活動を展開してきた我々は、この３悪法が強行成立されようとする事態に強い危機感を覚える。３悪法の成立阻止へ、断固たる闘いを訴えたい。

国民敵視・腐敗極まる菅政権

７年８カ月続いた安倍政権は、憲法改悪を前面に押し立てつつ、大企業・カネもち優先政策を強行し、もって所得格差を広げ、国民生活を破壊した。加えて実質改憲（憲法違反）といえる「集団的自衛権行使閣議決定」（2014 年 7 月）、「特定秘密保護法」（2014 年 12 月施行）、「安保法制＝戦争法」（2016 年 3 月施行）、「共謀罪法」（2017 年 7 月施行）の成立を国民の反対を押し切って強行させた。

「特定秘密保護法」は、先の大戦の戦争法である「軍機保護法」と同根であり、「共謀罪法」は、同じく戦争推進の「治安維持法」と同質であり、国家権力にとって国民弾圧の武器となった。**「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」**は、その具体的な現れのひとつだったことを改めて銘記させられる。しかも安倍政権の汚れたもう一方の手は、国政を私物化し、嘘・隠蔽・改竄を強行して恥じなかったことを忘れてはいけない。

2020 年 9 月に成立した菅政権はさらに悪質・腐敗極まっている。就任早々、日本学術会議の会員任命にあたって、政権の意に反する６人に対し排除の論理を以て任命を拒否した。その一方で、自らの実弟や長男を自らの息のかかった総務省関連の企業に就職させることで国政を捻じ曲げる事態を引き起こしている。

さらには、巷間、権力と金で手なずけた支持基盤と伝えられる国会議員らが続々不祥事を引き起こしている。安倍政権の悪弊である政治の私物化だけは見事に引継ぎ、政治家としての品性・指導力が疑われる事態となっている。

そして今、開会中の第 204 回通常国会で、菅政権は安倍政権を超える悪法を成立させようと躍起になっている。以下３つの悪法について、世論を喚起し、国会においては野党に徹底追及を要請し、必ず成立を阻止しなければならない。

マイナンバーで国民を丸裸にする「デジタル関連法案」

デジタル関連法案の正式名称は「❶デジタル社会形成基本法案」「❷デジタル庁設置法案」「❸デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」「❹公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」「❺預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」（内閣委員会）と「❻地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」（総務委員会）の６法案である。

この法案は 2 月 9 日に閣議決定し、4 月 2 日、衆議院の内閣委員会をはわずか 27 時間余の審議で可決し、6 日の衆院本会議であたふたと可決し、参議院に送付したのである。

閣議決定された段階でこの法案の危険性は指摘されていた。まず組織形態だ。デジタル庁は内閣におき、その長は内閣総理大臣で、関係行政機関の長に対しても指示できることになっている。内閣総理大臣が各省を指揮監督する際は閣議決定が必要である。ところがデジタル庁業務では、実質総理大臣の専決となり、内閣総理大臣の名において閣議にも国会にも諮らず自由自在に企画立案し、関係省庁に指示することが可能になる。

さらに定数 500 人とされるデジタル庁職員のうち、100 人は民間の IT 企業から兼務で採用される。元朝日新聞記者の小笠原みどりさんは、コロナ禍で経済活動が縮小する中で、楽天やソフトバンクグループ、世界ではアマゾン、アップルなどが「ステイホーム」で莫大な利益を上げていると指摘している。

山田健太・専修大学教授は、5.6 院内集会で「政府が 2024 年までに全国民に事実上強制する計画のマイナンバーは、健康保険証、自動車運転免許証にもつけられ、さらに収入（借金）、健康状態（服用薬）、前科前歴（車の違反）、学業成績、介護・生活保護情報、土地売買の履歴、生体情報（顔認証、指紋）、思想信条（原発や基地への賛否）、民間情報もひも付けされる」と指摘した。つまりデジタル関連法案が成立すれば、国民の食生活、健康、教育、医療、介護に関する個人情報のほとんどが関連企業に筒抜け同然になる。すでに権力私物化を強引に進めている菅首相がすべての権限を持つデジタル庁と、関連する IT 企業が一体になったとき、国民生活がどうなるかは、容易に想像がつく。

個人情報保護についてはこれまで自治体が個人情報保護条例を制定して保護してきた。しかし今回の法案には個人情報保護の視点が全く欠落しているだけでなく、デジタル庁が一括管理して「利活用する」というのだからとんでもない落とし穴となる。

衆議院本会議では、自由民主党、立憲民主党、公明党、日本維新の会、国民民主党は賛成し、反対は日本共産党だけだった。国民を丸裸にする法律を許していいのか。与野党とも賛成した政党は再検討すべきだ。

意味のない「付帯決議」

衆議院内閣委員会での審議では、政権与党と立憲民主党、国民民主党の合意によって 28 項目の「付帯決議」がつけられた。この「付帯決議」には「本法の運用にあたっては、デジタル化の推進が国民を監視するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないようにする」「情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようにする」「デジタル庁への民間からの人材確保に当っては、特定企業との癒着を招くことがないように配慮する」「大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底する」――等々とある。

これらで合意できたのなら、そのまま法案本体に織込むのが立法の正道というものだ。噴飯物とはこういう事を言うのだろう。デジタル関連法案は、この付帯決議と真逆の仕組みになっている。

なぜか。政権与党が合意に応じたのは、付帯決議には法的拘束力がないからだ。権力とその与党にとっては法案を成立させるための便法に過ぎず、成立と同時に忘れ去られるのが常識になっている。

われわれは、これを**「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」**で、しっかり学んでいる。「軍機保護法」にも重大な付帯決議が明記されていた。

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

――である。この決議が遵守履行されていれば、宮澤レーン事件は、事件そのものが成立しえなかった。なぜなら宮澤レーンの確定判決で、宮澤が探知したとされる軍事秘密の代表例は、海軍根室飛行場という衆人誰もが目に出来る存在だったからだ。これが法と法の運用における、この事件の本質である。

これは、80 余年前の戦争中だから起きた事件ではない。人心を離れた権力の常態であり、人心の監視が弱まれば、どこまでも野放図になる権力の本質とみなければならない。軍機保護法における付帯決議も、菅法案の付帯決議も炯眼であり、法本体が決議の真逆であることを雄弁に明記している。こんな法案を成立させてはならない。

軍機保護法の復活「重要土地等調査・規制法案」

3月26日に閣議決定した法案は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」という。注目すべきは「等」の文字が３つもあることだ。一見、対象を限定しているかに見せて、「等」をつけることで、際限なく拡大できるのが悪法の常套手段となっている。

その最悪の事例がさきに引用の「軍機保護法」だった。同法では秘密の対象を「作戦、用兵、動員、出師」としながら末尾に「其の他」を付け、後段で、「其の他」の範囲を陸軍大臣・海軍大臣の命令によって定めると明記することによって、実質、軍権力の恣意に任せることになった。「等」「其の他」は要注意。国家権力の意思でどうにでも解釈・実施できる法案を見逃してはならない。

防衛ジャーナリストの半田滋さんは「安全保障と理由にした法規制はやはり戦前、戦中にあった軍機保護法とも重なる。軍機保護法は軍事施設の測量、撮影、模写などを禁止しただけでなく、陸・海軍大臣が秘密と定めたものすべてが対象で、言論統制に使われた。有名なのは『宮澤・レーン事件』だ。1941年12月、北海道帝国大（現在の北海道大）の学生、宮澤弘幸さんと英語教師のハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻が軍機保護法違反の容疑で特別高等警察に逮捕された」「……安倍政権下で成立した特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法に続く4番目の法律として今回の土地規制法案があり、4法が成立することで『戦争法』シリーズが完結するのかも知れない。……これほどの重大が法案に対する野党や新聞・テレビの反応は鈍い。『週刊文春』と「赤旗」の特ダネをぼんやり待つような体たらくだから政府・与党のやりたい放題だ。いい加減、目を覚ませ」と警鐘を鳴らしている。

（本会注＝引用文中に「逮捕」とあるのは、正確には「検挙」。逮捕状による拘束ではなく、当時の官憲も「検挙」の語を用いている）

普天間基地ある宜野湾市民
丸ごと監視対象に
土地利用規制法案「まるで戦争前夜」

安全保障上重要な施設周辺の土地所有者らを監視し、罰則付きで土地利用を規制する「土地利用規制法案」が、連休明けの国会で審議入りする見通しです。沖縄県の米軍普天間基地周辺が区域指定された場合、同基地を抱える宜野湾市の住民は丸ごと監視対象にされかねません。

同法案は、米軍や自衛隊基地、原子力発電所などの周囲約1キロと国境離島を「注視区域」に指定し、政府に土地・建物の所有者らの個人情報と利用状況を調査する権限を与えます。調査は氏名、住所、国籍にとどまらず、思想信条や所属団体、家族・交友関係、海外渡航歴などに及ぶ可能性があります。

ど真ん中に基地

普天間基地は宜野湾市のど真ん中にあるため、基地の周囲1キロは市のほぼ全域に及び（図）、同市の人口約10万人が調査対象となります。施設等の「機能を阻害する行為」やそのおそれがあれば利用中止を命令し、応じなければ懲役や罰金を科します。基地反対運動の抑え込みにつながる危険があります。

同市新城の奥田千代さん（79）は「隣近所であることないことがうわさになり、疑心暗鬼に陥ってしまう。市民ががんじがらめにされる」と、市民の相互監視につながることを懸念します。「基地に反対するのは、戦争体験者の話を聞き、二度と戦争をしてはいけないという純粋な気持ちから。監視などせず、基地をなくせば済むことだ」と憤ります。

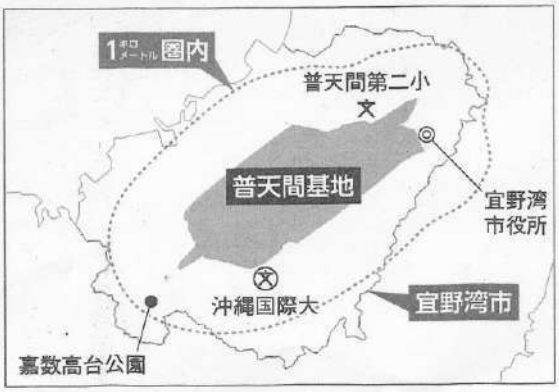

二重三重に不当

もともと普天間基地は、沖縄戦で上陸した米軍が住民を強制収容している間に、民有地や公有地を一方的に奪って造ったものです。宜野湾の知念吉男さんは「国際法に反して造った基地は無条件撤去が当たり前なのに、返還合意から25年も危険を放置して騒音被害を与え続けながら市民を監視するとは二重三重に不当だ。こんなに市民を侮辱するものはない。まるで戦争前夜のようだ」と話します。

しんぶん赤旗　2021年5月1日

難民を“犯罪者”に仕立てる「入管法改悪案」

3 月 6 日、名古屋入管に収容されていたスリランカ人女性が死亡したと報道された。亡くなった女性は、日本語を学ぶために来日したが、母国からの仕送りが途絶えて通学できなくなり、在留資格を失い入管に収容された。収容生活で体調を崩し、医師が治療すべきと診断したにも関わらず入管は無視し、死亡したのである。

世界人権宣言に加え、日本が批准している自由権規約や拷問禁止条約は、拷問の禁止や恣意的拘禁を禁止している。そこでは、収容はあくまでその人を拘束することが本当に必要なのかどうかを慎重に検討して、最短期間で最後の手段として使うものとされている。ところが日本は 1998 年以降、複数の国連人権条約機構から繰り返し受けている勧告を徹底無視しているのだ。

政府は 2 月 19 日に「入管法改悪案＝出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、今国会で成立させようとしている。現行入管法に違反して強制退去させられる来日外国人のうち 9 割は応じているという。それでも送還に応じない外国人は、「帰国すると命の危険がある」「家族が日本にいる」などやむを得ない事情があるからだ。

「週刊金曜日」入管法改悪特集（4 月 16 日号）では、4 つの問題点を指摘している。❶難民申請が 3 回超えれば強制送還の可能性❷「送還忌避」をすれば刑事罰の対象に❸当局への報告義務・制裁のある「監理人制度」新設❹在留特別許可の付与が限定的になる――だ。

この入管法改悪案に対して、移民の人権、拷問禁止、思想信条の自由の３人の国連特別報告者と、恣意的拘禁作業部会が懸念を表明し、日本政府に建設的対話を求める書簡を日本政府に送っているが、日本政府は無視しているのだ。

日本政府は 2017 年に「外国人技能実習制度」を改正した。しかし実態は技能実習は名目だけて低賃金で酷使している。難民受け入れも、先進国では最低で認定率は 0.4%だという。つまり日本政府は、金もうけになる観光のための入国者と低賃金・無権利労働者しか受け入れないのだ。

毎日新聞は、4 月 21 日社説で「国連高等弁務官事務所は懸念を表明した。人権理事会の専門家も『国際的な人権基準を満たしていない』と指摘している」と報道している。

世界から徹底批判されるような人権感覚しかない国に、オリンピックを開催する資格はない。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！　㊿

年度がわりに風化防止を提起

『北海道大学大学文書館年報』

レーン夫妻と宮澤弘幸ら、自学の教師と学生を見捨てた原罪を負う北大に『大学文書館年報』という年度末付で発行の学内報がある。その第５号（2010 年）６号（11 年）９号（14 年）に冤罪にかかる論考があり、５号と９号には、教授会記録をはじめ学内文書・記録類の写しがほぼ完全に収録されている。事件を風化させない原典であり、拠り所であるといっていい。

北海道大学大学文書館年報はホームページで公開されている。現在までに 15 号発行。

北大当局は、本会との交渉の席（2013・6、14・5）で、断片的ながら「事件が冤罪であること」「風化させないこと」を明言、具体的措置をとることも表明している。だが、その後は当局内に先祖返りがあったのか北大の姿勢は後退している。歴史の証言者でもある年報は眠らされたままだ。年度が新たとなれば新たな活力と智慧も入る。年報が発行される年度替わりを契機として、原典の再生と活用を念じて止まない。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相　　第 2 部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】半田滋さんの「安倍政権下で成立した特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法に続く 4 番目の法律として今回の土地規制法案があり、4 法が成立することで『戦争法』シリーズが完結するのかも知れない」の指摘が事態の深刻さを示していると思います。安倍・菅両首相がこれらを全部取り仕切ってきたとは思えません。陰で操っている連中が必ずいるはずです。それは一体誰なのでしょうか？　これら暴走を徹底的に批判した理論と運動があるにもかかわらず、それが世論とならない現実に頭がクラクラしてきます。「国家権力犯罪に“時効”はない」以上、運動にも時効はないことを噛み締めています。　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 55 号　2021 年 6 月 25 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「重要土地等調査規制法」「デジタル関連6法」

国民監視・弾圧法成立を糾弾する！

菅義偉首相は昨年９月の就任直後、「問答無用」の姿勢で暴走を開始した。日本学術会議の新会員６人の任命拒否だ。ついで今年 1 月 18 日に通常国会が開かれるや、国民生活破壊と国民監視・弾圧の悪法を次々と上程し、これらを強行成立させ、6 月 16 日にはオリンピック開催の是非、さらなるコロナ蔓延のリスクを控えながら、「国会の会期延長」を求める声を無視して、またもや「問答無用」と国会を閉会させた。

この事態をどう見るべきか。辺見庸さんは菅首相に対して「菅首相の『特高顔』が怖い」(『毎日新聞』2020 年 10 月 28 日付夕刊)と書いた。一連の菅言動は「顔」だけでない、「特高言動」「特高政治」だ。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」が国家権力によって仕組まれ、その手先が特高警察だったと真相を知る我々は、菅政治の暴走に強い危機感を覚える。

半田滋さんは、『週刊金曜日』（2021 年 4 月 16 日付）の紙面で「安全保障を理由とした法規制はやはり戦前、戦中にあった軍機保護法とも重なる」として「宮澤・レーン事件」を引用。「安倍政権下で成立した特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法に続く、４番目の法律として今回の土地規制法案があり、４法が成立することで『戦争法』シリーズが完結するのかもしれない」と警鐘を鳴らした。さらに言えば「デジタル関連６法」の正体は、マイナンバー制を梃にして全国民の動静を完全監視・管理するものとなる。

戦争法に連なるこの２つの法体制の正体を徹底的に解明して広め、廃止に追い込む闘いがいよいよ不可欠となっている。

本号では、この闘いの共有基盤となる旧・軍機保護法の成立にかかる歴史事実について、しっかりおさらいしておきたい。歴史事実にして、驚くほど現行政治の欠陥と運動の落とし穴を浮き彫りにしている。

なお対置される「重要土地調査規制法」は正式名を「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」という、ことさらに長く、正体を隠しているが、目先でごまかされないため、本稿では「国民監視規制・仮面法」あるいは「仮面法」と表記する。廃止を実現する断固たる運動の構築を呼び掛けたい。

（事務局）

「軍機保護法」は冤罪事件を引き起こした！

旧・軍機保護法は 1899 年（明治 32）7 月 15 日公布という古い法律で、全８か条の大まかな規制法だった。これが慮溝橋事件に始まる日本軍による大陸侵攻の中で抜本改定論議が起り、1937 年（昭和 12）８月 13 日公布の改定・軍機保護法となった。ほとんど新法といってよい大幅改定で、以後、軍機保護法と呼ばれるのは、この改定新法になる。

改定の柱は、①軍事上の秘密（軍機）の定義を整理し、秘密事項の決定権者を陸海軍大臣と明示し（第 1 条）、②刑罰を死刑にまで広げ、探知、漏泄をはじめ当該罪ごとの適用範囲を示し（第２条ほか）③刑罰の対象を「故意」「偶然」から「過失」にまで広げ（第７条）、④さらに漏泄の対象を区分けして「外国若は外国の為に行動する者」を特記することでスパイ法としての性格を強めた（第２条ほか）――となる。

中で、議会審議を通し最も厳しく論議されたのが①の「刑罰をもつて保護されるべき秘密とは何か」だった。つまり 「軍事上の秘密」という定義の厳正化であり、決定権を軍の専権に委ねる危険性だった。当時の議会の大勢がスパイ防止の強化に傾く中、なお良心、良識は毅然とあって、国民を不慮の危険にさらしたり、冤罪に嵌めてはならないとの議論が、とくに学識議員の在席する貴族院において健在だった。

堂々たる権力批判があった

「憲法の精神から　委任命令は成るべく少くすると云うことでなくてはならぬし、殊に臣民の権利義務に重要な関係あるものは、成るべく法律を以て規定すると云うことが、是が立憲精神でなくちゃならぬ」（帝国議会貴族院・軍機保護法改正法律案特別委員会・織田萬議員）――との発言はその代表といっていい。

これには軍当局も同意せざるを得ず、貴族院、衆議院の両院審議を通じ、「臣民を冤罪の危機に遭わすことがないよう厳正、限定して運用する」と繰り返し答弁している。その集約された言質が以下になる。

「本案第１条に謂う所の軍事上の秘密は、軍に於ける秘密中、統帥事項又は統帥と密接なる関係を有する事項に関する高度の秘密をいうのであります。即ち尋常一様の手段では探知収集することは出来ませぬ、不正手段を以て是等の秘密を探知収集する者を処罰するの意味であります。而して省令で示す事項でも、軍より公表したるものは秘密に属しませぬ」（衆議院軍機保護法改正法律案委員会＝昭和 12 年 8 月 4 日＝での陸軍政務次官・加藤久米四郎の答弁）「軍事上の秘密たることを知って故意に之を探知し又は収集した者だけを罰する、故意犯だけを罰すると云う趣旨を第２条で規定した」（同＝司法書記官・佐藤藤佐）。

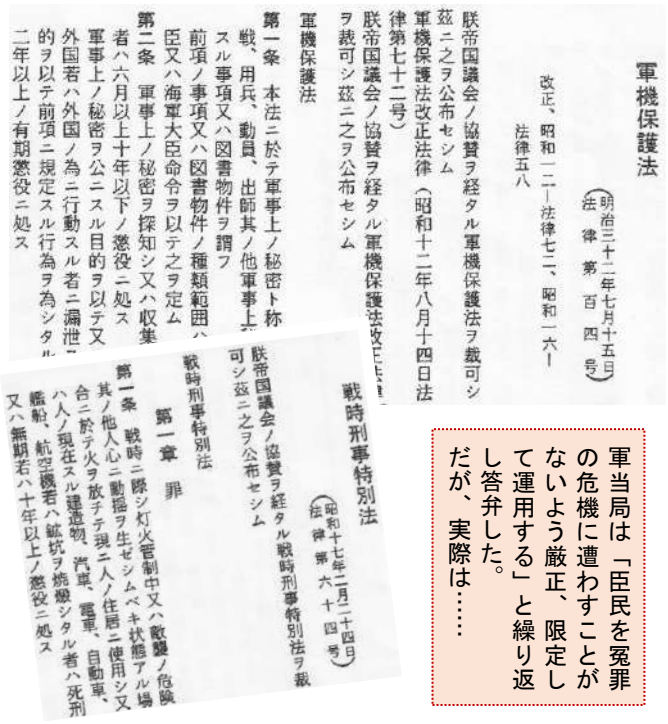
軍機保護法
（明治三十二年七月十五日 法律第百四号）
改正、昭和一二―法律七二、昭和一六―法律五八
朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル軍機保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
軍機保護法改正法律（昭和十二年八月十四日法律第七十二号）
朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル軍機保護法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
軍機保護法
第一条　本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上ニスル事項又ハ図書物件ヲ謂フ
前項ノ事項又ハ図書物件ノ種類範囲ハ臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二条　軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ処ス
軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄ヲ的ヲ以テ前項ニ規定スル行為ヲ為シタル二年以上ノ有期懲役ニ処ス

軍当局は「臣民を冤罪の危機に遭わすことがないよう厳正、限定して運用する」と繰り返し答弁した。
だが、実際は……

戦時刑事特別法
（昭和十七年二月二十四日 法律第六十四号）
朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル戦時刑事特別法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
戦時刑事特別法
第一章　罪
第一条　戦時ニ際シ灯火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動揺ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ火ヲ放チテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、自動車、艦船、航空機若ハ鉱坑ヲ焼燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ処ス

現代語に置換えれば、「軍事上の秘密」とは、統帥事項に関する高度の秘密で、尋常一様の手段では探知収集できない秘密であり、「探知罪」とは、「軍事上の秘密」であると知って、故意に不正な手段を以って探知または収集した故意犯だけを対象とする――であり、それがそのまま、それぞれの定義の真意になる。平たくいうと「秘密でないものを秘密に指定する恐れをいかに取り除くか」「犯罪にあたらないものを犯罪におとしめる恐れをいかに取り除くか」というのが議論の核心であり、共通理解として合意された。

踏みにじられた「付帯決議」

法案はこうした論議と合意を踏まえ、「本法に於て保護する軍事上の秘密とは不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」――との付帯決議を付けることで、全会一致、原案通り可決を容認した。

しかも、これには海軍大臣・米内光政が「三大臣を代表致しまして私から申上げます　法の運用に当たりましては　只今の付帯決議の御趣旨を 尊重致しまして、慎重考慮致しまして、誤のないようにやりたいと存じます」――と、議場で誓約している。（３面へ）

（２面から）　これを具体例に置換えれば、師弟関係にある学生が旅行から帰ってきて教師に会い、旅先での　見聞を屈託なく話し、教師も屈託なく聞いてその中に「海軍飛行場」の話が出てきたとしても、それは刑罰をもって保護するような「高度の秘密」ではないし、話す方も聞く方もそれが「軍事上の秘密」だとはつゆ思ってもいないのだから犯意はなく「侵害する者」にはあたらない――ということになる。

ところが、この具体例そのものである「官澤・レーン事件」では、法案審議での言質も、法と一体とされた付帯決議も完全に無視され、一審、大審院を通じ懲役 12～15 年の有罪判決となった。これは、どんな法律も法理も、そして歯止めも、法の運用者によって無視されれば無法同然となる歴史事実を現している。そこで、付帯決議および議会言質を外された後の「軍機保護法」本体の問題点を改めて実地に検証する。

すべての前提条件が無視された

第一条　本法に於て軍事上の秘密と称するは作戦、用兵、動員、出師其の他軍事上秘密を要する事項又は図書物件を謂う

これは日本語なのか。「秘密は秘密だ」といっているに過ぎない。個々に例示しているかにみせて、実は巧妙に「其の他」をはめ込むことで一切の枠も歯止めも外し、秘密の範囲を無限定無制限に広げている。実際、本件ではそのように適用している。

同条第二項　前項の事項又は図書物件の種類範囲は　陸軍大臣又は海軍大臣命令を以て之を定む

つまり軍が秘密だといったら秘密であり、しかも何の理由も根拠も示す必要のない絶対秘密になるよう仕組んでいる。本件・大審院判決では「根室飛行場」の存在について「海軍に於て公表せられざる限り、（公知の事実であっても軍機として）依然保持せられざるべからざる趣旨なること、同条第２項の規定により是亦明白」と強弁している。世間公知であっても、海軍が秘密だと言っている限り秘密だというもので、法理にあるまじき詭弁の典型というほかない。

第二条　軍事上の秘密を探知し又は収集したる者は六月以上十年以下の懲役に処す

探知とは何か。日本語では「探り知ること」（広辞苑）とあり、特定目的（犯意）を持って「探る」ところに意味があるが、本件では漠然とした「聴取」「目撃」「知得」をもって探知とし、大審院でもそのまま判示している。つまり、軍が秘密とした事象、事項をたまたま見たり、聞いたり、知ったりすると、その見聞、知得がそのまま探知罪になるという構図だ。犯意の有無等にかかわりなく犯罪とされるわけで、ここに冤罪をつくり出す基本構造が仕込まれている。

しかも、何が秘密なのかは全く国民に知らされていない。仮に公開すれば秘密漏泄になり、秘密にもしておけなくなるから、故に一切知らせられないという理屈だ。ここが秘密法の大きな矛盾となる。

第四条　軍事上の秘密を探知し又は収集したる者　之を他人に漏泄したるときは無期又は二年以上の懲役に処す

軍事上の秘密を探知し又は収集したる者之を公にし　又は外国若は外国の為に行動する者に漏泄したるときは　死刑又は無期若は三年以上の懲役に処す

この「他人に漏泄」とは、相手が（犯意の有無等にかかわらず）誰であっても、見聞、知得したことをしゃべると漏泄犯になるという意味だ。ひとたび特高（国家権力）によって軍事機密と断じられたら即スパイにされてしまう。そういう構造を露骨に法文化したのが軍機保護法だった。

さらにこの法律では、たとえ偶然に知得してしまった場合でも、「他人」に漏泄すれば同罪（第 5 条）となり、業務上で知得した者が漏泄した場合はもっと重罪（無期又は 3 年以上の懲役）となり、単に過失であった場合でも有罪（3 年以下の禁固）とされる。

また「他人」という用語にも独自の意味を持たせている。通りいっぺんに読めば第４条第２項の「外国若は外国の為に行動する者」＝スパイと対置しているようにみせて、「他人」の定義は示されていない。つまり、ここでの「他人」は「外国若は外国の為に行動する者」以外の全員と読み替えられ、ここに取締り対象を無限定、無制限に広げる根拠が仕込み込まれた。秘密の例示にあたって「其の他」を押し込んだのと同じ手口の仕込みである.

スパイ取締り強化という当時の国情では否定し難い正義を表看板にして、実際には戦争遂行を至上命令とする国家権力にとって思いのまま、気に入らない国民及び外国人を一網打尽にする冤罪法というのが軍機保護法の正体だった。これこそが「官澤・レーン事件」の本質であり、冤罪の根源であった。この国情といい、菅の問答無用といい、法の正体隠しといい、全て瓜二つに見えてくるところが恐ろしい。

「重要土地調査規制法」が、土地法制を装った国民監視規制・仮面法であることは、既に指摘した。法の形は、1899 年公布の軍機保護法と同時期に公布となった「要塞地帯法」と重なるが、その正体は国民弾圧の戦争法である軍機保護法と瓜二つの性格を内蔵している。そこで軍機保護法のおさらいを踏まえて、仮面法の正体を改めて検証し、廃止の闘いに備えたい。

「問答無用」の「国民監視規制・仮面法」は断固廃止！

重要土地調査規制法

【仮面を剥がす―法の構造―】

仮面法の第１条には「目的」とあって、

この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。

――とある。なんのことやら分からない。これは核心を見え難くするため、具体性を隠した言葉をあれこれ羅列しているからで、官僚の作文の常套だ。そこで羅列を省くと、

重要施設の周辺の区域内にある土地等が重要施設の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制について定め、もって安全保障に寄与することを目的とする。

――となる。これでもまだ読み難い。それで第２条を読むと、ようやく「重要施設」の実例が出てくる。自衛隊の施設、合衆国軍隊の施設、海上保安庁の施設、生活関連施設――だ。これが「重要施設」の正体で、要は、米軍と自衛隊の基地の周辺の土地利用を米軍好み、自衛隊（国家権力）好みのものに変え、軍事出動をしやすくしたい、と読める。条文中の「重要施設」は軍事基地（準軍事基地を含む）であり、「機能を阻害する行為」は軍事行動阻害に他ならない。狙い（目的）は戦争準備の強化、ということになる。

そのうえ米軍好み、国家好みに変える手順がえげつない。一切合切を「基本方針」なる用語（第４条）に丸め込み、その策定を総理大臣に丸投げ、閣議決定すれば直ちに執行できる仕組みになっている（同４条）。国会に諮る必要はなく、策定を監視、監査する歯止め条項もまったくない。末尾の 14 条に「土地等利用状況審議会」の設置規定があるが、「基本方針」に拠る運用の一部分に関わるもので、これも委員は総理大臣の任命だから体裁だけの存在になる。

さらに総理大臣は、自ら策定した「基本方針」に基づき、「注視区域」あるいは「特別注視区域」を指定し（同５条、12 条）、区域内の土地利用状況を調査する（同６条）権限を手中にしている。しかも、この調査に対しては、当該地の知事ら自治体、当該土地の所有者らも「協力」する義務が規定されており（同７条、８条）、さらにえげつないことには、「協力義務者」の中に「その他の関係者」を織込んでいる。これは当該土地等の利用に絡む利害関係者ら不特定多数が含まれるわけで、下世話にいえば利害関係者の内部分裂や密告を引き出して国家権力好みの情報を得ようという魂胆が見えている（同８条）。しかも、この条項には罰則があって違反者は 30 万円以下の罰金となる。

最悪は、第９条の強権発動だ。

内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

ここも、羅列を除くと、

内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が重要施設の施設機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、当該土地等の利用者に対し、当該行為の用に供しないことを勧告する。

――となり、普通の言葉に置換えると、

軍事基地周辺の土地等の利用者が（その土地等を）軍事機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、その利用者に対し、当該行為に供しないことを勧告する。

――となる。

これでも分かり難いが、要は敵国人や国家権力批判者、反戦運動者、反基地運動者ら、米軍好みでない、国家権力好みでない者に売ったり、貸したり、利用させたりするな、という強要だ。つまり「機能阻害行為」には総理大臣の判断次第で何でも含まれることになり、ひいては弾圧の口実手段となる。しかも勧告に従わなければ「命令」に切り替え、さらに従わなければ、罰則（同 25 条）によって懲役２年以下の刑罰を科す規定まで仕込まれている。

関連して、同 11 条には、当該土地の国家買い上げの条項があり、ここまでくると、実質的な基地拡張となる。ひとたび仮面を剥がせば、どろどろ何が出てくるか分らないという伏魔殿だ。最初の「重要施設」の実例として出てきた「生活関連施設」とは何を指すのか、「生活」にまぶせば何でも可能になってく（５面へ）

（4面から）　る。容易に想像できるところでも、原発、情報通信、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道……と限りない。

第8条で、土地の利用者に協力義務を科した「報告又は資料の提出」にしても、中身は詰問者である内閣総理大臣の胸三寸であり、おそらく日ごろの活動、職歴、交友関係、思想、信条、検挙歴、活動歴と際限なく、かの特高顔がほうふつする。しかも不服申立て、異議申し立ての規定すら全くないという、文字通り国民監視規制の手段を内蔵した法構造であり、旧・軍機保護法と同根との批判は当たっている。

【注】「軍機保護法」の条文は花伝社刊『引き裂かれた青春』に全条掲載。「仮面法」は衆議院ホームページによった。
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409062.htm

【暴走の極み―制定と経緯―】

発端は、2020年12月10日に自民党政務調査会がまとめた「安全保障と土地法制に関する特命委員会」の提言とされ、これを内閣官僚が成文化して閣議決定し、国会に上程した。5月11日から衆議院の審議が始まったが、内閣委員会での審議はわずかに12時間30分。仮面の一部が剥がされたものの、質疑はすれ違いが目立ち、核心を衝く議論にはならなかった。特に答弁側に誠実さが全くなく、政治家はもとより、官僚答弁も追及を外す弁法をもって得意面を誇り、見くびり見下しの居直りに終始した。

野党の方も、相変わらずの一本調子で、自己満足の演説調に終始し、答弁の非を衝いて、臨機応変、二の矢、三の矢を打込むという修羅場はほとんど見られなかった。先におさらいした軍機保護法審議での真剣にして実のある論議ぶりに比べ、比べるべくもない惨憺だったと言わざるを得ない。そんな中で、6月1日、衆議院本会議で可決されてしまった。

参議院では、6月4日に本会議で趣旨説明と各党質疑の後、内閣委員会に付託した。自公与党は16日の会期末を控え、強行採決の構えだったが、立憲民主・共産両党が抵抗して、参考人意見陳述を開催させた。最終段階では内閣不信任案提出で抵抗したが、時間切れとなり、あとは衆議院同様に、議員の数での勝負となり、可決成立となった。

【反撃へ！―闘いは継続―】

2021年もコロナウイルス禍が続き、行動が制約される事態となったが、1月18日の通常国会開会日以降、国会前での行動は、継続して実行された。オンラインでの学習会・抗議集会も各地で開催された。

「弾圧・監視法許すな」「人権保障踏みにじるな」「表現の自由を守れ」「市民活動の自由」「戦争への道、阻止」と思い思いのプラカードや横断幕を用意して、国会前に寄り集まった。

国会審議日には連日、数百人が結集し、院内と連帯した。この力は法の仮面を引き剥がし、悪法の廃止に向けて、さらに結集していく力になるに違いない。

与党でも、当初、公明党の支持者の中には「まるで戦時下を思わせる民有地の規制だ」と見抜いて批判するむきが少なくなかったが、与党内調整で、第3条に**個人情報の保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の……機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならない。**

――の1項が加わったことで沈静化した。権力奴と化した政治家や官僚には何の歯止めにもならないが、旧・軍機保護法の付帯決議に似て、法理上の意義がないわけではない。連帯の芽は期待できる。

＊

この法案の危険性を見抜いた市民団体は「『重要土地調査規制法案』反対緊急事務局」を結成して緊急声明を発表。全国に賛同をよびかけ、成立直前には300団体が賛同した。並行して、衆参両院の内閣委員会、立憲民主党代表以下幹部への断固廃案要請のFAX集中を呼びかけた。これに応えて本会事務局は、5月19日、同21日、同27日、6月6日、同8日と、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の残酷を訴え、廃案を求めるFAXを送って連帯した。

沖縄ではすでにこの悪法を先取りする事態が引き起こされている。沖縄「やんばるの森」で蝶類を研究している宮城秋乃さんが米軍が放置した空薬きょうなどの廃棄物を米軍訓練場ゲート前に置いて抗議したことに対して沖縄県警は威力業務妨害だとして1時間半もの家宅捜査をしたのだ。

「重要土地規制法」は「国民監視規制法」として襲い掛かってくる。土地法制を装った隠蓑に騙されてはいけない。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の残酷を知った我々は、こうした事態を座視できない。全土が事実上米軍基地とされていることに「決してあきらめない」と闘っている沖縄の人々を思い、連帯して出来る行動を積み重ねていきたい。

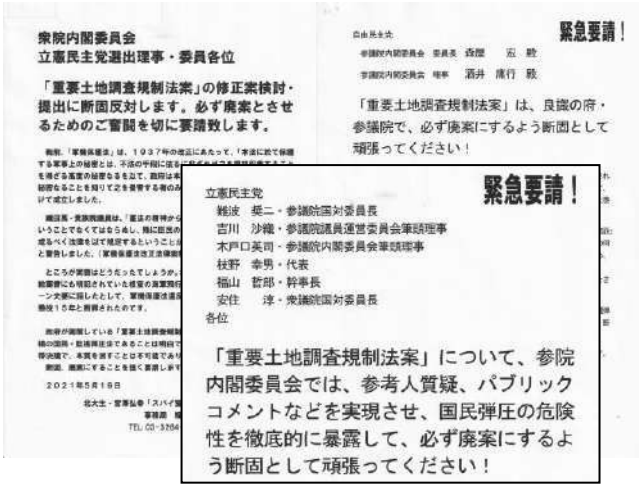

【緊急声明】　2021 年 5 月 24 日

憲法と国際人権規約に反する「重要土地調査規制法案」の撤回を求めます

重要土地調査規制法案に反対する市民団体

はじめに

日本の社会における表現の自由の侵害、政府に関する情報の秘匿化などに疑問を持つ多くの NGO が、国連自由権規約委員会へのオルタナティブレポートを提出し、委員会の勧告を求め、その勧告の実現を日本政府に求めていくことを共同の目的として表現の自由と開かれた情報のための NGO 連合(NCFOJ)を結成しました。すでに 2020 年 9 月 30 日に共同レポート の第一弾を自由権規約委員会に提出しています。

国連自由権規約委員会の日本審査は、世界的な新型コロナ感染拡大のために大幅に遅延しています。そうした中でも、日本社会における表現の自由の侵害、政府に関する情報の秘匿化などの状況は悪化しているといわざるをえません。NCFOJ 内部で、追加レポートの作成を検討しています。その検討過程で、今般国会に提出された「重要土地調査規制法案」には、人権保障上、特に表現の自由、市民活動の自由、プライバシー権、知る権利との関係において、看過することのできない問題点が含まれていることに気づきました。

何としてもこの法案は成立させてはならない、その思いから、NCFOJ としての追加レポート作成とは別個に、同様の問題意識をもつ NCFOJ 内外の市民団体の連名で、急遽、声明 を発することとしました。法案の撤回と廃案を求める理由を以下に述べます。

第１　立法の経緯と法案の概要

本年 3 月 26 日、日本政府は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の 調査及び利用の規制等に関する法律案」(重要土地調査規制法案)を閣議決定し、国会に提出しました。

この法案は、昨年 12 月 10 日に自民党政務調査会がまとめた「安全保障と土地法制に関する特命委員会」の提言をもとに、閣法として提出されたものです。法案提出にあたって、当初は連立与党の公明党は「まるで戦時下を思わせる民有地の規制」(漆原良夫公明党前議員の「うるさん奮闘記」より)などとして強い難色を示していましたが、法案の微修正によって個人情報への配慮条項を付加すること、指定については、「経済的社会的観点」から留意することを法文上に盛り込む方向などが確認されたために、法提案に応じた経緯がありました。

法案では、基地など安全保障上の「重要施設」周辺概ね千メートルの区域や「国境離島等」を「注視区域」または「特別注視区域」に指定して土地・建物の利用状況を調査し、重要施設や国境離島等の「機能を阻害する行為」に対し行為の中止または「その他必要な措置」を勧告・命令することを定めたものです。命令に従わない場合は懲役刑や罰金刑を課すことができます。「特別注視区域」に指定されると、土地売買等の取引の際は事前に 取引の目的等の報告が求められ、虚偽の報告をしたり、報告を怠った者は同じく処罰されます。

第２　立法事実は存在しない。不必要である

前述のように、法案の提出作成に至ったきっかけは、外国人・外国政府の基地周辺や国境離島での土地取得に規制を求める自治体議員や自民党議員の要望でした。しかし実際には外国人の土地取得によって基地機能が阻害される事実（立法事実）が存在しないことが明らかになっています(2020 年 2 月 25 日、衆院予算委員会第 8 分科会)。

にもかかわらず、法案は広く国が定める「重要施設」周辺の土地・建物の所有者や利用者を監視し、土地・建物の取引や利用を規制するものになりました。この法案に対して、市民の財産権を侵害し土地取引や賃貸を伴う経済活動を停滞させるとの懸念の声があります。

しかし、本声明では、それにも増して広く市民が監視され、市民の調査活動・監視活動等が萎縮・制限されることにより、表現の自由、市民活動の自由、プライバシーの権利、知る権利が大きく損なわれることに警鐘を鳴らしたいと思います。

第３ 法案の核となる概念や定義がいずれも極めてあいまいである

この法案は、法案中の概念や定義が曖昧で政府の裁量でどのようにも解釈できるものになっています。まず、注視区域指定の要件である「重要施設」のうちの「生活関連施設」とは何をさすのかは政令で定め、「重要施設」の「機能を阻害する行為」とはどのような行為なのかも政府が定める基本方針に委ねています。

重要施設には自衛隊と米軍、海上保安庁の施設だけでなく、「その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れのあるもので政令で指定するものを含む」とされており、原発などの発電所、情報通信施設、金融、航空、 鉄道、ガス、医療、水道など、主要な重要インフラは何でも入りうる建付けの法案となっています。

調査の対象者のどのような情報を調べるのかについても政令次第になっています。さらに調査において情報提供を求める対象者としての「その他関係者」とは誰か、勧告・命令 の内容である「その他必要な措置をとるべき旨」とはどのような行為を指すのかについては、政令で定めるという規定すらなく総理大臣の判

断に委ねられています。市民の自由と 基本的人権を阻害する可能性のある、市民に知られては都合の悪い規定は、法文中ではなく政府がつくる基本方針や政令、総理大臣の権限で決められるようにしているのです。刑罰を構成する要件規定が法律に明示されないということは、刑事法の基本原則すら満たしていないものであり、刑罰の構成要件の明確性を求めている憲法 31 条、自由権規約 9 条にも違反するものであると言わなければなりません。

また、刑罰の対象となる行為が明確となっていないため、表現の自由・市民活動の自由に対して萎縮効果を及ぼすこととなり、調査・監視活動が阻害され、憲法 21 条・自由権規約 19 条にも違反するおそれがあります。

第４ 法案の具体的な問題点

この法案が成立するとどのようなことが起こりうるか、問題点を以下にあげます。

① 法案７条により、重要施設周辺の土地・建物利用者の個人情報はことごとく収集され監視されることになる

「施設機能」を阻害する行為やそれをするおそれがあるかどうかを判断するためには、その者の住所氏名などだけでなく、職業や日頃の活動、職歴や活動歴、あるいは検挙歴や犯罪歴、交友関係、さらに思想・信条などの情報が必要となります。すなわち、重要施設 2 の周辺にいる者はことごとくこれらの個人情報を内閣総理大臣に収集され、監視されることになるのです。法案 3 条は、「個人情報の保護への十分な配慮」「必要最小限度」などと規定していますが、これらの気休めともいえる規定が実効性のある歯止めとなる保証はどこにもありません。このような法案は思想・良心の自由を保障した憲法 19 条、プライバシーの権利を保障した憲法 13 条、自由権規約 17 条に反すると言えます。

② 具体的な違法行為がなくても特定の行為を規制できる

「重要施設」の周囲や国境離島に住んでいるか仕事や活動で往来している者に対して、政府の意向で調査でき、「機能を阻害する恐れ」があるとの理由で行動を規制できるようになります。しかもその規制は命令に従わなければ懲役刑を含む罰則も含むという苛烈なものです。このような法案は、居住・移転の自由を定めた憲法 22 条、表現の自由を保障した憲法 21 条、自由権規約 19 条に反するものと言えます。また、刑罰の明確性の原則（憲法 31 条、自由権規約 9 条）にも違反することとなります。

③「関係者」に密告を義務付け、地域や活動の分断をもたらす

法案 8 条は「重要施設」周辺や国境離島の土地・建物の所有者や利用者の利用状況を調査するために、利用者その他の「関係者」に情報提供を義務付けています。「関係者」は従わなければ処罰されますので、基地や原発の監視活動や抗議活動をする隣人・知人や活動協力者の個人情報を提供せざるを得なくなります。これは地域や市民活動を分断するものであり、市民活動の著しい萎縮、自己規制にも繋がります。このような法案は、憲法 19 条と自由権規約 18 条が絶対的なものとして保障している思想・良心の自由を侵害するものです。また、市民の団結を阻害するという意味において、集会結社の自由（憲法２１条、自由権規約２１条・２２条）に対する侵害のおそれもあります。

④ 事実上の強制的な土地収用である

法案 11 条によれば、勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合、当該所有者から総理大臣に対して買い入れを申出ることができ、総理大臣は特別の事情がない限り、これを買い入れるものとされています。命令に従わなければ処罰されることになり、やむなく買い入れを申出なければならないのであれば、これは、法案 10 条 3 項による 土地収用法の適用ともあいまって、重要施設周辺の土地の事実上の強制収用であると言えます。土地収用法は戦前の軍事体制の反省に立ち、平和主義の見地から、土地収用事業の 対象に軍事目的を含めていませんでした。軍事的な必要性から私権を制限する法案は憲法前文と 9 条によって保障された平和主義に反し、さらには憲法 29 条によって保障された財産権をも侵害するものです。

⑤ 不服申立ての手段がない

権利制限を受ける市民は、本来それらの指定や勧告・命令に対して不服申立てができるようにすべきですが、法案にはそのような不服申し立ての手段や方法は定められておらず、憲法 31 条に定められた適正手続きの保障すら著しく侵害するものです。

第５ 法案成立が及ぼす影響―私たちは、この法案の撤回と廃案を求めます

① 膨大な量の個人情報の入手・蓄積・分析のために情報機関が強化される

この法案が成立した場合には、実際の調査では、聞き込み、張り込みはもちろん、警備 公安警察が現地で調査し収集して所有する個人情報も入手されることになるでしょう。そ の収集や分析には相当な人手が必要であり、内閣情報調査室などの市民監視のための情報機関の大幅な拡充や機能強化につながっていく恐れがあります。

② **基地や原発の調査・監視行動も規制の対象とされる**

米軍機による騒音や超低空飛行、米兵による犯罪に日常的に苦しめられている沖縄や神奈川などの基地集中地域では、市民が自分たちの命と生活を守るために基地の監視活動や抗議活動に長年取り組んできました。また、ジャーナリストや NGO もこれらの施設について調査活動を行い、その問題点を社会に明らかにしてきました。自衛隊のミサイル基地や米軍の訓練場が新たに作られたり、作られようとしている先島諸島や奄美、種子島でも同じ状況に置かれています。このような、自分たちの命と生活を守る当たり前の基地調査行動・監視行動ですらこの法案は規制の対象にしているといえます。

また、その規制は南西諸島や基地周辺に限らないことは前述したとおりです。重要施設は、原発をはじめ放送局、金融機関、鉄道、官公庁、総合病院などの重要インフラの周辺にまで拡大される可能性があります。大都市圏に住むほぼすべての人が監視と規制の対象となる可能性を含んでいるのです。

このような法案は、市民の多様な表現の自由及び市民の知る権利を保障した憲法 21 条、 自由権規約 19 条に反するものと言えます。

③ **法案は戦前の「要塞地帯法」の拡大版の再来であり、憲法と国際人権法を著しく侵 害するもの。廃案・撤回するしかない**

すなわちこの法案は、憲法改悪の「緊急事態条項」を先取りする形で市民の監視と権利制限を日常化、常態化させる法律なのです。そのような意味で、この法律は、戦前の社会 を物言えない社会に変えた軍機保護法・国防保安法とセットで基地周辺における写真撮影や写生まで厳罰の対象とした要塞地帯法(明治 32 年 7 月 15 日法律第 105 号)の拡大版の再来だといえるでしょう。この法律が成立すれば、市民と市民団体の活動に対する萎縮は限りない連鎖を生み、戦前のように、日本社会を沈黙の支配する社会へと国が変えてしまうことが再現されることすら予想されます。安保関連施設を厚いベールで隠し、一切の批判を封じることから、戦争に向かう政策を補強する戦争関連法の一環であると言わざるをえません。このような法案は決して成立させてはなりません。私たちは政府に対して、日本国憲 法と国際人権規約に真っ向から反する、問題の多いこの人権侵害法案を撤回するよう求めます。

＊「緊急声明」に対する賛同は急速に広がり、６月６日時点では、本会も含めて２９７団体となりました。今後引き続き廃止を求める運動を展開すると同時に、この弾圧法を適用させない監視と闘いを継続していくことだと考えます。

＜コラム＞ 冤罪忘れるな！ 55

規制から拡大強化へ

『防衛研究所紀要』

防衛省の『防衛研究所紀要』に「研究ノート　軍機保護法等の制定過程と問題点」という論考がある。佐官級戦史研究官 3 人の共同検証で、軍機保護法、軍用資源秘密保護法、国防保安法の戦争推進 3 法が対象になっている。スパイ法制仕上げの国防保安法の施行（戦後廃棄）から 80 年。きな臭さ濃くなる昨今、自衛隊内部の目が捉えた「問題点」は検証に価する。

日米地位協定、日米合同委員会の密約によって米軍支配下におかれている自衛隊を統括する防衛省（市ヶ谷）

論考の論点は的確だ。戦時における軍人への規制から始まった法制が平時における民間への規制へと展開した流れを客観的に捉え、「改正」の度に人権侵害が最大の問題点になった事実を直視している。論考はこれを拡大・強化と表現しているが、民間のことばに置換えれば、規制法規から弾圧法規へ、となる。この認識は最低限大事なことだが、現状は、防衛研の書庫に眠らさせられているようだ。一番の問題点である。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相　　第 2 部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】6 月 23 日夕刻、東京都庁前で開かれた東京オリンピック反対行動に参加しました。主催したのは、「反五輪の会」「オリンピック災害おことわり連絡会」など 8 団体。初めて聞く団体名でしたが、長野県からは長野と松本の 2 団体が加わっています。政党からは参加していませんでしたが、明確に開催反対を主張しているのは日本共産党だけです。自公与党と菅暴走政権に対する野党共闘は依然として力を結集しえていません。しかし本会も結成時から参加している「秘密保護法反対ネットワーク」を通じて連日届くメールでは、全国各地で菅暴走政権に対する怒りの行動が組織されています。ここに希望があります。（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 56 号　2021 年 10 月 30 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「冤罪・松川事件」の構図を解く

「松川事件」発生から７５年。『冤罪の構図　松川事件と「諏訪メモ」―倉嶋康・毎日新聞記者の回顧から』を発刊いたしました。

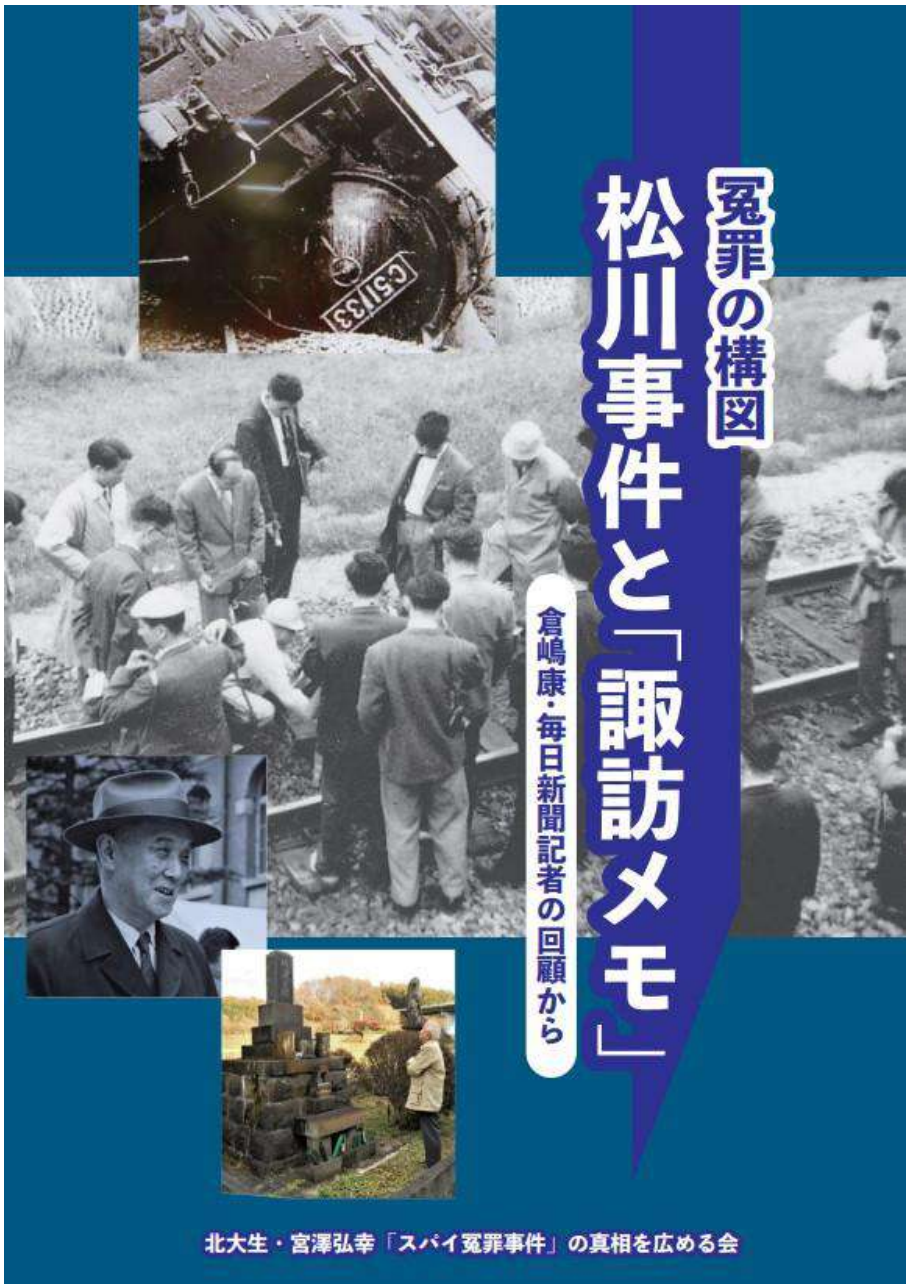

憲法敵視、「問答無用」政治を強行した安倍・菅政権に続いて登場した岸田政権は、「安倍傀儡」「言行不一致」をさらけ出しました。これはもう民主主義を完全否定・無視し、国民と敵対する「反動強権政治」であると言わざるを得ません。

本会は、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を究め広める活動を継続する中で、国家権力による冤罪事件に対する危機感を訴えてきました。その延長線上で、今年１月には戦後最大の人権侵害事件とされている「レッド・パージ７０年」を発刊しました。

続けて今回は、その「はじめに」でも紹介のように、倉嶋さんのフェイスブック記事が端緒です。倉嶋さん発掘の「諏訪メモ」が、無罪の決定的証拠となった経過を詳しく知り、権力による冤罪事件の怖さを再確認させられました。

冤罪事件、中でも国家権力による捏造、つまり「ない」のに「ある」とされて引き起こされると、無実の被害者がでます。一方、安倍政権が引き起こした森友・加計・桜などは「ある」を「ない」にせよと強要した事件ですが、ここでも無実の被害者が出ます。被害者からは、どちらも冤罪に他ならない権力暴挙なのです。

「冤罪事件」をこの視点から見直せば、「戦争」こそが最悪の「冤罪事件」です。国家権力による正義と民主主義に反する意思と過ちで、無実の国民の生命が奪い取られるからです。これら冤罪事件は「国家権力による犯罪」です。「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを再確認し、徹底追及すると共に、２度と起こさせない運動を重ねていかなければと考えます。

本書は、「真相を広める会」ホームページで全文を公開しています。http://miyazawa-lane.com/

「土地利用法」は戦争への仮面法、断固廃止を！

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」から 80 年

防衛・軍事に詳しいジャーナリストの半田滋さんは「安倍政権下で成立した特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法に続く、４番目の法律として今回の土地規制法案があり、４法が成立することで『戦争法』シリーズが完結するのかもしれない」（『週刊金曜日』2021 年４月 16 日付）と警鐘を鳴らしました。

これらは国家権力による「冤罪事件」の温床でもあり、中でも仮面法・土地規制法は旧・軍機保護法に匹敵する危険法です。以下は、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の『治安維持法と現代』誌へ投稿した論考です。当「事務局たより」55号と重複する部分もありますが、警鐘をさらに鳴らしたく、全文を再録させていただきます。「土地利用規制法」は施行が約１年後とされています。危険性を徹底暴露・追及し、施行させずに廃止させることは可能です。

♦

2020 年９月、「安倍路線継承」を公言した菅義偉内閣が発足した。10 月には日本学術会議新会員の任命を拒否し、理由を問うと「問答無用」だった。２０２１年１月開会の第 204 通常国会では、国民投票＝改憲手続き法、ディジタル関連６法、土地利用規制法等々の悪法をこれも事実上「問答無用」で成立させ、６月１６日閉会した。

一連の悪法を強行成立させた上、コロナウイルス禍下で東京オリンピック開催を強行した菅政権の憲法無視、民主主義否定、そして一切の議論を封じる「問答無用」の政治姿勢は悪質であり、〝戦争前夜〟の様相を呈していると言っても過言ではない。本稿は、この事態に強い危機感を持ち、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と「軍機保護法」を振り返る中から、「軍機保護法」を上回る国民弾圧を狙う仮面法「土地利用規制法」の廃止を訴える。

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件

80 年前の１９４１年 12 月８日の太平洋戦争開戦日に、北海道帝国大学の英語教師であるハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻、同大工学部学生・宮澤弘幸らが「軍機保護法」違反容疑で特高に検挙された。

宮澤弘幸とレーン夫妻は、検挙後の拷問によって自白調書が作成され起訴された。裁判は「戦時刑事特別法」に基づく非公開の暗黒裁判で、宮澤弘幸とハロルド・レーンは懲役 15 年、ポーリン・レーンは同 12 年と断罪された。

本事件の詳細は、「治安維持法と現代」誌第 27 号（２０１４春季号）に、また北海道大学の対応と責任明確化については、同第 28 号（２０１４秋季号）を参照されたい。

戦争遂行のために改悪された「軍機保護法」

日本が引き起こした１９３１年９月の満州事変、１９３７年７月の日中全面戦争に対して国際世論の批判が高まる中、日本は平和への道を探るのではなく、さらに戦争拡大へと突き進んだ。同時に、国民を弾圧する体制を確立することであった。その手始めが、日中戦争開戦直後の１９３７年８月の軍機保護法の大改悪だった。戦争と国民弾圧は必ず同時に引き起こされる。逆に言えば、国民弾圧法制を強行成立させた先には、戦争が待ち構えているのである。現に菅政権成立後初の４月の日米首脳会談では、共同声明に「台湾有事」が明記され、沖縄の軍事基地化は急ピッチだ。こうした歴史と現状に照らしてみる時、「土地利用規制法」強行成立は極めて危険なのである。

軍機保護法は、１８９９（明治 32）年公布の古い法律で全８カ条の簡単なものだったが、１９３７年の改定ではほとんど新法といってよいほどに改悪された。

改悪の柱は、①軍事機密の決定権者を陸海軍大臣と明示し、②刑罰を死刑にまで広げて各罪ごとの適用範囲を示し、③刑罰の対象を「故意」「偶然」から「過失」にまで広げ、④さらに漏泄の対象を区分けして「外国若は外国の為に行動する者」を特記することでスパイ法としての性格を強めた――等である。

この時の議会審議を通し最も厳しく問われたのが①であり「刑罰を以って保護されるべき秘密とは何か」であった。つまり論点は「軍機保護法」の定義で、その決定権を軍の専権に委ねてしまうことへの可否である。当時の時勢の中で、議会側は国家を危うくするスパイ防止の趣旨目的には賛成しながらも、もう一面で、犯意なく偶然に、あるいは「軍事上の秘密」とは意識せずに知ってしまう国民をいかに罰条（冤罪）から除くかに懸命の追及を重ねた。

帝国議会貴族院・軍機保護法改正法律案特別委員会の織田萬議員は「憲法の精神から、委任命令は成るべく少くすると云うことでなくてはならぬし、殊に臣民の権利義務に重要な関係あるものは、成るべく法律を

以て規定すると云うことが、是が立憲精神でなくちゃならぬ」と法律運用について厳しく指摘した。

これには軍当局も原則理解を示さざるを得ず、貴族院、衆議院の審議を通し、臣民を冤罪の危機に遭わすことがないよう厳正、限定して運用すると繰り返し約束した。

こうした論議を踏まえ、恒久の歯止めとなるよう**「不法の手段に依るを非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の運用にあたっては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」**

との付帯決議を付けることで全会一致で原案通り可決した。海軍大臣・米内光政は「三大臣を代表致しまして私から申上げます。法の運用に当たりましては、只今の付帯決議の御趣旨を尊重致しまして。慎重考慮致しまして誤のないようにやりたいと存じます」と答えた。

衆議院でも踏襲され、陸軍大臣・杉山元が「軍機保護法案に対しまして付帯条件がありますが、之に対しましては政府は十分に注意を致して、此の方の適用に当りまして誤なきことを期して居ります」と言明した。

日中戦争が泥沼化していた時代の帝国議会でも、これだけの当然の議論がなされていた。だが「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」では、帝国議会審議での政府説明、付帯決議は、完全に踏みにじられた。さらに先の国会での「土地利用規制法」審議はどうだったか。政府は「問答無用」を貫き、国会はそれを許容してしまったのである。この現実に強い危機感を持たざるを得ない。

「土地利用規制法」の仮面を剥げ

「土地利用規制法」の正式名称は**「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」**といい、「等」が３つもある。

第１条「目的」は、**「この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする」**とある。

なんのことやら分からない。これは核心を見え難くするため、具体性を隠した言葉をあれこれ羅列しているからで、官僚の作文の常套だ。そこで羅列を省くと、**「重要施設の周辺の区域内にある土地等が重要施設の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制について定め、もって安全保障に寄与することを目的とする」**となる。

これでもまだ読み難い。

それで第２条を読むと、ようやく「重要施設」の実例が出てくる。自衛隊の施設、合衆国軍隊の施設、海上保安庁の施設、生活関連施設――だ。これが「重要施設」の正体で、要は、米軍と自衛隊の基地の周辺の土地利用を米軍好み、自衛隊（国家権力）好みのものに変え、軍事出動をしやすくしたい、と読める。条文中の「重要施設」は軍事基地（準軍事基地を含む）であり、「機能を阻害する行為」は軍事行動阻害に他ならない。狙い（目的）は戦争準備の強化、ということになる。

そのうえ米軍好み、国家好みに変える手順がえげつない。一切合切を「基本方針」なる用語に丸め込み、その策定を総理大臣に丸投げ、閣議決定すれば直ちに執行できる仕組みになっている（同４条）。国会に諮る必要はなく、策定を監視、監査する歯止め条項もまったくない。末尾の 14 条に「土地等利用状況審議会」の設置規定があるが、「基本方針」に拠る運用の一部分に関わるもので、これも委員は総理大臣の任命だから体裁だけの存在になる。

さらに総理大臣は、自ら策定した「基本方針」に基づき、「注視区域」あるいは「特別注視区域」を指定し（同５条、12 条）、区域内の土地利用状況を調査する（同６条）権限を手中にしている。しかも、この調査に対しては、当該地の知事ら自治体、当該土地の所有者らも「協力」する義務が規定されており（同７条、８条）、さらにえげつないことには、「協力義務者」の中に「その他の関係者」を織込んでいる。これは当該土地等の利用に絡む利害関係者ら不特定多数が含まれるわけで、下世話にいえば利害関係者の内部分裂や密告を引き出して国家権力好みの情報を得ようという魂胆が見えている（同８条）。しかも、この条項には罰則があって違反者は 30 万円以下の罰金となる。

最悪は、第９条の強権発動だ。**「内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべ**

き旨を勧告することができる。２　内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる」。

ここも、羅列を除くと、「**内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が重要施設の施設機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、当該土地等の利用者に対し、当該行為の用に供しないことを勧告する**」となり、普通の言葉に置換えると、「**軍事基地周辺の土地等の利用者が（その土地等を）軍事機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、その利用者に対し、当該行為に供しないことを勧告する**」――となる。

これでも分かり難いが、要は敵国人や国家権力批判者、反戦運動者、反基地運動者ら、米軍好みでない、国家権力好みでない者に売ったり、貸したり、利用させたりするな、という強要だ。つまり「機能阻害行為」には総理大臣の判断次第で何でも含まれることになり、ひいては弾圧の口実手段となる。しかも勧告に従わなければ「命令」に切り替え、さらに従わなければ、罰則（同 25 条）によって懲役２年以下の刑罰を科す規定まで仕込まれている。

関連して、同 11 条には、当該土地の国家買い上げの条項があり、ここまでくると、実質的な基地拡張となる。ひとたび仮面を剥がせば、どろどろ何が出てくるか分らないという伏魔殿だ。最初の「重要施設」の実例として出てきた「生活関連施設」とは何を指すのか、「生活」にまぶせば何でも可能になってくる。容易に想像できるところでも、原発、情報通信、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道……と限りない。

第８条で、土地の利用者に協力義務を科した「報告又は資料の提出」にしても、中身は詰問者である内閣総理大臣の胸三寸であり、おそらく日ごろの活動、職歴、交友関係、思想、信条、検挙歴、活動歴と際限なく、かの特高顔がほうふつする。しかも不服申立て、異議申し立ての規定すら全くないという、文字通り国民監視規制の手段を内蔵した法構造であり、旧・軍機保護法と同根との批判は当たっている。

＜コラム＞　冤罪忘れるな！ 56

人を人と思わぬ番人

『ダーチャと日本の強制収容所』

ダーチャはマライーニの長女。母国イタリアの政変で友好国外国人から敵国外国人に変えられ、名古屋と愛知県内の強制収容所に家族と共に囚われた。日本敗戦までの２年間、ダーチャはまだ９歳。子供は支給食糧の枠外で両親の分から分け与えられる。飢えに苦しみ、人を人と思わぬ監視、規制に虐げられた。後に作家となって当時の官憲による虐待を綴っている。

1945 年東京。解放直後のマライーニー家（本書から）

本刊著作の著者は望月紀子。ダーチャの著作『神戸への船』をはじめ、母トパーツィアの遺した「ノート・ブック」そして父フォスコの自伝風小説『家、愛、宇宙』などを読破、日本に於けるダーチャの航跡を辿っている。ダーチャは父に似て好奇心旺盛、日本へも何度か来て知己も少なくない。望月はそんなマライーニ家族の風景を編むと共に、日本の文書では「抑留所」の実態を強制収容所と見抜き、告発している。

◆　　◆　　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引
申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【注】「軍機保護法」の条文は花伝社刊『引き裂かれた青春』に全条掲載。「仮面法」は衆議院ホームページによった。
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409062.htm

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から 80 年―再び引き起こさせない決意をこめて

宮澤弘幸追悼・顕彰墓参　　12 月 8 日午後 1 時　新宿・常圓寺

平和といのちと人権を！

11・3憲法大行動

憲法公布75年　ともに新しい時代を切り拓こう！

主催　戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会

オンライン開催

神田香織さん

高田　健さん

田村智子さん

福島みずほさん

志田陽子さん

松元千枝さん

本田由紀さん

広渡清吾さん

本会発行の『冤罪の構図　松川事件と「諏訪メモ」倉嶋康・毎日新聞記者の回顧から』を「週刊金曜日」社長の植村隆さんが同誌上で紹介した。この記事を読んだ方々24 人から 33 冊の注文があった。

植村隆
ヒラ社長が行く
Vol.160

松川事件の冤罪暴いた元『毎日』の倉嶋康さん

イラストレーション／信濃八太郎

『冤罪の構図　松川事件と「諏訪メモ」』と題した約100ページの冊子を読んだ。元『毎日新聞』記者の倉嶋康さん（89歳）の回顧録だ。

松川事件とは、1949年8月17日未明、福島市に近い旧国鉄東北本線松川駅付近で旅客列車が脱線転覆し、乗務員3人が死亡した事件。人為的な線路破壊が原因だった。捜査当局は人員整理に反対する国鉄労組員と当時現場近くに松川工場があった東芝労組員の共同謀議による犯行と断定。計20人が逮捕、起訴された。大半が共産党員だった。

50年の一審判決では5人に死刑、5人に無期懲役、10人に有期懲役が言い渡された。53年の二審判決で、死刑4人、無期懲役2人、有期懲役11人、無罪3人とされた。

『毎日』福島支局の記者だった倉嶋さんは57年、二審無罪の3人の国賠訴訟の法廷取材をした。うち1人は銭湯で会う知人だった。数日後この知人から、死刑判決を受けた佐藤一被告のアリバイを立証できる証拠（団交記録）があると聞いた。共同謀議があったとされた時間に、佐藤被告は東芝の松川工場での団交に出ていたというのだ。「団交記録が見つかれば冤罪だ」「1人にアリバイがあったら、事件は根底から覆る」と考えた。

弁護団が団交記録（諏訪メモ）を探していることがわかり、その原稿を仙台支局を経由して本紙に出稿。ところが記事は没。仙台支局員が本社に「ツマラナイものですが」と説明していたことが判明した。翌日、『朝日新聞』の全国版に同様の記事が出た。

だが、「麻雀」が倉嶋記者を救った。福島地検次席の官舎で牌を囲んだ際、倉嶋記者が「朝日には参ったな」と独り言を言うと、次席検事が「あれは、ちゃんとしたところにある」と呟いた。その言葉から、「団交記録は検察にある」と判断。翌日の朝から福島地検内を嗅ぎまわり、地検郡山支部長が検事正室に入ったことなどから、団交記録を返却しに来たことを知った。そして、宮本彦仙検事正に確認した。検事正は倉嶋記者の質問に対し、団交記録の現物は見せなかったものの、佐藤被告が午前中団交の場にいたことが記録されていることなどを教えた。

「諏訪メモ」の特ダネ記事（1957年6月29日付）のコピーを手にする倉嶋康さん。

特ダネの経緯が冊子に

倉嶋記者はこの特ダネを本社側に潰されないように、あえて福島県版のトップにした。そして、この団交記録が決め手となり、検察のシナリオが崩壊した。

59年8月、最高裁は原判決を破棄し、仙台高裁へ差し戻した。61年8月に高裁は全員に無罪を言い渡し、63年9月に最高裁で無罪判決が確定した。

2月28日、神奈川県相模原市に住む倉嶋さんに会った。「隠さなかった検事正もすごいですね」と聞くと、倉嶋さんは「剛直で、曲がったことが許せないという人でした」と回想した。

『毎日新聞社会部』（河出文庫、2012年）や『現代史の目撃者』（光人社NF文庫、2017年）で、この特ダネのことは紹介されている。しかし、本人はこれまで回顧録を発表してこなかった。「『自分のことを自慢するな』とおやじに言われて育ちました。しかし、『諏訪メモ』がどうして出てきたのか。私しか書けないので、字にしておこうと考えました」。

そして2020年10月から21年6月までフェイスブックで、124回の連載をした。それを読んだ『毎日』活版OBで、「北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会」事務局の福島清さん（83歳）が「多くの人に伝えたい」として昨年11月に同会で冊子にした。現代史の貴重な資料となるだろう。

冊子『冤罪の構図　松川事件と「諏訪メモ」』は、同会（03・3264・2905　担当・永久保文明さん）で、1000円（送料込み）で販売している。

うえむら　たかし・『週刊金曜日』発行人。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 57 号　2021 年 12 月 12 日　chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から 80 年

“憲法改悪⇒戦争”への道を許すな！

宮澤弘幸　追悼・顕彰墓参にあたって

「太平洋戦争開戦・宮澤弘幸ら一斉検挙」から 80 年の今、日本は再び戦争前夜の様相を呈しています。

安倍・菅政権下の９年間に、特定秘密保護法、戦争法、共謀罪法、そして土地利用規制法等々の国民弾圧体制を強行成立させました。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を引き起こした戦前の治安維持法・軍機保護法改悪の動きと重なって現れています。

沖縄はすでに「戦場」化されています。琉球弧は「対中包囲網」の最前線として、軍事基地化が強行され、防衛予算＝軍事費は過去最高額になろうとしています。

辺野古米軍基地建設強行は、日本の国土に日本の金で最新鋭基地を作ってアメリカに差し出すという文字通り恥ずべき売国行為です。

この背景にある、屈辱的な日米安保条約―地位協定について、政府は、改定の意思表示すらしようとしていないのです。

＊

12 月８日、風雨の一日でしたが、午後１時、北海道大学ＯＢ、毎日新聞ＯＢら 17 人が新宿・常圓寺に集い、宮澤弘幸の墓参を行いました。

来年2月22日、墓参と集い

北大ＯＢのみなさんは、来年 2 月 22 日の宮澤弘幸命日には、墓参と集いを開催する準備を進めています。

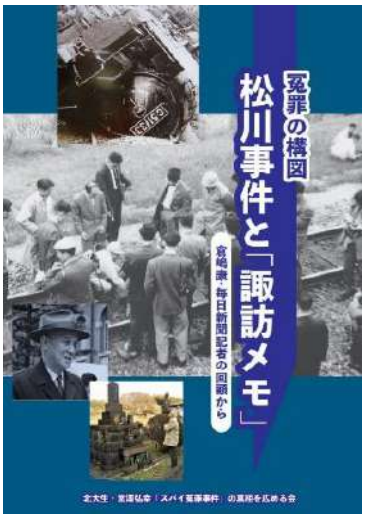

「松川事件と『諏訪メモ』」感想特集

みなさんから寄せられた感想・意見を紹介します。

「冤罪」事件は、やってもいないことをやったとして捏造され、断罪されます。国家権力が窮地に陥るとそれが狂暴になることは、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件も松川事件も同じです。

一方、「森友事件」は、安倍元首相の周辺官僚が「記録に残っている事実」を「なかったことにしろ」と強要し、それを担わされた赤木俊夫さんは死をもって抗議しまし。安倍元首相らは責任をとろうとしていません。罪を着せられたという意味では、この事件も「冤罪」というべきだと思います。国家権力犯罪に時効はありません。追及をやめてはなりません。

こう言っては内容に失礼に当たるかも分かりませんが、まるで小説を読んでいるような、次は何が展開されるのだろうかとの筋書きの興味と真実が探られて行くプロセスを興奮感を持ちながら読みました。映画にも、出来るのではないでしょうか！　いや、こんなことで終わる読後感ではいけないですね。

記者の事実を探って行く根性・努力と、誠実さを仲介とする立場を超えた人間関係が読み取れます。また、管理、監視が進んでしまった現在では困難な、組織のなかにいてもそれぞれの信念を持つ人々が描き出されていました。

戦争という生存が掛かる人生を潜り抜けてきた人々は、国家に騙された反省から一定の自己倫理観持っていたのでしょうか。私が就職した頃の役員の方々はどこかに毅然とした姿勢を持っていたなと、近頃の企業の不祥事を知る度に思います。素晴らしい冊子です。

同様の興味を持った柴田哲孝の「下山事件」という小説も、その時代の世相(渾然・物騒・ＧＨＱ・国鉄労使)、人物・利害・利権(米軍・日本軍特務機関関係者・政治家)をドキュメント風に描いており、どんどん読み進め、闇が分かる本です。(戦後史の傑作小説本と思います)。

私が松川事件に最初に接したのは、高校 2 または 3 年で友人たちと 1961 年見た映画「松川事件」でした。映画の所々は、まだ記憶に残っています。

松川大行進に参加していた友人も居りましたし、この映画を見て弁護士になった友人もいます。不当な事件は若かった我等に大きな影響を与えています。

この本も多くの人に読まれることを期待します。

泉　定明（北海道大学ＯＢ）

＊

『冤罪の構図　松川事件と「諏訪メモ」』を贈呈いただきありがとうございました。

宮本検事正が倉嶋記者に「諏訪メモ」の存在を認めた場面（27-28 頁）が圧巻でした。この場面に至る経緯、そしてこの後に裁判所に証拠として採用され無罪判決にいたる経緯は、まさに「一つ欠けてもあわやの良心の連鎖」によるものであったことが分かりました。

私は 1961 年に北大に入学し、すぐに「松川事件の被告を守る会」の運動に出会いました。現地調査にも行き、赤間勝美氏、太田省次氏から取り調べの生々しい証言を聞いたことを記憶しています。また、勝利判決を皆で喜び合った集会のことも思い出しました。この頃は松川事件について学習をしていたのですが、「検察官の良心」、「裁判官の良心」の発揮とその重要性については初めて本稿から学びました。

なお、本稿にでてくる佐藤一氏とは、竹前栄治氏が代表をつとめていた「占領史研究会」で知り合いとなり、その頃は若造であった私に親切に助言をしていただき、彼の沢山の論稿をいただきました。日本共産党には批判的な観点から占領史研究の再検討を提起する内容のものでした。

60 年ぶりに松川事件の学び直しの機会を与えていただいたことにお礼申し上げます。

明神　勲（北海道教育大学名誉教授）

＊

とても 11 月の読書予定の本を読む気になれず、ベットでゴロゴロしていたのだが、送られて来たのが『冤罪の構図 - 松川事件と「諏訪メモ」倉嶋・毎日新聞記者の回顧から』

facebook でご覧の方もおられるだろう。元毎日新聞ＯＢ記者の倉嶋康さんの facebook に書き続けいる連載企画「記者クラブ」の中で、最高裁で審理中の高裁で死刑４人などの仙台高裁判決が出ていた、1949 年の東北本線での貨物列車転覆で３人の死者を出した松川事件について 124 回書いている。これをまとめたモノ。実に面白い。この「諏訪メモ」が決め打ちとなり、事件は 1963 年最高裁で全員無罪判決がでる。

この無罪判決のきっかけを作ったのが、当時福島支局の駆け出し記者だった倉嶋康さん、現在 88 才になる。このとんでもない”特ダネ”について、倉嶋さんはこれまで語ることはなかった。親父さんは長野市長を二期やられていた倉嶋至さん。「社会に出たら自慢話はするものではない」という教訓を守り、50 年以上語ることはなかった。当方も知らなかった。　（３面へ）

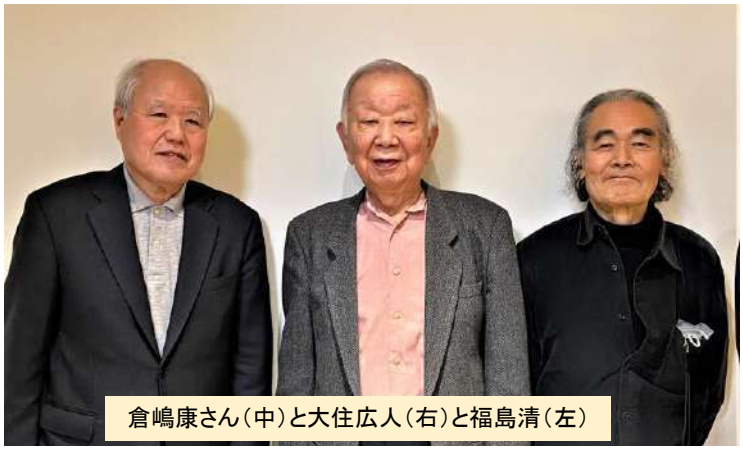

倉嶋康さん（中）と大住広人（右）と福島清（左）

倉嶋康さんを囲んで話を聞く

松川事件と「諏訪メモ」に注目した青島顕・毎日新聞記者も同席して、倉嶋さんに当時のことを取材しました。（12 月 11 日、八王子にて）

（２面から）　この転覆事件の実行犯として逮捕されたのは、国労、東芝工場の組合員の 20 人。主犯格で死刑判決を受けた東芝労組の佐藤一さん。なんと共同謀議とされる同じ時間帯に、東芝工場で労使交渉を行っていたという、会社側の交渉メモが福島地検に押収されているというのだ。

この話を親しくしていた釈放された元被告の一人から、支局近くの銭湯で聞き込んだ倉嶋さんが、弁護士、地検検事にあたりようやくその存在を確認する。この間の取材先の人間関係を作る倉嶋さんの自然体のテクニックがスゴイ。手に汗握る面白さ。最終的に「諏訪メモ」の存在を確認して原稿にする。

そしてこの記事を本紙（東京発行紙面）には送らず、福島県版限定で出す。東京に送ればいちゃもんが付いて、ボツになる可能性があると思ったからだ。分るな―。

この特ダネの出た翌日の支局の雰囲気、ほめてくれる人はだれもいず下を向いて原稿を書いている仲間ばかり、分かるな―。ほんと新聞記者って仲間のことをその場でほめないんだよな。

この小冊子をまとめたのは元毎日新聞労働組合ＯＢらで作っている「北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会」。戦前特高にスパイとして、アメリカ人の北大の英語教師夫妻と共に逮捕、拷問を受けて、戦後釈放されるが、その真相を糺している会の発行。

この倉嶋さんの本、硬直的な権力批判で「諏訪メモ」の隠蔽を批判しているのではなく、一新聞記者の思い出を倉嶋さんは淡々と書いている。それが何とも言えないいい味を出しを出している。そしてその背後にある黒い影を浮き出させている。

若きジャーナリストの取材方法、いかにニュースソースに食い込むかの指南書にもなっていると思う。ジャーナリスト志望者にはお勧めの本。

佐々木宏人（毎日新聞ＯＢ）

＊

1954 年秋、京都の民青で、「松川事件を守る会」だと思うが、京都の高校に組織することになり、当時の民青の責任者だったのです。その時、赤間さんと雑談する中で、「サワダさん、活動家でしょう。万が一のためにきちっと活動記録はつけといた方がいいですよ。ホントは日記がいいのですが、最低メモでもいいですから、時間、場所、会った人物位は」とアドバイスされました。だから、私の日記は1955年から始まっています。後年、新聞販売店をめぐるサギ事件で大津署に３日間呼ばれ時のケイサツのストーリーは、サワダが主犯だったのです。それをつぶせたのは「日々是好日」（日記）です。赤間さんのアドバイスが生きたのです。

サワダ　オサム（滋賀県草津市）

＊

この度は倉島様の新聞記者としてレガシーとして刊行された貴重な「松川事件と諏方メモ」をお送りいただきありがとうございました。

倉島様とは長野市が中心市街地活性化に取り組むため、経産省中小機構のタウンマネージャーとして長野商工会議所に５年の任期で派遣され、冬期五輪後に撤退したダイエー、そごう百貨店、善光寺門前商店街の閉店街の後活用と活性化に取り組んでいるときに、倉島様から「みどりの自転車」の活動に着手されダイエー前に自転車ステーションを設けたいとお話を受け、是非協力させてくださいとお会いでき交際させていただき、またケジメの会にもお誘いいただき今日に至っておりますが、今日はじめて倉島様の新聞記者人生を知りすごい人と出会い気楽に共にしていただくことが出来たこと感謝申し上げております。

倉島様よりお手紙を頂く前に福島様より御本をお贈りいただき、手に取ると夢中で本を読ませていただきました。まさか倉島様が「冤罪事件・松川事件」の真相を突き止め、最高裁で有罪確定が必至とされた４人の無実の人を助け、また当時の赤狩りと称しての警察、検察の行為が尋常ではない時代に、良くご無事で新聞記者として正義を問う仕事に活躍されたこと感銘を受けました。

東芝と松川事件の件で三重に居る当時、東芝の三重工場に勤めて労働組合活動もしていた年配の高校の先輩に、松川事件で国鉄、東芝の工場を解雇　（４面へ）

（３面から）　された従業員が、事件の犯人として有罪となり、その人たちを助けた新聞記者のことを知っているかと聞きましたら、当時の新聞記者の方の努力で松川工場の元従業員が列車転覆事件の犯人にされたが、当時のアリバイを立証していただき助けていただいたことは聞いた。三重工場は基幹工場でもあり労組も各工場の労組を束ねていた。共産党員の労組活動を会社は嫌い勤務態度が悪いと尋問を受け解雇される人も多くおり、組合は解雇を理由に労組活動を活発化させた。先輩たちは、健全な労組活動を訴え労使交渉でも赤狩りと称する解雇を止めるように、共産系の組合員には健全な労使環境づくりに取り組み、参画せよと言ってきたと話しておりました。正月には私が三重に帰郷するときには倉島様が刊行された御本をもって先輩を訪ねることにしました。倉島様のお陰で１０年ぶりに会える機会ができ互いに楽しみにしております。

服部年明（上田市）

＊

当時私は千代田区麹町で守る会活動をしていました。今回倉嶋記者のご活躍に感動しました。権力の「冤罪の構図」を明らかにしてくださり、ありがとうございました。　宮地さか枝（川口市）

＊

きょう、ゆっくり時間が出来て、まずは倉嶋さんの回顧部分（68 ㌻まで）を一気に読みました。素晴らしい！真実にのみ忠実に生きてきた記者の在り方に、こういう方がおられたのかと感銘を受けました。

藤森　研（朝日新聞ＯＢ）

＊

新聞記者の真髄を知りました。民主主義と正義を軽んずる風潮があるなか、これを糺そうとする力が健在であること、とても頼もしく思います。

和　孝雄（北大名誉教授）

＊

『冤罪の構図　松川事件と「諏訪メモ」』を読み終えました。本文も然ることながら、第２部で展開された大住さんの「冤罪・松川事件」と「実在・松川事件」は、支配権力側の隠蔽、捏造、虚言が大日本帝国憲法から“現今”へ延々と引き継がれ、彼等の都合によって冤罪を生み出し続けていること、そしてそれに加担するマスコミがいることを再認識させてくれました。怒りと恐怖を感じるとともに「民主主義」を隠れ蓑にした構造的な政治社会の欺瞞に腹が立つ反面、温かい血の通った「あとがき」によってそれらの沈鬱な気分から若干解放されました。

世界には自由と正義を求めて、香港、ミャンマー、アフガニスタンなど各地で支配権力に対し身を挺して闘っている勇敢な人々がいます。不正を働く支配権力とどう闘うか。日々のほほんと暮らしている私の選択すべき道は……。　川島金次（毎日新聞ＯＢ）

＜コラム＞　冤罪忘れるな！ ㊼

拘置所における暗と明

『バビロン女囚の記』

戦時キリスト教弾圧で一斉検挙（1942・6・26）された牧師・内田ヒデの獄中記（新教出版社刊『ホーリネス・バンドの軌跡　リバイバルとキリスト教弾圧』の中の１章）。検挙された北海道・小樽警察署から札幌大通拘置所へと移され、ここでポーリン・レーンと出会い、同囚として、また所内雑役で共に使役され、５か月余にわたって耐え合った日々が活写されている。

写真は、札幌大通拘置所のあった大通西14丁目の角。当時は司法関係の庁舎が隣り合っていた

暗は、飢餓と寒気。給食は生存限度を下回り、特に拘禁１年を超えたポーリンは骨と皮に痩せ，やつれ衰えていた。半面、同じ信仰を確かめ合った喜びは生き抜く強い力となり、意外なことに、看守や所長までもがそんな二人に共感、異例の物心支援を惜しまなかった様子がつぶさに描かれている。逆境を恨まず、常に誠実さを失わない精神性が敷衍したのか、そんな視点からも見落とせない稀有の記録となっている。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引
申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】　昨年 12 月 31 日付で発行した『検証 良心の自由　レッドパージ 70 年』に続いて、今回発行した『松川事件と「諏訪メモ」』に対して、多くのみなさまから、制作費カンパをいただきました。おかげさまで、制作費を支払い、今後の活動継続への資金を少し確保することができました。みなさまのご厚意に心から感謝申し上げます。

安倍・菅政権に続く岸田政権は、憲法改悪の意図を隠していません。来る２０２２年、「憲法改悪→戦争への道」は、ますます高まると思います。警戒心を高めて、対処していきたいと思います。　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第58号　2022年3月10日　chiyodakurokyo@gmail.com
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

「サイバー警察局」新設の警察法改悪は大問題！

国会議員会館前行動で発言する宮本徹・日本共産党衆議院議員と福島みずほ・社民党党首

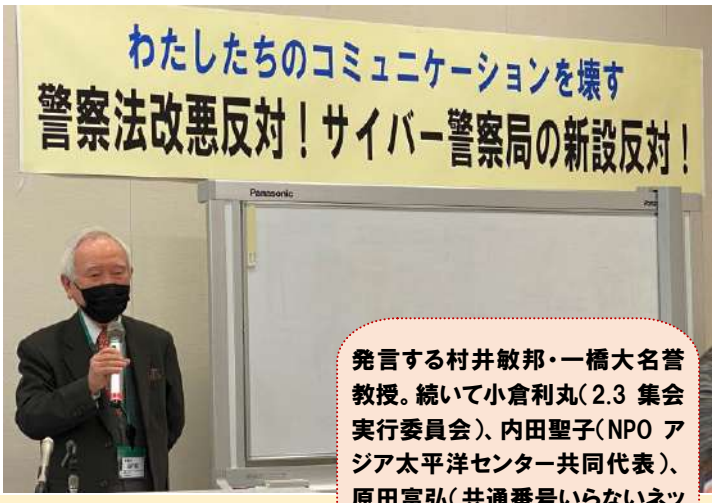

発言する村井敏邦・一橋大名誉教授。続いて小倉利丸（2.3 集会実行委員会）、内田聖子（NPO アジア太平洋センター共同代表）、原田富弘（共通番号いらないネット）の各氏が発言しました

共催　共謀罪 NO！実行委員会／「秘密保護法」廃止へ！実行委員会／警察法改悪反対・サイバー局新設反対 2.6 実行委員会

「サイバー警察局」を新設する「警察法改正案」は、1月 28 日に上程。3月２日の衆院内閣委員会でたった３時間半で可決、翌３日の本会議で衆院を通過した。反対は共産党と「れいわ」のみだった。参院での審議は来週にも始まる予定だが、審議時間は衆院より少ないのが通例だから、可決成立の可能性が高いという。こんな状態を許していいのだろうか。

３月７日、「共謀罪 NO！実行委員会」などが開催した院内集会でこの法案の問題点を聞いた。これはサイバー犯罪やサイバー攻撃を名目にして、警察庁に捜査権限を付与するものであり、組織に関する法律である警察法を権限の根拠法にする大改悪だ。

「サイバー警察局」っていったい何をするのか。どう立ち向かうべきか。小倉利丸さん（2.6 集会実行委員）は次のように指摘している。

コンピュータ上のデータやネット上のデータの全てがサイバーセキュリティの対象ということになる。スマホやパソコンだけでなく、suicaとか家庭のスマートメーター、ケーブルテレビなどあらゆる日常生活必需品がサイバー警察局の捜査領域になりうる。いったん警察の捜査対象になるとどうなるか。私たちの日常のコミュニケーションを犯罪の可能性がありうるものとして警察が常時監視することになる。ネットのコミュニケーションも24時間監視されることになるのだ。

権力にフリーハンドを与えるべきではなく、捜査機関は私たちの自由の権利を侵害しない範囲で捜査すべきなのだ。この点は一歩たりとも譲れない一線だ。すでに私たちの自由は警察によって大幅に削りとられてしまつている。しかもレイシストたちが「自由」という理念そのものを横取りし、政権政党もまた自由と民主主義の名のもとに、私たちの自由を上足で踏みにじってきた。私たちの自由とは、あくまで社会的平等の基盤の上に築かれた自由の実現、つまり自由の再定義のための実践であり、そのためには既存の体制が擁護しようとする「公共の福祉」とは確実に相容れない実践でもあるのだ。

村上敏邦・一橋大学名誉教授は、**「盗聴法（1999）、特定秘密保護法（2012）、サイバー法（2014）、共謀罪法（2017）、デジタル化法（2021）、そして今回の『警察法改悪』。この先は、非常事態法、宣言、憲法改悪の道筋だ。『政治家は危機感をもて！』」**と厳しく訴えた。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」から81年。今、当時を上回る国家権力による新たな冤罪事件が引き起こされる危険性が高まっている。参院で廃案にするよう、強く訴えていきたい。　（福島　清）

国家警察復活を許してはならない！

警察法改悪、衆院の拙速審議に抗議し、法律案に反対します

警察法の一部改正の法律案が、2022年3月2日に衆議院・内閣委員会において可決されました。1回だけ、合計4時間ほどの審議でした。法案は翌日に衆議院を通過し参議院へ移っています。戦前の国家警察の暴虐が繰り返されないよう、都道府県警察が捜査権を持っている現行の制度が覆されようとしています。新聞は次のように報じました。

「警察庁に、サイバー警察局と捜査権を持つサイバー特別捜査隊を設けるための警察法改正案が３月２日、衆院内閣委員会で可決された。 サイバー警察局がサイバー事案に関する業務全体を担当。警察庁関東管区警察局にサイバー特捜隊を設置し、全国を管轄して「重大なサイバー事案」を捜査する。重大サイバー事案は、国や重要インフラに重大な支障が生じる▽高度な技術を用いる▽海外からの不正な活動に関与する一ものと規定。特捜隊は逮捕や捜索もする。日本の警察は捜査は都道府県警が担っており、国が自ら捜査する形は制度の大きな転換となる。

２日の審議では共産党が「重大サイバー事案の定義に具体的な線引きがなく、恣意(しい)的に権限行使する可能性がある」として、れいわ新選組が「国家警察の復活とも言えるものだが、納得する説明がない」として反対し、白民党や立憲民主党などが提案した付帯決議がつけられた」（朝日新聞22.3.2）

法案の概要説明には、新設されるサイバー警察局は、「捜査指揮、解析、情報集約・分析、対策などを一元的に所掌」とあります。これまでの情報通信局の所掌事務を長官官房へ移し、「警察業務のデジタル化、科学技術の活用等を推進」ともあります。また、関東管区警察局に全国を管轄するサイバー特別捜査隊が200人規模で新設され、国・地方公共団体の重要インフラに関わる事案、マルウェアなど対処に高度技術を要する事案、国際共同捜査などの重大サイバー事案に対応するとされます。警察庁長官官房が情報通信技術に関する広範囲の権限を持つことになります。このように重要な法案について十分な質疑をせず、拙速に可決したことに、強く抗議します。

サイバー・セキュリティの維持管理は、私たちの日常生活の監視強化とも表裏一体です。秘密裏に収集、保存された個人情報が恣意的に使われて、新たな冤罪を生む危惧をぬぐえません。政治と結びついた公安警察の偏見や誤った思い込みから冤罪が生み出される例は後を絶ちません。2021年9月8日に提訴された大川原化工機事件(「世界」2022.3)の国賠訴訟や、大垣警察市民監視事件の国賠(朝日新聞22.2.24)はその実例です。また、冤罪事件の捜査過程を記録した警察の保管・保存文書の情報公開は、これまで都道府県の情報公開委員会のもとで、様々に行われてきました。それらが国に一本化して、安易に廃棄されたり、隠蔽される恐れもあります。このような観点から、私たちは、「警察法の一部改正の法律案」に、強く反対します。

２０２２年３月５日

国賠ネットワーク

サイバー犯罪対策を口実にする警察法改悪にNOを！

今通常国会に提出された警察法の抜本的改悪法案は、ついに政府・治安関係機関にとっての念願であった警察の国家警察への転換をめざすものにほかなりません。

私たちは、サイバー犯罪対策の口実のもとに国家警察復活をめざす警察法の改悪に反対します。

現在の警察法の特徴について警察大学教授を勤め、退職後作家として活動している吉野まほろ氏はその著「警察手帳」では次のように書いています。

「ＦＢＩのように、重要特異な事件がおきたら警察庁の捜査官が捜査に行く――ということは、我が国ではまずありえません。（例外的に、それを可能にする絡繰りはありますが）。従いまして、公安委員会の管理を受けながら、警察のタスクを処理していく「実施機関の中核－９９％－は、都道府県警察ということになります」（150ﾍﾟｰ）

つまり、警察庁は直接犯罪捜査をできないばかりか、それへの指揮監督権限もないのです。今回の警察法改悪法案は、警察庁が都道府県警察が担う（３面下へ）

宮澤弘幸さん　追悼・顕彰墓参

2 月 22 日午後１時、新宿・常圓寺に眠る宮澤弘幸さんの命日墓参を行いました。山野井孝有さんと長男で登山家の泰史さん妙子さん夫妻、北大と毎日新聞ＯＢら 11 人が参加しました。コロナウイル禍のため、予定されていた墓参後の集いは中止せざるを得ませんでした。安倍・菅政権が地ならしした「国民弾圧と戦争への道」の下で、憲法改悪策動がかつてなく高まっています。宮澤弘幸さんの無念を再確認しつつ、国家権力犯罪に反対する努力を続けましょう。　　（福島　清）

青島顕・毎日新聞記者が下記のように報道しました。
https://mainichi.jp/articles/20220222/k00/00m/040/131000c

（２面から）　捜査を直接おこなうことができるようにすることで警察庁と都道府県県警の現在のあり方の根本的転換をはかろうとするものにほかなりません。

こういう指摘に対して、そんな大げさなことではない、たかが重要なサイバー犯罪を警察庁が担うことになるのにすぎないではないかという意見が多くでてきそうですが、それは戦後の警察法、警察制度の変遷をみようとしていないからです。

現在の警察法には、警察庁が指揮監督できる所掌事務に「捜査」は一つもはいっていません。今回の改悪ではじめて警察法第５条４項１６号に重大サイバー犯罪事案捜査という項目がくわわります。これはついに警察が国家警察への重大な第一歩を踏み出すことを意味します。

１９４７年、ＧＨＱは政府・治安関係機関の反対をおしきって自治体警察を柱とする警察法を制定しました。これは戦前戦中の中央集権的国家警察を解体し、地方自治のながれにそった警察制度をつくろうとするものでした。全国の市、人口５０００人以上の市街的町村に自治体警察をつくり、それ以外の地域は国家地方警察本部が管理するという警察法は画期的なものでした。

この自治体警察の解体を目的として制定されたのが１９５４年警察法です。この警察法は、自治体警察をなくし、それを国家地方警察に吸収（現在の都道府県警察）し、全国の警察に対する国家的統制を強めようとするものでした。

つまり、戦前の中央集権的国家警察をめざしながら、当時の政治的諸関係のもとでは、そこまではふみこめことができず、現在の国家公安委員会―警察庁―都道府県公安委員会―道府県警察という制度ができたのです。しかし、この制度には、警察の責務は犯罪捜査ですが、警察庁の所掌事務には犯罪捜査は含まれていませんでした。これは、恐らく、当時の政府・治安関係機関が、そこまで踏み込むと５４年警察法が国家警察の復活をめざすものと批判されることを恐れたためと思われます。そのため、都道府県警察が責務として犯罪捜査をになうことになったのではないかと思われます。まずは自治体警察の解体、そこにポイントが絞られたということです。

サイバー犯罪対策を口実する警察法改悪は、国家警察の復活に直結するものであり、断じて認めることはできません。

角田富夫（盗聴法に反対する市民連絡会）

「警察法の一部を改正する法律案」概要から

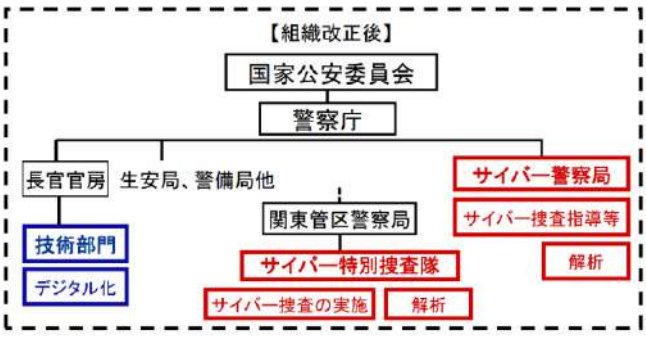

https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/220128/05_gaiyou.pdf

「ロシアは侵略やめろ！」「NO WAR!」

靖国通りにこだましたロシアへの批判

３月８日、千代田区の靖国通りをメーンに「ロシアのウクライナ侵攻反対」の緊急デモが行われました＝写真。呼び掛けたのは 2015 年に戦争法（安保法制）に反対して結成された、千代田区の区議会議員を中心にした『戦争させない千代田の会』。この会は毎月、宣伝行動や学習会、そして今回のような平和を目指すデモなどに取り組んでいます。

ウクライナの戦禍は広がり、避難民は 170 万人を超えました。ロシア・プーチン大統領がどんな理屈をつけようともこの侵攻は国際法に違反しています。流れてくる映像の子どもたちの姿を見るたびに、怒りが起きてきます。

プーチンの「核兵器使用もありうる」という発言に乗じて、「核兵器を共有すべきだ」と言い出す政治家も出ています。つまりこれは日本も核武装すべきだと言っている訳で、非核三原則の立場からもあり得ないことで、許す訳にはいきません。

緊急デモは 100 人に膨れ上がり、本のまち神保町＝靖国通りに「ＮＯ ＷＡＲ！」が響き渡りました。この日は国際女性デーだったこともあるのでしょうか、女性の参加が目立ちました。歩きながらウクライナ避難民支援の募金を訴えたところ、６万円が集まりました。

（水久保文明）

＜コラム＞ 冤罪忘れるな！ ㊽

排除の強圧に抗す

『スキャンダラスな人びと』

衝撃な書名だが、副題に「レーン夫妻スパイ事件と私たち」とある。キリスト教受難史の中で、国家権力による背教の脅しに屈しなかった人々を、国家権力がスキャンダラスな人々として排除した故事に拠る。この視点からレーン夫妻の受難を捉え、その半生を顕彰し、あわせて弾圧に抗する人びとに勇気をあたえる視座から、本件はじめ冤罪事件を検証している。

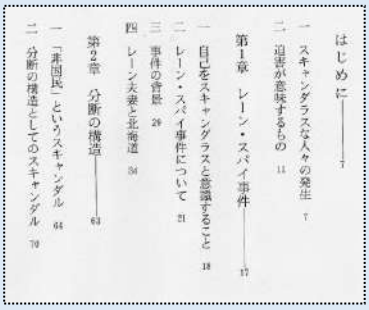
はじめに——7
一 スキャンダラスな人々の発生 7
二 迫害が意味するもの 11
第1章 レーン・スパイ事件——17
一 自己をスキャンダラスと意識すること 18
二 レーン・スパイ事件について 21
三 事件の背景 28
四 レーン夫妻と北海道 36
第2章 分断の構造——63
一 「非国民」というスキャンダル 64
二 分断の構造としてのスキャンダル 70

本書の目次から

著者は、岸本羊一。1931 年生まれで、同志社大学大学院修了後、ユニオン神学校で学び、執筆時は日本キリスト教団紅葉坂教会牧師。本件冤罪事件については多くを先駆者・上田誠吉の著作等に拠っているが、概要をよくまとめており、同じキリスト者の心をもって夫妻の心奥に迫っている。権力の理不尽に抗する心は熱く、本当にスキャンダラスな者が奈辺に居るかを自ずと明らかにしている。新教出版社刊。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】　昨年 11 月に 300 冊発行した「冤罪の構図　松川事件と『諏訪メモ』倉嶋康・毎日新聞記者の回顧から」を倉嶋さんからの連絡で、同じ長野県出身で「信濃寮」で一緒だった石川元也さんにお贈りしました。91 歳の石川さんは弁護士でなんと「松川事件」弁護団の一人で、現在、松川裁判・松川運動の資料をユネスコの「世界の記憶」に登録する運動の呼びかけ人とのこと。この運動のために活用したいので 200 冊送ってほしいと要請されました。早速お贈りしたところ、裁判官ＯＢはじめ読まれた方々から感想が届いています。次号で紹介します。　　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 59 号　2022 年 4 月 1 日 chiyodakurokyo@gmail.com
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

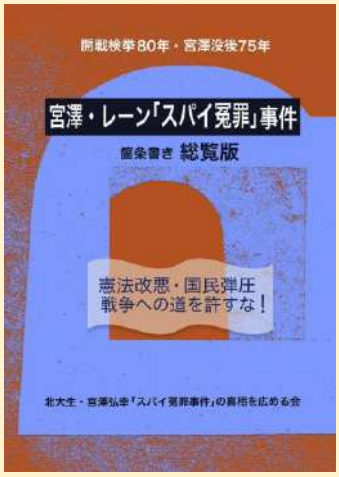

「憲法改悪・国民弾圧⇒戦争への道」許すな！

本会は『宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件―箇条書き総覧版』を、2 月 22 日の宮澤弘幸命日に発行し、再び国家権力の国民弾圧の動きが高まっていることへ、警鐘を鳴らした。その２日後の 2 月 24 日、ロシアのウクライナ侵攻攻撃が勃発した。前後して、日本国内では、「核共有」や「敵基地攻撃」と言った言動が政権与党内から噴出している。国際法違反のロシアの暴挙を糾弾すると同時に、日本を再び戦争への道に引きずり込む憲法改悪・国民弾圧の動きを徹底批判し、阻止すべきだと考える。その運動の一助にと願い「はじめに」全文を紹介する。

本冊子は本会ホームページで全文を公開している。ご注文は事務局まで。

近頃は、高齢層にもスマホが蔓延し、日々の生活で重宝がられている。当座知りたいことが指 1 本で右から左なんだから、毒されるなといっても無理かもしれない。便利と効率が絶対価値であるかのようにふるまい、国家権力はデジタル統治に突き進もうとはかっている。

一番の毒は、新聞で培われた一覧性が絶滅しかけている弊かもしれない。既に、スマホの群れは己に関心ある事だけを追い、「いいね」組だけで共感し合い、その余には無関心、あるいは排除する弊があると批判されている。その批判に、貸す耳を持たないと嘆かれてもいる。

それでもなお、の思いで『宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件』を再編集したのが本冊子で、「総覧版」と銘打った。まずは全体像を知る層を広げたい。折から、対米英開戦と同時に揮われた一斉検挙から 80 年、事実上の獄死となった宮澤弘幸の没後から 75 年を経ている。過去を解き、未来を正す、その再認識の踏台としたい。

2021 年の通常国会では国民投票＝改憲手続法、デジタル関連 6 法、土地利用規制法等々の悪法を成立させた。安倍政権下での特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法等々と併せ、戦争への道となる法体制をなし崩しに固め、強権体制を定着させようとしている。

あげく、2021 年 10 月の総選挙では、自民・公明が国会運営での絶対安定多数を確保し、更には補完勢力となる党派が議席を増やした。目先の利便維持に執着する政治的無関心層に支えられての現象だ、との解説は当を得ているが、解説するだけでは遠吠えになる。

奇手はない。議論の場を広げ、議論の多様さを知り、折合いの知恵を磨き合う、戦後培った風土を再確認し、愚直に努める。それにはスマホの対極である一覧性、その総体である総覧性の普及が力になる。新聞をぱらぱら捲るだけで、世情を俯瞰し鳥の目を肥やすことができる。この手を使わない手はない。

本件冤罪は、上田誠吉・弁護士が国家権力による冤罪の具体例として発掘、1980 年代の「スパイ防止法阻止」運動の中で深化した。その成果を引き継いだ本会が、安倍政権下で再燃した「秘密法制」阻止運動の中で発展させ、『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』(花伝社刊）として結実、集大成した。

以来、さらに真相解明に努め、『総資料総目録』および『総資料総目録補遺 2020』によって新事実、新見解を基に訂正、改訂し、「正確に伝えたい」事項を明示した。今回冊子は、これら再度の集大成をと、一覧性・総覧性を意識し、めりはりある構成を心がけた。箇条書きとした所以である。

主要項目には※印で典拠を付記。また、『総資料総目録』巻末に付した『引き裂かれた青春』索引を再精査のうえ再録した。併せて本会既刊中の要訂正を「既刊訂正」として収録した。巻末の論考「土地利用規制法」は戦争法廃棄にむけた喫緊の課題への本会の考え方を明らかにするものとして、既刊寄稿の中から再録した。

国民弾圧の仮面法「土地利用規制法」は 2022 年秋とされる施行まで、なお、間がある。施行を阻止し、一連の戦争法破棄に向け、さらなる連帯を強めたい。小さな冊子ながら、逆に、その手軽さを生かし、運動の現場で活用願えれば望外の成果となる。祈念して止まない。

「松川事件と『諏訪メモ』」感想特集　＜その②＞

第１部の筆者・倉嶋康さんの旧友で、松川事件の弁護団の一員だった石川元也弁護士にお贈りしました。石川先生は現在、「諏訪メモ」を中心に、松川裁判・松川運動の資料を、ユネスコの「世界の記憶」に登録する運動の代表世話人の一人です。この運動は、文科省内にある日本ユネスコ協会の国内推薦を通ることがなかなか難しく、過去２回の申請も却下されているとのことです。そこで次の対策のためこの冊子を活用したいと 200 冊増刷を要請され、関係者にお贈りしました。

倉嶋康さん、石川元也さんと事務局に寄せられた感想文を紹介します。国家権力による冤罪事件「松川事件」を再度考える一助にしていただきたいと考えます。

コロナ禍で大変な中、「松川事件と諏訪メモ」を贈って下さいまして誠にありがとうございました。

福島大学松川資料室とも連携して活用して参りたいと思います。「諏訪メモ」は、諏訪さんから東北大学に寄贈され、その後、松川事件現場近くの福島大学に 6 年前に寄贈されました。福島大学では「諏訪メモ」の劣化を防止する施しを行いました。大事に保存しています。現在、資料の公開はコロナが収束するまでできません。その頃になりましたら、是非、見学にお出で頂きたいと思います。今後ともよろしくお願い致します。（ＮＰＯ松川運動記念会　理事長・安田純治、事務局長・吉田吉光）

＊

此度は、『松川事件と「諏訪メモ」』5 冊と、『宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件』をご贈与くださり有難うございます。

宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件は、上田誠吉弁護士から『ある北大生の受難』を戴いてから、関心を持つようになりました。上田さんとは、私が国民救援会で選挙団弾圧事件の裁判に没頭していた時に大変お世話になりました。上田さんの夫人が、織物を織り藍染めをなさっていました。私の専門が繊維技術でしたので、手織り、藍染めの話をよくしました。『人々とともに』の表紙を夫人の藍染め手漉き和紙で装丁した本を頂いたことがありました。

『諏訪メモ』は、インターネットで読み、素晴らしい本だと感じました。印刷された本は、１冊を自分用に、４冊は冤罪事件に関心を持って活動している人に読んでもらいます。　（玉川寛治）

＊

「松川事件と『諏訪メモ』」読み終えました。ぐいぐい引き込まれました。昨日は電車を途中で降りられず、降車駅でも降りられずに終着駅（近鉄奈良）まで読み続けました。石川先生も、石川先生の著書「創意」も登場します。「にっぽん泥棒物語」は大学時代に見ましたが、映画「松川事件」もぜひ見たくなりました。

第２部でも書かれていますが、いつ葬り去られてもおかしくない状況にあった「諏訪メモ」が 10 年余無傷で残ったことは単なる偶然ではなく、メモを隠し続けた検察を含む「良心の連鎖」によるものなんだろうと思います。その意味で、この本は、森友問題をはじめとする改ざん問題や、それに向き合う法曹関係者の矜持を考える上でも、極めて現代的な課題を提起していると思います。

石川先生、ありがとうございました。鶴見先生の学習会も参加しましたが、ますます石川先生を講師に松川事件の話を聞きたくなりました。　（愛須勝也）

＊

このたびは、冊子「松川事件と諏訪メモ」のご送付、有難うございました。素晴らしい内容で、感動に次ぐ感動でした。諏訪メモのことは知っていても、なぜそのメモが最高裁段階で明らかになったのかと、かねがね疑問に思っていました。今回の冊子は、そういう疑問を一挙に解決してくれたのです。

倉嶋さんの文章力もさすがです。そして、若さと記者魂に裏付けられた行動力に感服しました。

私の知っているマスコミ関係者を中心にできるだけ贈呈しようと思います。現在、裁判官の後輩（弁護士）にも読んでもらっていますが、やはり私と同様の感動を覚えています。倉嶋さんに連絡されることがあったら、「元裁判官がものすごく感動していた」旨お伝えいただけませんか。

他方、恥ずかしいことですが、宮澤・レーン事件については、知識がありませんでした。この事件についても、お送りいただいた冊子で勉強させていただきました。重ね重ねのご厚意、厚く御礼申し上げます。

（木谷　明）

＊

「朝から読み始め、まさに、巻を措く能わずの感じで読み終えました。特に、斉藤千→倉嶋記者→安田弁護士のルートの裏ルートの話を特養施設で聞くところは、グッと来ました。どんなときにも、「人」としての信頼が大事なのだと思いました。また、諏訪メモを握りつぶさなかった、というかそういう圧力を予想して

本人に還付してしまった宮本元検事正の行動の背景にその生い立ちも影響しているのでは、というところにも、「人間」がいるのだな、と感じました。

読後、手元にある松川事件の本を出して見ていたのですが、広津和郎の「松川裁判」では、諏訪メモについては、毎日新聞福島版の記事が全文引用されていました。もう一つ興味深かったのは、日向康「松川事件」（現代教養文庫）です。これによると、諏訪メモの存在が被告人側に明らかになったのは、１９５４年１月（二審判決が１９５３年１２月）で、本田嘉博が諏訪親一郎からその存在を聞いたときとされています。この点は「松川運動全史」に書かれているようなので本当のようですが、ここから１９５６年１２月に仙台弁護士会が東芝松川工場に「諏訪メモ」の照会文書を出すまでに約３年の空白があります。倉嶋記者の話ですと、安田弁護士宅でこの照会文書を盗み見て（そのようにお膳立てされていたようですが)、宮本検事正取材に至るわけですが、諏訪メモの存在を知ってからやっと３年後にその照会をしているところが謎です。この辺りは、「松川運動全史」を読めばわかるのでしょうが・・・。

ここで書きたかったのは、諏訪から「諏訪メモ」のことを初めて聞いたという本田嘉博のことです。本田は、アカハタの記者で、赤間自白、太田自白によって、８月１３日、１５日の謀議に参加していたとされた（こともあった）人物で、松川事件が共産党の謀略だとのシナリオからすると是非起訴すべき立場の者なのに、何故か、起訴前に釈放されています。釈放後に裁判支援に奔走するのですが、その一環で松川事件の記録映画を作ることになり、１９５４年１月に東芝松川工場を撮影するためにそこを訪れた折、事務課長補佐をしていた諏訪から「８月１５日に、佐藤一などと団交をしていたことは、メモにとってあった。それは警察を通じて提出しておいたが、裁判には出されなかったのか」という話を聞いた、というのです。

日向の本では、この本田の存在を「天の配剤」と書いています。時間があったら、この３年の空白を調べてみようと思います。いずれにしろ、当時の時代背景をきちんと押さえておかないと理解できないところもあるようですね。　　（石塚章夫）

「毎日新聞」と「週刊金曜日」が紹介記事 <46人から55冊の注文>

毎日新聞と週刊金曜日が上記のように本冊子を紹介したところ、事務局に 46 人から 55 冊の注文がありました。1 刷 300 部、2 刷 250 部は「完売」です。石川元也先生からも増刷の要請がありましたので、200 部増刷します。事務局（題字横）までご連絡ください。

毎日新聞記事は、「事務局たより」第 57 号で紹介しましたように青島顕記者が 12 月 11 日に倉嶋康さんにインタビューしてまとめました。青島記者は、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」についても取材し、毎日新聞紙上で報道しています。

週刊金曜日記事は、植村隆社長が 2 月 28 日に倉嶋康さんとお会いしてまとめました。植村さんは朝日新聞札幌支社時代、2013 年の「真相を広める会」結成時から「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を取材してくださいました。本会は、植村さんに対する「捏造記者」攻撃に対する裁判闘争を支援してきました。

お二人が本冊子の内容・意義を正確に紹介してくださったことに感謝します。

＊

【事務局から】「事務局たより」第 57 号に続いて本号でも感想文を特集しました。「冤罪・松川事件」がなぜ引き起こされたのかは依然としてナゾです。さらに列車転覆の「実在・松川事件」は未解決です。

安倍・菅政権下で強行された秘密保護法、戦争法、共謀罪法、デジタル関連法、岸田政権下で施行直前の土地利用規制法、今国会で成立が強行された警察法改悪、審議中の経済安保法等は、いずれも国民弾圧の武器となります。国家権力犯罪に対する警戒心と闘いをさらに高めていくべきだと考えます。　（福島　清）

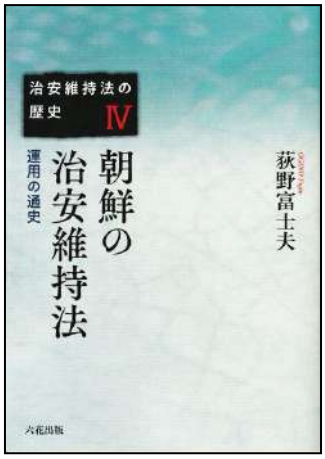

3月6日、東京・中野区新井区民活動センターで「ヒロシマ連続講座『治安維持法』の過去と現在～朝鮮との比較から見えること」と題した荻野富士夫・小樽商科大学名誉教授（写真）の講演を聞いた。

戦前、治安維持法が国民弾圧の法律として猛威を振るったことは広く知られている。しかし日本の植民地だった朝鮮半島ではどうだったか。講演後購入した荻野さんが今年 1 月に刊行した「治安維持法の歴史Ⅳ 朝鮮の治安維持法―運用の歴史」（六花出版）では、「日本国内以上の『悪法』性」があったと指摘している。そして「……朝鮮においても日本の敗戦時に史料の焼却処分がなされたと推測される。それでも司法処分の記録―警察・検事局・予審の各訊問調書を中心に、それらと関連する文書類、地方税法・履審法院・高等法院の各判決―は比較的よく残存している。しかも、それらの多くはデジタル化されて、ウェブ上で公開されている」と書いている。

この日の講演では、その内容をスライドで詳しく説明してくれた。本書はまだ読み切れていないが、「日本以上の悪法性」の内容を勉強したい。

「豊多摩監獄時代の小林多喜二」

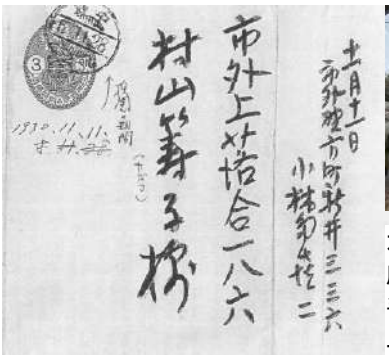

左＝小林多喜二が豊多摩監獄の住所から出した手紙の封筒。
上＝同監獄表門の裏側

荻野さんは講演の最初に、1930 年 8 月から 31 年 1 月まで未決で豊多摩監獄に収監された小林多喜二から村山籌子（かずこ・劇作家村山知義妻）宛の手紙に書かれた同監獄時代の日々を紹介した。また配布された資料には、多喜二が小説「東倶知安行」で、朝鮮の労働者たちに強い関心を持っていたと同時に、日本の労働者の問題点も書いていたことが記されていた。

＜コラム＞ 冤罪忘れるな！ ㊾

本件冤罪検証の原点

『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕』

上田誠吉３著作の２作目で、本件・国家権力による冤罪の構造を解明・検証する原点となる著作。最高裁に埋もれていた膨大な記録の中から大審院判決の原本を見つけだすなど原物文献の発掘に努め、生存関係者を探し尽くしての聞取りを積み、時に大胆な仮説にも踏み込んで、全体像・真相に食い込んでいる。類なき労作であると同時に、斯界の原典ともなっている。

本書は1987年 9 月 28 日、朝日新聞社から第１刷が刊行された、2013年 4 月 10 日、安倍政権の「秘密保全法」画策に警鐘を鳴らすため、花伝社が版権を受け継いで刊行した。本会はこの刊行にカンパを贈って協力した。

ひとつ老婆爺をいえば、原典ゆえに気になる弊害もある。後進の多くが原典頼り切りの孫引きに慣れていることだ。原典といえども誤謬、誤認、思い込みがあり、原典の著者も、「あとがき」で戒めている。検証なき孫引きは、そのまま誤謬・誤認の拡散ともなる。絶えざる検証こそが、原典の普遍性を高め、真相に迫る応用力を育む。上田著作はそう教えている。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第１部＝冤罪の真相　　第２部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

講演会は「平和の門を考える会」との共催だった。「平和の門」とは、1915 年に「豊多摩監獄」として建築された広大な建物の表門のこと。ここには大杉栄、荒畑寒村、亀井勝一郎、小林多喜二、中野重治、埴谷雄高、戸田城聖、三木清らが収監され、戦後は「中野刑務所」となって、1983 年の廃止まで存続した。

この表門は、中野区有形文化財として保存されることが決まった。これ以外の建物はすべて撤去され、「平和の森公園」として「平和資料展示室」「平和記念碑」などが整備されている。すぐ近くにはスパイ養成の「陸軍中野学校」があった。中野区は「憲法擁護・非核都市の宣言」を表明している。　　（福島　清）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

号外　　2022年5月18日　chiyodakurokyo@gmail.com
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

映画「わが青春つきるとも　伊藤千代子の生涯」

今の時代に反戦・平和のたたかいを励ます

４月２日、映画「わが青春つきるとも　伊藤千代子の生涯」を完成披露試写会で観させてもらった。折しもロシアのウクライナ侵略による戦争が起きているときである。

伊藤千代子は、弾圧法規である治安維持法により検挙され、悪名高き特高警察の拷問を受けて起訴され、未決のまま、市ヶ谷刑務所（現在の新宿区富久町にあった。その後、巣鴨に移された）に収監された。

検挙されたのは、当時、地下活動をしていた日本共産党を狙った1928年3月15日の弾圧・一斉検挙である。検挙者は1600余名にのぼり、その中に入党したばかりの女性活動家・伊藤千代子も入っていたのだ。

彼女は、獄中では拷問に耐え、変節せず志を貫き通した。その後、夫の変節などもあり、拘禁精神病を発症したため、特高警察の監視つきで松澤病院（現都立松沢病院）に収容され、急性肺炎で、1929年9月24日、24歳の若さで、短い生涯を閉じたのだった。

この翌年には、山本宣治（労働農民党から当選した代議士で、ひとり治安維持法に反対した）が神保町で右翼に刺殺されている。1933年には、作家の小林多喜二が築地署で特高警察に虐殺された。反戦を唱えるだけで、殺される時代であった。

伊藤千代子は、1905年、長野県諏訪郡に生まれた。諏訪高等女学校に進学し、歌人の土屋文明（彼女の死後、その死を悼み、「こころざしつつ、たおれし少女よ」と詠んだ）に師事する。小学校の代用教員になるが、その後、東京に出て、東京女子大学に進学する。そこで、社会科学研究会の結成に参加し、女子学連のリーダーとなり、「山一林組製糸争議」の支援、労働農民党の選挙支援などに参加する。

伊藤千代子が20歳を過ぎた時代は、天皇制、そして、軍国主義の専制政治のもとで、国民は、天皇の臣民とされ、貧困と無権利状態に置かれていた。伊藤千代子は、そうした社会を変えよう、主権在民、反戦を掲げ、命の危険を承知で活動していた。

1925年に治安維持法が成立し、天皇制政府は、共産主義者、社会主義者、労働組合・農民組合の役員、知識文化人など、思想犯罪者として逮捕し、弾圧した。

この時代は、日本が中国への侵略を本格的に進めていく時で、国内の反戦運動を完全に抑え込む必要があり、天皇制政府は、徹底して弾圧したのだった。そして、多くの若き活動家が治安維持法による弾圧で命を落としていった。伊藤千代子もその一人であった。

この映画は、日本が本格的な侵略戦争に入っていく時代の中で、厳しい時代に社会変革の志を持ち、反戦の闘いに必死に生きた若き女性活動家とそれを取り巻く人々の本当にあった真実の物語である。

伊藤千代子を演じたのは、映画デビューの新人・井上百合子である。監督の桂荘三郎（社会派）は、井上さんには、目が反骨にあふれるものがあったということで起用したとのこと。実際の伊藤千代子は、見た目、少女のような面持ちだが、目に力があるように思える。

原作は、藤田廣登の「時代の証言者　伊藤千代子」

今こそ憲法 9 条で世界平和実現を

2022 憲法大集会に 15000 人が結集

ロシアのウクライナ侵略という暴挙は、逆に戦争では世界平和を実現することは絶対に不可能であることを証明しています。憲法 9 条を掲げる日本の平和憲法を世界に広めることこそ日本の進むべき道です。来る参院選では断固たる野党共闘を！　事務局メンバーと北大ＯＢのみなさんは、「真相を広める会」の幟 2 本を立てて参加しました。　（福島　清）

****

（学習の友社）である。

21 世紀の映画が不作で、社会的な問題を扱う映画がほとんどない中で、まじめな映画をよく作ったものだと感心する。

戦後、日本の侵略戦争の真実や悲惨さを明らかにした映画や日本の暗い時代の中で抵抗した人々を描いた映画、「戦争と人間」、「人間の条件」、「ひめゆりの塔」、「真空地帯」、小林多喜二や山本宣治を描いた映画などがあるが、みな 20 世紀に作られたものだ。21 世紀に作られたのは、この伊藤千代子の生涯を描いた映画だけではないだろうか。

今、ロシアによるウクライナ侵略が行われ、戦争が続いている。戦争は、双方の市民が悲惨さを味わうものだ。

今は、ロシアのウクライナ侵略を早く終わらせることが必要だ。それには、経済制裁と国際世論「プーチンは戦争をやめろ！ウクライナから即時完全撤退しろ！」ということを高めることが決定的に重要だ。そして、外交努力により、早く、終わらせることが求められる。

ところが、日本では、ロシアのウクライナ侵略を口実に、侵略されないためにと言って、軍備拡大、核兵器を持とうという。そして、抑止力だけでは不安だから、「敵基地攻撃能力」も持とうという。そのために邪魔な憲法９条は早くなくしてしまおうという議論が声高に起こっている。憲法を取り巻く状況は、非常に危険なものになっているのではないか。

しかし、それぞれの国が軍備を拡大し、核兵器を持ったらどうなるか。抑止力が効かなくて戦争になったら、とんでもない犠牲がでるのではないか。核戦争になったら人類の破滅につながりかねないものだ。ましてや、プーチンのような侵略を平気で行う者が出てきたら、抑止力はないに等しいものだ。

日本には、武器は持たない、戦争を放棄した憲法９条がある。憲法９条は、権力者に戦争をさせない力がある。しかし、この憲法９条をもっているだけで平和は守れない。攻め込まれないように、憲法９条を生かして、平和外交を行う、紛争になれば話し合いで解決することが大事である。東アジアでアセアンのような軍事同盟によらない、平和維持の枠組みを作っていくことが必要なのだと思う。

伊藤千代子の生涯を描いたこの映画は、４月以降、首都圏、全国で上映される。この映画は、憲法を改悪して日本を軍事大国にする、核兵器も持って他国を脅し、戦争する国にしようとする流れが強まっている時期に、我々の戦争に反対し平和を守る闘いを励ますものとなっていると思う。

（千代田区労協議長　小林秀治）

＊「真相を広める会」は、この映画製作支援カンパに協力しました。映画の冒頭で紹介された協力団体一覧の場面に記録されています。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

第 60 号　2022 年 12 月 8 日　chiyodakurokyo@gmail.com
◇事務局　101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8　杉山ビル 2F
千代田区労協気付　T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

今こそ「憲法九条」を世界に

12・8宮澤弘幸墓参で誓う

北大ＯＢ、事務局員ら７人が墓参した

81 年前の 12 月８日、日本軍はハワイ真珠湾の「敵基地」を奇襲攻撃し、国民は狂喜した。だが半年後の 1942 年６月５日、ミッドウェイ海戦で空母４隻、艦載機 290 機、兵士３千余人を失って大敗。４年後、東京大空襲、広島・長崎への原爆投下で無条件降伏した。戦病死した兵士たち約 200 万人のうち 70%は餓死だったという。開戦前から、軍国政府は治安維持法、軍機保護法等による弾圧体制を強化、真珠湾奇襲の日には宮澤弘幸ら 111 人（追加含め計 126 人）、翌９日には宮本百合子ら 520 人を検挙した。

東京大空襲被災者、広島・長崎の被爆者、治安維持法犠牲者たちは、今なお、政府に責任明確化と賠償を要求している。戦争の行きつく先の残酷は、事実が証明しているのだ。

ところがである。ロシアのウクライナ侵略を絶好の口実にして、自公政府は、敵基地攻撃能力保持、防衛費２%、トマホーク 500 発購入などなど、今にも戦争を始めるような言動で国民を煽っている。

すでに安倍・菅政権下で、特定秘密保護法、戦争法制、共謀罪法、土地利用規制法等々の国民弾圧法制が施行されている、沖縄与那国島では、弾道ミサイルに備えた住民避難訓練が実施されている。

そして「防衛力を考える政府有識者会議」は、「防衛力の抜本的強化」を政府に提出した。この有識者会議には日経、朝日、読売の経営・編集幹部３人が加わっている。「新聞が戦争に加担している」――これは、かつて通ってきた道ではないか。「戦争前夜」ではないか。

「敵基地攻撃能力」でいう敵とは中国を指していることは間違いない。その中国とは 1978 年に「日中平和友好条約」を締結している。なぜその精神に則って外交交渉をしないのか、

118 年前、幸徳秋水は「平民新聞」で戦争を否認し、防止に声を高くした。そして今、戦争強国による蹂躙の半面、世界のあちこちで日本の憲法９条に基づく平和希求を共有するうねりが高まっている。

「戦争への道」に狂奔する政府と、その支持層に対し、戦争と弾圧がもたらす悲惨・残酷を改めて強く訴えたい。

そして、世界平和実現への最大の手段である「憲法９条」を高く掲げて立ち向かうことを誓い合いたい。

「非戦の誓い」「憲法9条」を大きな世論に

幸徳秋水の「非戦の訴え」

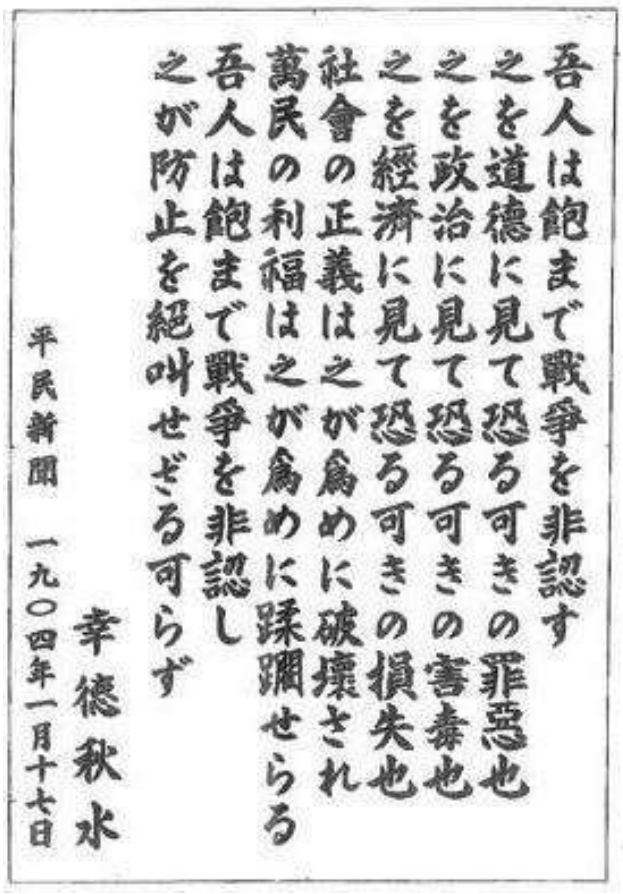
吾人は飽まで戦争を非認す
之を道徳に見て恐る可きの罪悪也
之を政治に見て恐る可きの害毒也
之を経済に見て恐る可きの損失也
社會の正義は之が爲めに破壊され
萬民の利福は之が爲めに蹂躙せらる
吾人は飽まで戦争を非認し
之が防止を絶叫せざる可らず
幸徳秋水
平民新聞　一九〇四年一月十七日

１１８年前、１９０４年の幸徳秋水の「絶叫」は、日本の現状に対する「絶叫」ではないか。

＊

昨年２０２１年１１月３日（秋水の誕生日は１１月５日）、四万十市正福寺に秋水生誕１５０年を記念してこの碑文が刻まれた「秋水非戦の碑」が建立された。除幕式で「幸徳秋水を顕彰する会」の宮本博行会長は次のように挨拶した。

「秋水が自由・平等・博愛・平和の旗をかかげてたたかった結果が戦後、永久平和、戦争放棄をうたった日本国憲法第九条として結実した。しかし、戦後76年たつ今、安倍政権は憲法解釈を変更し、安保関連法案を強行採決、日本は再び戦争ができる国に変えられてしまった．私たちはいまこそ反戦平和の原点である秋水の非戦論を心に刻み、平和を愛し守る国民総意の象徴としたいと願っている。秋水の非戦の訴えにわれわれも心を新たに、戦争のない平和な日本と世界をつくっていくことを決意する日にしたい」（「秋水通信」第31号・2021.12.15から）

秋水の戦争反対の信念・主張が正しかったことは、太平洋戦争の敗戦が証明しているのだ。

世界に広がる「憲法９条」

世界は日本の憲法９条をどうみているだろうか。

❶　1999 年 5 月の「ハーグ平和市民会議」は「日本の憲法９条」を 10 項目の基本提言の第１に盛り込んだ。当時、朝日新聞は次のように報道した（1999 年 5 月 16 日）。「非政府組織（NGO）の呼びかけで、100 カ国以上の約１万人が参加して開かれていた『ハーグ平和市民会議』は『公正な国際秩序のための基本 10 原則』を行動目標として設け、第１項に『日本の憲法９条を見習い、各国議会は自国政府に戦争をさせないための決議を採択すべきである』との文言を盛り込んだ。日本国憲法の理念が世界の平和運動の共通の旗印として初めて前面に掲げられた」

❷　「しんぶん赤旗」（2006 年 1 月 15 日）は、「スペインに『９条の碑』」と題して次のように報道した。「スペイン最西端の島、アフリカ北西部に近い大西洋に浮かぶカナリア諸島に日本国憲法第９条の碑があります(略)。グランカナリア島第２の都市、テルデ市(人口９万人)の市長は憲法九条の内容に感動し、碑とヒロシマ・ナガサキ広場の建設を議会に提案し、市議会も賛成しました。その後、米国は首都マドリード近くのトレホン空軍基地を撤去するなどスペイン政府との交渉で 89 年から駐留軍を大幅に削減せざるを得ませんでした。1996 年に広場と碑は完成しました」

❸　2017 年 7 月 7 日、「核兵器禁止条約の国連会議」は、画期的な「核兵器禁止条約」を採択し、2021 年 1 月 22 日、発効した。2022 年 9 月 25 日現在、署名 91 カ国・地域、批准 68 カ国・地域となっている。これこそが日本の憲法 9 条の成果と言うべきなのだ。

❹　伊藤千尋さん（朝日新聞ＯＢ「コスタリカ平和の会」共同代表）は、「世界は９条を欲している」とコスタリカの現状を話す。「かつて国家予算の３割を占めた軍事費を国民の教育へと回した結果、コスタリカは中米の教育大国になりました。周辺国に対話の重要性を訴え『平和の輸出』を行い、エルサドバズルなど３国の紛争を終結に導きました。その貢献に対し 87 年に当時のアリアス大統領がノーベル平和賞を受賞した。これが本当の『積極的平和主義』なのです」（毎日新聞夕刊ワイド　2017 年 11 月 27 日）

＊

世界の国々は、まだ紆余曲折はあるだろうが、間違いなく戦争ではなく平和への道へ向かっている。その理論的・実践的な柱が「憲法９条」であることは間違いない。

「日本の憲法９条をいまこそ世界に！」

「12月8日を忘れるな」の意味を考える

サワダオサムさん新著『太平洋戦争下に生きた四人』予告

日本社会の宿罪を抉る『橋のない川』（住井すゑ）を読みこなし『わたしはこう読んだ「橋のない川」』を世に出したサワダオサムが、新著『太平洋戦争下に生きた四人』に取り組んでいる。前著は、当『事務局たより』（44 号・新刊紹介）でも取上げ、当人の「あとがき」を引いて次回作の予告にまで踏み込んだが、その実現になる。この間、当人の持病おもわしくなく、81 回目の 12 月８日には間に合わなかったが、同じ 12 月８日に痛みつけられた宮澤弘幸の 76 回目の命日までにはと、渾身の執筆に努めている。篤くみまもると共に、完稿部分をもとに、重ねての予告・紹介としたい。

本文は

昭和十六年十二月八日（一九四一）太平洋戦争開戦――を以て始まる。

まずは、事実確認。これが著者の真骨頂で、前作同様、関係文献・資料を総ざらえの読み込み、その上で歴史事実の真偽を選り分ける。

一九四一年（昭和十六）十二月八日早朝、初冬の抜けるような青空が日本列島に広がっていた。午前七時、ラジオが定時の時報を告げると、「しばらくお待ち下さい」というアナウンスが入った。その一瞬の静寂を破るかのように臨時ニュースのチャイムがけたたましく鳴り響き、館野守男アナウンサーの張り詰めた声が続いた。

臨時ニュースを申し上げます。臨時ニュースを申し上げます。

大本営陸海軍部十二月八日午前六時発表。帝国陸海軍は本八日未明西太平洋に於いてアメリカ・イギリス軍と戦闘状態に入れたり。なお今後重要な放送があるかも知れませんから聴取者の皆様にはどうかラジオのスイッチをお切りにならないようにお願いします。

（川島高峰著『流言・投書の太平洋戦争』）

これが、サワダオサムの選んだ文献の一であり、歴史事実はもとより、時代の空気を的確に織り込んだ史料となっている。この手法をもって、全編、伝え遺すべき歴史事実と時代状況を的確に切り出し、論考展開の基盤に据えている。その構成は

第一章 時のあゆみ　第二章　辻潤―なぜ敗戦を予言できたか　第三章　尾形亀之助―個に生きる詩的精神とは　第四章　高橋新吉―ダダと詩と禅　第五章　三好十郎―人間としての抵抗とは　終章　二人は生き、二人は死んだ。そして私は

――となる。四人が四人、それぞれに壮絶な個性の持ち主といえる。時代を見抜き、抗い、揺れ、しかし妥協を拒む。その結果、どうなったのか。

「辻潤は昭和十九年（一九四四）十一月二十四日、六十一歳で、アパートの一室で餓死している。尾形亀之助は昭和十七年（一九四二）十二月一日、道端でうずくまっているところを発見され、翌日、息を引き取っている。一方、高橋新吉は戦中を生き延び、昭和六十二年六月五日、八十六歳で永眠した。三好十郎は戦中に苦労したが、戦後、その苦い思いを吐き出し、昭和三十三年十二月十六日、五十七歳で亡くなった」（「はじめに」）

だから、どうなんだ。サワダオサムは、そこを執拗に問い続ける。推論を控え、解説を抑え、当人たちの遺した言動を克明に掘り返し、峻別して真の事実を積み上げる。矛盾は矛盾のまま、その意味を考える。そして、その根っこでは常に「じゃあ、お前はどうなんだ」の問いかけを据える。「おまえ」とはサワダオサム自身を指すが、読み進めば読み進むほどに読み手も「おまえ」になっていく。そこが鋭いところだ。

「もし、私がもう少し早く生まれておれば、どのような人生を送っていたのか。国家に命令されるまま、兵士となって、鉄砲を持ち、殺し殺されていたのか。それとも、国民の中にほんの少数ではあるが存在した徴兵拒否の一人だったのか、たぶん、後者は望めないだろう」（「はじめに」）

そう、これは読む者、生きるもの一人ひとりへの問いかけに他ならない。

12 月 8 日を忘れるな、12 日 8 日の暴挙を忘れるな、これは本会の立脚点でもある。その思いを込め、完稿・刊行を待ちたい。

（おおすみひろんど）

1948 年のこの日に公布された日本国憲法を踏みにじり、一気に軍備拡大に突き進もうとしている自公政府。この暴挙に対して、**「武力で平和はつくれない　つなごう憲法を生かす未来へ」**と訴えた 11.3 憲法大行動が国会議事堂前で行われ、4200 人が参加した。

「いまこそ外交、ただちに外交を」

田村智子・日本共産党副委員長は「問題や紛争があるからこそ、同じテーブルについて話し合いの場をつくれるか。これこそが各国政府と日本国憲法をもつ日本政府に求められている努力だ」と訴えた

＊

10 月 22 日に福生市民会館で開催された「第 13 回横田市民交流集会」で、猿田佐世・新外交イニシアティブ代表は「米中戦争に沖縄も本土も巻き込ませない東アジアに戦争のない国際環境を」と題して以下のように問題提起した。

ロシアのウクライナ侵攻を契機に、日本でも強調されている「抑止力の強化」では、戦争への危機が高まり問題は解決しない。もし中国と戦争状態になれば、直ちに経済封鎖となる。日本の貿易総額の 23%をしめる中国との貿易がゼロになった時、日本の国民生活は即座に破綻する。抑止力どころではない。現にロシアに対して経済封鎖したドイツでは、ガス・電気代が急騰して大変な事態になっている。だからこそ、目指すべきは、「日本は東アジアで戦争を起こさせない国際環境をつくること」だ。それは可能であり、現に東南アジア諸国ではその方向に向かっている。ASEAN 諸国の米中対立に対する姿勢は、米中どちら側につくのではなく、ASEAM の強靭化と国際協力の強化をめざすが 48%、中国や米国に味方しないが 31.3%となっていて、無条件に米国に従う日本の異常さが目立つ。

＊

新外交イニシアティブは 11 月、「政策提言　戦争を回避せよ」を発表しました。そこでは、「『抑止』としても『対処』としても、必要な条件を満たさず、戦争拡大の契機ともなる敵基地攻撃を、政策として宣言するのは愚策である」と厳しく批判しています。戦争の危機を煽るのではなく、「憲法９条」を高く掲げ、「平和への道」を追求すべきです。　　（福島　清）

＜コラム＞ 冤罪忘れるな！ ㊿

絶筆となった復学願

北大文書館「退学休学・入学卒業」

宮澤弘幸が、北海道帝國大學の学生だった証しとなる文書類が、現・北海道大学の大学文書館に保存されている。学籍簿、退学願、復学願、死亡届、及び各願の許可指令書、教授会記録の計 10 点。点と点ながら洋々たるべき人生の反転を刻んでいる。それも長く未整理のまま塩漬けにされ、明るみに出たのは戦後も 60 余年を経た 2013 年 5 月のことだった。

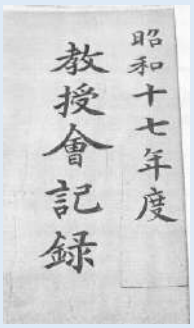

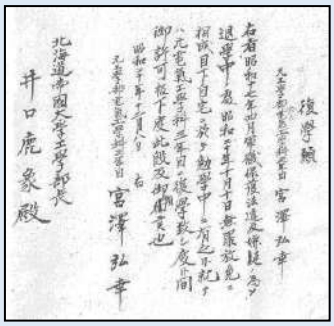

注目は、復学願の日付が、4 年前の検挙日と同じ 12 月 8 日となっていること。「軍機保護法違反嫌疑ノ爲メ退学中ノ處昭和二十年十月十日無罪放免ニ相成」の文面共々、万感の思いが伝わってくる。そのうえ無念に過ぎるのは、獄中で衰弱しきった体調が回復することなく、事実上の獄中死に至る。「必ず回復して何があったのかを洗い浚い書いて出版する」の気概も果たすこと叶わず、結果として復学願が絶筆となった。

◆　◆　◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部＝冤罪の真相　　第 2 部＝冤罪事実の条条検証
資料編＝判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付＝重要事項索引

申し込みは本会事務局までＦＡＸ・メールで（１面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

宮澤弘幸墓参と北大OBの集い　ご案内

国家権力は、81年前の太平洋戦争開戦にいたるまでに、要塞地帯法（1899年）、防御海面令（1904）、軍用資源秘密保護法（1939年）、国家総動員法（1938年）に加えて、治安維持法を大改悪（1941年）し、国防保安法（1941年）、戦時刑事特別法（1942年）制定と、国民弾圧法制を強行しました。宮澤弘幸は、こうした弾圧法制の下で、太平洋戦争開戦日に特高によって検挙されたのです。

この苦難の歴史を踏まえて現状をみるならば、まさに「戦争前夜」の様相を呈しています。

再び、宮澤弘幸の残酷を繰り返させないために、そして「戦争への道」を突き進む岸田政権を打倒する思いを共有するために、墓参と北大ＯＢの集いへの参加を呼びかけます。

◆宮澤弘幸　追悼・顕彰墓参

〇日時　　２０２３年２月２３日（木・祝日）１１時３０分から

〇場所　　新宿・常圓寺　　160-0023 新宿区西新宿 7-12-5　03-3371-1797

＊なお、宮澤家の親族から、宮澤家の墓に眠る５人の御霊は、来年４月に宮澤家の墓のすぐ裏につくられた「供養塔」に移すとの知らせをいただいています。このため現在の宮澤家のお墓へのお参りは、来年が最後となります。

◆北大OBのつどい

〇日時・場所　　宮澤弘幸墓参後、新宿・農協会館で、１３：００から（詳細は裏面）

＜常圓寺から新宿・農協会館＞

＜ＪＲ新宿駅南口から新宿・農協会館＞

（事務局・福島　清＝毎日新聞ＯＢ　misuzuya@jcom.zaq.ne.jp）

君にも知ってほしい！　国が戦争に暴走し自由を圧殺した
宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」のことを！

▼とき／ 2 月 23 日（木、祝日） 13：00〜16：30

▼会場／新宿・農協会館 8 階大会議室

（ＪＲ新宿駅南口より甲州街道を右方向へ、西新宿１丁目交差点を左折、
マクドナルド右折。徒歩５分　電話 0120-981-440）

北大学生達と独伊仏米の外国人教師達とは、外国人教員官舎において交流会「心の会」を持っていました。それが軍機法違反に当たると、対英米開戦日に宮澤弘幸と英語教師レーン夫妻はスパイ冤罪で検挙されます。宮澤は網走に収監。終戦後釈放されますが、獄中で患った病で無念の死をとげた命日が 1947 年 2 月 22 日です。宮澤家もいわれなき差別を受けました。レーン先生も収監後強制送還させられています。事件は国家の暴走の恐ろしさを見せつけたといえます。

今回は、北大法学部ＯＧである青木美希さんに「原発と平和、ジャーナリズム」について講演を頂き、国民の安心・安全、自由とは何かを考える機会とするとともに、若い世代に民主主義をつないでいくために出来ることはなにかを考えたいと思います。

敵基地攻撃能力保持・軍事費増大・世論操作研究など戦う準備がすすんでいますが、格差解消・赤字財政解消、エネルギー・食料の供給確保など、本来の国の安全保障に取り組みたいものです。それが「今を生きる国民の将来世代への責任」なのでないでしょうか。

第１部

１．ＤＶＤ上映「HBC 開戦日特集・宮澤・レーン事件」ほか

２．挨拶　山野井孝有さん　（北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 元代表）

３．札幌での取り組みについての報告　奥井登代さん（宮澤・レーン事件を考える会幹事）

第２部講演：「原発、憲法、ジャーナリズムのいま」

青木 美希さん　（ジャーナリスト）

第３部　参加者の発言・交流

▼参加費 1000 円　懇親会はおこないません。

北大ＯＢＯＧ以外の方も大歓迎！　ぜひ、ご参加ください。

青木美希さんの略歴　札幌市出身。北大法学部卒。「北海道警察裏金問題」、原発事故を検証する企画「プロメテウスの罠」、「手抜き除染」報道でそれぞれ取材班で新聞協会賞を受賞。著書「地図から消される街」（講談社現代新書）で貧困ジャーナリズム大賞、日本医学ジャーナリスト協会賞特別賞など受賞。2021 年 4 月に「いないことにされる私たち」(朝日新聞出版)を出版。

（つどいに先立ち、西新宿・常圓寺に午前 11 時半行って墓参をおこないます。可能な方はご参加ください）

主催：宮澤・レーン事件を忘れない！北大・戦後世代をつなぐＯＢＯＧ会

問い合わせ 村瀬 090-4947-5393、メール ymurase@kce.biglobe.ne.jp　泉 090-4534-1375、向山 090-4675-5483（準備の関係で参加希望者は事前にメールか電話でご連絡いただければ幸いです）

協力：協力：宮澤・レーン事件を考える会　宮澤「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局

事件の記憶を次の世代につないでいくために、
北大構内の外人教官官舎跡に案内板とモニュメント設置することを働き掛けます

宮澤家遺骨　供養塔への移動法要

2023年4月12日　新宿・常圓寺

宮澤家墓地に眠る５人の遺骨を取出して供養法要の後、小さな骨壺に納め直して供養塔地下に安置されました。
５人のお名前は供養塔正面左側墓碑に刻まれています。

参列者一同。中央のお二人は宮澤晃さん長女・福原恵美さんご夫妻（広島在住）。左から水久保文明、大住広人、泉定明、福島清、山野井孝有、湯原宏、大我晴敏（北大と毎日新聞ＯＢ）

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

号外　　2023 年 12 月 8 日

◇事務局　福島　清　misuzuya@jcom.zaq.ne.jp

「戦争反対」を叫び続ける

12.8 宮澤弘幸検挙から82年

宮澤弘幸が軍機保護法違反で特高に検挙されてから 82 年となる 12 月 8 日、宮澤弘幸の姪・福原恵美さんと北海道大学・毎日新聞ＯＢは、今年４月、供養塔に移動された宮澤弘幸の墓前で追悼法要を行った。

「平和憲法を根底から覆す戦争への道は、断固として阻止しなければならない」――。本会は 2012 年秋に再登場した安倍政権が「秘密保護法（当時は秘密保全法）」制定を策動している情勢下で、2013 年１月、札幌で結成した。以来今日まで、「引き裂かれた青春―宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を糺し、広める活動を通じて「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを再確認し、戦争への道につながる全ての策動に警鐘を鳴らし阻止する闘いの一翼に加わってきた。

今、岸田政権は、安倍・菅政権を上回る悪辣さで、安保３文書を「閣議決定」し関連法制を成立させている。同時に恥じることなく対米屈辱外交を進めて沖縄を戦場化させ、政治姿勢は腐臭を極めている。

来る 2024 年、岸田政権を打倒し、「平和・いのち・くらし」を守る政治実現のために、引き続きその運動の一翼に加わっていきたい。

新聞とジャーナリストは立ち上がれ！

敗戦後、朝日新聞は「国民と共に立たん」と宣言しました。2017年4月27日、「共謀罪法」が強行成立させられる直前、ジャーナリストたちは立ち上がりました（写真）。ところが今、ウクライナで、パレスティナで現に戦争が引き起こされ、日本は戦争前夜です。この現状の中で、新聞とジャーナリストは何をしているでしょうか。

新聞を沈黙させてはなりません。ジャーナリストをひるませてはなりません。その声を高めましょう。

なぜ記者たちは新聞社を辞めるのか

「なぜ記者たちは新聞社を辞めるのか」「どうなる？どうする？これからのメディア」。11月17日発行の『週刊金曜日』が、こんな刺激的なタイトルで特集を組んでいる。「このところ、新聞社を辞める記者が目立ちます」として、吉永磨美(元毎日)、三浦美和子(元秋田魁)、韓光勲(元毎日)、南彰(元朝日)の各氏が実名で登場。他に元地方放送局勤務(50代・女性)、元地方紙記者(30代。女性)が匿名で退社の事情を語っている。このうち吉永、南の2人は元新聞労連委員長である。問題意識を持ってメディア改革に取り組んできたはずなのに、どうして辞めたのだろう。

【遅れている「変革する時代」への対応】「私はもともと『50歳になったら辞めよう』と思っていたことに加え、新聞労連で『会社は変われ』と言っていながら、どんどん辞めていく人たちを尻目に自分だけ会社に戻るのは筋が通っていない気がしていました」。吉永さんは辞めた理由をこんな風に言う。さらに今のメディア状況について「理想に燃えてジャーナリスティックな記事を出そうと頑張っていた人ほど、会社に失望して去って行く。そして残念なのはメディア業界からも去るんです。業界の損失だし、ひいては民主主義の崩壊につながりかねない話だと感じています」「新聞購読数のピークは1990年代後半で、その後は減る一方。なのにいまだに人気産業と勘違いしている。社会が変革する時代への対応を業界全体でやらなかったから、いま追い込まれているというのが実情でしょう」と指摘する。

【「絶望感ではなく、絶望しかないのです」】南さんは10月31日付で「本日、朝日新聞を退職することになりました」という「退職挨拶文」を社に送った。その冒頭で述べているのは、読売新聞の業界制覇の動向に対する危惧感である。読売の発行部数は、朝日、毎日、産経の三紙合計を上回り、日経を含めた全国紙五紙の中で45%のシェアを占める。業界トップの地位を確保し、さらにLINEヤフーや電通との共同事業の推進にも向かう。軽減税率の適用や外資による輪転機メーカーの敵対的買収阻止などでも主導権を発揮した。これに対して朝日は「目先の数字と危機管理ばかりに注力する内向きな上層部のもと、全国紙シェア半数に迫る『読売新聞』に対抗するリベラルな言論の軸を維持していくことが難しくなってきた」。南さんは、このことが朝日退社の直接的動機だと語る。「そう、今の朝日新聞という組織には、絶望感ではなく、絶望しかないのです」（「退職挨拶文」）。

【それでも問いたい「踏みとどまってたたかう道は……」】「(メディア会社を)辞めた人たちで連帯する場が必要ではないか」。そんな思いで吉永さんは、オンラインメディア及び取材ユニット「生活ニュースコモンズ」を立ち上げた。記者が生活者の目線で伝える「新しい時代の報道をつくっていきたい」と抱負を語る。南さんは沖縄の琉球新報に転職して記者活動を続ける。「全国紙から地域に根ざした新聞社へと移ったのは、新たなニュースの生態系づくりを目指していきたいからだ」。

元新聞労連委員長の2人が記者として現場で感じた問題意識には同感だ。長年働いてきた会社は辞めたが、メディアの世界で新たな活動を期す気持ちも分かる。その上でなお、敢えて言いたい。「踏みとどまってたたかう道はなかったのですか」と。　（戸塚章介）

（「メディアウオッチ100」　第1746号から）

宮澤弘幸墓参と北大OBの集い　ご案内

岸田政権は昨年12月、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」なる「安保三文書」を閣議決定し、国会審議をせずに実行に移しています。国権の最高機関たる国会を全く無視しての暴挙は、「内閣独裁」いや、国会で多数を制している「自民党独裁」「首相独裁」です。この事態に先立ち、安倍政権は、「秘密保護法」「安保法制」「共謀罪法」「土地利用規制法」等々の国民弾圧法制を強行成立させています。

戦争が国民弾圧と同時に襲いかかってくることは、82年前の12月8日、北海道帝国大学学生・宮澤弘幸が、同大英語教師・レーン夫妻とともに、軍機保護法違反のスパイだとして特高に検挙された「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」が証明しています。

再び、宮澤弘幸の残酷を繰り返させないために、そして「戦争への道」を突き進む岸田政権を打倒する思いを共有するために、墓参と北大ＯＢの集いへの参加を呼びかけます。

◆宮澤弘幸　追悼・顕彰墓参

〇日時　　２０２３年２月２３日（金・祝日）１３時から供養塔前にて

〇場所　　新宿・常圓寺

160-0023 新宿区西新宿 7-12-5　03-3371-1797

＊なお、宮澤家のお墓は、2023年4月、宮澤家の墓地を守っている宮澤弘幸の姪・福原恵美さんのご意向で、すぐ隣に新設された供養塔に移動されました。

下は4月12日に福原さんと一緒に供養塔の前で法要・墓参した際の写真です。

◆北大OB「宮澤・レーン事件から考えるつどい」

〇日時・場所　宮澤弘幸墓参後、常圓寺内地下ホールで、１３：３０から（詳細は裏面）

＊墓参後、会場にお入りください。

宮澤・レーン事件から考えるつどい

講演「クラーク精神と大戦前夜の北大生」

日米開戦日の1941年12月8日北大生、宮澤弘幸さんは、でっち上げのスパイ容疑で英語教師レーン夫妻らとともに拘束され投獄、戦後網走刑務所を出てまもなく47年2月22日、27歳の若さで死去しました。私たちは、冤罪で命を奪われた宮澤さんの無念の思いを想起し、今年も菩提寺・常圓寺の墓前でつどいをもちます。

権力による冤罪再発は許してはなりません。政権はいま戦前と同じように、発言等表現の自由に制限を強めています。

今回は元北大副学長藤田さんによる掲題の講演をメインに、右傾化するマスメディアのなかでがんばるジャーナリストの青木美希さん（北大法出身）ら、現在、さまざまな課題に第一線でとりくんでいる方々の発言を聴き、学びあう機会にしたいと考えています。

広く多くの方々の参加をよびかけます。

宮澤・レーン事件を忘れない！　北大・戦後世代をつなぐOB/OG会

▼とき　2024年2月23日（金、休）　13時30分～

法要・焼香は13時からおこなっています。

▼ところ　常圓寺地下ホール（西新宿7-12-5℡03-3371-1797）

第一部　13時30分～17時30分（午後1時開場）

1，ＤＶＤ上映「人間の自由の為に～シャッターをきれなかった二年間～あるイタリア人の昭和」（名古屋テレビ放送制作）宮澤弘幸と親交のあったイタリア人フォスコ・マライーニの戦時下の収容所生活を描く。

2，挨拶　山野井孝有さん　（北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 元代表）

3，挨拶　宮澤家から　弘幸さんの姪・福原恵美さん

4，札幌での取り組みの報告　奥井登代さん（宮澤・レーン事件を考える会幹事）

5，藤田正一さん（北大名誉教授　平成遠友夜学校主宰）の講演

※略歴　北大獣医学部卒、同学部教授、北大副学長、北大総合博物館館長を05年から「平成遠友夜学校」校長。恵迪寮出身、第54代応援団長。山本玉樹さん(考える会代表幹事)とともに「クラーク講座」を開催、北大では初めて宮澤・レーン事件を取り上げる。07年に北大総合博物館で「悲劇の北大生・宮澤弘幸の『青春を綴じたアルバム』展」を開催。

6、特別発言　**青木美希**さん（ジャーナリスト、「なぜ日本は原発を止められないのか？」著者

7，質疑と意見交換

▼一部参加費1000円

▼第二部　懇親交流会　17時40分～18時40分　二部会費1000円

時間が限られて当日、十分には言えないと思うので、今、言いたいこと、今、考えてること、今の暮らしで励んでいること、学生時代の想い出など何でもいいので、メッセージを 400 字～ 1000 字程度で ymurase@kce.biglobe.ne.jp へ寄せください。当日、みなさんに配ります。

準備の都合上、一部、二部それぞれの出欠を 2 月 15 日までにご連絡ください

問い合わせ　村瀬（63工）090-4947-5393、泉（62経）090-4534-1375、向山（62文）090-4675-5483

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

号外　2024 年 2 月 22 日

◇事務局　福島　清　misuzuya@jcom.zaq.ne.jp

「事務局たより」発行記録

2016 年 9 月～
2024 年 2 月

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は、2013 年 1 月 29 日、①冤罪を糺す②名誉の回復③秘密法制を阻止―を主要目的に札幌で結成した。結成時幹事会は、代表＝山野井孝有、山本玉樹、幹事＝大住広人、寺沢玲子、刈谷純一、坂本和昭、橋本修二（2015 年 8 月 31 日死去）、事務局長＝福島清、同次長＝根岸正和、水久保文明。のちに奥井登代、北明邦雄が加わった（敬称略）。登録会員は最多時 324 人。3 年後の 2016 年 8 月 6 日の幹事会は、３つの主要目的の到達点を総括したうえで、幹事会を解散し事務局を軸に活動を継続することを決定した。以後、2024 年春までに、「事務局たより」60 号、同号外 21 号（本号含む）を発行した。「事務局たより」全号は本会ホームページで公開しているが、これを集刷版とする予定である。それに先立ち、全号の主要記事の見出しを紹介する。

２０１６年

◆9 月 16 日　第１号　憲法改悪阻止・戦争法廃止！9.19 総がかり行動へ／≪**冤罪忘れるな！①**≫「心の会・発祥の地―札幌市北区北 11 条 3-1 太黒胃腸内科病院あたり」

◆9 月 22 日　第 2 号　戦争法廃止を！　国会前に 23000 人（下写真）／≪**冤罪忘れるな！②**≫「冤獄・札幌拘置所跡―札幌市中央区大通西 14 丁目あたり」

◆10 月 21 日　第 3 号　安部政権の暴走、断固阻止へ！／≪**冤罪忘れるな！③**≫「冤秘・根室海軍飛行場―北海道根室町・JR 根室駅南ワッタラウスあたり」

◆11 月 21 日　第 4 号　南スーダンへの自衛隊派遣反対！／≪**冤罪忘れるな！④**≫「冤源・内務省一斉検挙―旧内務省・地下鉄丸ノ内線霞が関駅前あたり」

◆12 月 8 日　第 5 号　12 月 8 日を忘れない！／≪**冤罪忘れるな！⑤**≫「冤犠・天使病院（修道会）札幌市東区北 12 条 3-1-1」

◆12 月 12 日　第 6 号　宮澤・レーン事件を忘れない―北大 OBOG のつどい／≪**冤罪忘れるな⑥**≫「冤圧・マライー二在日墓―愛知県豊田市東広瀬大根坂 21・廣済寺」

◆12 月 21 日　第 7 号　植村隆さんへの「捏造記者」攻撃を許さない！／≪**冤罪忘れるな！⑦**≫「冤裁・師走に一審判決―地裁跡・札幌市中央区大通西 13 丁目あたり」

２０１７年

◆1 月 22 日　第 8 号　共謀罪は国民弾圧凶暴装置だ！／宮澤弘幸顕彰・追悼墓参案内／≪**冤罪忘れるな⑧**≫「冤宿・北大生として一札幌市中央区南 8 条西 8 丁目藤田方」

◆2 月 16 日　号外　有楽町マリオン前で「共謀罪」反対宣伝行動

◆2 月 24 日　第 9 号　共謀罪・戦争法と格差・貧困は同根！　野党と市民の共闘今こそ／≪**冤罪忘れるな！⑨**≫「冤弾・札幌北光協会―札幌市中央区大通西 1 丁目 14」

◆3 月 25 日　第 10 号　安部政権「共謀罪」法案を国会提出―成立阻止へ決意新たに行動を！／≪**冤罪忘れるな！⑩**≫「冤狙・開かれた北星学園―札幌市中央区南 4 条西 11 丁目」

◆4 月 7 日　号外　共謀罪法案、断固廃案！

◆4 月 22 日　第 11 号　辺野古の米軍基地建設許すな！／韓国管見レポート・水久保文明／≪**冤罪忘れるな！⑪**≫

◆「起訴・解約・除籍の春―1942 年 3 月 31 日、4 月 1 日、4 月 9 日」

◆5 月 17 日 号外　〝共謀罪〟緊迫！　強行採決許すな！

◆5 月 24 日　第 12 号　〝共謀罪〟断固廃案！　参院は根性を！／≪**冤罪忘れるな！⑫**≫「冤罪仕上げた大審院判決―1943 年 5 月 5 日、21 日、6 月 11 日」

◆6 月 6 日 号外 〝共謀罪〟参院法務委の採決強行阻止！

◆6 月 11 日　号外　6.10 国会大包囲　止めよう！辺野古埋立て　共謀罪法案は廃案に！

◆6 月 14 日　号外　共謀罪廃案！　安部改憲 NO！―6.13 市民集会、日比谷野音に 5200 人

◆6 月 20 日　第 13 号　国民弾圧･冤罪捏造凶器の〝共謀罪〟適用させず、本質暴露し、断固廃止！／≪**冤罪忘れるな！⑬**≫「幼な子別離の送還―1942 年 6 月出帆の日米交換船」

◆7 月 11 日　号外　〝共謀罪〟施行講義　7.11 国会議員会館前行動

◆7 月 20 日　第 14 号　共謀罪廃止･安部政権打倒へ力強く　伊藤陽一／≪**冤罪忘れるな！⑭**≫「夏休み労働実習に穽―1939 年 7 月 21 日～8 月 9 日」

◆8 月 20 日　第 15 号　安部政権打倒へ声を！行動を！／≪**冤罪忘れるな！⑮**≫「連々と生き、逝った青春―大正 8 年 8 月 8 日～昭和 22 年 2 月 2 日」

◆9 月 4 日　リーフレット　「秘密保護法、戦争法、共謀罪法　即刻廃止せよ！」（下写真）

◆9 月 24 日　第 16 号　断固、安部暴走政権打倒！／「捏造記者」攻撃と対決続く植村裁判／　≪**冤罪忘れるな！⑯**≫「弄ばれた交換船の救出―1942 年 9 月 2 日～21 日」

◆11 月 4 日　第 17 号　憲法改悪“発議”断固阻止！／≪**冤罪忘れるな！⑰**≫「ＧＨＱ超法規令で釈放―1945 年 10 月 10 日」

◆12 月 8 日　第 18 号　76 年前、開戦と弾圧の嵐が襲った―12 月 8 日を忘れない／≪**冤罪忘れるな！⑱**≫「米大使館の帰国勧告を忌避―1941 年 11 月

◆12 月 21 日　第 19 号　安部９条改憲 NO!　安部内閣は退陣を！　意気高く 2018 へ／≪**冤罪忘れるな！⑲**≫「日米開戦で一斉検挙―1941 年 12 月 8 日」

２０１８年

◆1 月 22 日　第 20 号　安部壊憲阻止へ　総行動だ！≪**冤罪忘れるな！⑳**≫「好奇・活発の日々、暗転―北大生・宮澤弘幸」

◆2 月 22 日　宮澤弘幸顕彰・追悼墓参のみなさまへ

◆3 月 1 日　第 21 号　宮澤・レーンスパイ冤罪事件「総資料総目録」完成／≪**冤罪忘れるな！㉑**≫「国家権力冤罪の主犯―内相兼務の首相・東条英機

◆3 月 28 日　号外　嘘・隠蔽・改竄…安倍首相の責任追及を！

◆4 月 1 日　第 22 号　櫻井よしこ氏の「捏造攻撃」が捏造だった一植村隆名誉棄損札幌裁判傍聴記／≪**冤罪忘れるな！㉒**≫「上告趣意書を著した一元判事で下獄した福田力之助」

◆4 月 15 日　号外　安倍暴走政権退陣！

◆5 月 8 日　第 23 号　5.3 憲法集会 2018　6 万人が結集！／≪**冤罪忘れるな！㉓**≫「軍機保護法の罠解明　―元新聞記者で作家・千田夏光

◆6 月 1 日　第 24 号　辺野古米軍基地建設を許してはならない！／追悼　岸井成格さん／≪**冤罪忘れるな！㉔**≫「軍機保護法付帯決議―貴族院勅選議員・織田萬

◆7 月 1 日　第 25 号　「二度と過去を未来にしないこと」／「対米従属」は国家破綻への道／　≪**冤罪忘れるな！㉕**≫「軍機保護法の拡大強化―陸軍書記官・日高己巳雄

◆8 月 1 日　第 26 号　オウム死刑執行は国民への恫喝ではないか／≪**冤罪忘れるな！㉖**≫「道連れで検挙・有罪―北大卒業生・黒岩喜久雄」

◆10 月 1 日　第 27 号　玉城デニー知事は沖縄県民の勝利／9.5 植村裁判東京訴訟第 13 回口頭弁論／≪**冤罪忘れるな！㉗**≫「応召・服役・消息不明―元夜学性・丸山護」

◆12 月 1 日　第 28 号　止めよう！憲法発議―11.3 国会前大行動 18000 人が結集／≪**冤罪忘れるな！㉘**≫「消息埋もれたいま一人―北大工学部助手・渡邊勝平」

２０１９年

◆1 月 1 日　第 29 号　総がかり行動、断固継続／宮澤弘幸顕彰・追悼墓参ご案内／≪**冤罪忘れるな！㉙**≫「火を点けた手紙の主―宮澤弘幸の義弟・秋間浩」

◆2 月 1 日　第 30 号　ウソだらけの安倍政治を変えよう―1.28 国会開会日行動／≪**冤罪忘れるな！㉚**≫「北海道大学夢風景―自費出版した北大 OB の３人」

◆3 月 1 日　第 31 号　“曲がり角越えた日本”に警鐘／≪**冤罪忘れるな！㉛**≫「没後 72 年生誕 100 年－宮澤弘幸は過去の人ではない」

◆3 月 10 日　号外　東海道五十三次いっせいアピール行動（東京・京橋＝下写真）

◆4 月 1 日　第 32 号　国家権力犯罪は許すな！―山本宣治終焉の地記念プレート除幕／≪**冤罪忘れるな！㉜**≫「国家総動員法 81 年―権力の理不尽を正当化する始原」

◆5 月 13 日　第 33 号　安倍政権退陣！　5.3 憲法集会／「草加事件」に見る冤罪の悲劇／≪**冤罪忘れるな！㉝**≫「見るな、聞くな、言うな―３悪法・国防保安法施行か

ら 78 年」
◆7 月 1 日　第 34 号　植村裁判東京訴訟「不当判決」／国家権力犯罪に賠償要求／≪**冤罪忘れるな！㉞**≫「狭く、動けず、寒くー6 月から 6 月、まる 2 年の網走独房」
◆8 月 1 日　第 35 号　戦後最大の人権侵害／「レッド・パージ」／≪**冤罪忘れるな！㉟**≫「授業は教師の義務だ―日米開戦前夜、帰国勧告を無視」
◆9 月 1 日　第 36 号　治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟／≪**冤罪忘れるな！㊱**≫「僕がスパイ？冗談でしょ！―日米開戦の秋口、尾行がついた」
◆9 月 6～8 日　平和を目指す戦争展 in 立川（第 17 回）展示パネル
◆10 月 1 日　第 37 号　人権と民主主義をまもる日本国民救援会／≪**冤罪忘れるな！㊲**≫「激動の 1945 年 10 月―占領軍（GHQ）覚書の威力」
◆11 月 8 日　第 38 号　安倍首相に憲法を変える資格はない！／「野党共闘で」安倍政権打倒！／≪**冤罪忘れるな！㊳**≫「無責任極みの御前会議―1941 年 11 月 5 日
◆12 月 1 日　第 39 号　青春と人生を引き裂いた“戦争”／≪**冤罪忘れるな！㊴**≫「国家犯罪に“時効”はない」
◆12 月 8 日　号外　忘れてはならない 12 月 8 日

２０２０年

◆1 月 1 日　第 40 号　憲法敵視・腐臭極まる安倍政権、即時退陣！／≪**冤罪忘れるな！㊵**≫「冤罪証明の逆転証拠―大審院刑事判決原本簿冊」
◆2 月 7 日　第 41 号　安倍内閣打倒へ　断固行動を！／戦争は昔話ではない　栗原俊雄／≪**冤罪忘れるな！㊶**≫「焼却逃れた冤罪の記録―内務省冊子『外事警察概況』」
◆3 月 6 日　第 42 号　植村裁判「東京控訴審も不当判決　最高裁で逆転判決目指す　植村隆」　／≪**冤罪忘れるな！㊷**≫「“特高の底意”を白日に―荻野富士夫著『北の特高警察』」
◆4 月 6 日　第 43 号　“内閣情報室”の監視体制に徹底警戒を！／≪**冤罪忘れるな！㊸**≫「最初の大きな字―朝日新聞連載『スパイ防止法ってなんだ』」
◆5 月 1 日　第 44 号　現代政治につながる謀略事件「スパイ関三次郎事件」佐藤哲朗／≪**冤罪忘れるな！㊹**≫「少女たちが体で伝えたーアメリカ・ベリー記者の特集記事」
◆5 月 20 日　号外　検察庁法改正は廃案に！　5.19 緊急国会議員会館前行動
◆6 月 1 日　第 45 号　スパイ冤罪被害者の証言があったーコラム／≪**冤罪忘れるな！㊺**≫番外編
◆7 月 6 日　第 46 号　小池都知事の歴史認識を糺す／≪**冤罪忘れるな！㊻**≫「『心の会』を伝える原典―『武田弘道追悼集』寄稿二題」
◆7 月 28 日　第 47 号　新聞通信放送レッドパージ 70 年／≪**冤罪忘れるな！㊼**≫「国境超えて悼む自由人―『随筆日本―イタリア人の見た昭和の日本』」
◆9 月 1 日　第 48 号　徹底取材した慰安婦問題「資料集」／JAL 争議に注目と支援を／≪**冤罪忘れるな！㊽**≫「極寒、１年目は酷かった―『博物館　網走監獄』」
◆10 月 1 日　第 49 号　弾圧体制構築した安倍政治を忘れるな！／≪**冤罪忘れるな！㊾**≫「出獄　だが 1 年に余にして―『朝日新聞　政治犯の即時釈放』」
◆11 月 4 日　第 50 号　憲法は民主主義の原点だー11.3 大行動／秋間美江子さん死去／≪**冤罪忘れるな！㊿**≫「公知を国の秘に、重罪に―『戦争と国家秘密法』」
◆12 月 8 日　第 51 号　“12 月 8 日の弾圧”を忘れるな！／≪**冤罪忘れるな！51**≫「79 回目の 12 月 8 日―『白亜館の人たち』」
◆12 月 8 日　号外　秋間美江子さん追悼（写真）

追悼　秋間美江子さん

宮澤弘幸と「スパイの家族」とされたままの人々

２０２１年

◆1 月 25 日　第 52 号「核兵器禁止条約発効」に思う　水久保文明／再びレッド・パージの動きに警鐘　デジタル庁構想、阻止を／≪**冤罪忘れるな！52**≫「75 回目の 2 月 22 日」
◆2 月 22 日　号外　宮澤弘幸さん七十五回忌、追悼・顕彰を
◆2 月 23 日　号外　宮澤弘幸さん七十五回忌墓参
◆3 月 5 日　第 53 号　国家権力犯罪に“時効”はないー「検証 レッド・パージ 70 年」を読んで／≪**冤罪忘れるな！53**≫「アメリカ人家族の目『日本を写す小さな鏡』」
◆5 月 7 日　第 54 号　デジタル関連法案・重要土地等調査規制法案・入管法改悪法案―国民監視法案を許すな！／≪**冤罪忘れるな！54**≫「年度がわりに風化防止を提起」
◆6 月 25 日　第 55 号　重要土地等調査規制法･デジタル関連６法―国民監視・弾圧法成立を糾弾する！／≪**冤罪**忘れるな！55≫「規制から拡大強化へ『防衛研究所紀要』」
◆10 月 30 日　第 56 号　「冤罪・松川事件」の構図を解く／「土地利用法」は戦争への仮面法、断固廃止を！／≪**冤罪忘れるな！56**≫「人を人と思わぬ番人『ダーチャと日本の強制収容所』」
◆11 月 3 日　号外　平和といのちと人権を！　11.3 憲法大行動
◆12 月 12 日　第 57 号　宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から 80 年“憲法改悪⇒戦争”への道を許すな！／

≪**冤罪忘れるな！57**≫「拘置所における暗と明『バビロン女囚の記』」

２０２２年

◆3 月 10 日　第 58 号　「サイバー警察局」新設の警察法改悪は大問題！／≪**冤罪忘れるな！58**≫「排除の強圧に抗す『スキャンダラスな人びと』」

◆4 月 1 日　第 59 号　「憲法改悪・国民弾圧⇒戦争への道」許すな！／「松川事件と『諏訪メモ』」感想特集／／≪**冤罪忘れるな！59**≫「本件冤罪検証の原点『ある北大生の受難―国家機密法の爪痕』」

◆5 月 18 日　号外　映画「わが青春つきるとも　伊藤千代子の生涯」

◆12 月 8 日　第 60 号　今こそ「憲法九条」を世界に―12.8 宮澤弘幸墓参で誓う／「非戦の誓い」「憲法９条を大きな世論に／≪**冤罪忘れるな！60**≫「絶筆となった復学願　北大文書館『退学休学・入学卒業』」

◆12 月 23 日　号外　宮澤弘幸墓参と集い　ご案内」

２０２３年

◆4 月 12 日　号外　宮澤家遺骨　供養塔への移動法要―2023 年 4 月 12 日・常圓寺（下写真）

◆12 月 8 日　号外　「戦争反対」を叫び続ける／新聞とジャーナリストは立ち上がれ！

◆12 月 24 日　号外　宮澤弘幸墓参と北大 OB「宮澤・レーン事件から考えるつどい」ご案内

２０２４年

◆2 月 22 日　号外　「事務局たより」発行記録

****

＞＞＞＞＞＞＞ 本会刊行の主要な書籍・冊子 ＜＜＜＜＜＜＜

本会は、「引き裂かれた青春―戦争と国家秘密」（花伝社）「宮澤レーン・スパイ冤罪事件総資料総目録」「同補遺 2020」のほか、同様の国家権力による弾圧・犯罪にも視野を広げ、以下の書籍・冊子を発行している。花伝社刊以外は全て本会ホームページで公開している。

2014 年 9 月 5 日刊

2018 年 1 月 29 日刊

2019 年 10 月 1 日刊

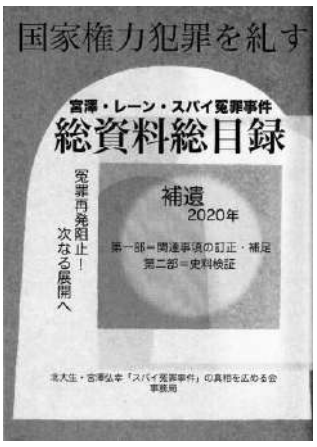

2020 年 6 月 1 日刊

2020 年 12 月 31 日刊

2021 年 11 月 2 日刊

2022 年 2 月 22 日刊

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会　http://miyazawa-lane.com/

事務局たより

号外　　2024 年 2 月 25 日

◇事務局　福島　清　misuzuya@jcom.zaq.ne.jp

小雨小雪ぱらつく 2 月 23 日、新宿・常圓寺で宮澤弘幸七十八回忌命日法要と墓参と「『宮澤・レーン事件』を忘れない！北大・戦後世代をつなぐＯＢ／ＯＧの会」主催のつどいが開催された。安倍・菅政権は特定秘密保護法、共謀罪法、戦争法制、土地利用規制法等を強行成立させ、岸田政権は空前の大軍拡を企む「安保３文書」を閣議決定で強行している。弾圧と戦争は一体となって国民に襲いかかることは、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が証明している。ウクライナ、ガザでの戦禍を思いつつ戦争と弾圧に反対する声を高く上げていきたい。

宮澤弘幸 七十八回忌法要と顕彰・追悼墓参

宮澤弘幸さんの七十八回忌法要は、午後１時から常圓寺内の祖師堂で行われ、宮澤家の墓地を守っている宮澤弘幸の姪で広島在住の福原恵美さんと、北大・毎日新聞の OB ら約 20 人が参列した。法要後、昨年４月に宮澤家墓地から移された供養塔にお花を供えてお参りした。

2.23「宮澤・レーン事件」から考える集い

北大ＯＢＯＧのつどいは約 50 人が参加。最初に「人間の自由のために～シャッターをきれなかった２年間～あるイタリア人の昭和」と題した、フォスコ・マライーに関するドキュメンタリーＤＶＤを上映。続いて挨拶した山野井孝有さんは宮澤弘幸の妹・秋間美江子さんとの出会いと、自らの戦争体験を語り、再び軍靴の音が聞こえる時代になっていることに強く警鐘を鳴らした。福原恵美さんは、「幼い頃から宮澤家のことは何も知らされていなかったが、大卒後広島で結婚してから伯父・宮澤弘幸のことを知った。5 歳で被爆した夫とともに、関心を持っていきたい」と訴えた。

その後、「クラーク精神と大戦前夜の北大生」と題して北大名誉教授の藤田正一さんが講演。続いて「なぜ日本は原発を止められないのか？」（文春新書）の著者・青木美希さんが特別報告。青木さんの所属する某大手紙が、青木さんの言論活動を妨害している実態を生々しく訴えました。言論弾圧と戦争はセットで強行される。青木さんの報告は、現在のマスコミの姿勢が文字通り戦争前夜の様相だと、戦争反対へ国民世論を高める行動を強めなければならない。　（福島　清）

読売新聞社長、大軍拡推進の“有識者”に

43兆円もの軍事費のさらなる増額に加担

防衛省は2月19日、安保３文書に基づく大軍拡を推進するための「防衛力の抜本強化に関する有識者会議」の初会合を開催した。この有識者会議のメンバーに、何と山口寿一・読売新聞グループ本社社長が加わっている。山口社長は2022年秋に４回の会議を開いて報告書をまとめた「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」でも10人の有識者の一員だった。この時は日経の喜多恒雄・顧問と船橋洋一・国際文化会館グローバル・カウンシルチェアマン（朝日新聞OB）も加わっていた。今回の有識者会議の構成は17人だがマスコミ関係者は山口氏だけ。しかし前回はいなかった大学関係者とNTT会長、三菱重工会長という受益企業が加わっている。岸田内閣と、財界・大学とマスコミが一体となって、実行しようとしている憲法違反の「安保３文書」に基づく大軍拡策動を許してはならない。（福島　清）

“有識者”の本質は「政府の代弁者」だ

政府や自治体は議案などを議会に提出するにあたって、とりわけ国民に負担を強いるような議案の場合は、よく有識者会議に諮問する。しかし「有識者」は、国民が選ぶことはできない。国や自治体が勝手に人選するのだから議題に有利になる人を選ぶことになる。こうした前提にたっている以上、有識者会議なるもの、そしてその委員になった面々に対しては厳しくその言動を糺すべきだ。

ちなみに、2022年9月から4回開催して報告書を作成した「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」メンバーは以下のとおり。この報告書に基づいて、岸田内閣は2022年12月、「安保３文書」を閣議決定したのだ。

座長＝佐々江賢一郎（元外務次官）、上山隆大（総合科学技術イノベーション会議委員）、喜多恒雄（日本経済新聞社顧問）、国部毅（三井住友フィナンシャルグループ会長）、黒江哲郎（元防衛次官）、中西寛（京大院教授）、橋本和仁（科学技術振興機構理事長）、船橋洋一（国際文化会館グローバル・カウンシルチェアマン＝朝日新聞特別編集委員）、山口寿一（読売新聞グループ本社社長）

そして今回、その具体化を図るために「防衛力の抜本強化に関する有識者会議」を設置した。メンバーは以下の通り。2024年2月19日、初会合を行った。

座長＝榊原定征（日本経団連名誉会長）、上山隆大（総合科学技術・イノベーション会議議員）、遠藤典子（慶応大特任教授）、落合陽一（筑波大准教授）、北岡伸一（東大名誉教授＝座長代理）、栗崎周平（早稲田大学政治経済学術院准教授）、小西美穂（関西学院大学総合政策学部特別客員教授）、澤田純（ＮＴＴ会長）、島田和久（元防衛事務次官）、杉山晋輔（元米国特命全権大使）、橋本和仁（内閣自房科学技術顧問）、宮永俊一（三菱重工業会長）、森本敏（元防衛大臣）、柳川範之（東京大学大学院経済学研究科教授）、山口寿一（読売新聞グループ本社社長）、山崎幸二（前統合幕僚長）、若田部昌澄（早稲田大学政治経済学術院教授）

「安保３文書」閣議決定は憲法違反

岸田政権は2022年12月16日に、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」（安保３文書）を、「閣議決定」した。2023年度予算はこの閣議決定に基づいて、6.8兆円の防衛予算を組み込み成立させた。現在審議中の2024年度予算では7.9兆円が組み込まれていて、2027年度までに43兆円になる。経団連元会長が座長の今回初会議の有識者会議は、さらなる増額に言及している。

そもそも「閣議決定」とは何か。憲法第66条後段には「内閣は行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う」とある。平和、安全、国民生活に関するすべての課題については、国会と内閣は徹底議論して決めるべきなのだ。ところが安倍政権は2014年5月24日、「武器輸出三原則」に代わる「防衛装備移転三原則」を、7月1日には、「集団自衛権行使容認」を閣議決定した。「国権の最高機関たる国会」（第41条）を全く無視したのだ。そして今、憲法違反強行の安倍首相を出した旧安倍派の面々は「裏金政治」が暴露されている。

『政府はこれまで、憲法9条の解釈として、他国から攻撃を受けた時に初めて、専守防衛（必要最小限度の対応による反撃、自衛の措置）の措置ができるとし、また、平素から他国に攻撃的脅威を与える兵器を持つことは「憲法の趣旨」に反するとしてきた。このことは、自衛隊が憲法9条第2項に規定する「戦力」ではないとする根拠でもあった。敵基地攻撃能力は、明らかに従来解釈を180度転換し、専守防衛を放棄するものである。……３文書の決定は、専守防衛を放棄し集団的自衛権を行使して他国に脅威を与える軍事大国への歴史的転換である。憲法9条は諸外国が日本を軍事的脅威と考える余地を与えない、最大の根拠である』（日本科学者会議幹事会声明＝2013年1月31日）

そして今、沖縄は避難訓練まで強いられる“戦場”になっている。「閣議決定」は、国家権力による“犯罪”であるとの立場から、徹底的に糺していくべきである。

本会発行の主な書籍・冊子紹介　（はじめに・目次・あとがき）

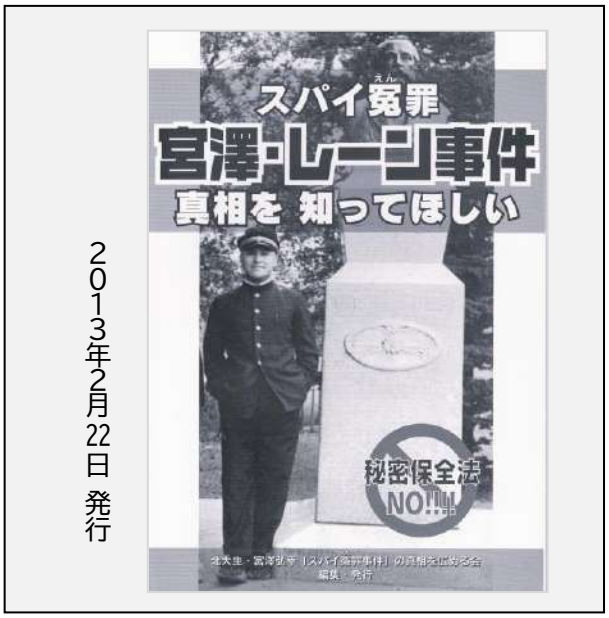

2013年2月22日 発行

◆はじめに

「宮澤・レーン事件」ってご存知でしょうか？

実は多くのひとが忘れかけ、多くのひとが知らずにいるのではと恐れます。

1941（昭和16年）12月8日、日本が太平洋戦争を仕掛けた日に、旧・北海道帝国大学（現・北海道大学＝以降、北大）予科の英語教師ハロルド・メシー・レーン、同英語教師ポーリン・ローランド・システア・レーンの夫妻と、その教え子の北大生・宮澤弘幸さんらが軍機保護法違反で一斉検挙され、有罪とされた冤罪事件です。

冤罪であることは、最高裁に埋もれていた大審院（現・最高裁に相当）の判決等を探しあて、あわせて45年の歳月を掘起こして得た事実との突き合せで論証し尽くした弁護士・上田誠吉さんらの働きによって解明されており、レーン夫妻については戦後ほどなく、北大当局が再び英語教師として迎え入れたことで実質的に名誉回復がなされています。

だが、宮澤弘幸さんについては、そのような機運が起こる前に、獄中の想像を絶する衰弱によって、戦後の釈放後、前後して罹患した結核で病死しています。有意の27歳にして、拷問に続く事実上の獄中死といえます。

ひとは辛い記憶や嫌な記憶はひと思いに忘れたくなるものです。実際、本当に記憶から消し去ってしまう症例さえあると臨床医学は明らかにしています。

しかし、ひととして絶対に忘れてはいけない記憶も厳としてあります。「宮澤・レーン事件」はその一つです。

それは国家権力が起こし、国家の名で犯した非道な冤罪だからです。有無も言わさず人としての尊厳を奪い、可能性を奪い、遂にかけがえのない命までをも奪っているからです。

そのうえスパイ冤罪は本人に止まらず、家族親族を壊し、友人知人を壊し、人間関係を壊し、社会信義を壊し尽くします。

「あいつはスパイだ！」

「裏切り者だ！　国賊だ！」

「追い出せ！」

「スパイの子と遊ぶな―」

一度烙印をおされると、弁明も反論も通りません。それまで和やかだった人間関係に謂れなき侮蔑と猜疑と保身をゆすり起こし、集団いじめの構図を強要するのです。いえスパイ呼ばわりそのものが冤罪をつくるのです。

だから忘れてはいけません。ひとは忘れると同じ事を繰り返します。繰り返してはいけません。決して繰り返しはしないという強い意志と智恵を確実にしなければいけないと切に思います。

過日、いまは宮澤弘幸さんのたった一人の肉親となった、85歳になる妹の秋間江美子さんが宮澤弘幸さんの北大時代の溌剌を写し撮ったアルバム一冊を携えて北大を訪れ、

「冤罪の無念を決して忘れないで」

との願いを込め、真心を込め、贈りました。

事件当時、北海道帝国大学は教え子のために何の弁明もしてくれないどころか、大学として関わることを拒否し、一片の事情確認さえなく学籍簿の上での退学処置をとりました。その怨念を超えての願いに、現大学当局は「（贈られたアルバムを）閲覧、公開展示等を通じて広く紹介し、本学の歴史の中にしっかりと位置づけていく」と受け止めています。

その先には、必ず冤罪による退学処置を撤回しての名誉回復と顕彰がなされるものと信じています。そのことが国家による過ちを三度と繰り返さない一歩となるからです。

アルバムには70年余の星霜を超えて何度も何度もめくられ、涙にくれ、怒りに戦いた跡が残されています。わたしたちは、この秋間江美子さんと、その家族が負ってきた積年の思いを、同じ思いとしてゆるぎなく記憶し、明日に生かす手立てを考えるために、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」を起こしました。

どうか、この冊子を最初の手がかりとして事件を知り、考え、広げる一歩として頂きたく、舌足らずながらお手元

へ届けます。

以下、冊子は上田誠吉弁護士ら先人たちの発掘した成果を基にしています。とりわけ同弁護士の著作『ある北大生の受難』（朝日新聞社）『人間の絆を求めて』（花伝社）は真相発掘の古典であり、個々には断りを入れておりませんが、多くの記述の底本としています。

『ある北大生の受難』については復刻版（花伝社）が刊行されておりますので、本冊子に続きぜひお勧めです。

また、新聞報道等では「レーン・宮澤事件」と表記しているのもあり、事件の経緯からいえば相応ではあるのですが、本会では宮澤弘幸さんの名誉回復・顕彰を主目的としていますので「宮澤・レーン冤罪事件」と表記することにしています。

◆目次

はじめに
第一部　スパイ冤罪を知ってほしい
　第一章　宮澤・レーン事件とは何か
　　事件の外形／事件の実際／冤罪の構造
　第二章　宮澤弘幸とはどんな人だったのか
　　生まれと育ち／水を得た人と成り／その生きた時代
　第三章　12月8日に何が起こり、何が始まったのか
　　12月8日に起きたこと／レーン夫妻の人と成り／
　　狙われていた身辺
　第四章　仕掛けられた罠と北大の処置
　　密室の取調べ／暗黒の裁判／北大の処置／
　　身も心も崩壊の牢獄／そして戦後
第二部　北大における外国人教師
　札幌農学校の民主主義的思想の源流／クラーク博士・アメリカ独立宣言の精神を生きた科学者／真理に立つ自主・独立の自修心／遠友夜学校の半世紀の献身／許せない大審院判決とその背後勢力／戦争につながる「偽」を認めず真っ当に生きた宮澤弘幸の名誉回復を
第三部　秘密保全法への道を許さない
　自公政権が企む秘密保全法と国家安全保障基本法案／旧軍機法と同じ、国が秘密権を専有専断／知る権利と報道の自由にも打撃／個人情報・人権の侵害も深刻に／憲法違反の「国家安全保障基本法案」
第四部　冤罪家族の71年
　忘れるための旅での出会い／安住の地をアメリカ・コロラドに／閉ざしていた口を開く／親身を尽くすボランティア／時間では消せない苦しみ／再び秘密法、再び宮澤レーン事件／ 一件落着とはさせないために

◆おわりに―問題提起―

解き及ばなかった課題はいくつかあります。なかでも本稿校了と決め、なお残るのは、

なぜ、宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか、なぜ、かくも重刑だったのか、その罠をはめたのは誰なのか、

――です。

これは最初の課題であり、冊子を一つ作ってなお解けなかった課題ということになります。

でも解けなかった、ではすまないでしょう。

一つ、レーン夫妻については、アメリカ人だったというのは一つ特定になります。

アメリカとの戦争を起したことによって敵国人となりました。確かに「心の会」にいた外国人のうちアメリカ人は夫妻だけでした。しかし開戦時に日本にいたアメリカ人は白人系だけで530人余（『外事警察概況』）にのぼります。

そのうえ、ハロルド・レーンは良心的兵役忌避者であり、札幌に骨を埋めるつもりで墓地を確保し、20年間一途に北大の教師を勤めあげてきています。ポーリン・レーンはそれ以上で、京都で生まれた日本育ちです。日本を第二の祖国とするアメリカ人といっていいでしょう。

宮澤弘幸については本冊子でその人となりを紹介した通りです。

一言にすれば当時の時流である八紘一字を根底に、しかしそのためにこそ世界に目を広げねばと努力した若者―いえば坂の上の雲たちの末裔です。結果はとまれ、この国の形をつくってきた群雄たちの、その第何次かの気鋭でしょう。

確かに「心の会」でも目立った気鋭でした。しかし突出していたわけではなく、それぞれの個性を存分に発揮し合っていた仲間です。戦雲濃くする中で、当時の北大がなお学生たちに自由な研鑽を保障する風土にあったこと、本冊第二部で明かした通りです。

ではなぜ、レーン夫妻であり、宮澤弘幸だったのか――。

関心深く究めようとする人たちの中で浮沈する一つに、拘束交換説があります。たとえば当時、横浜正金銀行サンフランシスコ支店長だった人物との交換です。支店長の父親は宮内大臣であり、妹は天皇に最も近い皇族の妃ですから、開戦当時にアメリカに居た第一級の重要人物です。

実際、レーン夫妻は戦時の日米交換船によってアメリカに送還されており、それも二度企てられ二度目に実現しているという事実もあります。でもどうでしょう。レーン夫妻は、アメリカにとって交換に釣り合う重要人物でしょうか。

だからレーン夫妻は「本当にスパイだった」との穿った説まであります。しかし、これも違うでしょう。交換要員として国家が認めることは、スパイであることを国家が認めることです。スパイの世界ではそんなことはしません。窮地に陥ったスパイは見殺しにするのが、忍びの時代からの鉄則です。

では、なぜ――。

常識で納得のいく答えが残されていないとなれば、非常識の世界で探ってみるのも、何らかの示唆が得られるかもしれません。乱暴な証拠隠滅によって合理的な証明が閉ざされているからといって、踏み止まってばかりでは、先への一歩も開かれてはこないからです。

推測しうるのはみせしめ、です。それも当時の国家の乱暴さからくる強烈なみせしめ、です。それは当のレーン夫妻と宮澤弘幸にスパイの嫌疑があったから「みせしめ」にしたという段階を超えていて、嫌疑があってもなくても、いえむしろ嫌疑がなくていいのです。無実のほうが与える衝撃がかさ上げされるからです。

対象は、本物のスパイ、です。国はその気になったら「いつでもお前たちをひっ捕える。それは証拠はもとより嫌疑があってもなくてもだ」という脅しであり、布告です。ですから、判決が粗雑で非論理的であってもよく、むしろそのほうが脅しの効果があるといえるでしょう。

同時に、検挙、裁判、投獄を通してすべてを闇の中で行い、豪も世間に知らせようとしなかったのも、その故です。闇には闇を通じたほうが、よく伝わると考えたのでしょう。

捜査段階からの一件書類は敗戦時のどさくさに隠滅されたというのが定説ですが、何時誰が何を隠滅したかの証拠が残っているわけではありません。おそらくは裁判終結と同時に始末されていたと考える方が理にかなっています。生身の人間を獄につないでおくのですから、その根拠となる大審院判決の原本だけを残して、です。

こう解けば、懲役15年の量刑にも説明がつきます。これは口封じ、です。闇の中で行われた一件の唯一の生き証人は受刑者です。臨終を自覚した宮澤弘幸が

「必ず回復して、北海道で何があったのかをあらいざらい書いて、出版する」

――と、声ふり絞った思いが、改めて胸に突き刺さります。

判決に示された「犯罪事実」が一歩引いて軍機保護法上での国家秘密だとしても、その実際は国家を揺るがしたり軍事作戦を危うくする重罪にあたるものではありません。しかも判決は、同法上の「外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者（スパイ）」とは認定せず「他人」の扱いなのです。

「他人」に科せられる同法の罪の下限は「２年」ですから、「15年」は不当判決を隠蔽するための口封じ以外の何ものでもないでしょう。

ではもう一つの謎、罠を仕掛けたのはいったい誰なのか。国家とはいいよう、国家という人間がいるわけではありません。特定の権力を得た人間が国家を装って国権を左右していること、忘れてはなりません。国家が不義を働くときの闇の深さを思い知らされるばかりです。

――以上はもとより推測です。裏付ける直接の証拠はなにもありません。また最初から仕組んだ罠なのか、それとも途中で何かが起きて切り替えたのか、それもしれません。

しかし、紛れもない冤罪によって生身の人間が死に追いやられるまでの残虐に遭い、心まで壊され、その家族もまたゆうに半世紀を超す苦痛の人生を強いられ、社会が相互不信という歪を背負わされた事実は、どうすればいいのでしょう。少なくともそれが国家による乱暴な仕打ちだつたことは拭いょうもありません。

一件事実が証拠と共に消されたといって、そこに止まっては思考も止まったままです。視点を変え、視点を立て、大枠において合理的に説明のつくものならば、そこから何を学ぶべきか、何をなさなければならないかを考える、大切なことと思います。それが、この冊子の願う一歩です。

＊　　＊　　＊

正義という言葉に、疑問を感じたことなど、あるでしようか。本稿、国家の働いた不義を思い、世に正義はないものかと思い、ふと白川静の『字統』をみて驚きました。

正はもと征服の意。正が多義化、つまり多様に使われるようになってから、これを区別するために「征」の字が作られた。

義は羊と我からなり、我は鋸の象形、よって羊に鋸を加えて犠牲（いけにえ）とするの意。

正の字だけで既に征服の意であるうえ、いけにえの義を加えて正義。征服し犠牲を強いる行為を正当行為とするがゆえに、正義とする。

征服支配こそ強者の正義。正義の語義が支配の仕方によって拡大され、のち（いま使われている）中正、正義の意となった。

正義に征服と犠牲の意があったとは思いもしませんでした。しかし振り返れば、国家が正義をかざして犯した罪の深さは歴史が示しています。

いまさら正義に代わる言葉を創るのは至難ですから、正義は正義でいいのかもしれません。

しかし、往々、正義を欲しがるのは権力、強者の側で、そこから遠い者ほど正義の犠牲にされていること、これはやはり言葉の淵源にかかわっているのかもしれません。このことは知っておくこと大事です。

閑話休題

ながら、さほどわれわれ既成観念あるいは常識につかりきって顧みることなく暮している、と愕然です。

重ねてもう一つ。スパイ（spy）ってなんでしょう。

卑劣、裏切り、ついでに非国民。いずれにしても褒められた行為とは言えないようです。ですからスパイをやったら糾弾され罰せられ、たとえ罪を認めて刑に服したとしても家族一族ぐるみで後々まで排除されて当然の存在となります。

では、偵察はどうでしょう。これも英語のspyの訳語です（act of spying）。決死の潜入によって英雄となり、また白昼公然と他国領土内に無人機を侵入させて映像を盗み撮りしても国益と称えられています。

どこがどう違うのでしょう。国家が国家の意志で行い行わさせるのが偵察（スパイ）であり、ゆえに正義となり、英雄となり、国あげて称えられます。ですからその裏返しが国賊（スパイ）であり、国家の意に背く行為として問答無用で糾弾され、ゆえに不正義・犯罪となるのです。

かつて1986年の秋、「スパイ防止法を支持する法律家の会」なる団体が結成されたことがあります。同法立法の動きに反対した日本弁護士連合会（日弁連）をはじめとする反対勢力の盛り上がりに対抗して結成されたらしく、日弁連宛に公開質問状を出しました。

「スパイ防止法は国家の存立そのものを守るのが目的である」

「（国民の知る権利も）国の安全と独立が確保されてこそ存立し得る」

「我々は祖国と同胞を裏切る、このような貴会の政治運動をこのまま放置することは、必ずや国の将来を誤り、我が国の安全、存立を危うくする結果を招来するものであると確信する」

――等々。かくまくし立てられると、半分くらい一理あるかなと思えてくるかもしれません。人は群れて生きる動物であり、群れを裏切る行為へは本能的に身構え、捕えて罰を与える、のかもしれません。

一歩引き、スパイを捕えるのは国を守る正義だとして、スパイ呼ばわりされた事件の千に三つは本当に国を裏切り、国を売るものだったのかもしれません。

人と人であれ、群れの中であれ、裏切りはいけません。本当に裏切ったのであれば制裁を加えるのもまた正義なのかもしれません。

ですが、問題はこの先です。仮に厳正なるスパイ防止法が出来たとして、それが厳正に運用されるかというと、限りなく否、です。スパイか否かを人が厳正に見分けるのは至難です。

そしてもっと問題なのは、この過程で限りなく冤罪をつくることです。千に三つを罰し、あるいは防止し得たとして、九九七の冤罪をつくるのがスパイ防止法の実相です。

宮澤弘幸を死に至らしめた軍機保護法が、それを証明して余りあります。軍機保護法は余りにも露骨な残虐法でしたが、スパイ防止を掲げる法律を作ろうとすれば、これを真似るよりほかにつくりようがないでしょう。

人と人であれ、群れの中であれ、裏切りのない関係を築くには共に信頼関係を養い、強くする以外にはあり得ません。制裁を加えたり、脅したりして防げるものではありません。しかも国を守ると称して、どれほど多く国の中の信頼関係を壊してきたことか。心を壊してきたことか、この冊子の訴えたいことは、そこへ行きつきます。

＊　　＊　　＊

混沌の中でも視点を立て、そこから一歩を進むことが大事です。本会を立てるにあたって、改めて、そのことを考えました。それは宮澤弘幸の立ち位置に立ち返ることでもあります。思いを鎮め、宮澤弘幸が身を処するにあたって思いの芯にあったのは何だったのでしょうか。耳を澄ましてみましょう。

それは

一、北海道大学の学生として、退学処分を受けるようなことはしていない。

一、したがって退学届を出すなど、考えたこともない。

――です。

これが北海道大学の学生としての宮澤弘幸の視点であり、原点にほかなりません。

幸い、こちらは同じ仮説としても、裏付けとなる痕跡や手がかりが残されていること、本冊子でも明らかにしています。

したがって、まず北大当局には

一、戦中および戦後にとった宮澤弘幸に対する説明のつかない処置を大学として撤回し、

一、宮澤弘幸が北海道大学の学生であることを確認し、

一、一連の誤った処置に対し本人および遺族に謝罪するよう求める

――ことになります。

これが一歩であり、同時に、レーン夫妻とその家族、宮澤弘幸とその家族、そして取り巻く共同体を罠にはめた軍機保護法を、いかなる形であれ再来させない覚悟と行動を組むことが大事と考えるに至りました。

極めて特異な形で現れた冤罪事件の謎は謎としてとことん究明を続けると共に、この謎も含めて事件の真相を広く知ってもらうことで二度と冤罪を起させない世の中に、と願う次第です。

2014年9月5日 発行

◆序文　権力の暴走を阻むために

専修大学文学部教授　藤森　研

私たちは、権力という言葉をよく使う。普段の生活の中で権力を実感する機会は少ないが、たとえば戦時中や戦争へ向かうとき、権力はその本性を現し、国策（戦争）に反対する市民に対して牙を剥く。圧倒的な組織力と金、強制権限を用い、〝合法的に〟市民を牢に閉じ込め、〝合法的に〟市民を殺す。そうした権力の暴走の一手段が情報に対する統制である。

この本の主人公である北大生の宮澤弘幸さんや、その先生のレーンさん夫妻らが、アジア太平洋戦争開戦の日に検挙され、懲役15年などの重刑を受けたのは当時の軍機保護法ゆえだった。これは当時の国家秘密法（情報統制法）であり、日中戦争が始まった1937年に改正・拡充されている。いったん強力な情報統制法ができてしまえば、特高警察や刑事司法という権力が、戦争遂行のため、立法時の歯止めをいかに簡単にかなぐり捨てて不条理な適用を市民の身に加えるか、最悪の実例の一つがこの事件である。

本書は第一部、第二部と資料編に分かれている。

宮澤・レーン事件（特高の描いた構図によれば「レーン・宮澤事件」と呼ぶべきかもしれないが、特高の構図自体が妄想なので、ここでは耳慣れた「宮澤・レーン事件」と呼ぶ）に、初めて接する読者には、事件の発端から始まる第一部、冤罪であることを検証・分析する第二部、そして資料編へと順に読み進まれるといいだろう。

同事件について、すでに朝日新聞の連載「スパイ防止ってなんだ」や、故・上田誠吉弁護士による『ある北大生の受難』『人間の絆を求めて』の両著書などを読まれた方は、資料編の軍機保護法全文や一審判決と上告審判決全文を読まれてから、本文に入られるのもいいと思う。なぜなら本書の最大の特長は、判決全文などの資料の掲載と、その検証・分析を詳細に提示したことだからだ。

埋もれていたこの事件を本格的に調査し、世に出した故上田弁護士の両著書は、上告審判決などに拠りつつもそれらは部分引用にとどめ、事件全体の流れをドキュメンタリーのように読みやすく記述したものだ。本書の第一部は両著書の成果を踏まえている。

一方、本書の第二部と資料編は、判決などの資料全体を、可能な限り生の形のままで公にし、それを分析していく。決して煩瑣ではない。資料原文を読むことによって、起訴の内容や有罪判決の異常さ、無理な解釈が手に取るようにわかり、さらには当時の空気の一端も知ることができる。細かいことだが、ハロルド・レーン氏の弁護人は「今ヤ帝国ハ　御稜威の下　皇軍将兵ノ奮戦ニ依リ」などと言わずもがなの恭順姿勢を示し、主張も腰が引けていること、レーン夫人には弁護人さえ付いていなかつたことも、よくわかる。それに比べ、上告審判決で要約されている宮澤さんの弁護人による上告趣意書の内容は、一審判決の綿密な分析に基づく論理的な反論、被告人を何とか守ろうとする熱意も伝わって来て、読みごたえがある。

ただ、第二部で本書の筆者はこの上告趣意書について、「外形事実を認めた上で個別に部分破毀を求め、かつ全体としては強く情状酌量を求める構造となっており、全面冤罪を訴えて貫いた被告人・宮澤弘幸の意志とは必ずしも一致していない」と判断している。こうした弁護評価についても、上告審判決全文を読むことによって読者それぞれに考える材料が提供されている。

第二部は、各被告人に対する判決を横断的に比較するなどの手法で、新しい観点から有罪判決の不当性を筆者自身が分析したもので、論理性に富み、さらに読みごたえがある。

筆者は第一部において、軍機保護法改正案を審議した帝国議会で慎重な運用が軍当局から繰り返し約束され、「軍事上の秘密」を厳しく限定する付帯決議も付けられたこと、それらによって改正法が全会一致、原案通りに可決した経緯を跡付ける。だが、それらの答弁や付帯決議が、警察や司法当局による法適用の段階に至ってどれほど無視されたのかを、第二部で実証的に分析して、明快だ。

統制法規というものは、人権に配慮するかのような美しい装いをまとって成立するが、成立した途端に臆面もなく装いを脱ぎ捨てて独り歩きをし始めることが、この事件ではっきりとわかる。

2013年12月、自民党の安倍晋三・第二次政権は、防衛、外交などの国家秘密の漏えいに重罰を科す「特定秘密保護法」を、野党や多くの国民の反対を押し切って強行可決した。続いて2014年7月、やはり多くの国民や野党の反対を

振り切り、歴代政権の憲法解釈を放擲して、集団的自衛権の行使容認を閣議決定した。「海外で武力行使できる国」への転換である。

特定秘密保護法案の文言の微調整による成立過程や、集団的自衛権行使容認のため「限定性」が強調されて閣議決定に至った経緯を見れば、まるで同じ筋書きの芝居を見せられているようだ。

今から73年前、真面目で行動的な学生にすぎなかった宮澤さんや、クエーカー教徒で徹底した平和主義者だったレーンさん夫妻の身にふりかかった恐ろしい出来事は、決して昔話とは言えない状況が、いままた現出しつつある。この時期に、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」によって、秘密立法がいかに危険な独り歩きをするものかを、実証的に明らかにした本書が世に出ることには切実な意義がある。

それにしても思うのは、今から 30 年前の 1980 年代、中曽根政権下で国家秘密法案が浮上した時には日弁連、日本新聞協会、野党、市民たちの一致した長期の反対運動が、ついに法制定を断念させた。それなのに、国家秘密法案の再来と言うべき特定秘密保護法案が出された 2013 年末には、反対運動はあっという間に押し切られ、法が成立してしまった。なお粘り強い廃案運動が続けられてはいるものの、この 30 年間の変化とはいったい何だったのかを、考えずにはいられない。

直接には、安倍政権に人為的な多数議席を与えることになった衆院への小選挙区制導入を、90年代初めに許したことが大きかった。その背景には、冷戦の終焉と戦後革新陣営の退潮、保守リベラル勢力の減退などがあった。読売、朝日など大手新聞の論調の分裂もこの30年間に進んできた。中国の台頭や北朝鮮の核・ミサイル実験もあり、反中・嫌韓の声の突出やネトウヨの出現など、社会の一部に意識変化も見られる。何より戦争を知る世代が次第に少なくなってきた。

しかし、日本の戦後社会の幹の部分までが変わってしまったとは到底思えない。特定秘密保護法に対しても、集団的自衛権行使容認の閣議決定に対しても、世論調査では多くの人々が反対の意思を表明している。大手紙の二極分化も、全国の地方紙にまで目を広げれば、社数で八割以上の新聞社が今も憲法擁護の論陣を張っている。世論調査で「憲法九条」の改正について聞けば、変わらず反対が人々の多数意見である。暴走気味の安倍晋三氏は、国会では多数派でも国民全体の中では少数派なのだ。多くの人々が腰を据えて平和と民主主義を大切にし続ければ、状況はまた変わっていくに違いない。

そのための、小さいけれど確かな一石が、本書だ。

◆はじめに

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」については、その全貌解明に努めた上田誠吉・弁護士による『ある北大生の受難』（朝日新聞社刊・花伝社復刻）『人間の絆を求めて』（花伝社刊）などをはじめとする著作がありますが、本書は、これら先人の成果を底本として継承すると同時に、新たに判明した事実や理解を基に、事件の全体像を明らかにする決定版として「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が編集したものです。

稿中、個別に多くの文献・資料からの引用もありますが、原文のままを旨としつつ、適宜改行し、旧漢字旧仮名遣いについては、法律条文、判決書など公文書を含めすべて現行漢字仮名遣いに置き換えました。また句読点のない長文については適宜、一字分の空間をあけ、息継ぎを入れました。ただし、巻末資料編では漢字仮名遣いとも原文のままとし、改行、および句読点代わりの空間のみ入れています。

稿中、「（注）」の必要なものは、各項の末尾に＊印を付してまとめて添付するのを原則とし、特に必要な場合は直近に同じく＊印を付して添付しています。このほか、「（注）」とは別に特に紹介したい事柄などについて踊り場ふうに囲んだものもあります。年代表記は西暦を主体とし、適宜、元号を括弧内に付記しました。

◆目次

第一部　冤罪の真相
　第一章　仕組まれたスパイ冤罪
　　事件の発端―12月８日の一斉検挙／事件の外形―権力の描いた構図／狙われた異端―心の会／断罪は冤罪―拷問と自白／暗黒の裁判／軍機保護法
　第二章　引き裂かれたエルムの師弟
　　宮澤弘幸の生まれと育ち／レーン夫妻の人となり／その生きた時代／北大の対応／相被告の消息―渡邊、丸山、黒岩、石上／北大の外国人教師と後裔
　第三章　冤罪――底のない残虐
　　獄中の宮澤弘幸／奈落のレーン夫妻／戦後、そして無念の死／師弟の絆も阻む／母親・とくの涙／妹・美江子の苦しみと光／弟・晃の悲運／裂かれた愛―高橋あや子／岳友マライーニの怒り
　第四章　戦争も秘密もない世へ
　　戦争の時代／戦争とスポーツ／秘密保護法廃棄へ
第二部　犯罪事実（冤罪事実）の条条検証
　第一章　探知の部
　第二章　漏泄の部
冤罪の構図
再審（名誉回復）と顕彰―あとがきに代えて

◆冤罪の被害者（要約）

・ハロルド・メシー・レーン　52歳、元北海道帝国大学予科英語教師。1941年12月8日検挙、43年6月11日大審院での有罪確定により懲役15年＝軍機保護法、国防保安法違反。北海道内の刑務所に収監後、1943年9月「日米交換船」でアメリカへ送還。

・ポーリン・ローランド・システア・レーン　52歳。元北海道帝国大学予科英語教師。1941年12月8日検挙、43年5月5日大審院での有罪確定により懲役12年＝軍機保護法、国防保安法違反北海道内の刑務所に収監後、1943年9月「日米交換船」でアメリカへ送還

・宮澤弘幸　25歳、北海道帝国大学工学部学生。1941年12月8日検挙、1943年5月27日大審院での有罪確定により懲役15年＝軍機保護法違反。北海道・網走刑務所に収監。1945年6月宮城刑務所に移監後、同年10月10日、敗戦に伴うGHQ覚書に基づき釈放。1947年2月22日死亡。

・渡邊勝平　26歳、北海道帝国大学工学部助手。レーン夫妻の知己・1941年12月8日検挙、1942年12月19日札幌地裁での有罪確定により懲役2年＝軍機保護法等違反

・丸山　護　29歳、会社員、レーン夫妻の知己。1941年12月27日検挙、1942年12月16日札幌地裁での有罪確定により懲役2年＝軍機保護法等違反。

・黒岩喜久雄　25歳、無職（検挙の日に北海道帝国大学農学部を戦時繰上卒業）レーン夫妻の知己。1941年12月27日検挙、1942年12月24札幌地裁での有罪確定により懲役2年、執行猶予5年＝軍機保護法等違反。

・石上茂子（シゲ）元レーン方女中。1941年12月8日検挙、1942年2月10日「嫌疑なし」で釈放

他にダニエル・ブルツク・マッキンノン（公訴取消）、イーチエンヌ・ラポルド（容疑薄弱）、大槻ユキ（嫌疑不十分）の3人が同じ時期、北海道の特高に検挙されている。ダニエルは、宮澤・レーン事件とは別件と分かっているが、あとの二人については不明。

◆再審（名誉回復）と顕彰――あとがきに代えて

再審は難しい。それが、弁護士・上田誠吉さんはじめ、本件・冤罪に関わってきた法律家たちの共通理解です。理由は「証拠」が消されていること、です。

既に本稿で検証したように、国家権力が有罪の証拠として法廷に出したのは被疑者の「自白調書」「予審訊問」だけでしょう。これらは全て廃棄され、さらに公判記録も、一審判決も（渡邊勝平、丸山護の分を除いて）廃棄されています。これら法廷で扱われた一切の「証拠」「証言」を抜きにして白紙、更地から「スパイではない（軍機保護法等違反の事実はない）」と所定の法手続きに沿って再審を請求するのは、確かに至難と同意せざるを得ません。

半面、かろうじて残された大審院判決の本体原本と、不完全ながら掘り起こされた一審判決の書写によって国家権力が仕立てた「事件の全体像」と、これに対する被告・弁護団の反論・反証の大要は明らかとなっています。つまり、「事件」の全体像は見えているのです。検察の仕立てがいかに粗雑、乱暴であるか、被告・弁護団の論旨がいかに級密で論理立っているか、本稿でも明らかにできたと思います。

実は、本書の願うところ、ここにあります。再審をまるまる諦めるのではなく、あるいは法手続きの上で無理あるとしても、実質、民衆法廷のような場で、国家が仕立て上げた「事件」が「冤罪」であったと証明し、国家をして二度と同じ罪を犯させないよう断罪する。それが可能なのではないか、そのための「準備書面」あるいは「再審請求書」たるの思いを込めての一書です。

名誉回復の願いでは、再審とは別にもう一つの側面があります。冤罪の被害者たちの、冤罪を闘い抜いた生涯の顕彰です。中でも「戦争への破壊工作が罪とされた」と総括して、事実上獄死した北大生・宮澤弘幸の北大生としての名誉回復を実現させたい、そう念願しています。

宮澤弘幸らが「戦争と秘密」の被害者に嵌められたとき、北大当局が何ら手を延べなかったこと本稿に検証した通りです。そして、その姿勢は冤罪法・軍機保護法が廃止された戦後も引き継がれ、北大構内で起きた冤罪事件とその被害者を無視してきました。北大が冤罪の事実と宮澤弘幸の名を北大史の中に記載したのはようやく2001年発行の『北大の125年』が最初であり、それも10数行のことです。

それでも記述に踏み切ったのは、1980年代の「国家秘密法」阻止の運動をはじめ、世の目があったからでしょう。

そして遅ればせながら、北大内部からの調査の機運も生まれ、『調査報告＝宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考――北海道大学所蔵史料を中心に――』（『北海道大学大学文書館年報・第5号』所載2010年3月刊）が発表されるに至っています。

ただ、この調査にしても、同大学文書館長である逸見勝亮が一学究として調査・発表した形をとったもので、北大当局としては腰の引けたものであり、冤罪に言及するくだりも、上田誠吉・弁護士の著作をなぞるに止まる記述となっています。この調査・報告にして2010年代に入ってのことでした。

この姿勢に強い刺激を差し込んだのが、2012年10月の遺族による「北大生・宮澤弘幸のアルバム寄贈」です。宮澤

弘幸の所持するアルバム類は検挙の際に多く押収されたり破損されたりしたのですが、事前の機転で大事な何冊かを友人らに預け置いたものが遺族の手に戻り、これを妹・秋間美江子さんの手から北大当局に寄贈するはこびとなったのです。その心の内を、秋間さんは

「私も歳です（当時85歳）。もしかすると今回が最後（の帰国）かもしれない。兄・弘幸の北大時代のアルバムを北大に寄贈して、スパイの家族に一区切りをつけたい」

――と話しています。

これを聞いた、のちに「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（以降＝「真相を広める会」）の代表を務めることになる山野井孝有が、「アルバム寄贈だけで、美江子さんの苦悩が消えるわけではない」と直感し、「もし北大がアルバム寄贈を受けるなら、弘幸さんの退学処分を取り消させるべきだ」と踏み込み、秋間さんも本心を開いて納得しました。

この寄贈申し出は北大の受けるところとなり、10月24日に実現しました。こうして北大生時代の点景を写し取ったアルバムは北大副学長・新田孝彦教授らに手渡され、秋間さんは「両親は当時の総長に何度も息子を救って欲しいと訴えたのに何もしてくれませんでした。大学側は退学届を出したと言っていますが、そんなはずはありません。私は悔しいです」と改めて胸の内を訴えました。

続けて山野井孝有は「大学として正式に調査し、退学処置を撤回し、名誉を回復して欲しい」と駄目を押し、北大も、「さらに客観的資料を集めて調査したい。大学の企画展などでアルバムを公開し、学生に広く伝えたい」と約束、この状景は、同席した新聞記者らによって広く全国に報じられました。ここに名誉回復と顕彰を話し合える場が予感されたといっていいでしょう。

同時に、「真相を広める会」結成の機運が起こり、翌2013年1月29日、札幌集会での発足となりました。折から、2012年師走の総選挙で多数を占めた自民・公明両党は、「憲法改悪」「集団的自衛権行使」を掲げて暴走する安倍内閣を発足させています。1980年代の国民運動の高まりで鳴りを潜めていたスパイ法もにわかにうごめき始めたのです。

会則の「目的」では北大に官澤弘幸の名誉回復を求めると共に「二度と国家による非道が起こらないようにするため秘密保全法の立法策動を阻止することを目的とする」を高く掲げました。会には、スパイ冤罪事件に関心を持ち、安倍内閣に危機感を持った有志たちが結集、会員はいま 304 人に達しています。代表には山野井と共に上田弁護士の調査を手伝った在札幌の山本玉樹が就いています。

運動は山坂ですが、一つ一つ成果も積んでいます。対北大では、謝罪と名誉回復を求める「申入書」を手始めに、繰り返し対応を求めたのに対し、初めはなしのつぶての連続でしたが、やがて「退学願」など、実質、名誉回復にかかる学内資料の洗い出しと、その報告書（『北海道大学大学文書館年報。第9号』）の刊行を見るに至り、その延長で「宮澤記念賞」創設の回答を得るに至っています。

これは国立大学法人北海道大学総長・山口佳三の名で、秋間美江子宛てに文書で届いたものですが、同文の写しが「真相を広める会」へも届いていますから、本会への回答でもあると受け止めました。

これには、①宮澤氏に関する歴史的な出来事を風化させないこと、②この視点で報告書（『北海道大学大学文書館年報。第９号』のこと）を執筆させていること、③北大創基150年の正史刊行でも同趣旨の見解を掲載すること、④既に北海道大学総合博物館において「宮澤・レーン事件」を伝えるパネルを展示しているのに加えて、⑤百年記念会館でも宮澤氏についての展示を組むこと、⑥さらに寄贈受けたアルバム類については大学文書館の独立館新築計画と合わせ常設展示コーナーを設けること――などを約束。

これら北大としての取組みにたって、語学力に優れ国際親善の精神を備えていた宮澤弘幸を讃える「宮澤記念賞」を設け、毎年、ふさわしい北大生に授与するというものです。

名誉回復の明言、冤罪を無視してきたことへの謝罪はないものの、名誉回復と顕彰に一歩踏み込んできたことは明らかでしょう。「真相を広める会」としては、この「回答」を客観化する場を持つよう求め、5月7日に実現しました。

この席では、総長から一任されたという副学長・三上隆教授が出席。冤罪と認識したうえでの「宮澤記念賞」であると明言、また「大学文書館年報・第9号」の記述が大学見解に準ずることも認め、その上での諸施策であることを明言しました。一歩踏み出したことは間違いありません。「真相を広める会」として、同席の秋間美江子さんともども、「宮澤記念賞」について同意することを伝えました。

同時に、「真相を広める会」として、かねて提起してきた「顕彰碑」の建立地として、北大構内の外国人教師官舎跡を無償提供してくれるよう正式に要請しました。

この「顕彰碑」は、冤罪を闘い抜いた人、その心を前うしろから守り続けた人たちを顕彰する証しです。官舎跡は本稿本文で紹介した「心の会」の記念地です。顕彰碑の建立地として、最もふさわしく、しかもいま小さな林となって残っているのです。北大には既にレーン先生を讃える「レーン賞」があるので、「宮澤賞」とも合わせ名誉回復と顕彰を全うする文字通りの礎となるでしょう。

時流は厳しく対峙しています。安倍政権は、国会多数を

かさに秘密保護法に続き「集団自衛権行使」の閣議決定を強行するなど「戦争の出来る国」へと舵を切り込み、しかし「平和に生きよう」と願う人たちが理を尽くし情を新たにたゆまず頑張っています。

「真相を広める会」の願いは「二度と国家冤罪を起こさせない」「戦争を起こさせない」です。「顕彰碑」運動はその証であり、本会を超える大きな運動に広がるよう念じています。

今回、本書は、このような中での刊行でした。本会には発足以来、刊行を重ねてきた四つの冊子があります。『真相を知ってほしい』『冤罪の構図』『引き裂かれた青春』『北大のとった処置と責任』です。時の展開に備え、これら四つをどう生かすかと思案のところ、「ならば一冊に」と受けてくださったのが花伝社さんです。願ってもないことです。花伝社は、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の古典というべき『ある北大生の受難』を復刻し、『人間の絆を求めて』を刊行した出版社です。先人の成果を継承し、その後見つかった資料や明らかとなった理解をふまえ「決定版に」と思い膨らませた次第です。

思えば、「真相を広める会」の結成から、さまざまな偶然の出会いのスタートでした。その一つ一つは割愛しますが、大げさに言えば歴史の必然だったのかもしれません。本書の刊行で改めて実感です。偶然を引き寄せ、あるいは直感的に見抜く感覚と良心を持った人々に出会えたことを嬉しく思います。佐藤恭介さんはじめ花伝社のみなさんに感謝です。

本稿多くの引用にあたっては、その都度、個々の出典を明示しましたが、そのほか多くの基礎事実については『ある北大生の受難』『人間の絆を求めて』のほか『北の特高警察』（荻野富士夫・1991年新日本出版社刊）『フオスコの愛した日本』（石戸谷滋・1989年風媒社刊）『武田弘道追悼集―会議は踊る―ただひとたびの』（1985年ミネルヴァ書房刊）を底本としています。ありがとうございます。

秘密保護法、解釈改憲の先には憲法九条改悪と戦争への道が間違いなくうごめいていると恐れます。施行を阻止し廃棄への道を開かなければなりません。

最後に、わたしたち「真相を広める会」の代表・山本玉樹の言を紹介して、「あとがき」に代えさせていただきます。

平和と真理について
Be Ambitionsでなければならない。
真理を壊す者に対して
闘っていかなければならない。

◆はじめに

上の写真は、ビデオ『レーン・宮澤事件―もうひとつの12月8日』のラストシーンからの一部である。上段は、1943（昭和18）年10月21日に、雨の神宮外苑競技場で行われた出陣学徒壮行大会で、学生服姿で銃を肩に行進する学生たちの足元をとらえ、下段は、50年後の1993年10月、防衛大学学生の分列行進での表情をとらえた。

キーワードは、「大きな曲り角に立っている」――。

このビデオが制作された1993年からあっという間の26年、いま、日本は既に曲がり角を越え、戦争への道に踏み出しているのではないか。こう思いを正した時、じっとしているわけにはいかない。

では、何を、どうすればよいのか。

本会は2018年1月、『国家権力犯罪を糺す　宮澤・レーン・スパイ冤罪事件　総資料総目録』を刊行した。そ

の冒頭には「国家権力犯罪を糺し、新たな運動を巻き起こす一助に」と記している。

いま、「新たな運動」が問われている。たしかに運動は起こっている。だが広がらない。そこには運動に加わらない、いや無視、無関心と思える巨大な層が浮遊している。さらには、もっと困った層が浮上している。先の大戦で骨の髄から思い知った平和の尊さを基盤に築き上げた価値観、行動規範を根底から否定し、はなから敵対してかかる、もっと乱暴で危険な層だ。

分断、二極化を煽る危険で無責任なキーワードが横行している。だからこそ愚直を思い返したい。いまこそ愚直から始めたい。

国家権力犯罪に「時効」はない。この決意を新たに、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」とは何だったのか、そこに顕れた国家のありようを、徹底追及し共有していかなければならない。真相を阻む闇を糾し、共有の輪を一輪でも二輪でも広める中で分断・二極化をはかる壁を崩し、その結集力をもって国家権力そのもののありようを根源から正し、二度と国家権力犯罪を起こさせないよう、国家としての謝罪と賠償を厳に求める。この展望のもと、その一歩たる本冊子をとりまとめた。

◆巻頭メッセージ

悪法の「いわれいんねんの、いちぶしじゅう」を
源に遡って知り抜き考え抜くことが今求められる

荻野富士夫（小樽商科大学名誉教授）

戦前の国家権力犯罪の国家権力犯罪たる所以は、社会を変革する社会運動・意識をほぼ完全に封じ込め、戦争遂行の障害とみなした言動・信仰をえぐりだし、人々の平穏な生活を破壊しつくしたことにある。

それは治安維持法や軍機保護法などの法律を武器として、警察の検挙取調から検察による起訴をへて、天皇の名による裁判によって断罪されていった。この悪法による支配は、日本国内だけでなく、植民地、かいらい国家、軍事占領地域にもおよんだ。

敗戦、そして占領によってこの国家犯罪はようやく停止され、一部の責任追及はなされたものの、多くは曖昧なままにされた結果、国家権力犯罪をかたちづくっていた治安法令・治安機構・治安理念は「民主化」された戦後に継承された。

その兆候をいち早く感じとった弁護士の能勢克男は、自らの戦時中の治安維持法体験（1938 年に週刊『土曜日』の発行責任者として検挙、懲役２年・執行猶予２年の刑を科された）と重ねて、著書『人民の法律　現代史のながれの中で』(1948 年)において、次のように記している。

> 治安維持法のごとき法律を、いったい、どういって合理化することができるのだろう。私たちはぜったいに、ていさいのいいことに、だまされるわけにいかない。……そういう法律の多くは（この前で新聞紙条例・治安警察法・国防保安法に言及――引用者注）、いま、すでに、すがたを消した。けれども、そういう法律が、どうして、どんなにして、つくられたか。どんなに法律としての力をふるって、人民を苦しめたか。――そのいわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって、私たち人民が知りぬき、考えぬいていないということは、危険きわまることだ。もう一度、そういうことが何かにまぎれて、おこって来ないとは、だれもいえない。いや、そういうことは、何度でも、まきかえし、くりかえし、おこって来る。

この予測の通り、占領下の団体等規正令や占領目的阻害行為処罰令を継承する破壊活動防止法が、「治安維持法の再来」として講和発効後の 1952 年 7 月に成立していく。また、レッド・パージが猛威をふるいはじめる。その後、思想検察の最も中枢にいた人物池田克が、公職追放解除後、最高裁判所裁判官となっていく。こうして戦後治安体制が確立された。

これらを招いた一因は、治安維持法や軍機保護法の「そのいわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって、私たち人民が知りぬき、考えぬいていない」ことに求められるのではないか。大変に遅ればせではあるが、それらが悪法であった「いわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって」、知りぬき、考えぬいていくことが今こそ求められている。

宮澤・レーン事件を深く知り、語り継いでいこう
「繰り返してはならない過去」に真摯に向き合おう

植村　　隆
『週刊金曜日』発行人
韓国カトリック大学客員教授

朝日新聞記者だった 2009 年、私は北海道報道部へ転勤した。海外特派員を歴任し、東京本社外報部勤務だったが、坂本龍馬の子孫たちが北海道へ渡った話を取材したいと思い、転勤の希望を出していたのだ。

龍馬に子供はいなかったが、甥の自由民権家・坂本直寛が一家を引き連れて、北海道へ移住した。子孫たちの人生を『北の龍馬たち』というタイトルで 60 回、連載し

た。その中で、直寛の孫の山岳画家・坂本直行のことを書いた。その物語に、北大生予科生・宮澤弘幸が出てくる。

1940 年 1 月、日高山脈ペテガリ岳の厳冬期初登頂を目指した北大山岳部のパーティが雪崩に遭い、8 人が死亡した。イタリア人で北大留学生のフォスコ・マライーニはパーティに合流する予定だったが、娘の発熱で遅れて出発し合流できなかった。登山家でもあったマライーニは遭難に心を痛め、重いテントを持参しなくても雪のブロックでつくれるイグルーの公開実験を手稲山で行い、成功した。それを 1940 年 2 月 4 日の北海タイムス（現・北海道新聞）朝刊が伝えている。友人として実験に参加したのが、宮澤弘幸だった。

1943 年 1 月、北大山岳部は再びペテガリ岳に挑戦。登頂メンバーは、マライーニ式のイグルーをつくって、厳冬期初登頂に成功した。宮澤は山岳部ではなかったが、新たな登山技術に挑戦しようとする冒険好きの若者だったことがよく分かる。「冤罪」に巻き込まれなかったら、どんなに活動的で豊かな人生を送ったことだろうか。

宮澤の名誉回復を訴える「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が結成された頃、何度か記事を書いた。しかし、「道はまだ半ばだ」ということを痛感する。

私は 1991 年 8 月に韓国の元日本軍慰安婦が証言をし始めたという記事を書いた。女性は私の記事の 3 日後に「金学順（キム・ハクスン）」と実名を明らかにして、被害体験を告白した。それがきっかけで、慰安婦問題が戦時性暴力として国際的な問題になった。ところが、私の記事は 2014 年 2 月 6 日号の『週刊文春』で、「捏造」だと攻撃された。西岡力氏や櫻井よしこ氏が私の記事を繰り返し「捏造」と非難し、私は激しい「植村捏造バッシング」に巻き込まれた。大学教授に転職する予定だったが、「捏造記者」を教授にするなと訴える電話やメールでの抗議が相次ぎ、転職はだめになった。

宮澤とは時代も立場も違うが、私もまた「冤罪」に巻き込まれた形だ。以来、私はこの「捏造バッシング」と、言論や法廷で闘い続けている。

◆目次

1，国家権力犯罪を糺し、
　　新たな運動を巻き起こす一助に
2，北大「スパイ冤罪事件」の被害者
3，国家に捏造された罪と罰
4，冤罪の加害者は国家権力
5，フォスコ・マライーニの果たした役割
6，北海道大学の戦前と戦後
7，正確に伝えたい事項
8，記憶し、記録し、伝えるべき〝冤罪の惨跡〟
9，「戦争への道」を許してはならない
10，国家権力犯罪に〝時効〟はない
あとがき
参考文献

◆あとがき―国家権力犯罪への反撃を目指して

映画「主戦場」を観ました。「歴史修正主義」と言われる人たちが、都合の悪い歴史を否定して、時に笑顔を交えながら堂々と語るアップの表情。これは異常です。「修正」とは「よくないところを直して正しくすること」（広辞苑）です。そうであるならば、彼等の言動は絶対に修正ではありません。むしろ「歴史捏造改竄主義」と言うべきではないでしょうか。

元文部事務次官・前川喜平さんの講演で、アメリカのホロコースト記念館に「14 のファシズムの初期兆候」が掲示されていることを知りました。それは、政治学者のローレンス・ブリット氏が 2003 年に書いた文章がベースになっていて、ブリット氏はヒトラー（ドイツ）、ムソリーニ（イタリア）、フランコ（スペイン）、ピノチェト（チリ）ら「ファシスト」と呼ばれた指導者の政治を分析して、共通項をまとめたのだそうです。

その 14 項目とは、

① 力強く絶え間のない国家主義の宣伝
② 人権の軽視・蔑視
③ 国民統合のための敵づくり
④ 軍隊の最優先
⑤ 女性差別のまん延
⑥ マスコミの統制
⑦ 安全保障強化への異常な執着
⑧ 宗教と政治の結託
⑨ 大企業の保護
⑩ 労働組合の弾圧と排除
⑪ 知識層と学問に対する蔑視
⑫ 警察による取り締まりと懲罰の強化
⑬ 身びいきと汚職のまん延
⑭ 詐欺的な選挙

――です。

ほとんどが安倍政権に当てはまります。日本はすでにファシズムの段階に入っているということになります。異常が日常の隅々にまで浸み込んでしまっているのが現

実だと言えます。

安倍政権は、秘密保護法から共謀罪法までを強行成立させ、戦前の治安維持法、軍機保護法以上の弾圧体制を構築しました。それと並行して、集団的自衛権行使閣議決定から安保法制＝戦争法を成立させ、その最終段階として現憲法を「みっともない憲法だ」「押し付けられた憲法だ」と罵倒し、９条を骨抜きにしようと画策しています。国民にゆだねられた国家権力の暴走を抑える規範である憲法を公然と罵倒する政権が、改正しようと言い出す資格があるでしょうか。加えて、嘘・隠蔽・改竄政治を強行して恥じない政治姿勢です。さらに言えば、日本の憲法を踏みにじり、日本の軍事占領を許している日米安保体制に対して、一言も改正を提起しない政権が改正する憲法の行きつく先は、対米従属の完全な固定化につながることは間違いないのです。

こうした異常事態にいかに立ち向かうか、です。

「大逆事件」で幸徳秋水らが処刑された 1911 年１月 24 日の８日後、（旧制）第一高等学校で演説した徳富蘆花は、弾圧を恐れず政府を堂々と批判しました。

諸君、幸徳（傳次郎＝秋水）君らは時の政府に謀反人と見なされて殺された。諸君、謀反を恐れてはならぬ。謀反人を恐れてはならぬ。自ら謀反人となるを恐れてはならぬ。新しいものは常に謀反である。

「身を殺して魂を殺すあたわざる者を恐るるなかれ。」肉体の死は何でもない。恐るべきは霊魂の死である。人が教えられたる信条のままに執着し、言わせらるるごとく言い、させらるるごとくふるまい、型から鋳出した人形のごとく形式的に生活の安を盗んで、一切の自立自信、自化自発を失う時、すなわちこれ霊魂の死である。

我らは生きねばならぬ。生きるために謀反しなければならぬ。（ちくま近代評論選「謀反論」から）

＊

現憲法は、1947 年５月３日に施行されました。当時の文部省は中学１年社会科の教科書として「あたらしい憲法のはなし」を発行しました。その最後にこう書いています。

憲法は、國の最高法規ですから、この憲法できめられてあることにあわないものは、法律でも、命令でも、なんでも、いっさい規則としての力がありません。これも憲法がはっきりきめています。

このように大事な憲法は、天皇陛下もこれをお守りになりますし、國務大臣も、國会の議員も、裁判官も、みなこれを守ってゆく義務があるのです。また、日本の國がほかの國ととりきめた約束（これを「條約」といいます）も、國と國とが交際してゆくについてできた規則（これを「國際法規」といいます）も、日本の國は、まごころから守ってゆくということを、憲法できめました。

「まごころから守っていく」――。何とも清々しい表現ではないでしょうか。今こそ、憲法の原点に立ち戻って、進むべき方向を探り出す時だと考えます。

本会は、2013 年１月に結成し、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める活動を継続しています。真相を知れば知るほど、国家権力犯罪がいかに残酷であり、さらにその痕跡を徹底して闇に葬り去る悪辣さに恐怖すら感じます。同時にすでにファシズムの道に入り込んでいるという現実を何とかしなければならないという思いに駆られます。

そんな現実と向き合うなかで、本冊子の発行を思い立ちました。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が国家権力犯罪である以上、多くの同種事件とともに、「国家権力犯罪に〝時効〟はない」との視点を再確認して、国家権力の悪辣さを告発し、謝罪させ、二度と繰り返させない世論と社会の確立を目指したいと考えます。

もとより本会に運動の中核を担う力量はありません。しかし、国家権力犯罪と闘っている諸団体・個人と連帯して、可能な行動に参加していく決意は持ち続けていきたいと考えます。

本冊子作成にあたっては、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件　総資料総目録」編集に続いて、全面的に協力していただいた大住広人さん、校正をお願いした林田英明さん、そして、資料問い合わせ等にご協力いただいたすべてのみなさまに心から感謝申し上げます。

（福島　清）

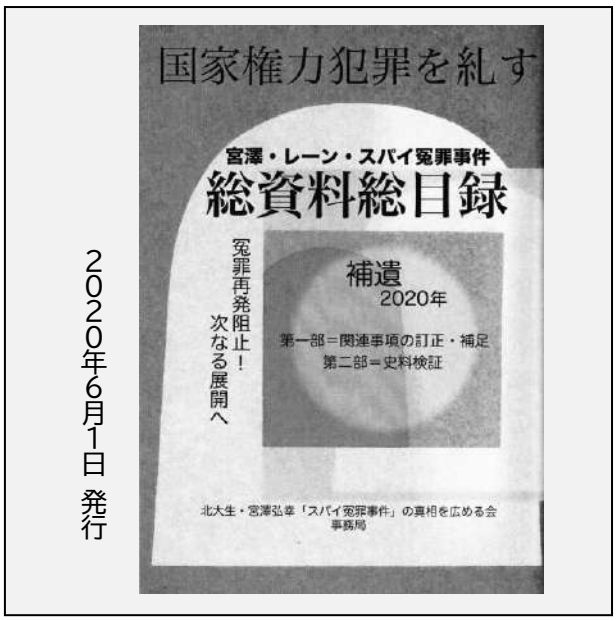

◆はじめに

『総資料総目録』を刊行して２年余、冤罪の被害者ポーリン・ローランド・システア・レーンの「手記」が見つかり、半ば埋もれていた英文記事の中に、「手記」に記された事実を裏づける記述のあることがわかった。

被害者自身による記録は、同じポーリンの上告趣意書に次ぐ発見であり、事件に寡黙とされてきたレーン夫妻の肉声として刮目される。

中身も濃く、検挙状況から留置場・拘置所での対応など、冤罪解明の空白部分を埋めると同時に、これまで事実と思われてきた「事実」に書き換えを迫る第一級の史料と言っていい。英文記事と合わせ、本件検証の新たな弾みとなる。

手記は、ポーリンの母校である Middlebury College の News Letter1947-01-01 に掲載された『Prison Life in Japan』で同校のホームページに収録されている。

表題のとおり、留置場・拘置所での状況に手記の大半が割かれているが、冒頭で、日米開戦の日 1941 年 12 月 8 日のレーン家に何が起こったかを克明に記しているのをはじめ、随所に史実にかかわる出来事が織り込まれている。

英文記事は、滞日経験もある記者 Katherine F.Berry が、日米交換船（第一次）でアメリカに送還されたレーン夫妻の双子の末娘から聞き取った一部始終を特集したもの。当時 11 歳だった姉妹を襲った苦難に寄り添い、踏み込んでの展開だが、その発端となる 12 月 8 日のレーン家に何が起き、姉妹の家族に何をもたらしたのかが姉妹の目を通し記録されている。

手記の執筆は、News Letter の日付から推して 1946 年の暮れ以前、検挙からは 5 年余で、戦後 1 年余の時点となる。記事の方は、当該部分だけが切抜かれた複写で、発行紙、発行日とも把握できていないが、記事の文脈から推して 1943 年 11 月末から 12 月、レーン夫妻が日米交換船（第二次）でアメリカに着く直前だったと思われる。

まだ戦争のさ中、レーン夫妻の検挙にかかる記事としては日米通じても、これがおそらく最初だったと思われる。

手記をみつけたのは、岩手県盛岡市在住の吉田栄一さん。日米交換船の船上でレーン姉妹と行き合うアメリカ人宣教師ギルバート・シュレーヤの動静を追っていて、『総資料総目録』の編纂でも数々の協力を得た、本会・会員でもある。

その後も、本件・英文記事を書いた Berry 記者について調べるなかで、ポーリンのアメリカでの経歴にいきつき、「手記」の発見につながった。

吉田さんは、「2018 年 7 月に札幌で開かれた宮澤・レーン事件を考える会主催の集会に招かれ、『レーン姉妹と岩手の宣教師一家』の題で講演しており、この折に、同会幹事と情報交換する中での探索で見つけた」といい、その経緯は「ポーリンさんの青年期／送還されても心は札幌に」と題し、同会発行の冊子『レーン夫妻を語り継ぐその３』に掲載されている。

ポーリン手記、Berry の英文記事の他にも、検証は地道に重ねられており、花伝社版『引き裂かれた青春』を含め、訂正、書き直しの必要な事項が蓄積されている。

本会、および『総資料総目録』が掲げる基本は「正確に伝えたい」であり、今回、手記および英文記事の検証を機に、『総資料総目録』を、より正確で完全なものへと期し、「補遺」の形で本冊子を刊行することにした。

国家権力犯罪に“時効”はない――を旨に、より広く、深く、鋭く検証願えればありがたい。手記と英文記事の検証は英文が主体となるので、巻末からの横組みで背中合わせに収録した。

なお、以下文中では、総資料総目録＝総総、花伝社版＝花伝、ポーリン手記＝手記、英文記事＝Ｂ記事、と略記する。　（文責は本会会員・大住広人）

◆目次

第一部　関連事項の訂正・補足
訂正・補足対象文献は以下の通り
『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』花伝社
2014 年 9 月 5 日刊
『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件　総資料総目録』

2018 年 1 月 29 日刊
『国家権力犯罪に〝時効〟はない』
2019 年 10 月 1 日刊
『総資料総目録』　訂正・補足
１、正確に伝えたい
◇12・8 一斉検挙
宮澤弘幸の早朝訪問はありえない
一斉ながら同時ではなかった
宮澤弘幸の検挙も午後か
レーン夫妻はお客さん？
犯意の立証がない裁判
◇逮捕と検挙
召喚状は携行し読み上げた
◇教師失職
始業直前に自宅待機を命じられた
家族の面倒は警察官がとりもった
◇北大への望郷
ポーリンは同志社の教師だった
システアは流感死だった
２、本件・冤罪解明への発端
３、全資料目録　訂正・追加
４、新聞・ＮＨＫ・団体機関紙誌等の報道目録　追加

『引き裂かれた青春』花伝社版　訂正・補足
『国家権力犯罪に〝時効〟はない』訂正・補足
◇　活動経過
◇「補遺」発行にあたって

第二部　史料検証（裏表紙から横組み）
Ⅰ　ポーリン手記（Prison Life in Japan）
Ⅱ　ベリー記事（レーン姉妹の証言）

はじめに

2020 年は、マッカーサー書簡（指令）を端緒とするレッド・パージ弾圧から 70 年の節目にあたると知った。宮澤・レーン夫妻スパイ冤罪事件の真相究明から「国家権力犯罪に〝時効〟はない」を掲げ、連帯を呼びかける中で「レッド・パージ反対全国連絡センター」の運動と行き合ったのがきっかけになる。

同センターは、60 周年、65 周年と節目ごとに再結集の取り組みを重ねると共に、戦後最大とされる人権侵害・被害者の名誉回復と国家賠償を求める運動の中心となっている。しかしながらその運動は転機にも直面している。同センターの資料によると現状は以下の通りになる。

全国で 3～4 万人と推定されるレッド・パージ被害者たちは、各地で裁判闘争、地労委・中労委闘争で闘ったが、2、3 の例を除き敗訴となった。最高裁は、1952 年 4 月 2 日、共同通信解雇に絡む仮処分申請・特別抗告で「（マッカーサー書簡には）すべての国家機関並びに国民に対する指示でもある」との、いわゆる超法規決定を下し、司法の場での救済請求は不可能となった。

だが、運動は粘り強く継続されている。レッド・パージ 50 周年の 2002 年 11 月 3 日、レッド・パージ反対組織の連絡組織として「レッド・パージ反対全国連絡センター」が結成された。一時、組織的困難に直面したが、2005 年 5 月 30 日、全国の被害者の期待と要望を受けて総会を開催して活動を再開し、現在にいたっている。

運動の骨格は、

▽レッド・パージによる被害者の名誉回復と国家賠償を求める請願運動

▽日本弁護士連合会と各地弁護士会に人権救済申立てを要請

――の２点。

後者は、2008 年に日弁連（日本弁護士連合会）が当時の麻生太郎首相に対して兵庫県の 3 人の被害者に対する人権救済勧告を出して以後、2015 年の安倍晋三首相宛まで、計 13 件の勧告を行っているが、いずれも無視されている。

国家権力は、レッド・パージ弾圧の過ちが明白であるにもかかわらず、今にいたるも被害者の要求に応えようとしない。弾圧被害者たちは、高齢化が進み、生命絶える日が近づいている。70 年にしてなお応えない国の破廉恥に怒りを覚えると同時に時間の切迫に思い締め付けられる。

この認識を基に、本稿では、新聞界（報道界）におけるレッド・パージに重心を置く。それは右「全国連絡センター」の運動の中に、新聞界での運動が影すらも見られないことに愕然とし、いまなお、新聞界には国家権力の非を糺そうとする意欲さえもが見られないことに、半生を新聞界で過ごした者として忸怩をおぼえたことによる。

少し調べてみて、すぐに余りの不甲斐なさを知らされる。弾圧が起きた 1950 年 7 月 28 日、最初の刃が新聞各社（通信・放送含む）に振り下ろされたにもかかわらず、各社そろって一片の抵抗もなく、まるで他所事のごとく、紙面の片隅にベタ記事を載せてやり過ごしている。

憲法第 14 条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 19 条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 21 条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第 27 条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

なかんずく、良心の自由は、戦争放棄と共に、日本国憲法の眞髄中の眞髄といっていい。

さらに忸怩は、新聞経営者が唯々諾々と伏したのみならず、この窮地のためにこそ結成したはずの労働組合（新聞・通信・放送）が、ごく一部を除いて、軒並み世紀の弾圧を先を競うかのように容認し、仲間である被害者を切り捨てた。

さらにさらに、労使共々70 年を経てなお正面から向き合っての総括すらしていない。これは到底やり過ごせることではない。新聞界ではいったい何が、どうして、なにゆえに、この無様に至ったのか、その経過すらが埋め込まれたままにある。

先の連絡センターでは、5 年前の 2015 年には「語りつごう　戦後最大の人権侵害　レッド・パージ　昔の話ではありません」を統一スローガンに「レッド・パージ 65 周年のつどい」を成功させた。同センターに結集する各団体では、引き続き 3～4 万人といわれる被害者の意を体し、取り組みを重ねている。

おりから、被害者である先輩・嶌信正（当時、毎日新聞政治部記者）の著書と裁判陳述書が見つかった。同・三上正良（同）の追悼集が手に入った。同・土井正興（同・販売部員）の自伝風著作も現れた。小林登美枝（同・毎日グラフ）にはわずかながら毎日新聞の社史『「毎日」の３世紀』に記述があり、本人による著作、寄稿、断章等が出てきた。いずれも故人となって年月を経ているが、遺された史料は当時のままに無念を訴えている。

さらに、毎日新聞労使以外では、朝日新聞における部厚の「証言録」など、気合を入れて記録に努めた著作が多々あることも分かった。ただこれら論考も個別企業あるいは組織の枠にとどまったものが多く、新聞界全体を視野にレッド・パージの核心に迫った文献となると、いま一つの観いなめない。

本稿では、この視座に立ち、まず毎日新聞を対象に切り込むことにした。本稿に関わる有志が、かつて毎日新聞労働組合に所属していた縁から、ある程度の自信と責任をもって踏み込めると思い込んだことによる。そこで毎日に関しては残存する資料の全てを集めきり、さらには、新聞界にかかる資料を集められるだけ集め、「総資料総目録」を担えるよう努めた。

おそらくは、大事を収め切れていないとのうらみ残るが、有志の平均年齢は 80 を超えており、完全を期してなお時日を重ねるよりは、きっかけを切り開く思いを大事とした。

弁明になるが、本来は、全ての資料を原典まで確かめたうえで紹介すべきところ、孫引きにとどまったものが多い。これも右と同じ趣旨からで、これらには孫引きであると明示した。また記述にあたっては、事態の流れを第一義とし、背景説明や周辺説明によって滞るのを避け、その分【注】を多用した。

編纂作業の主体は、「北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件の真相を広める会」の事務局が担い、併せて自由な場での議論も重ね、その成果も収録した。本稿が契機となって、さらなる発掘、検証が進み、戦後最大の良心侵害、人権侵害を解決し、事件を総括する一端となって寄与するよう念じてやまない。

【注】

・嶌信正の著書＝『自処超然』。副題に「一生貫いた反骨・反逆精神」とある。自伝風の随想から戦時中に書いた記事、資料、そして書下ろしからなる。1996 年 2 月 1 日、嶌ネットワーク刊。

・三上正良追悼集＝『信念のジャーナリスト　三上正良』。友人、知人ら 37 人の追想、追悼文のほか、三上自身が書き遺した断章も収録。1994 年 12 月 1 日発行。編集刊行は三上正良記念会。

・土井正興の著書＝『生きること学ぶこと』。専修大学教授当時の受講学生ら後進にむけ、自身を教材として書き出したものだが、自伝風の著作となった。1980 年４月発行。三省堂刊・三省堂選書。

・小林登美枝の記録＝本人の著作等のほか。『「毎日」の３世紀』下巻、遺族編纂の『21 世紀へつなぐ言葉』、没後 10 年のつどいを記録した「『平塚らいてうの会紀要』第７号など。旧姓・鷲沼での表記も。

・朝日新聞証言録＝『1950 年 7 月 28 日　朝日新聞社のレッドパージ証言録』。朝日新聞社レッドパージ証言録刊行委員会編。解雇された被害者はじめ 66 編の「証言」からなる。1981 年 7 月、晩聲社刊。

◆目次

「レッド・パージ」の定義

第一部　追放の事実

〇発端／〇7 月 28 日の新聞社／〇7 月 28 日の前夜／〇7 月 28 日の４日前／〇7 月 28 日の２カ月前／〇新聞協会が下請け全国行脚／〇語るに落ちた内幕

第二部　追放の被害者

第一章　追放された人間像

〇嶌信正／〇三上正良／〇土井正興／〇小林登美枝

第二章　被害者の反撃

〇言論弾圧反対同盟／〇裁判所へ、仮処分申請／〇嶌信正陳述書

第三章　権力に加担した労働組合

〇7.28 に至る背景／〇7.28 の労働組合／〇毎日労組に見る労働組合の本音／〇読売新聞の場合／〇新聞労連の初仕事／〇朝日新聞の場合／〇共同通信の場合／〇共産党の無為無策

第四章　一歩、そして一歩

〇法による究明／〇解雇後の嶌信正／〇解雇後の三上正良／〇解雇後の土井正興／〇解雇後の小林登美枝

第三部　論点提起

第一点　いつ始まり、いつ終わったか／第二点　仕掛けたのは何処の誰か／第三点　新聞は何を書き、何を書かなかったのか――新聞と新聞記者の責任／第四点　連帯

第四部　全体の到達点と人権救済活動

〇埋もれた被害者／〇全国連絡センターに結集　鈴木章治／〇到達点と人権救済活動＝①名誉回復・補償の必要性と意義を問う―明神勲②運動のさらなる到達点をめざして―明神勲③損害賠償訴訟と今後の展望―松山秀樹

意見・感想・問題提起

荻野富士夫／藤森研／嶌信彦／天野勝文／関千枝子／今西光男／高尾義彦／山野井孝有／戸塚章介／田村徳章／藤田修二／丸山重威／林田英明／明珍美紀／東海林智／明神勲／根岸正和／水久保文明

あとがき

いまなぜレッド・パージなのか　福島清

関連資料編

▽毎日新聞労使の記録

機関紙『われら』第 52 号／言反同・毎日班冊子／嶌陳述書／毎労10年史／牧野所感／毎労20年史／毎日100年史／三上論考／毎日池田記事／毎労 50 年史／毎日の 3 世紀／経営幹部一覧

▽関連・当事者の記録

新聞協会 10 年史／新聞労連 10 年史／新聞労連史／続・新聞労連史／長谷部手記／知識人の会声明／9・4 朝日社説／同社説への言反同の反論／他

▽占領軍・ＧＨＱ文書

ポツダム宣言／初期対日方針／プレスコード／マッカーサー声明・書簡（5・3 声明、6・6、6・7、6・26、7・18 書簡）／ＧＨＱ反共計画／ネピア・メモ１、２、３／最高裁解釈指示

▽法・公文書

治安維持法／9・5 閣議決定／9・12 閣議了解／9・11 各省事務次官通達／労働省通達

◆あとがき　いまなぜレッド・パージなのか

一人の前途ある大学生をスパイに仕立て上げ、周囲に恐怖感を抱かせたのが「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」であった。これに引き比べレッド・パージは、ＧＨＱ・日本政府・企業経営者が一体となって、憲法を破壊し、社会全体を一気に反共へと捻じ曲げる国家権力による大弾圧であった。

「スパイ冤罪事件」にかかる取組みを通じて、我々は「国家権力犯罪に“時効”はない」との視座に到達した。その上に立って、国家権力犯罪を告発し、真相を次代に伝えると同時に、二度と繰り返させない世論を形成する運動の構築・継続・発展を期さなければならないと考えた。こう考えた時、強く広く連帯すべき運動が、ねばり強く展開されていることを知った。

「レッド・バージ反対全国連絡会」をはじめ「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」「日本国民救援会」、空襲などの民間戦争被害者の救済を求める「全国空襲被害者連絡協議会」、さらには軍国日本による中国侵略戦争の加害責任を問う「重慶大爆撃の被害者と連帯する会」、「安倍靖国参拝違憲訴訟の会」等々である。

【幸徳秋水の警鐘が今に】

目を歴史と世界に広げてみた。最大の国家権力犯罪は「戦争」である。この戦争狂奔勢力に対する闘いもまた脈々と継続している。

国家による犯罪である「大逆事件」（1910年）で、処刑された幸徳秋水は、1904年1月17日付『平民新聞』でこう訴えた。

吾人は飽まで戦争を否認す／之を道徳に見て恐る可きの罪悪也／之を政治に見て恐る可きの害悪也／之を経済に見て恐る可きの損失也／社会の正義は之が為めに破壊され／萬人の利益は之が為めに蹂躙せらる／吾人は飽まで戦争を否認し／之が防止を絶叫せざる可らず

戦後、アメリカの原爆投下責任を糺す「東京原爆裁判」があった。1955 年 4 月、広島の下田隆一さんら 3 人が、東京地裁に国による損害賠償と「アメリカによる原爆投下は国際法違反」だとする認定を求めて訴訟を起こした。だが周囲の目は冷たく、非協力的で、初志を貫いたのは、岡本尚一弁護士と若手の松井康浩弁護士だけだった。東京地裁は、8 年後の 1963 年 12 月、損害賠償請求は棄却したものの、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」ことを認めた。この判決は確定している。

1968年の国際連合第23回総会は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効非適用に関する条約」を採択している（日本政府は棄権）

こうした運動の上に、広島・長崎原爆被害者たちをはじめ、国際的に広がった運動の成果として、2017 年 7 月 7 日、国連会議は「核兵器禁止条約」を採択し、3 年後の 2020 年には批准国が 50 カ国に達し、2021 年 1 月に発効する（日本政府は無視）。

以上のように、戦争に反対し世界平和を目指す文字通り正義の運動が毅然と存在・継続している反面、歴史の教訓をあざ笑う安倍・菅政権にみられる憲法敵視、民主主義否定の反動・暴走政治が現出している。さらにそれを補完する言動が跋扈している。韓国併合、中国侵略を正当化し、南京大虐殺などを否定し、植村隆・元朝日新聞記者の韓国従軍慰安婦報道を「捏造」と攻撃する等々の「歴史改竄主義」の言動である。歴史の真実を究め、それに基づいた道理ある批判が急務となっている。

【日米安保条約・日米地位協定を問い直せ】

直ぐにも手をつけるべき課題に、日米安全保障条約第６条に基づく「日米地位協定」がある。同協定第25条による「日米合同委員会」は最悪の「対米従属固定化機関」だ。日本側は外務省の北米局長を代表とする法務、農水、防衛、外務、財務の各省官僚が6人。一方のアメリカは代表代理の在日アメリカ大使館公使以外の6人は、代表の在日米軍司令部副司令官以下、全員が軍人だ。二国間条約に基づく正規の外交交渉機関であるにも関わらず、アメリカ側が軍人であるということは、日本がいまなお米軍による「占領下」にあることを示しているといっていい。

協議事項は、基地の提供、土地収用、滑走路など各種施設の建設、米軍機に関する航空管制、訓練飛行や騒音問題、米軍が使う電波の周波数、米軍関係者の犯罪の捜査や裁判権、基地の環境汚染、基地の日本人従業員の雇用など多岐にわたっている。米軍優位の日米地位協定を土台に提供する以上、運用面でもほとんどの場合、アメリカ側の要求が通り、米軍に有利な「合意」が結ばれている。

日米合同委員会の「合意」については、その要旨のごく一部が外務省、防衛省ホームページで公開されているが、議事録や合意文書は原則非公開で、国会にも公開されない。そのブラックボックスの中で、「民事裁判権密約」「秘密基地密約」「航空管制・米軍機優先密約」など数々の密約が交わされている。これらは日本の主権を侵害し日本の憲法体系を無視し、事実上の治外法権を認めている。

さらに問題は、この問題が公式の論題に上がらないことだ。問題のありかと全容は既に吉田敏浩氏らの告発によって明らかであるにもかかわらず、権限と責任を持つ当事者たちは言を左右にして避け、国会をはじめ論議し提起すべき機関、機能の腰も重い。この壁は何なのか。口火から 70 年にして、なお総括しないレッド・パージと通底する澱があるようにも思えてくる。

しかも、日米安保条約が講和条約締結と引換えに、そのどさくさにねじ込まれたものであることは、いまは周知となっている。そして、その講和は、レッド・パージによって日本の新聞と世論を無口に落し込み、その地均しの上にたって導入されている。つまり、地位協定をはじめ、講和を前後して起き、かつ今に続く講和後日本の諸問題はレッド・パージと関わって起きている。少なくとも、レッド・パージは、アメリカの日本「占領」を固定化する出発点になっている。いまなぜレッド・パージなのか、の所以である。

そして 2020 年――。

保阪正康氏は、「日本学術会議への人事介入は『レッドパージ』の再来である」（「サンデー毎日」2020 年 10 月 25 日号）と断じ次のように書いている。

今回の（日本学術会議新会員任命を拒否された）６人は思想がどうこうといった問題ではなく、「反政府的言動」を共産党と見立ててのレッド・パージと考えると、まさに「アカデミック・パージ」の第１波ということになるであろう。

このように政府の気にいらない人物を追放する時には必ず一定の法則がある、どういう法則か。

〈まず必ずターゲットを決めて、その人物を追放するように扇動する学者、研究者がいる。彼らは悪口雑言を浴びせるのが役目だ。やがて呼応する右翼勢力がそれに加わる。そして議会の国家主義的議員がそれを口汚く罵り出す。かつての時代はこれに軍部が支援の姿勢を露わにして、暴力的な威圧をかける。その揚げ句に行政がその人物を教壇から、あるいは学校や研究機関から追い出す具体的処分を行う〉

この法則を簡単にいえば、「扇動者―攻撃者―威圧者―権力者」という流れで見ることができる。

確かに権力者は見えてきた。しかし「扇動者」「攻撃者」「威圧者」はまだ見えてこない。これまでの順序とは異なるのかもしれない。あるいは逆に、権力者から扇動者に向けて流れがつくられつつあるのかも知れない。

また、当事者の一人、加藤陽子・東大教授は「日本外国特派員協会での記者会見へのメッセージ」（2020 年 10 月 23 日）で次のように指摘している。

今回の件で留意すべきなのは、拒否された 6 人全員が、学術会議第一部（人文・社会科学） の会員候補だったことです。1995 年に制定された科学技術基本法が今年、25 年ぶりに改定され、「科学技術・イノベーション基本法」となり、改正前は対象外だった「人文・社会科学」も法の対象に含まれました。

新法の下では、人文、社会科学も「資金を得る引き換えに政府の政策的な介入」を受ける事態が生まれます。

日本の科学力の低下、データ囲い込み競争の激化、気候変動を受け、「人文・社会科学の知も融合した総合知」を掲げざるをえない緊急事態にあり、その領域の学術会議会員に対して、政府側の意向に従順でない人々をあらかじめ切るという事態が進行したのだと思います。

国民からの負託がない官僚による科学への統制と支配は、国民の幸福を増進する道ではありません。私は学問の自律的な成長・発展こそ日本の文化と科学の発展をもたらすと信じています。

【恥ずべき政権の承継】

レッド・パージから 70 年、安保闘争から 60 年を経たいま、外務省の「2019 年度外交に関する国内世論調査」結果によれば、日米安保体制を「評価する」が 68.9%、「評価しない」が 27.5%となっている。対米従属の根底にある「日米安保条約反対」は世論となっていない。

ポツダム宣言に基いて米軍の日本からの全面撤退を断固要求するのではなく、沖縄辺野古に米軍基地を建設してアメリカに提供するという全く倒錯した恥ずべき姿勢の政府が継続している。また沖縄県民が一貫して辺野古米軍基地建設反対をはじめ、米軍基地縮小・撤去を求めているにも関わらず、横須賀、佐世保、三沢など巨大な米軍基地周辺では、その存在を問う闘いは目立たない。残念ながら日本国民は、「米軍占領」に馴らされてしまっている。

【大変な忘れ物】

本冊子発行の動機と、表題に「毎日新聞を手始めに」とした理由は「はじめに」に記した通りである。最後に企画・発行に加わった一人として個人的な思いを記しておきたい。

高卒で国電・有楽町駅前の毎日新聞東京本社に印刷局養成員として入社した1957年はレッド・パージの７年後だった。配属された活版部には、私の出生（1938年）前に入社した人、徴兵で中国戦線に動員されて復員した人などがいた。午前0時を過ぎて、最終版降版の頃になると雑談に花が咲く。

そんな時、活版でパージされた6人を知る先輩は、小声で「あの時は酷かった。玄関から追い出したんだから」と言っていた。その後、1961年から毎日労組青年部委員になった。当時の新聞産業は東京五輪を前にして過当競争が激化していた。「増ページの印刷、増版の活版」で、版数が増えると活版の仕事は多忙を極めた。

だがそんな時、労協に基づく組合活動招請状を持っていくと露骨に嫌な顔をする職制がいる一方、「すぐに行け」と仕事をはずしてくれる職制がいた。今になって思うと、その先輩はレッド・パージ時に問答無用で職場を追い出された仲間を見ていたのに、何もできなかった悔しい思いがあったのではないかと想像する。

そんな体験もあって、レッド・パージを知るほどに、毎日新聞労組ＯＢの一人としても大変な忘れ物をしたのではないかという思いが募った。なぜ東京本社でパージされた31人の中に活版から6人もいたのか。『新聞労働運動の歴史』（1980年新聞労連刊）によれば、活版工・印刷工の組織化は1880年代から始まり、90年には「活版工同志会」を結成したが、失敗した。しかし日清戦争後の社会運動高揚の中で、1897年には活版労働者出身の片山潜が「労働組合期成会」を結成した。これに対して明治政権は、「治安警察法」（1900年制定）のち「治安維持法」（1925年制定）と振り回し、労働運動は絶えず時の政権による弾圧の対象とされた。活版工が6人もパージされた背景に、活版労働者たちの先駆的な闘いがあったこと、決して無縁ではないと今にして思う。

毎日新聞から追われた49人のうち、消息を追えたのは４人だけだった。この４人の毅然とした生き方に頭下がる。同時に、他の45人をはじめ、新聞・通信・放送と、全産業の数万人に上るレッド・パージ被害者たちの無念と困難を極めたその後を思う時、「国家権力犯罪に〝時効〟はない」ことを再確認し、心に刻みたい。

＊

本書の執筆は、『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』をはじめ「真相を広める会」刊行冊子のほとんどと同様に大住広人が担当しました。資料提供と制作にご協力いただいたみなさま、「意見・感想・問題提起」に寄稿いただいたみなさまに、心から感謝します。

（事務局を代表して　福島　清）

◆はじめに――「冤罪・松川事件」再考

きっかけは、倉嶋康さんのフェイスブック連載「記者クラブ」でした。中でも 2020 年 10 月 12 日から 2021 年 6 月 28 日まで、計 124 回にわたった「松川事件」に引き付けられました。なぜ、松川事件なのか。倉嶋さん自身は、こう書いています。

「私はこのシリーズ（記者クラブ）を書こうと思い立った時、松川事件の話は触れないつもりでした。（略）しかし、記者クラブの話を通して描きたいのが、行政も民間も巧みにメディアを利用するという内容なので、どうしても避けては通れないのがこの松川事件なのです。自慢話と思わないで下さい」

自慢話と思われるのが嫌だったようです。倉嶋さんが、松川裁判を大逆転させた「諏訪メモ」の存在を世に伝えた特ダネ記者であることは知っていました。倉嶋さんの在職した当時の毎日新聞では大概のひとが知っていました。しかし、自慢話を聞いたひとはおりません。自慢どころか取材の経緯を知る者さえほとんどいませんでした。

敗戦後の 1949 年夏、下山事件、三鷹事件、松川事件と国鉄を現場とする事件が立て続けに起きました。いずれも表では共産党など反政府勢力による関与が喧伝され、裏ではアメリカ占領軍による謀略が噂されました。中で、松川事件は 20 人に及ぶ大量逮捕に発展、多くが共産党員でもあったことから、共産党による謀略の典型として世に浸透していくことになります。

これを逆転させたのが「諏訪メモ」です。威力は絶大

でした。松川裁判は治安権力による虚構だったのです。倉嶋さんは、捜査の核にいた刑事の一人から、それまで酒席を一緒にしたり仲良しだったのに、「お前はアカか」となじられました。そんな逸話をはじめ、当時の捜査環境や世情が克明に、時に熱く、時に淡々と、また軽妙な筆致も交え、読んでいて、飽くことありませんでした。

冤罪は「無実の罪、ぬれぎぬ」（広辞苑）です。ですが、長い人間社会の歴史の中で、国家権力による冤罪事件は今なお繰り返されています。1941 年 12 月 8 日、北海道帝国大学の学生・宮澤弘幸らが、軍機保護法違反のスパイとして特高に一斉検挙されました。この事件を知った私たちは、2013 年 1 月、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」を結成、以来、本件だけでなく、国家権力による冤罪阻止に視野を広げ、活動を展開しています。

倉嶋さんは「親父から自慢話はするな、と言われてました」と言っています。それにも増して、「諏訪メモ」の重さが口を重くしていたのだと思われます。裁判をひっくり返しただけでなく、４人の無実が死の淵（死刑）から生還したのです。それも最高裁での有罪確定が必至とされた瀬戸際での新証拠でした。

重しを解くには時間が必要です。今年（2021 年）88 歳となった倉嶋さんにそのときがきたのでしょう。あったことをあったままに世に伝え後世に遺す。これは大事なことです。この共感をさらに広く多くのひとに伝えたい。そう思わせてくれました。そして、その思いを伝え、快諾をいただいた次第です。

同時に、「スパイ冤罪事件」（宮澤・レーン・スパイ冤罪事件）の真相を究明した視点から「裁判・松川事件」を検証しておきたいと思いたちました。共通項がいくつかあり、二度と国家権力による冤罪を起こさせない運動の一石になる、そう思えたからです。

すると、同じ場面ながら違う視野も開けてきました。捏造の一翼をになった検察・司法にも、逆転を支える良心が厳としてあったことです。「諏訪メモ」がいわば触媒となって、重要な局面、局面で発揮されていました。その大本が新聞記者・倉嶋さんの働きですが、一つ欠けてもあわやの良心の連鎖と知れました。

この一連を取りまとめたのが、「第二部・冤罪の構図」です。本会では宮澤・レーン事件で『引き裂かれた青春』（花伝社刊）及び『総資料総目録』を刊行、昨年（2020 年）はその延長で『検証　良心の自由　レッド・パージ 70 年』を刊行、そして今回と位置づけております。さまざまな場面でさまざまに活動する多くのみなさんとの連帯になればと、願ってやみません。

最後に大事は、「実在・松川事件」は発生 72 年にして未解決なことです。「冤罪・松川事件」は裁判によって正道に戻り解決しましたが、事件の犠牲者の無念は晴らされておりません。いま、戦後 76 年にして風化の懸念が課題となっています。ここでは新聞のありようも問われています。

飽くなき好奇心と良心を以て真実解明に日々を尽くした倉嶋さんの昔語りを糧に、その系譜が豊かに継承されることを願って本冊子の刊行となりました。倉嶋さんに感謝し、刊行に関わった本会事務局として、一端を紹介させていただきました。意を汲んでいただければ何よりです。

◆目次

第一部　倉嶋康・毎日新聞記者の見た松川事件と「諏訪メモ」
第二部　冤罪の構図―宮澤・レーン・スパイ冤罪事件と松川事件
年表

◆あとがき

列車を転覆させた「実在・松川事件」の真犯人は依然として不明です。しかし自然現象によって起きた事件ではなく、意図して実行されたとしか考えられない以上、真犯人がいるはずです。その追及は決してあきらめてはならないと考えます。一方、「冤罪・松川事件」は、10 数年にわたる裁判と、広津和郎さんをはじめとする広範な人々の「真実」を求める運動と、「諏訪メモ」が決定的証拠となって、この事件が冤罪であることが立証され、犯人とされた国鉄と東芝の労働者 20 人の無罪が確定しました。「冤罪・松川事件」は、完全勝利したのです。

ところで、事件発生翌日の 1949 年 8 月 18 日、まだ何の捜査も始まっていない時点で、「三鷹事件をはじめその他の各種事件と思想的底流は同じ」との談話を公式に発表した増田甲子七官房長官の発言内容は取り消しも謝罪もされていません。

さらなる大問題は「第二部・冤罪の構図」で指摘している田中耕太郎最高裁長官の言動です。松川事件被告に対する救援運動が盛り上がった1955年5月､同長官は｢外部の雑音に迷うな」と裁判官会合で訓示しました。そして仙台高裁への差戻し判決については多数意見7人に対して､5人の反対裁判官の一人として､｢『諏訪メモ』があったとしても、佐藤一被告の実行行為は動かない」などと有罪を主張したのです。

これだけではありません。田中長官は､｢アメリカ軍の日本駐留は憲法違反」の判決を下した東京地裁「伊達判決」を完全に覆す最高裁判決を主導したのです。周知のように、砂川基地拡張反対闘争の中で、米軍基地内に入ったのは刑事特別法違反として､7人の労働者・学生が起訴された「砂川裁判」で、東京地裁・伊達秋雄裁判長は、1959年3月20日｢米軍の駐留は違憲､刑事特別法は無効、従って7人は無罪」の画期的な判決を下しました。

この伊達判決に対して国は、二審の高裁を飛ばして最高裁に上告しました。最高裁は1959年12月16日「米軍の駐留は違憲ではない。高度の政治性を有する日米安保条約は、一見極めて明白に違憲無効と認められない限りは裁判所の司法審査権の範囲外」として伊達判決を完全否定したのです。

「砂川裁判」最高裁判決はその後、米軍機の騒音被害、米軍用地の強制使用などの基地被害をめぐる裁判で、米軍優先・軍事優先を正当化する判決の根拠とされているのです。さらに2015年、安倍政権はこの最高裁判決を曲解して、集団的自衛権行使正当化の理由としたのです。

では、なぜこんな最高裁判決が出されたのでしょうか。「日米安保と砂川判決の黒い霧―最高裁長官の情報漏洩を訴える国賠訴訟」(吉田敏浩著、2020年10月10日彩流社刊）は、1960年の安保改定交渉を前に､｢米軍駐留は違憲」判決に危機感を抱いたマッカーサー大使と藤山愛一郎外相らと田中長官らが密約を交わしたこと、それが2003年に解禁されたアメリカ政府解禁秘密文書に明確に書かれていることを指摘しています。

つまり田中最高裁長官は、アメリカ政府の手先だったのです。

これを知った前川喜平・元文部科学事務次官は、2019年5月5日の『東京新聞』コラムで次のように書いています。｢田中耕太郎という人物は僕にとって無条件に尊敬の対象だった。(略）ところが10年ほど前から順次機密解除となったアメリカの公文書から思いもよらぬことが判明した。米軍を駐留させる政府の行為を違憲とした砂川事件の一審伊達判決を覆す判決を最高裁が出す前に、長官だった田中は政治的配慮からアメリカに裁判情報を伝えていたのだ。司法の独立を自ら害する行為である。(略）田中耕太郎に対する僕の尊敬の念は、この数年で見事にしぼんでしまったのだ」

＊

1910年の大逆事件（幸徳秋水事件）以降、天皇制絶対権力の下、統帥権なるものを手にした軍部が政府の上にたち、1925年に成立させた治安維持法を弾圧の武器として、国民を侵略戦争に駆り立てました。1945年の敗戦と平和憲法制定は、そうした流れを根底から変える歴史の節目になるはずでした。しかし現実はそうは進みません。

2012年暮れには、戦後の歴史を名実ともに書き換えることを狙う安倍晋三政権が登場しました。これに危機感を抱いて2013年1月に結成した「真相を広める会」は、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を通じて、国家権力犯罪の残酷さを知りました。そして戦後最大の人権侵害事件であり冤罪である「レッド・パージ」について検証しました。そして倉嶋康さんのフェイスブックを通じて「冤罪・松川事件」を再考してみました。この視点から考える時、安倍・菅政権の「問答無用」悪政の徹底総括に背を向けたまま登場した岸田政権の下では、「冤罪事件」が再び引き起こされる危険性が継続しています。

国有地払い下げに関する公文書改ざんを強要され、自殺に追い込まれた赤木俊夫さんをはじめ､｢森友」｢加計」「さくら」等々の不正を担わされた人々、内閣に生死を握られた官僚、隠れ蓑にされている各種の審議会に集められた人々の言動を見ると、国家権力による形を変えた「冤罪被害者」ではないかと思うのです。国会で無様な答弁を強要された官僚たちは、その職を追われ、今どうしているでしょうか。

「冤罪事件」を繰り返させてはならないと思います。

＊

今年の12月8日は､宮澤弘幸らが特高に｢軍機保護法」違反容疑で一斉検挙されてから80年になります。新宿・常圓寺に墓参して追悼するとともに､国家権力による｢冤罪事件」を許さぬ運動の一端を担い続けたいと思います。

＊

「冤罪・松川事件」の「諏訪メモ」発見と、新聞記者人生の意義を伝えていただいた倉嶋康さんに感謝します。そして、いつものように徹底調査と分析で「第二部・冤罪の構図」をまとめていただいた大住広人さんにお礼申し上げます。

（事務局を代表して　福島　清）

2022年2月22日 発行

◆目次

はじめに
① 1941 年 12 月 8 日
② 北大「スパイ冤罪事件」の被害者
③ 心の会（ソシエテ・ドュ・クール）があった
④ 全国一斉検挙
記録に残る国家権力の立ち位置
札幌市内図／北大平面図／司法エリア図
⑤ 軍機保護法とは？
⑥ 連携弾圧法
⑦ 捏造された罪
⑧ 捏造された罰
⑨ なぜ有罪に、なぜ重刑に？
⑩ 暗黒裁判
根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠
⑪ 冤罪の加害者は国家権力
⑫ 北海道帝国大学の対応
⑬ 北海道大学の戦後対応
悼めば 無念
北大生・宮澤弘幸の名誉回復と顕彰
⑭ 再審請求
⑮ 人と文献
⑯ 基幹年表
⑰ “戦争への道”を許してはならない
『引き裂かれた青春』（花伝社刊）索引
既刊書籍の訂正

◆あとがき

憲法改悪・国民弾圧 戦争への道を許すな！

2022 年は、太平洋戦争開戦・宮澤弘幸ら一斉検挙から 81 年目を迎え、さらに敗戦からは 77 年目、宮澤弘幸の没後・新憲法施行・松川事件からは 76 年目、サンフランシスコ条約＝日米安保条約締結からは 70 年目、沖縄返還・日中国交正常化からは 50 年目と、さまざまな節目を迎えます。「〇〇から〇〇年目」と歴史上の出来事を踏まえ、事の経過と現在を知り、先行きを考えることは大切なことだと考えます。

その視点から、開戦・敗戦を経て制定された「平和憲法」の理想に思い及ばすと、先行き明るくはありません。「サ条約＝日米安保」と「沖縄返還」後の現在、そして「新自由主義」の下で圧迫される国民生活を考えると、憲法の理想に向かうよりも、「今だけ金だけ自分だけ」の風潮が強まり、軍部独裁の戦争回帰に向かっていると思え、落差に愕然とします。ですが、だからこそ、どう立ち向かうかを考えるべき時です。

＊

安倍第２次内閣が発足した直後の 2013 年 1 月 29 日に結成した本会は、宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件の真相を究める活動を通じて視野を広げてきました。昨年は戦後最大の人権侵害である「レッド・パージ」を再検証し、植村隆・元朝日新聞記者への「捏造」攻撃では法廷運動を通じ、問答の通じない「言論」の存在に直面しながらも、現状打開への連帯を深めてきました。

この間、冊子「国家権力犯罪に“時効”はない」（2010 年 10 月）、同「検証 良心の自由 レッド・パージ 70 年 新聞の罪と居直り―毎日新聞を手始めに」（2020 年 12 月）、同「冤罪の構図 松川事件と『諏訪メモ』倉嶋康・毎日新聞記者の回顧から」（2021 年 11 月）の連続刊行はその成果の一つであり、逆行に警鐘を鳴らす活動に取り組んできています。

今回刊行の冊子は、こうした運動体験の延長線上に立って、本会活動の軸である宮澤・レーン・スパイ冤罪事件と改めて向き合い、連帯を呼びかけ、現状打開の一助にとの思いから編んだものです。後半に現代の戦争法、中でも施行前の「土地利用規制法」を取り上げたのは、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が過去を語る歴史ではなく、現代の脅威に即かかわっていることを実感する思いからです。

この意味合いからも、「平和憲法」を否定し、「土地利用規制法」を問答無用で施行して、新たな国家権力による冤罪事件を引き起こしかねない現実に立ち向かうため

に、以下の問題点を提起して「あとがき」に代えたいと思います。

第１は、「平和憲法」改悪を阻止する課題です。安倍晋三元首相は、2012 年の自民党総裁当時「みっともない憲法ですよ、はっきり言って。それは、日本人が作ったんじゃないですからね」（2012 年 12 月のネット番組発言―朝日新聞記事）と言い、首相就任後も、憲法第 99 条（公務員の憲法尊重擁護義務）を完全に無視しています。この安倍政権の官房長官で後継の菅義偉前首相は、翁長雄志沖縄知事が、沖縄の苦難の歴史と基地被害を渾身の思いで訴えたのに対して「戦後生まれなので、沖縄の歴史はなかなかわからない」と答えています（2020.11.29 サンデー毎日記事）。

そして 2021 年総選挙では自民党が衆議院での絶対安定多数を占め、連立公明党と改憲志向の国民、維新勢力を加えると、憲法改正発議の可能な状況になりました。憲法改正自体は否定しません。現憲法を守る努力をした結果、明らかに改正すべき点が出てきたのであれば改正するのは当然です。しかし安倍元首相には守る努力をした形跡はありません。ただ罵倒して「改正」を言い募るだけです。

自民党は 2012 年 4 月に憲法改正草案を発表しましたが、９条改悪への反発が強いことから、2018 年 3 月、「自衛隊明記」「緊急事態条項創設」「参院選の合区解消」「教育無償化」の「改憲 4 項目」にまぶしました。岸田文雄現首相もこれを実行すると明言しています。

「平和憲法」は、第９条だけではありません。基本的人権、地方自治など国民一人ひとりの生活と権利を擁護、発展させることを政府に明確に義務づけています。ところが「新自由主義政策」によって、派遣労働者・非正規労働者が労働者全体の 3 分の 1 以上となり、新宿の「年越し相談村」には、昨年を上回る相談者が駆けつけるなど、人間として生きる権利すら否定されている現状を容認しているのです。憲法９条に基づく平和と、基本的人権を守らせる闘いを断固として展開するべきです。

第２は、日米安全保障条約についてです。現在、自公与党をはじめ野党の大半も含め、安保体制を支持しています。それでよいのかという問題です。

日米安保条約第 6 条の下に日米地位協定があります。この協定は日本における米軍の特権を認めたものです。日弁連は 2014 年 10 月に「日米地位協定の改定を求めて――日弁連からの提言」を発表しています。①施設・区域の提供と返還②米軍等に対する日本法令の適用と基地管理権③環境の保全・回復等の問題④船舶・航空機等の出入・移動⑤航空交通⑥刑事責任⑦民事責任――と、いずれも重要喫緊の課題です。全国知事会は、日米地位協定の抜本的な見直しを全員一致で決定し 2018 年８月 14 日、日米両政府に提言しています。しかし歴代政権は、地位協定の見直しを否定し、運用での改善を求めていくとの姿勢で終始しています。

ところが、運用の改善がなされたことはありません。なぜでしょうか。それは日米地位協定第 25 条にもとづく「日米合同委員会」が真相を闇に閉じ込め、一切を明らかにしないブラックボックスになっているからです。

日米合同員会とは何でしょうか。ジャーナリスト・吉田敏浩さんの『「日米合同委員会」の研究――謎の権力構造の正体に迫る』（2016 年、創元社刊）は、日米安保条約とその下にある日米地位協定の運用のすべてをアメリカ側が握り、しかもその内容は原則非公開とされていることを徹底分析しています。

合同委の日本側代表は、外務省北米局長で、代表代理は法務省大臣官房長、農林水産省経営局長、防衛省地方協力局長、外務省北米局参事官、財務省大臣官房参事官の６人。アメリカ側は、在日米軍司令部副司令官、代表代理は在日アメリカ大使館公使、在日米軍司令部第５部長、在日米陸軍司令部参謀長、在日米軍司令部副司令官、在日米軍司令部参謀長、在日米軍海兵隊基地司令部参謀長の 7 人。

日本側が文官・官僚なのに対し、アメリカ側は 1 人を除き軍人ぞろりです。通常の国際協議では見られない文官対軍人の構成になっているのです。そのうえ議事録や合意文書は原則非公開です。国会への報告義務もありません。

吉田敏浩氏は、日米合同委員会には以下の密約があると指摘しています。

「民事裁判権密約」「日本人武装警官密約」「裁判権放棄密約」「身柄引渡し密約」「公務証明書密約」「秘密基地密約」「航空管制委任密約」等々です。

これらは日本の主権を侵害し、「憲法体系」「憲法を頂点とする国内法令の体系」を無視して、米軍の特権を認めるものです。その結果数々の基地被害と人権侵害が引き起こされているのです。

＊

月刊誌『世界』2021 年 9 月号掲載の『戦後日本の主権と領土――日米安保 70 年の現在』と題した古関彰一・獨協大学名誉教授の論文によれば、軍事的有事の際には、自衛隊は米軍指揮下に入る密約があると指摘しています。「1952 年７月 23 日、在日米大使と極東軍司令官とが吉田首相と直接会見して、有事の際には、米国人の単一司令

官による指揮の下に入ることを迫り、いわば口頭密約の形で、『公然たる声明もしくは文書を要求しない』ことを条件に、了解を得たことが、米統合参謀本部の公文書に残っている」と書いています。おそらくは、この通りだと思います。

この密約の下、2015 年の安保法制成立後「日米共同部」が新設されました。防衛庁は「指揮は別々」と言っていますが、全くの空言でしょう。現に「最大規模の日米共同統合指揮所演習」であるヤマサクラ 81（2021.12）などが米軍主導で実施され、「思いやり予算」は 2022 年度から 5 年で 1 兆円、財務省が軍事費の別格増額を認めるなどやりたい放題です。さらには、1 月 7 日の「日米 2+2 会議」では敵基地攻撃能力の検討を表明しているのです。これは、明らかに戦争への道に繋がります。

日米安全保障条約→日米地位協定→日米合同委員会の実態を知れば、アメリカによる軍事支配の装置は、日米合同委員会にあると分かります。しかも完全なブラックボックスだとしたら、運用の改善などできるわけがありません。自公与党と野党の一部から、日本の世論までが支持している「日米安保体制」の実態はここまできているのです。日本はアメリカの占領下にあるといっても過言ではないでしょう。

そうであるならば、日米合同委員会を規定する日米地位協定、その協定を規定する日米安保条約に立ち返って抜本改定するのが正道です。それは可能です。日米安保条約第 10 条は「……いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する」となっています。

日米安保体制を擁護する限り、戦争への道を阻止することはできません。「日米安保条約廃止」の声を上げ、日本政府に終了を通告させる運動を起こす時だと考えます。

＊

今から 58 年前の 1964 年、東京オリンピック開催直前の 9 月 8 日、米軍 F-8C クルーセイダー戦闘機が、厚木海軍飛行場を離陸直後、エンジン故障のため、滑走路北側約 1000 ㍍地点の大和市上草柳の舘野鉄工所に墜落して、工場・住居が全焼。作業中の工場主・舘野正盛さんの長男、三男、従業員の３人が即死、次男と従業員の 2 人が入院後死亡する「米軍機墜落舘野鉄工所事件」が引き起こされました。

舘野さんは、怒りに震え当時の横浜防衛施設局に責任を追及しました。結果、国は工場跡地の買い取りと代替地の提供、補償金の支払いを提案。舘野さんは不満ながらも了承しました。ところが実施段階になると、担当者を入替えて払下げ拒否に出たのです。舘野さんは、国を相手に裁判を起こし、一審では敗訴でしたが、控訴審（東京高裁）では、国から補償の見直しをさせて和解（1982 年 12 月）に至りました。この事件では画家の田島征三さんや歌手の横井久美子さんら多くの支援者と共に闘ったのが大きな力になりました。私も支援の一端に参加し、舘野さんと何度も会いました。運動を広げる会議後の交流会での舘野さんは実に楽しい「鉄工所の親父」でした。

この間、舘野さんが事あるごとに言っていたのは「日米安保条約と地位協定がある限り再び事故が起きる。安保をなくせ」でした。事故さえなければ、鉄工所の親父として地元の世話役になっていたでしょう。その舘野さんが強く呼びかけた「安保をなくせ」は、ますます今日的課題になってきていると思います。

＊

宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件をはじめ数々の国家権力による冤罪事件を考える時、国家権力による冤罪事件が戦争への道と一体になっているという重い事実に行き当たります。秘密保護法・共謀罪法を手にした国家権力がかつてない暴挙を画策する可能性が高まっていると言って過言ではないでしょう。「国家権力犯罪に“時効”はない」立場から、立ち向かわなければならないと考えます。　　（福島　清）

編集後記にかえて

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は 2013 年 1 月 29 日、①冤罪を糺す②名誉の回復③秘密法制を阻止―を主要目的に札幌で結成した。結成時幹事会は、代表＝山野井孝有、山本玉樹、幹事＝大住広人、寺沢玲子、刈谷純一、坂本和昭、橋本修二（2015 年 8 月 31 日死去）、事務局長＝福島清、同次長＝根岸正和、水久保文明。のちに奥井登代、北明邦雄（敬称略）が加わった。会員登録は最多時 324 人。

結成後の活動・成果は、発足から現在にいたる、節目、節目で刊行物にして全貌を収めているが、①の「冤罪を糺す」では本会編『引き裂かれた青春』（花伝社刊）が骨格となる成果を集約している。本事件糾明の草分け・上田誠吉著『ある北大生の受難』を補完するだけでなく、結果として監修・発展させたもので、同著共々本件究明の原典に位置づけられる。

②の名誉回復では、冤罪で退学処分となった北大生としての名誉回復を優先し、北大当局との集団交渉の場を拓き、北大が埋め込んでいた全関連資料を公開させ、冤罪の風化を防ぐ意味合いでの宮澤賞創設を引き出している。

③の「秘密法制阻止」では、安倍暴政の阻止ならず課題を残しているが、「秘密法に反対する全国ネットワーク」（2014 年 1 月 24 日結成）に参加したのをはじめ、目的を共有する広範な人たちや団体との連帯・共闘を強め今後に繋いでいる。

この間、組織活動としては 2016 年 8 月 6 日の幹事会をもって幹事会を解散した。この経緯は、記録集『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件　総資料総目録』（2018 年 1 月 29 日発行）に記録してあるが、率直にいって主要３大目的の共有は不動ながらも、当面する課題にはことごとく意見に相違が出るようになり、幹事会としての一本化が不可能に近くなったことによる。

このため、思い切って幹事会を解散し、個々の会員の自由な意思による集合体という原点に戻ることにした。この改変は、当時の幹事会 11 人のうち 7 人の賛成によって決している（反対 2，無表明 2）。以来、実務と責任を担う事務局を軸に、個々の課題ごとに意を同じくする会員が連携し合っての取組みを展開、会の名と実績を一段と発展させるべく以下のような成果を積んできている。

①の「冤罪を糺す」では、真相究明に一層の活力を込め、その成果を広く伝える出版活動に努め、本件の『国家権力犯罪に時効はない』『総資料総目録補遺 2020 年』『箇条書き総覧版』のほか、国家冤罪究明の視座から連帯する『検証　良心の自由　レッドパージ 70 年』『冤罪の構図　松川事件と「諏訪メモ」』の計５冊を刊行している。中でも『補遺 2020 年』では、埋もれていた「ポーリン・レーン手記」を完全収録し的確な解説も添えた。これは神話化されていた検挙時の状況を史実で置換えたものであり、最重要文献と位置づけられる。これら刊行にあたっては、大住広人・元幹事の協力を得たことを特記して感謝したい。

②の名誉回復では、12・8（検挙日）と 2・22（宮澤弘幸命日）の常圓寺（宮澤菩提寺）墓参を有志によって欠かさず実施、意を同じくする在京北大ＯＢの「宮澤・レーン事件を忘れない！　北大戦後世代をつなぐ OB/OG 会」との連携も積み、成果を上げている。

③の「秘密法制阻止」についても、新聞労連、平和フォーラムなど 5 団体が呼びかけた「『秘密保護法』廃止へ！実行委員会」、「共謀罪 NO!実行委員会」の呼びかけに応えて結集し、連帯・共闘を重ねている。

本会ホームページでは、本会刊行の書籍・冊子と「事務局たより」を全文公開するとともに、最近ではネットメディア「日刊ベリタ」編集委員・永井浩さん（毎日新聞外信部 OB）の協力を得て、ミャンマー問題についての号外を発行し、戦争反対を訴えている。

ただ最大の課題は、会員個々の高齢化と共に、事務局を担っている 3 人も、運動継続の気力は衰えていないものの、先が見えていることである。また前後して、発足以来長く事務局の場を借りていた千代田区労働組合の事務局も組織変更があって、本会は 2023 年秋に退去することになった。千代田区労協の支援と共闘に感謝し、事務局は福島清事務局員宅に変更している。

以て、当面は明日以降も昨日までと同様の活動を重ねていくことになるが、いずれくる次世代への引継ぎも見据え、2016 年 9 月 16 日から今日にいたる間の活動記録として「事務局たより」第 1 号から第 60 号までと 2024 年 2 月発行の号外までをまとめることにした次第である。なお、この集刷版は、本会ホームページに全文を記載し紹介している。

（事務局＝福島清、根岸正和、水久保文明）

「事務局たより」全記録

2016 年 9 月 16 日 第 1 号～2024 年 2 月 25 日 号外

2024 年 3 月 1 日　発行

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
事務局

＜制作・発行＞
福島　　清　misuzuya@jcom.zaq.ne.jp
根岸　正和　masakazu-negishi@ac.auone-net.jp
水久保文明　gold16mm@gmail.com

なお、本全記録は、本会ホームページで公開している。
http://miyazawa-lane.com/index.html

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」
再来を許すな！
秘密保護法廃止を！
北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会